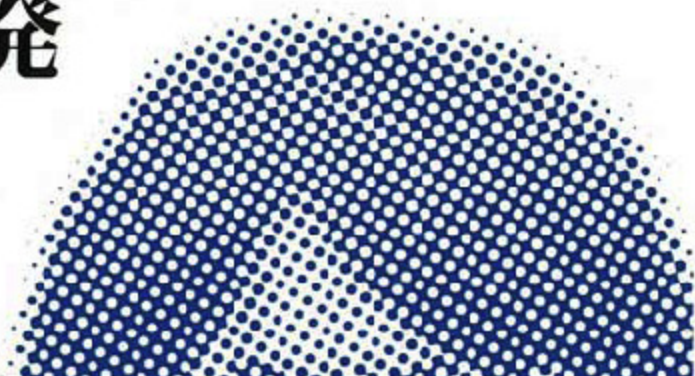


# 人権と人間開発

HUMAN  
DEVELOPMENT  
REPORT 2000



determined to reaffirm  
**Human rights and  
human development**  
faith in fundamental  
Any society committed  
to improving the lives  
of its people must also  
be committed to full  
and equal rights for all,  
the human person, in  
the equal rights of men  
and women and of  
nations large and small

FREEDOM FROM DISCRIMINATION  
FREEDOM FROM FEAR  
FREEDOM OF SPEECH  
FREEDOM FROM WANT  
FREEDOM TO DEVELOP AND REALIZE ONE'S HUMAN POTENTIAL  
FREEDOM FROM INJUSTICE AND VIOLATIONS OF THE RULE OF LAW  
FREEDOM FROM EXCESSIVE WORK AND EXPLOITATION



undp 国連開発計画



HUMAN  
DEVELOPMENT  
REPORT 2000

## 人権と人間開発

### 7つの自由

差別からの自由—ジェンダー、人権、民族、国籍、宗教による差別のないこと  
恐怖からの自由—身体の安全に対する脅威、拷問、恣意的な逮捕その他の暴力行為からの解放  
思想および表現の自由、意思決定に参加する自由、結社の自由  
欠乏からの自由—人間らしい生活水準を享受できること  
人間としての潜在能力を開発し実現する自由  
不正および法の支配に対する侵害からの自由  
搾取のないまともな仕事に従事する自由

国際協力出版会





UNDP『人間開発報告書2000（人権と人間開発）』の原本は、国連開発計画（UNDP）がOxford University Pressから英語で発行した*Human Development Report 2000*である。

著作権©2000年 国連開発計画

**UNDP 人間開発報告書 2000『人権と人間開発』（日本語版）**

監修：横田 洋三（東京大学教授） 吾郷 真一（九州大学教授）  
北谷 勝秀（UNDP上席顧問） UNDP東京事務所

発行：国際協力出版会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-58-1  
Tel：03-3372-6771 Fax：03-3372-6840

発売：古今書院

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-10  
Tel：03-3291-2757 Fax：03-3233-0303  
2000年11月1日 初版発行  
ISBN 4-906352-27-8 C1033 ¥3800E

この出版物は再生紙を利用しています。



## 日本語版に寄せて

「人間開発報告書2000」(Human Development Report 2000)の日本語版出版に際し、一言ご挨拶申し上げます。

人間開発という概念は、1990年に国連開発計画(UNDP)が初めて「人間開発報告書」を発表し、その中で開発援助の目的を、ひとりでも多くの人々が人間の尊厳にふさわしい生活ができるように手助けすることであると位置づけ、そのうえで、国の開発の度合いを測定する尺度として、1人当たりGDP、平均寿命、就学率、識字率を基本要素として、これらを独自の数式に基づいて人間開発指数(HDI)として指数化したことに始まります。

以来、UNDPは毎年異なるテーマのもとに人間開発報告書を発表し、それぞれのテーマに沿って人間開発のあり方を問題提起し、国際社会の議論を常にリードしてまいりました。この間、1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議をはじめ、94年のカイロでの国際人口開発会議および95年のコペンハーゲンでの社会開発サミットなどを通じ、人間開発という概念は国際的にも幅広く受け入れられ、今や定着した概念となりつつあります。わが国政府開発援助の基本理念のひとつにも、人間中心の開発を進めることが挙げられております。

今年の間開発報告書のテーマは、「人権と人間開発」であります。市民的権利・政治的権利と経済的権利・社会的権利を表裏一体のものとして捉え、人権問題を初めて開発問題と複合的に絡めて議論を進めている点が画期的であります。

本書が、人権と人間開発のあり方のみならず、広く国際協力の今後のあるべき方向性について再考する格好の機会を提供してくれるものと確信しております。

2000年10月

外務省経済協力局長  
飯村 豊

## はじめに

人権擁護は、国連憲章と世界人権宣言の両方に明確にうたわれているように、国連の不可分な使命となっている。しかし冷戦期の時代には、開発とのかかわりにおいて人権の概念について真剣に議論される場合に、政治的レトリックによってゆがめられることがあまりにも多かった。市民的権利・政治的権利と、経済的権利・社会的権利とは、表裏一体をなすものとみなされず、世界の将来にとっては競合するビジョンとみなされていた。

今日、我々はそのような議論から脱却し、これらが密接に結びついているということを広く認識するに到っている。メアリー・ロビンソン国連人権高等弁務官が我々にたびたび注意を喚起しているように、目標は、あらゆる人権、すなわち市民的、文化的、経済的、政治的、社会的権利をあらゆる人々に実現することである。基礎教育や保健医療を受けることができ、住居や雇用が保証されることは、政治的権利・市民的権利と同様に人間の自由にかかせないものである。このような理由から、人間開発と人権の複雑な関連を明らかにすることを目的とした報告書を編纂する機が、今まさに熟したといえる。

今年の間開発報告書では、その成果が例年同様まったく自由な独立した立場で書かれており、さまざまな議論を惹起する内容となっている。しかし本報告書は、「人権は開発の報酬である」という時折見受けられる主張を、はっきりと否定している。むしろ人権は人間開発の達成にとって不可欠なものである。あらゆる男女が平等に社会に参加する権利、すなわち政治的な自由があって初めて、人間は経済的自由の恩恵を真に享受できるのである。そのために必要な経済成長を創出するうえで最も重要なステップは、透明性の高い、説

明責任のある有効な組織・司法制度を確立することである。人は自らが何らかの関係があり決定に参画できると感じたとき、初めて開発に全精力を傾ける。権利が人間をよりよき経済主体に変身させる。

ただし、国が単に経済的権利・社会的権利を言葉の上で認めるだけでは、明らかに不十分である。健康と雇用を法律で制定することはできない。それらを提供するには十分に強力な経済が必要である。そして強力な経済を確立するためには、経済活動に従事する人々が必要である。人は自らの労働の果実を享受する、つまり、公正な報酬や家族のための教育と保健医療などのために働く。人々は富を築き、報われることになる。しかし、もし再度、彼らの労働が報われないことになれば、人は労働の意欲を失うことになる。このように経済的権利・社会的権利は、強力な経済的誘因であると同時に、報酬でもある。

持続可能な人間開発を実現するために、人権という広い視点を組み入れなければならない理由がここにある。この2つの概念を原則として掲げるのみならず実践面でも追求して初めて、人権と人間開発は互いに補強し合う好循環を築くのである。近年、多くの国が、人権面で著しい向上を遂げた。今では大多数の国が政治的、経済的、社会的、文化的権利に関する中核的な規約および条約を批准し、それらの実施に向けて努力している。

しかし、法律面の前進が必ずしも真実を語り尽くしているわけではない。貧しいということは、力がなく弱いことを意味する。開発途上国の都市の人口密集地区では、子供たちは依然として苦しい生活を強いられている。また紛争に巻き込まれた難民や、平等と自由がいまだに否定されている社会に暮らす女性も、身体的、精神的な脅威と隣



り合わせで毎日を送っている。そして1日1ドル未満で生活している世界12億の人々のほとんどは、最も基本的な人間の安全保障すら保証されていない。したがって、冷戦の終結に伴う人権の進展は、大きな突破口とはなつたものの、これらの人々にとっては、まだくさびの細い先端が打ち込まれたに過ぎず、彼らの生活の質に何の変化ももたらしていないのである。

本報告書は世界各地のひどい人権侵害の実例を数多く引用し、検討しているが、その目的は人権

侵害における最悪の首謀者たちを法律に従って順位づけることではない。むしろ、人権を中心とした人間開発と貧困撲滅へのアプローチがグローバルな課題としてしっかりととり込まれるよう、具体的な行動がとられることを意図したものである。私は本報告書がこの目的を立派に果たしたと確信している。執筆者、特に今回の『人間開発報告書』が最後となったリチャード・ジョリー氏に心から拍手を送る。

*Mark Mallon Brown*

マーク・マロク・ブラウン

本報告書に示されている分析ならびに政策提言は、必ずしも国連開発計画（UNDP）やUNDP執行理事会、あるいは加盟国の見解を反映しているわけではない。本報告書はUNDPの委託を受けて作成された独立した刊行物であり、著名なコンサルタント、顧問および人間開発報告書作成チームが力を結集して行った作業の成果である。総裁特別顧問のリチャード・ジョリーおよび人間開発報告書事務局ディレクターのサキコ・フクダ・パーがこの作業を主導した。

## 『人間開発報告書2000』作成チーム

首席コーディネーター Richard Jolly (リチャード・ジョリー)

### UNDPチーム

ディレクター：Sakiko Fukuda-Parr

ディレクター代理：Selim Jahan

メンバー：Christian Barry,

Sarah Burd-Sharps,

Haishan Fu,

Petra Mezzetti,

Laura Mourino-Casas,

Omar Noman,

Andreas Pfeil,

Kate Raworth,

David Stewart

(協力) Håkan Björkman,

Marixie Mercado,

Nadia Rasheed,

Gül Tanghe-Güllüova

編集：Bruce Ross-Larson

デザイン：Gerald Quinn

### 諮問委員会

Philip Alston, Sudhir Anand, Abdullahi A.

An-Na'im, Radhika Coomaraswamy, Meghnad

Desai, Ayesha Dias, Cees Flinterman,

Jayati Ghosh, Leo Goldstone, Savitri

Goonesekere, Maria Green, Julia Häusermann,

Nadia Hijab, Scott Leckie, Juan E.

Mendez, Vitit Muntarbhorn, Makau Mutua,

Kassie Neou, Roger Normand, Joseph Oloka-

-Onyango, Siddiq-Martini R. Osmani, Paulo

Sergio Pinheiro, Pablo Rodas, Amartya Sen,

A. K. Shiva Kumar, Darko Silovic

人間開発指数改訂：Sudhir Anand,

Amartya Sen

## 謝 辞

本報告書は、多くの方々や機関の支援と協力がなければ、完成をみなかったであろう。

人間開発報告書作成チームは、Mary Robinson国連人権高等弁務官、Bertrand Ramcharan副高等弁務官およびそのスタッフ、特にStefanie Grant and Sylvie Saddierと緊密な協同作業ができたことにとりわけ感謝している。作成チームはまた、第1章の筆者として本報告書の概念的な枠組みを提供してくださったAmartya Sen教授に謝意を表したい。

### 外部諮問委員会

本報告書は、次の著名な専門家によって構成される外部諮問委員会より示唆に富んだ助言および指導をいただいた。Shin-ichi Ago, Medea Benjamin, Charlotte Bunch, Antonio Cancado-Trindade, Clarence Dias, Mohammed Fayek, Thomas Hammarberg, Ann Christine Hubbard, Stephen Marks, Simon Maxwell, Malini Mehra, Solita Monsod, Aryeh Neier, Barney Pityana, Gita Sen, Arjun Sengupta, Paul Streeten, Laila Takla, Katarina Tomasevski and Danilo Türk. また統計に関する諮問委員会の次の方々にもお世話になった。Jean-Louis Bodin, Paulo Garonna, Denise Lievesley, Angela Me, Darryl Rhoades, Alain Tranap, Willem de Vries.

### 寄稿者

人権と人間開発に係わるテーマ別問題および各地域における経験の分析に関し、多くの参考研究論文が作成された。こうした論文を寄稿してくださったのは次の方々である。M. M. Akash, Philip Alston, Sudhir Anand, Abdullahi A. An-Na'im, Radhika Coomaraswamy, Jorge Correa Sutil, Meghnad Desai, Ayesha Dias, Bahey El-Dir Hassan, Cees Flinterman, Jayati Ghosh, Leo Goldstone, Felipe Gonzalez

Morales, Savitri Goonesekere, Maria Green, Julia Häusermann, Nadia Hijab, Asma Khader, Scott Leckie, Sandra Liebenberg, Juan E. Mendez, Vitit Muntarbhorn, Makau Mutua, Irina Nemirovsky, Kassie Neou, Roger Normand, Martha Brill Olcott, Joseph Oloka-Onyango, Siddiq R. Osmani, Andrés E. Pérez, Paulo Sergio Pinheiro, Pablo Rodas-Martini, Rocio Rosero Garcés, Jean Rubaduka, Akmal Saidov, Johan Saravanamuttu, Amartya Sen, A. K. Shiva Kumar, Darko Silovic, Noël Twagiramungu, Polly Vizard.

下記の多くの機関が一連のデータその他の調査資料を惜しみなく提供してくださった。二酸化炭素情報分析センター、災害疫学研究センター、欧州長距離大気汚染物質監視・評価計画、国連食糧農業機関、列国議会同盟、国際農業開発基金、民主主義および選挙支援国際研究所、国際戦略研究所、国際労働機関、国際通貨基金、国際移住機関、国際電気通信連合、国連エイズ合同計画、ルクセンブルグ所得研究、国連難民高等弁務官事務所、経済協力開発機構、ストックホルム国際平和問題研究所、国連社会開発人道問題センター、国連児童基金、国連貿易開発会議、国連経済社会局、国連女性向上部、国連アジア太平洋経済社会委員会、国連西アジア経済社会委員会、国連アフリカ経済委員会、国連欧州経済委員会、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会、ユネスコ、国連人口部、国連社会開発調査研究所、国連統計部、世界銀行、世界保健機関、世界貿易機関、世界資源調査研究所。

### UNDP内の校閲者と諮問委員会

UNDPの同僚からは、原稿執筆の段階で非常に有益な意見、示唆、および情報の提供を受けた。特に次の方々にお礼を申し上げたい。Adel Abdellatif, Dominique Aitouyahia-McAdams,



Omar Bakhet, Jamal Beromar, Stephen Browne, Nilufer Cagatay, Edmund Cain, Nikhil Chandavarkar, Shabbir Cheema, Bertrand Coppens, Djibril Diallo, Hans d'Orville, Elizabeth Fong, Walter Franco, Marit Gjelten, John Hendra, Noeleen Heyzer, Nay Htun, Abdoulie Janneh, Macharia Kamau, Inge Kaul, Normand Lauzon, Thierry Lemaesquier, José Carlos Libanio, Carlos Lopes, Kamal Malhotra, Abdoulaye Mar Dieye, Elena Martinez, Jan Mattsson, Saraswathi Menon, Hamed Mobarck, Jana Ricasio, Rebeca Rios-Kohn, Jordan Ryan, Mia Seppo, Nessim Shallon, Rosine Soricoulbaly, R. Sudarshan, Antonio Vigilante, Eimi Watanabe, David Whaley, Caitlin Wiesen-Antin, Kanni Wignaraja, Oscar Yujnovsky, Agostinho Zacarias.

#### さまざまな助言

多くの方々がさまざまな会議に参加してくださいました。国連機関との会議にはGonzalo Abad, Francoise Belmont, Peter Crowley, Virginia Leary, Lars Ludvigsen, Themba N. Masuku, Steven Oates, Steven Olejas, Reinaldo Figueredo Planchart, Norman Scott, Lee Swepston, Andrew Whitley, Daniel Wiklerの各氏が参加しました。人権指標に関する協議にはIgnacio Aymerich, David Cieslikowski, Gerhard Haensel, Ellen Hagerman, Stephen Hansen, Aart Kraay, Richard Leete, Patrick Molutsi, Goro Onojima, Ali Piano, Massimo Tommasoli, Joann Vanekの各氏が参加しました。人間開発を前進させるための協同研究推進に関してはHalis Akder, Robert Greener, Ricardo Henriques, Jong-Wha Lee, Osman M. Osman, Gustav Ranis, Frances Stewartの各氏が参加しました。企業と人権に関してはRon Berenbeim, Rainer Braun, Johanna Breman, Jonathan Cohen, Amy Davidsen, Arvind Gamesan, Lauren Goldblatt, Scott Greathead, Elizabeth Howard, Kiku Loomis, David Lowry, Wendy Rhein, Bob Turner, Larry Walsh, Joanna Weschlerの各氏が参加しました。

本報告書作成にあたり意見をうかがった多くの方々から貴重な助言、情報、および資料を提供してくださいました。紙数の制限があり、すべての名前をあげることにはできませんが、次の方々の貢献に対し、とりわけ感謝したい。Yasmin Ahmad, Özer Babakol, Shaida Badiee, Maria Baquero, Hazel Bennett, Douglas Bettcher, Yonas Biru, Tom Boden, Adam Bouloukos, Brigitte Brandt, Ewa Brantley, Mathieu Brossard, Claude Cahn, Rolf Carriere, Vittoria Cavicchioni-Molcard, Shao-hua Chen, Noam Chomsky, S. K. Chu, Alice Clague, Adam Cohen, Patrick Cornu, Carlos Correa, David Donat-Cattin, Marie-Therese Dupre, Graham Duffield, Julian Fleet, Julio Frank, Lisa Frederiksson, Judy Gearhart, Patricia Georget, Dorota Gierycz, Peter Gleick, Erlinda Go, Emmanuel Guindone, Kul Guntham, Björn Hagelin, Katherine Hagen, Brigitte Ham, Abrar Hasan, Michael Henriques, Bela Hovy, Kareen Jabre, Phil James, Bruce Jones, Gareth Jones, Urban Johnson, Alex Julca, Georg Kell, Alison Kennedy, Shulamith Koenig, Miloon Kothari, John Langmore, Todd Larson, Paul Gordon Lauren, Elisa Levy, Myriam Linstler, Nyein Nyein Lwin, Serguei Malanitchev, Carolyn McAskie, Caroline Michellier, Zafir Mirza, Roeland Monasch, Srdan Mrkic, Aimée Nichols, David Nyheim, Rosario Pardo, David Patterson, Rachel Pedersen, Tatjana Peric, Thomas Pogge, Kiernan Prendergast, Will Prince, Agnès Puymoyen, Sonya Rabeneck, Sadig Rasheed, Socarro Reyes, Wolfgang Rhombert, Santiago Romero, Kenneth Roth, Karl Sauvart, Bernhard Schwartländer, Simon Scott, Hy Shellow, Henry Shue, Elizabeth Sköns, Timothy Smeeding, Herbert Spierer, Louise Spierer, Petter Stålenheim, Elissavet Stamatopoulou-Robbins, Romila Sudhir, Eric Swanson, Kari Tapiola, Gordon Telesford, Jessica Vivian, Michael Ward, Tessa Wardlaw, Aurelie von Wartensleben, Kevin Watkins, Patrick Werguin, Siemon Wezeman, Robin

White, Robert Wintemute, Mania Yannarakis, Ann Zammit.

#### 管理上・事務作業上の支援

本報告書作成に関する管理・事務上の支援をOscar Bernal, Wendy Chen, Renuka Corea-Lloyd, Rekha Kalekar, Chato Ledonio-O'Buckley, Aida Liza-Mayor, Stephanie Meade, Maria Regina Milo, Emily Whiteの各氏からいただきました。

国連プロジェクトサービスからはかけがえのない運営管理上の支援をいただきました。特に次の方々にお礼を申し上げます。Oscar Hernandez, Liliana Izquierdo, Maarten Poolman and Ingolf Schuetz-Mueller.

本報告書の作成にあたっては、実習生の皆さんの献身的な協力をいただきました。Ana Budin, Ali Buzurukov, Hyung Go, Vivian Herrera, Claes Johansson, Hoster Lifalaza Behi, Christopher Pinc, Danny Sriskandarajahに感謝したい。

#### 編集、製作、翻訳

また昨年までと同様、編集とプリプレス製作作業は、コミュニケーションズ・ディベロップメン

ト社の次の方々をお願いした。同社のBruce Ross-Larson, Fiona Blackshaw, Carole-Sue Castronuovo, Garrett Cruce, Terrence Fischer, Wendy Guyette, Walter Hemmens, Megan Klose, Daphne Levitas, Molly Lohman, Alison Strong and Elfranko Wessels.また翻訳、デザイン、流通業務についてはElizabeth Scott Andrews, Maureen Lynch, Hilda Paquiにお世話になった。



総裁への助言をはじめ、最終原稿の読者となってくださった次の方々にご心より感謝したい。Philip Alston, Anne Bayefsky, Radhika Coomaraswamy, Meghnad Desai, Stefanie Grant, Paul Hunt, Bruce Jenks, Barney Pityana, Rebeca Rios-Kohn, Jordan Ryan and Joanna Weschler

最後に、執筆者一同は本報告書作成を全面的に支援し、強力で知的なリーダーシップを発揮してくださったUNDPのMark Malloch Brown総裁に格別の謝意を表したい。

ご支援くださったすべての方々に感謝しつつ、執筆者は本報告書で表明された意見についての全責任を負うものである。



# 目次

---

概観

人権と人間開発—自由と連帯をめざして— 1

---

世界人権宣言 19

---

人権と人間開発の用語の定義 21

---

第1章

人権と人間開発 25

- 共通の動機と基本的な両立性 25
- 人権が人間開発に付加するもの 27
- 人間開発が人権に付加するもの 30
- 人権にともなう義務の特質 32
- 前進し続ける人権への闘い 35

---

第2章

人間の自由に向けた闘い 38

- それでも道のりは遠い 39
- 差別からの自由—平等実現のために— 41
- 欠乏からの自由—人間らしい生活水準のために— 44
- 個人の潜在能力を開発する自由 45
- 恐怖からの自由—個人の安全への脅威からの解放— 46
- 不正からの自由 48
- 参加・表現・結社の自由 50
- 搾取のないまともな仕事に就ける自由 52
- 人権をめぐる新しい問題 55
- 参考資料：高まる人権への取り組み 58

---

第3章

包括的な民主主義は人権を守る 70

- 人権と民主主義の絆 70
- なぜ、どのように一部の「民主国家」は人権を侵しているのか 74
- 政策による対応—包括的民主政治による人権推進— 80

---

第4章

貧困に立ち向かう人々に力を与える人権 93

- 貧困から脱却するための目的と手段としての権利と能力 94
- 国家の義務と説明責任—そして発展— 98
- 資金と経済成長—人権を実現するための手段— 102
- グローバルな正義—貧困者重視の世界秩序形成における国家および国家以外の行為主体の義務と責任— 105
- 貧困に立ち向かう貧しい人々に力を与える人権 111

---

第5章

指標や指数を使って人権の説明責任を求める 114

- 説明責任の確立 114
- なぜ統計が必要か 115
- 指標や指数の構築—開発から人権へ— 116
- 人権の尊重、保護、実現 120
- 主要原則と適切な行動 123
- 人権確立の保証 131
- 行為主体の特定 134
- データ収集に向けた前進 136
- 参考資料：人権および人間開発の進展の評価 141

---

第6章

人間開発における人権の推進 145

- 国内行動の優先順位 145
- 国際行動の優先順位 155
- 21世紀への未来像を実現するための行動 165

---

参考文献 167

---

特別寄稿

- 21世紀の人権と介入／コフィ・アナン 40
- 民主制度への移行と人権／オルセグン・オバサンジョ 72
- 普遍性と優先順位／メアリー・ロビンソン 146

---

— 囲み記事 (BOX) —

- 2.1 女性の権利獲得のための長い闘い 42
- 2.2 民主主義の進展 50
- 2.3 貧困者に力を与える—政治活動と人々の動員— 51
- 2.4 国際的な労働者の権利の確立 54
- 2.5 HIV/エイズ対策に不可欠な人権尊重 56
- 3.1 恥を知らしむる力—人権NGOの武器— 73
- 3.2 西欧における移民および少数民族に対する人種差別 75
- 3.3 殺人も残されたメッセージを封じ込めることはできなかった 76
- 3.4 横の不平等と紛争 78
- 3.5 笑いと忘却の重要性 79

3.6	少数民族の権利と横の不等—ベルギーとスイスにおける議会の対応—	81
3.7	アジアの価値観	82
3.8	民族暴動に対するマレーシアの対応—横の不等への取り組み—	82
3.9	残忍な過去から開かれた社会への移行—南アフリカとカンボジアの場合—	85
3.10	アルゼンチンとエルサルバドルにおける法の支配の強化	86
3.11	構造調整は誰のもの—インドにおける権利への取り組み—	88
3.12	経済政策におけるジョン・ル・カレ流アプローチ—密かな構造調整—	89
4.1	貧困、人権、人間開発	93
4.2	民主主義—帆船を回遊する行動—	95
4.3	経済的、社会的、文化的権利の獲得への市民的、政治的権利の活用	96
4.4	次世代の権利を確保する能力の構築	98
4.5	基本的な社会サービスに対する公共支出の不足と偏り	101
4.6	グローバル企業の人権に対する説明責任	103
4.7	世界経済の恵みから取り残された貧困国	106
4.8	グローバルな正義—公平性と自己利益の相反する価値を調整する—	107
4.9	人権保護をTRIPS協定に組み入れる	108
4.10	社会条項—労働者の権利に対する万能薬ではない—	109
4.11	国際貿易、人権、環境協定	110
5.1	取り扱い注意	116
5.2	自由度指数—時代的手段となり得たか—	117
5.3	問題の陰に隠れた部分を見るために統計を利用する	118
5.4	人間開発指数の利用と濫用	119
5.5	相違に関する神話を—掃する	120
5.6	データの欠如がデータを提供するとき	121
5.7	冷酷な政策を明らかにし、説明責任を生じさせる統計	122
5.8	権利を貫く法的規範	123
5.9	国民に論争を起こさせる統計の力	124
5.10	予算の中味を解き明かす	126
5.11	達成基準を設定する—進歩の適切な速度について合意するために—	128
5.12	加えられた暴力に対する救済策なし—グアテマラのストリートチルドレン—	131
5.13	マアルを監視する—統計で遊ぶのではない—	136
5.14	人権国際説明責任指数に向けて	139
6.1	離婚におけるジェンダー差別の終結—エジプトにおける法的前進—	148
6.2	ヨルダンにおける「名誉殺人」禁止の法律制定	148
6.3	子どもの権利—言葉を行動に移す—	151
6.4	女性の人権を勝ち取るための連携	152
6.5	特殊なニーズをもつ人々の権利のための連合—障害者インターナショナル—	153
6.6	政府に圧力をかける—ブラジルの全国人権行動計画—	153
6.7	民間企業の初等教育義務化支援運動	155
6.8	紛争が少しでも減るように—FEWER：早期警戒システムのためのネットワーク—	159
6.9	国際刑事裁判所規程を率先して実施するアフリカ諸国	161
6.10	欧州における人権推進のための地域構想	162
6.11	磨いていないダイヤモンド—アンゴラ内戦における制裁失敗の「世界の証人」—	164

## BOX表

5.14	人権国際説明責任のための指標	139
------	----------------	-----

## 表

2.1	特定OECD国における所得貧困	44
2.2	特定国におけるレイプの平均刑期	46
2.3	親密なパートナーから身体的暴力を受けている女性	47

2.4	中核的なILO条約の批准数	53
2.5	奉公人として働く児童の数	55
参考資料表：A2.1	人権に関する国際協定の現状	62
参考資料表：A2.2	基本的労働条約に関する現状	66
参考資料表：A3.1	真実和解委員会—特定国のもの—	92
4.1	1人当たり年平均GNP成長率による国分布	105
4.2	3組の国際法の比較対照	112
5.1	地方自治体は文化振興への参加促進政策をもっているか	130
5.2	裁判は遅滞なく公平に行われているか	130
5.3	エクアドルにおける健康権の実現—国家の義務を評価する—	132
5.4	インドにおける初等教育権の実現—行為主体達は義務を果たしているか—	135

## 図

2.1	サービス利用に関する民族による差別	42
2.2	所得間格差—豊かな人に手厚い公共サービス—	43
2.3	都市・農村格差—農村地域で利用しにくい保健医療サービスと安全な水—	43
2.4	民族によって異なる平均寿命	44
2.5	地域によって異なる所得貧困	44
2.6	富裕層と貧困層では異なる乳児死亡率	46
2.7	男女によって異なる就学率	46
2.8	減少する労働組合員	55
4.1	所得による差別—公共支出と補助金の受取額の少ない最貧困層—	100
4.2	所得の低成長	105
4.3	急速な輸出の伸び、シェアの変化	107
5.1	人種による差別—南アフリカの教育—	125
5.2	平均値を細分化することで差別が明らかになる	125
5.3	資金と人間貧困—先進国間の比較—	125
5.4	ネパールにおける基礎的な保健医療・教育への優先的な予算割当	125
5.5	ボリビアにおける進歩を測定する達成基準の設定	128
5.6	異質に対する不寛容—米国における憎しみによる犯罪—	133
5.7	通常は報告されない女性の虐待	138
6.1	人権促進のための規範、制度、法的枠組み、経済環境を確立するためのネットワークを構築する：人権活動における比較優位性	164

## 指標目次

『人間開発報告書』の統計資料について	180
指数がとらえる人間開発の諸相	187

## 人間開発をモニタリングする—人々の選択肢の拡大—

1	人間開発指数	198
2	ジェンダー開発指数	202
3	ジェンダー・エンパワーメント指数	206
4	開発途上国の人間貧困状況	210
5	OECD、東欧、CISの人間貧困の状況	213
6	人間開発諸指数の比較	215
7	人間開発と1人当たり所得の動向	219



8	人間開発と経済成長の動向	223
---	--------------	-----

---

## II 健康で長生きするために

---

9	生存状況の向上	227
10	保健医療の状況	231

---

## III 知識を得るために

---

11	教育状況	235
12	情報の利用	239

---

## IV 人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

---

13	経済実績	243
14	マクロ経済構造	247
15	資金の流れ	251
16	資金の利用	255
17	DAC加盟国からの援助の流れ	259

---

## V 次世代のために

---

18	受取国別援助と債務状況	260
19	人口動態	264
20	エネルギーの利用	268
21	環境状況	272
22	環境管理	276

---

## VI 人間の安全保障を図る

---

23	食糧の確保と栄養摂取状況	278
24	雇用の確保	282
25	政治生活の状況	284
26	犯罪	288
27	個人の不幸・災難	292

---

## VII そしてすべての女性と男性の平等を達成する

---

28	ジェンダーと教育	296
29	ジェンダーと経済活動	300
30	ジェンダー：労働量と時間配分	304
31	女性の政治参加	305

---

## 32 他の国連加盟国の基本指標 309

---

テクニカルノート	310
基本統計資料	315
指標項目の定義	317
各国の分類	323
指標項目一覧	327
国別・地域別「人間開発報告書」一覧	330
各国の人間開発順位	331

---

AIDS	エイズ（後天性免疫不全症候群）
CAT	拷問及びその他の残虐、非人道的又は品位を傷つける取り扱い、又は刑罰を禁止する条約（拷問禁止条約）
CEDAW	女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃条約（女性差別撤廃条約）
CIS	独立国家共同体
CRC	子どもの権利条約
ECOSOC	国連経済社会理事会
EU	欧州連合
GATT	関税貿易一般協定
GDI	ジェンダー開発指数
GDP	国内総生産
GEM	ジェンダー・エンパワーメント指数
GNP	国民総生産
HDI	人間開発指数
HIPC	重債務貧困国
HIV	ヒト免疫不全ウイルス
HPI	人間貧困指数
ICCPR	市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）
ICERD	あらゆる形態の人種差別撤廃国際条約（人種差別撤廃国際条約）
ICESCR	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）
ILO	国際労働機関
IMF	国際通貨基金
NGO	非政府組織
ODA	政府開発援助
OECD	経済協力開発機構
PPP	購買力平価
TRIPS	貿易関連知的所有権に関する協定
UNCTAD	国連貿易開発会議
UNDP	国連開発計画
UNESCO	ユネスコ（国連教育科学文化機関）
UNICEF	ユニセフ（国連児童基金）
UNIFEM	国連女性開発基金
WHO	世界保健機関
WTO	世界貿易機関



## 概観

## 人権と人間開発—自由と連帯をめざして—

人権と人間開発は、共通のビジョンと共通の目的、つまりあらゆる場所にいるあらゆる人々に自由、福利、尊厳を保障することをめざしている。具体的には、次のような自由の保障である

- ・差別からの自由—ジェンダー、人種、民族、国籍、宗教による差別がないこと
- ・欠乏からの自由—人間らしい生活水準を享受できること
- ・人間としての潜在能力を開発し実現する自由
- ・恐怖からの自由—身体的安全に対する脅威、拷問、恣意的な逮捕、その他の暴力行為からの自由
- ・不正および法の支配に対する侵害からの自由
- ・意思決定に参加する自由、思想および表現の自由、結社の自由
- ・搾取のない、まともな仕事に従事する自由

20世紀の輝かしい業績の一つに、人権の進展がある。1900年の時点では、全世界の人口の半数以上が植民地支配の下で生活し、すべての国民に選挙権を認めていた国は一つもなかった。今日、世界人口の約4分の3は民主体制の下で暮らしている。また、人種、宗教、ジェンダーによる差別の撤廃、さらに学校教育を受ける権利および基本的な保健医療を受ける権利も、著しく前進した。

1948年に世界人権宣言が採択され、歴史はじまって以来初めて、人権を保障することが全世界の責任であると認められた。今日、市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利に関連する六つの主要な規約ないし条約のうち、一つを除きすべてが140以上の国によって批准されている。また、労働権に関する七つの主要条約のうち、一つを除いてすべてが125カ国以上によって批准されている。道のりはまだ遠いが、それでも進歩には目を見張るものがある。

21世紀に予測される地球規模の相互依存関係のいっそうの進展は、新しい時代の到来を告げている。複雑に絡み合う政治と経済は、強力な新しい行為主体（アクター）の台頭と相まって、新しい機会を人類に開いている。また、すべての人の基本的自由の保障、つまり、すべての国のすべての人権をめざした制度、法律、そしてそれを可能とする経済環境を整備するための、将来を見据えた取り組みが求められている。

個人、政府、非政府組織（NGO）、企業、政策立案者、多国籍組織、これらすべては、グローバルな資源の潜在的な能力、並びに技術、ノウハウ、ネットワークの将来の可能性を、社会的仕組みへと転換する役割を担っている。その社会的仕組みとは、基本的自由をただ

あらゆる文明に共通した特徴は、人間の尊厳と自由を尊ぶ精神である。



端的に言えば、人間開発は人権の実現に不可欠であり、人権は包括的な人間開発に不可欠だということである。

口先で唱えるのではなく、あらゆる場所で真に推進させるものでなければならない。

貧富を問わず、多くの国が、人権推進と人間開発に取り組む新たな動きをすでに見せている。南アフリカはアパルトヘイトに決別して以来、開発戦略の中核に人権を据え、世界で最も先進的な部類に入る人権擁護体制を築いた。世界最大の民主国家、インドでは、あらゆる市民が無償で教育と基礎医療を受ける権利も持っているとの判断を最高裁判所が示した。欧州は、欧州評議会と欧州裁判所の設置という先駆的アプローチによって、人権を主な優先課題と位置づけている。

あらゆる文明に共通した特徴は、人間の尊厳と自由を尊ぶ精神である。どのような宗教も文化的伝統もこの理想を高く掲げている。しかしながら歴史を通じて人間の尊厳と自由は侵され続けてきた。人種差別、性差別、権威主義、排外主義などの社会は存在せず、人々は尊厳と自由を奪われてきた。迫害、不正、差別との闘いはあらゆる地域と文化に見られる。その闘いは今日もなお、貧富の差を問わず、すべての国で続いている。

人間の自由は、人権と人間開発に共通した目的であり、また共通の動機づけにもなっている。人権運動と人間開発のための運動は、これまでそれぞれ異なった伝統と戦略をもってきた。両者をいっそう広い連携の下に統合することにより、それぞれが新しいエネルギーと力を相手に与えることができる。

人権と人間開発は、ともに基本的自由の保障にかかわるものである。人権とは、最悪の虐待や剥奪状況から人間を守り、尊厳ある生活を営むための自由を保障する社会的仕組みを要求する権利を万人がもっている、という大胆な考えを表明したものである。

一方、人間開発は、人間の能力を高めていくプロセスである。つまり各人が尊厳と価値のある生活を送ることができるよう、選択肢と機会の幅を拡げることである。人間開発と人権がともに前進するとき、両者は互いを強化し合い、人間の能力を拡大しながら、人権と基本的自由を守ることができるのである。

1990年代まで、人間開発と人権は理念と行動の両方において、平行線をたどってきた。人間開発の分野は主に経済学者、社会学者、政策立案者が中心となり、人権は政治活動家や弁護士、哲学者が主体となってきた。そして、それぞれが異なった分析・行動戦略を進めてきた。一方は経済的、社会的進歩を、もう一方は政治的圧力、法改正、倫理的観点からの問題提起を追求してきた。しかし現在、両者は理念と行動の両方において似通ってきており、人間開発の課題と人権の課題の境はなくなりつつあり、どちらに対しても政治的支援が強化され、協力と連携の新たな機会が芽生えている。

人権は開発という課題に価値を付加することができる。人権は、すべての人の人権の尊重や保護と、その実現のための説明責任に注意を向けさせる。人権の伝統は、自由と人間開発を確保する手段としての法的手法や制度、つまり、法律や司法、訴訟手続きの利用を可能とする。

人権はまた、人間開発の目標に道徳的な正統性と社会正義の原則をも賦与する。こうした人権の視点は、最も権利を剥奪され阻害されている人々、特に差別によって人権剥奪の憂き目に遭っている人々へと優先順位を組み換えるのに役立つ。また開発という課題の一つとして、すべての人々にとって情報と政治的発言力が必要であるとの認識を促し、さらに開発プロセスには欠くことのできない市民的、政治的権利にも関心を向けさせる。

一方、人間開発は人権の実現に動机的な長期的展望をもたらす。それは、人権が実現可能な、あるいは脅かされる社会経済的状況というものに、注意を向けさせる。

人間開発の概念と手法は、人権の実現を阻む経済面、制度面の制約について組織的な評価をするとともに、制約の克服に利用できる資源や政策についても同様の役割を果たす。したがって人間開発は、人権確立のための長期戦略の構築に貢献することになる。

端的に言えば、人間開発は人権の実現に不可欠であり、人権は包括的な人間開発に不可欠だということである。

人権と人間開発は、20世紀に過去に類を見ないほど大幅な躍進を遂げたが、それでもなお未解決の課題が山積している。

人権と人間開発のめざましい進歩は、第2次世界大戦の惨劇のあとに到来した。1945年の国際連合憲章に続き、1948年には世界人権宣言が採択され、人間の自由の実現を国際的に誓う新しい時代が幕を開けた。そ

の誓いとは次のようなものであった。

- ・万人の平等を柱とした、人権の普遍性を強調する。
- ・人権の実現を人類全体の目標として認識する。
- ・万人のためにすべての権利—すなわち、市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利—を明確に表す。
- ・基準の設定、国際法の確立、実施状況の監視を行う機関（ただし強制力をもたない）を含めた人権を促進する国際システムを創設する。
- ・国際法に定められた人権に関する義務と誓約について、国家の説明責任を明確化する。

人権に関する国際条約制定の努力も続けられた。しかし冷戦によって二極化した世界では、人権について論ずることは政治の宣伝道具へと格下げされてしまった。西側諸国は市民的、政治的権利を強調し、社会主義諸国がこれらの権利を否定していると非難した。他方、社会主義諸国（そして多くの開発途上国）は、経済的、社会的権利を強調し、最も豊かな西欧諸国が国民全員にこうした権利を保障することもできないでいると非難した。そして1960年代に二つの別々の人権規約が誕生した。一つは市民的、政治的権利について、もう一つは経済的、社会的、文化的権利について規定したものである。

1980年代になると、女性運動や児童擁護運動、さらには市民社会による活発な活動に推進されて、国際的な関心と行動の重要性が改めて強く強調されるようになった。その結果、女性差別撤廃条約（CEDAW）が1979年に調印され、その10年後に

人権に関する国際条約制定の努力も続けられた。しかし冷戦によって二極化した世界では、人権について論ずることは政治の利害の宣伝道具へと格下げされてしまった。



子どもの権利条約が採択された。

1986年には発展の権利に関する宣言が採択された。さらに1993年のウィーン世界人権会議では、いっそう踏み込んだ公約が掲げられた。それを受けて、国連人権高等弁務官が任命され、国際的にも、各国内でも人権擁護活動が活発に行われるようになった。

1990年代末にはさらに新しい進展が見られた。

- ・1998年に国際刑事裁判所設立条約が採択され、2000年4月までに100カ国近くが調印した。
- ・ルワンダと旧ユーゴスラビアの戦争犯罪を裁く国際法廷が設置された。個人の戦争犯罪責任を追及する裁判としては、ニュルンベルク裁判と東京裁判以来、はじめてのものである。
- ・女性差別撤廃条約の選択議定書が採択され、個人が国際機関に訴える道が開かれた。

1990年に六つの主要人権条約すべてを批准していた国は、全世界の国々の10%に過ぎなかったが、10年後の2000年2月にその数は驚異的に伸び、世界のほとんど半数の国が批准するに至っている。

**差別からの自由—平等の実現をめざして。**ジェンダー、人種、宗教、民族、年齢による差別のない平等の実現をめざす20世紀の進歩は、社会運動によって推進されてきた。最も重要な運動の一つが女性の権利獲得の運動であり、起源は数世紀も前にさかのぼる。差別との闘いは、世界的な市民権運動や人種差別反対運動にもつながった。

- ・世界の4分の3以上の国が女性差別撤廃条約(165カ国)、および人

種差別撤廃国際条約(155カ国)を批准した。

- ・少数民族、先住民族、その他の部族が人口のかなりの割合を占めているオーストラリア、カナダ、インド、ニュージーランド、米国において、彼らに対するアファーマティブ・アクション(積極的差別是正措置)のため国内制度や法的基準が確立された。
- ・それでもなおジェンダー、民族、人種、年齢による差別は世界中で続いている。
- ・1991年にカナダではイヌイットの男性の平均寿命が58歳であり、カナダ人男性全員の平均寿命75歳より17年短かった。
- ・韓国では女性の賃金率が男性の5分の3に留まっている。これは多くの国に共通である。
- ・警察の報告によれば、無数の移民と少数民族に対する憎悪と差別に基づく犯罪がドイツ、スウェーデン、その他のヨーロッパ諸国で発生している。

**欠乏からの自由—人間らしい生活水準の実現に向けて。**世界は、欠乏からの自由の実現と数百万人もの生活水準の向上という点で、著しい進歩を遂げた。全世界で46カ国、人口にして10億人以上が、高水準の人間開発を達成した。

- ・1980年から1999年にかけて、栄養失調状態の改善をみた。途上国における低体重児は37%から27%へと下がり、発育不良児は47%から33%へと低下した。
- ・1970年から1999年にかけて途上国の農村部で安全な水を利用できる人口の割合は、13%から71%へと、4倍以上に増加した。

- ・一部の国は所得貧困の激減で驚異的な進歩を遂げた。たとえば中国の所得貧困は、1978年の33%から1994年の7%へと激減した。

**人間としての潜在能力を開発し実現する自由。**人間の潜在能力の達成度は、20世紀にかつてないほどの高さを記録した。

- ・世界の46カ国、10億人以上が高水準の人間開発を達成した。
  - ・過去30年間に途上国では、1970年に55歳だった平均寿命が1998年には65歳へと、10年延びた。成人識字率は1970年の48%から1998年の72%へと1.5倍に上昇した。そして乳児死亡率は5分の2以上低下し、1970年には出生1000人当たり110人だったが、1998年には64人に減少した。
  - ・初等教育と中等教育を合わせた純就学率は、1970年の50%から1998年の72%へと上昇した。
- しかしこのような進歩は、世界の各地域で、また国内の各グループによって、大きな開きがある。
- ・約9000万人の児童が小学校未就学である。
  - ・1999年末までに3400万人近くがHIVに感染し、そのうち2300万人はサハラ以南アフリカに暮らしている。この地域では平均寿命は1970年代に著しい延びを示したが、それ以降は、むしろ短縮している。

**恐怖からの自由—身の安全の保障。**人間の安全保障の中で、身体的暴力からの安全保障ほど切実なものはない。貧しい国でも豊かな国でも、人々の生活は暴力によって脅かされている。長年、市民社会の運動は国

際的グループと同様に、そうした恐怖を根絶しようと世論を動員してきた。恣意的拘留を禁止する手段として重要な人身保護令状の権利は、現在、ますます多くの国に浸透している。レイプを取り締まる法律は、以前より厳しくなっている。人権尊重においては、明らかに著しい進展が見られる。

- ・拷問の件数は多くの国で減少した。ホンジュラスでは、大規模なNGOである人権擁護委員会(Committee for the Defense of Human Rights)に報告された拷問件数は、1991年の156件から1996年の7件へと激減した。
  - ・全世界で大規模の武力紛争(そのほとんどが国内紛争)の数が1992年の55件から1998年の36件へと減少した。
  - ・女性に対する暴力に関する特別報告者が任命されたことで、女性に対する暴力の問題への一般市民の関心が高まり、この問題に関する政策が大きく変更された。
- それでもなお全世界の人々の安全保障は、紛争や政治弾圧、増加する犯罪や暴力によって脅かされている。
- ・世界中で平均3人に約1人の女性が、親密な関係にある男性から暴力を受けている。
  - ・世界中で18歳未満の女子を含む約120万人の女性が、売春の目的で人身売買されている。
  - ・推定で約1億人の子供が路上生活をしている。
  - ・1990年代には、約30万人の子供が兵士として徴兵されており、約600万人の子供が戦渦に巻き込まれて負傷している。



法の支配と司法の公正な運営なくしては、人権法はただの紙切れに過ぎない。

不正からの自由。法の支配と司法の公正な運営なくしては、人権法はただの紙切れに過ぎない。しかし制度面では著しい進歩が見られた。

- ・世界人権宣言は1950年代と1960年代にアジアやアフリカの新興独立国家の多くの憲法に刺激を与えた。そして最近ではカンボジア、南アフリカをはじめ、タイ、東欧・独立国家共同体 (CIS) の大多数の国が、新憲法に世界人権宣言の条文を取り入れている。エジプトでは最近、女性にも男性と同等の離婚をする権利が認められた。これは、アラブ諸国ではチュニジアに次いで二番目のことである。さらに66カ国があらゆる犯罪に対して死刑を廃止した。
  - ・女性の人権擁護を強化するため、多くの国で国内法が改正された。1995年、ボツワナ政府は、国籍法を改正し、女性差別撤廃条約の遵守義務に基づき、外国人と結婚した女性の子供に対して、母親と同じ国籍を取得する権利を認めた。
  - ・民衆訴訟が、人々の経済的、社会的権利を保障する上で重要な役割を果たした。たとえばインドなどで、教育や環境に関する権利を守るための訴訟が起こされた。
  - ・人権オンブズマンが十数カ国で活動している。
- それでもなお、道のりは遠い。制度的基盤が弱いために、司法の公正な運営が十分行われていない。
- ・データ入手可能な45カ国の半数以上で、10万人当たりの裁判官数は10人以下である。
  - ・1994年には審理を待つ平均的拘留期間は、メキシコで60週、ハンガリーで40週、チェコで30週であった。

参加・表現・結社の自由。20世紀の野蛮な軍隊、ファシスト体制、1党独裁国家は最悪の人権蹂躞を行った。しかし、人々の献身的な闘争によって、これらの忌まわしい政治体制の大多数が民主政治に道を譲ることになった。

- ・1975年までに33カ国が「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)を批准し、2000年までにその数は144カ国に増加した。
  - ・5人に1人の割合で何らかの市民団体に参加していると見られる。人々は国内での貧困状況の公聴会、農民団体、先住民族組織、紛争後の真相究明と和解を目的とする委員会などに参加したり、地域社会での、賃借人協会、教育委員会、水利者協会、自警団などに参加している。
  - ・人々はよりいっそうの透明性と説明責任を要求するようになり、多くの場合、法的枠組みがそうした要求の実現を後押ししている。タイの新憲法は一般市民が官僚や代議士に汚職や不正に関する説明責任を求めると認め、5万人の署名があれば国会議員の不正の調査が実施されることになった。ブラジルでは、連邦監査法廷が立法府と連携し、中央政府のあらゆる支出を監査する権限をもっている。
  - ・1900年の時点では、成人すべてに普通選挙権を認めている国は一つもなかったが、現在ではほとんどの国でそれが認められている。
  - ・1974年から1999年にかけて、113カ国が複数政党による選挙制度を確立した。
- これらすべての事例は自由の進展

を示す見事な証であるが、多くの後退や危機的状況があり、それらについても取り組まないわけにはいかない。

- ・約40カ国が複数政党の下の選挙制度をもっており、民主主義は脅かされている。1990年代には数カ国が選挙によらない政治体制へと逆戻りしてしまった。
- ・女性は全世界で、国会議員の議席のわずか14%しか占めていない。
- ・1999年には87人のジャーナリストや報道関係者が、取材中に殺害された。

搾取のないまともな仕事に従事する自由。生産的で満足のゆく生活は、人々に財・サービスを購入する手段を与える。そのような生活は人々の尊厳と自尊心を高め、社会的な力を与える。さらに、職場やその他の場所での意思決定に参加することを可能にし、政治的な力をも与える。

- ・労働市場での雇用は、過去10年間にめざましい伸びを示した。中国では1987年から1996年の間に年間2.2%で雇用が成長し、労働人口の伸び率1.5%を上回った。インドでも、雇用の伸びは年2.4%を記録し、労働力人口の伸び2.2%を超えた。
  - ・途上国ではインフォーマル・セクターの企業、マイクロクレジット、NGO活動の拡大などにもない、雇用機会が広がった。
  - ・140カ国以上が、強制労働を禁止する条約や雇用、職業における差別を禁止する条約など四つの条約のそれぞれを批准した。
- それでもなお、深刻な問題が残っている。
- ・世界の労働者の少なくとも1億

5000万人が、1998年末時点で失業していた。失業率は人種のグループによって異なる。たとえば、南アフリカでは1995年の黒人男性の失業率は29%で、白人男性の失業率4%の7倍にも相当する。

・途上国では2億5000万人以上の児童が働いている。1億4000万人が男児、1億1000万人が女児である。

## 21世紀は人間の自由に対する新たな脅威とともに始まる。

21世紀の幕開けとともに歴史は歩みを速めている。最近のさまざまなできごとは新しい情報・通信技術、新しいグローバルなルールと制度、加速化するグローバルな経済統合とともに、変革の波を引き起こしてきた。冷戦の終結にともない政治的、経済的、社会的な構図は急速かつ激しく変貌している。この新しい状況は、過去に例のない新たな機会をもたらしたが、同時に、人間の安全保障と自由に向けた新たな脅威をも芽生えさせた。

国内の紛争。紛争を抱えている国は1992年に過去最高の55カ国に達し、その後はおおかたの印象に反して減少している。それでも1998年の時点で、36カ国が紛争状態にあった。1990年代の内戦の死者は、500万人に達すると推定されている。

1998年に全世界の難民は1000万を超え、国内避難民は500万にのぼった。しかし死者と避難民の数だけでは、これらの紛争におけるレイプや拷問をとまなう、広範囲にわたる人権侵害の実態を語り尽くすことはできない。

人々の献身的な闘争によって、これらの忌まわしい政治体制の大多数が民主政治に道を譲ることになった。



経済的、政治的な移行。民主制への移行は多くの人権の進展をもたらしたが、今では民族紛争や貧困の増大、不平等の拡大、社会的緊張の結果として、今後の前進が危ぶまれている。安定した政府組織がまだ不十分であったり、大幅に弱体化している。体制の移行と経済の崩壊が、かつて保障されていた社会的、経済的権利の多くを奪い去ってしまった。

21世紀にすべての人々に人権を保障するには、大胆かつ新しい取り組みが必要とされている。グローバル化時代の機会と現実、新しく登場してくる行為主体、新しいグローバルなルールづくりに対応することが求められている。

すべての国の、すべての人々の、すべての人権が、21世紀の目標でなければならない。世界人権宣言は、今から50年以上も前にすでにこのビジョンを掲げていた。今日の世界は、この目標を世界的規模で実現するのに必要な認識、資金、能力をもっている。

人間の自由は、何ら努力せずを得られたわけではない。これまでと同様、21世紀における自由の進展も、対立する価値観や経済的・政治的利益の既得権層との闘いによって、勝ち取られるだろう。市民運動や市民組織が先頭に立ち、人権侵害に対する一般市民の意識を高め、法改正や政策転換を迫っていくだろう。現在の科学技術と、今日のいっそう開かれた社会は、ネットワークと連携を築くための大きな機会を提供している。

人権の保障をめざしたより広い取り組みは、七つの重要な特徴を備えていなければならない。

1 どの国も、人間の自由を保障するための社会的仕組み、つまり規範、制度、法的枠組み、人権の促進を可能とする経済環境を強化する必要がある。立法だけでは不十分である。

法律だけでは人権を保障できない。司法プロセスを支える制度もまた必要である。さらに、法システムを脅かすのではなくむしろ強化するような社会的規範と倫理の文化も必要である。これらを可能にする経済環境も欠かせない。

規範。地域社会の指導者、宗教指導者、企業の指導者、親、教師、これらの人々全員が規範を確立し、人間の尊厳、自由、平等を尊重する価値観を支える役割を担っている。そして彼ら全員が権利と責任をもっている。国家もまた、人権意識を高めなければならない。多数の国がすべての学校で教えるべく人権教育を導入した。人権意識はその他のさまざまな方法で拡がりつつある。メディアは、人権侵害、たとえば警察の野蛮行為、失踪、企業による労働基準の違反などの報道によって、しばしば貢献している。いっそう明確な形では、野蛮行為を防止するための警察官の人権教育が、エルサルバドルをはじめとする多くの国で成功している。

制度。子どもの権利は強力な効果的な制度がなければ保障されない。学校や保健医療センターのみならず、出生登録業務を専門に扱う機関も必要である。国はそうした制度を整備する責任があり、国際協力はこうした必要不可欠な機関の強化や機能促進を支援できる。

人権を推進し、申し立てに対処するため、新しい機関が設立されている。

・各国で、独立した人権擁護委員会が、人権法や関連法規が有効に適用されることを保障している。ニ

ュージーランドや南アフリカなどに見られるように、多くの人権委員会が活発な役割を果たしている。

・スウェーデンで最初に導入されたオンブズマンが、公務員による人権侵害を防止している。  
・全世界の議会の半分に人権擁護のための機関が設置され、人権保障のための支援を動員したり基準を設定したりしている。

法律だけでは人権を保障できない。

法による権利の認知と法の執行。法による権利の認知は、道徳上の人権擁護という至上命題に法的な重みを与え、執行のための法制度を整備することになる。女性が男性と同等に扱われる権利が法的に認められなければ、女性は差別に対する救済を要求できない。国は、国際的な人権擁護システムに参加し国内の法的枠組みを率先して確立する義務を負っている。同時に人権活動家や人権擁護運動もまた、法改革を強く迫り、制度上の障壁を排除し、人々が訴訟の諸手続きを利用できるよう促すことができる。

人権の確立を可能とする経済環境。経済環境は、人々がさまざまな権利を享受しやすくするためのものであって、阻んではならない。教師や医療従事者に給料を払い、裁判官を助け、他の多くのニーズを満たすためには、資金が必要である。したがって経済成長は人権擁護、特に貧困国の人権擁護にとって重要である。ただし、経済成長は貧困者重視の、人権重視の、持続可能な成長でなければならない。

これまでと同様、21世紀における自由の進展も、対立する価値観や経済的・政治的利益の既得権層との闘いによって、勝ち取られるだろう。

グローバルな不平等と、貧困国や貧困層のマージナル化。グローバルな所得の不平等は、20世紀になってかつて人類が経験したことのない規模で拡大した。最も裕福な国と最も貧しい国の所得格差は、1820年には約3:1だったが、1950年には35:1、1973年には44:1、1992年には72:1へと開く一方である。

全世界の世帯の所得分布調査によると、不平等が急拡大している。ジニ係数は1988年の0.63から1993年の0.66へと悪化している（ジニ係数の値が0ということは、完全な平等を意味し、1は完全な不平等を意味する）。富裕層と貧困層の格差は多くの国でますます開いている。ロシアでは1987~88年から1993~95年にジニ係数は0.24から0.48に上昇した。スウェーデン、英国、米国では1980年代から1990年代初頭にかけて16%以上高まった。ラテンアメリカの多くの国でジニ係数は高いまま推移している。たとえば、エクアドルでは0.57、ブラジルとパラグアイでは0.59である。一方、多くの途上国で経済成長は停滞した。1990年から1998年の1人当たり所得の年間成長率は、50カ国でマイナスとなったが、これらのうち1カ国のみがOECD諸国であった。



2 あらゆる人権の実現のためには、民主体制は包括的でなければならない。包括的民主主義とは、少数民族の権利を保護し、三権分立を保障し、国民への説明責任を確保するものである。選挙だけでは十分ではない。

過去20年間に複数政党の下の民主体制への転換が一気に進み、100カ国以上が軍事独裁政権、あるいは一党独裁体制に終止符を打った。しかし複数政党の下での選挙だけでは不十分である。移行期の民主政治はまだ揺籃期にあり、逆戻りする危険性をはらんでいる。下記の五つの特徴を組み込んだ、より広い視点に立った民主体制を追求しなければならない。

- ・少数民族の包括。すべての人に人権を保障するためには、単に多数支配の民主政治ではなく、包括的な民主政治が必要である。多くの「民主政権」は複数政党による選挙を実施してはいるが、立法、内閣、軍隊などさまざまな場面での政治参加から少数民族を排除している。そのような排除と横の不平等が、1980年代から1990年代にかけて多くの紛争の引き金となったことを、最近の歴史や調査が物語っている。平等へいっそうの配慮をすることによって、紛争を防止し平和を築くことができる。
- ・三権分立。司法の独立が確保されていないと、人々は不正や権利侵害からの法的保護を享受できない。若い民主国家が、包括的な民主体制を築くには、十分に機能する独立の司法が不可欠である。

・開放的な市民社会と自由で独立したメディア。一般民衆による監視体制と国の説明責任は不可欠であるが、そのための市民社会とメディアは多くの国でまだ制度的に脆弱である。5%の国でメディアが国に統制されている。トロント国際表現の自由協会 (Tronto International Freedom of Expression Exchange) には、約1500件のジャーナリストに対する暴行事件が毎年報告されている。

・透明な政策立案。密室で進められる経済政策立案は、政治参加の権利を侵しており、政治権力や財閥の不正・腐敗の影響に左右されやすい。そのようにして行われる政策立案は、人権の実現を阻害しやすい環境を生み、人権蹂躪の温床となる。この民主政治の欠陥は、地方、中央、そして国際的な経済政策の立案に広く見られる。人々の住居を奪う勝手なスラム地区一掃政策、家屋や農場を水浸しにするダム、スラム街よりも中流階級の住む郊外に優先的に水を供給する予算配分、環境を破壊する森林伐採、人々が生活の基盤としている農地や河川を汚染する油井などがその例である。

・腐敗を生む財閥権力の抑制。貧しい国も富める国も、経済が不調な国も好調な国も、移行期にある国も、いずれも国民の声に耳を傾ける必要がある。特定政党の代弁者のやかましい声や、企業あるいは特別利益団体の陳情活動よりも、まず国民の声を聴くべきである。

3 貧困撲滅は開発の目標であるばかりでなく、21世紀の人権推進にとって中心的な課題である。

一人の人間に対する拷問に公衆は激怒する。しかし、予防可能な原因で毎日3万人以上の子どもが死亡している事実は、見過ごされている。なぜだろうか。これらの子どもたちは貧困の陰に隠れて目につかないからである。

貧困の克服は、21世紀の主要な人権問題である。人間らしい生活水準、適切な栄養、保健医療、教育、まともな仕事、災害からの保護は、単に開発の目標というだけではない。人権そのものなのである。

人権が実現されていない幾多の例の中でも、このような経済的、社会的、文化的権利の軽視は、とりわけ広範囲に見られる。9000万人近い児童が初等教育から締め出されている。約7億9000万人が食糧を確保できず空腹の状態にある。そして約12億人が1日1ドル(1993年のPPPドル)未満で生活している。OECD諸国ですら、約800万人が栄養不足である。米国だけを見ても、約4000万人が健康保険に加入しておらず、5人に1人が社会生活を営むうえで十分な読み書き能力を身につけていない機能的非識字者である。

人権・開発政策にとって三つの優先事項がある。

・貧しい人々に力をつけ、社会的、経済的、文化的権利を主張できるようにするには、言論、結社、参加の自由といった市民的、政治的自由を推進する必要がある。さまざまな人権の間に因果関係がある

ことを考えると、異なった人権は互いに補強し合い、貧しい人々に貧困と闘う力をつけさせることができる。市民的、政治的権利を保障することは、それ自体が目標であるばかりでなく、貧困撲滅のための優れた手段でもある。NGO、メディア、労働者組織の自由を確保することは、貧困層に彼らの生活を左右する政策決定に参加する政治的な場を与えるという意味で、非常に効果がある。1990年代の大きな進展は、NGOとそのグローバルなネットワークが盛隆するようになったことである。1991年には2万3600団体あったNGOが、1999年には4万4000に増えた。ガイアナからザンビア、インドからロシアに至るまで、人々は市民組織やNGOを結成し、強制立ち退きに対抗して人権を守ったり、学校建設や地域社会の開発あるいは人権教育について政府の説明責任を追及したり、その他、無数の闘いに参加してきた。

・国家の人権に対する義務は、最も権利を剥奪されている人々に経済的、社会的、文化的権利を保障するとともに、意思決定への参加を確保するために、最も効果的な政策および政策立案の諸手続きを実施することである。住居への権利、保健医療への権利などは、無償サービスや国からの施し物を要求する権利を意味するものではない。むしろ、市場(住宅の場合)と国(無償の初等教育の場合)の両方を通じて、これらの権利が享受しやすくなるような、社会的仕組みと政策を求めらるものである。

・経済的資源を人権推進のために投

人間らしい生活水準、適切な栄養、保健医療、教育、まともな仕事、災害からの保護は、単に開発の目標というだけではない。人権そのものなのである。



貧しい国は、貧困の撲滅と人権の実現の財源を捻出するため、いっそう急速な経済発展を必要としている。

質しなければならない。人権を推進するための施策は、ほとんどコストのかからないものから、莫大な資金のかかるもの、たとえば、学校、教師、裁判官を確保するための公共予算や、企業が労働基準を守るために労働条件を整備することなどまで、さまざまある。しかし資金と権利の間に必然的な関連はない。所得が多いからといって、その豊かな国に重大な人権侵害がないという保証はないし、反対に、貧しい国は所得が少ないからといって、人権のめざましい前進を遂げることができないということはない。

世界全体では、経済的、社会的権利実現のための公共支出は不十分であるうえ、その配分はひどく偏っている。エチオピアでは基本的な保健医療サービスへの年間支出が、1990年代では1人当たりたったの3ドルであり、これは、最低限の保健制度の維持に必要な額のわずか25%にしかあたらない。途上国において基本的サービスを全国民に提供するには、年間700~800億ドルが不足している。20:20協定は、すべての人の基礎的なニーズを充足するために、国家予算の20%と政府開発援助の20%を充当することを呼びかけている。しかし実際の支出は、これをはるかに下回ることが多い。たとえば、最近の調査では30カ国の平均で国家予算の12~14%であり、カメルーンでは4%、フィリピンで7.7%、ブラジルで8.5%である。二国間援助では、平均でわずか8.3%しかあてられていない。貧しい国は、貧困の撲滅と人権の実現の財源を捻出するため、いっ

そう急速な経済発展を必要としている。だが、経済成長だけでは不十分である。貧困撲滅と人間開発に資金をあてるとともに、人権推進のための制度構築、規範形成、法改革へも資金を割り当てる政策改革がとられなければならない。ちょうど、市民的権利や政治的権利の軽視が、災害や危機に際して経済的、社会的権利を損ないかねないように、経済的、社会的権利の軽視は、市民的、政治的自由を揺るがしかねない。

#### 4 グローバルに統合された世界では、人権はグローバルな司法を必要とする。国家中心の説明責任のモデルを、国以外の行為主体の義務および国境を越えた国の義務に拡げていかなければならない。

グローバルな統合は時間と空間を縮小し、国境を浸食している。人々の生活はますます互いに依存し合うようになってきている。新しいグローバルな貿易取り決めが国の政策を縛り、新しいグローバルな行為主体がいっそう強大な影響力を行使するようになり、国家の自立性は低下しつつある。そして国営企業の民営化が進むにつれて、民間企業は人々の経済的機会にいっそう大きな影響をもつようになってきた。世界が相互依存の度合いを深めるのにもとない、国も他のグローバルな行為主体も、今まで以上に大きな義務を背負うことになっている。

・**国家—金利に関する決定**であれ、**武器の販売に関する決定**であれ、**国の決定は国境を越えて人々の生**

活に重大な影響を及ぼす。

・**グローバルな行為主体**—世界貿易機関(WTO)、ブレトン・ウッズ体制、世界企業、グローバルなNGOの連携網、グローバルなメディアなど、これらすべてが全世界の人々の生活に大きな影響を与えている。

・**グローバルな取り決め**—人権から環境、貿易に至るまですべての分野で、ますます多くのグローバルな取り決めが作られつつある。しかしそれらは別々に作られているため、矛盾が生じかねない。人権保障の公約と義務を、現時点で国家政策を本当の意味で拘束している唯一のものである貿易取り決めに、盛り込む必要がある。なぜなら、貿易取り決めは執行手段をもっているからである。

しかし、現行のグローバル秩序の中には、人権の世界的規模の推進に向けて国家とグローバルな行為主体を統制するものがほとんどない。多くの後発開発途上国はグローバルイノベーションによる機会拡大から取り残されている。世界貿易が2倍以上に増大している中で、後発開発途上国の占める割合は、1980年の0.6%から、1990年の0.5%、1998年の0.4%へと縮小してしまった。しかもこれらの国に対する外国からの投資は30億ドルにも満たない。グローバルなインターネット通信は幾何級数的に成長しており、米国では全国民の26%にも達しているが、途上地域全体では1%にも満たない。

現在のグローバルな秩序は、動機づけ、適正な法制度、参加の三つを欠いている。

・**動機づけの欠如**。国は通商交渉で、自国の利益を追求する責任を負わ

されているのであって、グローバルな利益を追求してはいない。

・**法制度上の欠陥**。人権条約は弱い強制制度しかもっていないが、通商協定は制裁という強制力によって支えられている。そのため、労働権などの人権を通商協定に盛り込むよう圧力をかけることができる。しかし制裁は切れ味の悪い道具である。政府の政策に圧力はかけるものの、経営者の行動を変えさせる力はほとんどもたない。世界企業は、雇用慣行、環境への影響、腐敗した政治体制の支持、政策変更を求める働きかけなどを通じ、人権に対して計り知れない影響力をもつことができるのである。ところが国際法は国の説明責任を問うだけで、企業の責任は問わない。確かに、多くの企業が世論の圧力に応える形で、行動準則や社会的責任に関する方針を打ち出しており、よいスタートを踏み出したといえる。それでもまだ多数の企業が人権基準を満たしておらず、実施策をもたず、独立監査を実施していない。

・**参加の欠如**。貧しい弱小国は一般に、参加や政策研究に要する費用の問題などさまざまな理由から、グローバルな経済取り決めづくりにほとんど参加していない。

国が人権尊重を保障するには、包括的な民主体制が必要であるように、貧しい弱小国に発言の場を与え、これらの国が世界経済と技術の恩恵から取り残されないようにすることで、グローバルガバナンスのシステムもまた、透明性と公正さを確保する必要がある。

貧しい弱小国に発言の場を与え、グローバルガバナンスのシステムもまた、透明性と公正さを確保する必要がある。



5 情報と統計は、説明責任の文化を生み、人権を実現するための強力な道具である。活動家、弁護士、統計学者、開発専門家は地域社会と協力しなければならない。目標は、不信感という障壁を打破し、政策と行動の転換を促すことができるような情報と証拠を活用することである。

人権実現をめざすたゆまぬ闘いは、情報化時代によって莫大な恩恵を得ている。市民組織のネットワークは新しい情報源になっている。インターネットはかつてないほど広範囲にわたり、市民組織が得た結果の普及に役立っている。メッセージを伝え、変革を求めるために、質の高い情報を収集し利用することに、いっそう強い関心が向けられている。

データは政府がより優れた政策を立案することにも役立っている。またデータのおかげで、制約や可能性について国民の理解を得ることができるほか、国家の優先課題や実績の予測に関して、社会的に意見をとりまとめることもできる。さらに、なおざりにされている人権問題に関心を向けさせるうえでも、データが役立っている。多くの国において家庭内暴力、憎悪による犯罪、ホームレスなどに関する統計数値が発表されたことにより、これらの事柄が公に議論されるようになった。またデータは、ある権利の実現に誰が影響力をもっているかを明らかにするのにも役立つ。さらに当事者の説明責任を迫る必要性を示すのにも一役買った。

芽生え始めた国際人権法の枠組みは、国家の法的義務に関する指標を導き出す有効な基盤になっている。この法的枠組みに定量的評価を組み込むことが、政府に自らの義務と、その義務を遂行するために必要な行動を理解する力をつけさせることになる。また、市民組織に対しても、法廷に出て主張する力をつけさせる。

政府だけでなく他の行為主体の役割と影響力を明確にするためにも、指標をいっそう活用する必要がある。国レベルでは、家族、地域社会、メディア、民間セクター、市民組織、政府などが人権の実現に対してもっている重要な否定的ないし肯定的影響力に的を絞って、分析する必要がある。

国際レベルでは、国の役割に関するデータだけでなく、企業や多国間機関の役割に関するデータも必要である。さらに、国が国民以外に対してもつ影響力、たとえば、援助供与者として、貸し手として、また貿易相手として、交渉者として、あるいは武器販売業者として、紛争調停者としての影響力、などに関する指標も必要である。

人権分野における指標の利用を強化するための四つの優先的課題がある。

- ・新しい、より良質な公式データを収集し、一般市民に幅広く開放する。情報を知る権利を推進する運動が先頭に立ってこの努力を進めている。
- ・国内の人権擁護機関から市民組織や地域組織まで情報源を多様化し、提供される情報の信頼性と信頼性を向上させる。
- ・実績を評価するための基準を設定する。すべての国が自国の優先的

課題と、国の状況に合わせた達成度について、社会的な合意を確立する必要がある。

・行為主体の説明責任を迫る手段を強化する。条約機関への国別報告書とNGOによる独自の報告書から、多国籍企業を監視する独立組織などの手段がある。

6 21世紀にすべての国のすべての人にすべての人権を実現するためには、それぞれの国の主要な社会的集団、たとえば、NGO、メディア、企業、中央・地方政府、議員、他のオピニオン・リーダーなどの行動と決断が必要である。

いかなる国においても五つの優先的取り組みが国内行動を前進させるのに役立つ。

- ・優先的行動を設定するために、現在の人権擁護状況を国レベルで評価する。このような評価はウィーン会議で提言されたが、実際に評価計画を立てたのは、オーストラリアやブラジルなどわずか10カ国であった。代わりに、国際NGOや先進諸国に本拠をもつ機関が多くの評価を実施している。ただし、当然のことながら、外部機関による報告書はしばしば敵意や対立を生み出すことになる。しかし、各国にとって、外国政府や国際NGOからの批判に反論するよりは、自ら国内評価を実施すべきときがやってきた。主な権利について自国の実績を見直し、今後の前進に必要な行動に目を向け、自国の財源と現実を踏まえて次にどのような手段をとるべきか

を明確に示すべきときなのである。このような評価は、政府だけでなく市民組織を含む団体によって実施されることが最も望ましい。パキスタン人権委員会の年次報告書は、そのよい例である。多くの国がすでに国別人間開発報告書を作成しており、人間開発報告書の改訂時に、人権に関する国内評価を盛り込むことも可能である。

・人権の分野における欠如や矛盾を解消するために、どのような分野の行動が必要かを特定するため、主な国際人権規約に照らして国内法を見直す。多数の国がすでに女性差別撤廃条約、および子どもの権利条約に基づいて国内法の見直しを実施した。今後は、女性を差別したり、他のグループの権利を侵害している法律を廃止するために、この見直しを他の分野にも拡大していくべきである。ヨルダンでは「名誉殺人（オナー・キリング）」と呼ばれる女性殺害の慣習（家の名誉を守るために家の女性をその家の男性が罰する）を禁止するため、法律の見直しを行っている。アルゼンチンでは市民と政治家が協力して、貧困層や女性が司法をもっと利用できるよう、法律や制度上の障壁の是正に取り組んでいる。

・社会全体に人権規範を浸透させるために教育とメディアを利用する。挑戦すべき目標は、すべての人が人権意識をもち、意欲的にかかわる文化を創ることである。多くの国が独創的なやり方で、人権問題を教育に取り入れている。カンボジアでは2万5000人の教師が人権教育を受け、その教師たちは

挑戦すべき目標は、すべての人が人権意識をもち、意欲的にかかわる文化を創ることである。



すでに300万人以上の児童を指導した。エクアドルはテレビ放送で子供の人権についての説明を1週間流し、子供たちに選挙の方法を用いて、自分が最も重要と思う権利について投票させた。ラテンアメリカでは、警察官とソーシャルワーカーの訓練コースに人権教育を導入している国が数カ国ある。

- ・**支援と行動のための連携を構築する。**人権推進のための連携は、グローバル化している。そうした連携の多くは、女性、子供、少数民族、障害者やHIV/エイズ感染者など特別なニーズをもつ人々、などの人権推進のために結成された。現在158カ国で活動している国際障害者協会 (Disabled People's International) は、ウガンダからジンバブエ、さらに欧州連合に至る幅広い地域で、法と政策の変革に貢献した。このほかさまざまな問題についても、食糧情報協会 (Food First Information) や行動ネットワーク (Action Network) などの連携ができつつある。また、ブラジルで展開されている土地の権利獲得の闘いに、インドの農民が参加している。
- ・**人権の確立を可能とする経済環境を推進する。**国は、貧困者重視の成長や人権重視の成長、そして持続可能な成長を保証する第一責任者である。このために、適切な政策運営を行い、人権推進の公約と目標が経済政策の立案の中心課題として組み込まれるよう保証しなければならない。政治やメディアにおいて、公共政策の決定の際の説明責任を求める公開の自由討論が必要である。

## 7 弱い立場に置かれた国や人々を支援し、拡大しつつあるグローバルな不平等と疎外を是正するためのいっそう強力な国際的行動がなければ、人権と人間開発をすべての人のために実現することは不可能である。

グローバルな相互依存の高まり、貧困国の財源と能力の絶望的に深刻な欠乏は、国際社会が人権推進のために、今まで以上に強力な行動をとる必要があることを強調している。非難・中傷や援助条件に重きを置いた懲罰的な取り組みに代わる、人権推進を支援する肯定的な取り組みへの転換といった、姿勢の変化が地球規模で求められている。

国際的行動を起こすべき優先分野として次の五つが挙げられる。

- ・**融資条件を設けず、人権を基盤とした開発協力を強化する。**開発協力は貧困国の人権実現に三つの方法で直接貢献できる。一つは、民主化および市民的、政治的権利の推進を目的とした能力開発の支援を増大することである。二番目は、所得貧困と人間貧困を撲滅するための支援を強化することである。三番目は、開発計画の作成にあたり、人権を鮮明に打ち出した手法を導入することである。この手法の要素はすでにオーストラリア、スウェーデン、英国のほか、UNDPやユニセフが取り入れ、成功を収めている。ノルウェーは最近、タンザニア、ザンビア、ジンバブエにおける人権活動支援の検討を行った。その結果、肯定的かつ支援的な取り組みが有

効であることが明らかになった。公然と非難するやり方は敵意と不信感を生むおそれがあり、また融資条件を付ける方法はあまり効果がなく、不毛な対立を引き起こしやすい。

最も貧しい後発開発途上国で人権を十分に実現するためには、開発援助、債務救済、市場参入、民間融資の導入、グローバル経済の安定性のすべてが必要である。

- ・**人権推進のために国際企業の支援を動員する。**市民運動は世論を動員して、人権を軽視する多国籍企業への抗議行動を起こした。シェル、ナイキ、GMなど以前糾弾された企業は、このような市民運動への対応策として、行動準則を設けた。消費者の要求や、英国の倫理的業者推進団体 (Ethical Trading) などによるラベル表示運動は、企業が社会や環境に対して、より望ましい行動をとることへの誘因となっている。ベネトンなど一部の企業は、人権問題に関する広報活動を実施している。国連事務総長のグローバル協定は、企業セクターにおける規範と価値観として人権尊重の推進に企業が取り組むことを求めている。これらの多様な取り組みは、より高い人権基準の実現をめざす企業努力を強化し、説明責任の新たな道具を開発するために、さらに大きい推進力を形成することができる。
- ・**地域的取り組みを強化する。**人権についての地域的取り組みの多くは、近隣諸国共通の関心事と価値観の上に築かれてきた。アフリカ人権憲章、アフリカ人権委員会、欧州社会憲章、米州人権裁判所などがその例である。体験の共有

や、政治公約、財政支援での協調にそれぞれ持てる力を発揮できるように、これらの構想を強化し前進させていかななくてはならない。

- ・**紛争調停、平和構築、平和維持のための新たな努力に着手する。**紛争や戦争は最悪の人権蹂躞をもたらす。大量殺戮は言うに及ばず、レイプ、拷問、住居や学校の破壊など、人々の記憶に一生残る筆舌に尽くしがたい暴力行為が行われる。1990年代の悲劇の後に、さまざまな新しいアイデアが出された。早期警告や早期の予防措置、避難民の法的地位の保護を含めた一般市民の法的保護の強化、戦争犯罪人を裁く国際的努力、紛争調停・平和構築・平和維持・再建といった広範囲の課題などがそれである。紛争の予防はつねに、紛争勃発後の介入よりも費用効果が高い。各国政府はこの経験的事実を強く自覚して、紛争が拡大する前に解決できるよう政治的支援を提供する必要がある。
- ・**国際的な人権メカニズムを強化する。**現在ある人権メカニズムの手続きは簡略化、迅速化する必要がある。効率性と有効性を高め、各国の報告書作成負担を軽減し、政策における人権への配慮を高めるための提案が出されている。国際労働機関 (ILO) を含む現在の国連システムは、情報の枠組みを提供してはいるものの、強制執行手段を欠いている。

法の執行を強化する、最近の新たな展開である国際刑事裁判所や個人の申し立てを認める選択議定書、そして国内裁判における国際法の利用は、人権法を適用するための有望な手段である。ユニセフ



国際社会は今、人間として、そして市民としての権利の実現を夢見ながら世界人権宣言を起草した人々の大胆なビジョンに立ち返る必要がある。

と国連婦人開発基金(UNIFEM)が子どもの権利条約および女性差別撤廃条約の活動を支援したことは、これらの国際的手続きへの各国の参加を実際面で支援することの重要性を示すものである。

次のような行動は、世界の人々を動員することができる。

- ・ 主要人権条約の世界各国での批准を達成するために、世界的なキャンペーンを展開する。
- ・ フォーチュン500企業(売り上げ上位500社) 会社に対し、人権および主要な労働基準の尊重、推進、実施を正式に約束するとともに国連事務総長の提唱する地球的協約の支援に加わるよう要請する。
- ・ 初等義務教育を保障するよう2010年までにあらゆる国の憲法に盛り込む。
- ・ 後発開発途上国すべてについて2010年までに外国からの援助の20%と自国の予算の20%を基本的な社会サービスに振り向けようという20:20協定を実現する。
- ・ グローバルガバナンスに基づくグローバル人権委員会を設置する。この委員会は、国際的人権擁護機関の強化およびグローバルな経済関連協定の人権保護条項の強化に関する提案を検討する権限、および公正なグローバル経済システムを確立する権限をもつものとする。

● ● ●  
人権はこれからの四半世紀に、一般の予想をはるかに超え飛躍的前進を遂げることが可能だろう。過去100年の進歩が、この大胆な予測の正当性を裏付けてくれる。しかしグローバルに統合された開かれた21世紀の社会を迎えるには、文化的多様

性を尊重する精神と表裏一体をなす普遍性の実現に向けたいっそうの努力と、20世紀を支配していた冷戦時代の発想からの次のような六つの転換が求められている。

- ・ 国家中心の取り組みから、多元的で多様な行為主体による取り組みへの転換。説明責任を国家だけに求めるのではなく、メディア、企業、学校、家庭、地域社会、個人にも求める。
- ・ 国内の説明責任から、国際的、グローバルな説明責任への転換。そして国家の国際的義務から、グローバルな行為主体の責任への転換。
- ・ 市民的、政治的権利に焦点を絞った活動から、あらゆる権利に対する幅広い関心への転換。経済的、社会的、文化的権利についても同様に関心を向ける。
- ・ 国際的な圧力と援助における、懲罰的態度から肯定的態度への転換。非難中傷への依存から、積極的支援へ。
- ・ 複数政党による選挙制度の重視から、包括的民主主義モデルを通じた全員の政治参加への転換。
- ・ 開発目標としての貧困撲滅から、あらゆる行為主体の権利と説明責任を実現する社会正義としての貧困撲滅へ。

国際社会は今、人間として、そして市民としての権利の実現を夢見ながら世界人権宣言を起草した人々の大胆なビジョンに立ち返る必要がある。新しいミレニアムは、そのようなビジョンを再確認するのにふさわしい機会であると同時に、そのビジョンの実現に向けて行動することを改めて誓うのに絶好の機会でもある。

## 世界人権宣言

### 第1条 (自由平等)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第2条 (権利と自由の享有に関する無差別待遇)

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

### 第3条 (生存、自由、身体の安全)

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第4条 (奴隷の禁止)

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第5条 (非人道的な待遇又は刑罰の禁止)

何人も、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取扱もしくは刑罰を受けることはない。

### 第8条 (法の下に人としての承認)

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

### 第7条 (法の下における平等)

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### 第8条 (基本的権利の侵害に対する救済)

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

### 第9条 (逮捕、拘禁又は追放の制限)

何人も、ほしきままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

### 第10条 (裁判所の公正な審理)

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

### 第11条 (無罪の推定、罪刑法定主義)

1. 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
2. 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰は科せられない。

### 第12条 (私生活、名誉、信用の保護)

何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしきままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

### 第13条 (移転と居住)

1. すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
2. すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

### 第14条 (迫害)

1. すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
2. この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、採用することはできない。

### 第15条 (国籍)

1. すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
2. 何人も、ほしきままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

### 第16条 (婚姻と家庭)

1. 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限も受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に同じ平等の権利を有する。
2. 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
3. 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

### 第17条 (財産)

1. すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
2. 何人も、ほしきままに自己の財産を奪われることはない。



### 第18条 (思想、良心、宗教)

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

### 第19条 (意見、発表)

すべて人は、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えるか否にかかわらず、情報及び思考を求め、受け、及び伝える自由を含む。

### 第20条 (集会、結社)

1. すべて人は、平和的な集会及び結社の自由に対する権利を有する。
2. 何人も、結社に属することを強制されない。

### 第21条 (参政権)

1. すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
2. すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
3. 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

### 第22条 (社会保障)

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展に欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現する権利を有する。

### 第23条 (勤労の権利)

1. すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公平かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
2. すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
3. 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
4. すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

### 第24条 (休息、余暇)

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

### 第25条 (生活の保障)

1. すべて人は、衣食住、医療及び形容な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
2. 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

### 第26条 (教育)

1. すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
2. 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊厳の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
3. 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

### 第27条 (文化)

1. すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
2. すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物理的利益を保護される権利を有する。

### 第28条 (社会的国際的秩序)

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

### 第29条 (社会に対する義務)

1. すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
2. すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
3. これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

### 第30条 (権利と自由に対する破壊的活動)

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国際連合協会編『国連要語事典』(1993)

## 人権と人間開発の用語の定義

### 人権

人権は、自由と尊厳のある生活をするために、すべての人によって、つまりともに人間であることによって、所有されている権利である。この権利は、すべての人に、個人の行動について、また社会の仕組みについて道義的要求をする権利を与えるもので、普遍性、不可譲性、不可分性を有する。人権は、尊厳のある生活を営むのに必要な財と自由を、すべての人が確実に享受することを保証しようというわれわれの真摯な誓約を表したものである。

### 人権の普遍性

人権はすべての人のものであり、これらの人権に関し、すべての人は平等の立場にある。一人の人間の人権が尊重されないということは、他のすべての人の権利が尊重されないということと同じ重みをもつ。それは、個人のもつジェンダー(性別)、人種、民族、国籍、その他いかなる差異によっても左右されることはないものである。

### 人権の不可譲性

人権は譲り渡すことはできない。人権は他人によって取り上げられたり、個人の意思で譲渡することはできない。

### 人権の不可分性

人権は二つの意味で不可分である。まず、異なった種類の権利には上下関係はない。市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利は、尊厳のある生活にとってすべて同等に必要

である。次に、ある権利を推進するために別の権利を抑圧することは許されない。経済的、社会的、文化的権利を推進するために、市民的、政治的権利が侵害されることがあってはならない。また、市民的権利や政治的権利を推進するために、経済的、社会的、文化的権利が抑圧されてはならない。

### 人権の実現

人間のもつそれぞれの権利は、個々人がこの権利によってうたわれている自由を享受し、権利の享受が保障されるときに実現される。ある人の人権は、こうした権利にうたわれている自由の享受を脅かす日常の脅威から、その人を守るのに十分な社会の仕組みが整備されているときに、初めて実現される。

### 義務と責務

本報告書では、義務(duties)と責務(obligation)の二つの用語は同じように使われている。義務も責務も規範である。規範は人々やその他の行為主体に対して、ある一定の方法で行動する理由を与える。義務や責務の中には単に、人々がある種の行為を慎むことだけを要求するものもある。また人々に、ある一連の行為や、許容範囲にある行為をとることを要求するものもある。

### 人権とそれに対応する義務保有者の義務

人権にはそれに対応する義務がある。義務保有者とは、集団として人権の実現に責任のある行為主体(アクター)である。ある権利が実現さ



れないとするなら、人権に対し義務を負う者にその責任がある。権利が侵害された場合は、あるいは保護が十分でなかった場合は、つねに義務の遂行を怠った誰か、または何らかの機関が存在することになる。

**完全な義務と不完全な義務**

完全な義務は、その義務がどのように遂行され誰に対して負っているものかを明確にしたものである。一方、不完全な義務は、どのように義務が遂行されるかも、どのくらい強力に実行すべきであるかも、はっきりとは定められていないものである。

**国際人権条約、規約、協定**

条約(treaties)、規約(convention)、協定(convention)は同じように使われ、国家間の法的拘束力のある合意をさす。この合意は、その条約、規約、あるいは協定に対する締約国の義務を定める。

**締約国**

国際合意に対する締約国とは、その合意を批准し、よって定められた条項に従うことを法的に拘束されている国のことである。

**条約(規約、協定)の批准**

国際的合意の批准は、国家がそれを支持し、そこに定められた法的規範を守ることを約束する行為である。

**条約(規約、協定)の署名**

条約、規約、協定の署名は、それに従うための法的義務を新たに定める

ものではないが、国が条約文に定められた原則と規範に忠実であることを約束するものである。署名は国家が批准へ向けて、つまり条約等の締約国になることに向けて、とるべき第一歩である。条約等が法的拘束力をもつためには、国家代表の署名とともに、議会による批准が必要である。

**条約(規約、協定)の留保**

条約等の留保は、締約国がその条約の一つ、あるいは複数の条項の適用に合意しないことを示す。留保は主に、国家が、条約のある条項については実現できないが、全体としては実行に合意しているときに、一時的なものとして意図的に使われる。

**条約機関**

条約機関とは、締約国の条約の遵守を監視するために、主要な国際人権条約に基づいて公式に設立された委員会のことである。国連人権条約の中心的な六つの条約に関して、それぞれ条約機関が設置され、各締約国が行う条項の実施努力を監視している。

**人権に関する宣言**

人権に関する宣言は、原則と規則についての合意を示したものである。この文書それ自体には、拘束力はない。しかし、その中でも最も有名な世界人権宣言のように、宣言の中には、その条項が全国家を拘束するものとして広く認識されているため、共通法の性格をもっているとみなされてきたものもある。

**人間開発**

人間開発とは、人間の役割と能力を拡大することにより、人々の選択の幅を拡大する過程である。よって、人間開発とはこうした役割や能力の人間へ及ぼす結果を反映することにもなる。人間開発は、過程でありまた目的でもある。

すべての開発段階での三つの基本的な能力とは、人々が長命で健康な生活を送り、知識をもち、人間らしい生活水準に必要な経済的資源を得られることである。しかし、人間開発の守備範囲はこれ以上に拡大している。その他、人々が非常に大切だとしている選択肢には、参加、安全保障、持続可能性、人権保障などがあり、これらはすべて創造的、生産的であるために、また、自尊心や能力向上、地域社会への帰属意識をもって生きるために、必要なものである。

**機能性、能力、自由**

人間の機能性とは、その人が行ったり、享受したりできる価値あるものことで、たとえば、栄養状態が良く、長命で地域の社会生活に参加しているといったことをさす。人間の能力は、人が達成できるいくつもの機能の異なった組み合わせを意味する。よって、能力は、さまざまな機能性を達成する自由を反映したものである。その意味で、人間開発は自由と同義である。

**人間貧困と所得貧困**

人間貧困は、長命で健康な生活の剥奪状況、知識やまずまずの水準の

生活の剥奪状況、参加機会の剥奪状況など、多様な側面における窮乏によって定義される。一方、所得貧困は、所得という一つの側面によってのみ定義される。その理由は、所得のみが貧困問題を論ずるうえで唯一のものである、または、いかなる剥奪状況もこの共通因子へと収束できると考えられているからである。一方人間貧困の概念では、適切な所得が得られないことを、人間の剥奪状況の重要な要素として追求するが、唯一の要素ではないとしている。また、この概念に従えば、すべての貧しさは所得に集約されてしまうこともない。もし、所得が人間生活の総体でないとするならば、所得の欠乏は人間の剥奪状況の総体とはなり得ない。

**人間開発指数(HDI)**

HDIは、長命で健康な生活、知識、人間らしい生活水準という、人間開発の三つの基本的側面における各国の平均達成度を測定したものである。そのため、HDIは複合指数として、出生時の平均余命、教育達成度(成人識字率と初等中等高等総合計就学率)、1人当たり実質GDP(PPP\$)の三つの変数から成り立っている。所得は、人間らしい生活水準を示す代替値として、また他の二つの側面にかかわらないすべての人間の選択肢についての代替数として使われている。

**ジェンダー開発指数(GDI)**

GDIは、HDIと同じ側面の測定を同じ変数を使って行うが、女性と男



性の達成度における不平等を考慮したものである。基本的な人間開発においてジェンダー格差が大きければ大きいほど、その国のGDIはHDIと比較して低くなる。簡単にいえば、GDIは、ジェンダー平等を見るために割引あるいは下方調整したHDIである。

#### ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)

GEMは、女性が政治および経済活動に積極的に参加できるかどうかを測定するものである。これは、政治的、経済的参加と意思決定の重要分野におけるジェンダー不平等を測定する。GEMは、政治的、経済的分野での女性の機会に注目したもので、そのため、基本的能力におけるジェンダー不平等を示す指数であるGDIとは異なる。

#### 人間貧困指数 (HPI)

HPIは人間開発における剥奪状況を測定するものである。そのため、HDIが、人間開発の達成について一国の全体的な進展を測定するのに対し、HPIは進展の分布を反映するもので、いまだに存在する剥奪の程度を測定する。HPIは開発途上国向け (HPI-1) と先進国向け (HPI-

2) が作成されている。先進国向けに指数が別に考案されたのは、社会や経済状況によって人間の剥奪状況が異なるからであるが、また先進国の非常に良く整備されたデータを有効に生かすためでもある。

#### HPI-1

HPI-1は、HDIと同様の基本的人間開発の側面において、剥奪状況を測定するものである。「40歳まで生きられないであろう人の割合」、「読み書きのできない成人の割合」、保健医療サービスおよび安全な水を利用できない人の割合と低体重児の割合によって表される「全体的な経済資源供給での公的私的な剥奪状況」が、変数として使用されている。

#### HPI-2

HPI-2は、HPI-1と同様の三つの側面に加え社会的疎外という新たな側面に注目したものである。「60歳まで生きられないであろう人の割合」、「日常生活で役立つ程度の読み書き能力のない成人の割合」、「所得貧困の人の割合 (可処分所得が中間値の50%未満)」、「不参加あるいは疎外として、労働力に占める12カ月以上の長期失業率」が変数となる。



## 第1章

# 人権と人間開発

普通の人々の生活を豊かにし、自由を育むことが何にも増して重要であるという人間開発の基本的理念は、人権に関する諸宣言にうたわれている関心事項と多くの点で共通している。人間開発の促進と人権の確立は、さまざまな形で共通の動機を有し、すべての社会において個人の自由、福祉、および尊厳を推進しようとする基本的な姿勢を反映している。この根元的な関心事は長い間、さまざまな形で支持され守られてきた (1789年にはフランスの「人権宣言」が採択された)。しかし、昨今の人間開発と人権に関する文献は、これまでの願いと目的に新たな形を与えている。

人間開発および人権を追求しようとする二つの異なった流れの規範的思考を発展させていくと、この二つの概念をより一体化してとらえることができないのか、さらに総合的な観点に統合して、そこに何かを見いだすことができないのかという問いが生まれてくる。これに答えるには、人間開発と人権という二つの概念のもつ意味を明確に理解するだけでなく、両者の共通性と相違点を検証することが重要である。実際ここで、それぞれの特徴を知るための基本的疑問を二つ提起することが必要になる。

・人間開発と人権を分析するに際

し、それぞれの基本的考え方はどの程度両立し得るものなのだろうか。互いの足を引っ張り合うのではなく、むしろ補完し合うことができるほど調和しているのだろうか。

・この二つの取り組みは、互いに何か重要なものを相互に追加できるほどに明確に区別できるものなのだろうか。互いを豊かにし合うに十分なほど、両者は峻別できるのだろうか。

この二つの根本的な疑問に対する答えは、どちらに対しても明らかにイエスである。人間開発と人権は、動機と関心において両立し適合するのに十分なほど近接しており、また戦略と構想においては、互いを効果的に補うに十分なほど異なっている。より統合的な方法を用いれば素晴らしい成果をもたらす、個人の尊厳と福利、そして自由の進展をめざす共通の取り組みを実際的に促進することができる。

#### 共通の動機と基本的な両立性

人間開発の理念は、人間の生活と福祉の向上を正面から見据えたものである。人間の福祉には、基本的な自由のある生活ということも含むので、人間開発もまた一定の能力の向上、すなわち人間が生活を営む中で、自分がやれることあるいは自分

人間開発の促進と人権の確立は、共通の動機を有している。



が身を置くことができる一連の事柄の向上に深く結びついている。われわれは、自分が生きたいように生きられる自由をはじめ、自らの運命を選択する機会を大切なものだと思うのである。

#### 能力と自由

能力の形や中身はさまざまであるが、互いに密接に関係していることが多い。その中には当然、身体的な要求を満たす基本的自由、たとえば飢えや栄養不良を回避すること、あるいは予防可能な疾病や早死を免れる能力などが含まれる。さらに学校教育や、移動や住居の選択の自由、またそのための経済的手段によって可能となる機会なども含まれる。また、「社会的自由」、たとえば地域社会における活動への参加、公の討論への出席、政治的意思決定への参加などの能力も重要である。気づかわずに公の場に出る基本的な能力もこの範疇に入る（アダム・スミスは「国富論」で自由の重要性を詳しく論じている）。

人間開発の取り組みは究極的には、人間が当然大切にすべきだと考える能力のすべてにかかっている。人間開発指数（HDI）は最も基本的な能力、つまり、健康で長生きすること、十分な知識をもっていること、人間らしい生活水準を享受することを組み込んでおり、人間開発報告書の本文では他の多くの貴重な能力についても、さまざまな指標や指数、表、さらに踏み込んだ論議を通じて情報を提供している。実際、長命それ自体が、他の能力を獲得するうえで重要な手段である。なぜなら、生きていなければ多くのことを行う自由を享受することができ

ないからである。

人権についてはどうであろうか。個人の権利という考え方には直接的であれ間接的であれ、一個人が他の人たち、集団、社会、国家など「他者」に対する要求がかかわってくるはずである。こうした要求には、ジョン・オースティン、ジェレミー・ベンサムからH.L.A.ハート、ステイグ・カンガーまでの法理論家が分析しているように、さまざまな形態がある。他者からの不干涉ということも一つの権利の形である。自由論者はこうした権利に強い関心を示してきた。物事を実行するために他者からの思いやりや援助を求めるといふ形態もある。社会保障を擁護する人々はこのような権利を強調する場合が多い。

しかし、この二つに共通している特徴は、形はさまざまであるにせよ、自らの生存にかかわる自由を守るのに際して、他者からの援助を受ける権利があるとしていることである。援助を受ける権利の主張には、積極的な支援や便宜を求めるものもあれば、他者から妨害を受けないよう保証を得るといふような消極的な形態もある。しかしこれらの要求はすべて何らかの点で、人がこうしたい、こうありたいという自由の確保を求めている。このように、人権もまた、究極的には人間が生きていくうえでの自由の重要性をよりどころにしているのである。

#### 人権と人間開発の社会的、政治的、経済的なかわり

このように人間開発と人権が根柢で結びついていること、特に人々が当然尊重すべきものとして認める基本的自由の保障に両者ともかかわ

ていることを考えてみると、二つの考え方は、両立し得る相互補完的な関係にあることがわかる。もし人間開発が社会の成員が享受している能力の向上と自由の拡大を重視しているとすれば、人権は、個人や集団の行為に対して、また、これらの能力と自由を強化し拡大し確保するための社会的な仕組みづくりに対して、個人的要求をするものである。

二つのアプローチは両立可能であるが、その戦略や焦点はむしろ異なっている。両者はそれぞれが対象とする自由が異なるゆえに、ときとして、その取り組みも異なっているとみなされる。人権を扱った文献では、政治的自由や市民的権利（公民権）、民主的自由をまず第一に、あるいはそれだけを集中して取り上げていることが多い。他方、これらの権利は人間開発の総合的な指標、たとえば長寿、識字、その他、社会経済上の課題に対象を絞ったHDIなどをとらえていない。しかしながら人間開発が対象とする範囲は、HDIで計測される領域よりはるかに広い。政治的権利、市民的権利（公民権）や民主的な自由を数的に把握することは困難であり、初期の人間開発報告書における複合指標化の試みは成功しなかったものの、やはり人間開発の視野に入っている。

人間開発を正しく理解するためには、政治的自由および民主的自由の重要性を無視することができない。実際、民主的自由と市民的権利（公民権）は、貧しい人々の能力向上を図るうえできわめて重要なものとなり得る。貧しい人々が雇用主や政治家による酷使や搾取に対し抵抗するにはそれ相当の理由があるので、民

主的自由と市民的権利の獲得は直接、彼らの能力向上につながることになる。また、権利を剥奪された人々が抗議し、批判し、反対する政治的自由を行使できるようになれば、権力者には深刻な剥奪状況に対処しようという政治的誘因が生まれるので、人々の能力向上に間接的な役割を果たすことになる。あらゆる方向からの人間開発への取り組みは、人権に関する文献で注目を集めているこうした重要性を無視してはいない。

同様に人権に関する文献は、政治的あるいは市民的自由についてだけでなく教育権や十分な保健医療を受ける権利に加え、人間開発報告書の中でも系統的に取り上げられているその他の自由も扱っている。実際、「発展の権利に関する宣言」や「ウィーン宣言・行動計画」など最近の文書では、経済的、社会的、文化的権利は市民的（公民権）、政治的権利と同等に重要であるということが強調されている。したがって人権と人間開発という二つの概念の違いは、この二つが扱う対象の根本的な相違にあるわけではない。

#### 人権が人間開発に付加するもの

共通の動機と目的をもちながらも二つの取り組みには相当な相違がある。そのため人権と人間開発の間に互いを補い、豊かにし合うことができるほど際立った差が認められるのかを調べるのが重要である。またさらに大切なのは、それぞれの取り組みに携わっている人々が、他方の分析から何を学ぶことができそうかということである。両者を統合的にとらえ、それぞれの目的達成に向っていっそう前進するにはどうしたら

人間開発を正しく理解するためには、政治的自由および民主的自由の重要性を無視することができない。



人権への取り組みが、人間開発の分析に新たな、そしてきわめて有益な視点を提供する。

よいのだろうか。

特定の権利をもつということは、何らかの自由を確保するために他人や機関に対して、援助や協力を要求するということである。この他者に対し要求するという発想は、人間開発の考え方を超えている。もちろん、人間開発の視点では、皆が大切だと思ふ自由が社会的に拡大することは大変素晴らしいとされており、それは、自由の維持や推進に貢献できる人を力づけるに違いない。しかし、崇高な目標と行動に移す理由との間に誰もが認める関連性があるとしても、他の個人、集団、社会機関に対し、人間開発の達成、あるいは人間開発またはその構成要素を一定のレベルまで達成させるといった特定の義務をもたらすわけではない。

人権への取り組みが、人間開発の分析に新たな、そしてきわめて有益な視点を提供するのはこの点である。この視点は人間開発を、他者は人間開発を促進し向上させる義務があるという発想に結びつける。もちろん、権利と義務の関係がどうあるべきかは別の問題であり、これについてはあとで触れることにする。

最初の第一歩は、人間開発の評価が人権の視点と結びついた場合、人間開発を何らかの形で向上させるのは他者の義務であると示唆し得るとい認識である。そして義務が浮き彫りにされると、説明責任、過失、責任など多数の関連した問題が表面化する。たとえば、無償の初等教育に対する人権を主張することは、何人も初等教育を受けることはいいことだ、あるいは誰もが教育を受けべきだという主張をはるかに超えた要求をすることである。この権利を行使するにあたって、われわれは、

すべて人は無償の初等教育を受ける資格があると主張する。また、それなのに無償教育を受けられない人々がいる場合、社会制度のどこかに欠陥があるはずだと主張する。

このように社会制度の欠陥に対する説明責任の所在を突き止めることは、改善方法を見いだす強力な方法となり得る。それは明らかに、人間開発の最小限の要求を越えて視野を広げるもので、人間開発の分析にも有益である。このように視野を広げる結果として、さまざまな義務の保有者は、特定分野の人権の実現やその分野で人間開発に貢献するための行動、戦略、努力に関心を集めることになる。また、人権の実現が不十分な場合、さまざまな行為主体や機関の責任の分析を促すことにもなる。

上記の無償初等教育の例についてさらに考察してみよう。もし、両親が学校に行かせることを拒否したために就学できない少女がいるとしたら、その責任は両親にあり、両親が非難されるべきである。しかし、もしその理由が政府の命令によるものとするならば（残念ながら、これまで女子を学校から閉め出してきた政府もある）、両親ではなく政府に非難は向けられるべきである。その少女が就学できない原因が次に挙げる理由の一つまたはそれ以上の場合、社会的不備の状況はより複雑になるだろう。

- ・親が授業料その他の学費を支払う余裕がない。
- ・学校の施設が十分に整っていない。たとえば学校が、教師の常勤を保障できないために、両親は女子の通学の安全性に不安を抱く。
- ・両親は学費を何とか負担はできる

が、代わりに同じように重要な事柄が犠牲になる（別の子どもの医療の継続など）。

このような場合、責任を追求したり共有することは、非常に大切なことであろう。また、社会制度のさまざまな不備が、相互に作用することによってどのように悪化していくかを認識することも重要である。教育が本当に子どもの利益となるかについて親に疑念を抱かせる理由が存在する場合、子どもの学校教育には犠牲を惜しまないという親の気持ちは萎縮しがちである。また同様の状況では、人間開発が払う犠牲もほぼ同様に減少する。ところが、権利、義務、責任についての分析はまったく異なるのである。つまり、義務について考えることは、進歩の本質や必要性についての判断力を高めることになるのである。人間開発を進める際にはしばしば激しい闘いを強いられるので、言葉によって権利を主張する能力を高めることは、実際上きわめて重要である。

この他にも、人権の考え方は、人間開発に取り組むうえで社会の進歩を分析する有用な手法となり得る。開発に対する考え方は従来、さまざまな社会的仕組みがもたらす結果を重視してきた。そして、人間開発の考え方はつねに開発のプロセスの重要性を主張してきたにもかかわらず、人間開発に取り組むうえで開発した手法の多くは社会的仕組みが生み出す結果について測定する際、その結果がどのようにしてもたらされたかについてはあまり注意を払っていない。人権の考え方は次の二つの方法で開発の過程への関心を高めるための手法を提供する。

- ・個人の権利は、崇高な社会的目標

を推進する際であっても、個人が負担しなければならない損失の限界を明らかにする。人権は個人や少数民族の人々を、社会全体には利益を与えるが彼らには重い負担を課す政策から保護する。

人権の考え方は、制度や公務員がどのように市民を処遇するかということと、どのような影響を市民に及ぼすかということは分けて考える。人権を監視する際は、これまで伝統的に社会の中での公務員の行為と制度的な構造が重視されてきた。これはあまりにも狭い視点であったかもしれないが、ある重要なことを反映している。たとえば、拷問にかけたり、裁判にかけることなく処刑するような、恣意的で横暴な警察活動が恐怖をまき起こり犯罪を企てる意欲をそぐことで、社会全体としての暴力による死者を最小限に留めるとしても、個人の生命、自由、安全を保障する人権を拡大するものとして称賛されはしないのである。人権の考え方では、治安当局による民衆の弾圧はとりわけ悪であるとの認識に基づいて、特定の公的機関からの脅しを特に重く見ている。

最後に、人権の分析によって、私たちは人間開発の視点だけでは軽視されがちな社会の様相に今まで以上に注意を払うようになり、われわれの社会の進歩に対する評価を充実したものにできる。人権は、個人がある程度の物質と自由を享受し、それを確保できる適切な手段があるときに確立される。それゆえ、人権の分析は、社会の中での人間開発の成果を守る適切な制度と社会規範が、どの程度存在するかの評価にもかかわってくる。

人権の考え方は開発の過程への関心を高めるための手法を提供する。



## 人間開発も人権の取り組み範囲の拡大に貢献する。

人間開発の成果はいつも人権確立の成果をとまなうとは限らず、その結果、人間開発の視点だけでは、社会の中での個人や集団の脆弱性を理解できないこともあり得る。東アジアの金融危機は、複合的な人間開発指標がきわめて高かった社会が、いかに市場の活況に大きく依存しすぎていたかを鮮明に物語る。市場の不安定さと社会保障の未整備が重なって、東アジアの人間開発の成果の危うさを露呈した。

人権を評価することは、事実についての関心に新しい方向づけを与えるが、このことは人間開発の視点を拡大し充実させることになる。たとえば、人権の実現を評価することは、現時点までの進歩の状況だけでなく、その成果がどの程度、潜在的脅威から社会的に保護されているかにも照準を合わせることになるだろう。人権に関する文献は、各人がより快適で自由な生活を送れるように互いに助け合うという、他人が負うべき義務に深い関心を示しているが、このことは、人間開発を促進する方法と手段を考えるうえでも非常に有用である。

## 人間開発が人権に付加するもの

人権が人間開発にとって何らかの重要な貢献をするのと同様、人間開発も人権の取り組み範囲の拡大に貢献する。第一に、人間開発の分析には明瞭な表現と明確さという伝統があり、これが人権の文献に何かを付加できる。人間開発はさまざまなレベルで、量的および質的分析が行われており、それにはあらゆるデータを集めた表や人間開発独自の複合指標が用いられている。用途に合わせ

て使われるこれらの多様な調査は、人権の分析に具体性を与えるうえで効果的である。これらは重要な点であるが、人間開発が人権にもたらし得る利点には、単なる問題の明確化や論点整理以上のものがある。

第二に、一つの権利の実現を促進するには、政策の選択の違いがどのようにその後の動向に影響を与えるかについての評価がしばしば必要となる。さまざまな政策の人権への影響の評価には、その政策により達成されると見込まれる結果の分析とともに、異なる成果を求める複数の要求の間のバランスを考えることも含まれる。というのすべてが一度に実現されるとはいえないからである。このような成果の評価を試みることは、人間開発を分析することと きわめて類似した試みといえる。たとえば、豊かでない国の政府は、社会的および経済的権利をはじめとして、明らかに必要とされている人権の実現をすべて保証することは不可能だと考えるかもしれない。それに替わるシナリオは、人権によって守られるものと守られないものがあるということであるが、それは、人間開発の達成度と深くかかわっているとみることができる。つまり、人間開発の一連の政策決定が、ある人権の実現の成功や失敗に関連しているということである。

人権を擁護する人々は、すべての人権は不可分かつ重要であると主張してきた。これは経済的、市民的、文化的、政治的、社会的といったさまざまな人権の間に上下の差はないととらえるなら道理にかなっている。しかし、財源の不足と制度的な制約によって、多くの場合、それぞれの人権を確立しようとする考えに

政策選択上の優先順位をつける必要性が生じるということは否定できない。人間開発の分析はわれわれにこうした選択をわかりやすく、直接的な表現を通して考えさせてくれる。

第三に、人権は究極的には個人の権利を確立させることであるが、その実現は適正な社会的条件があるかどうかにかかっている。人間開発の目標は、人間の能力向上と選択の幅の拡大を実現可能にする環境を創造することである。この人間開発の取り組みに注目することによって、人権の研究は、財源と社会一般の制度上の制約を考慮に入れたうえで何が実現可能であるかのより完璧な評価と、一連の魅力ある政策選択を実現する手段と方法について、さらに明確な理解を得ることができる。人権を扱う文献が義務の分析に関心を示してきた一方で、人間開発の文献は一貫して制度的補完性の重要性や資金不足、さらに、これらに対処する公的な活動の必要性を強調してきた。人間開発に関する文献は、因果関係を見るうえで重要な制度面や運用面のさまざまな事象に注目することで、人権に関する議論や分析に新たな理解を付け加えることになる。その理解とは、因果関係や相互に影響を与えるという意味で多元的であることが避けられない今日の世界において、最も有効に人権を促進すると思われる政策についての理解である。

第四に、人間開発の理念は変化をとまなうものであり、その意味で既存の人権に欠けているともいえるダイナミズムを必然的に備えている。人間開発は進歩、つまり過去の状態から前進し続ける事柄に対して、つねに関心を抱いている。ダイナミッ

クな見方を強調することは人権を長期的に考えるうえで特に有益である。ある国家が大変貧しいときには、重要と思われる個々の人権を何から何まで実現できないかもしれない。しかし、これは市民的権利や政治的権利より経済的権利に優先権を与えるという論拠にはならない。経済的権利は重要性の点で、市民的、政治的権利に優るといよりはむしろ、それらを補完するものである。しかしながら、どの権利をとっても、それぞれの非常に重要な自由というものはさまざまな程度で個々の権利を規定するうえで取り込まれているといえよう。たとえば健康に関する権利では、一般的あるいは基礎的医療を受ける自由のほうが、高額の外科手術を受ける自由に比べ、より基本的なこととして位置づけられるべきである。貧しい国では、前者を提供することにまず力を注がなければならず、後者が保証されるには、今よりずっと裕福になるまで待つ必要があるかもしれない。

このように考えると、そうした権利すべてが究極的には価値があり、重要であるとしても、優先的に取り上げられる人権には段階的な前進（まさに「開発」）があるのではないだろうか。人間開発は、人権についての概念的、実践的論証に変化と進歩の観点を加えることで、人権の取り組みに対する理解を深め、その有用性を広げることができる。実際、人間開発の分析に固有のダイナミックな見方は、すでに部分的には人権の考え方に組み入れられており、それは発展的に実現されていかねばならない権利があるという認識にはっきり生かされている。人間開発の分析はこの考え方の骨組みを強化し、

人間開発は、人権についての概念的、実践的論証に変化と進歩の観点を加えることで、人権の取り組みに対する理解を深め、その有用性を広げることができる。



具体性を与えることが可能である。

### 人権にともなう義務の特質

人権にともなう義務はどのような形を取るべきであろうか。それらは誰に適用されるのか。どの程度の強制であるべきか。権利、より厳密には法的権利に関する幾多の著作では、権利はそれを確実に保障する特定の個人または機関に、必然的に課される厳密に定められた義務と組み合わせられていなければ意味をなさないものであるとしている。それゆえ、ある事項に対する個人の権利とは、他者（または他機関）がその事項を当該個人に提供する義務をつねにともなわなければならない。これは18世紀の偉大な哲学者であるイマニュエル・カントが「完全な義務」と呼んだものに一致する。それは権利を、特定の主体が担うあらかじめ厳密に定められた義務と、完全かつ緊密に結びつけている（形の上では、倫理体系における完全な義務はむしろ法的義務に近い）。対照的に、やはりカントが探究した概念である不完全な義務とは、助力する側の一般的かつ強制的ではない義務をいう。これは、はるかに緩やかなシステムである（これについてはアマーティア・センが1999年、その著書『Consequential Evaluation and Practical Reason』で解説している）。というのも不完全な義務はどのようにそれが遂行され、また、どの程度その義務に強制力があるかが、依然未解決であるからである。それでもなお、不完全な義務に対する要求を無視することは、重大な道徳的または政治的な怠慢でもある。完全な義務という形での、権利と義務の厳格な結びつきを主張する

人々の典型的な傾向として、明確に定義され不可避的な義務を負う特定の機関を明示せずに、ある権利の実現を保証することが「権利」という言辞を弄して説明されることに不寛容である。これらの権利を実現する機関と、その明確な義務を厳密に特定しないで「人権」の概念を用いることに、彼らが多くの場合非常に批判的であることは驚くにあたらない。そして人権を要求することは、このような考え方に従えば「いいかげんな話」のように映りがちである。

しかし、こうした要求はいい加減な話ではない。実際、もしこうした見方を完全に受け入れなければならないとすれば、人間開発に関する研究は、分析上、人権アプローチから切り離す必要があるだろう。たとえば、人権という言葉のもつ修辭的、宣伝的な価値が、解説や「意識向上」という観点からはただちに容認されるとしてもである。しかし、ある取り組みの本質から言葉の使い方を分けることは、当初から、明確な主張には不釣り合いな感動的な言葉や言いまわしを使うより、整然とした概念と厳格な論証に立脚してきた人間開発の文献の伝統には、まったく反するものである。

### 法的権利と人権

権利と義務の関係は、非常に重要な問題としてとらえる必要がある。すでに、権利と義務には何らかの形での結びつきが必要であるとの議論が展開されてきたが、なぜ、権利は特定の機関に厳密に適用されるべくあらかじめ規定された義務と正確に対になっていなければならないと主張するのだろうか。こうした厳密な

形での権利と義務の関係の強調は、法の帝国（empire of law）の単なる副作用であり、あらゆる権利の行使を、倫理的なものであれ政治的なものであれ、究極的には、唯一法的権利に適用される概念と発想に帰結させてしまうといえよう。

この厳格な見解はジェレミー・ベンサムが「権利の宣言は義務の宣言がなければ一方に偏った行為であるに過ぎない」という主張に一致する。これはまた、「“自然権”の倫理的主張は“ナンセンス”である」とか「“自然権および時効で消滅できない権利”の概念は“背伸びしたナンセンス”（おそらく意図的に大きにさせたナンセンス）である」というベンサムの説にも合致する。この見方はベンサムや他の多くの学者が、本質的な法的概念の適切な使用であるとしている以上の権利について考えることは、非論理的であると示している。

しかしながら本質的に法的、または法に準拠した観点で権利をとらえることは、いかなる法律が施行されているか否かにかかわらず、「人々は他人や社会的仕組みに対して要求する権利をもつ」という基本的な考え方に反する。実際、この考え方は世界人権宣言第一条にはっきりと表明された、市民共同体と連帯に対する誓約である。この条項は、何人も他者に危害を加えないこと、他者を助けることという二つの義務を負うとの考え方を推し進めている。宣言は、法律の如何にかかわらず個人は人間であるが故に一定の権利をもつのであり、市民としての身分や自らの国における法的現実にかかわる偶然の事実によらずに左右されるわけではない、との見地に立って、不当な法律

と慣習からの保護を求めている。人権は、個人や集団としての機関がとる行動や社会的仕組みの意図に対する、倫理的な要求である。人権は、対象となる人々が、その権利が保証する自由や制度（適切な保健医療、言論の自由）を確実に利用できるときに実現する。多くの場合、法的権利の確立は人権の実現を促進するうえで最良の方法であろう。しかしながら、法的権利は人権と混同されるべきではなく、また、法的権利だけで人権が実現できると考えるべきではない。

これは実際、『人間の権利』を著したトム・ペインや『女性の権利の擁護』の著者であるメアリー・ウルストンクラフト（両著作とも1792年刊）等の一般政治理論学者や、さらにさかのぼって社会契約説の流れに属するジョン・ロックやジャン・ジャック・ルソーなどが訴えた権利に対するアプローチである。彼らは、すべての人は、制度上の仕組みや他者の行為に制約を加える社会制度の成立に先んじて、権利が与えられていると主張している。権利についての議論は法的要求の限度を超えることはできないという主張は、社会の中で施行されてきた厳格な法律には依存しないという考え、つまり社会生活における連帯や公平の意識を十分に評価していない。

### 人権と不完全な義務

しかし、完全な義務という形で、権利と義務の厳密な結びつきを主張するには、もう一つ別の理論的根拠がある。権利の実現を保証する義務が存在しないのであれば、われわれはどのようにして実際に権利が実現され得ることを確信できるのかと

人権は、対象となる人々が、その権利が保証する自由や制度を確実に利用できるときに実現する。



## 前進し続ける人権への闘い

### 闘いと歴史的事実

#### 17世紀まで

多くの宗教書が、平等、尊敬、他人を助ける責任を強調

3000年以上前 ヒンドゥー教ヴェーダ、原始仏教経典、ウパニシャッド、およびユダヤ教前律法であるモーセ五書（トーラー）

2500年前 仏教サンスクリット、アングクトラ・ニカーヤ、儒学の『論語』、『中庸』、『大学』

2000年前 キリスト教新約聖書、その600年後イスラム教コーラン

#### 18世紀から19世紀

1789 フランス革命と『人権宣言』

1815 ラテンアメリカとフランスで奴隷の反乱が起こる

1830年代 社会・経済的権利を求めた運動が起こる。インドのラマクリシュナや西欧の宗教運動

1840 アイルランドでキリスト教運動が起こり、すべての労働者と貧困者の普通選挙権と権利を求める

1847 自由主義改革

1861 ロシアで農奴解放宣言

#### 20世紀

1900-29

1900-15 アジア・アフリカの植民地で帝国主義への反対運動が起こる

1905 欧州、インド、米国で労働者運動が起こる。モスクワでは30万人がデモを行う

1910 メキシコで土地所有権を求めて農民の動員が起こる

1914-18 第一次世界大戦

1914年以降 独立運動や暴動が欧州、アフリカ、アジアで起こる

1915 トルコによるアルメニア人大量虐殺

1917 ロシア革命

1919 人種平等を国際連盟規約から除外したことへの抗議が広がる

1920年代 エレン・ケイ マーガレット・サンガー、加藤（旧姓石本）シヅエによる女性の避妊について知る権利のキャンペーンが起こる

1920年代 工業諸国でゼネラルストライ

### 会合、公文書、宣言

倫理規定—メネス、アショーカ、ハムラビ法典、ドラゴン、キュロス2世、モーセ十戒、ソロン憲法、マヌ法典

1215 マグナ・カルタ

1825 オランダの法学者ヒューゴ・グロティウス国際法の誕生で有名になる。『戦争と平和の法』を著す

1690 ジョン・ロックが『市民政府二論』の中で自然権という考え方を論じる

1792 メアリー・ウルストンクラフト『女性の権利の擁護』

1860年代 イランのミルザー・ファス・アリ・アクンザード、中国の譚嗣同がジェンダー平等を論じる

1860年代 ロサ・ゲラ発行の新聞『ラ・カメラリア』がラテンアメリカの女性の平等を擁護

1960年代 岸田俊子が随筆エッセイ『同胞姉妹に告ぐ』を発表

1860-80 各地で、50以上の奴隷廃止二国間条約が結ばれる

1900 ロンドンで最初のパンアフリカ会議が開催

1906 工業に使用される婦人の夜業に関する国際条約（女性の夜間労働を禁止する条約）

1907 中米平和会議は外国人が居住地の裁判所へ提訴する権利を認める

1916 レーニンが『資本主義の最高の段階としての帝国主義』で自決権を説く

1918 ウイルソン米大統領「14カ条の平和原則」で自決権を説く

1919 ベルサイユ条約（パリ平和会議）が自決権と少数民族保護条約を強調

1919 パンアフリカ会議が植民地領内における自決権を要求

1923 チリのサンチアゴにおける第5回パンアメリカ会議で女性の権利が議題となる

1924 ジュネーブで子どもの権利宣言

### 制度

1809 スウェーデンでオンブズマン制度

1815 国際奴隷取引問題に関する委員会がウィーン会議で設置

1839 英国での奴隷制反対協会設立に続き、1860年代にブラジルで奴隷廃絶同盟が設置

1863 (1864) 国際赤十字委員会

1864 国際労働者協会

1898 ドレイフュス事件がきっかけになり、NGOの人権同盟 (League of Human Rights) が設立

1902 選挙権と平等な市民権の国際同盟

1905 労働組合が国際的組織化を行う

1910 国際女性服飾労働者組合結成

1919 国際連盟・常設国際司法裁判所

1919 ILOが国際法に人権を反映させることを主張

1919 婦人国際平和自由連盟

1919 女性の権利を中心に活動する複数のNGOが子供の権利に取り組み始める。セーブ・ザ・チルドレン (英国)

1922 14カ国の人権同盟が人権連盟国際連合を設立

1920年代 ガーナのアクフで英国領西アフリカ国民会議が自決権促進のため開催

1925 途上国8カ国の代表が人種差別を廃絶するためにColored Internationalを設立

1928 女性の市民的、政治的権利のた

いう問いかけが可能である。この議論は、いかなる真の権利も、それに対応した権利を実現させる特定の機関の明確な義務がなければ、有効でないと主張するためのものである。

完全な義務の遂行が権利の実現に多大な貢献をするであろうという推論は、確かにもっともらしい。しかし、なぜ、実現しない権利は存在してはならないのか。「これらの人々にはかくかくの権利があるのに、なんとそれらの権利は実現されていない」と慨嘆することに矛盾はない。アマーティア・センが論じてきたように権利の実現の問題は、それが存在するか否かという問題とははっきり区別されねばならない。権利が実現されていないことから短絡的に権利それ自体の存在、あるいは妥当性の否定にまで至る必要はない。権利が実現されないのは、まさに、義務を果たすべき者がその遂行を怠るがためであることが多い。

法律的な議論においては、多くの場合、人権は、権利、権力または特権をもっている者達に利益をもたらすものとして支持されている。しかし、すべての人にとって普遍的で欠点のない人権の実現が非常に困難であったとしても、こうした権利を明確に表明することは、それを擁護している非常に多くの人々からの支持を集めることを促す。たとえある特定の権利の実現を託されている特定の個人や機関がない場合でも、不完全な義務を明確に表明することは、規範の重要性を主張するとともに、他人の責任ある行動を要求することになる。たとえば、女性には性差別から解放される人権があるということ、法律と社会的仕組みによってその人権が保護されているかど

うかという点から切り離して、ジェンダーの立場から議論することは可能である。ジェンダー差別は、単に個人がある特定の女性に対する完全な義務に違反しているという犯罪ではない。それは、あらゆる社会の規範や制度に根を張る不正である。この不正は、女性を差別している法律や、その他の社会規範および非公式な慣習の中に表れている。

女性の人権は、女性に社会的、法的、制度的な改革を通して、男性だけに認められている参政権やその他数多くの慣習に終止符を打つことを要求する権利を与えている。この権利に対する義務は、特定の者に容易に割り当てることはできない。なぜならこうした不当な慣習の改革は、集団全体に課された責務であるからである。とはいえ、個々の人も当然ながら、この権利に関する不完全な義務を負っている。そして、この権利を明確に語ることは、規範的にきわめて重要な何かを示すことになる。

たとえ、ある政府が、今ただちにすべての国民に特定の権利を保障するのに必要な資金（または、資金を集めることを可能とする方策）をもっていない場合でも、政府が、その実現に向けて努力しよう働きかけることは必要不可欠である。とはいえ、問題の権利をある程度まで実現した功績は、それでも認められる。このことがこれらの人権に注意を向け、その実現の推進に役立つ。また、人間開発の成否を決める過程への理解を豊かにすることもできる。人権と人間開発の二つの視点を組み合わせることで、一方のみでは決して得られないものがもたらされるのである。

人権と人間開発の二つの視点を組み合わせることで、一方のみでは決して得られないものがもたらされるのである。



## 闘いと歴史的事実

イキヤ労働者と事業主の武力衝突が起こる

### 1930-49

1930 インドでガンジーが塩税導入に反対して数百人を引き連れデリーまで長距離行進を行う

1939 ヒトラーのナチス政権が600万人のユダヤ人を虐殺、シブシー、共産主義者、労働組合員、ポーランド人、ウクライナ人、クルド人、アルメニア人、身障者、エホバの証人の信者、同性愛者を強制収容所へ送り殺害

1942 フランス人ルネ・カサンが戦争犯罪を裁くための国際法廷の設立を主張

1942 第二次世界大戦中、米国政府は約12万人の日系アメリカ人を収容所に送る

1942-45 欧州の多くの国でファシスト反対闘争が起こる

1949 中国革命

### 1950-59

1950年代 アジアで民族解放戦争や反乱が起こる。アフリカ数カ国が独立を勝ち取る

1955 米国の社会権・市民権運動が起こる。マーナン・ルーサー・キングJr.がモンゴメリー市のバスボイコット(381日間)を指揮

### 1960-69

1960年代 その他の国々と同様、アフリカでも17カ国が自決権を保障

1962 米国で移民労働者を保護するための全国農場労働者(全米農場労働者同盟)が組織される

1960-70年代 女性解放運動が男女平等を要求

### 1970-79

1970年代 人権問題が広く関心を集める。南アフリカのapartheid、占領区のパレスチナ人の処遇、チリの反政府主義者の拷問、アルゼンチンの「汚れた戦争」、カンボジアの大量虐殺

1970年代 アラブ・イスラエル紛争、ベトナム戦争、ナイジェリア・ビアフ内戦

## 会合、公文書、宣言

1924 米国議会はすべてのアメリカ先住民に市民権を与えるというスナイダー条約を承認

1926 シュネーブ会議で奴隷条約採択

1930 ILO総会、強制労働条約を採択

1933 青年婦女子の売買の禁止に関する国際条約

1941 ルーズベルト米大統領が言論、宗教、欠乏、恐怖からの自由という四つの基本的自由を示す

1945 国連憲章が人権を強調

1948 世界人権宣言

1948 ILO総会、結社の自由・団結権保護条約を採択

1949 ILO総会、団結権・団体交渉権条約を採択

1950 欧州人権条約

1951 ILO総会、男女同一報酬条約を採択

1957 ILO総会、強制労働に関する会議

1958 ILO総会、雇用・職業差別禁止条約

1965 あらゆる形態の人種差別撤廃国連国際条約(人種差別撤廃条約)

1966 市民的及び政治的権利に関する国際規約

1966 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約

1960 テヘランで人権に関する最初の国際会議

1973 アパルトヘイト犯罪の鎮圧及び処罰に関する国連国際条約

1973 ILO就労最小年齢についての条約

1974 ローマで世界食糧会議

1979 女性に対するあらゆる形態の差別撤廃国連条約(女性差別撤廃条約)

## 制度

め、米州女性委員会が設立

1933 難民組織の設立

1935-36 囚人の基本的権利を促進するために国際刑罰・刑務所委員会が設立

1945 ニュルンベルク・東京国際軍事裁判

1946 国連人権委員会設立

1948 米州機構

1949 欧州評議会

1950 ILOが労働組合権の侵害についての事実究明委員会を設置

1951 ILO結社の自由に関する委員会

1954 欧州人権委員会

1959 欧州人権裁判所

1960 米州人権委員会が最初の会議を開催

1961 アムネスティ・インターナショナル設立

1963 アフリカ統一機構設立

1967 国際正義と平和のための高位聖職者会議

1970 パラグアイとブラジルで最初の種平裁判委員会が開かれる

1978 ヘルシンキ・ウオッチ(人権監視のためのNGO)設立

1979 米州人権裁判所設立

## 闘いと歴史的事実

1976 アムネスティ・インターナショナルがノーベル平和賞を受賞

### 1980-89

1980年代 ラテンアメリカの独裁政権の終焉。アルゼンチン、ボリビア、パラグアイ、ウルグアイ

1988 フィリピンで無血の「平和的人民の力」がマルコスの独裁政権を倒す

1989 天安門事件

1989 ベルリンの壁崩壊

### 1990-2000

1990年代 民主主義がアフリカで拡大。ネルソン・マンデラが刑務所から解放され、南アフリカ大統領に選ばれる

1990年代 旧ユーゴスラビアでは民族浄化が、ルワンダでは虐殺や大量の人権侵害が行われる

1998 スペインはチリのピノチェット大統領に対する引き渡し請求手続を開始

1999 国境なき医師団がノーベル平和賞を受賞

2000 セネガルの法廷はチャドの前独裁者ヒセネ・ハブレを拷問と残虐な行為の罪で有罪とする

出典：Lauren 1998；Ishay 1997；UN1397a, 1997b；Al-Na'im 2000；Olcott 2000；Mendez 2000；Silovic 2000；Pinheiro and Baluarte 2000；Vizard 2000；Akash 2000

## 会合、公文書、宣言

1981 人及び人民の権利に関するアフリカ憲章採択

1984 拷問およびその他の残虐、非人道的、または品位を傷つける取り扱い、または刑罰を禁止する国連条約(拷問禁止条約)

1986 国連発展の権利宣言

1989 国連児童の権利条約

1980-86 国連国際会議および先進国首脳会議で子供、教育、環境と開発、人権・人口・女性・社会開発、人々の定住問題が議題となる

1998 国際犯罪法廷の設立のためのローマ外交会議裁判所規定

1999 女性差別撤廃条約の個人の訴えに関する選択議定書を採択

1999 ILO総会、最悪な形態の児童労働廃止会議

## 制度

1983 アラブ人権機関設立

1985 経済的、社会的、文化的権利に関する国連委員会

1988 人と人民の権利に関するアフリカ委員会

1992 欧州安全保障協力機構、少数民族高等弁務官

1993 最初の国連人権高等弁務官がウィーン会議で指名される

1993-94 旧ユーゴスラビア、ルワンダの国際刑事裁判が開催

1995 南アフリカ真実和解委員会

1995-99 10カ国が人権促進保護のための国家行動計画を開始





## 第2章

# 人間の自由に向けた闘い

人間の自由への闘いは、世界の様相を変化させてしまった。

人権の歴史は人類の闘いの歴史である。確かに人々は生まれながらにある種の基本的権利を付与されている。しかし、そうした権利の実現も、享受も自動的に可能になるわけではないのである。

歴史は、こうした権利を正当なものにするためにどのような闘いが繰り広げられてきたかをわれわれに教えてくれる。この闘いでは、民族解放運動、農民運動、女性運動、先住民族の権利運動など、政治的活動と人々の運動がつねに重要な基盤となってきた。しばしば、人々の自由でありたい、そして権利を享受したいという熱意が闘争のきっかけとなった。その後、人々によって達成されたものうえに、公的、法的、制度的な整備が行われたのは、かなり後になってからのことである。

人間の自由への闘いは、世界の様相を変化させてしまった。20世紀初頭には、全世界人口のわずか10%しか独立国家に暮らしていなかった。今世紀の終わりには、大多数が、自ら選択をする機会をもち、自由を謳歌している。1948年の世界人権宣言が突破口となり、新しい時代への扉が開かれた。国際社会は人権擁護を共通の関心事として、また人類全体の目標として取り上げた。

地球規模の運動によって、世界のさまざまな文化を背景にすべての人

の権利が形成され、それにともなう地球規模での国家と人々の統合が第二の突破口となった。半世紀の間に、国際的な人権システムが出現し、過去10年でそれに対する積極的な取り組みも急速に進んだ(参考資料参照)。1990年だけとってみても、女性差別撤廃国際条約と人種差別撤廃条約の二つの条約が100以上の国によって批准されている。今日六つの主要人権条約・規約のうち五つが、それぞれ140以上の国によって批准されている(例外は、拷問禁止条約である)。七つの主要労働権に関する条約は、62カ国が批准しており、これは、世界全体の3分の1近くに当たる(参考資料表A2.1)。

国々は人権の実現、地域憲章の採択、地域の人権委員会や裁判所の設立をめざして地域グループに参加した。たとえば、アフリカ人権憲章は、集団的権利を承認し、植民地支配に対する闘いへの人々の権利に重点を置いた。各国では、人権委員会が設立され、10カ国が国別人権計画を策定し、その他多数の国は人権オンブズマン制度を取り入れた。

国際的には、1990年代に非常に重要な出来事が二つあった。一つは、旧ユーゴスラビア(1993)およびルワンダ(1994)での戦争犯罪を裁く国際刑事法廷が開かれたことともなう、国際司法制度の発足である。

もう一つは、1998年の国際刑事裁判所設立についてのローマ規程である。この法廷は個人の戦争犯罪責任を問うことができ、国家による大規模な人権侵害を取り扱う既存の制度を補完するものである。さらに、女性差別撤廃条約の選択議定書は、個人や集団がジェンダーによる差別の事実を申し立てることを可能にしている。

人権をめぐる新たな議論では、政策分野すべてに関連づけられることが強調されている。人権を基盤とした開発への取り組みは、人権を開発政策やその過程とは切っても切り離せない一部としている。各国でも、人権の視点から開発の目標や政策を見ることの大切さが、ますます認識されてきている。人権の視点は、二国間、多国間を問わず開発協力の中で重要度を増しつつある。

人間の生活における人権の中心性が、1990年代に開催されたさまざまな国際会議で繰り返し指摘された。そして、1993年世界人権会議が、人権の総合的な国際的推進と擁護目標を明らかにすることで、人権運動に新たなはずみをつけた。

人間開発の前進がこの進展に加わった。1970年と比較して、今日の開発途上国では、

- ・新生児は10年長生きができる。
- ・乳児死亡率は40%以上減少した。
- ・成人非識字率はほぼ半減し、初等・中等教育合計就学率は50%近く上昇した。
- ・安全な水を利用できる農村世帯の割合は、13%から約71%と4倍以上上昇した。

世界中で、46カ国の10億人以上が高度の人間開発を達成した。世界のどの地域でも、人間開発は進展して

いる。しかし、その前進の程度と速度は均一ではない。サハラ以南アフリカの乳児死亡率は1000人当たり106人で、これはラテンアメリカ・カリブ諸国32人の3倍以上にあたる。また、東南アジアの成人識字率は83%以上で、南アジアの54%を大きく引き離している。

### それでも道のりは遠い

重大な人権侵害は続いている。それは、あからさまに、あるいはひっそり行われている。100万人が命を落としたルワンダ、15万から25万人が犠牲となったといわれているボスニア・ヘルツェゴビナは、あからさまな人権侵害の例である。今日の大規模な人権侵害の中には、国内紛争で起こるものもある。この場合、国の主権に対して国際社会の介入という対立を引き起こす。過去の習慣に反して、国際社会は介入をし出した(コフィー・アナン国連事務総長の特別寄稿参照)。

また、人目につかずひっそり行われている人権侵害もある。たとえば、7億9000万人が十分な栄養を摂取できず、2億5000万人の児童が労働にかり出され、18歳未満の女子を含む120万人にのぼる女性が毎年売春目的で人身売買され、OECD諸国では、1億3000万人が所得貧困生活を強いられている。世間はあからさまな人権侵害には気付いても、ひっそり行われている人権侵害を見逃してしまうことが多い。

人権の不可分性は、冷戦時代に人権を二分したこと、つまり市民的、政治的権利に対して、経済的、社会的、文化的権利とを分けていたことを覆す原則として受け入れられた。それにもかかわらず、これらの人権

人間は、持続可能な開発の中心的関心事である。人間は、自然との調和のとれた、健康で生産的な生活を送る権利がある。

国連環境開発会議  
リオ宣言(1992年)

人権と、基本的自由は、全人類が持つ生まれながらの権利であり、互いに強化させて行かなければならない。

世界人権会議  
ウィーン宣言(1993年)

ジェンダー平等の原則と女性のリプロダクティブ・ヘルスに対する権利は、人間開発にとって欠かすことができない。

国際人口・開発会議  
カイロ宣言(1994年)

貧困の撲滅は、人類にとっての倫理的、社会的、政治的、経済的至上命題である。

世界社会開発サミット  
コペンハーゲン宣言(1995年)



の間には潜在的な葛藤がまだにある。加えて、ほかの葛藤もある。人権の普遍性と、文化の特殊性との葛藤。国家主権と、国内での人権を問題とする国際社会。人権の不可分性と、資金の制約のせいで人権を順位づけする必要性。国際法が優位なのか国内法が優位なのかという問題。国際規範と、地域的な人権システムが定める規範。そして、国際条約の批准と、そうした国際条約を国内で

実施するうえでの葛藤である。

多くの人々は今でもなお、女性、少数民族、移民、貧しい人々といった、ある集団の人権を拡大することは、自分自身の価値観や利益を脅かすと見ている。このような対立的な価値観は、すべての人のための人権推進に対する抵抗を生む。社会が大変に繁栄している時代にあってもなお、さまざまな社会では、その構成員すべてに対し尊敬ある生活を保障

することができないでいるばかりか、他の社会の構成員に対ししばしば無関心やあからさまな敵意を示すのである。

人間生活の深刻な剥奪状況は依然解消されていない。途上国では12億人が所得貧困であり、約10億の成人が読み書きができず、10億人が安全な水を利用できず、24億人以上が基本的な衛生設備を持たない。OECD諸国では、平均寿命が76歳に達しているにもかかわらず、今日生まれる子供の1割以上が60歳まで生きられない可能性が高い。そして、いくつかの先進国でも、5人に1人が、社会生活を営むうえで十分な読み書きをする能力（機能的識字能力）をもっていない。

人間開発の後退と逆行も起こっている。平均寿命は1970年代と1980年代にほとんどすべての国で着実な伸びを示したものの、1990年代にはHIV/エイズによって平均寿命が脅かされるようになった。毎分11人が新たにHIV/エイズに感染している。アフリカでは1200万人以上がエイズで死亡し、2010年にはエイズによる孤児が4000万人に達すると見られる。多くのアフリカ諸国で、平均寿命は過去10年間に10年以上縮まっている。また、30カ国の5億以上の人が今日、20年前より低い1人当たりの所得で暮らしている。東欧・CIS諸国で進められている経済体制の移行は、人間開発の大幅な前進を部分的に逆行させた。東アジア諸国でも1997年から1998年にかけての金融危機にともなう、人間開発の深刻な後退が報告されている。

今日、人権と人間開発の目を見張るべき実績と、まだこれから取り組んでいかねばならない数多くの課題

を抱えて、人間の自由を実現し保障する闘いが次の七つの分野で続けられている。

- ・差別からの自由—平等実現のために
- ・欠乏からの自由—人間としてまずまずの生活水準を実現するために
- ・人間の潜在能力を開発するための自由
- ・恐怖からの自由—個人の安全に対する脅威からの解放
- ・不正からの自由
- ・参加、表現、結社の自由
- ・搾取のないまともな仕事に就ける自由

### 差別からの自由—平等実現のために—

生の普遍性は、すべての人が他のすべての人間を差別せず平等に扱うことを求める。この平等原則は人権の推進力となってきた。これはまた、機会と選択肢の平等を強調する人間開発の主な柱の一つでもある。

ジェンダー、人種、宗教、民族、年齢に関係ない、平等に向けた20世紀の歩みは、社会運動によって推進されてきた。最も際立った運動の一つが女性の権利獲得のための運動であり、そのルーツは数世紀も前に遡る (Box 2.1)。

差別との闘いは、世界中で市民権運動や反人種差別運動へとつながった。平等は、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ・カリブ諸国において民族自決権を勝ち取るための大規模な民族解放運動すべてにおいて推進力となった。アジアやラテンアメリカ・カリブ諸国の農民運動も、差別撤廃を要求した。1950年代から1960年代にかけての米国の公民権運動は、アフリカ系市民の法的差別廃止

### 特別寄稿

### 21世紀の人権と介入

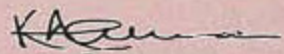
21世紀の幕開けを迎え、国連は以前にも増して大勢の人々の生活にとって中心的な役割を担うようになった。開発、平和維持、環境、健康に対する取り組みを通じ、われわれは国家や地域社会がより良い、自由で豊かな未来を築けるよう支援している。中でも、ジェンダー、民族、人種にかかわらずいかなる人々の人権も侵害、あるいは無視されてはならないという理念の実現に力を入れてきた。この理念は国連憲章および世界人権宣言にうたわれている。この発想はわれわれをおおいに奮い立たせ、またわれわれが最大限の努力を惜しまない理由ともなっている。個人の人権の尊重なくしては、いかなる国家、いかなる地域社会、いかなる社会集団も、真の意味で自由になることはできないということを、今日ほど痛感した時代はない。人権の尊重が開発を進展させることを意味しようが、重大かつ組織的な人権侵害に終止符を打つための予防的措置や介入（たとえ国境を越えた介入であろうとも）の重要性を強調することを指そうが、個々の人間こそがわれわれの関心の中心となってきた。過去50年にわたる人権分野での国連の業績は、世界人権宣言にうたわ

れた人権が全世界に受け入れられたことに根ざすものであり、また、いかなる文化のいかなる状況の下であろうと、言い訳の効かない非道な行為に対する嫌悪感が高まったことに根ざしている。いかなるグループや人への暴力的抑圧にも反対する国際的規範は、国家主権の関心事よりも優先されるべきであり、そうした国際的規範がゆっくりとではあるが芽生えつつあると、私は確信している。国連は加盟国の組織であるとはいえず、国連は人々の権利と理想を保護するために存在している。いかなる政府も、国家主権を隠れ蓑にして国民の人権や基本的自由を侵害する権利はない。人が少数民族、あるいは多数民族のいずれに属するとしても、その人々の人権と基本的自由は尊いものである。

これらの重要な問題に関するわれわれの考え方は、今日われわれが直面しているさまざまな試練から来ている。シエラレオネ、スーダン、アンゴラからバルカン、カンボジア、アフガニスタン、東ティモールに至るまで、国際社会から単なる同情の言葉以上のものを必要としている人々が大勢いる。暴力の悪循環に歯止めをかけ、人々が繁栄への安全な

道を歩むことができるように、われわれの真の持続的な取り組みをこれらの人々が必要としている。われわれは、人権の重大かつ組織的な侵害が行われているのを国際社会として見過ごしにはできないことを学んだように、正当かつ普遍的な原則に基づく介入でなければ世界の人々の持続的支助が得られないということも学んだ。

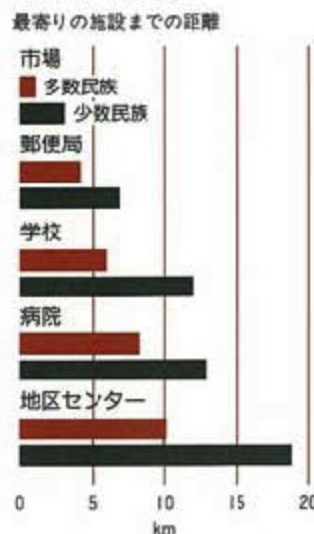
しかし介入は、単に国家にとっての問題ではない。われわれ一人ひとり、政府機関や国際機関の職員として、あるいは非政府組織や企業、メディアで働く者として、または単なる一個人として、同胞の人権が脅かされているときに、人権を守るために自分にできることを実行する義務がある。われわれ一人ひとりに、苦しみを与える行為を阻止する、そして可能ならば未然に防ぐ義務がある。われわれ国際連合の崇高な理想を実現するには、少なくともこの義務を果たさなければならない。



コフィ・アナン(国連事務総長)



図2.1  
サービス利用に関する  
民族による差別  
ベトナム 1992~93



出典：Van de Walle and Gunewardena 1999

を実現した。多くの場合、これらの闘いは女性運動や労働者運動と同様、国境を越えてグローバルな運動へと発展した。

これらすべての運動は規範、価値観、制度、法的基準の平等拡大と差別解消に拍車をかけた。今日では、他者を容認することが高く評価されるようになった。多様性は弱点ではなく長所とみなされる。人々は多文化の共生と人間の連帯を尊重するのである。

- ・国際的には165カ国が女性差別撤廃条約を批准し、155カ国が人種差別撤廃条約を批准し、これによって世界の4分の3以上の国がこの二つの条約のどちらも批准したことになる。
- ・少数民族、先住民、部族民が全人口に占める割合の多いオーストラリア、カナダ、インド、ニュージー

ーランド、米国で、差別是正特別措置のための国内制度や法的基準が導入された。

- ・インドでは経済・政治分野の差別是正特別措置が指定カーストや指定部族の差別緩和に貢献している。
- ・オーストラリアとニュージーランドでは、先住民やマオリ族の権利がますます認められるようになってきた。
- ・グアテマラでは先住民のための開発計画が策定され、国家計画に組み入れた。

それでもなお、差別は私たちの身の回りに根強く残っている。なぜだろうか。規範は変わったかもしれないが、その速度は十分とはいえず、いくつかの重要な領域では進展が見られない。差別廃止と平等は、法の上では正式に認められているかもしれないが、それでも今なお政策、財源の分配、公的な社会サービスの提供において差別が存在している。

そのため、新しい規範があってもなお、差別と不平等はほとんどすべての国で依然として広範囲で見られる。平等な賃金、均等雇用、平等な政治参加の機会が、公式には認められているかもしれないが、法が効果的に執行されないため、女性、少数民族、先住民族、部族間で格差が依然として残ったままである。民主体制、独裁体制、先進国、途上国を問わず、あらゆるところで少数グループはさまざまな権利の差別に直面している(図2.1)。

これこそまさしく、人間開発の成果もまた一様ではない理由である。ある分野では、目を見張るような成果が得られている。1992年から1998年にかけて途上国では、女性の成人

識字率は、男性の識字率の72%であったものが80%に向上し、安全な水を利用できる農村世帯の割合は、都市の割合の61%であったものが78%へと上昇した。米国では1960年に4年間の高等学校教育を終えた人の割合は、白人で43%、アフリカ系市民で20%であり、23ポイントの開きがあった。だが1998年には、白人で82%、アフリカ系市民で76%となり、ギャップは6ポイントに狭まった。グアテマラでは、1995年から1999年のわずか4年間に、マヤ族の幼児死亡率が出生1000人当たり94人であったものが79人へと6分の1近く減少した。

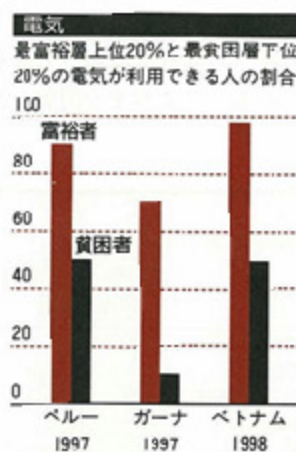
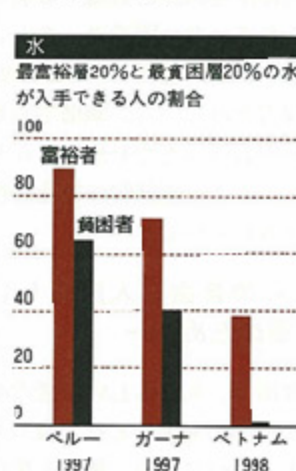
一方で他の地域での成果は憂うべきものがある。ネパールでは、不可触民(社会最下層の人たち)の平均寿命は、バラモンより15歳短い46歳である。モロッコでは、農村の成人非識字率は75%で、都市非識字率37%の2倍以上である。南アフリカでは白人の98%以上がきちんとした住宅に住んでいるが、アフリカ系住民の50%以上は昔ながらの小屋や裏通りのバラックに住んでいる。途上国において経済活動に参加する女性の割合は、いまだに男性の3分の2に留まっている。韓国では女性の賃金水準は、わずか男性の5分の3である。マダガスカルの女児は、学校に行っているか否かにかかわらず、水汲みや他の家事労働に男児の3倍の時間を費やしている。そしてOECD諸国では女性は3分の2の時間を市場性のない労働に使っており、これは男性がこの種の活動にあてる時間の2倍近くに匹敵する。

所得や農村・都市の差にとともに生じるサービス利用の格差も存在しており、それはおそらく経済力の

優劣を反映したものである(図2.2、2.3)。

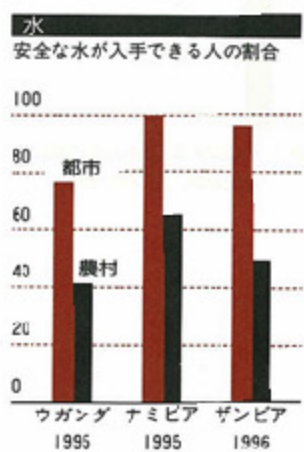
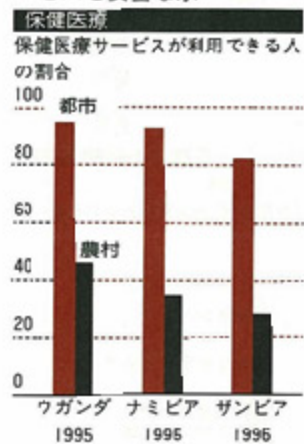
先住民は今もなお経済的、社会的、文化的権利を最も剥奪された状態で暮らす人々である。それはインドなどの途上国でも、オーストラリア、カナダ、米国などの先進国でも同様である。カナダでは、1991年のイヌイットの男性の出生時平均余命は58歳、アメリカインディアンとして登録されている男性では62歳と、全カナダ人男性に比べてそれぞれ17

図2.2  
所得階級差—豊かな人にと厚い公共サービス—



出典：World Bank 2000c

図2.3  
都市・農村格差—農村地域で利用しにくい保健医療サービスと安全な水—



出典：UNDP 1998d, 1958e; UNDP, FAO, UNESCO, UNFPA, UNICEF 1998

BOX 2.1 女性の権利獲得のための長い闘い

1792年にメアリー・ワルストンクラフトは『女性の権利の擁護』を出版し、この世で欠けているのは慈悲の心ではなく正義であると訴えた。この本は女性の権利獲得の闘いの本質をとらえている。

女性の権利獲得の闘いは1880年以降、新たな時代に入りました。インドはサティ(妻の殉死)を廃止し、異なる社会階級間の結婚を合法化した。英国は結婚に関する法律を改革した。フランスに女性側の申し立てによる離婚の権利を認めた。中国は女性が公職に就くことを認めた。ニュージーランドは1893年、女性の投票権を認めた最初の国になった。

20世紀最初の10年、女性運動は

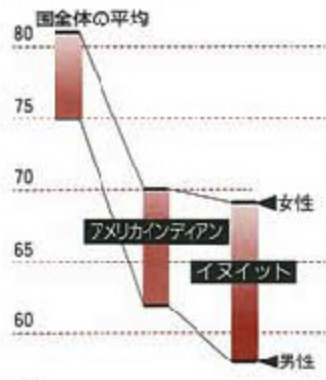
中国、イラン、日本、韓国、フィリピン、ロシア、セイロン、トルコ、ベトナムで盛り上がりを見せた。1940年代までの最初の40年で、女性はオーストリア、ドイツ、オランダをはじめ、セイロン、トルコ、ウルグアイで投票権を獲得した。

同じ時期に米国のマーガレット・サンガー、スウェーデンのエレン・ケイ、日本の加藤(旧姓石本)シヅエが女性のリプロダクティブ・ヘルスの権利を求める運動を興した。これらの女性運動家は、全女性に避妊に関する情報が与えられることを要求した。

出典：人間開発報告書事務局

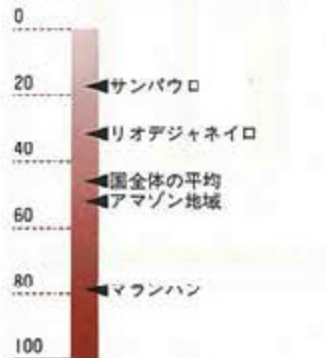


図2.4  
民族によって異なる平均寿命  
カナダ 1991  
出生時平均寿命(歳)



出典: First Nations and Inuit Regional Health Survey National Steering Committee 1999.

図2.5  
地域によって異なる所得貧困  
ブラジル 1991  
国別貧困ライン以下の人々の割合



出典: Institute of Applied Economic Research, その他1998

年、13年も短命であった(図2.4)。1990年代初頭のインドでは、指定部族の女性の成人識字率はインドの女性全員の識字率39%に対し24%であった。スロバキアでは、1984年にはロマの子どもの80%が幼稚園に通っていたが、現在はわずか15%のみである。先住民の人々は、市民的権利や政治的権利でも差別されている。マレーシアではオランアスリ(先住民)で土地の所有権をもっている人は1万人当たりたったの2人である。

性的嗜好がもとになっている差別は世界中で続いている。同性愛の人たちが人権擁護団体を組織する権利が認められていない国では、そういう人たちの市民的権利および政治的権利が侵害されている。職場での差別や住宅取得のうえで差別のあるところでは、彼らの経済的、社会的権利が侵害されている。

### 欠乏からの自由—一人間らしい生活水準のために—

人間貧困は、人間らしい生活水準の達成や人権の実現にとって最も大きな障害の一つである。世界人権宣言は、健康で幸せな生活にふさわしい生活水準への権利や教育への権利を認めている。さまざまな国際会議

国	割合 (%)
米国(1997)	17
イタリア(1995)	13
オーストラリア(1994)	12
カナダ(1994)	11
英国(1995)	11

注: 貧困ラインは可処分所得中間値の50%に設定

出典: Smeeding 2000

は貧困の根絶を主要目標に掲げ、各国でこの目標を支持する計画、政策、戦略がとられた。そして、142カ国が、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際人権規約(社会権規約)を批准している。

1990年代、世界中で人間貧困の大幅な緩和が見られた。途上国では、新生児のうち40歳まで生存できないと見られる割合が1990年から1998年で20%から14%へと低下した。安全な水を利用できない人の割合は32%から28%へ低下した。成人非識字率は35%から28%へ減少した。所得貧困の割合は、1日1ドル(1993年 PPPUSドル)の尺度で測っても(最貧層レベルを見ても)なお、29%から24%へと下がった。その率は東アジアの11ポイントからサハラ以南アフリカの0.3ポイントまで開きがあるものの、所得貧困はすべての途上地域で緩和された。

いくつかの国では、めざましい進歩がうかがえる。マレーシアは所得貧困を1950年の60%から1993年の14%へ、中国は1978年の33%から1994年の7%へ、インドは1974年の54%から1994年の39%へ、それぞれ低下させた。

それでも解消されない所得貧困が根強く残っている。1日1ドル(1993年 PPPUSドル)の基準によれば、途上国では12億人が所得貧困状態にあり、その半数近くが南アジアに暮らしている。また、貧困はもはや、南側諸国に限らず北側でも見られる現象になっている(表2.1)。国内の所得貧困も地域によって格差がある(図2.5)。

国内および国家間の所得格差も、増加傾向にある。ブラジル、グアテマラ、ジャマイカでは、国民所得に

占める最富裕層20%の人の所得の割合は、最貧困層20%の人の所得の25倍以上である。貧しい人々は税のうえでも不釣り合いな負担を強いられている。パキスタンでは、所得税、関税、物品税、売上税などの税総額の負担が、月給が12ドル未満の人々では所得の10%だが、月給が40ドルを超える人々のそれは4%である。

住宅不足がもう一つの問題である。世界中で、10億人以上が満足のいく住居に暮らしておらず、約1億人がホームレスと推定されている。数百万人がカルカッタ、ラゴス、メキシコ・シティ、ムンバイのスラム街に生活している。そしてアイルランドのダブリンでは、毎年約7000人がホームレスになっている。米国では約75万人がホームレスとして夜を過ごしている。

貧しい人は、土地や融資といった生産資源を利用できない。ジンバブエでは、土地の分配が著しく歪んだ形となっており、白人が4660の大規模農園のほとんど、面積にして1100万haの土地を所有している一方、全世帯のうち30%は実質土地なしの状態である。ウガンダでは、小規模貸付の3分の2は都市部向けで、3分の1しか農村には融資されていない。ケニアでは、金融機関貸付のわずか5%しかインフォーマルセクターには融資されていない。

### 個人の潜在能力を開発する自由

人の能力を育成するための権利としての、食糧・保健医療・教育・プライバシーの権利は世界人権宣言を構成する基本的な柱であり、それらの権利は後に「経済的、社会的および

文化的権利に関する国際規約(社会権規約)、「女性差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」でも繰り返し表明された。これらの権利は、さまざまな国際会議、たとえば1978年にアルマアタで開催された「基本的保健医療に関する国際会議」や、1990年にタイのジョムティエンで開催された「万人のための教育世界会議」などで重点的に取り上げられた。

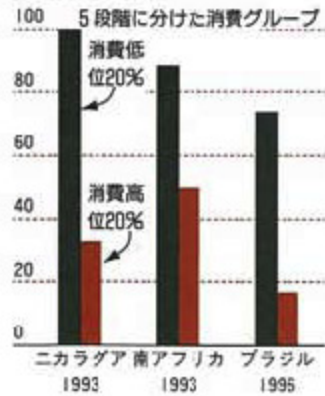
今日、保健医療、栄養、教育は、それ自身に重要な価値があるという理由だけでなく、人的資源や生産性や、また参加と社会交流の能力を高めるために直接的、間接的な効果があるという理由で、高く評価されている。教育の効果を考えてみよう。家庭内の暴力は、結婚生活の年数や女性の年齢、生計環境、夫の学歴に影響されるのではなく、女性の教育に影響される。インドで観察されているように、もし女性が高等教育を受けていれば、家庭内暴力の発生は3分の2以上減少する。教育は女性の能力を開花させる。それだけでなく、教育は家庭内の力関係を変え、結果的に規範を変容させる。

途上国は食糧や栄養、健康や教育で多大な成果を達成した。1980年から1999年にかけて、栄養失調が改善された。途上国の低体重児の割合は、37%から27%へと、発達障害の子供は47%から33%に減少した。同じ期間に、幼児死亡率も1000人当たり168人から93人と40%減少した。今日、途上国の初等教育就学率は約86%、中等教育の場合は約60%になっている。

だが、途上国、先進国を問わず、いまだに解決されない深刻な剥奪状況は、こうした成果によって覆い隠されるようなものではない。5歳未

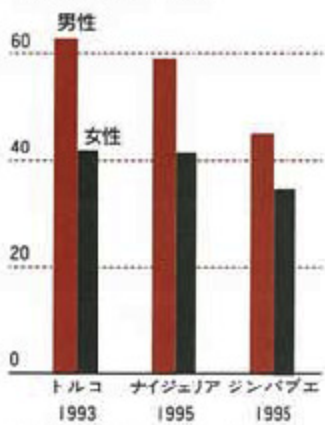


図2.6  
富裕層と貧困層では異なる  
乳児死亡率  
出生1000人当たり



出典: Wagstaff 2000

図2.7  
男女によって異なる就学率  
中等教育純就学率 (%)



出典: UNDP 1996a, 1996b; UNDP, Poverty Reduction Forum, Institute of Development Studies, University of Zimbabwe 1998

満員の約3分の1が栄養失調に苦しんでいる。毎年1800万人近くが伝染病で死亡している。また、3000万人近くが非伝染性の病気で死亡しているが、そのほとんどがOECD諸国においてである。そして9000万人近い児童が初等教育を受けられず、2億3200万人が中等教育への進学を閉ざされている。

成果の格差に目を転じてみよう。乳児死亡率は消費水準によって大幅に異なる(図2.6)。識字率は、言語グループによって異なる。ナミビアでは1998年の成人識字率が、サン語を話す人々の16%に対し、ドイツ語を話す人々では99%であった(図2.7)。

保健医療と教育の後退のほとんどは、アフリカおよび東欧・CIS諸国で起こっている。そして最も破壊的な後退が、エイズである。1999年末で、3400万人近くがHIVに感染し、そのうち2300万人がサハラ以南アフリカに集中していた。エイズはアジアでも急速に拡散しており、南アジア、東南アジア、太平洋地域だけをともって1999年に新たにエイズに感染した人は、100万人以上になる。

東欧・CIS諸国では民主体制へ移行することが人間開発に代償を払わせることになった。多くの国で男性

表2.2  
特定国におけるレイプの平均刑期  
1990~94

国	月数
クウェート	120
モーリシャス	56
西サモア	64
ジャマイカ	64
スイス	64
米国	64

注: データは1990年から1994年のうちのいずれの年にも当てはまるものである

出典: UNCJIN 1999

の平均寿命が5年短くなった。数カ国では、過去に例のない高い非識字率が予想されている。多くの国で就学率が1989年の水準を下回っており、非識字率の高い地区諸処に出現する可能性がある。社会保障サービスと社会的救済制度(セーフティ・ネット)の深刻な衰退によって、この地域の人々は保障を受けられない状態に追い込まれている。

### 恐怖からの自由—個人の安全への脅威からの解放—

人は誰しも、他人に恐怖心を抱かずに生活したいと望んでいる。人間の安全保障の他のどんな側面も、身体的暴力からの安全ほど切実ではない。しかし貧しい国、豊かな国を問わず、人々の生活は次のようないくつかの形態の暴力に脅かされている。

- ・国家からの脅威(身体的拷問、恣意的な逮捕や拘禁)
- ・外国からの脅威(戦争、圧制的な政府への支援)
- ・他の集団からの脅威(人種の対立、犯罪、路上での暴行)
- ・女性への脅威(レイプ、家庭内暴力)
- ・児童への脅威(児童虐待)

長年にわたり市民運動はこうした脅威を取り除くために世論を動かし、国際団体も多大な貢献を果たしてきた。グローバルなレベルでは、拷問禁止条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約(それぞれ119カ国、165カ国、191カ国が批准)が拷問からの安全を保障するとともに、女性と児童の安全を保護している。女性への暴力を通報する特別報告者の任命も貢献している。恣意的拘禁を防ぐために欠かせない人身保護の

権利は、今やますます多くの国に浸透している。法律は女性のレイプに対して以前より厳しくなっている。多くの国で1990年代半ばには、レイプに対する平均服役年数は最低5年となっている(表2.2)。ブラジルでは「青少年法」によって子どもの権利が1986年に法制化され、憲法は現在、ストリート・チルドレンを保護している。

人権尊重と恐怖からの解放に関しては、著しい前進が見られる。拷問の件数は多くの国で減少している。ホンジュラスでは、大規模なNGOである人権擁護委員会(Committee for the Defense of Human Rights)に報告された拷問の件数が1991年の156件から1996年には7件に減少した。1993年から1996年にかけて、エストニア、ラトビア、オランダでは殺人件数が減少し、デンマークとスウェーデンでは、麻薬犯罪件数が減少している。世界全体では、1990年から1998年の間に大きな武力紛争が3分の1以上に減少した。

しかし今もなお、世界中で個人の安全が、紛争、政治的弾圧、そして国によっては増え続ける犯罪や暴力によって脅かされている。1990年代に起こった戦争や国内紛争によって、5000万人が家を捨てることを余儀なくされた。これは世界人口の120人に1人の割合である。過去10年に内戦によって世界全体で500万人の命が犠牲になっている。1998年末で、1000万人以上が難民、500万人は国内避難民、同じく500万人が帰国難民となっている。

さまざまな形での政治的弾圧が何千万もの人々を脅かしている。公正な裁判を経ずに刑務所に収監され

ていると思われる人の数が異常に高い国がある。多くの場合、弾圧的な国家が警察や軍を使い、さまざまな権利や自由のために闘っている人々を抑圧しているのである。世界全体で見ても地域別に見ても、軍事支出は減少傾向にある中で、1998年の1人当たりの所得が765ドル以下という所得の低い国の軍事費が、1995年から1998年の3年間で360億ドルから430億ドル(ドルはすべて1995年恒常ドル)へと増加している。このような軍事費の用途については、国民がよく見張る必要がある。ときにより、こうした支出の増加が、そして弾圧的政治体制への支援が、国外からの資金で行われることがある。

東欧・CIS諸国の多くでは、殺人や強盗や窃盗が増加しており、人々の生活の安全を脅かしている。世界全体では、1億丁の戦闘用ライフルを含む推計5億丁の小型兵器がちまたに氾濫しており、犯罪や暴力の増加に役買っている。バハマでは、年間10万人当たり80人以上の殺人が報告されており、コロンビアもその数は80人近い。麻薬取り締まり違反として報告された年間件数は、スイスでは10万人当たり574人、スウェーデンでは351人、デンマークでは

表2.3  
親密なパートナーから身体的暴力を受けている女性

国	暴力を受けたことのある女性の%
バングラデシュ (1992)	47
ニュージーランド (1994)	35
バルバドス (1990)	30
ニカラグア (1997)	28
スイス (1994-96)	21
コロンビア (1995)	19
モルドバ (1997)	14
南アフリカ (1998)	13
フィリピン (1993)	10

出典: Johns Hopkins University, 1995a

さまざまな形での政治的弾圧が何千人もの人々を脅かしている。



301人となっている。

最大の身体的脅威の一つが、女性への暴力である。ユーゴスラビアやルワンダのように、レイプは戦争の武器としても使われてきた。売春を目的とした女性・女児の人身売買はグローバル化とともに増加し、東欧・CIS諸国から年間50万人の女性が国外へ売り渡されている。アジアでは、主に女性・女児の約25万人が毎年取引されていると推定されている。8500万人から1億1500万人の女児や女性が何らかの形の性器切除を受け、それにとまなう精神的・肉体的悪影響に苦しんでいる。毎年、推定で200万人の若い女性がこうした性器切除を受けている。

家庭内暴力もまた、貧富の差や開発の程度を問わず、すべての社会において女性の人権にとって深刻な脅威である(表2.3)。世界全体で平均3人に1人の女性が親しい異性からの暴力を経験している。女性はさらに、名誉殺人(家の名誉を傷つけた女性をその家の男性が罰する慣習で、ときには殺害に及ぶことすらある)として知られている行為にも直面している。人権委員会は、パキスタンにおいて、1999年に1000人以上の女性が名誉殺人の犠牲となったと報告した。ヨルダンの公安省は1997年、同国で20件の名誉殺人を報告している。

子どもの安全も危うい。世界全体で、約1億の子どもの路上で働いたり生活している。たとえば、メキシコ・シティでは1万5000人以上、グアテマラ・シティでは5000人の子供がそうした生活を送っている。1990年代、30万人以上の子どもが兵士であった。そして、武力紛争で600万

人の子どもが負傷した。1990年代後半に行ったサンプル調査では、子どもやティーンエージャーの性的虐待について、スイスでは女児の20%近く、ノルウェーのオスロでは17%、ニュージーランドでは14%以上の女児が、そうした虐待を受けたと報告している。

憎悪による犯罪は、少数派の民族、人種、宗教、同性愛グループなどの人に対する脅威となっている。1998年に米国では7755件の憎悪による犯罪の発生を報告を受けたが、そのうち4321件は人種に関連したものであった。同性愛者に対する暴行は、1993年には憎悪による犯罪全体の11%を占めていたが、1998年には16%に増加している。

### 不正からの自由

法の支配は、恐怖からの自由および他のすべての自由と深くかかわり合っている。法の支配と裁判の公正な運営がなければ、人権法は単なる書き付けである。正義は人々が高く評価しているものである。バングラデシュのある貧しい農民は次のように語る。「貧困は我慢できる。けれど、貧しいという理由だけで自分の生まれた国で法の下での正しい裁きを受けられないなんて、許せない」。

法律面での進歩にはかなり大きいものがある。世界人権宣言は1950年代、60年代のアジアやアフリカの新生独立国家の多くの憲法に対し大きな影響を与えた。最近では、カンボジア、南アフリカ、タイ、そして東欧・CIS諸国の大多数が、世界人権宣言の条文を憲法に取り入れている。

その成果は、まず、人権を国内法体系の中で認めたこと。次に人権に

関する国際的な基準および法的規範を、国内法より優位に立つものと位置づけていることである。また、これらの憲法は、行政、司法、立法の三権分立をうたっている。こうした発展によって、さまざまな改革が可能になった。エジプトは最近、チュニジアに続いてアラブ諸国で2番目に、離婚する平等の権利を女性に認めた。ほぼ66カ国であらゆる犯罪に対して死刑が廃止された。

女性の権利の保護を向上させるため、多くの国内法が修正された。この過程で、行政当局が国際法を優先するために、女性差別撤廃条約に基づいて国内法を改廃するケースもかなりあった。1995年のボツワナの国籍法の改正では、政府の女子差別撤廃条約実施の確認に基づき、外国人と結婚した女性の子どもに母親と同じ市民権を与えることになった。タイでは、新法によって、市民権を得るうえでジェンダー平等が保障されている。

制度面でも進歩が見られた。人権オンブズマンがボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、ハンガリー、マケドニア、ポーランド、ルーマニア、スロベニアで活動している。これまで以上に多くの人が法的権利や憲法上の権利に訴えるようになっていく。南アフリカのある地方自治体が地域の水供給を中断した際、地域住民は、NGOのLegal Resources Centreの助けを借りて、南アフリカ憲法に基づいて裁判所に提訴した。地方自治体は、住民の水供給の権利を認めざるを得ず、住民側が勝訴した。多くの国で司法制度は、人権や自由をおおいに保護している。インドでは、教育や環境に関する公共の利益についての代表訴訟が、

人々の経済的、社会的権利の保障に対する重要な里程碑となってきた。

しかし、道のりはまだ遠い。司法の運営が、頻繁に変化する規範や不適切な制度のために十分対応できないものになっている社会もある。また、正義は欲や金には目のくらまない絶対的なものと考えられているにもかかわらず、多くの社会では金と権力が司法制度に影響を及ぼしている。1990年代、トランスペアレンシー・インターナショナル(Transparency International)のバングラデシュ地方支部が行った国内の汚職・贈収賄実態調査によると、訴訟関係者の63%が裁判所職員に賄賂を贈ったという。タンザニアでは1990年代の調査の対象者の32%が、司法当局者とされている人に金銭を払ったと報告している。司法は、しばしば資産家と権力者だけが買える商品と化してしまった。

多くの国で司法制度の公正さに対して疑問が投げかけられている。不公正さは、審理過程での差別や、判決結果に格差を生み出す。いくつかの国では、相続法で女性は差別されている。多くの国で司法は行政の延長に過ぎず、人々の信頼を裏切っている。また、行政が司法に干渉し、ときには恣意的に裁判官を罷免したり、公正な法の手続きを妨害している国も多くある。人々の基本的権利を守る枠組みとして機能していないのである。

多くの社会で、司法制度の非効率性や不適切さも同様に問題視されている。裁判官の不足、膨大な数の手つかずの訴訟が多くの国で法の支配を形骸化している。1996年にインドでは5000件以上、バングラデシュでは2000件以上の訴訟が裁判官1人当

司法の運営が、頻繁に変化する規範や不適切な制度のために十分対応できないものになっている社会もある。



人々はまたよりいっその透明性と説明責任を要求し、また多くの場合、法的枠組みや制度の構築がそれを支えている。

たりについて未決のままであった。インドネシアとザンビアでは、裁判官の人数は国民10万人当たり2人にも達しない。裁判や判決を待っている人の数は、パナマでは10万人当たり157人、ニストニアでは115人、マダガスカルでは100人である。1994年現在、すべての犯罪の裁判までの拘留期間の平均は、メキシコで60週間、ハンガリーで40週間、チェコで30週間である。裁判官の給与の低さ、人権法を含む不十分な専門的訓練が主な阻害要因となっている。また、不十分な法廷施設もそうした原因の一つとなっている。

多くの国で法を司る者は、法律の番人ではなく、法を犯す者である。多くの社会で警察は、その残忍さ、麻薬取引への関与、囚人の虐待、最も保護を必要としている人々に保護を提供しない怠慢ゆえに、敵意の目で見られている。また多くの国で刑務所の看守による拘置所内や外部でのレイプが報告されている。刑務所の状況は多くの場合劣悪である。ニカラグアでは1998年、収監者1人1日当たりたった3ドルしか支給されず、これで食事、生活費、刑務所職

員の賃金が賄われていた。

### 参加・表現・結社の自由

20世紀の野蛮な軍隊、ファシスト体制、全体主義的な一党独裁国家は、最悪の人権蹂躞を行った。しかし勇気ある闘いにより、これらの忌まわしい政権のほとんどは民主政治に取って代わられた (Box 2.2)。参加・表現・結社の自由を十分に享受できるもっと開かれた社会の実現に向けたこれらの闘いは、人権確立をいっそう促進しやすい環境を整えた。1975年までに33カ国が、市民的及び政治的権利に関する国際規約を批准し、2000年までには144カ国が批准した。

人々は選挙で投票するだけの受動的な参加を望んではいるわけではない。人々は自分の生活に関する意思決定や出来事に積極的に関与したいと望んでいる。現在、5人に1人が何らかの市民組織に参加していると見られる。最近シアトルのWTOの会議の際に見られた市民運動の力は、人々がグローバルな問題にかかわっていることを示している。

人々はまたよりいっその透明性と説明責任を要求し、また多くの場合、法的枠組みや制度の構築がそれを支えている。タイの新憲法には、一般市民が公務員の汚職や犯罪に関する説明責任を追及することを認めた条項が盛り込まれ、国会議員に対する説明責任を求めるには5万人の署名があれば審査が開始される。ブラジルでは、連邦会計検査裁判所が立法機関と連携して中央政府の全支出の会計検査を行うことになっている。

組織面では5万のNGOがハンガリーに、4万5000のNGOがポーラ

ンドに誕生した。ソビエト時代には考えられないことである。人々はまた国内の貧困者公聴会、農民団体、先住民団体、さまざまな紛争後の真実和解委員会に参加している。そして地方レベルでは借地人連盟、教育委員会、水利用者連盟、地域の治安維持活動にかかわっている。報道の自由を守りメディア関係者の利害を守るために、新聞報道協議会やジャーナリスト賃金理事会が多くの国で発足した。フランスを拠点とした国境なき記者団や米国のジャーナリスト保護のための委員会などの国際ネットワークが、ジャーナリストを保護し言論の自由を推進するうえで重要な役割を果たしている。

法的枠組みは、多くの国で、参加・表現・結社の自由を以前よりかなえやすくなっているかもしれないが、さまざまな国で、厳しい制限が多様な形で残っている。カザフスタンでは民族主義的な政党の結成は禁じられており、そうした組織は市民組織としては登録できるが、選挙には参加できない。「地域言語および少数民族言語に関する欧州憲章」に署名しているにもかかわらず、ブルガリア、クロアチア、ルーマニアの憲法は少数民族の言語を使用する権利を明確に制限している。ほとんどすべてのアラブ諸国ではストライキが禁じられている。

参加・表現・結社の自由に対する障壁を撤廃するために法律が必要であるという認識が高まっていることは確かだが、法律を効果的に実施するためには財源が必要である。そこで、報道の検閲制度廃止は、表現の自由への不可欠なステップだが、自由なメディアの有効なシステムを整えるには、必要なインフラを構築し

なければならない。

積極的な政治運動は、権利の獲得に重要な役割を果たした。ブラジルでは土地を持たない小作人の運動により、25万以上の農村世帯が1500万エーカーの土地の占有権を勝ち取った。米国では、貧しい人々やホームレスが、自分たちの経済的権利の実現のために運動を行ってきた (Box 2.3)。NGOは、なおいっその透明性と説明責任を要求しており、行政側もそれに応じている。インドでは、Mazdoor Kisan Sangrath Samitiが公的財源、支出、開発プロジェクトについて定期的な公聴会を開催している。人々はいかなる時点でもこれらの問題に関する公的文書のコピーを要求することができ、

参加・表現・結社の自由に対する障壁を撤廃するために法律が必要であるという認識が高まっていることは確かだが、法律を効果的に実施するためには財源が必要である。

### BOX 2.3 貧困者に力を与える—政治活動と人々の動員—

ケンジントン社会福祉権利同盟 (KWRU) は、1991年4月米国で設立された。6人の女性がフィラデルフィアにあるケンジントン組合教会の地下で毎週集会をもち始めたときは、この会は多様な人種の、多様な人種による、貧困者とホームレスの人々のための組織と自称していた。現在約4000人のこの会員は、自らを成長著しい経済権利運動のメンバーと見ている。KWRUは、貧困との闘いにおいて人権に関する論議を駆使し、市民権運動と同様に、全国へと積極的に活動を広げている。

この同盟は、経験に基づいて五つの戦略を開発し、地域組織チーム、運営拠点、コミュニケーション網、相互支援用ネットワーク、運送拠点、コミュニケーション網、相互支援用ネットワークと、献身的で、戦略的理解や政策教育ができる中心的人物を組織している。また、計画、抗議、生存のためのプロジェクト、広報活動、政策教育、人柄ではなく計

画、という五つの手段も開発した。また、テント村を設立する手段を完成させた。

KWRUは、一番の成功は、貧しい人々の中からさまざまな指導者が3000人も育ったことであると信じている。これらの指導者は約40のグループとネットワークを作り、カナダやラテンアメリカのグループと経験の共有を行っている。1997年、KWRUは、「自由のバス」を組織した。これは、米国25州を巡回し、活動のメッセージを発信し新しいリーダーを動員するためのものである。この確しは、何千人もの人を巻き込み、ニューヨークの国連本部で最大の盛り上がりを見せた。KWRUは、貧困についてのサミットを2000年にインドで開催することを予定している。

出典: Hijab 2000

### BOX 2.2 民主主義の進展

1900年にすべての成人に等しく参政権を認めている国はなかった。あらゆる国が、特に女性や少数民族などの重要な集団を投票権から排除していた。2000年の今年、ほとんどの国で成人参政権と複数政党に基づく選挙が認められている。1974年から1999年の間に複数政党制が、113カ国で導入された。最近の25年を民主主義の「第3の波」と呼ぶ者もいる。

民主化は地域から地域へと波及

した。まず最初に1970年代半ばに南ヨーロッパに民主化の波が訪れ、次に1970年代末から1980年代末にかけてラテンアメリカ・カリブ諸国へ、次に1980年代終わりから1990年代に東欧諸国や旧ソビエト連邦諸国、東・東南・南アジア全域と中央アメリカへと伝播していった。

出典: 人間開発報告書事務局



行政担当者はそれに従わなければならない。

もっと広い意味での政治参加はどうだろうか。過去25年間に、100カ国以上で複数政党体制が導入された。ほんの2、3カ国を除きすべての国で、女性は投票権および被選挙権をもっている。しかし、この権利は1970年にはスイスでさえも認められていなかった。投票率にはむらがある。だが、その理由を説明するのは難しい(指標表25)。

多くの元植民地国で、司法と行政の権限をあわせもつ地方弁務官というあまり喜ばしからぬ旧態依然の役職は、参加型選挙に基づく草の根組織へと変化しつつある。インドでは、地方行政への参加拡大を反映して、100万人以上の女性が地方議会の選挙で選出された。

表現と結社の自由も前進している。今日、政府がメディアを独占しているのは5%の国に過ぎない。かつて一党独裁国家だった東欧・CIS諸国では、独立した新聞社や民営のテレビ・ラジオ局が開設され、世界中のメディアへのオープンなアクセスが可能になり、言論はますます自由になっている。

人々はますます多くの情報・通信手段を利用できるようになった。東アジアでは、1000人当たりのテレビ普及台数が1990年には158台だったものが、1996年から1998年で275台になっている。アラブ諸国は同じ期間に、1000人当たりの電話基幹回線が35回線から65回線になった。また、世界全体では、1981年にインターネットのホスト・コンピュータがわずか213台しかなかったが、1998年には3600万台に増え、3万近いNGOがインターネットを使ってい

る。中国では、インターネット利用者が1000万人以上いる。

これらの自由の拡大について感銘深い証言は数々あるが、反面、多くの後退や危険も存在している事実にも言及する必要がある。今日、約40カ国が複数政党制を確立していない。民主主義は依然として不安定なままである。1990年代、非選挙制度体制に逆行してしまった国が数カ国ある。多くの選挙の有効性に深刻な疑惑があり、当選者の正当性も問われている。非政府活動の制限されている国もある。ジェンダー・エンパワーメント指数(女性の政治・経済的機会への参加を表す指数)からも明らかのように、女性はまだ政治的、経済的機会に差別されている(指標表3)。女性が議会で占める議席数は14%に過ぎず、アラブ諸国ではわずか4%である。また、多くの国が少数民族や特定の人種の政治参加を認めていない。

世界のさまざまな場所でジャーナリストは真実を暴こうとしたために、執拗な嫌がらせを受けたり、捕えられ、殴られ、ときには殺されることさえある。国際新聞編集者協会によれば1999年に87人のジャーナリストやマスコミ関係者が殉職した。

### 搾取のないまともな仕事に就ける自由

生産的で満足できる生計手段は、人々に財・サービスの購買力を与える。そのような生計手段は、尊厳と自尊心を増進することにより、人々に社会的な力を与える。さらに、職場やそれ以外の場所での意思決定に影響力をもち始めると、人々は政治的な力をもつことができる。先進諸国ではほとんどの労働者は正規の労働市場で働いているが、途上国の場合はほとんどがそのような労働市場から締め出されている。

世界人権宣言は労働する権利、職業選択の自由、適正で良好な労働条件の下で働く権利を認めている。経済的、社会的、及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)はこれらすべての権利を繰り返し主張しているばかりでなく、生計を立てる機会をすべての人がもてるよう労働権を守るという規約当事国の義務も強調している。労働者の権利を保障し、彼らの安全と非搾取を保障することをめざし、国際労働機関(ILO)条約が採択されてきた(表2.4、参考資料表A2.2)。七つの主な条約のうち、就労最小年齢に関する条約を除く、すべての条約が125カ国以上で批准されている。またこれらの条約のうち、強制労働の禁止と、雇用や職業における差別の禁止条約は、140カ国以上で批准されている。

正規労働市場の雇用は、過去10年間でさぶる好調な伸びを示した。中国では、1987年から1996年の年間雇用成長率が2.2%で、労働力成長率は1.5%をしのいだ。インドでは同時期に雇用は2.4%、労働力は2.2%の成長を示した。OECD諸国では、1987年から1997年の年間雇用成長率と年間労働力成長率は足並みをそろえ、ともに1.1%だった。また、OECD諸国と途上国の両方で労働生産性の伸びが認められた。1990年から1995年にシンガポールの労働生産性は年間14%上昇し、チリではほぼ10%の伸びだった。途上国での雇用機会は、インフォーマル・セクター(非公式市場)の事業、小規模貸付、NGO活動の拡大によって増加した。

それでもなお、全世界で少なくとも1億5000万人が1998年末現在、失業状態にあり、9億人もの人が不完全雇用である。OECD諸国だけを見ても、約3500万人が失業している。多くの国で不安定な職が現実となってきた。英国では、1997年にすべての職の25%がパートタイムであった。多くの国でインフォーマル・セクターでの雇用が支配的になった。ボリビアでは1990年代、都市部の雇用の57%、タンザニアでは56%、タイでは48%がインフォーマル・セクターの雇用であった。そうした雇用の大部分は、低生産性、低賃金の不安定な職である。失業率は、人種間で異なる。南アフリカでは、アフリカ系住民の男性の失業は、1995年には29%で、同国の白人の失業率4%の7倍以上であった。

労働の権利は、生計手段を確保することだけでなく、労働と給付における差別や労働の搾取から守ることに焦点を合わせている。同一労働に対する同一報酬という原則が浸透しつつあり、それは長い闘いの成果である。法の力に訴える方法も拡がりつつある。1999年10月にカナダ政府はある訴訟の後、「同等価値労働に対する同等賃金に関する法」に基づき、週及賃金および利息として18億

表2.4  
中核的なILO条約の批准数(2000年2月4日現在)

原則	ILO条約	批准国数
結社の自由および団結権・団交権	条約87号(1948) 98号(1949)	128 146
就労最小年齢	条約138号(1973)	88
強制労働禁止	条約29号(1930) 105号(1951)	152 144
雇用および職業における同一報酬および差別待遇禁止	条約100号(1951) 条約111号(1958)	145 142

出典: ILO 2000



ドルを、23万人の元および現連邦職員に支払うことに同意した。その圧倒的多数は女性である。

苛酷な労働条件との闘いはさまざまな形をとってきた。経済システムを転覆させる革命もあったが、もっと一般的には、より高い賃金や給付の確保、労働者の安全保障、容認できる労働条件の提供や、差別禁止により労働者の権利尊重を求める闘いがある。労働者の権利は、世界中でさまざまな制度や出来事を通じて長い期間を経て確立されてきた (Box

#### BOX 2.4 国際的な労働者の権利の確立

労働者運動は18世紀終りから19世紀初めにかけて、英国と本国で確たる地盤を築いた。工業化時代の過酷な労働条件が、労働者の貧困生活の緩和に向けた国際的規制を求める要求を興させたのである。産業資本家や政府は、自国の生産コスト引き上げにつながる労働者保護措置を一方的にとれば競争相手に負けるのではないかとおそれた。そこで、そうした措置が多くの国によって同時に採択されるよう、国際的な社会規制として成立させることを求めた。

ウェールズの産業資本家、ロバート・オーウェンは国際的措置を提唱した最初の人物で、1818年に労働委員会の創設を提案した。国際法の制定を最初に提案したのは、英国のチャールズ・ヒンドリー、ベルギーのエドワール・デュベション、フランスのJ.A.ブランキ、ルイ・ルネ・ヴァラルメ、そしてとりわけ熱心だったのが産業資本家のグニエル・ル・グランだった。ル・グランは1844年から一連の声明文を発表し、「年少労働および過酷な労働から労働階級を保護する」ためにさまざまな国の

政府に提案書を書き送った。

国際的な労働規制を求める提案は、フランス議会で、さらにオーストリア、ベルギー、ドイツでも出され、中でも社会主義者やキリスト教主義に基づく社会運動が中心的な役割を果たした。ドイツは最初の政府間会議を1890年ベルリンで開催し、国際労働法の採択と適用の可能性が正式な会議ではじめて模索された。

第1次大戦中には数カ国の労働組合が国際立法のための機能を作るべきであるとの合意に達した。これらの会議が契機となり、英・仏両国政府をはじめ数カ国の政府が国際労働法を講和会議で採択すべきであると提案した。

ベルサイユ条約の交渉中に国際労働機関を設立することが決まった。この機関の主な責務は、国際的な基準設定機能を確立することであった。1919年の講和会議で採択されたベルサイユ条約には、国際労働法の基本原則を成す「労働者条項」が盛り込まれた。

出典：Bartolomei de la Cruz, von Potobsky, Swepston 1995

2.4)。労働者の搾取に対する人々の関心は、倫理的な取引への支持に反映され、企業による行動規定の遵守が求められるようになった。国レベルの、政府、雇用者、労働者の三者協議体制は、労働争議の調停に効果を上げてきた。

それでもなお、労働の権利および労働者の人権に関し深刻な問題が残っている。グローバリゼーションおよび労働市場の「柔軟化」への圧力にとともに、労働者の所得や権利や保護が犠牲になりつつある。労働者を保護する社会保障制度もまた衰退の道をたどっている。途上国とOECD諸国を含め多くの国で、非農業労働者の労働組合の加入者が減少している (図2.8)。全世界で845カ所ある輸出加工区では2700万人の労働者の多くは労働組合に入ることが許されていない。これは労働者の権利と人権の明らかな侵害である。衣料産業で働く女性労働者は仕事、作業場から出られないように鍵をかけられているケースがある。これも明らかな人権侵害であり、火事が起こったら逃げ場がないために数百人も女性犠牲になる。これは大変な悲劇である。多くの社会で、労働者の権利を求める闘いを抑制するために、労働組合と労働運動はしばしば抑圧されている。

近年、先進諸国は多くの移住者を引き付けてきた。欧州だけでも、1995年には推定2600から3000万人が移住してきた。多くの場合、移住労働者は賃金の差別に直面しているばかりか、みじめな環境で暮らしている。ドイツではトルコからの移住労働者はドイツ人労働者の平均73%の賃金しか得ていない。中東およびベルシャ湾地域では120万の女性が召

使いとして働き、労働者としての保護を受けず、過酷な長時間労働、暴行、虐待、その他の差別を受けている。マレーシアでは召使いとして多くの移民を海外から雇っているが、最近、彼らに対する虐待が発覚し、国全体が自己反省を行った。

児童労働者は全世界で2億5000万人以上に達する。内訳は男子が1億4000万人、女子が1億1000万人で、アジアが1億5300万人、アフリカが8000万人である。奉公人として働く子供も数百万人にのぼり、しばしば肉体的、精神的虐待の犠牲になっている (表2.5)。

#### 人権をめぐる新しい問題

われわれは激しい変化と変容の時代に暮らしている。世界は、新しい規則、新しい手段、新しい行為主体によって、広大なグローバル市場へと変貌しつつある。そこでは人間の自由が、体制の移行、紛争、外国人嫌い、人身売買、宗教原理主義からの新たな脅威にさらされている。また、世界中でHIV/エイズの感染者は、人権への深刻な脅威に直面している (Box 2.5)。これらの新しい問題とともに、根強い貧困と拡大する不平等は、現在、人権を否定するものとして扱われるようになり、したがって人権を脅かす根深い問題として浮上している。

・貧困、および拡大する所得・人間開発・社会経済的機会の不平等。人間貧困は根強くはびこり、途上世界の4分の1の人々に影響を与えている。さらに悪いことには、不平等が、所得や富だけでなく社会サービスや生産資源など、さまざまな場面で拡大している。こう

した不平等の拡大は、とりわけラテンアメリカや東欧・CISの移行経済諸国で、苦勞の末に勝ち取った市民的自由や政治的自由を浸食する危険がある。貧困と不平等は人間の上昇能力を弱め、人々を生活のさまざまな側面での差別やいっそうの権利侵害にさらすことになる (第4章)。

・内戦での重大な人権侵害。紛争は人権蹂躪の温床であり、またあらゆる人権の不可分性と相互依存性を明確に例証する場となっている。戦時中ですら人権への尊重を保障しようとした過去の努力は、国際紛争時の捕虜の待遇および民間人の保護に関するジュネーブ4条約として実を結んだ。しかし今日の戦争のほとんどは国内紛争である。確かに、149カ国が批准したジュネーブ条約の第2追加議定書は非国際的な武力紛争にのみ適用され、四つの条約に共通する第3条は、国内の紛争に適用される。しかし今日の最悪の人権侵害のいくつかはこのような状況の中で起こっており、国際社会にとって緊急の課題は、これらの人権侵害に立ち向かう原則、制度、基準、より迅速な対応を定めることである (第6章)。

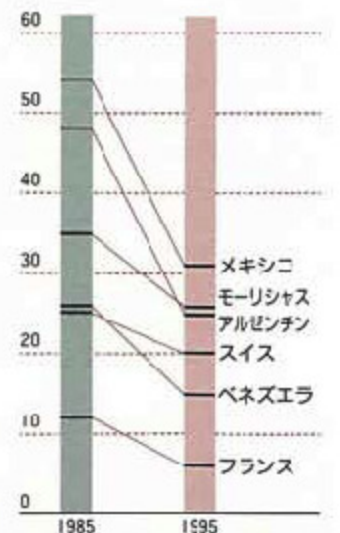
・民主政治と市場経済への移行。民

表2.5 奉公人として働く児童の数 1990年代 国・都市 人数 (1000人)

フィリピン	766
インドネシア、ジャカルタ	700
バングラデシュ、ダッカ	300
ハイチ	250
ペルー、リマ	150
スリランカ	100

注：入手可能な最新年のデータ  
出典：UNICEF, International Child Development Centre, 1999.

図2.8 減少する労働組合員 非農業労働者に占める組合員の割合



出典：ILO 1997c



主体制への転換はもろく崩れやすい。形式だけが整えられた新しい民主政治は、少数民族や女性に対する差別に終止符を打つことがで

#### BOX 2.5 HIV/エイズ対策に不可欠な人権尊重

人権の保護と実施は有効なHIV/エイズ対策には不可欠である。人権が尊重される環境は、HIV/エイズへの感染する危険性を少なくするばかりでなく、HIV/エイズに感染し苦しんでいる人々に差別のない尊厳ある生活を保障し、HIV/エイズ感染の個人的、社会的影響を緩和するにも有効である。逆に、人権の侵害はHIV/エイズの流行を広げる。

市民的（公民権）、政治的権利を軽視すれば、社会全体を動員したHIV/エイズ撲滅や予防についてのオープンな対話をする事ができなくなる。そして、貧困と利権は、HIV/エイズ拡散を助長する大きな要因である。人々がこの疫病の危険性についての情報から締め出され、適切な教育も受けられない状況では、予防努力が徒勞に終わることは必至であり、伝染の勢いは増すばかりである。保健医療を受ける権利が軽んじられている国では、HIV/エイズがなおいっそう急速に広がる公算が高い。社会の隅に追いやられ放置されたままの女性は、この病気に感染しやすくなり、この疾病の影響はますます深刻になる。HIV/エイズに冒された人々に対する差別は、恥辱、沈黙、否定の空気を生み、この病気の流行をなおさら煽る。

1998年に国連人権高等弁務官と国連エイズ合同計画（UNAIDS）が共同で一連の「HIV/エイズと人権に関する国

際ガイドライン」を発表した。このガイドラインは、エイズと人権の間の相乗効果を強調し、人権と公衆衛生の両方を支援する枠組みを提供するとともに、HIV/エイズに効果的に取り組むことを目的として人権擁護のための措置を提案している。このガイドラインでは、セクター間の調整と説明責任に関する政府の責任を強調している。また、差別廃止、公衆の健康の保護、女性・児童・疎外されたグループの地位向上を保障できるような、法および法的支援サービスの改革を呼びかけている。また、より多くの民間セクターおよび地域社会がHIV/エイズ対策へ取り組むための支援を提案している。

国連人権委員会の1999年の会議で、2001年の会議に向けてガイドラインを推進し実施するためにどのような措置がとられたか、各国政府に報告を求める決議が採択され、南アフリカの例が手本として示された。同国では人権委員会がガイドラインを承認し、ガイドラインに基づいて議会にHIV/エイズ憲章を採択するようにとの勧告を提出した。人権に基づいた対応をすることは、エイズが人間開発に突きつけている破滅的脅威と闘うために欠かすことのできない手段である。

出典：人間開発報告書事務局：  
Mann and Tarantola 1996；  
UNHCR and UNAIDS 1998

きず、むしろ多くの場合そうした差別は増えている。東欧・CIS諸国の移行は、経済的、社会的権利の大きな後退をもたらした。女性の雇用平等の権利、子供の教育を受ける権利、そしてすべての人が保健医療を受ける権利が深刻に損なわれている。このような逆戻りを回避するためには、制度と規範を構築する必要がある。民主主体制への移行が自由を保障するものではなく、行政組織と社会的な機能向上がなければ民主主体制への移行は持続しない。

必要なのは、多数支配の民主政治ではなく、すべてを包括する民主政治である。それこそが、人権の尊重と保障を十分に保護する（第3章）。

・経済のグローバル化とグローバリゼーションおよびその新しい規則と行為主体。グローバリゼーションは人々と国家の間の交流の新しい形態を創造し、自由拡大を推進するかつてない機会を約束している。しかしその反面、グローバリゼーションは国際社会に突きつけられた多数の問題を複雑に絡み合ったものにする危険をはらんでいる。国家中心の世界で育まれた人権擁護の国際制度は、戦後の時代にはふさわしいものだったが、グローバリゼーションの時代には適していない。グローバル企業、国際機関、グローバルNGOといった新しく登場してきた新しい行為主体が、社会的、経済的、そして政治的結果にさえも多大な影響を及ぼしている。これらの新たに出現した行為主体は、どのような義務と責任を負っているのだろうか。貿易自由化を引き続き進めようという

WTOの課題の中で、人権はどのように保障されるべきなのだろうか。企業にどうやって説明責任をとらせるのだろうか。国連機関、IMF、世界銀行の義務と責任とは何だろうか（第4章、6章）。

人間擁護と人間開発に取り組むために、また旧来の問題と新しい問題の両方に取り組むためには、人権と人間開発が相互に強化し合う関係とはどのようなものかをしっかりと理解する必要がある（第1章）。さらに、人々が、人権侵害を明らかにし、進歩を査定し、主要関係団体に責任を

とらせることが可能になるような指標が必要になる（第5章）。しかし何にも増して、法的、政治的、社会的、経済的な行動が求められている。そして、その行動は地域社会、国、地域、グローバルとあらゆるレベルでとられなければならない。ただし人間開発の推進と人権の尊重には、なによりもまず、一つの欠くべからざる行動、つまり人権に基づく開発への取り組みを推し進めることが必要である。そのために、あらゆるレベルで開発戦略の根本的な転換が求められている（第6章）。

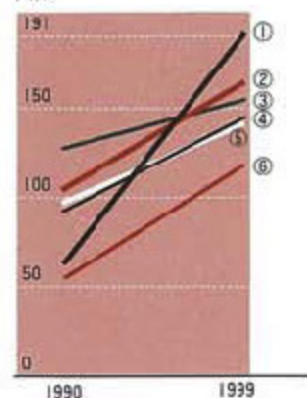


## 主な人権規約・条約

### 主要人権条約の成立の足どり

1948	世界人権宣言
1965	人種差別撤廃国際条約
1966	市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）
1966	経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約（社会権規約）
1979	女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃条約（女性差別撤廃条約）
1984	拷問及びその他の残虐な非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁止する条約（拷問禁止条約）
1989	子どもの権利条約

6つの主要人権条約・規約を批准している国数



- ① 子どもの権利条約
  - ② 女性差別撤廃条約
  - ③ 人種差別撤廃条約
  - ④ 自由権規約
  - ⑤ 社会権規約
  - ⑥ 拷問禁止条約
- 出典：UNHCHR事務局

### 国際的権利章典

国際的権利章典は、「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」と二つの「選択議定書」と、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」から成っている。世界人権宣言は人権の不可分性を認めている。それにもかかわらず、市民的・政治的権利に関する規約と、経済的・社会的・文化的権利に関する規約とが分離されて制定されたのは、冷戦の結果である。

### 世界人権宣言

国際連合憲章の原則に立脚する世界人権宣言は、1948年12月10日、国際連合によって採択された。これは人類全体が人権の基準と規範を宣言した最初の文書である。この宣言は、全世界における平等・自由・正義・平和の基盤としてすべての人の権利が普遍的であり、分離することができず、奪い得ないものであることを認めている。

### 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）

1966年に採択され1976年に発効。すべての人々が広範囲の市民的及び政治的権利を保有していることを宣言している。この規約は市民・政治分野の人権及び基本的自由を法典化したもの。現在144カ国が批准している。

### 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）

自由権規約と同様、1966年に採択され1976年に発効。人間の経済的、社会的、文化的権利に焦点を当てている。開発を人権の視点から見るという、人権に基づく開発アプローチを生んだ。批准国は142カ国。

### あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃国際条約）

1965年に採択され1969年に発効した。植民地解放期の後、アパルトヘイトや人種・民族紛争が際立った時期に、その影響を受けて採択された。この条約では、人種、皮膚の色、家系、国籍および人種的出身における特定の差別に取り組んでいる。155カ国が批准。

### 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃条約（女性差別撤廃条約）

1979年採択、1981年発効。この条約は、女性への差別を禁止するとともにジェンダー平等を推進するために積極的的正措置をとることを政府に義務づけた、法的拘束力のある最初の包括的国際条約である。165カ国が批准し、女性のための国際権利章典としばしば呼ばれる。

### 拷問及びその他の残虐な非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁止する条約（拷問禁止条約）

1984年に採択、1989年発効。この条約は人権の国際的保護にもう一つ重要な柱を加えることになった。この条約は、拷問を受けないという権利を対象を絞り、拷問、その他の残虐、非人道的、屈辱的な処遇や刑罰を防ぐために国家が採るべき措置を示している。批准国は119カ国。

### 子どもの権利条約

1989年採択、1990年発効。この条約は、子供の成長、発達、価値ある世界市民となるための権利を保護し推進するために特別な配慮が必要であることを誓約したものである。これまでに191カ国が批准しており、現時点では、ほぼ世界的な参加が実現されている。

## 人権監視のための国連システム

### 国連憲章に基づく手続き

#### 国連人権委員会（1946）

##### 機能

- ・人権の基準の設定
- ・人権侵害に関する年1回の公開討論の開催
- ・特定テーマまたは国の状況調査のため、特別報告者、特別代表、専門家や作業グループを任命。現在、16カ国および20以上のテーマ分野に関する作業グループがある。

### 国連人権条約に基づく6条約の手続き

#### 条約監視機関

- ・自由権規約を監視する人権委員会
- ・社会権規約を監視する経済的、社会的、及び文化的権利に関する委員会
- ・人種差別撤廃国際条約を監視する人種差別撤廃委員会
- ・女性差別撤廃条約を監視する女性差別撤廃委員会
- ・拷問禁止条約を監視する拷問禁止委員会
- ・子どもの権利条約を監視する子どもの権利条約委員会

##### 機能

- ・当事国との建設的な対話を経て、人権状況に関する国内報告書を受取り協議する
- ・市民組織から「カウンター・レポート」（対抗報告書）を受取りする
- ・当事国の人権状況についての「最終見解」を示す
- ・条約についての一般的意見と勧告を示す
- ・個人による申し立てを聴取する手続きを示す
- ・大規模、または組織的な権利の侵害についての査問手続きを示す
- ・一方の当事国からもう一方の当事国に対する申し立てを聴取する

### 労働者の権利保護を目的とした国際労働条約(ILO条約)のための、3者構成メカニズム

- ・政府・雇用者・労働組合

### その他の機関

#### 国際司法裁判所（1946）

##### 機能

- ・国家によって提出された法的紛争を国際法に照らし裁定する
- ・一定の国際組織・機関が本裁判所に提起した法的問題への意見を提供する

#### 国際刑事裁判所

（設置の合意1998、裁判所の設置は未だ）

##### 予定されている機能

- ・個人の戦争犯罪、集団殺害、人権侵害を裁く
- ・人権侵害の国家責任を追及する
- ・人権尊重を求める国際秩序の確立に貢献する

#### 人権高等弁務官事務所（1993）

##### 機能

- ・国の要請に応じ、諮問や技術援助を行う
- ・人権の国際協力を増進する
- ・すべての人権尊重の確保をめざし、政府と対話を実施する
- ・既存の国連人権システムを支援する
- ・人権基準の効果的な適用を促進する

### 国別条約批准状況

国数（2000年2月16日現在）

#### 自由権規約

批准 144  
調印・未批准 3  
未調印・未批准 46

#### 社会権規約

批准 142  
調印・未批准 5  
未調印・未批准 46

#### 人種差別撤廃条約

批准 155  
調印・未批准 5  
未調印・未批准 33

#### 女性差別撤廃条約

批准 165  
調印・未批准 3  
未調印・未批准 25

#### 拷問禁止条約

批准 119  
調印・未批准 9  
未調印・未批准 65

#### 子どもの権利条約

批准 191  
調印・未批准 1  
未調印・未批准 1



## 人権に関する地域条約・機関

### 米州の人権システム

米州の人権システムは国連条約に基づくものと、そうでないものが共存している。

#### 主要条約

##### 人間の権利と義務に関する米州宣言 (1948)

- ・権利と義務の関係を明確にした前文をもつ
- ・大部分が労働に関連した経済的・社会的権利を列挙した社会憲章
- ・人権と民主主義を結びつけたもの
- ・法的拘束力はなく、そのため米州人権条約の採択が必要となった

##### 米州人権条約 (1969)

- ・基本的には市民的・政治的権利の条約
- ・段階的な表現の自由が扱われている
- ・公に危害が及ぶ際、どのような条件下であれば、保障された権利を無効にできるかを明示している
- ・米州機構(OAS)に加盟する35カ国のうち24カ国が批准

#### その他の条約

##### 強制的失踪に関する米州条約 (1994)

##### 米州拷問禁止条約 (1985)

##### 女性に対する暴力防止、罰則、撲滅条約 (1994)

#### 実施機関・メカニズム

##### 米州人権委員会 (1959)

- ・米州機構総会によって選出の委員からなる
- ・人権推進と人権侵害審査の両機能を備える
- ・人権に影響を及ぼす法律について加盟国政府に助言を行う

##### 米州人権裁判所 (1979)

- ・2種類の司法権限一助言の提供と人権侵害申し立ての審査がある
- ・条約上の義務の正しい解釈に関して見解を示す
- ・委員会による当事国を相手取った申し立て、またはその逆の申し立てを審査し裁決を下す

### 欧州の人権システム

地域条約の中で、欧州の人権システムは最も発達したものである。その際立った特徴は、司法的アプローチを優先している点であり、司法手続きが発達している点では最も進んでいる。また欧州人権システムは、締約国が示された判断に従う率が最も高い。

#### 主要条約

##### 欧州人権条約 (1950)

- ・特定の市民的・政治的権利の全体的な実施のための条約
- ・欧州人権裁判所は個人が人権を否定されていると見られる場合に裁定を下す
- ・締約国は、これらの権利を万人に保障するために取り組む
- ・条約採択後に採択された議定書により、当初の人権の範囲が拡大された
- ・大多数の批准国がこの条約を国内法に組み込んでいる

##### 欧州社会憲章 (1961、1996年に改正)

- ・雇用条件および社会的団結に大別できる一連の権利を保障
- ・監視システムとして、独立専門家委員会、政府委員会、閣僚委員会がある
- ・集団による申し立て手続きを可能にするものである

### その他の条約

#### 拷問、非人道的または屈辱的な処遇及び処罰を禁止する欧州条約 (1987)

#### 国内の少数民族に関する枠組み条約 (1995)

#### 実施機関・制度

##### 欧州人権裁判所 (1959)

- ・締約国と同数の裁判官
- ・個人および締約国からの申し立てを審理
- ・審理には対立する当事者が参加し、公開で行われる
- ・条約および議定書に関する法律上の争点についての見解を示す

### アフリカ人権システム

アフリカ人権システムは他の地域に比べ歴史が浅い。司法的および準司法的手法を採用している。

#### 条約

##### アフリカ人権憲章 (1981)

- ・市民的・政治的権利および経済的・社会的・文化的権利両方を規定する
- ・集団の人権および国家と個人の義務を規定している
- ・国内法が認めている範囲であれば、人権の制限を許すという問題条項を含む

#### 実施機関・制度

##### アフリカ人権委員会 (1987)

- ・人権の推進に貢献しているが、保護的機能は弱い
- ・国別報告書の審査
- ・侵害の申し立ての審理
- ・アフリカ人権憲章の解釈を示す

##### アフリカ人権裁判所

(設置決定は1998、裁判所はまだ機能していない)

- ・個人の資格で任命された11名の裁判官
- ・アフリカ人権委員会を補完する
- ・人権の保護に重点、推進的活動は少ない
- ・アフリカ人権憲章に基づく訴訟あるいは紛争だけに限定されない司法権限をもつ

### アラブの人権システム

アラブの人権システムは1994年、アラブ連盟がアラブ人権憲章を採択したのを契機に公式なものになった。

- ・当事国の報告書を審理し、アラブ連盟常任委員会にその結果を報告するために人権専門家委員会を設置
- ・いかなる基本的人権をも否定することを許さないが、国家安全保障、経済、公共の秩序、他者の権利などを理由にすべての権利に限定と制限を加えることは可能。
- ・国家の戒厳令発動への必要な要件の記述がなく、国家緊急事態においては、拷問の禁止と公正な裁判の保証などわずかな権利しか認めない
- ・政治的組織や参加の権利は認めない



A2.1 人権に関する国際協定の現状

	人種差別撤廃国際条約 1965	市民的及び政治的権利に関する国際規約 (自由権規約) 1966	経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約 (社会権規約) 1966	女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃条約 (女性差別撤廃条約) 1979	拷問及びその他の残虐な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁止する条約 (拷問禁止条約) 1984	子どもの権利条約 1989
アフガニスタン	●	●	●	○	●	●
アルバニア	●	●	●	●	●	●
アルジェリア	●	●	●	●	●	●
アンドラ	●	●	●	●	●	●
アンゴラ	●	●	●	●	●	●
アンティグア・バーブーダ	●	●	●	●	●	●
アルゼンチン	●	●	●	●	●	●
アルメニア	●	●	●	●	●	●
オーストラリア	●	●	●	●	●	●
オーストリア	●	●	●	●	●	●
アゼルバイジャン	●	●	●	●	●	●
バハマ	●	●	●	●	●	●
バーレーン	●	●	●	●	●	●
バングラデシュ	●	●	●	●	●	●
バルバドス	●	●	●	●	●	●
ベラルーシ	●	●	●	●	●	●
ベルギー	●	●	●	●	●	●
ベリーズ	●	●	●	●	●	●
ベナン	○	●	●	●	●	●
ブータン	○	●	●	●	●	●
ボリビア	●	●	●	●	●	●
ボスニア・ヘルツェゴビナ	●	●	●	●	●	●
ボツワナ	●	●	●	●	●	●
ブラジル	●	●	●	●	●	●
ブルネイ	●	●	●	●	●	●
ブルガリア	●	●	●	●	●	●
ブルキナファソ	●	●	●	●	●	●
ブルンジ	●	●	●	●	●	●
カンボジア	●	●	●	●	●	●
カメルーン	●	●	●	●	●	●
カナダ	●	●	●	●	●	●
カーボベルデ	●	●	●	●	●	●
中央アフリカ	●	●	●	●	●	●
チャド	●	●	●	●	●	●
チリ	●	●	●	●	●	●
中国	●	○	○	●	●	●
コロンビア	●	●	●	●	●	●
コモロ	●	●	●	●	●	●
コンゴ	●	●	●	●	●	●
コンゴ民主共和国	●	●	●	●	●	●
クック諸島	●	●	●	●	●	●
コスタリカ	●	●	●	●	●	●
コートジボワール	●	●	●	●	●	●
クロアチア	●	●	●	●	●	●
キューバ	●	●	●	●	●	●
キプロス	●	●	●	●	●	●
チェコ	●	●	●	●	●	●
デンマーク	●	●	●	●	●	●
ジブチ	●	●	●	●	●	●
ドミニカ	●	●	●	●	●	●
ドミニカ共和国	●	●	●	●	○	●
エクアドル	●	●	●	●	●	●
エジプト	●	●	●	●	●	●
エルサルバドル	●	●	●	●	●	●
赤道ギニア	●	●	●	●	●	●

A2.1 人権に関する国際協定の現状

	人種差別撤廃国際条約 1965	市民的及び政治的権利に関する国際規約 (自由権規約) 1966	経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約 (社会権規約) 1966	女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃条約 (女性差別撤廃条約) 1979	拷問及びその他の残虐な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁止する条約 (拷問禁止条約) 1984	子どもの権利条約 1989
エリトリア	●	●	●	●	●	●
エストニア	●	●	●	●	●	●
エチオピア	●	●	●	●	●	●
フィジー	●	●	●	●	●	●
フィンランド	●	●	●	●	●	●
フランス	●	●	●	●	●	●
ガボン	●	●	●	●	○	●
ガンビア	●	●	●	●	○	●
グルジア	●	●	●	●	●	●
ドイツ	●	●	●	●	●	●
ガーナ	●	●	●	●	●	●
ギリシャ	●	●	●	●	●	●
グレナダ	○	●	●	●	●	●
グアテマラ	●	●	●	●	●	●
ギニア	●	●	●	●	●	●
ギニアビサウ	●	●	●	●	●	●
ガイアナ	●	●	●	●	●	●
ハイチ	●	●	●	●	●	●
バチカン	●	●	●	●	●	●
ホンジュラス	●	●	●	●	●	●
ハンガリー	●	●	●	●	●	●
アイスランド	●	●	●	●	●	●
インド	●	●	●	●	○	●
インドネシア	●	●	●	●	●	●
イラン	●	●	●	●	●	●
イラク	●	●	●	●	●	●
アイルランド	○	●	●	●	○	●
イスラエル	●	●	●	●	●	●
イタリア	●	●	●	●	●	●
ジャマイカ	●	●	●	●	●	●
日本	●	●	●	●	●	●
ヨルダン	●	●	●	●	●	●
カザフスタン	●	●	●	●	●	●
ケニア	●	●	●	●	●	●
キリバス	●	●	●	●	●	●
北朝鮮	●	●	●	●	●	●
韓国	●	●	●	●	●	●
クウェート	●	●	●	●	●	●
キルギス	●	●	●	●	●	●
ラオス	●	●	●	●	●	●
ラトビア	●	●	●	●	●	●
レバノン	●	●	●	●	●	●
レソト	●	●	●	●	●	●
リベリア	●	○	○	●	●	●
リビア	●	●	●	●	●	●
リヒテンシュタイン	●	●	●	●	●	●
リトアニア	●	●	●	●	●	●
ルクセンブルク	●	●	●	●	●	●
マケドニア	●	●	●	●	●	●
マダガスカル	●	●	●	●	●	●
マラウイ	●	●	●	●	●	●
マレーシア	●	●	●	●	●	●
モルジブ	●	●	●	●	●	●
マリ	●	●	●	●	●	●
マルタ	●	●	●	●	●	●



A2.1 人権に関する国際協定の現状

	人権差別撤廃 国際条約 1965	市民的及び 政治的権利に 関する国際規約 (自由権規約) 1966	経済的、 社会的、 文化的権利に 関する国際規約 (社会権規約) 1966	女性に対する あらゆる形態の 差別の撤廃条約 (女性差別撤廃条約) 1979	拷問及び その他の残虐な 非人道的な 又は品位を 傷つける取扱い 又は刑罰を 禁止する条約 (拷問禁止条約) 1984	子どもの権利条約 1989
マーシャル諸島	●					●
モーリタニア	●					●
モーリシャス	●	●	●	●	●	●
メキシコ	●	●	●	●	●	●
ミクロネシア	●					●
モルドバ	●	●	●	●	●	●
モナコ	●	●	●	●	●	●
モンゴル	●	●	●	●	●	●
モロッコ	●	●	●	●	●	●
モザンビーク	●	●	●	●	●	●
ミャンマー	●	●	●	●	●	●
ナミビア	●	●	●	●	●	●
ナウル	●	●	●	●	●	●
ネパール	●	●	●	●	●	●
オランダ	●	●	●	●	●	●
ニュージーランド	●	●	●	●	●	●
ニカラグア	●	●	●	●	○	●
ニジェール	●	●	●	●	○	●
ナイジェリア	●	●	●	●	○	●
ニウエ	●	●	●	●	●	●
ノルウェー	●	●	●	●	●	●
オマーン	●	●	●	●	●	●
パキスタン	●	●	●	●	●	●
パラオ	●	●	●	●	●	●
パナマ	●	●	●	●	●	●
バプアニューギニア	●	●	●	●	●	●
パラグアイ	●	●	●	●	●	●
ペルー	●	●	●	●	●	●
フィリピン	●	●	●	●	●	●
ポーランド	●	●	●	●	●	●
ポルトガル	●	●	●	●	●	●
カタール	●	●	●	●	●	●
ルーマニア	●	●	●	●	●	●
ロシア	●	●	●	●	●	●
ルワンダ	●	●	●	●	●	●
セントクリストファー・ネイビス	●	●	●	●	●	●
セントルシア	●	●	●	●	●	●
セントビンセント・グレナディーン	●	●	●	●	●	●
西サモア	●	●	●	●	●	●
サンマリノ	●	●	●	●	●	●
サントメ・プリンシペ	●	○	○	○	●	●
サウジアラビア	●	○	○	○	●	●
セネガル	●	●	●	●	●	●
セイシェル	●	●	●	●	○	●
シェラレオネ	●	●	●	●	○	●
シンガポール	●	●	●	●	●	●
スロバキア	●	●	●	●	●	●
スロベニア	●	●	●	●	●	●
ソロモン諸島	●	●	●	●	●	●
ソマリア	●	●	●	●	●	●
南アフリカ	●	●	○	●	●	●
スペイン	●	●	●	●	●	●
スリランカ	●	●	●	●	○	●
スーダン	●	●	●	●	○	●
スリナム	●	●	●	●	○	●

A2.1 人権に関する国際協定の現状

	人権差別撤廃 国際条約 1965	市民的及び 政治的権利に 関する国際規約 (自由権規約) 1966	経済的、 社会的、 文化的権利に 関する国際規約 (社会権規約) 1966	女性に対する あらゆる形態の 差別の撤廃条約 (女性差別撤廃条約) 1979	拷問及び その他の残虐な 非人道的な 又は品位を 傷つける取扱い 又は刑罰を 禁止する条約 (拷問禁止条約) 1984	子どもの権利条約 1989
スワジランド	●					●
スウェーデン	●	●	●	●	●	●
スイス	●	●	●	●	●	●
シリア	●	●	●	●	●	●
タジキスタン	●	●	●	●	●	●
タンザニア	●	●	●	●	●	●
タイ	●	●	●	●	●	●
トーゴ	●	●	●	●	●	●
トンガ	●	●	●	●	●	●
トリニダード・トバゴ	●	●	●	●	●	●
チュニジア	●	●	●	●	●	●
トルコ	○	●	●	●	●	●
トルクメニスタン	●	●	●	●	●	●
ツバル	●	●	●	●	●	●
ウガンダ	●	●	●	●	●	●
ウクライナ	●	●	●	●	●	●
アラブ首長国連邦	●	●	●	●	●	●
英国	●	●	○	○	●	○
米国	●	●	○	○	●	○
ウルグアイ	●	●	●	●	●	●
ウズベキスタン	●	●	●	●	●	●
バマアツ	●	●	●	●	●	●
ベネズエラ	●	●	●	●	●	●
ベトナム	●	●	●	●	●	●
イエメン	●	●	●	●	●	●
ユーゴスラビア	●	●	●	●	●	●
ザンビア	●	●	●	●	●	●
ジンバブエ	●	●	●	●	●	●
加盟国総数	155	134	142	165	119	191
調印後批准していない国	5	3	5	3	9	1
調印および批准を していない国	22	46	46	25	65	1

●：批准、加入、承認、告示、あるいは継承、受諾あるいは最終的な署名  
○：署名後批准していない国  
注：2000年2月現在のもの  
出典：国連2000e



A2.2 基本的労働  
条約に関する  
現状

	結社の自由・団体交渉権		強制労働の撤廃		雇用・職業に関する差別撤廃		児童労働廃絶	
	条約87号*	条約98号*	条約102号*	条約105号*	条約100号*	条約111号*	条約138号*	条約182号*
アフガニスタン	●	●	●	●	●	●	●	
アルバニア	●	●	●	●	●	●	●	
アルジェリア	●	●	●	●	●	●	●	
アンゴラ	●	●	●	●	●	●	●	
アンティグア・バーブーダ	●	●	●	●	●	●	●	
アルゼンチン	●	●	●	●	●	●	●	
アルメニア	●	●	●	●	●	●	●	
オーストラリア	●	●	●	●	●	●	●	
オーストリア	●	●	●	●	●	●	●	
アゼルバイジャン	●	●	●	●	●	●	●	
バハマ	●	●	●	●	●	●	●	
バーレーン	●	●	●	●	●	●	●	
バングラデシュ	●	●	●	●	●	●	●	
バルバドス	●	●	●	●	●	●	●	
ベラルーシ	●	●	●	●	●	●	●	
ベルギー	●	●	●	●	●	●	●	
ベリーズ	●	●	●	●	●	●	●	●
ベナン	●	●	●	●	●	●	●	
ボリビア	●	●	●	●	●	●	●	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	●	●	●	●	●	●	●	
ボツワナ	●	●	●	●	●	●	●	●
ブラジル	●	●	●	●	●	●	●	●
ブルガリア	●	●	●	●	●	●	●	
ブルキナファソ	●	●	●	●	●	●	●	
ブルンジ	●	●	●	●	●	●	●	
カンボジア	●	●	●	●	●	●	●	
カメルーン	●	●	●	●	●	●	●	
カナダ	●	●	●	●	●	●	●	
カーボベルデ	●	●	●	●	●	●	●	
中央アフリカ	●	●	●	●	●	●	●	
チャド	●	●	●	●	●	●	●	
チリ	●	●	●	●	●	●	●	
中国	●	●	●	●	●	●	●	
コロンビア	●	●	●	●	●	●	●	
コモロ	●	●	●	●	●	●	●	
コンゴ	●	●	●	●	●	●	●	
コンゴ民主共和国	●	●	●	●	●	●	●	
コスタリカ	●	●	●	●	●	●	●	
コートジボワール	●	●	●	●	●	●	●	
クロアチア	●	●	●	●	●	●	●	
キューバ	●	●	●	●	●	●	●	
キプロス	●	●	●	●	●	●	●	
チェコ	●	●	●	●	●	●	●	
アンマーウ	●	●	●	●	●	●	●	
ジブチ	●	●	●	●	●	●	●	
ドミニカ	●	●	●	●	●	●	●	
ドミニカ共和国	●	●	●	●	●	●	●	
エクアドル	●	●	●	●	●	●	●	
エジプト	●	●	●	●	●	●	●	
エルサルバドル	●	●	●	●	●	●	●	

A2.2 基本的労働  
条約に関する  
現状

	結社の自由・団体交渉権		強制労働の撤廃		雇用・職業に関する差別撤廃		児童労働廃絶	
	条約87号*	条約98号*	条約102号*	条約105号*	条約100号*	条約111号*	条約138号*	条約182号*
赤道ギニア	●	●	●	●	●	●	●	
エリトリア	●	●	●	●	●	●	●	
エストニア	●	●	●	●	●	●	●	
エチオピア	●	●	●	●	●	●	●	
フィジー	●	●	●	●	●	●	●	
フィンランド	●	●	●	●	●	●	●	●
フランス	●	●	●	●	●	●	●	
ガボン	●	●	●	●	●	●	●	
ガンビア	●	●	●	●	●	●	●	
グルジア	●	●	●	●	●	●	●	
ドイツ	●	●	●	●	●	●	●	
ガーナ	●	●	●	●	●	●	●	
ギリシャ	●	●	●	●	●	●	●	
グレナダ	●	●	●	●	●	●	●	
グアテマラ	●	●	●	●	●	●	●	
ギニア	●	●	●	●	●	●	●	
ギニアビサウ	●	●	●	●	●	●	●	
ガイアナ	●	●	●	●	●	●	●	
ハイチ	●	●	●	●	●	●	●	
ホンジュラス	●	●	●	●	●	●	●	
ハンガリー	●	●	●	●	●	●	●	
アイスランド	●	●	●	●	●	●	●	
インド	●	●	●	●	●	●	●	
インドネシア	●	●	●	●	●	●	●	●
イラン	●	●	●	●	●	●	●	
イラク	●	●	●	●	●	●	●	
アイルランド	●	●	●	●	●	●	●	●
イスラエル	●	●	●	●	●	●	●	
イタリア	●	●	●	●	●	●	●	
ジャマイカ	●	●	●	●	●	●	●	
日本	●	●	●	●	●	●	●	
ヨルダン	●	●	●	●	●	●	●	
カザフスタン	●	●	●	●	●	●	●	
ケニア	●	●	●	●	●	●	●	
韓国	●	●	●	●	●	●	●	
クウェート	●	●	●	●	●	●	●	
キルギス	●	●	●	●	●	●	●	
ラオス	●	●	●	●	●	●	●	
ラトビア	●	●	●	●	●	●	●	
レバノン	●	●	●	●	●	●	●	
レソト	●	●	●	●	●	●	●	
リベリア	●	●	●	●	●	●	●	
リビア	●	●	●	●	●	●	●	
リトアニア	●	●	●	●	●	●	●	
ルクセンブルク	●	●	●	●	●	●	●	
マケドニア	●	●	●	●	●	●	●	
マダガスカル	●	●	●	●	●	●	●	
マラウイ	●	●	●	●	●	●	●	
マレーシア	●	●	●	●	●	●	●	
マリ	●	●	●	●	●	●	●	
マルク	●	●	●	●	●	●	●	
モーリタニア	●	●	●	●	●	●	●	
モーリシャス	●	●	●	●	●	●	●	
メキシコ	●	●	●	●	●	●	●	
モルドバ	●	●	●	●	●	●	●	



**A2.2 基本的労働条約に関する現状**

	結社の自由・団体交渉権		強制労働の撤廃		雇用・職業に関する差別撤廃		児童労働廃絶	
	条約87号*	条約98号*	条約102号*	条約105号*	条約100号*	条約111号*	条約138号*	条約182号*
モンゴル	●	●			●	●		
モロッコ	●	●	●	●	●	●	●	
モザンビーク	●	●			●	●		
ミャンマー	●	●	●					
ナミビア	●	●						
ネパール	●	●			●	●		
オランダ	●	●	●	●	●	●	●	
ニュージーランド	●	●	●	●	●	●	●	
ニカラグア	●	●	●	●	●	●	●	
ニジェール	●	●	●	●	●	●	●	
ナイジェリア	●	●	●	●	●	●	●	
ノルウェー	●	●	●	●	●	●	●	
オマーン	●	●	●	●	●	●	●	
パキスタン	●	●	●	●	●	●	●	
パナマ	●	●	●	●	●	●	●	
バブアニューギニア	●	●	●	●	●	●	●	
パラグアイ	●	●	●	●	●	●	●	
ペルー	●	●	●	●	●	●	●	
フィリピン	●	●	●	●	●	●	●	
ポーランド	●	●	●	●	●	●	●	
ポルトガル	●	●	●	●	●	●	●	
カタール	●	●	●	●	●	●	●	
ルーマニア	●	●	●	●	●	●	●	
ロシア	●	●	●	●	●	●	●	
ルワンダ	●	●	●	●	●	●	●	
セントクリストファー・ネイビス	●	●	●	●	●	●	●	
セントルシア	●	●	●	●	●	●	●	
セントビンセント・グレナディーン	●	●	●	●	●	●	●	
サンマリノ	●	●	●	●	●	●	●	
サントメ・プリンシペ	●	●	●	●	●	●	●	
サウジアラビア	●	●	●	●	●	●	●	
セネガル	●	●	●	●	●	●	●	
セイシェル	●	●	●	●	●	●	●	
シェラレオネ	●	●	●	●	●	●	●	
シンガポール	●	●	●	●	●	●	●	
スロバキア	●	●	●	●	●	●	●	
スロベニア	●	●	●	●	●	●	●	
ソロモン諸島	●	●	●	●	●	●	●	
ソマリア	●	●	●	●	●	●	●	
南アフリカ	●	●	●	●	●	●	●	
スペイン	●	●	●	●	●	●	●	
スリランカ	●	●	●	●	●	●	●	
スーダン	●	●	●	●	●	●	●	
スリナム	●	●	●	●	●	●	●	
スワジランド	●	●	●	●	●	●	●	
スウェーデン	●	●	●	●	●	●	●	
スイス	●	●	●	●	●	●	●	
シリア	●	●	●	●	●	●	●	
タジキスタン	●	●	●	●	●	●	●	
タンザニア	●	●	●	●	●	●	●	
タイ	●	●	●	●	●	●	●	
トーゴ	●	●	●	●	●	●	●	
トリニダード・トバゴ	●	●	●	●	●	●	●	
チュニジア	●	●	●	●	●	●	●	
トルコ	●	●	●	●	●	●	●	

**A2.2 基本的労働条約に関する現状**

	結社の自由・団体交渉権		強制労働の撤廃		雇用・職業に関する差別撤廃		児童労働廃絶	
	条約87号*	条約98号*	条約102号*	条約105号*	条約100号*	条約111号*	条約138号*	条約182号*
トルクメニスタン	●	●	●	●	●	●	●	
ウガンダ	●	●	●	●	●	●	●	
ウクライナ	●	●	●	●	●	●	●	
アラブ首長国連邦	●	●	●	●	●	●	●	
英国	●	●	●	●	●	●	●	●
米国	●	●	●	●	●	●	●	●
ウルグアイ	●	●	●	●	●	●	●	
ウズベキスタン	●	●	●	●	●	●	●	
ベネズエラ	●	●	●	●	●	●	●	
ベトナム	●	●	●	●	●	●	●	
イエメン	●	●	●	●	●	●	●	
ユーゴスラビア	●	●	●	●	●	●	●	
ザンビア	●	●	●	●	●	●	●	
ジンバブエ	●	●	●	●	●	●	●	
合計174カ国	128	145	152	144	145 <sup>i</sup>	142	88	13

●：批准  
 ■：廃棄された批准  
 注：2000年4月4日現在  
 a 結社の自由・団結権保護条約（1948）  
 b 団結権・団体交渉権条約（1949）  
 c 強制労働条約（1930）  
 d 強制労働撤廃条約（1957）  
 e 男女同一報酬条約（1951）  
 f 雇用・職業差別禁止条約（1958）  
 g 就業最小年齢条約（1973）  
 h 最悪な形態の児童労働廃絶条約（1999）。発効はまだされていない  
 i 廃棄された批准は除外  
 出典：ILO 2000





## 第3章

# 包括的な民主主義は人権を守る

民主主義のもつ最も重要な意義は、意思決定によって影響を受ける人全員がその意思決定に直接または選出された代議員を通して、参加する権利をもつべきであることにある……損害を被る人々を意思決定から除外することは、明らかに民主主義のこの主要な意義に反している。

アーサー・ルイス (開発経済学分野の初のノーベル賞受賞者)

民主主義は、5種類の人権すべて、つまり、経済的、社会的、政治的、市民的、文化的権利の尊重と相容れることのできる唯一の政治形態である。

世界を駆けめぐる民主化の嵐は、移行を市民的性格の濃いものに行っている。最も注目を集めた移行の動きにセネガルの例がある。セネガルのアブドゥ・ディウフ大統領は2000年2月の公選挙で敗れ、40年続いた1党支配は幕を閉じた。国家指導者が選挙に敗れて退陣するという、アフリカの新しい潮流に、セネガルは加わるようになった。だが民主体制への移行は、その恩恵が一目瞭然であるにもかかわらず、多くの国で危うく不安定かつ脆弱である。民主主義の普及は重要だが、その困難な課題と危険性を見逃してはならない。

### 人権と民主主義の絆

民主主義は、5種類の人権すべて、つまり、経済的、社会的、政治的、市民的、文化的権利の尊重と相容れることのできる唯一の政治形態である。しかし選挙によって民主主義体制を築くだけでは十分とはいえない。民主政権の下で一連の権利を実現するためには、いくつかの政策介入が必要である。

### 民主主義は人権によって定義される

権利の中には、国家からの保護メカニズムを必要とするものがある。他方、国家による積極的な推進を必

要とする権利もある。

民主主義を規定する四つの特徴は、人権に基づくものである。

- ・自由かつ公正な選挙の実施は、参政権の実現に貢献する。
- ・メディアの自由および独立性を容認することは、表現・思想・良心の自由の権利実現に貢献する。
- ・行政機関の間で権限を分離することは、市民的、政治的権利の侵害から市民を守るのに役立つ。
- ・開かれた市民社会の奨励は、平和的な集会の権利および結社の権利の実現に貢献する。開かれた市民社会は権利推進に向け、権限の分離とともに、市民参加という重要な側面を加える。

これらの権利は互いに補完し合い、一つの権利の前進は他の権利の前進につながる。たとえば、開かれたメディアは通常、市民社会組織と歩調をそろえて発展していく。

しかし民主主義は均質なものではない。個々の国はいくつかの民主主義形態の中から、自国の状況や需要に基づいて制度を選び、異なる組み合わせを創り上げる。議論を単純化する意味で、民主主義を多数支配による民主主義と包括的民主主義の二つに分類してみよう。多数支配の民主体制では、政権は多数派によって握られ、少数派の役割は反対する

ことである。その場合、多民族社会において多くの少数民族は常に排除され、差別され、のけ者にされる危険性がある。なぜなら、少数民族を無視しても、多数民族を支持基盤とする政党の選挙結果には影響がないからである。だが、こうした状況は暴力を生むおそれがあり、いくつかの民主体制の下でそのおそれは現実のものとなっている。

自由民主主義モデルでは、国家への公的な忠誠を表明することは個人の自主性に任されているが、一方、宗教、人種、あるいは地域に対するさまざまな私的な忠節心は無視される。そのため多数派の決定権が重視されることになる。そして異なる規模の集団が民主体制下で共存し、同一または共通する利害をもたないとき、対立が発生しやすくなる。

このような危険性は、民主制に復帰して以来、多数の暴行事件を経験しているナイジェリアの例から明白である。オルセグン・オバサンジョ大統領は、この問題を特別寄稿で強く訴えている。

多数決民主主義は、迫害をおそれる少数派によっていくたびも脅かされた。南アジア大陸は1947年に二つの国家に分裂した。その一因として、英国流議会政治の多数決民主主義が圧倒的多数派のヒンズー教徒による支配を意味するのではないかと不安が、インドのイスラム教徒の間に募ったことが挙げられる。北アイルランドのカトリック教徒もまた、プロテスタント政権下にあった1921年から1972年まで、同様の不安にかられていた。どちらの状況も広範囲の武力抗争へと発展した。

次に、包括的民主政治について考えてみよう。これは、少数派を守り

全市民の参加と言論の自由を保障するために、政治権力をさまざまな方法で分散、分担させる原則に立脚している。包括的民主政治は、多数派の野蛮な選挙の力を重視するのではなく、合意を得てすべての人を包括していく努力により、代議制の質を重視する。包括的民主政治はまた、市民組織、開かれたメディア、人権重視の経済政策、権限分離を推進する必要性を認識している。よって、少数派に対する多数派の説明責任を果たすための機能を設けている。

自由を得た新生南アフリカの第1回選挙の後、ネルソン・マンデラ大統領は与党アフリカ民族会議が安定多数を獲得したにもかかわらず、野党の卓越した指導者に閣僚就任を要請した。マンデラ大統領が、不安感に駆られ暴力を振るう危険性のある少数野党を内閣に取り込んだことは、他の民主国家に重要な教訓を提供するものである。内閣の中に反対派がいることは大切であって、反対派との連合が政治運営を困難にする可能性があるが、反対派を排除することの代償のほうが、しばしば高くつく。特に内戦へと発展した場合には、莫大な代償となって跳ね返ってくる。

### 参加と差別撤廃を保障するために自由選挙を実施する

個人が体制の重要な一部であると認められたとき、個人はその体制について責任を負い、体制を維持し改善するために努力しようとするものである。投票は政府を選ぶ機会であり、代表選出の手続きに対する信頼は、行政組織に正統性を付与する。このような基本的な参加の権利は、他の関連する権利とともに、アフリ



カ、ヨーロッパ、アジアの旧植民地や衛星国に最近ようやく拡がりを見せてきた。またキルギス共和国やモンゴルなど中央アジアの一部では、民主化の最初の進展が印象的だった。ところが、対照的に、近隣のトルクメニスタンでは大統領が終身制であり、ウズベキスタンでは外国議会同盟や他の団体によって選挙過程での懸念が指摘された。

ほかに感銘深い進展が見られる。イランで2000年2月に実施された議会選挙は、根本的改革への民主的な道であり、制度の構造改革に人民の力が貢献した記念すべき例であ

る。

独立したメディア—表現の自由をめざして—

政策や制度について公然と議論し批判することのできる個人の自由は、人権侵害を防ぐ。開かれたメディアは市民的、政治的自由を前進させるばかりでなく、経済的、社会的権利の推進にもしばしば貢献する。国民の良心に訴え、行動を喚起することが、いくつかの事例で効果を上げている (Box 3.1)。

メディアは、多くの場合で人権侵害に対する意識を喚起してきた。絨

毯やサッカーボールの製造に児童労働が使われている実態や、多国籍企業の工場での、劣悪な労働条件について広範囲な報道がなされた。NGOはこれらのほとんどの場合でメディアと連携し、弱者の権利を守るために「恥を恐れ」と圧力を加えた。

権力の分立—法の支配をめざして—

国家は人権に関するいかなる議論にも必ず登場する。あるときは人権を侵すものとして、またあるときは人権を守るものとして、また裁判官、陪審員、被告として登場することもある。たとえば、司法の枠外で殺人や拷問が警察によって行われた場合、国家はしばしば自らを相手どって裁判を起こす用意がなければならぬ。民主国家は法による支配を確保して初めて、人権擁護の義務を遂行することができる。権力の恣意的行使を抑制する制度とは、民主的に選出された立法府、独立した司法、法と政策の実施に際して相応な専門的独立性を保持できる行政府である。民主的ガバナンスのこれらの主要要素は、三権分立という形で具現化されている。そしてこれら三つの要素が存在することが、国家の説明責任を強化している。

世界的にはほとんど知られていないが、多くの国で、こうした方向に向けて市民的、政治的権利に甚大な影響を与える改革が進められている。この発展は中国でも例外ではない。中国では、一連の憲法の根本的改革が行われた。刑法の大幅な見直しで人身保護条令の原則が導入され、新しい市民規定が個人の権利と尊敬の原則を組み込んでいる。改革

は、行政府からさらに司法の独立性を促し、司法府の中でも、判事、検察官や陪審員の機能が分離された。また、それぞれのグループは、独自の行動準則をもっている。

開かれた市民社会—参加する権利、表現の自由、説明責任を拡大するために—

国家は国民に対し説明責任を負う。しかし、国民が国家にこの責務

### 特別寄稿

#### 民主制度への移行と人権

近年の暗黒時代におけるナイジェリアの社会政治の主な特徴として、それが人権積極行動主義を産んだということがある。体制が専制的にならざるを得ないほど、国民は表現の自由やどのような政治の統治を受けるかを決定する権利という点で、自分たちが何を失っているかがわかってきた。人権積極行動主義が、事実上唯一の政治的表現形態となった。これが民主制支持運動として、一般的に知られるようになったことはごく当然のことである。

人権団体は、総力を結集してサニ・アバチャ将軍を政権の座から追い落とした。そして、顧みれば、これらの団体は、暴力的対決なしに政権移譲をもたらすという神の配剤はなかったとしても、国民のために類のない勝利を勝ち取る大きな機会を得たのである。

移行直前の数年間、ナイジェリア社会は不幸な政治を経験した。この経験による精神的傷口はあまりに大きく、民主制へ移行するだけでは十分な鎮痛剤とはならなかった。私た

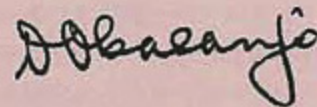
ちの政権はこのことを認識し、過去の人権侵害に関するすべての申し立てを調査するためにただちに委員会を設置した。委員会は調査を完了していないが、一定の成果を得つつあるように思われる。つまり、多くの人々は、自分たちの不服を申し立てたり事例を話す機会があり、それに積極的に耳を傾けてくれる人がいるというだけで、多くの人々が救われた気持ちになる。

あらゆる点から見て、ナイジェリアの移行は非常に急速であった。また、これまで大きな危機がなかったことを神に感謝するものである。しかしながら、自由化の速度は沸騰しているやかんの蓋を突然取るのに似ている。長年の圧制と抑圧の後、多くの紛争がその存在を公然と知らせるため一気に声をあげはじめた。そのうえ、冷酷な非民主制時代の対決姿勢をいまだ引きずっている積極行動主義勢力が存在する。こうした勢力の中には犯罪を企てる者により乗っ取られてしまったものもある。

私たちの重要な課題は、すべての

ナイジェリア国民に、移行は一過期であって、1999年5月29日に終了した一回限りの出来事ではないということをおぼえてもらうことであると確信している。この移行過程を通して、すべてのナイジェリア人は、彼らの正当な訴えを対話の場に、自由に持ち込むことができると感じて良いのである。そして対話の場で、彼らの申し立ては理性的に、公正に、憲法に照らして聞いてもらえるだろう。これこそ他の政治形態にはない民主主義の優れた点である。

私たちの政権は民主的統治の達成を約束するばかりではない。移行過程での私たちのスローガンは次の通りである。「この国は、人権侵害が日常茶飯事であったつい最近までのあの深淵には決して逆戻りはしない」。



オルセグン・オバサンジョ  
(ナイジェリア大統領)

#### BOX 3.1 恥を知らしむる力—人権NGOの武器—

市民社会の多くの組織にとって恥を知らしめることは唯一の武器であり、それは非常に強力であり得る。

**ブラジル**  
1989年2月、サンパウロの42分署で50人の囚人が換気のない、非常に警備が厳重な監房に閉じこめられ、18人が窒息死した。これに抗議して複数のNGOが米州人権委員会に訴えを提出した。この動きが圧力になって、1997年、連邦政府とサンパウロ州政府は囚人の家族への補償を払うことになり、同時に、サンパウロ警察署のこうした厳重な監房はすべて閉鎖されることになった。この事件がきっかけの一つとなって、ブラジルは囚人の扱いに関し、国連の枠組みに非常に忠実な指針を作成した。

**ハンガリー**  
1997年、セーケシュフェール市当局が、主としてジプシーたちからなる家族を「ラジオ・ストリート」の荒れ果てた建物から一並べのコンテナへ移動させはじめた。これらのコンテナは、ボスニア戦争中ハンガリーに駐留していた兵士の宿舎として使用した

もので、市のはずれに置かれていた。多くのNGOが団結してゲットー反対特別委員会を組織し、デモを行い、中央政府に対して陳情を行った。結局、市当局は市内にアパートを購入することに同意した。

**ナイジェリア**  
1990年、シェル石油による人権侵害に抗議するため、オゴニの住民はオゴニ市民生存運動を組織した。ケン・サローウィワを指導者とする平和的な運動である。シェル石油は1993年にオゴニランドにおける業務を中止したが、ナイジェリアでの日産25万バレルを超える原油採掘は継続した。これは同国における国外向け生産量の12%近くに相当する。1994年にサローウィワが懲刑されると、多くのNGOとフェアトレード機関がシェルに反対するキャンペーンを開始した。企業イメージと利益が損なわれた同社は、誤りを公に認め人権規程を採用することを余儀なくされた。

出典: Nave and Afonso 1995; Cahn 1999; CAD 1995; Shell Report 1999



「民主国家」と呼ばれる多くの国が、人権保護や人権推進を怠っている。

を遂行させるためには、媒介手段として中立的かつ公的な活動の自由が必要である。インドのPeople's Union for Civil Libertiesなどの市民グループや、アムネスティ・インターナショナル、人権ウォッチなど、国際NGOによる独立した監視活動もあり得る。これらの圧力は報道の自由、表現の自由、結社の自由の推進をねらいとしている。国家自身は、すべての人権条約に調印しているかもしれないが、開かれた市民社会なくしては、国に圧力をかけ人権公約を守らせることはできない。

要するに、民主的ガバナンスは、人権の実現に向けて理想的な政治的枠組みを提供する。なぜなら、市民的、政治的権利の拡張、特に政治に参画する権利の拡張を基盤としているからである。そして政治的決定への発言を許容することにより、他の権利の実現に貢献できる。民主主義は人権実現に必要な制度を構築する。

### なぜ、どのように一部の「民主国家」は人権を侵しているのか

だが「民主国家」と呼ばれる多くの国が、人権保護や人権推進を怠っている。民主体制への世界的な移行は、明らかに前進ではあるものの、選挙制度が独裁体制に置き換わっただけでは人権問題が解決されるわけではない。新しい秩序への移行は、人権の複雑な問題を含んでいる。狭量な多数決民主政治の極端なケースでは、いくつかのグループの人権状況が悪化した。また、国際社会が民主体制下の人権侵害に対して寛大過ぎるケースもある。

民主体制に移行中の国々は一般

に、人権推進に際し、次の四つの難関にぶつかっている。

- ・決定的な難関が、少数民族の統合や、および人種グループ間あるいは地域間の「横の不平等」への取り組みである。多数決民主主義の最も根深い欠点は、おそらく少数民族の差別と横の不平等の拡大である。
- ・二番目の主な欠点が、権力の恣意的行使である。選挙で選ばれた政府は、権威主義的に振る舞うとき正統性と民衆の支持を失うことが多い。エリート集団があたかも法に縛られないかのように行動したり、選出された国会議員が恣意的に裁判官や官僚などを罷免するとき、民主的制度への信頼は薄れる。
- ・三番目の欠点が、人権の経済的側面の軽視である。軽視したからといって、権力を掌握しているグループの選挙結果に影響がないため、多くの民主国家は数多くのグループの経済的、社会的権利への取り組みを怠っている。
- ・最後の欠点が、過去の独裁体制の遺産である。この遺産を適正に処理しないと、暴力の再発と民主政治の転覆につながりかねない。

いずれの場合においても、人権が深刻に踏みにじられている。少数民族は虐げられ、子供は教育されず飢えている。ジャーナリストは怖じ気づき、裁判官は脅され、政敵は拷問を受け、人権活動家は抹殺される。このような人権侵害は、選挙で選ばれた多くの政権の下で続いている。

### 少数民族の排除と疎外

多数決民主主義のアキレス腱とは、少数民族の疎外と無視である。

差別の規模と程度は異なるが、いくつかの例を挙げれば、インド、イスラエル、ナイジェリア、ロシア、スペイン、スリランカ、トルコ、ウガンダ、英国、米国などの歴史は、少数民族が深刻な差別を受けている事実を示している。

人権は、起こり得る危害から人々を守る盾である。少数民族の人権は、多数決による意思決定手続きの脅威から彼らを守る。その典型的な脅威として、次のようなものがある。

- ・参加からの除外。多数派は政治における自らの権力を強めようと、多数派に有利なよう選挙区を区別するなどの方法で、政治的権利やメディアを操る。
- ・法の支配の無視。社会的緊張が高まったとき、法の支配が無視される。特に、少数民族の忠誠心を疑う多数派は、しばしば彼らを標的にする。民主社会における少数民族の人権状況を評価するには、二つの質問をしてみるとよい。少数民族を保護するためにどのような人権が憲法に明文化されているか。政治制度は、どの程度それらの権利を実際に保護しているか。
- ・弾圧。社会的慣習を少数民族に押しつけることは、多くの社会で頻発している問題である。少数民族の言語と文化はしばしば禁止、あるいは無視されてきた。今日、数カ国で宗教的不寛容の傾向が強まり少数民族に異文化の慣習を押しつけている。またいくつかの社会では、自分の宗教を信仰したいと願う人々への不寛容が、表現の自由の権利を奪う形になって表れている。
- ・貧困化。少数民族を犠牲にして多

包括的な民主主義は人権を守る

少数民族の経済的利益を追求する行為、たとえば資源の豊かな地域から強制的に立ち退かせる行為がある。

少数民族に対する暴力は、世界的に一刻も猶予のならない政治問題である。少数民族は憲法による盾があってもなお、大きな脅威に直面するおそれがある。西欧では移民の少数民族がつねに暴力と人種差別にさらされている (Box 3.2)。

### 少数民族の統合の失敗—内戦という最悪の事態へ—

過去10年間に500万人が内戦で死亡したと推定される。信頼の崩壊と国内の政治統合の失敗は、しばしば横の不平等のせいで、また紛争を調停する民主的手段が欠如しているた

少数民族に対する暴力は、世界的に一刻も猶予のならない政治問題である。

### BOX 3.2 西欧における移民および少数民族に対する人種差別

欧州人種差別外国人排斥監視センターは1996年、大々的な調査を行い、各国によって事情は異なるものの、加盟国15カ国すべてで外国人への嫌悪の感情が存在することを確認した。

監視センターは、1998年の時点で数カ国で悪質な攻撃や脅迫、外国人移民、人種グループに対する差別が存在すると報告している。その一方で、これまで報告されたのはほんの氷山の一角でしかないことを認めている。ドイツでは、外国人嫌いに端を発した暴力が430件あった、スペインでは143件でそのほとんどが「ジプシー」に対してであった。フランスでは、191件でそのほとんどが反ユダヤ的性質のものであった。スウェーデンでは、591件が「民族グループに対しての暴力行為」で、フィンランドでは、194件が人種差別

に絡む犯罪で、そのほとんどが移民やロマの人々に対してであった。この調査は、人種差別は必ずしも社会的な疎外とは関連がないことを明らかにしている。憎悪による犯罪は極右団体のメンバーによって起こされることが多いが、他の市民や警察官によっても引き起こされている。

世界のさまざまな地域で、このような文明に逆行する社会が、少数民族の人権を脅かしている。こうした事実を記録に残しそれをメディアを通して広く知らせることで、沈黙を破ること、つまり、こうした事実を公に知らせそれに対する行動を動員することが、人種差別と闘う最初の一步となる。

出典: European Monitoring Centre on Racism and Xenophobia 1998



めに起こる。ユーゴスラビアとスリランカはともに、所得にある程度の増加が見られながら、同時に人権侵害が発生するという矛盾を呈している。このような例はほかにも多々ある。この矛盾の一因は内戦にある。しかし、なぜこれらの社会で内戦が起こったのだろうか。答えは民主政治の質、特に少数民族の疎外のされ

方に関係している。

1980年代のユーゴスラビアは、コソボ州のような少数民族の自治が大幅に認められた州からなる多民族、多宗教の連邦国家であった。かつては活発な労働者協同組合、人種統合、非ソビエト的な社会主義のモデルとみなされたこともあったユーゴスラビアだが、残忍な少数民族浄化という自滅への道をたどった。そしてついにナチス・ドイツ以来、ヨーロッパで最初の大量殺戮に及んだ。

スリランカには、シンハラ人社会とタミル人社会の二つの大きな集団があり、自由民主体制の下、人権を保障された市民として暮らしていた。この多民族社会では、シンハラ語を話す人々がタミル語を話す人々を数の上で圧倒していた。しかし、1956年に多数派のシンハラ人は単一言語政策を押しつけはじめ、数にものを言わせて議会を通過させた。

数十年続いた抗争の末、多数派のシンハラ人はこの二つの社会の同等性を何らかの形で認めることが、スリランカ国家の再建に不可欠な前提条件であることを悟った。しかし大統領の暗殺未遂事件発生から数カ月前の1999年7月に、著名な人権活動家であった法学者が殺害され、いまだに両社会の間にはしこりが残っているということを思い知らされる陰惨な出来事となった (Box 3.3)。

このように、ある程度の所得増加が見られても、少数民族統合の失敗が人権侵害と紛争につながる危険がある。民主主義の精神は包括的でなければならず、権力の分散・分担の原則を受け入れなければならない。民族、宗教、地域、国家に対する人々の帰属意識と忠誠心は多重構造であることを認め、それぞれの帰属

意識や忠誠心を公正に発揮できる場を民主的制度の中に確保しなければならない。さもなければ紛争へと発展する (Box 3.4)。

#### 権力の恣意的行使

エクアドル、パキスタン、シエラレオネでは、選挙で誕生した政権が反憲法的な手段によって変えられ、民主政治が瓦解した。それほど極端でなくても、選挙で選ばれた指導者が独裁的になっていった国もある。

経済危機は選挙で選ばれた政権の人気を衰えさせることがあるが、権力の乱用が人民にいつそう深い幻滅を抱かせることになる。民主体制の衰退を経験した多くの国では、文民政府がかつての軍事政権と同じように振る舞った。制度が壊滅した中で政権を握ったため、権力の分立が実現されなかった。その代わりに、司法、立法、行政が専横的権力をもつ一つの機関に實質的に融合され、最高行政責任者のもとに集中された。長年の軍政・植民地時代の体質が受け継がれ、権力行使の効果的な監視体制は整えられなかった。抑制と均衡が働き人権を守るための大々的な制度改革が行われず、歴代文民政府は、専横的な権力をふるい続けた。政治参加の権利もほかの多くの権利と同様、脆弱な民主体制の下で抑圧された。

#### 根深い貧困と拡大する不平等

インドでは、選挙で選ばれた政府が半世紀にわたって政治を運営してきたにもかかわらず、初等教育が学齢期の児童全員にはいきわたっていない。憲法の中には、初等義務教育が国民の権利であるという条項が見当たらない。財源不足が決定的な

阻害要因になっているわけではない。同水準の財源をもつ中国などは、この経済的権利を法で保障し、全国民に初等教育を実施している。

広範囲にわたる貧困は、特に拡大しつつある縦と横の不平等と結びついたとき、しばしば社会不安につながる。その結果生じる無法状態は、本来は経済に根ざしているとはいえ、市民的、政治的権利を損なう。根深い貧困と拡大する不平等は社会抗争に発展し、それがしばしば市民的自由を損なってきた。人権の進展は経済的、政治的権利の均衡のとれた進展なくしては持続しにくいという事実については、第4章で詳しく取り上げる。

#### 独裁政権の厄介な遺産

カンボジア、チリ、グアテマラ、インドネシア、ナイジェリア、ロシア、南アフリカをはじめ多くの国が、凄惨な過去の廃墟のうえに民主政府を建設していかなければならない。深い傷を癒やし、抑圧的な制度を徐々に改め、紛争の後遺症である暴力的な態度を改め、合意に基づく文化を築くことが、民主化の過程に不可欠である。

軍事国家、あるいはファシスト国家を民主国家へと方向転換させるには、どのような方法が最適なのだろうか。これまでに三つの取り組み方があった。

・軍部の敗退と大型財政支援の約束の結果として、外部から課された民主制度を受け入れた国。この例に相当するのが、第2次世界大戦後のドイツと日本である。皮肉なことに、外部から押しつけられたにもかかわらず、この民主制度は社会に根づき、過去50年間にわた

#### BOX 3.3

#### 殺人も残されたメッセージを封じ込めることはできなかった

人権活動家でスリランカ国会議員、学者で憲法学者であるニーラン・ティルチェルバン博士は1999年7月29日無惨に暗殺された。博士は、スリランカにおける民族政策と人権に関する対話では重要な連結役を果たし、知力と活動家としてのインスピレーション、そして調停の度量を和平努力に注いでいた。民主化と紛争解決に対する博士の国内的・国際的貢献では、話し合いによる解決の調停活動と、憲法修正案の作成、機会平等と非差別法の制定、そして市民社会の人権機関設立における活躍が際立っている。

民族問題の政治と戦争の政治には、あらゆる形態の差別、極端なナショナリズム、人権侵害と不正行為を犯す者に立ち向かうとともに、あらゆるレベルで、すなわち法的、憲法上、政治的、知的、道徳上でそうした行動をとることのできる責任と能力をもつ人々が必要である。

ニーラン博士はスリランカのある少数民族社会の出身であるが、国家も国民もそれぞれの行動に対して責任をもたなければならない環境の下で、多様性と社会的多元性を許容し大切にすることの重要さを説いた。博士の生涯は、これらの理想の実践に注がれた。穏健、交渉、自治そして自由主義を

求める声がしばしば暴力によって脅かされるような世界においては、博士なき後の空白は非常に大きい。

博士の56回目の誕生日になるはずであった2000年1月31日、人権活動家、学者、法律家、政治的指導者、友人が世界中から集まり、博士とその業績に対して賛辞を述べた。コフィン・アナンとメアリー・ロビンソンはこの集まりにメッセージを寄せた。1999年6月15日に博士が行った最後の議会演説をここに引用する。

戦場においてであれ他の場所においてであれ、われわれは死を美化することはできない。逆の言い方をすればわれわれは生を大切にしなければならない。そして生命の尊厳を守り、保障することに全力をつくすものである。生命は最も基本的な価値であり、それなくしては他のあらゆる権利も自由も無意味になるからである。

博士が魅了し、刺激を与えたスリランカおよび世界中のすべての個人と機関が博士の業績とビジョンを推進させていくことを私たちは願うのみである。

出典：Wignaraja 2000



り成長してきた。  
・民主主義は将来を担う制度である  
という合意が国内に形成されてい

### BOX 3.4 横の不等と紛争

#### アフリカ

一部のアフリカ諸国では、政治が階級間ではなくグループ間の紛争（横の紛争）に支配されており、通例は多数派が政治的・経済的資源から少数派を排除するものである。このことが、ナイジェリア、ルワンダ、ウガンダ、その他の国々で紛争を引き起こした。南アフリカとジンバブエはそれとは正反対の問題、つまり過去に多数派に対する抑圧的支配にかかわっていた少数派の保護に直面している。このような複雑な事態は、アフリカのいくつかの国が追求している包括的民主政治の枠組みの中で取り組む必要がある。

#### 東欧・CIS

セルビアにおけるアルバニア系少数民族に対する脅威はボスニア・ヘルツェゴビナにおけるイスラム教徒虐殺の記憶を呼び覚まし、コソボに対する国際的介入が行われることとなった。北大西洋条約機構（NATO）を通して行われたこの介入は、少数民族の権利に関する国際法と主権、そして国際社会の義務という新しい複雑な問題を提起した。

新しい民主制度の中で差別に直面している少数民族もある。アジア系のロマの人々は、ブルガリアやチェコ共和国、ハンガリー、ルーマニアなどの国々で暴力や法律上の差別、偏見に見舞われている。エストニアとスロバキア共和国はハンガリー系とロシア系の少数民族の統合に取り組んでいる。アルメニア、アゼルバイジャン、グルジアは、しばしば他の諸国を

巻き込む激しい民族紛争に直面している。

#### ラテンアメリカ

ラテンアメリカ諸国が近年採択した憲法は、先住民社会の権利の保護と促進に関する条項を含んでいる。それらは、1940年にメキシコのバックアップで行われた米州先住民会議の後で、正式に制定された先住民主義が残した遺産を一部とする一つの試みである。

先住民主義には二つの主な目的があった。ラテンアメリカ諸国における国民の統合を促進し強化することと、先住民社会の「何世紀も遅れている後進性」を克服し、先住民を民族国家モデルに同化させるために経済社会開発を進めることであった。白人およびメステイソ（ヨーロッパ系混血）の都市部中産階級が支配するこうした国家主義的社会は文化的多様性を拒絶し、自分たちの文化の中にある先住民的要素を認めなかった。先住民主義は、実際には先住民に未成年者と同じ法的地位を与えたもので、極貧、社会からの疎外、先祖伝来の土地の承認という問題を解決するのではなくむしろ悪化させた。

政治的自由化は、先住民の人々に対する過去の法律上の差別を覆しはじめた。しかしラテンアメリカには、そうした進歩によって経済的不平等や社会的な疎外がいつそう深刻になった国々もある。

出典：Mendez 2000；Oleka-Onyango 2000；Silovic 2000；Stewart forthcoming

たうえ、地域機関からの優遇措置にもしばしば支えられ、さらに独特な過去の経緯により、急激な制度改革を進めるうえで統一の象徴をもつことができた国。スペインは、人権問題で苦い過去を蒸し返さないことを選んだ。その理由として、民主主義路線を歩むことについて広範囲の合意が得られたこと、さらに軍事的、独裁的な政治体制へ逆戻りする深刻な不安がなかったことが挙げられる。またこの合意の一部として、民主的統治への移行を定着させるうえで、国王に象徴的役割を与えるという意見が主要政党間に定着した。

・深い傷を癒やすために真実和解委員会を利用した国。虐げられた人々の苦しみを知り、人権を侵した者に法の裁きを受けさせるために、多くの国が人権侵害について公に議論する必要性を感じた。

正式な真実和解委員会は、1980年代にラテンアメリカで最初に設置された（参考資料表3.1）。その後数カ国で、傷を癒やし、正義を行う多様な必要性の均衡化を図るうえで、この種の組織が効果的な手段であることが判明した。だが、うわべだけまねた結果、無益に終わった例もある。

1983年に新たに選出されたアルゼンチンのラウル・アルフォンシン大統領は、作家のアーネスト・サバトを長とする全国行方不明者調査委員会を設置した。1984年にこの委員会は、軍事独裁政権が設立した虐殺機関に関するおそるべき報告書『Nunca Más（二度と繰り返してはならない）』を提出した。その後、ただちにアルゼンチンの裁判所は、1976年から1982年にかけて権力をよ

るった三つの軍事政権の関係に対し、歴史に残る裁判を敢行した。その結果、ほんの数年前まで権力をほしいままにしていた者に有罪の判決が下った。だが相次ぐ告発によってその後軍部が不穏になったため、有罪判決を受けた軍人への大統領の恩赦という結果で終わった。

この経験にならない、チリの民主政権も広範囲の政治勢力の代表からなる真実和解委員会を設けた。ただし、アルゼンチンのように弾圧の方法や構造を明らかにするのではなく、各犠牲者の家族に何が起こったのか、事実を再現できる範囲で説明した。

真実和解委員会は、アフリカで採用されたのを機に、その活動は世界中からの注目を集めることになった。南アフリカでのアパルトヘイトによる身体的、精神的な深い傷は、大変に感情的な参加型手段をたどることで明らかにされた。犠牲者達は犯罪人と向かい合い、非人道的な行為を告発したが、許し難い犯罪に対し寛大な許しの言葉を述べた。

独裁者によって評判を落としていたアフリカは、一転して、マンデラ大統領やアズモンド・ツツ司法長官ノーベル平和賞受賞者の英知によって世界を主導する立場に立った。南アフリカの真実和解委員会より一歩先んじ、ウガンダのヨウェリ・ムセベニ大統領はイディ・アミンおよびミルトン・オボテ政権時代の恐怖政治を明らかにするために真実和解委員会を設置した。ルワンダではNGO主導の委員会が発足した。最も最近の重要な例はナイジェリアで、1999年の民政復活にともない、オバサンジョ大統領は真実和解委員会の設置を発表した。

民主体制への移行中に、人権保障を推進するうえで必ず真実和解委員会が必要というわけではない。特に移行の方向について社会の合意が形成されており、逆戻りの心配がない場合には必要ではない。このことは、一党体制から複数政党制への多くの移行例において明白である（Box 3.5）。

真実和解委員会は、過去の醜い出来事を細部にわたって白日の下にさ

### BOX 3.5 笑いと忘却の重要性

ミラン・クンデラは「笑いと忘却の書」の中で次のように書いている。「過去につまんでいるものは、私たちをいらだかせ、挑発し、侮辱し、過去を破壊して塗り直したい気持ちである。人が未来を思いのままにしたいと思うのは唯一、過去を変えるためである」。チェコスロバキアを窒息させた全体主義は、過去と未来を結ぶ環を垂めてしまった。多くの共産主義体制が、現在を正当化するために過去をつねにどうにでもなる道具として利用した。最も露骨な例は、歴史的写真から評判の悪い人物を抹消することであった。ソ連におけるレオン・トロツキーがこの運命をたどった。そしてチェコスロバキアでは、共産主義指導者クレメント・ゴットワルトが、1948年2月にプラハで歴史的演説を行ったときの有名な写真から外相ウラジミール・クレメンティスがエアブラシで抹消された。

エアブラシによる同僚クレメンティスの抹消では特別皮肉なことが起こった。凍るように寒かったので、外相は無帽のゴットワルト指導者に親切にも自分の帽子を貸した。そのためクレメンティスの帽子は写真の中に残り、パーツラフ・ハベル等にとって、全体主義

社会に付き物であった過去の歪曲を象徴するものとなった。1990年代の民主制チェコ共和国は、ハベルの指導のもと、驚くほど率直に過去を認めるようになった。歴史上、おそらく最も友好的な形でチェコスロバキア二国分離にも、この姿勢が幸いしていると思われる。

チェコ共和国やスロバキア共和国などの国々における人間開発と人権の状況は、それらを測定するために使われている一部の指標ではとらえることができないほど広範囲に及ぶものであることを示している。人間開発指数のような合成指標ですら、国民総生産よりも幅広い進歩の尺度であるにもかかわらず、市民的、政治的権利を測定しようとはしない。チェコスロバキアの人間開発指数はGNPの順位よりも上位に位置し、同じ所得水準の他の多くの国よりも経済資源の分配が公平であることを示していた。しかしこの指数は、権利の政治的側面という、多くの一党支配の国々で欠けている領域を測定してはいないのである。

出典：Kundera 1978；人間開発報告書事務局



らただけではなく、犯罪人を公衆の面前に引き出した。だがこの種の委員会の中には、形ばかりで手ぬるく、失敗に終わったものもある。犯罪の凶悪さを考えると、真実和解委員会はほとんど正義を行っておらず、ほんの一握りの真実しか明らかにしていないと、懐疑的な人は指摘する。

すでに軍事政府に後戻りした国や、独裁勢力再来の恐怖におびえる国は、真実和解委員会がこうした勢力に圧力を加えるのに有効だと見るのは、もっともなことである。社会を暴力的にし、制度を破壊した独裁勢力の責任について広く討論を行うほうが、むごたらしい真実にふたをし、改悔の情のない独裁者たちに迎合するよりはましである。軍隊を保護したいいくつかの国は、人権蹂躪に関する公の議論を回避したため、軍政復活で高い代償を払うことになった。

真実和解委員会の体験は皮肉にも、成功のカギが前向きな姿勢にあることを示唆している。この委員会を将来を見据えた司法機関づくりの代替策とみなすのではなく、むしろ過去に対する説明責任を果たす政策の一貫であり、公正かつ独立した制度を構築する一助になるものとみなすべきである。真実和解委員会は、犠牲者の立場を尊重し認める努力であるばかりか、国家主導の人権蹂躪を二度と繰り返さないための努力であると社会が認めるならば、成功したといつてよい。

#### 政策による対応—包括的民主政治による人権推進—

民主主義の多くのジレンマを解決する方法は、独裁政治への回帰では

ない。市民組織、それだけでは答えにはならない。前進が正しく行われるには、人権を尊重した政治的枠組みが必要である。政治的枠組みには、選挙以外にさまざまなものが含まれる。選挙だけではなく、重大な人権侵害を許容する政府、あるいは直接そうした侵害に手を下す政府が誕生する可能性がある。

人権重視の道をたどるということは、包括的民主体制の構築に向けた、次の四つの政策課題に取り組むことである。

#### 少数民族の人権を保護し、横の不等性に取り組む

国際比較研究は、政治経済的資源を利用するうえで、深刻な横の不等性があると紛争が起こると強調している。そして、世界中で267の少数民族がとりわけ危険な状態にあると指摘している。

横の不等性は、典型として少数グループの差別、無視につながっていくのがつねである。少数民族は帰属意識に欠けるため、多数民族の支配する政治経済体制からの疎外が強まっていく。少数民族を引き入れるためには、単純多数決による民主政治だけではなく、政治経済的資源の共有についての賢明な見方が求められる。暴力と内戦を防止するためには、包括的民主政治の制度的枠組みと価値観を推進する必要がある。

これは、少数民族にとって独裁政権下のほうが暮らしやすいということを意味するわけではない。最近の「民族浄化」は、民主体制の下では起きていない。少数民族への最悪の弾圧のいくつかは、独裁政治によるものである。ただし民主体制への移行では、少数派保護を優先した公共

政策の介入があってはじめて、状況の改善が可能になる。その介入とは、投票箱がありさえすれば自動的に少数派が守られるという安易な考えに留まらない介入である。

いくつかの国は、狭義の多数決民主政治から排除されそうなグループを取り込むための、追加的な措置が必要であることを認識した。ベルギーとスイスは議会に多様なグループを引き入れるための政策と制度的措置を講じた (Box 3.6)。他の国も類似の努力をしている。ドイツは、議会内の委員会に与野党から代表を出す制度を設け、多くの委員長を野党議員が務めている。そして第二院が法案を否決した場合、調停委員会が両院に受け入れられるような妥協案をまとめる。

少数民族問題と横の不等性の試練に立ち向かっている二大新興民主国家が、インドネシアとナイジェリアである。横の不等性への対応に際しては、両国ともマレーシアの経験に学ぶことができるかもしれない。一方マレーシアは、タイなどの近隣諸国から人権推進について学ぶべきことが多々ある。タイでは新憲法と支援措置が人権を飛躍的に推進させている (Box 3.7)。また東アジアの多くの地域は、単に経済危機から回復しつつあるだけでなく、以前よりも幅広い政治的自由の下で経済危機を克服しつつある。

1970年代のマレーシアの横の不等性は、当然ながら大論争を巻き起こしたが、大勢の称賛を集めた。1969年の人種暴動は、この国を震撼させた。対応策としてマレーシアは、人種対立の背後に潜む、深刻な横の不等性に取り組むための野心的な計画に着手した。横の不等性は

正策の主な柱をBox 3.8に示す。

他の国における多数派の権利推進の経験は、マレーシアに比べると厳しいものであった。しかし、これまでの横の不等性が少数派にとって有利であったところに、多数派が権力を掌握した国々では、積極的優遇措置を制度化することがどうしても必要になる。南アフリカやジンバブエがこのジレンマを経験している。このような状況では、公共政策は歴史的に少数派によって独占されてきた市場の活力を維持しながら、不平等に立ち向かわなければならない。

政治的対立を予防するために、経済面の横の不等性を是正する必要があるということについて多くの教訓

#### BOX 3.6 少数民族の権利と横の不等性 —ベルギーとスイスにおける議会の対応—

スイスの政治システムは司国の3大民族グループである、ドイツ系、フランス系、イタリア系の国民の統合を試みてきた。国の行政府である連邦評議会には、1959年以来この三つのグループが代表を送ってきた。スイス人が、民族の代表権について非公式な規程をもちっているのに対して、1970年のベルギー憲法は、オランダ系およびフランス系の二つの民族グループによる平等な代表権を公式に規定している。この規定は、政府が一党で組織されていても複数の党で組織されていても守らなければならない。

少数民族に、第二院での特別の代表権を与えることで包括性も確保されている。スイスでは国民評議会は下院であり、議員は自由選挙による。上院である国家評議会 (Council of States) は、小さい州に有利な代表権制度を採用しており、事実上の意思決定権をもっている。各州は広範な自治権をも

つ。  
スイスの連邦制が地域的であるのに対して、ベルギーは文化的権利を保護するために「非地域的」連邦制を導入した。オランダ系とフランス系国民はそれぞれ文化評議会をもち、上下両院からメンバーが選ばれ、それぞれの民族集団に影響を与える文化・教育問題に取り組む立法府の役割を果たす。

これらの国々の政党は当然、多くの民族的・宗教的・社会経済的な相違を反映する傾向がある。そうした複雑な横と縦の区分は少数民族の無視や疎外に容易につながり得る。これらの国で創設された政治制度はこの課題に取り組もうとしてきた。ドイツなどの他の国々も、二党による対立的政治ではなく合意の形成を重視する制度的仕組みを確立した。

出典: Dcnnelly 1989; Lijphart 1959



### BOX 3.7 アジアの価値観

1997年から1998年の東アジア金融危機直後のアジアにおける経済復興の兆しは、この地域が築いた経済開発のための構造基盤の深さをよりはっきりと証明しているようである。しかしおそらく最もよい成果は、経済危機によってその軽視が露呈されてしまった市民的、政治的権利が大きく変わったことである。

大きな変化がタイで起こった。タイでは人権と人間開発の主な拠り所は、最初の民主的憲法である1997年憲法である。憲法は「人間の尊厳」は人権の基礎であると規定しており、人権には国民の平等やジェンダー平等、無罪の推定、宗教、結社、表現の自由、生存権、他人の干渉を受けずに生活する権利（プライバシー

権）、12年間の教育を受ける権利、財産権および保健医療を受ける権利、暴力および不当行為に対する子どもの権利、公共情報の入手権、当局に対して対抗措置を講ずる権利、憲法を侵害するものに対して平和的手段を行使する権利が含まれる、としている。

憲法違反は法廷の場で争うことができる。法律を制定しなければ効力のない権利が多かった過去の憲法と異なり、新しい条項の多くはただちに適用可能である。そして、これまでの憲法が諸権利を国家の安全保障などの利益に従属させていたのに対し、新憲法はそうした利益が、権利の本質を侵害することを認めない。他のアジア諸国にも同様の進歩が

見られた。インドネシア、韓国、台湾はいっそう開放政策をとり、市民的、政治的権利向上の必要性の認識が高まった。インドネシアは民政に移行したが、複雑な事例であり、新体制は東ティモール問題という遺産と取り組んでいかなければならない。

人権と民主主義の大義を推し進めているアジアの新しい声は、「アジア的価値観」では市民的、政治的権利を軽視するのは当然と、過去の間違った主張とはまったく異なるものである。

出典：de Barry 1998；Saravananmitu 2000。

### BOX 3.8 民族暴動に対するマレーシアの対応

一横の不平等への取り組み

マレーシアは他の多くの国と異なり、裕福な少数民族社会の資産を国有化しなかった。これは、効率的な市場経済の枠組みを確保し、中国系少数民族を安心させた。政治的権力はマナー人の多数者集団であるアムプロが握った。彼らの正当な訴えは、教育・技術・雇用における積極的優遇措置を中心とした公共部門への広範囲な介入によって対処された。

1969年、民族暴動が発生したときには、中国系1人当たり所得はマレー人の2倍であった。20年後には両集団ともかなり裕福になった。両集団の平均所得が増える間に、両者のギャップは狭まった。1970年にはマレー人の所得は中国系の半分であったが、1990年

には3分の2近くになっていた。これは、急速な成長を可能とする経済環境とパイのより平等な分配によって可能となったのである。

マレーシアの制度に批判的な人々は、報道、政党、司法を独裁主義的に管理する同国の広い統制網を挙げる。一方、東アジアの金融危機のさなかに、時流に流されずに一時的資本統制を課したことを含めて、多くの分野におけるマレーシアの現実的なセンスのよさを指摘する人もいる。この現実的な気風は、最近行われた開かれた大統領選挙が証明しているように、民主制をさらに推進させると思われる。

出典：Yoke and Leng 1992

を学んできた。政府は、比較的裕福な少数民族の経済的資産を国有化することを避けるべきである。そして、

零細事業の振興策や労働市場での差別廃止策を通じて、貧しい少数民族の資産と所得の増加を刺激すべきである。公共部門での職の割当制は、経済が急成長を遂げている場合に限り、効果が出やすい。経済が停滞している場合や人員がだぶついている公共部門では、労働市場での積極的優遇措置は効果が出にくい。

#### 参加と表現の自由を拡大する

包括的民主政治を建設するための前提条件は、代表を選出する権利を保障することである。票の不正操作はしばしば選ばれた政府の正統性を損なってきた。バングラデシュでは選挙委員会の独立性に対する疑惑がもとで、選挙は必ず臨時の暫定政権下で実施するという合意が政党間で成立した。これは軍部が選挙運営に口を出すことを防ぐ一方で、選挙結果が合法だと認められることを保証するものであり、新しい民主政治の

重要な前進といえる。信頼性と自律的な制度が欠けているところでは、独立した選挙委員会と国際的な選挙監視団が投票権の尊厳を守るための別的手段となる。

包括的民主政治を発展させる主要な要素は、参加の権利と表現の自由を守る法的枠組みである。市民組織と開かれたメディアは、権利侵害を監視するうえで必須のものである。教育委員会を含め、地方の諸組織に人々が参加することは、選挙権を行使することや正規の政党への参加と同様、民主主義では重要な点である。

ヨルダン、民主主義へゆるやかに移行している間に市民組織がどのように人権を推進できるか示している。王室の構成員のいく人かは、人権NGOの設立に直接手を貸したばかりか、女性の権利獲得をめざして闘っている市民組織を含め、草の根の人権擁護市民組織を育む環境を育てている。

市民参加の原則で重要なことは、政党内での民主主義である。民主政治に携わっている政党の組織構造では、参加方式がとられていないことがあまりにもよくある。閉鎖的で不透明な政党の政策公約が民主的であることはまずあり得ない。内部の民主主義が保たれていない政党は、個人や派閥の息のかかった組織と化してしまう。したがって、党内に民主主義の文化を創ることが不可欠である。そのためには少なくとも党首の選出にあたって、開かれた競争的な選挙を実施すべきである。

パナマでは広範囲の政治構造改革の一貫として、軍隊が廃止された。この改革の民主的特徴の一つに、1995年採択の選挙法がある。この選

挙法は、政党が擁立する大統領候補を民主的方法で選ぶことを義務づけている。

新しい民主国家の政党は、党内の民主化に加え、寛容性の高い行動を手本として示す必要がある。ストックホルムに本拠を置く政策研究機関、民主化・選挙支援研究所は、国民の寛容的な態度を醸成することを目的に政党行動準則を提案した。

この行動準則は、政党およびその支持者が民主的選挙運動を行う際の行動原則を明記している。政党が自主的にこの規定に賛同し、規定の文言について協議のうえ合意を形成し、ゆくゆくは法律に明文化することが、理想である。

この種の行動準則の中心的なものに、次のような規則がある。

- ・選挙運動の管理—すべての党が選挙運動を行い、政見を普及する権利があることを認めるとともに、報道の自由を尊重する。
- ・選挙方法—平和的に投票し、選挙監視員に協力し、選挙結果を受け入れる。
- ・公正な行為—誹謗中傷、他党のシンボルの破壊、有権者および選挙監視委員の脅迫を慎む。
- ・法的罰則—たとえば、票の買収、出馬あるいは出馬取り止めを金銭で依頼するなどの不正行為が認められた場合、資格を取り消す。

参加拡大の努力の中には、偏見と差別の歴史のせいで十分な人数の代表が議会に送られていないグループに、政治参加の機会を与えるための特別措置も含めるべきである。世界中で社会的、構造的障壁が女性の政治参加を阻んでいる。女性は多くの国で、ジェンダー問題に対する敏感さと意識を高めることで、また女性

民主政治に携わっている政党の組織構造では、参加方式がとられていないことがあまりにもよく見られる。



の議席枠の設定を政党や議会に求めるロビー活動や女性議員への支援サービスを行うことで、政治参加を拡大してきた。男女数が均衡している地方選挙がしばしば第一歩となつて、あらゆるレベルでの女性の政治参加拡大につながっていった。

トリニダード・トバゴではNGOのネットワークが、1999年の地方選挙に出馬する女性300人を訓練するためのワークショップを実施した。立候補した91人の女性のうち28人が当選し、1996年の選挙に比べて女性議員の数がほぼ倍増した。

スウェーデンは世界最多の女性議員数を誇っている。その原因を一つにだけ求めることはできないが、たとえば1983年から1990年は緑の党、1990年から1993年は左翼党、1993年以降は社会民主党といった、多数党が採用している議席割当制度が貢献していることは疑いない。

南アフリカではアパルトヘイト終結後、アフリカ民族会議が割当制を導入し、女性の議会参加を拡大した。列国議会同盟によると、南アフリカは国会議員399名のうち女性議員が119名で、世界第9位である（ちなみに1994年には141位だった）。

インドは、バンチャヤトとして知られる地方議会に女性の議席枠を確保し、伝統的な政策立案構造の変革に挑んでいる。1993年、連邦政府はバンチャヤト統治法を通過させ、3層からなるバンチャヤトの33%を女性に確保した。1998年のバンチャヤト選挙では、ほとんどの州でこの女性割当政策が功を奏し、全議席の33~40%を女性が占めた。

フィリピンでは、女性議員の政策立案への参加の仕方の質を高めることが、女性議員数を増やすことと同

じくらい重要である。立法府開発センターは、特に地方議会の女性議員を対象に議題の設定や法案づくりおよび法案審議に関するトレーニングを行い、議員として必要な専門的技術を身につけさせている。また同センターは、政策提言でイニシアティブを維持するため、選出された女性議員と女性団体の間の連携を手助けしている。

少数民族、女性など差別を受けてきた人々の参加拡大は、規範や価値観の変革方法と密接に関係している。社会のあらゆるレベルで民主的な文化を浸透させることは、既存の価値観、不平等、不正を根源から揺さぶる方法である。この課題は、最近の武力抗争の歴史によってさらに複雑になっている。武力抗争で荒廃した国土に、民主主義の文化を根づかせようと苦闘している二つの社会が、カンボジアと南アフリカである (Box 3.9)。

独立した報道機関が、東欧の最近の前進に決定的な役割を果たした。クロアチアを拠点とするスティナ通信社が運営する独立ジャーナリスト・ネットワーク (Network of Independent Journalists) は、東欧で長年認められていなかった自由の拡大をめざし、積極的に運動を展開した。

政治への参加拡大は、ほかにいくつかの側面をもっている。十分に確立された民主国家でさえ、情勢変化に適切に欠点を是正するために持続的な改革を実施する必要性に迫られている。英国での最近の改革は、数十年間国内で論争のテーマであったウエストミンスター流の議会政治モデルの欠点に取り組むことをねらいとしている。

タイが最初の民主憲法を編纂している頃、労働党の率いる英国政府は、成文化されていなかった不文憲法の広範囲にわたる改正を立法化する作業に着手した。これには地域議会への権限委譲、特にスコットランド議会の権限の拡大が含まれている。極度の中央集権体制のほかに、もう一つの欠陥として、貴族院議員の世襲制があった。これは包括のシンボルどころか、特権のシンボルである。この改革では継承された特権を縮小するために、貴族院の構成と選出基準を変更した。その他、情報公開法制定に向けての改革もあった。

これらの改革は、欧州連合の人権法枠組み拡大に結びついたもので、英国の民主政治の近代化に貢献した。改革の多くは、欧州連合の助成金による育成と地方分権化の原則、つまり、権限は、受益者に近いほうが、いっそう説明責任をまっとうできるとする原則と同一歩調をとっている。ただし、他の政策との整合性および国家間の共通基準の実施という観点から正当と認められる場合は、従来通り地域レベルまたは中央レベルが決定権をもつものである。

### 権力分立の実現

選出された指導者が軍政支配者のように振る舞うとき、専横的権力は民主政治の中核をなす抑制と均衡の機能を乱し、民主主義の基本原則を崩壊させてしまう。権力の行使がルールに基づいていないとき、人権は最も被害を受けやすい。選ばれたリーダーは、恣意的な行為を制限するためには、制度的な抑制に取り組まなければならない。独裁政権から民主政権へ移行中の大多数の国は、今

もなおこの課題に直面している。

専横的権力の抑制には緊張がともなう。新たに選出された指導者は、独裁政権時代の専横的な権力行使がしみついた環境を受け継ぐ。選ばれた指導者と政党は、自らの権力を監視する機構づくりを任せられる。そのような状況で、将来への展望をもったリーダーシップが発揮されることはまれである。文民指導者は、かつての軍政時代や植民地時代の専横的指導者とさして変わらない行動様式

### BOX 3.9

### 残忍な過去から開かれた社会への移行

—南アフリカとカンボジアの場合—

この憲法は、敵対、紛争、幾多の苦しみと不正に彩られ、深く分断された社会という過去と、人権、民主主義、平和的共存や、皮膚の色、人種、階級、信条、性別にかかわらずすべての南アフリカ国民の機会を認め、その上に築かれる未来との間の歴史的な懸け橋となるものである。

1993年の南アフリカ暫定憲法からのこの一文は、人権と開発を進めるための価値観と制度の枠組みを示すものである。憲法は市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利を含んでいる。

しかし憲法上の約束と、何百万もの貧しい南アフリカ国民が生きる現実との間の著しい溝は依然として大きな課題である。新憲法と新しく制定された法律はその課題を克服する手段であり、南アフリカの国家人権行動計画はそのための枠組みとなっている。この計画は政府が自身の人権にかかわる実績を評価すること、人権推進のために、達成可能な時間、戦略、そして割当資金の枠内で、目標と優先順位を設定することを可能にしている。また、NGOやメディアが、政府の政策、立法、各種プロ

グラムが人権に与える影響を監視することにより、政府の人権に対する責任のある取り組みに説明責任をもたせる手段としても利用することもできる。

カンボジアは、最近まで南アフリカよりさらに暴力的な状況にあった。そしてこの国も1991年のパリ和平協定後、人権を尊重する憲法を採択した。しかし、憲法の理想と現実との溝は大きく、1997年、人権担当国連事務局長特別代表トーマス・ハマーバークとカンボジアの指導者たちとの間に白熱したやりとりが行われた。

しかしながら過去3年間に進歩の兆しが見られた。17のNGOが連合して人権行動委員会を組織し、別のNGOグループは、自由・公正選挙連合として重要な存在となった。カンボジアが暗闇から徐々に抜け出しつつある過程で、多くの深刻な問題は当然残るものの、クメール民主主義研究所の設立、仏教復活の拉がり、そして節度ある独立性をもつ新聞の出現などは、すべて前進である。

出典: Neou 2000; Liebenberg 2000



を取り続ける。だからこそ、文民統治に向けて説明責任の文化を創造するための、独立した報道機関、野党、全国的な市民組織、国際人権組織の各勢力からなる連合が必要なのである。

そのような連合は、専断的権力に

抵抗する力をつける必要がある。権力分立の制度化に向け、圧力をかけなければならない。法廷で紛争が解決できず、腐敗が訴訟制度を無力化し、エリート階級が法に縛られないと、国家はもはや国民の権利を実現できる状況にはない。したがって、健全かつ支援的な制度的枠組みを確立することは、人権の真剣な行使に不可欠である。

権力分立の重要な側面に、司法の役割がある。アルゼンチンとエルサルバドルは、前途有望な司法改革の重要な例を提供してくれる (Box 3.10)。

民主国家は独立した司法に加え、政治指導者の恣意的命令から守られた行政を必要としている。しかし官僚の行動もやはり、公的な監視の下に置かれなければならない。いくつかの制度的機能が官僚の傲慢を抑制することができる。最近評判が高まっているのが、官僚の権力乱用を調査するために創られたオンブズマン組織である。また、恣意的な政治介入から官僚を守る役割は、採用・昇進・懲戒を扱う真に独立した人事委員会にある。さらにこれらの機能を補うものとして、官僚が議員に違法行為を強要された場合に、その議員を訴えることができる開かれた手続きがなければならない。

これらのオープンな手続きは、その一方で、独立した司法を必要とするが、これは効果的な権力分立には、制度間のルールに基づいた相互作用が必要だという点を強調することになる。米国憲法の改正とそれに続く公民権法改正は、効果的な権力分立の古典的モデルである。

行政サービスの中で、警察は特に人権にとって重要である。最近ニュ

ーヨークで起きた警察による発砲事件は、アフリカ系アメリカ人の間に不安をかき立て、ニューヨーク市警を連邦で監視するよう要求する声も一部に出ている。

刑務所内のレイプ、司法の及ばない殺害、拷問、その他警察や保安組織によって多くの人権侵害が行われている事実を、世界各地でジャーナリストが暴き出している。彼らは、人権への意識を高め、権力乱用に国民が憤りを感じる文化を創るうえで不可欠な役割を果たしている。

人権推進のために警察改革が重要なことを認識し、数カ国が重要な措置を講じた。ルクセンブルクは人種差別と憎悪を追放するため、警察官の研修に乗り出した。ホンジュラスでは、非軍事化、文民主導、人権尊重、市民による監督、説明責任を組み入れた原則のもとに警察改革が推進されている。この改革により、かつては不穏で危険な組織と見られていた警察に新しい倫理観を育てるため、安全保障省が新設された。

他の権力分立と同様、警察の改革には二面的な性格がある。警察は、政治制度の恣意的命令から保護されなければならない。同時にまた、国民は警察の人権侵害から守られなければならない。オンブズマンは警察の権力乱用を監視し、申し立てを聴くことができる。加えて、人権 NGO は、刑務所および警察による人権侵害を監視するための政治的活動の自由を与えられるべきである。

最高裁判所への控訴をしばしばともなう公益保護訴訟などの手段は、説明責任の機能に対する一般市民の関与を深めてきた。市民組織は類似の手段を用い、他の政府機関にも訴えている。ハンガリーではロマの

人々を代表する市民団体が、民族を理由とした雇用拒否を含めた雇用者の差別行為に対する申し立てを、少数者権利保護のための議会オンブズマン事務局にたびたび提出してきた。オンブズマンは審査の後、社会家族保護省が求職者の人権を説明する広報資料を作成することと、雇用センターが差別のあらゆる事例を報告することを勧告した。また司法省には、差別に関する裁判の手続きを簡略化するよう要請するとともに、内務省にはそのような事例の報告を公務員に義務化するよう勧告した。

イタリアでは1993年に血友病患者団体の連合組織が、汚染された血液によって HIV に感染した385人の血友病患者を代表し、保健省を相手どって訴訟を起こした。だが、この告訴に対して何の措置もとられなかったため、一部の患者は1998年5月、イタリア政府が欧州人権条約第6条に違反したとして欧州人権委員会に提訴した。この第6条は「ある程度の期間内に」公正かつ公開の事情聴取を受ける権利を認めている。1998年11月、1993年の提訴は、原告側の訴えが認められて決着した。また、1999年7月欧州委員会は、イタリア政府に對志を怠ったとして、犠牲者に補償を行うよう命令した。

#### 人権を経済政策に組み入れる

人間開発のための経済政策を立案する過程では、参加の権利と表現の自由を尊重しなければならない。これらの権利とは、経済政策の立案が公開され透明でなければならない。いくつかの選択肢に関する議論を許容し、選出された代表に最終決定を委ねることを示すものである。

経済政策は人々の権利に多大な影

#### BOX 3.10

### アルゼンチンとエルサルバドルにおける法の支配の強化

司法が利用できるということは、法の支配の重要な一部である。さまざまな場所で、政府、市民社会、国際開発機関が協力して司法改革計画を実施し、時宜にかなった具体的成果をもたらしつつある。世界各地で着手されている同じような試みの象徴となる有望な例が二つある。アエノスアイレスとエルサルバドルである。

1996年のアエノスアイレス憲法に従い、政治家と市民は司法への訴えやすさを改善する新制度に共同で取り組んでいる。裁判所で使われるすべての法律がまとめられ、分析が行われることになっている。専門家、裁判官、市民が司法に対する制度的障壁について話し合い、解決策を提案する。新しい法律案が作成され、新しい制度が設計され、裁判官が再訓練されることになっている。アルゼンチン大統領フェルナンド・デ・ラ・ルシアは、アエノスアイレス市長在任中にこの取り組みに着手したのであるが、次のように述べている。「新しい司法制度の重要な目的は、主に貧しい人々と女性にとって司法を利用しやすくなるようにすることである」。

エルサルバドルの司法改革は1992年の和平協定の成果であり、政府、市民社会、国際的開発機関が共同で取り組んでいる。司法改革は内戦時代に着手されて以来、エルサルバドル人の手によって、

三国際援助国、国際援助機関や開発銀行が派遣する国際専門家との協力のもと「主体的に実施」されてきた。彼らは法律を書き直し、司法制度を再編成し、警察官と検察官を再訓練し、国民の意識を高める運動を展開した。

こうした例から次のようなことを学ぶことができる。

- ・効率的な質の高い司法制度は、社会的・経済的・政治的な責任ある取り組みを必然的にともなう。特に、政党と司法制度について世論が十分に形成されていないところに権利を保護する制度を確立する場合は、資金の裏付けがきわめて重要であり、相当な政治的危険をともなう。
- ・成功するために国は、国民の政治的意思と社会的参加に加え、国際的助言を必要とする。
- ・改革は、後退と障害を避けるため、全体的視点に立つべきである。法律制度は信頼できるものにしなければならない。法律は憲法と国際的人権条約に適合していなければならない。司法の利用を確保するためには、制度的障壁をなくさなければならない。また、権利とそれをいかに行使するかの情報は、誰にでも利用可能でなければならない。国民に対する司法のサービスの質を向上させなければならない。

出典: Yuenovsky 2000



人間開発のための経済政策を立案する過程では、参加の権利と表現の自由を尊重しなければならない。

響を及ぼす。決定によって悪影響を被る人々は、知る権利ならびに議論や協議に参加する権利をもっている。しかし、それらの人が拒否権をもっていることを意味してはいない。なぜならば、多くの経済政策は、資源配分の効率性、横の不平等の緩和、人間開発の向上を正当な根拠として、少数の人々に損害を与えることを許されているのである。ただし悪影響を被る人々の言い分をよく聴いたうえで、適切な場合には補償しなければならない。

構造的な経済政策改革では国民の主体者意識を維持する過程が重要であることが、インドで示された。公開の場での討論を通じ、国民的対話に根づいた政策決定を行うことができた (Box 3.11)。反対派はまだ残っているが、それは望ましいことである。いずれにせよ、インドは類似の改革を進めている大多数の国々に比べ、はるかに広くさまざまな選択

肢について議論したといえる。

政策に基づく国際融資の典型的な方法では、討議への参加という民主的権利が十分に実行されていないことがよくある。つまり議会での議論がまったくないということである。したがって、国際社会において合意された政策プログラムへの「参加意識の不在」が繰り返されているという事実は、皮肉ではあるが、驚くべきことではない (Box 3.12)。そして、この参加意識の不在が、国際金融機関や国内の財務関連省庁がよく密室で秘かに政策合意していた、1980年代当時の経済調整政策の弱点の一つであった。

参加型手法が効率と経済的持続可能性を高めることを可能にする。特に、住民参加型のプロジェクトの場合が顕著である。多くの事例の評価から、給水・衛生分野や教育・保健分野の場合、プロジェクトの企画に住民が参加することが、効率と実施可能性を左右することが確認されている。したがって、きちんと手続きを踏むことは、参加という重要な権利を実現するだけでなく、それ以上の成果をもたらす。

経済政策立案に人権の視点を組み入れることのもう一つの側面は、結果に関することである。個人は経済的、社会的権利をもっているが、財源と制度の制約によってそれらの権利すべてをただちに実現することが可能なわけではない。経済政策立案に人権志向の手法を導入する第一歩は、こうした権利を認めることである。このことは、市民が経済的、社会的権利の実現を要求できること、そして権利実現のためになすべき一定の義務があることを意味している。

多くの人権は、漸進的に実現されていく。人権志向の経済政策立案では、どの権利を他の権利よりも先に実現するかを選択し優先順位決定にあたり、全国民を巻き込んだ議論を余儀なくするだろう。たとえば、貧困国の市民は、居住の権利よりも基礎教育の権利の実現の義務のほうが政府にとって容易に遂行できることがわかるだろう。

経済上の意思決定に際しては、特に資金不足のために複雑なやりくりが絡んでくるため、困難な選択が付きものである。経済政策立案に人権の視点を組み入れることが、これらの制約の解消につながるわけではない。だがきちんとした手法を踏むことで、ある種の人権を尊重することになる。さらにこのことは、意思決定の選択は人間開発のレベルに合った個人の要求を反映する成果をもたらすものでなくてはならないことを認識させ、そのためにも人権の経済的側面を尊重しなければならないことを、認識させる。



これら四つの相互に関係する制度改革を実施することは、人権に基づいた包括的民主政治の創造に向かって大幅な前進を遂げることになる。ただし、これは専門家に任せておける政治的色彩のない取り組みではない。こうした政策を実施しようとするれば、内部の強い反対に遭うだろう。なぜなら、そうした変革によって権力、価値観、利益が脅かされる人々がいるからである。実施にあたっては、メディア、市民運動、法律家や人権運動家の専門団体を含めた市民組織による、目的意識をもった連携が必要である。さらに、このような制度改革は民主的な政党の積極

的かかわりがあって初めて実現可能である。

これらの四つの改革に付随した他の改革、たとえば地方分権化などは、参加の拡大を通して民主主義をさらに推進させるだろう。地方分権化はそれ自体、人権を推進するものではないかもしれないが、これら4本の改革の柱と結びついたとき、民主的ガバナンスを強化することができる。

BOX 3.12 経済政策におけるジョン・ル・カレ流アプローチ  
—密かな構造調整—

構造調整は激論を巻き起こした。賛成派は、現状が思わしくないのは政策に欠陥があるからだと言及し、間違った政策環境で巨大プロジェクトに投資する無駄を指摘する。反対派は、社会的悪影響と、切れ味の悪い鈍感で画一的な方法によって微調整が効かなくなる点を指摘する。

こうした論争では、構造調整計画の交渉と実施の過程における決定的な欠点を無視している場合が多い。その欠点とは、ジョン・ル・カレその人をはじめ、優秀なスパイ小説家でも胸を張りたくなるような高レベルの秘密主義である。多くの国民の生活に大きな影響を及ぼすであろう経済政策が、財務担当大臣と国際金融機関の密室会議で合意されることが多い。こうした秘密主義は、国際金融機関に代表を送っている国ではたいてい取すべき行為と見なされるであろう。

こうした秘密主義的な交渉過程は、権利を基礎とした経済政策への取り組みに根本的に反する。このような交渉過程は、計画が利益をもたらすかどうかにかかわらず、参加と表現の権利を侵害し説明責任をなくしてしまう。これは、とりわけ重大な無視行為であ

る。なぜなら、さまざまな選択肢の議論から締め出される市民はしばしば、背負い込んだ債務の返済という重荷を負わなければならない人々だからである。

しかし、国際金融機関で働く各国の代表たちの間では、こうした権利の侵害への認識が高まりつつある。1996年から2000年まで世界銀行の首席エコノミストを務めるジョゼフ・スティグリッツは、「不信と疑念を残している交渉の過程」に対し、懸念を表明し、次のように述べている。「反対派の人々は開発融資条件に植民地時代の紳の名残を見る。……政策に対する融資条件の交渉の過程が、透明性と参加を弱めてしまったという認識が広がっている」。

政策環境を正し、その目的に沿ったプロジェクト融資に関する条件を尊重することは、経済運営上重要である。しかし、政府と国民が構造調整計画に対する主体性をもって説明責任を負うためには、その交渉過程は、重要な諸権利を尊重したものでなければならぬ。

出典：Stiglitz 1999a；人間開発報告書事務局

BOX 3.11 構造調整は誰のもの  
—インドにおける権利への取り組み—

1980年代末まで、インドの経済実績は独立以来潜在力を十分発揮しておらず、大きな政治的变化が必要であるとの認識が広く一般的であった。全部とはいわないまでもほとんどの国際機関も同意見であった。

インドは、国際金融機関と内密に構造調整計画を取り決めることはせず、開かれた政策協議を行った。提案された改革案に対しては何かとゆるい批判があったし、今もある。しかし、開かれた参加と意見表明を進める過程で二つの重要な成果が得られた。

第一に、一向に解消しない政治的不安定と壊れやすい連立政権に

もかかわらず、経済政策改革についての幅広い合意は生き残った。主要政党はすべて構造調整計画に従った。国民主体かどうかというオーナーシップが問題となったことはない。

第二に、インドの経済改革は改革前の年平均成長率の2倍という、同国の歴史上最も急速な成長をもたらした。このことは改革の重要性を際立たせることになった。成長の利益を地域、グループ、階級の間でいかに分かち合うべきかについて人々の間で議論が起こった。

出典：人間開発報告書事務局



司法の独立は、恣意的権力に対する抑制と均衡の体制における柱である。

以上、本章で述べた内容を、包括的民主政治をめざす10項目の政策課題の形にまとめることができる。

- ・司法の独立は、専横的権力に対する抑制と均衡の体制における柱である。裁判官の任命、訓練、裁判所制度は行政権に服従するのではなく、行政権力を制御するものでなければならない。市民組織が、公益保護をねらいとする訴訟を通じて司法手段に直接訴えることも、人権擁護に貢献する。
- ・警察改革には二つの側面がある。警察は政治制度の恣意的命令から保護されなければならない。一方、国民は警察の人権侵害から護られなければならない。そのためには、警察の行動の監視、並びに警察組織内に人権規範を推進する他の措置が必要である。
- ・政治における女性差別撤廃を保証するには、国会や他のレベル、特に地方議会レベルで議席割当制などの措置が必要である。
- ・意思決定機関への少数民族の参加を推進すべきである。その具体的方法としては、立法手続きにおいて少数民族に特別な比重を置き、議会内のさまざまな委員会に反対勢力を入れたり、少数民族の長を任命するなどがある。
- ・横の不平等の是正には経済的措置が必要である。国家はすべきことと、してはならないことの両方を考慮する必要がある。特権を享受している少数派の私有経済資産の国有化は避け、貧しい少数民族を対象として、資産形成および所得機会を推進する経済措置を採用すべきである。
- ・投票権の尊厳を守らなければならない。その手段としては、自律的

な選挙委員会、国際監視員、さらに必要に応じ、政権交代を唯一の目的とする暫定政権の設置がある。

- ・政党は、その内部において民主的でなければならない。政党指導者は開かれた競争による投票を通して選出され、交代しなければならない。政党は党内の民主主義および選挙期間中の寛容度の高い行動を保障するため、行動準則を採択すべきである。
- ・軍政に逆戻りした国、あるいは専制的勢力が復活するおそれのある国は、民主主義と人権尊重を育む環境を創るために真実和解委員会の利用を検討するとよい。
- ・政府は人権の監視と推進のための政治的活動の自由を容認し、そのための連帯を育成すべきである。メディアが開かれ、市民組織が自由であるとき、すなわち人権に関する規範づくりと説明責任を明らかにしていくためのパートナーシップを育む条件が整ったとき、最終的に政府と国民の両方がその恩恵に浴する。
- ・貧困層を重視した人間開発政策、そして経済成長から得られた資源の適正配分は、人権の法的、制度的な進展に欠かすことができない。経済政策の立案過程は、参加と表現の権利を尊重しなければならない。そして貧困層のための経済政策の内容は、財源を増やし、プログラムは弱者を対象とした事業を目標としたものでなくてはならない（第4章参照）。  
前述したように、民主国家は同質的な社会ではない。それぞれの国の構造や状況に適した制度的枠組みを整備するには、多様性を尊重

する措置が必要である。幸いなことに、専制政治と民主政治の二者択一を迫られている国は、もはや存在しない。21世紀に向けた試練

は、脆弱な民主主義をさらに強固なものにさせ、充実させることである。



参考資料表：A3.1

真実和解委員会—特定国のもの—

国名	設置年	主な特色
ボリビア	1982	この委員会は、軍政下における失踪事件を発掘して詳細に記録することに重点を置いた。これは、南米の民主制への移行にともなう一つの大きな課題である。
アルゼンチン	1983	ラウル・アルフォンシン大統領により設置されたもので、作家、裁判官、ジャーナリスト、議員からなる。委員会の報告は軍政下における9000件の失踪事件を扱っている。
フィリピン	1986	コラソン・アキノ大統領により設置されたものであり、マルコス時代の真相究明のため、幅広い権限をもった。この委員会は最終報告書を作成していない。
チリ	1990	ラウル・レティグ上院議員が委員長を務めるこの委員会は、ピノチェト時代の20年間の人権侵害の記録を作成した。
チャド	1992	この委員会はチャドの首席検察官を委員長とし、人権侵害と汚職を調査した。
エルサルバドル	1992	この委員会は、元コロンビア大統領、元ベネズエラ外相、ジョージ・ワシントン大学法学部教授など、メンバーが国際的であることが特徴である。委員会報告書「狂気から希望へ」は1993年に国連で発表された。
ドイツ	1992	この委員会は東ドイツ国会議員を委員長とし、東ドイツにおける共産主義支配下の40年におきたる人権侵害を調査した。
ルワンダ	1993	このルワンダ委員会は真相委員会としては特異であり、ルワンダの人権組織連合の要請に応じて複数の国際的NGOが設置し、資金を供給し、全面的に支援した。委員会は、1990年から1993年の内戦時代を調査した。委員会の報告書は、ルワンダで広く配布された。
グアテマラ	1994	この有名な委員会は、36年続いた内戦後の和平協定を受けて設置された。その報告書「沈黙の記憶」は、グアテマラ・シティで行われた公の式典で政府と国際機関に提供された。国内外の法律学者が委員を務めた。
ハイチ	1994	ジャン・バール・ランド・アリスティド大統領により設置されたこの委員会も国内外からの委員を擁しており、委員長は社会学者であった。委員会は14カ月かけて調査を完了した。
ウガンダ	1994	南アフリカの委員会より1年早く設置されたヨウェリ・ムセベニ大統領の6人委員会である。今後の措置への明確な権限を委任されていた。委員会の明確な目標は、ミルトン・オボテとイディ・アミン時代に、ウガンダ国民に精神的大打撃を与えた数々の事件の再発を防ぐことである。
南アフリカ	1995	この最も有名な真実和解委員会は国会によって設置された。デスモンド・ツツ大司教を委員長とする17人からなる委員会で、25年におきたる人権侵害を調査した。最も重要な特色の一つは、長期におたって続けられた公聴会であった。委員会は1998年、報告書をネルソン・マンデラ大統領に提出した。
ナイジェリア	1999	この委員会は、1999年6月にオルセゲン・オバサンジョ大統領によって設置された。上級裁判官が委員長を務め、およそ20年間について調査した。設置されるとすぐ、委員会には多数の報告が提出された。
シエラレオネ	1999	ナイジェリアの委員会の1カ月後に設置された。加害者に思教を与え、訴追を免除することができる強力な特赦規定をもつ。委員会は残酷な過去のできごとを審議するため、犠牲者と加害者のために公開聴聞会を設けている。

出典：Hayner 1994; United States Institute of Peace 2000; Garton Ash 1998



## 第4章

# 貧困に立ち向かう人々に力を与える人権

「世の中で必要なものは慈善ではなく正義である」

メアリー・ウルストンクラフト（「女性の権利の擁護」1792）

たった一人の人間への拷問が一般民衆の大きな怒りを呼ぶ一方で、1日3万人以上の子供たちが主として予防可能な原因によって死亡している事実は、ほとんど見過ごされている。それはなぜか？ こうした子どもたちは貧困の中に埋もれているからである。第2章で述べたように、貧困撲滅は開発における主要課題という枠を越えた人権の課題である。

今日多くの人権が損なわれているが、特に経済、社会、文化の領域におけるものは世界中の国々や人々の間に広く拡がっている。ここでいう人権には、人間らしい生活水準、食糧、保健医療、教育、まともな仕事、住居、科学進歩の共有、惨事に対する備えなどが含まれる。

また、貧困層は市民的・政治的分野の広範な人権を否定されているが、本章では貧困撲滅の中心的な関心事として、経済的、社会的、文化的権利を重点的に取り上げる（Box 4.1）。この章で伝えたいことは次の2点である。

・第一に、市民的、政治的、経済的、社会的、文化的と多岐にわたる人権には相互作用関係があるため、互いに強化し合うことが可能である。これらの権利は、貧しい人々に人権を確保させ、能力を向上させ、貧困から脱却させるために寄与する相乗的効果を生み出

す。このような相互補完性ゆえに、経済的、社会的権利を獲得する闘いは、市民的、政治的権利を獲得する闘いと切り離しては考えられない。この二種類の権利は同時に平行して追求する必要があ

### BOX 4.1 貧困、人権、人間開発

貧困は人間の自由を制限し、人の尊厳を奪う。世界人権宣言、発展の権利に関する宣言などの人権に関する一連の協定や条約はこれを明確にしている。1993年の人権に関する世界会議で採択されたウィーン宣言は、「極度の貧困と社会的疎外が人間の尊厳の侵害となる」ことを断言している。

人間開発報告書では、貧困を単なる所得の不足よりも広義にとらえており、さまざまな面におきたる剥夺状態と考えている。もし所得が人間の生活のすべてでなければ、所得の不足が人間の剥夺状態のすべてではあり得ない。実際、貧困をアームにした「人間開発報告書1997」は、貧困を「人がすることができる価値あるものを剥夺された状態」と定義付けている。「人間貧困」とは、より広義のこの剥夺状態を、所得や消費における剥夺状態に限った従来の定義である狭義の「所得貧困」と区別するための造語である。

人間開発は、すべての人間にと

って重要な能力を拡大することに重点を置いている。こうした能力は基本的なものであるために、これが不足していると他の選択が阻まれることになる。人間貧困は、これらの能力、つまり長生きし、健康で、創造的な人生を送ること、必要な知識を得られること、人間らしい生活水準、尊厳、自尊心、他人からの尊敬を享受することなどの欠如に焦点を当てている。人はどのように貧困から脱却するのだろうか。貧困の異なる側面同士、つまり、異なる能力同士、あるいは異なる権利の間の関係は、相乗的に悪循環を起こし、人を貧困の罠へ落とし込む可能性もある。しかし、脱却するための良循環、上昇傾向を生み出すために、こうした関係を活用することも可能である。よって、人間の能力を拡大し、人権を確保することは、貧しい人々に貧困から脱却する力を与えることができるのである。

出典：人間開発報告書事務局



る。

- ・第二に、人間らしい生活水準、十分な栄養摂取、保健医療などの社会的、経済的成果は単なる開発目標ではないということである。これらは人間の自由と尊厳を享受するうえで本来備わっている人権である。しかし、施しを受ける権利のことを言っているわけではない。これらは、このような権利を最大限享受できる規範、制度、法律、人権活動を容易にする経済環境といった一連の社会的仕組みを要求する権利である。したがって、こうした仕組みを機能させる政策を実施することが政府等の責務である。世界の相互依存が高まっている現在、グローバルな行為主体の責務を認識することがきわめて重要であり、行為主体がグローバルな正義を追求する中で、貧困の撲滅を推進するグローバルな仕組みを整備しなければならない。
- この観点から、本章では以下を検証する。
- ・さまざまな権利間の相互作用関係異なる権利はどのようにしたら相互に補完し合えるのか。
- ・こうした諸権利に関連する義務と説明責任 誰が何に関して説明責任をもっているのか。新たな行為主体と規則が現れた世界的規模での経済統合の中で、説明責任は国家中心のモデルを越えてどのように進んでいくのか。
- ・資金の増大と不正を除く必要性 権利の確保に必要な、社会的な仕組みを確立するには何が求められるか。
- ・グローバルな正義の必要性 グローバルな秩序は、世界的な貧困撲

滅を可能にするよりよい環境をどのように創り出すことができるか。

### 貧困から脱却するための目的と手段としての権利と能力

人権にはそれ自体に目的としての本質的な価値もある。人権にはまた手段としての価値もある。食糧に対する権利、言論の自由に対する権利、教育に対する権利などのように、一つの権利の実現と他の権利の実現には相互作用関係がある。こうした権利は、人間の自由と人間開発を直接に拡大する。またそれぞれの人権は相互に補完し合い、補強し合うことができる。そして人権が法律によって保障されれば、貧しい人々はその権利を守るために法的手段に訴えることができる。

同様に、知識を得るといった能力を育成する人間開発にも本質的な価値がある。しかし知識には、健康に生きるといった他の能力を育てる手段としての価値もある。こうして、この二つの能力は、互いに補強し合い、人間を貧困から脱却させることになる。

このようなつながりは何ら努力せずにも生まれるものではないが、戦略的に展開させることができる。基本的な能力向上のための投資と、法律上の権利の確保は強力な組み合わせであり、貧困からの脱却への闘いにおいて貧しい人々を力づける。

経済的、社会的、文化的権利の間に関連性があるのと同じように、市民的、政治的権利と経済的、社会的、文化的権利の大きく分けた二種類の権利には重要な結びつきがある。

### 経済的、社会的、文化的権利の実現を可能にする市民的、政治的権利

さまざまな研究結果から、参加や表現の自由、差別や貧困からの自由などの権利間に重要な相互作用関係があることがわかっている。大きな社会的惨事を回避するうえで、政治における自由な表現や参加の権利がもたらす効果ほど、これらの関連性を端的に示しているものはないだろう。アマーティア・センは、世界中の飢餓状態を検証するという彼の優れた分析研究で、この効果を指摘している。センらの研究によると、現代においては、豊かな国、貧しい国を問わず、民主的な政府があり比較的自由な報道が認められている国では、例外なく飢餓状態が緩和されている (Box 4.2)。政治的な過程とメディアを通じて、大衆からの強い要求が飢餓などの社会的惨事を食い止める行動へと政府を動かすのである。

この他にも、市民的、政治的権利と経済的、社会的、文化的権利の間の相互作用関係を示すものがある。女性に対する差別は、女性の間で栄養と健康の剝奪状況を引き起こす。複数の国のデータを横断的に分析した結果、南アジアで栄養失調や出生時低体重児の発生が格段に多い状況は、所得、保健医療、女性の教育、女性の識字率、女性の初婚年齢など、通常考えられている決定要因だけでは十分に説明がつかないことを示している。家庭内での食糧や保健医療の配分における女性差別、つまり家父長制社会での女性の社会的文化的権利が弱いことによる差別がその理由の一つとなっている。

また、市民的、政治的権利の不在

は社会的、経済的、文化的権利の取得を妨げることになる。たとえば、労働者に結社や表現の自由の権利がなければ、その他の労働権は獲得できない。会社の行動準則に関する研究で、アジアとラテンアメリカの各6カ国で面接調査の対象となった労働者たちは、正当な雇用契約と労働組合をつくる権利があるという状況において、行動準則が有用であるという考えを一致してもっていた。そうでなければ、苦情の申し立てを理由に解雇されるだけである。

出生登録にも同じことがいえる。出生証明書がなければ、たとえ環境が整っていて憲法で保障されていても、教育や保健医療サービスを受けられない可能性がある。ユニセフの推計によると、世界中で毎年4000万人の出生が登録されていない。この基本的な市民的権利を奪われ、よってその他の多くの社会的、経済的権利を剝奪されてこの世に生まれてくるのは、社会の隅に追いやられた貧

#### BOX 4.2 民主主義 — 飢餓を回避する行動 —

インドでは、植民地時代、飢饉が頻繁に起こった。1945年、ベンガルの飢饉では2、3百万人が死んだ。民主主義政府が樹立され独立すると、飢饉は突然消滅した。植民地時代に、飢饉の被害に遭いやすい集団を保護する政策が立てられたが、人々には、その実行を要求する政治的発言権がなかった。民主主義のインドでは、メディア、活動的な市民社会、民主的な複数政党による政治手段を通じて大衆からの圧力が政府の行動をつねに促しているため、飢饉の瀬戸際から立ち直ることが可能であった。

は、アフリカのものも含め、食糧の全体供給量に壊滅的な減少が見られないにもかかわらず発生したものである。大部分の人々が痛手を受けなかった中で、特定のグループの人々のみがさまざまな理由で食糧を手に入れることができなかったのである。自由な報道と弱者の集団が発言できる活動的な市民社会に支えられた民主的政策や、将来選挙が行われるという見通しがあれば、政府やその他の機関も迅速な行動を取らざるを得なくなるのである。

現代の最悪の飢饉のいくつか 出典：Sen 1999b；Osmani 2000



しい家庭の子どもたちであることが多い。地域的格差は歴然としている。トルコでは、西部地域の出生登録率が84%であるのに対し、東部地域はわずか56%である。インドネシ

BOX 4.3

経済的、社会的、文化的権利の獲得への市民的、政治的権利の活用

世界中の社会運動は、言論・結社の自由を利用し、参加の権利を行使している。それは、経済的、社会的、文化的権利を確保し、人間開発を前進させるためである。

1986年に選挙監視団体として発足したフィリピンの「グッドガバナンスを求めるアブラ市民の会」は、公共事業における汚職を摘発する公共活動プログラムに発展した。彼らは、地域社会が権利を要求する力をつけるために啓発運動と人権教育を活用している。

インドでは、公文書や予算に関する情報を入手する権利は、弱者への予算配分の増額を要求したり、わずかな公共資金を貧困の優先課題から横流ししてしまう汚職と闘う際に重要であった。グジャラートの部族民と森林労働者の代表者たちが「社会活動および人間活動のための開発イニシアティブ」を結成した。そして、自分たちの地域社会に開発がほとんど見られないのはなぜかを問題にした。予算分析の正式な訓練を受けていないにもかかわらず、彼らは政府の帳簿を徹底的に分析し、部族民の利益のために使われる予算が不十分であるという報告書を州議会に提出した。その後、部族民への割り当ては予算総額の12%から18%に増加した。

タイの「貧困者の会」では、ダム計画や、土地・森林をめぐる抗争、政府の基盤整備計画、スラム問題、雇月者による搾取などによって影響を受けた人々を結集している。この会は、政府の責任説明

を要求する非暴力集会を全国規模および地方レベルで組織し、目に見える成果を上げている。ダム建設や有害廃棄物処理計画など多くの受け入れ難い政府の計画が中止に追い込まれている。林業を営む地域社会は「地域社会森林法案」の作成に、農民は「第8次経済・社会開発計画」の草案作成に参加した。同会にまた、労働者に対する補償と労働者の安全と健康を保護する機関の設立の合意を取りつけた。

ロシアでは、旧ソ連の核兵器工場の一つがあるチェリャビンスクの女性団体が、50年に及ぶさまざまな核管理により引き起こされた危険な環境や、健康災害に取り組むために「核安全運動」を結成した。同団体は新たに開かれた報道機関を利用し、自分たちの窮状と、それに加えて不適切な官の対応に対し、マスコミを使って、国内外の関心を集めるキャンペーンを開始した。そして幅広い裾野の法的活動や開発に向けた活動を展開した。

ホンジュラスで、ある工場の労働者たちが組合を発足させ、その幹部の数人が解雇された際、米国の小売業者はその工場への注文を中止して抗議の意を表明した。これにより、独立の監視官が任命され、新しい組合と企業との間に契約が結ばれた。そして停職処分されていた労働者は仕事に復帰した。

出典：Hijab 2000, Perez 2003

アでは、就学や結婚に出生証明書が必要だが、30~50%の出生が未登録になっている。同様に、ケニアでも子どもたちの予防接種や就学に出生証明書が必要だが、登録件数は半数に満たない。南アフリカには出生登録に関するデータはないが、保健医療や就学に出生証明書が必要である。登録率が低下している国がある。タジキスタンのように、特に行政能力が低くなってしまっている国がそうである。

貧しい人々に力を与えるための市民的、政治的権利と法的手段の戦略的活用

世界中のあらゆる地域で市民活動団体は、参加、結社、言論・情報の自由の権利といった市民的、政治的権利を活用し、政治的活動範囲を拡大、経済的、社会的権利の推進を迫っている。

このような活動は、しばしば世界的規模での支援ネットワークを使って、地域的、全国的に勢力を増しつつある。インドでは、部族民や森林労働者の利益を保護するグループが情報を得る権利を行使して、予算配分の増額を要求している。タイでは、NGOが集会の権利によって、ダム建設、土地・森林開発、スラムの掃、民間投資から生ずる人的負担への関心を喚起している。ロシアの地域女性団体は、50年にわたる原子力の管理不備による深刻な健康被害に対する政府の行動を要求している。どのような手段によってであろうか？ 政治的、市民的権利を勝ち取るために、伝統的に使われてきた手段、つまり抗議やメディアによる啓発運動、市民集会、法的措置を活用してである (Box 4.3)。

NGOはこうした市民活動の多くを推進している。世界中で見られるNGOの成長とネットワークによる拡がり、民主主義への移行の波、開かれた社会への転換、人権に対する世界的な結束の拡がりの一環であるとともに、過去20年のグローバリゼーションの集大成でもある。

人々はまた、経済的、社会的権利を要求するために国際人権法を含む法をこれまで以上に利用するようになっている。たとえば、多くの国で裁判所が住居に対する権利を支援する原動力となっている。多くの画期的な判決の中でも、インドの裁判所は、住居は憲法で保障された生活権を実現するために必要な手段であるとの判決を下し、代替住居が用意されない場合の強制的な立ち退きから人々を保護した。ナイジェリアの社会・経済権行動センターは、ラゴスの下水・衛生設備プロジェクトの実施による住民の集団立ち退きを回避するために、世界銀行の調査団に苦情を申し立てた。ドミニカ共和国では、「国連の経済的、社会的、文化的権利に関する委員会」が立ち退き計画を非難したことで、7万人を超えるスラムの住民は、大統領令にもかかわらず自分たちの住居に留まることを許可された。

アルゼンチンでは、NGO連合がHIV/エイズ感染者への適切な医療や薬物治療が施されていないということで、保健省に請願を行った。憲法や条約、国家法によって保障された権利が無視された場合に、国家の保護を求める市民の権利が憲法によって確立されているために、このような行動がとれたのである。

かつては市民的、政治的権利を重視していたNGOが、その活動を経

済的、社会的、文化的権利の範囲まで、そしてさらに最も剥奪されている人々の権利の擁護にまで拡げようになっている。そして、より多くの開発に携わるNGOが、抗議から法的措置に至るさまざまな場面で、人権の戦略や原則を採用している。このような戦略は対立的である必要はない。カンボジアでは、NGOは人権教育と監視活動を地域社会の開発活動と一体化させている。対立的にならない取り組みと人権を大切にす文化の促進を組み合わせた戦略を選択し、仏教の伝統的な文化価値を強調している。

経済的、社会的権利相互間の関連性—保健医療、教育、住居および栄養—

多くの研究によって、食糧、栄養、住居、衛生、保健医療、教育の相互作用関係が立証されている。たとえば、健康状態が良ければ食糧を求める必要性も少なくなり、栄養をとるために食べ物をより効果的に活用できるようになる。教育水準が高くなれば、栄養摂取に対して同じような補充効果をもたらす。

ある世代の能力を育成することは、次の世代の社会的、経済的権利を確保する手段となり、長期的には貧困の撲滅につながる。母親の教育水準が高くなると、子どもの栄養状態が改善される事実は数多くの例によって立証されている。南アジアでの調査によると、読み書きのできない母親の子どもに比べ、小学校までの教育を受けた母親の子どもの方が栄養不良の割合が20%も低かった (Box 4.4)。

教育水準が高くなれば高くなるほど、より多くの社会的、経済的権利を要求しようとする政治活動が高ま



る。スリランカでは、1931年のドノモア憲法によって普通選挙権が認められた後、教育を受けた選挙民の要求に応じて福祉国家が強化されたことが、学者達によって指摘されている。インドのケララ州では、教育水準と政治意識が高まったため、保健医療の状況が決定的に改善され、1人当たりの保健医療関連支出や、1人当たりの病院ベッド数が多かった他の州をも上回る良好な実績を上げた。

#### BOX 4.4 次世代の権利を確保する能力の構築

乳児が栄養摂取や保育、安心していられる環境を母親や他の人に全面的に依存していることは、子どもの権利とそれを実現する他の人の義務がいかに重要かを示している。人間開発的分析では、子どもの栄養、教育、保健医療および社会活動が人間の能力の構築にどのように役立っているかを示すことで、これらの権利に科学的な裏付けを加えている。そして、自由や選択に意味があり、貧困は根絶されるべきものであるならば、人の人間開発、加えて社会の人間開発は、この能力に依存しているのである。

これらの義務は、人間の生活の基礎を築くものであるにもかかわらず、剝奪状況に関する統計は、いくつかの最も豊かな国においてさえ、こうした義務が広範囲で履行されていない私すべき実態を示している。

- ・毎年出生するおよそ1億3000万人の子どものうち、およそ3000万人が発育不良の状態生まれている。

- ・開発途上国では5歳未満の子どもの約3分の1が栄養失調により発育が遅れており、東アフリカと南アジアでその割合が最も

高い。

- ・開発途上国のさらに多くの子どもたちが、鉄、ヨウ素、ビタミンAの不足により心身の成長を阻まれている。

- ・先進国では、子どもたちがしばしば特別な危険にさらされている。イタリア、ロシア、英国、米国では、5人に1人の割合で子どもたちが貧困ラインより下の生活をしている。

このように、貧困は、ある世代から次の世代へ持ち越される幼児期の剝奪状態をともなって、多くの深刻な長期的結果をもたらす。

子宮内の赤ん坊が栄養失調になった場合、低体重児となる。その結果、乳幼児死亡率が高くなり、低体重と発育不良の傾向が強くなり、精神的、社会的発達が進まないものである。最近の調査によると、女性、男性両方に、その他の深刻な長期的結果が表れている。子宮内および出生後最初の2年間に栄養失調だった人たちは、後になって60代、70代になってからさえ、心臓病、糖尿病、癌の発生率がかかり高くなっている。

出典：Bradbury and Jantti 1999；人間開発報告書事務局

これらの能力相互の補完性を見ると、食糧、保健医療、住居、教育に対する権利が互いに補強し合っていることがわかる。

#### 国家の義務と説明責任—そして発展—

人々が権利を享有するということは、これらの権利を実現するために他者一個人、団体、企業、地域社会、国家—に対して支援を要求することができるということである。第1章ではこれらの義務の本質について述べた。食糧、住居、保健医療などの権利の要求は、他者に義務を課すことになる。このような義務は、権利が実現しない場合の責任を複数の行為主体に的確に割り振ることができない不完全な義務であるかもしれない。にもかかわらず、これらの権利はすべての個人や社会が最善を尽くして実現、確保すべき権利であり、それに対して義務を負う者が説明責任をもたされるのである。干渉を免れたいという形の要求もあれば、他者からの配慮や支援を求める形もある。貧困撲滅の中核にある多くの経済的、社会的、文化的権利、すなわち食糧、教育、保健医療、住居、労働に対する権利に関し、支援や助成、促進に対する要求は特に強くまた重要である。

これは、国家が施しの提供という単純な解決策に頼り、食糧や住居などの必需品を支給しなければならないということの意味していると（誤って）とられる場合がある。明らかに、それは長期的に人々の福祉を確保するには経済的に持続可能な取り組みではない。そうではなく、こうした必需品に対する権利とは、必要とするものを容易に入手するために

必要な社会的な仕組みを与えられる権利である。

住居について取り上げてみると、「居住権に関する特別報告者」の1995年版報告書では、次のような明確な手引きが示されている。国家はすべての国民のために無料かつ早急に住宅を建設することは必要でない。また、規制のない自由市場、あるいは国家からの全面的な供給に依存することは、いずれも適切な方法ではないとしている。1996年、国連の専門家グループは、住居に関し国家が中心になって行うべき領域を提案した。その領域とは、居住権の保障、住居に関する差別の防止、不法的で強制的な集団立ち退きの禁止、ホームレス状態の解消、住居を求める活動への個人や家族の参加促進である。また同グループは、人的災害や自然災害の犠牲者や社会的弱者に対しては、直接的な支援が必要となる場合もあることを指摘した。

特に人間開発の水準が低い低所得国にとって、すべての社会的、経済的権利の完全な実現はすぐに達成できる目標ではない。その代わり必要なのは、長期的な社会と経済の発展を通じた段階的な実現である。たとえば、出生1000人当たり237人というマリの5歳未満死亡率を、タンザニアの142人、スリランカの19人というレベルまですぐに減少させるのは財政、制度、社会上の多くの理由で不可能である。

しかしながら、その方向に進むことは可能であるし、そうしなければならない。したがって義務を負う者の義務は、できる限り速く進展させるために最大限可能な努力をすることである。彼らの説明責任は、権利が実現されているかどうかだけでなく

く、効果的な政策が策定・実施されているか、進展が見られるかどうかによって評価されるべきである。ロナルド・ドーキン「抽象的な権利」と「具体的な権利」という有用な区別をしている。これによると、人間は適切な政策に対する「具体的な権利」を有しているのであって、食糧や住居などに対する権利を有するのではない。それらは、抽象的な権利である。

#### 国家の義務—最もひどい剝奪状況にある人々の社会的、経済的権利の実現を支援する政策を実施すること—

国家には、主たる義務者として適切な政策を採用、実施し、最善を尽くして貧困を根絶する責任がある。そして政策の実施に関し、国家の説明責任を明確にする必要がある。

貧困を撲滅し、人権を擁護するためにどのような政策の組み合わせが適正かは、その時点での国家の状況によって変わってくる。これまでの人間開発報告書では、人権問題に沿って、人間開発、貧困撲滅、貧困者重視の経済成長に関する戦略的分析(1992、1993、1996、1997年)を行っており、貧困の撲滅と人権の実現の促進に重要な政策の要素を六つ指摘している。

1. 貧困者重視の経済成長の追求—低所得国は経済成長を加速させる必要があるが、所得貧困および人間貧困の双方において、人々に利益をもたらす貧困者重視型でなければならない。
2. 予算の再編—人間の主要な問題、特に基本的な社会サービスについて、適切かつ差別のない支出を行うには、優先順位の見直しと最も剝奪されている人々に対する

義務者の説明責任は、効果的な政策が策定・実施されているか、進展が見られるかどうかによって評価されるべきである。



図4.1 所得による差別—公共支出と補助金の受取額の少ない最貧困層—



差別的撤廃が求められる。

3. **参加の確保**—貧しい人々には、自分たちの生活が影響を受ける決定に関し意見を述べる権利がある。貧困者とNGO、自由なメディア、労働組合などのその擁護者に発言権を与えるためには、政治的な自由を拡大することが必要となる。

4. **環境資源と貧しい地域社会の社会資本の保護**—自然環境や社会的ネットワークは、貧しい人々が生活手段として利用し貧困から抜け出し生活するための資源である。

5. **差別的撤廃**—女性や少数民族、人種グループなどに対する差別的撤廃。あらゆる形態の差別を撤廃するには社会改革が必要となる。

6. **法的な人権の確保**—法制化は人権の重要な側面であり、これらの法的義務を経済などの政策に反映させる必要がある。

ほとんどの国が、貧困の撲滅と、権利の実現を加速すると考えられる貧困者と人権をいっそう重視した政策をもっと採用する余地がある。多くの国で政治的、経済的な既得権がはびこっているが、貧困層に対する偏見を取り除くために経済政策の本格的な改革が必要である。支出政策には、優先順位の高い社会支出への割り当て額の増加や配分の改善、不利な境遇にあるグループに対する差別的な偏見の撤廃を行うための改革が必要となるだろう (図4.1、Box 4.5)。

**国家の義務—政策策定への参加手段を整備すること—**

経済的、社会的、文化的権利を保護する今日の社会運動の多くは、ダム建設による立ち退き、森林伐採に

よる環境破壊など貧しい人々の生活に打撃を与える政府決定への抗議として生まれている。人々は、自分たちの生活に強い影響力を与える政府や大企業の決定に関する情報、たとえば、学校、道路、上水道、灌漑設備の建設についてや、雇用の創出、または環境汚染が考えられるビジネスの設立についてなどをほとんど知らされない場合が多い。

貧しい人々はその生活手段を公的支給、自然環境資源および雇用に依存している。ところが、彼らはまた重要な公共政策や計画決定に関する情報を最も入手しにくく、そして意見を最も表明しにくい立場にいる。そのため国家には意思決定過程の透明性を図り、特に貧しい人々や貧しい地域社会との自由な対話を可能にする義務がある。自らの行為に対する説明責任を明確にする中で、国家は人々の生活に及ぼす影響に対する責任を受け入れ、情報を提供し、政策提案に対する人々の意見に耳を傾けることで協力し、こうした意見に適切に対応しなければならない (第5章で詳述)。

UNDPの「貧困報告書2000」は「政府に説明責任をもたせることはグッドガバナンスの最低限の必要条件である」と指摘している。この指摘を実現するには、人々が組織を作り、情報を入手し、政治的活動の自由を要求することができなければならない。また、地方自治体への権限委譲と公的資金使用にあたっての透明性が求められる。

多くの国が参加と説明責任を促進するための取り組みを行っている。フィリピンの国家経済開発庁は、政府の計画を監視するために市民社会団体を選定している。インドの政府

機関は公文書の閲覧を可能にし、協力関係を制度として確立するために公聴会を開いている。

**国家以外の行為主体—特にグローバルな行為主体—**

国家は、貧困を撲滅するための政策を採用する責任を決して放棄できないが、国家が唯一の義務者ではない。市場経済や開かれた社会では、貧困撲滅につながる社会経済的な進歩はビジネスや市民社会の民間の主体、たとえば地域社会、家族、労働組合、雇用主、メディア、非政府組織、宗教団体などの活動に依存している。これは、低・中所得の開発途上国の国内総投資に占める民間投資の割合が増加していることから明らかである。世界銀行のデータによると、1980年から1997年の間に南アジアでは54%から72%に、ラテンアメリカ・カリブ諸国では70%から84%に、サハラ以南アフリカでは52%から68%に、東アジア・太平洋諸国では51%から55%に民間投資の割合が上昇している。

そして世界的な経済統合が進むにつれ、多国間協定による制約、グローバル市場で競争力のある経済を維持する必要性、加えて国外からの資金調達に頼る多くの貧困国にとっては債権者との合意に縛られて、政策決定における国家の自主性が縮小している。今日、グローバルな行為主体と、グローバルな制度の中で集团的行動をとる諸国家にとっては、豊かな国、貧しい国両方の貧困者の責任がますます大きくなっている。

・世界貿易機関 (WTO) は、貧困国の輸出機会を拡大し、輸入コストを削減するグローバルな貿易政

策を設定することができる。

- ・国際通貨基金、世界銀行などの多国間銀行、援助機関などの国際的な金融機関は、貸出条件を通じて貧困者重視のマクロ経済政策を打ち出すことができる。
- ・グローバル企業は、経済成長、雇用状況や環境に多大な影響をもつ投資決定を通じて、貧困者に労働機会、能力を開発する機会を与える手助けをすることが可能である。多国籍企業やその海外関連企

**BOX 4.5 基本的な社会サービスに対する公共支出の不足と偏り**

経済的、社会的権利は、基本的な社会サービスに対する予算配分の増加と公平性の向上がなければ実現不可能である。ユニセフの最近の刊行物によれば、基本的サービスをすべての人に提供するには、(1995年の価格水準で) 約2000億ドルから2100億ドルが必要とされているのに対し、支出はわずか1360億ドルにとどまり、年間800億ドルにも上る公共支出が不足していると推計している。

この不足額は、1995年の世界社会開発サミット時の400億ドルという推計額の2倍である。30カ国を対象とした最近の調査では、ほとんどの国で、基本的な社会サービスが国家予算の12%から14%を占めることがわかっている。その支出の割合がずっと低い国も数カ国あり、たとえば、カメルーンでは4.0%、フィリピンでは7.7%、ブラジルでは8.5%である。

多くの場合、これらの支出では、最低限の対策を提供するために必要な額よりかなり不足している。ナイジェリアでは、1人当たりの保健支出は5ドルで、これは最低限必要な保健対策費のわずか42%である。またエチオピアは3ドルで、必要最低限のわずか25%である。

そのうえ、保健、教育に対する公共支出には深刻な偏向が存在している。つまり、貧困層にとっての必要性のほうが高いにもかかわらず、富裕層に偏っているのである。補助金における偏りもまた、極端に表れている (図4.1)。

1998年には、基本的な保健医療、基礎教育や水道・衛生設備に対する二国間援助国の拠出は、政府開発援助のわずか8.3%と、20:20協定の目標値である20%の半分以下であった。OECDによると、二国間プログラムによって報告された拠出割合の最高は、ルクセンブルク (25.7%)、次いでドイツ (14.1%)、オーストリア (13.1%)、オーストラリア (2.9%) であった。最低はカナダ (1.9%)、イタリア (3.1%) であった。国際援助機関の中では、世界銀行が基礎的保健医療、基礎教育や水道・衛生設備に援助全体の約8%を割り当てている。一方、地域開発銀行は5%であった。

出典: ユニセフ、JNDP 1998; Mahotra, Vandemonteale and Delamonica 近刊; OECD 開発援助委員会 2000



業は1998年には世界の生産高の25%を産出し、上位100社（海外資産による順位）の売上合計は4兆ドルだった。グローバル企業は、森林を丸裸にしたり、漁業資源を枯渇させたり、有害物質を廃棄したり、かつては飲料水や魚の源であった河川や湖水を汚染するような環境を悪化させる行為によって生活を破壊し、大きな損害を与える可能性をもっている。グローバル企業はまた、危険をともなう非人道的な労働条件によって、貧しい人々の力を奪い、尊厳を失わせる可能性もある。さらに、グローバル企業の影響力は独裁的な政治体制を支援する、あるいは反対に、政治改革を支援するといったように否応なく大きなものになる可能性もある（Box 4.6）。

・グローバルなメディアや情報・娯楽産業は、世界の隅々にまで巨大な影響力をもち、貧困の撲滅の動きを支援するにも失速させるにも、強力な推進者となり得る。これらは単に情報や娯楽を発信するのではなく、新しい価値観や文化を形成する。ここで必要なのは、文化的多様性を受け入れ、貧しい人々の尊厳を尊重する価値観、つまり、貧困層との連帯感を強め、個人、地域社会、雇用主に貧困を撲滅する責任を促すことが必要である。

・グローバルNGOのネットワークは、1990年代に見られた大きな進展の一つであるが、これによって貧困国の債務の削減といったグローバルな貧困問題に関する政策を形成することができる。世界的ネットワークをもつNGOの数は、1991年の2万3600から1999年には

4万4000近くにまで増加している。独裁的な政治体制下において、NGOはしばしば政治的な抵抗の原動力となってきた。他方、開かれた民主体制下では、NGOは国家と国民の間の信頼を築く仲介者として、より建設的活動が可能である。また多くの国で、NGOは政府には実行できないか、あるいはやる気のないサービスを代わりに提供している。

このような行為主体のすべては、貧困者を重視した政策を実施し、貧しい人々の社会的、経済的権利の実現を促進するために最善を尽くすという人権に根づいた倫理的義務がある。同時に、国家にはすべてのグローバルな行為主体に最低でも必ず人権を尊重させるようにする義務がある。国家はWTOの枠組みの中で多国間協定の交渉を行い、また、ブレトン・ウッズ機構の管理機関を構成している。国家は共通の利益のために、さらに協力的に行動しなければならない。

#### 資金と経済成長—人権を実現するための手段—

経済成長は人間の福祉を向上するための手段でもあると同時に、人間の自由を拡大するための手段でもある。それ自体は本質的な価値をもった目的ではない。目的は人権を実現し、人間開発を前進させることである。

#### 経済資源と人権には必然的なつながりは無い

経済資源の欠如が、人権の達成に進展が見られないことを正当化するためにしばしば引き合いに出される。しかし経済資源と人権のつなが

りははるかに複雑で、決して自動的なものではない。

1. 人権の実現を促進する手段は、コストのかからないものから、費用を負担しきれないものまで広範囲にわたる。手段の多くは、国家やその他の行為主体に対し財政的負担をほとんどかけていない。労働者の酷使や住居を取得するうえでの差別を禁じる法律を制定するにはわずかな財源しか必要ない。他方、これらの法律を施行し、行動を変えさせることには費用がかかる。権利を保障するためには、社会は規範、制度、法的枠組み、そして権利を保障できる経済環境を必要とするが、これらには、すべて財源が必要である。また、資金を要するのは経済的、社会的権利であると長い間考えられてきたが、現在は、市民的、政治的、文化的権利にも資金が必要であることは周知の事実である。すべての人に人権を保障するうえで大金をつぎ込む必要はないが、すべての人々に無料で初等教育を受けさせ、すべての女性にリプロダクティブヘルス・サービスを提供し、裁判官に適正な給与を保証し、汚職のない司法制度を構築するには、かなりの追加資金が必要である。多くの国では、単に法律で人権を保障するための財源が不十分なだけでなく、能力も不足している。そのような状況であっても、より強固な政治的な意思があれば、たくさんの行動機会を創り出すことができるだろう。

2. 資金は権利を保障しない。所得と経済的、社会的権利の達成には幅広い相関関係がある。しかしその範囲は非常に広く、所得が似た

ような水準の国でも非識字や予防可能な乳児死亡などの基本的な制約状況克服の成果にはかなりの差がある。1人当たりの所得が3310ドルの南アフリカと同所得が350ドルのベトナムの対照的な現状を見てみよう。南アフリカの乳児死亡率が出生1000人当たり60人なのに対し、ベトナムは31人である。成人識字率は南アフリカが84.6%なのに対し、ベトナムは92.9%である。

市民的権利、政治的権利だけでなく、経済的、社会的権利におい

#### BOX 4.6 グローバル企業の人権に対する説明責任

グローバル企業の行動は、営業拠点のある国の法律によってのみ拘束されるという考え方は、世間ではもはや通用しない。その世界的な影響力と経済力のために、グローバル企業は、高い人権基準、たとえば、労働者の権利の尊重、環境保護、人権を侵害する政権や支持したり容認しないことなどの責任と説明責任を引き受けなければならない。

グローバル企業は、安定したビジネス環境をつくるために抑圧的な政権に頼り、間接的に人権侵害を引き起こす可能性がある。しかし、人権について積極的な改革を行う推進者にもなり得る。グローバル企業には、これまで経済問題の政策に関する限情活動の実績があるからである。

自発的な行動基準を定める企業が急増している。しかしそれは、二つの面において十分とは言えない傾向にある。一つには、国際的に合意された人権の基準を参考にしているのはまれであることである。たとえば、アパレル産業の行動基準のほとんどは、国際労働機

関（ILO）の高い基準よりも低い国内基準を参考にしている。二つめは、行動基準の適用や部外者による監視・監査体制が不十分であることである。

自ら課した自発的な行動基準を超え、より整合性のある一連の世界的に通用する基準を創出する、重要な取り組みもいくつか行われている。その一つが市民社会イニシアティブである「経済的優先課題協議会」の3A8000で、これはILOの条約と実施に関する詳細手順に基づいて、体系的に定められた基準に関する独立の認証と監査である。このような中には、グローバル企業に欧州の行動基準を求める欧州議会の要求やOECDの指針もある。国連事務総長の提唱した地球の協約は、基本的な人権原則への取り組みにおいて企業が先頭に立つことを求めている。

私たちは忘れてはならない。国家には民間の企業または個人の行動を規制し、人権尊重を確保する責任があるのである。

出典：人間開発報告書事務局



ても、人権の侵害は今日最も繁栄している国々でも続いている。米国でも、好景気によってホームレスや栄養失調、保健医療サービスを受けられない状態が消滅したわけではない。世界中で見られる保健、教育、雇用、政治参加にかかわるジェンダー格差を見ると、所得レベルが同じであっても差別の度合いはまちまちであることを示している。

3. 経済成長と人間開発や人権の進展の間には必然的なつながりはない。経済成長は経済的、社会的権利の獲得や人間の基本的な能力の育成のために重要な資金を提供する。しかし「人間開発報告書1996」の経済成長と人間開発の関連性についての分析からもわかるように、経済成長と人間開発の進展には必然的なつながりはない。経済が急成長しても人間開発の改善にはほとんどその影響が現れない国もあれば、低成長でも人間開発の改善がより進んでいる国もある。同様に、「人間開発報告書1997」によると、貧困の撲滅に対する経済成長の影響は、成長率だけでなく経済成長の型によって左右される。

成長過程が確実に貧困層に恩恵をもたらし、そして生み出された資金が人間の能力の育成につき込まれるような政策が必要である。経済成長だけでは不十分である。経済成長は情け容赦なく、敗者を極貧状態に置き去りにするかもしれない。それはまた失業を生み、雇用をほとんど生み出さないかもしれない。それは発言する機会を奪い、人々の参加を確保できないかもしれない。それには未来がな

く、これからの世代の環境を破壊するかもしれない。そして、経済成長は国籍不明で、文化的な伝統や歴史を破壊するかもしれないのである。

4. 資金の分配には厳しい選択が必要である。貧困国は厳しい資金の制約に直面しており、優先順位をつけるために難しい選択をしなければならない。しかし、それは人権保護のための制度への資金割当てを軽視することを正当化はしない。さらに、多くの国でかなりの財源を間違った制度に費やしている。たとえば、報道を検閲したり、政治的な反対勢力や労働組合を抑圧したりする課報部門に対してである。どんなに財源に制約があっても、人権やそれにとまなう法的義務は最優先されなければならない。

#### 二つの誤った考えと二つの至上命題

人権尊重の欠如に経済的説明を求めてしまいがちである。しかし、1人当たりの所得の水準や増加が、人権の達成度を決めるものではない。同じ所得でも、経済的、社会的、文化的権利の領域で、結果はさまざまに異なる可能性があり、市民的、政治的権利についても同様である。

また、権利を完全に実現するための財源の重要性も無視してしまいがちである。経済資源と経済成長は重要な手段である。適正な価格の対策を選んだり、予算を再編することもしなければならないが、追加資金も必要となる。しかも貧困国における経済成長の遅れは、すべての権利の実現に大きな障害となっている。1990年から1998年までの1人当たりGNP成長率のデータが入手可能な

159カ国について検証すると、人間開発が低位の33カ国のうち、1人当たりの年間平均成長率が3%を超えたのはわずか5カ国だった。事実、対象国のうち13カ国はマイナス成長だった(表4.1、図4.2)。

つまり、貧困国の経済成長の促進は、すべての人にあらゆる権利を確保する過程において欠かせないものである。しかし、先に述べたように、経済成長だけでは十分でない。成長と権利を結びつける政策が必要である。資金分配と経済成長の過程は、貧困者重視、人間開発重視、人権重視でなければならない。成長によって生み出される資金を、貧困の撲滅、人間開発、人権の確保にあてる必要がある。また、前述したように、このような政策を実施し、成長を達成するには、国家の行動だけでなくそれを促進する国際環境にかかっているのである。

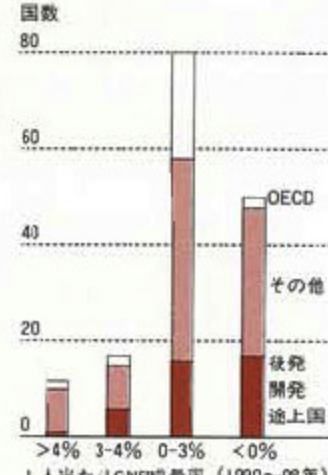
#### グローバルな正義—貧困者重視の世界秩序形成における国家および国家以外の行為主体の義務と責任—

世界の相互依存が高まるにつれ、他国に影響を与える政策を採用する国家と、その他のグローバルな行為主体の双方が、経済的、社会的権利

の実現をさらに促進する環境を形成する義務は大きくなる。人々の生活は、一国では制御できない「グローバルな悪」、たとえば金融不安のうねり、地球規模での気候変動、グローバルな犯罪などにますます脅かされている。公定歩合にしろ武器の取引にしろ国家の決断は、外国の人々の生活に重要な影響をもたらす。貧困者重視のグローバルな経済・社会政策を策定することは倫理的義務であり、互いの利益になるにもかかわらず、政府や企業、メディアなどの世界的影響力をもつグローバルな行為主体が現在のグローバルガバナンスの既存の仕組みの下で、そのような行動を義務づけられたり、奨励されたりすることはほとんどない。今日、貧困国が世界的規模の貿易や投資から取り残されている状況は、まさにグローバルな政策の失敗を反映している(Box 4.7)。

世界的規模での貧困撲滅が道徳的義務であるとともに、世界全体にとっての公共財であるなら、なぜそれが十分に行われぬのだろうか。UNDPの最近の研究書「地球公共財」によると、促進策(インセンティブ)の格差、法制度上の格差、参加の格差が、さまざまな公共財を得られない原因となっている。

図4.2 所得の低成長国数



出典：世界銀行2000b

表4.1 1人当たり年平均GNP成長率による国分布 (1990~98年)

1人当たり GNP 成長率	合計国数	OECD	後発開発 途上国	人間開 発指数 下位国	アラブ 低所得国	東アジア 諸国	東欧・CIS 諸国	ラテンア メリカ・カ リブ諸国	東南アジ ア・太平 洋諸国	サハラ 以南 アフリカ		
>4%	12	2	1	0	2	1	2	0	4	0	2	1
3-4%	17	2	6	5	6	1	0	1	4	4	3	3
0-3%	80	22	16	15	22	6	1	1	21	4	5	20
<0%	50	2	11	13	25	4	1	18	3	0	4	19
合計	159	28	40	33	55	12	4	20	32	8	14	43

注：いくつかの国が複数のカテゴリーに含まれるため、横列の和は合計国数に一致しない。データがない国があるため、各カテゴリーがそれに相当するすべての国を含んでいるわけではない

出典：指標表13



### 動機づけの欠如

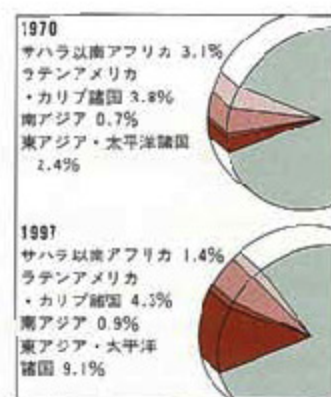
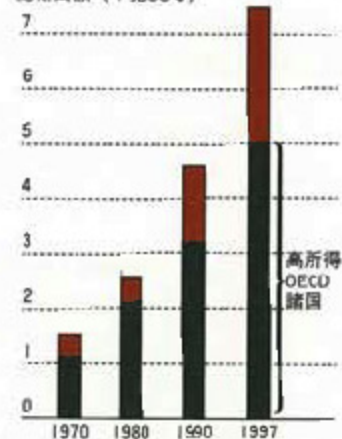
各国政府がグローバルな政策を交渉する際、その第一義的な任務は国益の追求であって、全体としての国際利益ではない。そのため、貧困者重視の政策を策定できないのである (Box 4.8)。ウルグアイ・ラウンド後、新しい貿易協定では、世界の所得が約2120億ドルから5100億ドルも増加する一方で、後発開発途上国で年間6億ドル、サハラ以南アフリカ

では年間12億ドルの純損失が見込まれるだろうとの推計がなされた。UNCTADの最近の調査は、繊維、衣類、皮製品といった開発途上国の主要輸出品目の市場に参入しやすい環境が整えば、これらの途上国では2005年までに7000億ドルの輸出増が生まれる可能性があるとしている。これは1990年代に途上国に流入した年間平均民間資本の4倍である。グローバル市場の統合は急速に進行しているが、その利益は南北ど

ちらの地域でもより活発で強力な国でのみ発生しているものである。低所得の小国ほど、こうしたグローバルな利益の分け前にあずかることは少なく、その多くが競争の激しいグローバル経済から取り残されている。

グローバルな技術は、貧しい人々の高収穫穀物の種子や救命医薬品の入手を可能とすることで、貧困の撲滅に大きな影響をもたらすかもしれない。しかしながら、1994年の貿易関連知的所有権に関する協定 (TRIPS) は、特許や著作権の保護を強化し、新技術が自由に普及されることによる社会の利益よりも、その技術を開発し市場に出した者を優遇している。この協定は、先住民全

図4.3 急速な輸出の伸び、シェアの変化  
総輸出額 (1兆US\$)



注：地域分類は世界銀行2000bで使用されているもの  
出典：世界銀行2000b

体としての伝統的な知識の保護という点で、また公衆保健の分野でどのような結果をもたらされるかに注目が集まった (Box 4.9)。

### BOX 4.7 世界経済の恵みから取り残された貧困国

グローバルな経済統合は世界中の人々に機会を生み出しているが、貿易の拡大、投資の促進、新しい技術の活用において各国間に大きな開きがある。多くの最貧国は、このように拡大しつつあるグローバルな機会から取り残されている。最も貧しい国と最も豊かな国の所得格差は広がっている。

**貿易。** 財とサービスの世界の輸出高は1990年から1998年の間に4.7兆ドルから7.5兆ドルと急速に拡大している (1995年の不変価格)。また、パングラデシュ、メキシコ、モザンビーク、トルコ、ベトナムなど25カ国の輸出成長率の平均は年間10%を超えているが、カメルーン、ジャマイカ、ウクライナの輸出は減少している。1998年、世界人口の10%を構成する後発開発途上国が世界の輸出に占める割合はわずか0.4%で、1980年の0.6%、1990年の0.5%から減少している。サハラ以南アフリカの割合は、1980年の2.5%、1990年の1.6%から減少し、1.4%だった (図4.3)。平均関税は先進国より開発途上国のほうが高いことは事実だが、多くの貧困国は農業、履き物、皮製品などの主要部門において、いまだに先進国の最高関税や関税率増

大という問題に直面している。

**海外直接投資。** 海外直接投資額は急増し、1998年には6000億ドル以上に達した。しかし、これらの投資はかなり集中的で、開発途上国および移行経済諸国向け投資総額1770億ドルの83%がわずか20カ国、主に中国、ブラジル、メキシコ、シンガポールに投下された。1998年に、48の後発開発途上国が誘致した海外直接投資は30億ドルを下回り、全体のおよそ0.4%に過ぎなかった。

**通信と情報技術。** グローバル・インターネット社会は急速に成長し、インターネット利用者は1995年の約1600万人から2000年3月には3億400万人になることが見込まれている。しかし、インターネットの利用状況は地域によって異なる。1998年には、米国在住者の26%以上がインターネットを利用していたのに対し、ラテンアメリカ・カリブ諸国では全住民の0.8%、サハラ以南アフリカでは0.1%、南アジアでは0.04%であった。

**所得の不等。** データが入手可能な159カ国のうち、50カ国は1950年から1998年の1人当たりGNP年平均成長率がマイナスで、サハラ以南の4カ国と後発開発途上国では、7カ

国だけが、1世代で所得を倍増するために最低限必要な年率である3%を超える成長率を記録した (図4.2、表4.1)。

ミラノヴィッチによる最近の世界銀行の調査は、初めて91カ国の家計調査によるデータを使用し、世界の所得分布を検証している。これによると、1988年から1993年の間に世界の所得の不平等は急速に増大し、ジニ係数は0.63から0.66となった (0は完全な平等、1.0は完全な不平等を示す)。この増加は、国内の不平等が拡大したというよりも、諸国間の平均所得の格差が広がったことによるものである。

**超富裕層。** 超富裕層はますます豊かになっている。上位200人の億万長者の富を合わせると、1999年には1兆1350億ドルを記録し、1998年の1兆420億ドルから増加している。これに対し、後発開発途上国すべての人口5億2200万人の所得を合計しても1450億ドルである。

出典：Milanovic 1999；UNCTAD 1999b；JNDP 1999b；世界銀行 1999b；Forbes Magazine 2000；NUA 2000

### BOX 4.8 グローバルな正義 —公平性と自己利益の相反する価値を調整する—

人権は、すべての人には最悪の虐待や剥奪状態から身を守り、尊厳ある生活に必要な自由を確保できるように、人間に関する諸問題への取り組みを要求する権利があるという大胆な考えを表している。

人権を促進するために規範を変更することは、最も古くからの課題の一つである。私たちの世界に対する見方は否応なしに、二通りに分かれている。

- ・私たちはそれぞれ、単に大衆の一人に過ぎないことを認識することができる。また、他人の幸せが私たちや私たちの身近な人たちの幸せに劣らず、本質的に重要なことを認識することができる。この認識により、私たちは世界に対して公平な見方ができ、すべての人々に平等な価値を認め、苦しんでいるのが誰であろうと、虐待や剥奪状態に同等の関心を示すことができるのである。
- ・私たちはまた、自分たち自身の利

益、帰属意識、かかわりが複雑にからみ合ったものの中から世界を見ている。このことはある程度受け入れなくてはならない。私たちには、それぞれ生活があり、家族や友人、大義や責任がしばしば生き続けることの原因となっている。

これら二つの見方は両立できる一方で、対立した関係にもある。この対立関係はしばしば「公平な土俵」といった比喩で表される。これは、個人と集団の利益は公平な社会的な仕組みの中で追求されなければならないと主張することで、この二つの見方を調和させるために用いられる表現である。

開発に関する研究では、個人および集団の利己的な関心を抑制することの重要性を長い間強調してきた。現在、多くの場合、官憲の過度の利己的な考えに根ざしている貧弱な統治と汚職は、開発の大きな障害となっていると考えられている。しか

し、過度の不公平は国際的なレベルでも存在しており、非難されないばかりか、公然と支持されていることが多い。

先進国でも開発途上国でも、多くの人々が、自分たちの集団の利益を維持、拡大したいという強い気持ちを、正当なもの、ひいては称賛に値するものとしてとらえている。しかし、もし国内政策を自分たちに都合のよいようにしようとする人々を非難するならば、国際レベルで同様のことを行う人々、つまり国際交渉において、また法律や制度を構築する場面において、自国の人々の利益ばかりを追及する人々に拍手を送ることなどできるだろうか。

21世紀の最も重要な課題は、対立する利益の交渉ではなく、道徳的価値の共有を反映する国際制度をつくり、改革することになるだろう。

出典：Nagel 1991；Pogge 1993；人間開発報告書事務局



貧困の緩和を促進することは企業全体の利益となるかもしれないが、

個別企業の利益にはならない。人権の侵害を暴露するメディアキャンペ

ーンなど企業の評判を標的にした戦略や、消費者によるボイコットや適正な労働賃金による商品であるとのラベルを貼る運動など、企業利益を標的とした戦略が動機づけの格差を埋めるのに役立つ。このような戦略が、人権の実現を促す社会規範の形成やそのための企業利益の動機づけに貢献し得るのである。

### 法制度上の欠陥

人権の義務は国際的な人権条約に成文化されている。これらの条約のほとんどが、世界各国の大多数によって批准されているが、その強制体制は依然として弱い。条約機関には何ら強制手段はなく、条約締約国のとるべき行動を勧告するだけである。問題の一端は国際人権法が国家のみに適用され、企業は対象となっ

#### BOX 4.9 人権保護をTRIPS協定に組み入れる

知的所有権は二つの対立する社会的関心を扱うことになる。一つは、商業的な使用を普及させるうえでの条件に制限を加え、技術創業者の権利を保護するということである。もう一つは、科学進歩の開かれた利用機会とその共有を認めるということである。貿易関連知的所有権に関する協定 (TRIPS) は、ウルグアイ・ラウンドの大黒柱の一つであり、また最も論議を呼んだ問題の一つである。TRIPSは創業者の知的所有権の保護を強化している。さらに知的所有権を貿易と関連付け、世界貿易機関に委ねることで、知的所有権に拘束力をもたせ強制可能なものにし、強制力のあるグローバル・スタンダードを導入している。

ところで、社会の利益、すなわち、健康に対する権利と先住民の権利は十分に保護されているだろうか。

・保健医療を受ける機会。この協定の条項は、保健医療を受ける機会の拡大を促進するさまざまな公共政策を制限している。多くの開発途上国の国内法は、意図的に医薬品を製品特許保護の対象から除外し (工程特許のみ認可している)、商標登録されていない薬品の国内製造能力を促進し、より低価格で提供するための施策である。TRIPS協定に基づいて導入された工程特許から製品特許への転換は、国内企業が、癌やHIV/エイズの薬剤など命を救う重要な医薬品をより安価に製造する可能性を著しく減少させた。かつてはインドの国内生産は近隣諸国の何分の1という価格水準を維持していた。たとえば1998年に、100錠 (150mg) で55ドルであった抗エ

イズ薬フルカナゾールは、マレーシアでは697ドル、インドネシアでは703ドル、フィリピンでは817ドルだった。

・先住民の伝統的な知識と資源の権利。植物の品種改良や製薬のためのバイオテクノロジーは、遺伝物質や植物品種などの生物資源に、莫大な経済的価値をもたらしている。生物、つまり、植物と動物は、これまで特許の対象から除外されてきた。しかし、TRIPS協定はすべてのWTO加盟国に対し、微生物、微生物学的、非生物学的プロセスに関し特許を認めるよう要求している。そこで、地域社会が何世紀にもわたって所有してきた伝統的な知識を使い、科学者が製品や製法を「再発明」し特許を取得する「バイオ探査」が急速に広がった。ウコンの治癒特性、インドセンダンの殺虫特性など植物の特性の使用に特許が与えられているが、これらはすべて伝統的な知識によるものである。こうしたケースの多くで、特許に異義が申し立てられ取り消されている。

TRIPS協定は、技術的に進んだ国に有利である。先進工業国が全特許の97%を、グローバル企業が技術および製品特許すべての90%を保有していると推定されている。開発途上国には、研究開発能力がほとんどないため、TRIPS協定によって強化された特許保護から得るものはほとんどない。新薬の研究開発には、およそ1億5000万ドルから2億ドルかかる見積もられているが、開発途上国で医薬品の売上は4億ドルにも達している国はない。今のところ、特許保護が貧困国における、ま

たは貧困国のための研究開発を活性化している、あるいは将来そうなる可能性を与えているという証拠はほとんどない。

また、TRIPS協定と人権法や環境協定との整合性についての疑問もある。世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約では、科学進歩を共有する人権を認めている。生物多様性条約は、生物資源および知識体系の使用に際し、地域社会、農民、先住民の権利の保護と促進を各国に求めている。また、同条約は、地域社会の生物資源および、その土地の知識の商業的な使用から生ずる利益を公平に共有することも求めている。

TRIPS協定とその施行に人権保護の強化を組み入れることは可能である。WTO加盟のアフリカ諸国は協定の見直し、特に先住民の知識を保護する条項の検討を提案している。またインドは、環境に悪影響を与えない技術の移転を促進する修正案を提案している。

新しいグローバル体制の現実のもとで社会の利益を守るには、国内政策の強化が必要である。TRIPS協定の強制的許認可や並行輸入に関する条項を利用できれば、重要な医薬品が安価に入手できるだろう。それらはアルゼンチン、インド、南アメリカ、タイなどが行ってきたように、国内法に組み込まれるべきである。インドが行っているように、国立遺伝子銀行や生体質の輸出規制などの手段によって、その国固有の知識を保護することが可能となる。

出典: Correa 1999; WHO 1999e; Durfield 2000; Ghosh 2000

#### BOX 4.10 社会条項—労働者の権利に対する万能薬ではない—

南北間の貿易と投資の流れの増加は良いニュースである一方で、懸念材料にもなっている。先進国の一部労働者は、安い労働力を求めての生産拠点の移転を含め、容赦のない賃金下降競争をおそれている。消費者は、購入する商品がどのように製造されているのに関心をもち始めている。しかし、多国間貿易協定に社会条項を加えようとする圧力が高まるにつれて、このような条項をオブラートで包んだ保護主義的な手段と考える開発途上国の政府や多くの市民社会団体から強い反対が起きている。先進国政府は、微妙に異なる立場をとっている。

社会条項が先進国、開発途上国いずれにおいても、労働者の権利を保護する万能薬となる可能性はなきに等しい。この問題は複雑で、その影響も未知数である。

・貿易と労働基準の関連性についての経済分析、証拠は決定的なものではない。  
・貿易制裁は逆効果で、貧困国の労働者を助けるというよりむしろ困らせる可能性がある。制裁などの罰則は、これらの国のグローバル市場への参入をさらに制限するだろう。  
・社会条項は輸出産業のみに適用される。輸出産業は、ほとんどの国

ではほんの一部の雇用しか生み出していない。たとえば、輸出産業で雇用されている子どもは全児童労働の5%未満である。また、つねに、この産業で最悪の違反行為が発生しているとは限らない。

・制裁は、家族が子どもを働かせるなどという労働者の権利に関して起こる多くの問題の根本原因である貧困に対して、取り組みを促すことにはならない。

・社会条項は豊かな大国には強力な手段になり得るが、貧しい小国にとってはそうではない。貿易の罰則は、ほんのわずかな商品を輸出している小国にとってはさらに壊滅的な打撃となるだろう。なぜなら、紛争解決にはきわめて多額の費用がかかり、国際的な法律の専門家を必要とするためである。また貧困国が、援助、債務救済、輸出信用など貿易を越えた分野での影響をおそれて、大国に対抗する可能性は少ない。

最終的に開発途上国で労働者の権利の改善に必要なのは、国内の民間部門や海外の法人投資家による雇用の創出、国内法の強化と実施、そしてより高い労働基準の採用を可能にする投資と経済成長である。制裁あるいは社会条項による脅しさえも政府の政策を変更させるかもしれな

い。しかし、労働者の権利は、ナイキやリオティントなどの多国籍企業から雇用のいる家庭に至るまでの個々の雇用主の行動に左右されており、また、その雇用主の行動は法がどのように施行されるかにかかっている。

貿易制裁に代わる選択肢にはどんなものがあるだろうか。

・国際労働機関 (ILO) の主要な労働基準の執行を強化する手段。  
・労働者の権利を改善するために雇用主と政府を巻き込んだ計画。一例として、児童労働に反対するILOのプログラムがあり、これによりバングラデシュとパキスタンにおける教育計画の成功がある。  
・独立した監視体制と実施体制による、主要な労働基準を尊重する行動規範の採用など企業の説明責任を強化する取り組み。  
・労働基準を高め守らせるために、適正な労働による製品であるとのラベルを貼ること (ラベリング) やボイコットなどで、市場の誘因策を生み出すような消費者の活動。

出典: Belser 1999; Khor 1999; Panayotou 1999; Ghosh 2000; Rodas-Martini 2000



ていないことである。さらに、国際人権法は国際的な影響力ではなく、一国の国内努力に重点を置いている。そのうえ、多くの国の国内法には国際的な人権条約の基準が反映されていない。したがって、貿易規則を強制するより強力な仕組みが適用されることを望んで、人権と貿易を結びつける圧力が増しているのは当然である。しかし、このような取り組みは良い結果を期待して制定された法律の効果をゆがめてしまう可能

性がある。貿易制裁という手段は、権利を侵害した者だけでなく、国家全体を罰するという、切れ味の悪いものである。職を失うことになるのは労働者であり、経済不振の結果苦しむのはその国の人々である。さらに、制裁は人権侵害の根本原因を叩くわけではない。たとえば、児童労働は貧困に根ざしているが、貿易制裁は、それをさらに悪化させることになるだろう (Box 4.10)。

経済的、社会的権利の実現に対す

#### BOX 4.11 国際貿易、人権、環境協定

貿易、人権、環境問題を管理する国際システムは、別々に進展した異なる法制度のつぎはぎであることがわかっている (表4.2)。このような制度間の矛盾は、世界貿易機関の規定と多国間環境協定が両立しない可能性について文わされた激しい議論の中で、はっきりと浮き彫りにされている。

##### 多国間貿易協定および多国間環境協定

環境活動家や人権活動家の間には、WTOの紛争解決の仕組みが、貿易や環境の問題を広範な公共利益をもつ環境問題としてよりも、純粋な貿易問題として扱うのではないかと懸念が広がっている。このことは、WTOでカナダと米国が欧州連合を提訴した牛肉の成長ホルモンに関する事例と似通ったところがある。本件では、食糧の安全性と人間の健康に対する懸念が論議されたが、WTOはこの訴訟を市場参入問題として扱い、原告側に有利な裁定を下した。

現存するおおよそ200の多国間環境協定のうち、20の協定は何らかの貿易措置を含んでいる。これらの貿易措置に関して、今のところWTOに苦情は持ち込まれていないが、貿易アナリスト、環境アナリストと

も、特に京都議定書や生物多様性条約などの協定に関して、意見の対立が生まれる可能性を認めている。貿易と環境の規制のどちらが優位に立つかが不確実であり、多くの国はWTOの論争が最終的に問題を解決するのを待つのではなく、明確な見解を求めている。提案されている選択肢として、多国間環境協定に関する貿易問題をWTOの紛争解決機関に持ち込まないという協定や、対立が起こった場合に環境条項がWTOの規定に優先するという協定などがあげられる。

モンリオールで最近決着した生物安全性議定書に関する交渉 (2000年1月) は、より一貫性のある進展に向けた大きな一歩となった。この議定書は、生物の変種の移動や貿易を管理するもので、これまでのところ予防原則としては、最も高変な内容となっている。この原則は、科学的な不確実性や環境に大きな悪影響を及ぼす可能性に直面したときに、政策立案者は、自分たちの行動が適切なものからそれるとしても、保護不足よりは、保護過剰であるべきだと提案している。またこの議定書は、あいまいな部分が多少残っているものの、その条項が他のいかなる国際協定の下に位置するものではない

としていて、最も重要なのは、WTOの紛争解決手続きに運営上の枠組みを定め、予防原則を貿易に適用されるようにしていることである。

##### 国際的な法制度、規範、基準における調和の必要性

グローバルゼーションによって、貿易、人権、環境に関する国際的な法制度、規範、基準の調和を図ることが重要となっている。貿易が人間の福祉を向上する手段として認識されているなら、商業利益が基本的な人権と自由の保護に優先してはならない。WTOなどの機関によって体现される貿易のための法制度は、社会制度、環境制度と調和のとれた発展をしなければならない。WTOと多国間環境協定との関係は改善しつつあり、より調和のとれたシステムへの道筋を、特に共同解釈協定を通じて、示し始めている。

人権分野については、これらの議論ではまだ触れられていないが、早晩 (強制労働といった) 貿易協定との潜在的矛盾に直面することになるだろう。この問題をそのまま放置しておいてはならないのである。

出典: Meira 1999

る国際的な経済協定の潜在的な影響力にもっと注意が払われるべきである。WTOの交渉の場では、各国政府の代表団は以下の3点について質すべきである。

- ・成長と公平に関する法制化は、どのような利益をもたらすであろうか。
- ・人権への負の影響に対し、どのような防護対策をとるつもりか。
- ・貿易協定に国際人権法に基づいた義務との矛盾がないか。

同様のことをWTO紛争解決機関も問うべきである。そしてWTOのものの協定の条項と多国間環境協定の人権条項を含む国際人権法との間に、適合性と一貫性があるかどうかをも真剣に検討する必要がある (Box 4.11、表4.2)。

##### 参加の格差

国レベルで、少数民族の参加を確かなものにするために包括的民主政治が必要とされるように (第3章)、強大国だけでなく弱小国も含めたすべての国が、物事を決定するに際して発言権をもつような包括的グローバル民主政治が必要である。参加することは当然の権利として、また公平かつ公正な規則に基づくグローバル経済を形成するために必要である。グローバル経済の政策決定は、経済力、政治力がまったく不平等な世界で行われている。その交渉の場は平等ではなく、各「チーム」の資金、専門知識、交渉力には大きな差がある。たとえば、貧しい小国はWTOに参加する際の大きな負担を負う余裕はない。このような14カ国の小国がまとめて1名の代表をやっとジュネーブに送り込むか、あるいは誰も送れないといった状態であ

る。こうした国々は十分な調査に基づいた法律上や経済上の政策に関する助言を受けられない。紛争解決にあたって、優秀な法律専門家を交渉代表として雇うこともできないのである。

国際社会はグローバルな意思決定の過程において、参加と透明性を拡大するための手続きを整える義務がある。たとえば、WTOは正式な手続きよりも非公式の合意に重きを置くので、その不透明で不参加型の意思決定方法が強く非難されている。国際機構での意思決定の検討に重要なのは、二つの課題に積極的に取り組むことである。一つは弱小国を交渉や紛争解決の過程に参加させることである。二つめは、市民社会、つまり、企業、労働組合、NGOのグローバルネットワークなどを、舞台裏のロビー活動や路上デモよりも公開討論会に参加させることである。

##### 貧困に立ち向かう貧しい人々に力を与える人権

市民的、政治的権利が完全に整っていないとしても、経済的、社会的、文化的権利の急速な進展が可能であることは歴史が証明している。しかし、市民的、政治的権利の抑圧が、経済的、社会的、文化的権利の急速な進歩の達成に役立つことは決してない。まったく反対に、市民的、政治的権利は、貧しい人々に経済的、社会的権利、すなわち食糧、住居、教育、保健医療、まともな仕事や社会保障に対する権利を要求する力を与えるのである。これらの権利は彼らに、良質な公共サービスや貧困者重視の公共政策、自分たちの意見を反映できる透明な参加過程というものに対する説明責任を要求する権利



を与える。これにより、公平な開発と人間開発を促進する躍動的な公共政策を進めることができる。

さらに、経済的、社会的権利を軽視すると、市民的、政治的自由が侵され、近年の進展が逆行しかねない。経済の停滞、高い失業率、都会の若者のためのわずかな経済機会、貧富の差の拡大、国際的マフィアの流入、これらのすべてがアフリカ、ラテンアメリカ、東欧、旧ソ連の多くの地域で、不安定な移行期にある民主政治の大きな障害の原因となっ

ている。

ボゴタからナイロビ、モスクワからマニラと世界中の街で感じる恐怖感や不安感を考えてみよう。特に経済の停滞や失業を背景に、不平等を拡大する経済・社会政策は、しばしば犯罪を引き起こし司法制度に圧力を加える。その結果、司法行政が破たんし、正式な法的手段によらない捜査、憲法で保障されている権利の侵害、そして警察による強権濫用を招く。地域社会は、人権を尊重するか、それとも犯罪と闘うかといった

苦渋の二つの選択肢を迫られることになる。それにより、地域社会、特に貧しい地域社会が、警察や司法と対立するという悪しき傾向が生まれるのである。

まとめ—市民的、政治的権利を保護する法律や制度に、人間開発や貧困撲滅を促進させるような投資が加わった場合、人権を尊重する民主社会への動きは強まるだろう。経済復興と経済利益の公平な分配は、合法的な国家としての進歩に欠かせない要素である。

公共政策で認識しなければならない四つの課題。

- 公平な経済・社会政策は、市民的、政治的自由を持続させることと直接的なつながりがある。どんな国でも検討すべき政策上の優先事項の一つとして、国家予算と援助予算の再編や、財政の均衡をとるうえで、基礎保健や初等教育など人間の優先事項への支出増加という20：20協定の目標を達成することは、何にも増して考慮する価値がある。
- 市民的、政治的自由は貧しい人々に力を与える一つであり、社会的、経済的発展を推進し、経済的、社

会的貧困と不平等を緩和する。NGO、労働者団体、自由なメディアなど市民社会組織の活動を促進することは、生氣にあふれる社会の人権確保に役立つ。NGOの活動を制限したり報道機関を検閲する時代遅れの法規の撤廃が優先課題の一つである。

- 人権に関する公共機関その他重要な行為主体の義務は、貧困者重視の政策と貧しい人々の参加の権利を保障する政策決定を実行に移すことである。
  - 人権に関する国家および国家以外のグローバルな行為主体の義務は、貧困の撲滅を促進するグローバルな制度や法律の仕組みを整えることである。
- 世界中で社会はますます開放され、多面的になっている。民主主義への移行とNGOの登場は1990年代の重要な進展であった。相互に強化し合う権利、たとえば、表現の自由、集会、参加、食糧、住居、保健医療その他たくさんの権利の上に立脚することが、貧しい人々に自ら貧困から脱却する力を与えるうえで最も重要なことである。

表4.2  
3組の国際法の比較対照

	貿易	人権	環境
適用・権限	協定締結国に適用される協定 (GATT/ WTO協定に関してはWTO加盟国)	批准国にのみ適用される協定 (社会権規約、自由権規約、女性差別撤廃条約、拷問禁止条約、子どもの権利条約)、国際慣習法であり人権の規範および基準の体现と考えられている世界人権宣言を除く。	批准国にのみ適用される協定 (モントリオール議定書、バーゼル条約、京都議定書、生物多様性条約)、国連環境開発会議のリオ宣言、アジェンダ21には法的拘束力はないが国際的に受け入れられた環境規範と基準を表明している。
原則	国家中心型  最恵国 (貿易国間の非差別)  工程や製造方法に基づき「類似製品」と考えられる商品の無差別待遇	国家・個人中心型  人権第一  非優遇 (国家は人権の実現に関する義務または政策を廃止、弱体化、またはそれらから撤退することはできない)  適切な討論の場における効果的な救済策を求める権利  影響を受ける個人および団体の参加権  積極的差別/積極的優遇措置	国家・個人・地域社会中心型  予防原則  汚染者負担原則  共通に有しているが差異のある締結国の責任  将来の世代に対する責任
実施および監視機構	貿易制裁と金銭的罰金 (補償) が罰則として考えられ、法的拘束力をもつ	国内法、欧州連合の場合は地域法で採用されていれば、法的拘束力をもつ  国連憲章と条約に基づく協定の監視メカニズム	法的拘束力をもつもの (京都およびモントリオール議定書) ともたないものの組み合わせ (アジェンダ21)  国際レベルでは実施機能は厳格あるいは存在しない  絶滅に瀕する種の貿易に関する条約、バーゼル条約、セントリオール議定書の下で認められた有害化学物質や絶滅に瀕する種などの製品に対する貿易禁止令  条約の事務局が一時的な監視機構として機能するが、明確な権限はない
対立の解消機能	WTOでの対立のための紛争解決機能	なし	なし

出典：Mehra 2000





## 第5章

# 指標や指数を使って人権の説明責任を求め る

人権に関する指標や指数を開発し使用することが、啓発するうえで最先端の取り組みになってきた。

統計指標や指数は、人権確立をめざす闘いの強力な武器である。統計指標や指数を使って、草の根の活動家や市民組織から政府や国連に至るまで、さまざまな人々や組織が、重要な行為主体を特定しその説明責任を問うことを可能にしている。このような理由から、人権に関する指標や指数を開発し使用することが、啓発を進めるうえで最先端の取り組みになってきた。政府をはじめ活動家、法律家、統計学者、開発専門家達は力を合わせて、認識、政策、実行面での変革を押し進めるために統計を用いるという新しい試みを始めている。指標は、次のような目的を達成する道具として使うことができる。

- ・より良い政策を策定し、その実施状況を監視する
- ・法律、政策、実施の当初意図しなかった影響を明らかにする
- ・人権実現にどの行為主体が影響力をもっているかを特定する
- ・これらの行為主体の義務が履行されているかどうかを明らかにする
- ・人権侵害の可能性を早期に警告し、予防的措置を促す
- ・財源の制約がある場合の難しい取捨選択について社会の合意を広く形成する
- ・放置もしくは黙殺されてきた問題に光をあてる

### 説明責任の確立

この20年間、影響力のある行為主体に対し、公的活動のあらゆる分野で自らの説明責任を認めるよう要求する声が高まり、それが新しい手続きの確立へとつながった。いろいろな方式で、正式な説明責任が設定されつつある。人権に対して行為主体が取った行動、あるいは取らなかった怠慢の影響について責任を負うこと、情報提供および対話を通して協力すること、訴えに適切に対応することなどである。

多くの国で、憲法中に人権が成文化されたり、全国的な人権擁護制度、およびオンブズマンや差別撤廃弁務官など関連制度が創設されて、国内レベルでの説明責任を追究する手続きは大幅に強化された。そして国際的には、さまざまな国によって批准された条約や、国連憲章の下で一般に適用可能な特別措置、たとえば、特別報告者などを基盤として、国の説明責任が、国連および地域的制度のどちらにおいても問われるようになった。

しかし説明責任は、このような正規の機能を通してのみ追及されているわけではない。さまざまな手法がしだいに相乗効果を上げ、企業やNGO、そして世界銀行、世界貿易機関、国際通貨基金、国連機関など

の国際機関も、説明責任をいっそう強く求められるようになった。

説明責任を求める手続きが整備されるのにもとない、重要な情報収集の機会が数多く生まれてきている。国々は人権条約の批准により、各条約で扱っている権利が自国でどの程度実現されつつあるかをまとめた報告書を提出することを約束している。また、NGOは六つの主要人権条約すべてに関し、独自の報告書を提出することが期待されており、これは、公式報告書に盛り込まれた内容を補うデータを提供する貴重な機会をNGOに与えている。企業は、行動規範を導入し社内に外部から独立した査察官の立ち入りを認めることで、行動規範が守れているかどうかについて、詳細なデータを集める貴重な機会を創り出すことになる。

人権は、説明責任の追及手続きばかりでなく、政策の立案と評価の基準として使われることもますます多くなっており、結果的に指標や指数の必要性が高まっている。南アフリカをはじめいくつかの政府は、人権を国家の政策戦略の中心に据え、政策の影響を評価する手法としている。同様に、オーストラリアやノルウェーなど一部の援助供与国も、開発援助の基準として人権を採用しており、その援助の影響を評価するうえで必要としている。また、国際機関は、1990年代に開催されたいくつかの国連会議の行動計画など、具体的な目標達成への決意を宣言している。もしこれらの決意を実現しようとするなら、その実現に向けた進歩について情報が必要であるばかりか、決意を公約した当事者が、そのために十分行動しているか否かについての、情報も必要になる。

### なぜ統計が必要か

人権は、統計数値だけで完全に測定できるものではない。人権問題は、数値でとらえられる範囲をはるかに超えているからである (Box 5.1)。しかし、このことは統計の使用目的すべてに言えることである。それでもなお、統計は分析の道具として、一般的事象の背後に潜む問題を明らかにし、より広い社会的課題を明確にする助けになる。

データの収集と分析は、時間のかかる仕事であり、かつまた細部や正確さに対する配慮が要求されるため、学術的で啓発運動の最前線からは遊離した印象を与える。しかし、データを注意深く集め、分析し、解釈すれば、そして、その結果を公表し、メッセージの形にすれば、人権推進の重要な手段となる。現在の情報網とロビー活動の時代には、正確な情報を創出し普及させることが、問題に広範囲な関心を引き付ける早道である。

人権状況を評価するという仕事は、専門家の判断や国際的な論議に限定されるわけではない。市民社会の台頭により、分析の可能性、とりわけ地域レベルでの分析の可能性が拡大し、市民組織はしばしば新しい取り組みの最前線に立っている。データがないため、法学者や政治学者による人権達成度の順位付けや格付けがその代わりにときどき使われてきた。しかし、このような方法はしばしば、変革を提唱する側と評価される側の間に対話の糸口を開くどころか、対立を引き起こした (Box 5.2)。今や、意見ではなく、事実によって人々の能力を引き出す情報が求められている。



### BOX 5.1 取り扱い注意

統計は付帯条件付きである。明快に説明するには被験者であるが、歪曲にも使われる。入念に計画された調査と方法に基づいた場合、指標や指数は強力な証拠の裏付け、開かれた対話のきっかけ、説明責任の強化の一助となる。しかし統計は、次のような条件を備えていなければならない。

- ・政策との関連性があること—政策行動によって直接的、あるいは間接的に影響を受ける可能性のある問題についてメッセージを発すること。
  - ・信頼できること—さまざまな人が利用でき、誰が使っても一貫した結果が得られるものであること。
  - ・有効であること—対象を測定する方法が明確な規準に基づいていること。
  - ・長期間一貫した測定が可能であること—前進があったか、目標は達成されつつあるかを示そうとするならば、これは必要なことである。
  - ・細分化できること—社会グループ、少数民族、そして個人に焦点を合わせるため必要である。
  - ・可能な範囲で監視する人と監視される人とを分離するように設計されていること—行為主体が、自分自身の行為を監視する際に生じる利害をめぐる問題を最小限におさえるため必要である。
- 権利が危機に瀕している場合には、事実をありのままにとらえることが重要である。統計の影響は非常に大きく、その使用には下記の4点に注意しなければならない。
- ・毎月一統計だけで権利の全体像を把握することはできないので、統計だけを評価の中心に据えるべきではない。すべての統

計分析は、より広い政治的、社会的、状況的分析に基づいた解釈に取り込まれたものでなければならぬ。

- ・利用不足—告発をはじめ、困惑させるような、あるいは単に無視されているような問題について、自発的にデータが収集されることは滅多にない。1980年代、ヨーロッパのあるソーシャルワーカーはホームレスの人々に関するデータの欠落について次のような不満を述べている。「他のものはすべて数え上げられているのに。牛一頭、鶏一羽、バター—かけらまでも」たとえデータが集められても、何年もの間公表されないこともある。その場合は調査結果を公表しないようメディアに政治的圧力がかけられているのかもしれない。
- ・誤用—データの収集は、組織や公式の報告に偏りがちであり、予防されたり抑圧されてしまった出来事ではなく、発生した出来事に偏りがちである。データの不足は発生件数が少ないことを必ずしも意味しない。人々が恐怖心のため、抗議したり不服を申し立てたり、はっきりものを言ったりしない場合には、構造的抑圧は目に見えない。
- ・政治的悪用—指標や指数は特定の国や行為主体の評判を落とすために、政治的意図で操作される可能性がある。そして指標や指数を貿易や援助の関係で規準として利用することは、報告を操作する新たな誘因となり得る。

出典：人間開発報告書事務局；  
Jebine and Claude 1992；  
Spirer 2000

人権と人間開発の領域がますます接近しつつある現在、統計の定量的技法が以前にも増して大きな関心と呼んでいる。その結果、収集された情報の専門性と信憑性は、いまだかつてないレベルへと向上し、初期の定性的な格付けの多くを、検証に耐え、不信感の壁を取り払うことができるこれまで以上に詳細な定量的データへと置き換えられることが示された。

### 指標や指数の構築—開発から人権へ

開発の分野では、提言を行ったり政策の焦点を絞り込む目的で、長年にわたり統計指標や指数が使われてきた。当初はもっぱら経済的なものに向けられていた関心の幅は、1990年の『人間開発報告書』の創刊以降、著しい広がりを見せるようになった。年1回の割合で刊行されてきた人間開発報告書は、HDI、HPI、GDI、GEMという合成指数を掲げた。これらは政策立案者の関心を引き、人間開発戦略に関する論議を巻き起こした。

人間開発に関する指標や指数と人権に関するそれには、共通する特徴が三つある。両者とも、人間の自由、つまり欠乏からの自由、恐怖からの自由、差別からの自由などをいかにしたらより良く実現できるかについて、政策に刺激を与える情報を提供することを目標としている。また、全体像を明らかにするために、識字率や乳児死亡率といった成果に関する測定値ばかりでなく、教師と生徒の比率や予防接種率などのサービスの投入に関する測定値も導入している。さらに、多くの異なるレベルでの情報を明らかにするため、

平均値と個々の値、グローバルな数値と地域別の数値を使用している。しかし、人間開発に関する指標や指数と人権に関するそれには、手法上三つの重要な相違点がある。

- ・概念的基盤—人間開発に関する指標や指数は、人間の能力の拡大を評価する。他方、人権に関する指標や指数は、人間が尊厳と自由を享受しているかどうかを評価するとともに、重要な行為主体が、尊厳と自由を保障する公正な社会的仕組みを構築し維持する義務を、どの程度遂行しているかについても評価する。
  - ・重点の置き所—人間開発に関する指標や指数は、放置しておけないような格差と苦痛に留意して、人間の達成度と人間への投資に第一の重点を置いている。人権に関する指標や指数もまた、人間の達成度を重視するが、司法・行政機関の政策と実施状況や、官僚の行動に対しても注意を向ける。
  - ・補足的情報—人権の評価では、拷問や行方不明といった人権侵害に関するデータだけでなく、たとえば司法制度や法的枠組みなど司法の手順に関するデータ、社会的規範に関する世論調査データなども必要となる。さらに、ジェンダー、民族、人種、宗教、国籍、生まれ、帰属社会、その他必要に応じた分類による個々のデータが、よりいっそう重視される。
- 経済的、社会的権利が数百万人の人々にとって、実現とはほど遠いものであることを、人間開発指数は長年にわたり明らかにしてきた。人間貧困指数 (HPI) は、最も基本的な経済社会的に必要なこと、つまり健康で長生きをし、知識を会得し、人

間らしい生活水準を達成するための資金をもち、社会生活や地域社会での生活に参加することが剥奪されている状況に焦点を当てている。

HPIを構成する各要素は、途上国と先進国の状況の違いに合わせて調整されており、全世界の人間の剥奪状況の程度を明らかにするばかりでなく、開発の程度とは無関係にすべての国に剥奪状況が存在することを明らかにしている (「指数がとらえ

### BOX 5.2 自由度指数—時代的手段となり得たか—

『人間開発報告書1990』で発表された人間開発指数は、社会的、経済的成果の達成に向けて各国がどのような努力をしているかについて、すぐに人々の注意を引き付けることになった。しかし多くの人が、人間開発の概念の本質としてあるべき政治的、市民的自由を見逃しているのではないかと疑問を呈した。これに続く2巻の報告書では、HDIを市民的、政治的自由を表す指数で補完することを提案した。

『人間開発報告書1991』は、チャールズ・ノマナ教授が『世界人権ガイド』で格付けした40の規準をもとに国民の自由度指数を導入したのである。彼の調査と方法についての入念な検討と議論を行った結果、『人間開発報告書1992』では政治的自由度指数を導入した。これは5種類の自由を対象としたもので、幅広い専門家に判断を求め、各国に1から10までの評点を付けた。これらの指数はなぜ姿を消してしまったのだろうか。

- ・国民の自由度指数と政治的自由度指数は、数量化可能な実証的データではなく質的判断に基づいていたのである。
- ・両指数とも複雑な問題を、イエ

スカノーか、あるいは1点から10点で格付けするなどの要約した答えを使って分析しようとしていた。しかしデータも事例も示されていなかったため、指数は読者に判定を納得させることができなかった。

- ・HDIはその構成要素に関するデータを通して、変化が必要な箇所をはっきりと指摘する。しかし国民の自由度指数も政治的自由度指数も、ある国がノーではなくイエと判定される理由、あるいは5ではなく4に格付けされる理由を明らかにすることはできなかった。したがって、評価を政策への提言に結びつけることができなかった。

人間の自由の評価には必然的に論争がともなう。それだけに、評価方法を透明性の高いものにして、他の人々が反復利用できるように、意見の相違を対立へとあおるのではなく議論へと導くことが求められる。これらの自由度を測定する指数から得られた教訓は、人権を測る指標や指数を開発するうえでの明確な指針であるに違いない。

出典：Humana 1992；人間開発報告書事務局



## BOX 5.3

問題の陰に隠れた部分を見るために  
統計を利用する

子どもの87%が中等教育を施す学校（中学および高校）に入学している国を想像してほしい。子どもの教育を受ける権利についてこれは何を示しているのだろうか。確かに、すべての子どもたちに中等教育をという最終目標は達成されていない。しかし関係者は義務をすべて果たしたといえるだろうか。それに答えるには、この一つの統計値を越えて問題をさらに掘り下げて見ることである。

もし男子の97%に対して女子の77%しか就学していないならば、問題は差別によるところが大きい。世論調査は親が少女の教育の重要性を無視していることを示しているのだろうか。もし示しているなら、親は娘が将来子が読み書きできるようになる権利を尊重していないのであり、政府は親の意識を向上させてそうした慣行を変えようとしていないのである。あるいは、女子用の教室がないとか女性教師がほとんどいないなどといった、学校の施設や体制に不備があることを調査は明らかにしているのだろうか。そうであれば、政府は実際に少女が教育を受ける権利の推進に努めていないのである。

ことによると、ジェンダー平等は存在するのかもしれない。しかし差別的な法律が人種隔離政策を強制し、抑圧された民族集団の子どもたちのための学校に必要なものをほんのわずかしき提供せず、そのため、40%の子どもしか就学していない。ということは、政府がすべての国民を差別せず尊重していないからであろう。ただちに法律を変える必要があるが、制度や慣行を変えることも必要である。

あるいはことによると差別はないのかもしれない。しかしすべての学校が資金不足であれば質のよ

い教育を行うことはできない。政府は、教育を最優先課題の一つとしているのだろうか。それは資金がどれだけ配分されているかによるのである。中等教育の三倍も軍事力や大統領官邸に費やしている国は、教育に高い優先順位を与えてはいないであろう。そして政府は人権を十分に実現していると言えないであろう。しかし歳入の0.5%を国の安全保障にあて、8%を中等教育に使っている国では、答えはまったく違ってくるであろう。つまり、優先順位が低いのではなく、財源不足が制約となっていると考えられる。

進歩についてはどう考えたらよいただろうか。もしある国が就学率を5年間で50%から87%に上げたとしたら、その国は人権の実現で著しい進歩を見せていると言える。しかし、その国が就学率を95%から87%に低下させてしまったのであれば、後退に向かっていると考えられる。

もし資金が不足しているのであれば、援助国や国際社会は何をしているのだろうか。彼らはどれだけ開発援助をしているのか。教育分野には何%が当てられているのだろうか。

統計だけでは決定的な回答が得られないことは明らかである。しかし重要な問題提起の助けにはなる。関連する行為主体（アクター）と彼らの義務に関する詳細な分析に、統計をしっかりと組み込まなければならない。しかし、もし統計がそうした義務が果たされているかどうかを明らかにすることができるならば、説明責任を明確にし最終的に人権を実現する一助となる。

出典：人間開発報告書事務局

る人間開発の諸相」参照)。人間開発に関する指数は、制約状況の全体像を示すように作られており、全世界のきわめて多くの人々が置かれている、著しい制約状況に注意を引き付けるうえで中心的役割を果たすとともに、人権推進に向けた重要な保障手段を提供してきた。

それでもなお、人権に固有なその他の特徴をとらえ、人権の政策と保障のための手段を創出するには、説明責任の文化を創るのに役立つ指標や指数が必要である。そのような文化を構築するという行為は、異なる行為主体が人権実現に及ぼす影響を明らかにすることを意味するとともに、その行為主体が人権実現に取り組むうえでの自らの義務を果たしているかどうかを評価することをも意味する。国家にとって、これらの義務は国際法に明記されており、国際法が法的な説明責任の指標となるものを開発するうえでの枠組みを提供している。しかし、全地球的規模、あるいは地域的に活動する他の行為主体の複雑な影響を考慮する必要があるため、現行の法的義務を超える活動を示すことのできる指標を開発することが求められている。

統計を通じて人権状況を明らかにするためには、人間開発に関する指数や国別の平均的成果など概要を示す総合尺度から特定状況に固有の詳細なデータに至るまで、ピラミッド状の情報が必要である。国内の平均寿命や平均カロリー供給量を引き上げることは、人権実現に向けた重要な手段である。だが同時に、すべての人々の人権が実現されつつあるか否かを示すためには、はるかに詳細なデータやデータの分解が必要である。問題を深く掘り下げるために統

計を利用することは、平均的成果の背後に潜む格差を明白にするのに役立つ。その格差に取り組むために何を必要とするのかについても注意を促すのに役立つ (Box 5.3)。

このようなデータ・ピラミッドの構築に、大勢の関係者が貢献している。人権高等弁務官事務所は、グローバルな指標や指数を考案する努力を奨励している。各人権条約機構は、当事国が人権をどのように尊重、保護、実現しているかを報告する際に記載すべき統計資料について、指針を作成した。企業活動の透明化に対しては大きな抵抗があるものの、一部の企業は自らの行動と影響に関するデータを、これまで以上に多く公表している。そして草の根の啓発グループから研究機関に至るさまざまな市民組織が、それぞれの国、地方自治体、地域社会の状況の中でどのような障害があるかを把握するために、その地域に固有なデータを収集分析している。

人権に関する指標や指数と人間開発に関するそれは、多くの類似性があるにもかかわらず、重点を置く場所は異なっており、人間開発の順位が高いからといって、人権分野で申し分のない実績が保証されているわけではないことを明らかにしている。人権を実現するには、国内の平均的な開発達成度を引き上げればよいというのではなく、人間開発で最高の実績を上げた国も、他の国と同様に、人権実現の公約について責任が問われている (Box 5.4)。

人権の指標となるものは、下記に示した相互に関連する四つの目標に合ったものでなければならない。

・国家が人権を尊重、保護、実現しているかどうかを、明らかにする

—これは、国家の役割に対する説明責任の最優先の枠組みである。

・人権の主要原則を保障する—人権が、差別のない適切な前進を遂げながら、市民参加と有効な救済策を通して実現されつつあるかどうかを明らかにする。

・人権実現手段の確保—さまざまな需要を満たすことによって生じた成果を人権実現へと転換するような、規範と制度や、法律、そして人権の実現を可能にする経済環境

## BOX 5.4 人間開発指数の利用と濫用

カナダの、オンタリオ州は、宗教グループの一つであるカトリックの学校にのみ全面的な公的資金補助を行っている唯一の州である。同州の人口の8%はユダヤ教徒、シーク教徒、イスラム教徒を中心とした他の宗教の信徒であるが、彼らの学校設立のために公的資金は提供されていない。公的資金の給付がない中、オンタリオ州の生徒のうち4万2000人が私立の宗教系学校に通学しており、生徒1人当たりの平均費用は年額5000ドルを超える。

1976年、カナダは市民的及び政治的権利に関する国際規約を批准した。この規約には宗教による差別をしないとの公約が含まれている。ある少数派宗教の信徒である一人の親が自分の事例を国連人権委員会に訴えた。特定の一派の学校だけに公的資金を給付するオンタリオ州の政策に異議を申し立てたのである。委員会は1999年、この件は宗教的差別にあたると裁定し、カナダに90日以内に効果的かつ執行可能な救済策を講じるよう求めた。

2000年2月、カナダ政府は委員会に対し、教育は州の問題であ

り、オンタリオ州政府が応じようとしないので救済策は講じないと回答した。オンタリオ州知事が示した理由の一つは、カナダの人間開発指数がトップクラスにある点であった。「カナダは世界中でも住みよい国だと（国連が）言うとき、わが国の教育制度も最も良いという意味だと私は当然思う。そしてそれは私達の少数派宗教グループに対する扱いにも当てはまると考える」。

しかしHDIの順位はそのようなことを裏付けるものではない。HDIは成人識字率や就学率など、最も基本的な成果の平均的達成度を個別に把握するだけである。カナダの成人識字率と合計総就学率の順位が高いことは、公的教育を受けるうえで宗教上の差別がないことを証明するものではない。そして、オンタリオ州が救済策を講じなくてもよいということには決してならない。

出典：Bayefsky 2000；人間開発報告書事務局；Ontario Parents for Equality in Education Funding 2000；CFRB 1010 1999



を確立する。

・**国家以外の重要な行為主体を特定する**—国家以外にどのような行為主体が人権実現に影響を及ぼすかを特定するとともに、その影響がどのようなものかを明らかにする。

市民的、政治的権利の指標や指数の開発には、経済的、社会的、文化的権利のためのものとは異なった手

#### BOX 5.5 相違に関する神話を一掃する

市民的、政治的権利と、経済的、社会的、文化的権利はしばしば対比され、そしてこれらの評価に対して非常に異なった取り組みをすることを正当化するために利用される。しかしこうした対比の多くは神話に過ぎない。

**神話1：市民的、政治的権利はすべて消極的権利であり、経済的、社会的、文化的権利はすべて積極的権利である。** そうではない。これら二つの種類の権利を尊重し、保護し、実現するための積極的と消極的義務がともなうのである。公正な裁判権の確保には、裁判官の独立を保つために十分な訓練と給与を提供する独立した司法制度を確立する過程を含んでいる。居住権の確保には、強制立ち退きを避け、人々の住居の利用を妨げないことを含んでいる。

**神話2：市民的、政治的権利はただちに実現されるが、経済的、社会的、文化的権利は徐々に実現される。** そうではない。拷問行為はただちにやめさせなければならないが、警官を訓練し、囚人監視制度を確立し、提訴された事件を調査することにより、二度と拷問が行われぬようにするには、時間と資金を必要とする国もある。これに対して、中等教育への就学率を上げることは財源次第であるこ

ともよくあるが、同時に教育において性別、宗教、人種によって差別している法律もただちに撤廃しなければならない。

**神話3：市民的、政治的権利はすべて無料であるが、経済的、社会的、文化的権利はすべて財源を必要とする。** そうではない。自由で公正な選挙を実施するには費用がかかるかもしれない。しかし、単に住宅や保健に関する差別的法律を撤廃するだけなら費用はかからない。

**神話4：市民的、政治的権利の指標はすべて質的表現によるが、経済的、社会的、文化的権利の指標はすべて数量的統計で表される。** そうではない。統計は拷問の程度、刑務所内の状態、政治的参加を測定するために重要である。質的表現は、たとえば借家人の権利を保護する法律の適切性を測定するのに有益であるかもしれない。

こうした神話を一掃してみると、市民的、文化的、経済的、政治的、社会的権利にはその根底に類似点のあることは明らかであり、指標や指数を設定するための共通の手法が必要となる。

出典：Green 2000：人間開発報告書事務局

法が求められるとしばしば言われる。しかしその違いのほとんどは、神話に過ぎない (Box 5.5)。同じ枠組みを、あらゆる人権についての指標や指数の開発に適用することができる。

#### 人権の尊重、保護、実現

国家の法的な説明責任を評価するということが、国が資金の制約、歴史的背景、自然条件を考慮に入れながら、人権を尊重、保護、実現しているかどうかを問うことである。

- ・**人権の尊重**—国民の個人の権利の追求を左右するような行動を控えること。たとえば、拷問や恣意的逮捕、非合法的な強制立ち退き、保健医療から貧困者を締め出す高額な医療費の導入など。
- ・**人権の保護**—他の行為主体による侵害を防ぐこと。具体例としては、民間企業の雇用者に基本的な労働基準を守らせる、メディアの独占資本を防ぐ、親が自分の子どもを就学させないことを防ぐなど。
- ・**人権の実現**—立法、予算、司法、その他の措置を講ずること。たとえば、同一労働に同一賃金を義務づける法律を整備する、最もひどい剥奪状況にある地域への予算配分を増すなど。

#### 人権の尊重

統計は、人権尊重の違反行為に焦点を絞ることができる。拷問、強制立ち退き、不正に操作された選挙、飢餓を引き起こす食糧封鎖に関するデータは、それにかかわった人々の説明責任を追及するうえで、強い力をもつ。このような統計的証拠は大変な影響力をもつため、この種のデ

ータを集めることは困難を極める。そして、政府統計は最も信頼できない情報源であることが多い。大多数の政府は、こうした口にするのをはばかるような行為を白日の下にさらすために、わざわざ進んで記録に残すことはしない。政府が人権尊重の怠慢を隠そうとしがちであることは十分に予測がつくことで、したがって国家間を比較したり、ある国の推移を見ようとするときは、注意が必要である。

国の人権尊重義務の怠慢に関する統計が、あてにならないものであることは周知の事実であり、またその統計が見つからないこともよくある。記録に拷問の件数についてのデータがあれば、国家のそうした行為を糾弾することができるが、データが存在しないからといって、その行為が許されるわけでは決してない。実際のところ、データの欠如それ自体が、あることを示すデータとなることがある (Box 5.6)。秘かに隠匿されていた資料がときとして明るみに出て、予想外に大量の情報を、そして、人権侵害にかかわった者が意図した以上の情報が暴かれてしまうことがある。グアテマラで最近発見された書類は、警察が1980年代初頭のテロ活動を背後から操っていた事実を暴露するデータを提供し、死者や行方不明者を出した責任を、国家の最高指導者層にとらせることになった (Box 5.7)。

データ収集の際に、監視する人と監視される人とを分離することが、こうした偏向を排除するのに役立つ。ただし、人権侵害の事実を記録しようとする人々を、しばしば危険に陥れることになる。国際人権機関をはじめ、地域や国内の人権機関は

果敢にも、拷問、メディアの弾圧、選挙操作、長期の行方不明者などの人権侵害に関する情報を集めるリスクに立ち向かってきたが、努力のすえ得られた事実が全体像の一部に過ぎないことを、いつも痛感している。

事の全貌は、何年も後になって初めてわかることが多い。南アフリカ

#### BOX 5.6 データの欠如がデータを提供するとき

最も極端な人権侵害を告発するデータを、政府が自由に公な形で提供することはほとんどあり得ない。アルゼンチンで1976年から77年にかけて最初に「消えた」人々の中に、統計学者と経済学者がいた。これは、軍事政権が事実を暴露するデータの漏洩をおそれたことを暗示するものである。しかしデータが全然ない場合でも、手ごかりはあり得る。ある一連のデータに突然の断絶や変化があれば、それは多くのことを語り得る。人権の侵害者はしばしばデータ上に足跡を残し、疑惑を生む強力な根拠を残す。人権データを分析する統計学者は、物言わぬ数字の中に、予想可能な系統立った行動様式を発見し得る。

**周知の現象についてデータがない。** ソ連におけるチェルノブイリ原子力発電所の災害の後、医師たちはガン、白血病、貧血など放射線関連の病気であると診断しないよう命令されたことを多くの非公式報告書が明らかにした。データはこれらの病気の増大を示すはずであるのに、医師たちを黙らせることで、これらの病気は明白な、そして疑惑に満ちた、減少を示すことになろう。

**一連のデータ収集の突然の中止。** クワシオルコルは長期の栄養失調を原因とする重い子どもの病であ

る。1968年、南アフリカのアパルトヘイト政権の下で収集されたデータは、同国ではアフリカ人の罹患率が白人の300倍であることを示していた。南アフリカ政府はその根底にある問題に取り組みず、クワシオルコルに関するデータの収集を中止した。問題を隠蔽する決定であったことは明白である。

**あまりにも合い過ぎて安心できない。** すべての生のデータは、不規則に変化したり変動したりする。そうした変化や変動がなくて、データ系列が非常に規則的で、ときとともに改善を示したり、あるいは目標のレベルにぴったりと合っている場合、作られたデータが現実を隠しているのではないかと疑うに足る十分な理由がある。

**他のデータ分類への突然の移動。** アルゼンチンにおける1970年代の抑圧的軍事政権時代、拘留中に殺害された人々の遺体は、統計上は無名埋葬と分類され隠蔽された。そうした埋葬を1970年から1984年まで追跡したある調査は、抑圧の最盛期における無名埋葬者数が、統計上著しい急増を示していることを発見した。これによって消息を絶った人々の本当の居所が明らかになった。

出典：Samuelson and Spierer 1992



の真実和解委員会は、データの収集と分析に力を入れ、2万1300件の証言と、3万7700件の重大な人権侵害を明らかにした。その成果をまとめたデータベースは、過去に編纂された人権侵害に関する体系化されたデータベースとしては最大クラスのものとなった。このデータベースは犠牲者の年齢、性別、支持政党、受けた虐待の種類と日付について詳細なデータを提供しており、これにより研究者は実際に起こった人権侵害について説得力のある主張を行うことが可能になった。また、過去の暴力の規模と程度をドラマチックに際立たせることで、真実和解委員会の究明した事実を裏付けるとともに、再建復興政策の策定を助けた。

#### 人権の保護

もし国家が、民間の行為主体によ

る人権侵害から個人を保護しようとするならば、その当事者を特定しなければならない。企業は環境を汚染し、地域社会の健康に害を及ぼすかもしれない。悪質な地主の行為は、弱い立場にある賃借人が人間としてまともな住居に住む権利を脅かす。家庭内暴力は人間、特に女性と児童の安全や健康を危うくする。どのような尺度をもってすれば、国がどの程度そうした脅威から人々を保護しているかを知ることができるだろうか。

- ・有害な活動の直接測定—たとえば、営利企業が河川に排出する化学汚染物質の量、工場で支払われている最低賃金以下の賃金、家庭における女性に対する暴力の件数、地域社会での犯罪発生率の顕著な傾向などの測定がある。
- ・そのような活動を予防もしくは停止させる国家活動の測定—法律の制定は、国家が他の行為主体による人権侵害を防止するための主要な方法であるが、国家はその法律を執行するためにどれだけ努力しているのだろうか。これは、たとえば汚染している企業や基準以下の労働条件で働かせている企業に対する監査の頻度、並びに罰則の重さによって測ることが可能である。同様に、嫉の態度や雇用者の規則など、どのような障害が子どもの就学を阻んでいるのか、政府はその障害を取り除くためにどのような対策を講じているのかを、測定することが可能である。

#### 人権の実現

人権を実現するためには、人権基準が万人に満たされるよう保証するとともに、人権基準適用を可能な限

り保証する政策を策定し、実施することが求められる。そのような政策はすべての人権について必要であるが、あらゆる状況にあてはまる単純な公式は存在しない。どの国も、国民全員の人権の実現を保証するのに必要な政策と社会的仕組みを構築しなければならない。

そのためには、何をすべきであろうか。国家が人権実現の義務をまっとうしているかどうかを評価するには、自国の置かれている状況を十分把握することが求められる。この点で、『人間開発報告書』で指摘している内容も含め、開発分析は重要な手段である。開発分析は、異なった政策代替案と、大幅に異なる状況および異なる開発レベルにおいて政策がもたらす経済社会的結果との間の関係を把握することをめざしている。しかし、どのような状況においても、指標や指数は次のことを確実なものにするために必要である。

- ・政策が人権の主要原則である、差別撤廃と真の参加を具現している
- ・適正な進展と有効な救済措置の提供を保証するための行動が起こされる
- ・人権の確立が、社会的規範、制度、法律、およびそれを可能とする経済環境の構築によりなされる

#### 主要原則と適切な行動

すべての人権に共通していることは、主要原則を充たすことと行動をとることである。

- ・差別の撤廃—万人に対して公正な処遇を保証する
- ・適切な前進—資金と努力を、人権という最優先課題に向ける
- ・真の参加—人々を自己の幸福に影響を及ぼす決定に参画させる

- ・有効な救済措置—人権が侵害された場合の救済を保証する

これらの原則および行動に対する要求は、社会正義の概念に深く根ざしたもので、国際人権法によって大幅に強化され、人権を保障するための強力な法的手段を創り出している (Box 5.8)。市民組織が指標や指数を用いて人権侵害を訴えることに大成功を収めてきたのは、これらの原則と行動の要求が、政策や実行面で満たされているかどうかを評価した結果であることが多い。

#### 差別の撤廃

差別には、一部の人々を優遇し他の人々を軽視する法律や制度を通して、政策目標に組み込まれた法律上

#### BOX 5.7 冷徹な政策を明らかにし、説明責任を生じさせる統計

1980年代初めに発生した行方不明事件について知らないと言える者は、グアテマラでは一人もいなかった。非常に尊敬を集めているNGO数団体とグアテマラ人権委員会は、多くの科学者、学生、医師、技術者の運命について知る限りのことを詳細に記録した。しかし1998年に発見された軍事記録により、軍が暗殺部隊活動の詳細な記録を隠していたことが明らかになった。これらの記録から復元されたデータは、1983年後半にはっきりとした政策的変更があったことの明白な証拠となった。つまり、農民の殺害を主とする、地方における無差別テロから、主として首都におけるはっきりと狙いを付けた個人を消すことへと戦略が転換されたのである。

これは何を意味するのだろうか。テロのこの二つの段階の間の移行をデータは非常に明白にとらえているが、この移行が非常に劇的で、完璧かつ迅速であったことから、高度に操作されていたに相違ないと判断される。大量虐殺をやめて都市部の選択的暗殺へと転換する権力を、誰がもっていたのだろうか。そのような権力をもつのはグアテマラ軍最高司令部だけである。説明責任は引き金を引いた者、あるいは暗殺部隊の書類をタイプした者に留まらない。統計的証拠は政策戦略の選択肢の一つとして、殺害を利用した者までかかることによって説明責任を及ぼすことを可能にする。

出典：Ball 1999

#### BOX 5.8 権利を貫く法的規範

国際人権法に関する主要な文書は、権利を実現する過程が下記の事柄を必ず含むような行動の原則と義務を強調している。

- ・差別をしないこと。「この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。」(市民的及び政治的権利に関する国際規約第2条1項)
- ・十分な前進。「関連の権利の完全な実現は漸進的に達成され得るものであるが、その目標に向けての措置は、関係国にとって規約が発効した後、しかるべき短期間のうちに取らなければ

ならない。その措置は熟慮された具体的なもので、規約で認められた義務の履行に向けて、できる限り明確に目標を定めたものであるべきである。」(経済的、社会的及び文化的権利委員会一般見解3、第2項)

- ・真の参加。「国家は、開発および人権の全面的実現における重要な要素として、あらゆる分野で国民の参加を奨励すべきである。」(発展の権利に関する宣言第8条2項)
- ・効果的な救済。「すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。」(世界人権宣言第8条)

出典：国連1948、1966a、1966b、1986、1990



の差別がある。また、政策の結果として現れる事実上の、つまり、それ自体はもはや目には見えなくなっているような歴史的な不正の結果としての差別もある。どちらの種類の差別も、人権実現のためには克服されなければならない。差別的な法律に見られるたぐいの意図的差別は、比較的早く改めることができるのであり、それを存続させておく正当な理由はまったくない。政策の結果としての差別は、撤廃するために時間と多大な努力を要するが、だからといって、こうした歴史的な不正は、放置すれば容易に現在および将来の不正

へとつながるため、意図的差別と同様に重大である。

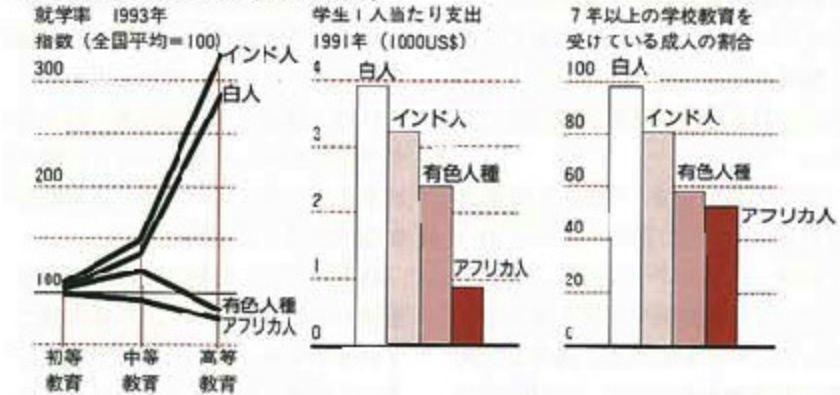
事実上の差別の存在が一般に認識されていないか、存在しないと信じてられている場合、データはしばしば、その差別を明らかにするうえで最強の手段の一つになる。統計が神話を打ち砕き、知られざる偏見を暴露し、現状を容認し得ないものとしてさらけ出すことができるのは、まさにこのような場合である。人種やジェンダーによる差別は、統計によって広く暴き出され、この問題に対する国民全体の意識を高めてきた。

アパルトヘイト下の南アフリカにおける教育支出の差別並びに教育達成度の格差は、ことに明確な例である(図5.1)。格差はいまだに大きいものの、現行政府の政策は格差是正に重点を置いている。GDIやGEMのようなジェンダー格差の尺度は、すべての国において女性が差別されている事実を明らかにしている。途上国ではいまだに、読み書きできない女性は男性に比べて80%以上多い。また全世界で、国会議員に占める女性の割合は、わずか14%に過ぎない。時間の利用と雇用に関する調査はたびたび、女性が男性と同じ労働に従事しても低い賃金しか支給されず、さらに無報酬労働に費やす時間も男性より数時間多いという実態を、明らかにしてきた。

国レベルでの人間開発指数を地域、ジェンダー、民族別に細分化してみると、経済的、社会的権利の面で誰が剝奪され差別されているかが、とりあえずははっきりわかる。細分化された人間開発指数は、平均寿命、識字能力、就学率、人間らしい生活水準を達成するための財源のそれぞれの平均的な達成度について、

図5.1

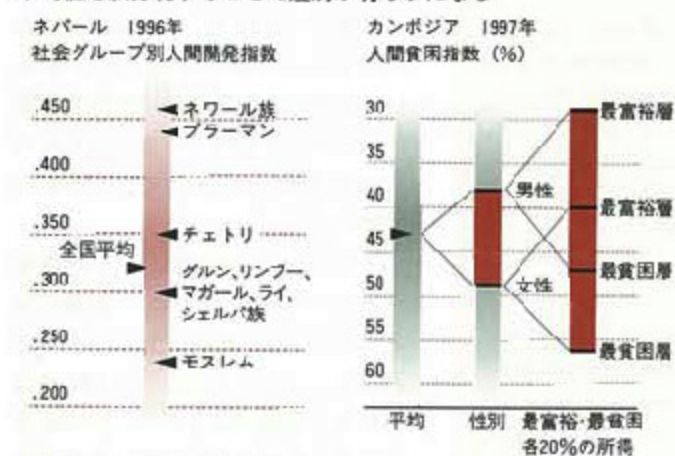
人種による差別—南アフリカの教育—



出典: Castro-Leal 1996; Buckland and Fielden 1994; South Africa, Central Statistical Services 1994

図5.2

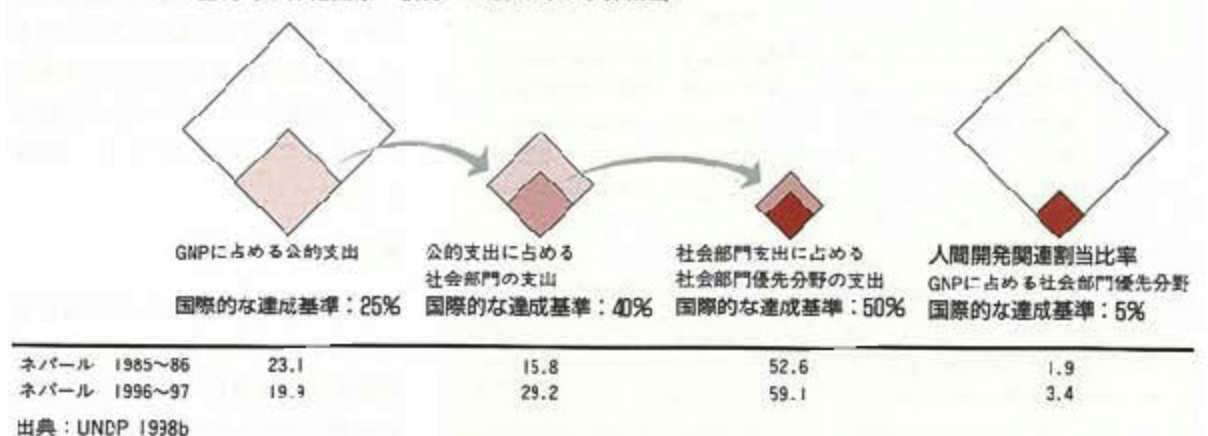
平均値を細分化することで差別が明らかになる



出典: UNDP 1998a, 1998b

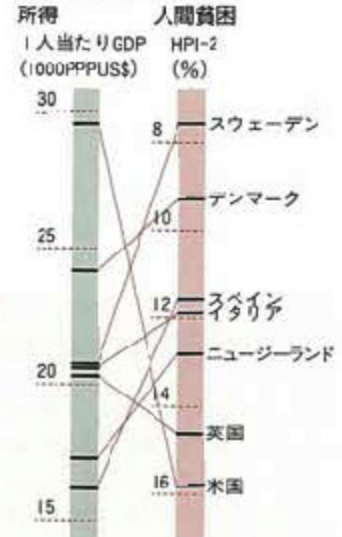
図5.4

ネパールにおける基礎的な保健医療・教育への優先的な予算割当



出典: UNDP 1998b

図5.3 資金と人間貧困—先進国間の比較—



出典: 人間開発報告書事務局

BOX 5.9 国民に論争を起こさせる統計の力

人間開発指数では、人間開発という概念の複雑さと濃密さを完全に把握することはできない。しかしこの指数は国民に情報を提供し、論争を可能にし政策に焦点を合わせて、人々の基本的な生活状況を強力に描いてみせる。

ブラジルでは政府の二つの主要なシンクタンク、応用経済研究所(IPEA)とジョアン・ピネイロ財団が1998年、UNDPの支援を受けてブラジルの「人間開発地図」を作成した。人間開発指数を地方別に作成し、27の州の4500の地方自治体全部についてデータベースを作成して、教育、生存と保健、住宅と所得に関する自治体別、州別、地域別の全国の詳細なデータをCD-ROMで提供した。

地方に重点を置いたことで、地図は全国紙および地方紙の注目を引き、メディアによる論争と地方政治に火を付け、隣接した地域社会の人間開発順位がなぜまったく異なるかが話題となった。地方の図書館にこのデータベースを備え付けたことは、地域社会に非常に

大きな関心を起こさせることに役立った。

州レベルではデータが政策を方向付けた。ミナスジェライス州では州政府が売上税の収入を自治体に再配分するためにデータを利用し、人間開発の成果が思わしくない自治体を支援し、同時に保健、教育、衛生、食糧安全保障、環境保全への投資を増やした。

連邦レベルでは、剝奪状況は国の北東部に多いが、最も豊かな州であるサンパウロにも人間貧困が存在することをデータは明らかにした。国民統合省は、国全体の援助の対象をより適切なものとするため地図を利用した。

地図が与えたインパクトは、統計の潜在能力を示すものである。地域社会に力を与え、説明責任を創出し、政策を再構築するための潜在能力である。こうした成功はデータの収集、利用を改善しようという強い意欲を起こさせる。

出典: Libanio 2000; 応用経済研究所他1998



およその状態を示してくれる。しかし、剥奪状況や差別をより直接的にとらえているのは、平均的前進ではなく最低ラインに到達できない人々の割合に目を向けた人間開発指数である。

多くの国は現在、『国別人間開発報告書』の中で、国内データを用いて地域、ジェンダー、民族、所得層別にこれらの指標や指数を細分化している。それを見れば、成果には大変な格差があることは、一目瞭然である（図5.2）。ブラジルでは二つの

政府シンクタンクがUNDPと協力し、人間開発の成果が地方都市によって異なる様相を示した詳細な人間開発統計データベースを作成した。これは一般市民の意識発揚に絶大な効果をもたらしたばかりか、政府の政策を練り直すという点で直接的な影響を及ぼした（Box 5.9）。

政府はこうした差別の積み重なる影響に対処するために、行動を起こす必要がある。しかし多くの国は、すでに優遇されている人々に対し、なお資金と機会の集中的投下を続けている。状況の異なるさまざまな国で、保健医療・教育への公的支出は、相変わらず富裕層向けのサービスに集中しており、格差は開くばかりである。人権の原則に従うならば、長期にわたる構造的差別を克服するために、疎外されている人々のために財源を振り向けることが至上命題である。

多くの国で市民組織は、公的資金が異なった社会グループの需要に対してどのように分配されているかを評価し、さらに公的資金の実際の使われ方を点検するために、国や地方の予算を監視することで、啓発活動の重点を絞り込みつつある。国・地方レベルの予算を分析することにより、市民組織は予算配分の透明性を高め、メディアでの議論を活発にさせ、さらに議員達に自らの意思決定のもつ影響についてより深く認識させるうえでも役立っている。（Box 5.10）。

#### 適切な前進

人権の無視を正当化する理由はまったくない。拷問や行方不明、食糧供給停止、強制立ち退きは、いかなる開発レベルにおいても許されるも

のではない。しかし、人権を保護し実現するためには、資金と時間がかかる。法律改正には費用がかからないかもしれないが、法律を実行するためには、公的機関のサービス拡充やそうした能力強化に向けた投資が必要のほか、一般市民の教育と官僚の研修が必要になる。国際人権法は、社会権規約の締約国に対し、適切な前進を遂げるためにこれらの権利の実現をめざして予算のうちで最大限の資金を投じることを義務づけている。しかしまた、人権侵害の発生や再発を防止するための制度能力を構築するうえで、市民的、政治的権利の擁護と実現にも、適正な資金を投入する必要がある。

このようにして人権を確立するために使える資金の量は、明らかに国によって異なる。全世界で見ると、1人当たり国民所得は3万ドルからわずか500ドル（PPPUS\$）までの開きがある。生徒1人当たりの支出水準は同じでも、低所得国では可能な限りありったけの資金を投入していることになる一方で、高所得国では明らかな努力不足を意味する。このような重要な違いをどのように区別できるだろうか。

他の国で何が可能だったかについての情報があれば、評価はやりやすくなる。ある場所で達成できたことが、ほかの場所ではなぜ達成できないのかという疑問が提起されるからである。人間開発指数は長年にわたり、そうした資金の比較を行ってきた。人間開発指数は、非識字率、短い平均寿命、社会的疎外、所得貧困が、先進国の繁栄社会の中で今もなお、どの程度見出されるかに基づいて、先進国を順位付けている。1人当たり国民所得は、利用可能な資金

の大きき代替指標として使用できる。なぜなら、政府はこの財源基盤から、人間貧困撲滅のための資金を捻出するからである。国の人間開発指数をその国の1人当たり平均所得と比較することにより、ある先進国は人間貧困をできるだけ出さないために、他の先進国に比べ資金を優先的に投入していることがわかる（図5.3）。

世界の国々は、人権実現に向けて前進しているのだろうか。これは次の二つの方法で評価できる。

- ・教育支出や教師1人当たりの生徒の人数など、財源投入の推移を追跡する。
- ・非識字率の低下や栄養失調児の減少など、成果の推移を追跡する。

予算配分など、財源投入の推移を追跡することにより、優先順位がどのように入れ替わったかを明らかにすることができる。『人間開発報告書1991』は、根本的に重要な課題をどの程度優先的に扱っているかを判断するうえで目安となる、四つの主要な公的支出比率を明らかにした。たとえば、ネパールの予算再編に関するデータは、基礎的な保健医療・教育支出の優先順位がますます高まっていることを示している（図5.4）。1985～86年と1996～97年の間に、GNPに占める公的支出の比率は低下しているものの、基本的保健医療・教育、水道、地方開発の各優先分野に分配された社会部門支出は増加し、20：20構想によって提唱された国際基準、すなわち公共予算の20%に迫りつつある。

成果の推移を追跡することは、人間開発指数の中心課題である。しかし総合的な国内平均値、特に成人識字率と平均寿命は、変化が非常に遅

#### BOX 5.10 予算の中身を解き明かす

国および地方の予算書は、非常におもしろいと気づいて私は驚いた。これらの文書は単なる数字ではない。これらは、政府の明確な意図、政策、財源の配分について語っており、富んだ地方らしい地方を創り出し、州内にさまざまなグループを創り出しているのである。

M. D. ミストリー  
社会的人間の行動のための開発イニシアチブ (Development Initiatives for Social and Human Action—DISHA) 創設者

DISHAは部族民居住地域および森林、鉱山、建設労働者のための開発を促進する目的でインド・グジャラート州に設立された非政府組織である。このNGOは、部族民居住地域の開発を評価するには予算に焦点を合わせる事が重要であることにいち早く気がついた。予算は、政府が設定した優先順位を知り、目標が実現されるかどうかを監視し、財源を地域社会間の格差を拡大するのではなく、縮小するために確実に配分するための最強の方法である。DISHA

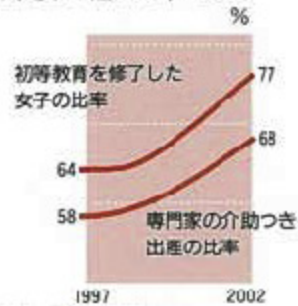
は予算配分が、さまざまな問題、たとえば教育、治安維持、農村の住宅供給、最低賃金、女性や部族民の状況などに与える影響を要約し、予算の優先順位と重点、つまり予算はどのように配分されているか、実際にそのとおり使われているか、そして誰が、得をしそうかを公表した。

DISEAの作業はメディアに注目され、予算作業に対する一般市民の関心を高めた。ある職員は次のように語っている。「予算分析を通して私は、貧しい人々や少数部族の人々には、政府が公的財源で何をしているのかを知り政府の実績を年々判定する権利があることを主張したい」。このNGOは分析を通して、判事官に置かれた地方と人々への不十分な資金配分と、約束された割当額がなぜ実際には使われなかったのかを問題にし、異議を申し立てた。

出典：Foundation for Public Interest 1997；Mistry 1999；International Budget Project 1999



図5.5  
ボリビアにおける進歩を  
測定する達成基準の設定



出典：UDAPE 2000

く、短期間の進歩を反映しにくいという、異なったグループがどのように平均的な進展から恩恵を受けているのかを敏感にとらえることができない。そこで、人間開発の進歩を評価する新しい手法が必要である。すなわち、それは人権の原則をより完全に反映した手法で、最も貧しい人々がどのような影響を被っているのかに特に注意を向けるために、社会層別に進展状況を分けた新しい手法である（参考資料参照）。

国が前進を遂げているとき、その速度が適切か否か、誰が判断できるだろうか。何が達成可能かは、財源、歴史的制約、政策オプション、競合する優先的課題など、その国の事情によって異なる。また同時に、

合意された基準が必要である。前進を遂げるには時間がかかると認めることは、まったく進歩がないことの言い訳には決してなり得ない。

進歩の適正速度について合意をするうえで有益な一つの手段が、達成基準である。政府は、たとえば、可能な限り早急に女性の非識字率をゼロにするといった総合的目標をしばしば掲げてきた。しかしそれよりはるかによいのは、市民組織と協力して、たとえば2010年までに女性の非識字率を30%から15%へと低下させるという達成基準を設定することである。このような基準の設定により、価値がありながら評価不能な目標を、監視可能な明確な達成目標へと置き換えることができる。1例として、ボリビア政府は市民組織や野党と協議のうえ、1997年から2002年の行動計画を策定し、監視が容易な17の指標、たとえば介助つき出産の比率、初等教育を修了した女子の比率などの年間達成基準を設定している（図5.5）。

達成基準の設定により、市民社会と政府は、どのような速さで進むのが適切かについて合意を形成することが可能になる（Box 5.11）。国内での対話に向けた基盤が強力であればあるほど、その基準の達成に向けた国民の意欲も増す。民主的な議論ならびに広く入手可能な公の情報が必要なことは、明白である。達成基準が単なる言葉だけの空約束でなく、説明責任を追及する手段であるためには、次の条件を満たしていなければならない。

- ・具体的で、期限があり、検証可能である。
- ・どの程度の進歩の速度が適切かについて合意が形成されており、目

標があまりにも低く設定されないよう、人権面で影響を受ける人々の参加を得て決定されたものである。

- ・活動内容に関する説明責任とともに、達成期限について第三者に再評価してもらう。

達成基準を設定し、有効に活用するうえで、複数の行為主体が主導的役割を果たすことができる。政府機関は達成基準を政策立案の中間目標として利用できる。政府、政策研究機関、国内のNGOは、同じような状況に置かれた他の国の達成水準を評価し、それを参考にしながら各国内でどのような目標が達成可能かについて合意を形成することができる。国内の人権機関は、それらの達成基準を利用して進展を監視することができる。すなわち経済的、社会的、文化的権利の実現はもとより、差別的格差の撤廃、司法裁判の効率化、参加拡大の状況などの監視である。また、人権高等弁務官事務所は、達成基準の設定および監視のための各国の取り組みを支援できる。

#### 真の参加

参加は人権の実現に重要な役割を果たす。国はデータの提供および収集と利用の許可、政策立案への参加機会の提供を通し、国民が自らの福利に影響を及ぼす意思決定に参加できるようにする法的義務を負っている。これが実際に行われているか否かを評価するには、何らかの指標が必要である。

まず第一に、人は自己の権利をどの程度認識しているのだろうか。世論調査をすれば、認識していることと、していないことの両方について、多くのことが明らかになる。国

民の人権意識を高める努力は、人権教育の程度と影響によって評価することができる。たとえば、国は学校や公的施設を通じて人権教育を実施しているか、企業は労働権や、企業の行動準則に対する従業員の意識を高める活動を実施しているか。

第二に、どのくらいの量の情報が実際に収集され、公表されているのだろうか。人権に関するデータの公開は、説明責任を果たそうとする努力の程度を示す効果的なバロメーターである。影響力のある行為主体は、自らの行動と影響に関するデータを記録し公開することについて、どの程度積極的だろうか。政府だけでなく企業、援助国、国際機関も、より多量のデータを集め、一段と多くのデータを公開するよう、圧力をかけられている。しかし、実際にどれだけのデータが収集されているのか。どのくらいの量のデータが公開されているのか。本報告書に掲載された実例を見るとどれも、その善し悪しは別として、少なくとも沈黙からの一歩前進と言える。なぜならデータは一般市民の関心を引き付け、変革の気運を高めるのに役立つからである。すべての国が本報告書で示された問題に直面しているが、それらを確認するためのデータがなければ、人権実現への挑戦はそれだけ困難になる。

第三に、人々は協議に参加する機会を与えられているだろうか。参加は公民館での会合、住民投票、メディア主催の討論会、公聴会など、さまざまな形をとり得る。欧州の文化政策の動向と実施に関するデータベース、FACTUSは、欧州37カ国の市や町に関する情報をまとめたものである。さまざまな質問項目によっ

#### BOX 5.11 達成基準を設定する

一進歩の適切な速度について合意するために一

達成基準を設けることは、統計に基づく正確さを国レベルの討論に持ち込む潜在力をもっている。そして、進歩のための具体的時間限った目標を設定するのに達成基準を利用することが増えている。タイでは子どもの権利を実現するために、第7次国家社会経済開発計画の一環として1992年から96年の間に30を超える達成基準が設定された。その中には次の事柄が含まれている。

- ・1996年までに妊産婦死亡率を出生10万人当たり30にまで減らし、乳児死亡率および5歳未満死亡率を出生1000人当たりそれぞれ23と35に減らす。
- ・1996年までに新生児の少なくとも70%が体重3kgを超え、そして少なくとも93%が2.5kgを超えるようにする。
- ・1996年までに基礎教育を6年から9年に延長し、6学年を修了した者の73%以上が中等教育に

進むようにする。

これらの達成基準は、国家青年局と市民社会の提案を考へ合わせたものであり、1990年の子どものための世界サミットで設定されたグローバルな目標を反映したものである。参加を通して目標を設定することで正統性が増し、関係NGOは成果を積極的に監視するようになる。

すべての手段と同様に、達成基準にも弱点はある。目標達成をめざすあまり、国民の期待に沿った報告をしようとして結果が操作される可能性もある。ここから得られる教訓は何か。監視する者とされる者を分けることである。さもなければ達成基準が最大の影響を与えるのは現実ではなく、記録された統計値ということになってしまおう。

出典：Hunt 1998; Muntarbhorn and Taylor 1994



て、財政の地方移管や市民協議に関する政策が市によってどのように異なるかが、明らかにされている(表5.1)。もちろん、そのような粗い指標で参加の質や程度をとらえることは無理だが、文化的権利の推進に市民の積極的参加を受け入れることについて、地方政府がどのような姿勢をとっているかを知る最初の手がかりになる。地方に移管された予算の割合、意見を聴取された組織や個人の数、文化的権利推進政策の予算など、もっと詳細なデータを集めることにより、参加の質に関する全体像へと迫ることになるだろう。

#### 有効な救済措置

人権が侵されたとき、救済を受け

る権利が認められなければならない。救済といっても、裁判所を通じた司法的な救済だけに限定されるわけではない。その侵害が二度と繰り返されないことを公式に保証するというような形の行政的な救済も可能である。有効な救済措置が提供されているか否かを評価するためには、指標となるものが必要である。法的救済措置の評価は、救済を行うための司法制度の効率性を調べることによって可能になる。何件が裁判所に提訴されたか、決着まで平均でどのくらいの期間がかかるか。裁判官1人当たりの係争中の訴訟は何件か。南アジアのこの種のデータは、裁判所が迅速に救済を提供する能力を著しく欠いている実態を暴いている(表5.2)。起こされたすべての訴訟のうち、まだ決着していないのは何件か。法廷に持ち込まれた人権侵害のうち、侵害を受けた側が勝訴した割合はどのくらいか。統計数値は、裁判結果に見られる一定の傾向を明らかにすることができ、しかもそうした傾向が重要な疑問を提起することになる。中米のNGO、カサ・アリアンサ(Casa Alianza)は、裁判データを注意深く記録にとり、一般市民あるいは官憲に虐待され、拷問を受け、殺害されたストリート・チルドレンに対し、ほとんど救済の手が差し伸べられていない事実を示している(Box 5.12)。

人権実現のこれらすべての側面を総合することで、国家が人権の尊重、保護、実現のための法的義務をどれだけ遂行しているか、つまり差別をせず、適切な前進を遂げつつ、真の参加を組み入れ、有効な救済をしながら、どの程度義務を遂行しているか、を評価できる。市民組織は

この種の分析を先頭に立って行っており、分析によって得られる全体像がいかに充実したものかを立証している。たとえば、経済社会権利センターによる1998年の分析は、エクアドルにおける保健医療に対する権利の現状を詳しく伝えている(表5.3)。

#### 人権確立の保証

人権を確立するためには、人間に関する成果に注意を向けるだけでは不十分である。貧困と拷問がなくなったからというだけで、関連した人権が実現されつつあることを保証できるわけではない。これらの成果を、社会的規範、制度、法律、人権の実現を可能とする経済環境を通して確かなものにしなければならない。これらの領域に関する統計は、それぞれの領域の仕組みがどの程度整備されているかを評価するのに役立つ。このような方法で、すべての国において、人権確立の仕組みがどの程度保証されているかを問うことができる。

#### 社会的規範

社会的規範が、確実な制度利用を現実のものにするためのものであるならば、人権を脅かすのではなく擁護するものでなければならない。表明された意見と本音が食い違う可能性は十分考えられるとしても、世論調査はこの実情を把握することができる。女性に対する暴力に関する態度を全世界で調査した結果、身の安全に対する女性の権利を保護するためには、規範を改めるばかりでなく、男女双方の認識を変えることの重要性が示された。インドで1996年に実施された初等教育に関する調査

は、親の98%は初等教育が男子にとって重要であると考えているのに対し、女子にとって重要だと考える親は89%に過ぎないことを明らかにした。米国では以前から続いている異質なものを認めない不寛容を反映し、1998年には7700件以上の憎しみによる犯罪が報告されている。これは米国に限らず多くの国で人々が経験している脅威である(図5.6)。このようなデータは社会的規範に組み込まれた不寛容と差別の脅威を明らかにするばかりでなく、教育、エンパワーメント、意識改革を通して規範を

表5.1 地方自治体は文化振興への参加促進政策をもっているか

地方自治体	中央政府と地方政府の間で責任と財源を移転する政策はあるか?	文化的活動に関する意思決定に、消費者、芸術家、ボランティア組織の参加を可能にする政策はあるか?
ブラハ、チェコ共和国	●	●
カタルーニャ、スペイン	●	●
ティミシュ、ルーマニア	●	●
ナポリ、イタリア	●	●
イストリア、クロアチア	●	●
コーク、アイルランド	●	●
ヘルシンキ、フィンランド	●	○
ニコシア、キプロス	○	●
マブラ、ポルトガル	○	○
イエーテボリー、スウェーデン	○	○

地方自治体の回答 1996~99年

- 公式政策
- 非公式政策
- 政策なし

出典: Interarts Observatory 1999

表5.2 裁判は遅滞なく公平に行われているか 1996年

国名	1000人当たりの係争中訴訟件数	裁判官1人当たりの人数	裁判官1人当たりの係争中訴訟件数
バングラデシュ	53	95,000	5,150
インド	23	31,000	2,150
パキスタン	5	35,000	450
ネパール	4	85,000	300

出典: Mahbub ul Haq Human Development Centre 1999

#### BOX 5.12 加えられた暴力に対する救済策なし —グアテマラのストリートチルドレン—

1万5000人を超えるストリートチルドレンがグアテマラと隣国ホンジュラスの都市部で暮らしている。家出した子ども達や、寄り添わない子どもたちであるが、住民からはしばしば近所迷惑な「害虫」と見られている。そのひどい状況に対し政府と社会は無関心で、そのため、彼らは官憲や一般市民による虐待や、ときには拷問や殺人から保護されずにきた。

こうした子どもたちの人権侵害を告発するために、ストリートチルドレンを守り社会復帰させることに専心する非政府組織、カリ・アリアンサ(Convent House Latin America)はわかっているケースをすべて記録し、明白な証拠を記載した衝撃的な報告書を作成した。しかしカサ・アリアンサはこれに留まることなく、裁判所での裁判を求めて精力的に行動した。そして結果を記録し、救済策の驚くべき欠如を示すデータを作成した。

グアテマラでは1990年3月から1998年9月までの間に、ストリートチルドレンが絡む392の事件が

法廷に持ち込まれた。1998年9月末までに、47%が調査不足として記録に綴じられ、44%以上も同じように扱われる危険があり、4%は証拠不十分として打ち切られた。わずか5%にあたる総数17件だけが審理され、判決が下された。カサ・アリアンサはこのうちの15件で勝訴した。

連座した人々はどうなったか。官憲のおよそ220人が訴訟で告発されたが、これまでに判決を受けたのはわずか10%である。

これらの訴訟の記録は、それまででは無視されていた問題に市民の注意を向けさせた。しかしカサ・アリアンサは、ストリートチルドレンに振られた暴力に対して司法制度が救済措置を講じることができないのは、子どもの権利を保護しないことに他ならず、今後も続く暴力と刑罰逃れを暗黙のうちには是認するものであると考えている。

出典: Casa Alianza 1999; Harris 2000



表5.3  
エクアドルにおける健康権の実現—国家の義務を評価する—

国家の義務	評価	利用可能または望ましい指標や指数
<b>権利の尊重</b> 国民の権利実現能力に対する直接的な妨害はあるか。 現行の保健サービスまたは保健医療の利用状況に、予防策を講じられたような後退はあるか。	エクアドル領アマゾンで地域の水源に、国営石油事業が重金属や発ガン物質を投棄している。  いろいろなプログラムで、最も影響を受ける人々への十分な緊急対策なしに、遅けられたであろう計画の中止が行われている。	<b>必要なデータ：国営事業による年間化学汚染量</b>  1990年には、5歳未満児の50%が栄養不良であったと推定される。1990年から1994年まで、栄養プログラムの対象は11%から4%に減少した。
<b>権利の保護</b> 民間行為主体の行為によって、健康への組織的被害を被っている人々がいるか。こうした人達を守るために国はどんな対策を講じたか。	配偶者や家族による女性や子どもの虐待は、健康への重大な脅威となっている。  女性と家族に対する暴力防止法が最近制定されたにもかかわらず、国は司法制度によって犠牲者を十分に保護してはいない。  民間石油業界は、エクアドル領アマゾンで地域社会の水源に重金属や発ガン性物質を相変わらず投棄している。	1998年、最大の都市であるグアヤキルの女性の88%が何らかの形の家庭内暴力を被ったと述べている。  1989年から1992年までの間、グアヤキルにおける女性と少女に対する性犯罪に関連する1320件の告訴のうち、有罪判決が下されたのはわずか2%であった。  1980年代末、民間石油会社は440万ガロンもの有害廃棄物をアマゾンに毎日投棄していた。
<b>権利の実現</b> 国民の健康問題に根本的に取り組む十分な対策を国は講じたか。	1995年の政府調査は、死亡数の30%以上は基礎および二次予防医療を優先させることにより避けられると結論付けている。  他のラテンアメリカ諸国に比べて、栄養プログラムの対象が限られている。	1995年、保健予算のわずか17%しか基礎医療に配分されず、予防医療にはたった7%であった。  1990年代半ば、プログラムの対象はポリビアが40%、ペルーが85%であったのに対して、たった4%であった。
<b>差別をしないこと</b> 国の努力や成果の中に差別は存在するか。	農民、貧民者、先住民の著しい不平等、極度の制約状況にもかかわらず、政府は歳出と財源のほとんどを都市および比較的暮らし向きがよいグループのために使っている。	1997年、都市住民の84%が保健医療サービスを利用できた。一方、地方の住民はわずか10%であった。そして保健関連職員の80%が都市部にいた。  <b>必要なデータ：民族集団別、所得レベル別、教育レベル別の保健医療への利用状況</b>
<b>十分な前進</b> 国は、義務の達成に向けて成果とサービス投入の両面で十分前進したか。	1970年、政府は達成基準を設定した。 ・都市住民の80%と地方住民の50%に安全な水を。 ・都市住民の70%と地方住民の50%に衛生設備を。  1980年代末から歴代政府は保健支出を削減してきた。債務を返済するため軍事支出を増やすためである。	1982年から90年までの間、安全な水を使用できる世帯の割合は都市部で88%から78%に減少し、地方では25%未満の状態が続いた。衛生設備を使用できる世帯の割合は都市部で46%から38%に減少し、地方では15%から10%に減少した。  1994年、国家予算の4%が保健医療に、45%が債務返済にあてられた。
<b>参加</b> 国民は自分の権利について教育を受け認識しているか。  地域社会が健康に関する政策に与える影響力を増し、参加の機会を増やすための仕組みがあるか。	健康権に関する公的教育のための政府プログラムはない。また、個人の健康に関する公的情報は非常に隠れている。  資金配分のための制度は非常に中央集権的、官僚的であり、参加の機会を奪っている。	<b>必要なデータ：自らの健康権を認識している国民の割合；基本的健康規範を知っている国民の割合</b>  <b>必要なデータ：地方に配分される保健予算の割合；国民との協議で計画された保健プログラムの割合</b>
<b>有効な救済策</b> 健康権の侵害に対して国は有効な救済策を用意しているか。	非効率、汚職、財源不足が有効な訴訟の大きな障壁となっている。	国営および民間石油会社による25年に及ぶアマゾン流域地域社会の大規模な健康被害について、ほんの一握りが提訴された、そのうち勝訴したものは一つもない。

注：当表は経済的・社会的権利センター (the Centre for Economic and Social Rights) による1998年ケーススタディに基づく  
出典：CESR 1998

変革するためには、どのような分野で行動を起こす必要があるかということをも示している。

### 制度

制度の質は、制度が提供すべき財・サービスを確実に利用できるようにするのに適切なものだろうか。成果からサービスの利用へと指標の焦点を移すこと、たとえば、妊産婦死亡率から、出産前の保健医療サービスの実行と利用の可能性や、介助つき出産の比率へと焦点を移すことは、難しく複雑な問題である。

司法制度、オンブズマン制度、国内人権機関など、あらゆる人権の枠組みを創る制度と、保健医療サービスや学校、選挙委員会、刑務所など特定の権利を実現する制度の両方について、評価が必要である。

確実な制度利用とは何を意味するかを問うことにより、必要なデータが明らかになる。たとえば、

- ・保健所は、保健医療サービスを確実に提供しているだろうか。この点を明らかにするためには、1カ所の保健所が、どのくらい遠くからやってくるか、何人の人々にサービスを提供しているか、という問いから出発する。医療スタッフは、病気を治療する能力をどの程度もっているか。基本的な医薬品の不足の程度と頻度を明らかにし、さらに医薬品不足による弱点を明らかにするため、基本的医薬品の在庫水準を追跡する。
- ・オンブズマン組織は、本当に人権侵害申し立てを解決することが可能なのだろうか。その予算の適正さ、スタッフの適性を問い直してみる。提訴の件数、その種類、処理に要した時間、そして結果を分

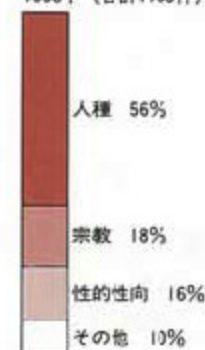
析してみる。

### 法律

法律は人権を脅かしているのか、それとも人権を強化しているのかを評価することは、困難なことである。たとえ国の憲法には完璧な法規が鎮座しているとしても、実際には一度も執行されないままだったり、ある特定の社会グループだけに一貫して有利または不利に使われていたりする。そこで、法律を評価するにあたっては、法律に書き込まれていることを評価すべきなのか、それとも法律がどのように適用されているかを評価すべきなのであろうか。答えは、「両方とも」である。

適正な法律というものが存在するのだろうか。たとえば、適正な住居に住む権利は、多くの国で国内法に正式に記載されていない。この権利が法的に確保されていないことは明白である。では法律が存在する場合、どのように運用されているのか。その法律が発動されたことがあるのか。法律はこれまで成功を収めているのか、適用の際に偏見が働いていたことをうかがわせる結果があるだろうか。米国の死刑に関するアムネスティ・インターナショナルの報告は、そのような例を一つだけ挙げている。米国では殺害された黒人と白人はほぼ同数だが、1977年以降処刑された死刑囚の82%は、白人を殺した罪で死刑判決を言い渡された者である。法律はどのくらい広く、知られているだろうか。関連法の適用も容易にできるのか。その国や地方の言葉を使って書かれているのか。一般の人が理解できるように、法律専門用語ではなく平易な言葉でわかり易くまとめられているか。法

図5.6  
異留に対する不寛容—米国における憎しみによる犯罪—  
報告された憎しみによる犯罪の対象  
1998年 (合計7755件)



出典：人権キャンペーン1998



人権を推進するためには、政府、家庭、企業、地域社会、国際機関のパートナーシップが必要である。

的助言を求めたり利用することは簡単か。裁判所に訴える経済的余裕のない人々に対し、法的支援があるのか。法的助言を提供する施設は、立地条件に恵まれているか、居住者の多い地域に隣接しているか。

#### 人権の確立を可能とする経済環境

資金の重要性は、人権の確保に関するあらゆるレベルの分析で、繰り返し指摘されていることである。経済の安定性に対するマクロ経済的な視点から、家計支出の脆弱性に対するミクロ経済的な視点に至るまで、経済環境の構造が、人権の実現を促すのか、それとも阻むのかを問うために、さまざまなデータを利用することができる。たとえ経済が活況を呈し、あらゆる層の所得を引き上げているとしても、政府または地域社会による社会保障制度が整備されていないならば、適切な生活水準は十分に確保されない。ミクロレベルでは、家計支出に占める食費の割合を調べると、低所得世帯が食料品価格の変動から大きな打撃を受けていることが明らかになる。投票所が遠方にある場合には、投票に行くために仕事を休むという機会費用がかかる。また、学校教育そのものは無償であるとしても、入学準備にかかる費用は値上がりが続いている。このような費用に関するデータは、財政的理由が、その費用を負担しなければならない人にとって、どんな人権をも脅かす可能性があることを示している。

#### 行為主体の特定

国家が責任ある行為主体として果たす役割は、以前から重視されているが、法律で定められた国家の義務

によってその役割はいつそう大きくなっている。しかし人権を推進するためには、政府、家庭、企業、地域社会、国際機関のパートナーシップが必要である。社会的仕組みは、究極的には、個人として行動する人々、あるいは地域社会、団体、企業、機関、政府を通じて行動する人々によって創られ、支えられている。ある国の人権状況の変化は、その善し悪しを問わず、国によって引き起こされるばかりでなく、国家以外のこうした主な行為主体によっても引き起こされる。その役割と義務は、以前に比べていつそう厳しい検証を受けつつある。

50年以上も前に、世界人権宣言は人権に対する国際的影響に焦点を当てる必要性を認めた。同宣言の第28条は、「すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する」と宣言している。今日、行為主体は地域内および全地球的規模で互いに影響を及ぼし合い、ますます複雑化する地域秩序と国際秩序は、法的義務の範囲を拡大している。こうした分析が、今求められ、また、その複雑さを解き明かす指標となるものが必要とされている。指標は、どの行為主体が地域社会や地球規模で人権の実現に決定的影響をもっているのかを特定し、問題の所在を突き止め、問題を軽減するための行動を示唆する。

国内的に異なった行為主体の役割と影響を評価することで、人権が実現されていない理由について、はるかに豊富な全体像が浮かび上がってくる。また、単に国家による行動だけでなく、地域社会の取り組みも含めた必要な介入策を指摘することが

できる。インドでは1992年の時点で6歳から14歳の全児童の30%、つまり男子約2300万人と女子約3600万人が未就学であった。インドのある独立した調査チームは1996年に、その理由を明らかにしようと、北部インドで調査を行った。調査チームは村や家庭を調査し、豊富なデータベースを作成し、その中で初等教育の問題の背後にあるいくつかの隠れた理由を明らかにした。親や教師をはじめ政治家やメディアに至るまで、大多数の行為主体が、各々の役割を果たしておらず、社会全体の怠慢が浮き彫りになった。そして、国の政策はもとより、地域社会による解決策の必要性も指摘された(表5.4)。

国際レベルでは、グローバリゼーションと市場の自由化にともない、相互依存の度合いはかつてないほど強まり、人権に関する成果への行為

主体の影響は世界中に波及するようになった。行為主体が増えれば増えるほど、問題は複雑化する。国内だけに従業員をもっている企業の場合、従業員の安全性と給与を直接管理しているので、評価は比較的容易である。しかし多くのグローバル企業は現地企業と下請契約を結んでおり、労働者の権利を確保するどころか、監視することさえますます困難になっている。世界的玩具メーカーのマテルは、行動規範を作成し、その実施状況を監視する外部委員会を設置した(Box 5.13)。企業に限らず、国際金融機関、世界貿易機関、多くの国連機関を含む、国際的行為主体の行為や怠慢が人権実現に与える影響を評価するためにも、何らかの指標が必要とされている。

さらに、国家が自国民以外に及ぼす影響についても、指標は必要であ

表5.4 インドにおける初等教育権の実現—行為主体達は義務を果たしているか—

行為主体	義務	測定	結果
親	積極的に子供たちを学校に行かせなければならない。	子どもが教育を受けることが大切だと思っている親の割合。	・女子に関しては89%、男子に関しては98%。
政府	通学可能な学校を供給しなければならない。 十分な設備を提供しなければならない。	家から学校までの距離 教員数 設備の状態 校長の出席と活動	・地方の住民の92%は1km以内に小学校がある。 ・地方の住民の49%は1km以内に高等小学校がある。 ・小学校の12%で教員が1人しか配属されていない。 ・21%で調査時に1人の教員しか出席していなかった。 ・学校の58%が教室が少なくとも二つある。 ・60%が雨漏りする。 ・89%が使えるトイレがない。 ・59%が飲料水がない。 調査のため学校を訪問したとき: ・校長の25%が授業を行っていた。 ・42%が授業以外の活動に従事していた。 ・33%が欠席であった。
地域社会	学校、教員、親を支援しなければならない。	公開討論	・村教育委員会の49%が前年度会合をもっていなかった。
メディア	基本的教育が行われていない事例について報道しなければならない。	基本的教育に関する新聞記事の割合	1年間の新聞記事の中で: ・外国投資に関する記事 8550件 ・対外貿易に関する記事 3430件 ・防衛に関する記事 2650件 ・教育に関する記事 993件 ・地方の初等教育に関する記事 60件

注: サンプルは、インド北部4州の1996年度現在の188村、1200世帯、236校  
出典: PROBE Team 1999



る。国は、資金を無償、有償で供与する援助国として、また貿易や交渉を行う主体として、武器の商人として、和平を樹立する者として、さまざまな影響を与えている。独裁者の犯罪は広く認識されている反面、その独裁政権に対する諸外国の援助は、当然調査すべきものであるにもかかわらず、調査を逃れている。諸外国の政策は、武器の販売、ゲリラ活動や対ゲリラ活動の訓練、制裁措置、海外援助の様式、輸入に対する関税や割当などを通じ、人権に影響

を及ぼす。国家以外の強力な行為主体および国を代表する者は、ロビー活動、政治候補者への資金提供、その他の形の圧力を通じ、国内外で法と政策の形成に関与している。

これらの大きな影響力をもつ行為を見落とせば、狭い範囲の人権状況しか把握できず、人権実現を評価するための情報もわずかしか得られない。国内の人権問題を説明するには、国内の要因に焦点を当てることになるだろうが、それでもなお、国際的な相互影響がどのようにそれらの国内要因の形成にかかわっているかを、第一に調べる必要がある。これらの異なった行為主体が人権に与える複雑な影響を明らかにする指標や指数を構築すること、そしてそのための第一歩としてデータを収集することは、最大課題の一つである。

### データ収集に向けた前進

人権に関する良質な統計データを収集することは、実に困難な課題であるが、この課題への取り組みはずでに始まっている。

- ・新しい行為主体の台頭—市民組織ならびに、地域を拠点とした人権状況記録センターができて、人権に関する意識と理解が普及し、今後役立つであろうデータ収集ポイントが新たに世界中で何千も誕生した。
- ・情報入手の拡大—多くの国で表現と情報の自由が拡大し、さらに透明性が増したことにより、より広範囲の人々がデータ収集過程にかかわることができるようになり、いっそう多くの真実が明らかにされるようになった。グアテマラやインドネシアから南アフリカや旧ソ連の共和国に至るまで、市民組

織やメディアのこれまで以上に自由な声は、広範囲の情報を伝達するとともに、市民対話を拡大した。

- ・情報技術 (IT) の台頭—情報技術、特にインターネットへの接続の画期的な拡大は、データ管理の驚異的な簡素化および迅速化をもたらした。以前に比べてはるかに高速かつ広範囲にデータを記録し、連携させ、公開することが可能になった。
- ・より専門的な人権状況の記録作成—記録される情報の信頼性を高めるために、多くの努力がなされてきた。研究コース、オンラインで提供される標準記録形式、ガイドラインを通じ、人権状況の記録作成に当たる人々の専門知識が強化されつつある。

指標や指数を使って説明責任を強化するには、これらの機会をどのように活用したらよいただろうか。それには四つのやり方がある。つまり、より大量かつ良質な公式データを収集する、地域社会向けの情報源を多様化する、公式データの入手をしやすくする、説明責任の手続きを強化する、の四つである。

### より多くのかつ良質な公式データの収集

人権状況を評価するには、責務の不履行と人権の不確実さを示すデータ、それもすべての人々に関するこのようなデータが、必要である。公式統計では見過ごされがちな疎外され剥奪された人々に関するデータ、および行為主体と監視者とを分離する意味で、別の情報源から集められたデータに加え、地域やジェンダー、民族、所得水準、他の差別分野

別に分かれたデータが必要になる。したがって、人権状況の評価に際しては、データ収集の新しい手法が求められる。統計能力の育成は、めったに優先的な扱いを受けない。しかし政策を立案し評価するうえで、情報は不可欠な手段である。国内の統計機関と国連機関はこの能力を構築するため、いっそう緊密に協力する必要がある。現在でも、最も基本的な開発指標の多くは、依然データとして不完全なままである。

### 情報入手先の多様化

公式統計は政府が自らを監視し評価するために重要であるが、別の情報源からのデータを使用すれば、公式統計がとらえる実態をさらに補うことができるし、場合によってはまったく別の実態を示すことができる。女性に対する暴力は、警察の報告書を通してのみ統計が集められている場合、報告件数は実際の発生件数を大幅に下回る。特に女性が警察をおそれたり一般世間の目を怖がっている国では、その傾向が強い (図 5.7)。そのような場合には、女性団体や女性の避難施設からの情報で、これらのデータを補うことが効果的である。同様に、企業の行動を評価する際も、外部の監視者による評価のほうが、適正な評価として受け入れられる公算がはるかに高い。

地域社会では、何ができるだろうか。サンプル調査は公式データの信頼性を点検し、さらに根底に潜む地域社会固有の問題を突き止めることができる。学校、病院、図書館、地元の市場は人々の生活、意見、意識に関する豊かな情報源になり得る。しかし、市民組織が新しい情報発信源となるためには、そのデータは信

指標や指数を使って人権の説明責任を求める

### BOX 5.13 マテルを監視する—統計で遊ぶのではない—

マテルは世界最大の玩具メーカーであり、中国、インドネシア、マレーシア、メキシコ、タイに大規模な製造工場を持っている。このグローバルな企業は評判の重要性を認識している。1996年、ナイキ社のアジア各地の工場を標準以下の労働条件が適用されていたことへの非難が広く報じられたのをきっかけに、マテルは同じような非難を受けないようにするための措置を講じた。1997年、同社は行動規範を定め、その規範は業界の平均を上回るものであった。そしてこの規範の遵守を監視するためにマテル独立監視委員会 (the Mattel Independent Monitoring Council, MIMCO) を設置した。監視作業は四つの段階から成り、各段階では前段階で収集した情報が正確であることを確かめ補完する。各工場の管理者は賃金、労働条件、環境および安全に関する書類一式を作成する。それらの書類は財務データとの整合性がチェックされる。現場での従業員との守秘に基づく個人面談により、児童労働、賃金、安全、いやがらせ、労働組合および処罰について

知ることができる。最後に監視チームは、労働環境を自分の目で確かめるために職場を視察する。独立監視委員会 (MIMCO) は全工場の結果を比較し、マテル取締役会に勧告を行う。そして監視チームは6カ月後に各工場に戻り、勧告の実施状況を評価する。

良好な換気や労働条件などの行動規範の原則を、数量化可能な規程に置き換えることの重要性を委員会は強調する。たとえ規程のあるべき姿について合意がなくても、測定の対象を知ることは少なくとも可能である。最後に、独立監視委員会は調査結果をマテルからの制限を受けずに公表していることを強調し、他のNGOによる調査結果の詳細な検査を歓迎している。

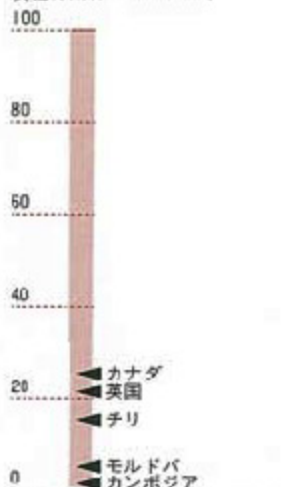
マテルは子供の玩具に関して最も影響力のある企業として、この取り組みを採用する勇敢な一歩を踏み出した。他の影響力のある多くの企業も、この取り組みを手本とするとよいであろう。

出典：MIMCO 2000；Sethi 2000



図5.7  
通常は報告されない  
女性の虐待

警察に通報した虐待を受けた  
女性の割合 1993～97年



注：データは1993年から1997年の  
間のいずれかの年のもの  
出典：ジョンズホプキンス大学  
1996b

頼のおけるものでなければならぬ。過去には、市民組織のデータはしばしば信頼性に乏しく、結果的に、市民組織のデータは官僚に簡単に却下されることが多かった。「国際人権情報記録システム」(HURIDOCs)は、データ収集のための標準化された定義と様式を規定するとともに、データの収集者や分析者に研修を施すことにより、長年にわたり非公式データの信頼性を強化してきた。

取り扱いに配慮の必要なデータを安全に保管するための注意も必要である。組織が人権蹂躪の犠牲者、生存者、証人のために尽くす道義的義務を負っている場合、データを安全に取り扱う義務、得られた証換から人物の特定につながる情報を分離する義務、証言者に証言の安全性を保証するために、広く低コストで入手できる暗号化ソフトウェアを使用する義務も、あわせて負っている。

#### 情報を知る権利の実現

国が必要としていることや政府の優先的課題についての情報を国民に提供することにより、難しい選択に関して人々の理解が得られるとともに、人々が資金の制約と多くの要求に接することで、より広い社会的合意を形成することができる。しかし国民が自分の幸福に影響を及ぼす政策や実施に関する情報を入手できない場合、さまざまな代償を払うことになる。

- ・一般市民の監視という「明かり」が届かないために、腐敗がはびこる。
- ・ジャーナリストが機密情報や特別な情報を漏らしてもらうなどの便宜を図ってもらった見返りとし

て、一部の官僚の不正行為に目をつぶることを選んだ場合、報道の自由は危うくなる。

- ・巨大な民間の行為主体は、金銭と引き替えに情報を効果的に隠蔽することができる。国民の健康と安全にとって重大な脅威をもたらす情報ですら、隠蔽できるのである。

情報公開を立法化するだけでは不十分である。誰もがデータを手に入れられるようにするには、公的活動の情報公開を奨励する政策も必要である。公式データが公開されているにしても、大都市の役所でしか手に入ることができず、しかもそのデータを見つけ出すための知識と時間と決意をもった人しか、実際には入手できない。インターネットは情報の入手可能性を著しく拡大したとはいえ、ネットワークに接続できる人しか入手できない。人々が情報の公開を要求し、公開された情報を利用してはじめて、政策立案の重点、質、結果を変えることが可能なことを、情報を知る権利の運動は立証してきた。

#### 説明責任を問う手続きの強化

説明責任の自覚を求める要求は、影響力をもつ行為主体者全員に対するものであり、自己の責任を受け止め、監視者に協力し、勧告に応じるよう迫っている。国家以外の行為主体は、取り組みを強化する必要がある。企業は、その行動準則を定量化できる基準に置き換えるとともに、外部監視者を置いて行動規範の実施状況についてデータを集める体制を整える必要がある。国際機関の場合も、自らの影響について同様の検証が必要である。世界銀行が創設した

監査パネルは、重要な例で、市民社会にプロジェクトの影響に関する独自の評価を提出させることができ。世界貿易機関、国際通貨基金、多くの国連機関を含む他の多国籍機関も、世銀にならう必要がある。

すべての国連加盟国は、国連憲章第55条の下で、「差別のないすべての者のための人権および基本的自由の普遍的な尊重および遵守」を推進することを誓約している。そして人権条約を批准することで、さらに法的な義務を負っている。しかし国連加盟国はこれらの公約や義務をどの程度実践しているのだろうか。それを知るために何らかの指数を開発し、加盟国が国際的な説明責任をどの程度果たしているかを評価することができる。データを手に入れ検証することは可能である。しかしそのような指数が意味をもつようになったのは、急激に多数の国が国際的な人権制度に参加するようになった現在になってからなのである (Box 5.14)。

● ● ●  
インドのあるNGOは、統計に力を入れたことが人権推進運動にいかにより大きな成果をもたらしたかを思い起こし、次のように述べている。「われわれは、単に好戦的な、スローガンを連呼するだけの組織ではなかった。われわれの主張を官僚特有の専門用語で表現する知的能力もっていた。われわれの主張は、政府自身が集めた事実と数値に基づいていたため、政府はわれわれの結論を受け入れざるを得なかった」。このようなエンパワーメントは計り知れない価値がある。しかも、人権実現の推進に熱心なすべての行為主体が必要としているものである。行為主

#### BOX 5.14 人権国際説明責任指数に向けて

国連加盟諸国は下記の三つの側面から人権についての説明責任を負う。

- ・承諾。主要国際人権条約を批准またはそれらに加盟しているすべての国は、人権記録を国際的な精査に委ねるものとする。
- ・協力。人権条約を批准したすべての国は、その条約の対象である権利の状況について1年から2年以内に最初の報告書を提出し、その後は定期的に報告書を提出することを公約している。しかし多くの国が実行していない。1999年1月1日現在、6大条約に関して、250件近くの第1回目の報告書の提出が遅延している。条約を批准していない国も、特別報告者やその他の特

別手続きによる要請に対して、彼らを招請して協力することを求められる。

- ・対応。各国は条約の締約国となることにより、関係条約機関の最終所見および最終見解に添えるという形で当該機関と協力する義務を負う。同様に、国連への加盟により各国は国連と協力することに同意することになるが、今日、その協力には人権に関する国連の特別手続きも含まれる。これらの分野のそれぞれについて、責任を果たしているか否かを把握するために指数を創ることができ (BOX表5.14)。

出典：Alston 2000

#### BOX表5.14 人権国際説明責任のための指標

分野	指標の基礎
承諾：国際的説明責任の基本的承認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の批准または加盟</li> <li>・市民的および政治的権利に関する国際規約 (ICCPR)</li> <li>・経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 (ICESCR)</li> <li>・あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約 (人種差別撤廃国際条約) (ICERD)</li> <li>・女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃条約 (女性差別撤廃条約) (CEDAW)</li> <li>・拷問およびその他の残虐、非人道的又は品位を傷つける取り扱い、又は刑罰を禁止する条約 (拷問禁止条約) (CAT)</li> <li>・子どもの権利条約</li> <li>・1949年ジュネーブ4条約</li> <li>・ICCPR, ICERD, CEDAW, CATおよびジュネーブ条約に関する個別の苦情申し立て手続きの批准</li> </ul>
協力：設立された国際的 手続きへの参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条約機関に提出すべき報告書の期限内の提出</li> <li>・特別報告者およびテーマ別使節団が要請する情報の提供</li> <li>・監視団との協力</li> <li>・国連選挙監視団との協力</li> <li>・刑務所視察に関わる赤十字国際委員会との協力</li> </ul>
対応：要請に対する適切な 対応の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条約機関の勧告への適切な対応</li> <li>・情報伝達手続に関連して採択された最終見解への適切な対応</li> <li>・個別報告担当官やテーマ別の担当機関によって行われる勧告への適切な対応</li> </ul>



体の政策と実行が人間に及ぼす影響について、その主体自身に責任をとらせることは、正義追求の要である。そして、指標や指数はその責任

追及の過程で中心的役割を果たす手段であるという認識は、ますます広く受け入れられつつある。

参考資料：人権および人間開発の進展の評価

3年前に大統領に就任して以来、人間開発推進策を導入し、広範囲に及ぶ新しい計画を実施してきた。それなのになぜ、わが国の人間開発指数の順位はいまだに同水準に留まっているのだろうか。

—選挙で国民の信任を受けたある大統領、1999年—

人間開発指数 (HDI) は1990年に導入されて以来、各国政府をはじめメディア、市民社会の注目を集めてきた。そして、ある国のHDIの順位を近隣諸国の順位と比較することにより、なぜ別の国で達成されたことが、この国では達成されないのかという疑問がしばしば提起される。HDIのこのような利用法は、一部の社会的、経済的権利の実現の進展を評価する手段としての新たな側面をHDIに付け加えるものである。

しかしHDIの際立った存在感は、間違った利用につながるおそれがある。ある国の順位がある年から翌年にかけて上昇した場合、政府は最近の政策が功を奏したのだと主張したくなるかもしれない。反対に順位が落ち込むか、横這いの場合、メディアや野党勢力は、最近の政策を非難したくなるだろう。だがHDIは、政策の短期的影響を反映することはできない。HDIを構成する指標のうちの二つ、すなわち、成人識字率と平均寿命は、変化が緩やかだからである。それに比べると総就学率や平均所得は年ごとの変化が大きいかもしれないが、それでも国内平均値は、識字率の低い地域の就学率を引き上げる政策や最も剝奪された人々の所得貧困に取り組む政策にさほど敏感に反応しない。

「人間開発報告書1999」では1975年から1997年にかけてのHDIの長期動向データを初めて掲載した。この22年間でさえ、進歩の足どりは、下図に示すように開発のあらゆるレベルで緩や



出典：人間開発報告書事務局

進展状況の評価の枠組み

時期	平均の視点	剝奪の視点	不平等の視点
ある一時期	国内平均はどのくらいか	誰が最も剝奪されているか ・所得階層 (五段階) ・ジェンダー ・地域 ・農村・都市 ・民族 ・教育レベル	格差はどのくらいか ・最貧困層20%と最富裕層20%の所得 ・女性と男性 ・最も貧しい地域と最も豊かな地域 ・農村と都市 ・最も貧しい民族と最も豊かな民族 ・教育を全く受けていない人々と高学歴の人々
ある一定期間	国内平均はどのように変化したか	最も剝奪された社会グループはどの程度前進したか	社会グループ間の格差はどのように変化したか—格差は開いたか、狭まったか

かである。いかなる政府も国民も、政策が人間開発を推進し人権実現を支援したか否かを確認するために20年も待つことはできない。そこで、政策の短期的な効果をとらえるとともに人権の優先課題と原則を反映した指標や指数が必要とされる。すなわち、次のようなものが求められている。

- ・誰が最も剝奪されているか、それらの人々の生活が政策によってどのような影響を受けているのかを明らかにする指標や指数。そのためには、最低の成果しか得ていない社会グループを特定し、そのグループの進歩を追跡できるように、データを細分化する必要がある。
- ・グループ間の格差、たとえばジェンダー、民族、地域、都市・農村の格差などを反映した指標や指数。現行または歴史的な差別を浮き彫りにし、政策が格差を縮小しているのか拡大しているのかを明らかにするのに役立つ。
- ・政策措置に反応する指標や指数。指標や指数の変動は、政府の実績を評価するのに役立つ。このためには、短期間に反応を示す変数を使う必要がある。たとえば、成人識字率よりも15-19歳の識字率を利用するとよい。だが、データ不足という共通の問題がある。指標や指数に敏感な反応を求めるといことは、翻って頻繁に収集できるデータを用いる必要が出てくる。たとえば、少なくとも5年ごとにデータをとらなければならないが、これもまた不可能なことが多い。

このような要求に応えるには、三つの視点を同時に導入する必要がある。

- 1 平均の視点—ある国の全体的な進展を把握する
- 2 剝奪の視点—最も剝奪状況にあるグループの進展を示す
- 3 不平等の視点—不平等の是正の進展を把握する

上表に示したこの枠組みは、各国の最も差し迫った問題に最も関連のある変数を使用することにより、すべての国に適用することができる。しかし、それを可能にするためには、細分化されたデータが必要である。現在、国内ごとにジェンダー、民族、農村・都市、地域、所得水準、学歴、その他の関連ある特徴によって分けられたデータが、ますます大量に収集されつつある。次に示すベナン、エジプト、グアテマラ、インドの例は、いくつかの時期についてデータが入手可能な場合に、この三つの視点を組み合わせることに、新しい洞察が得られることを示している。この分析は、誰が最も剝奪されているのか、そのグループは国全体の進展の恩恵を受けているのかを明らかにすることにより、人権実現と人間開発の達成度を評価するのに役立つ。

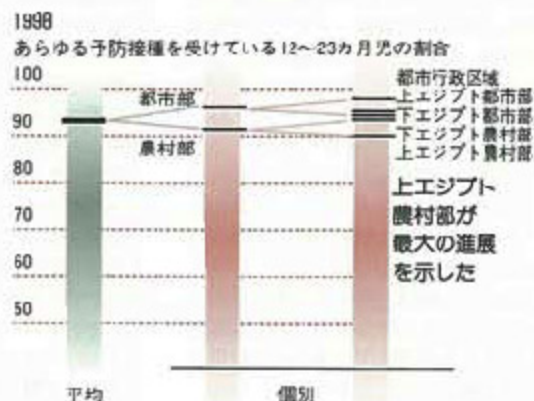
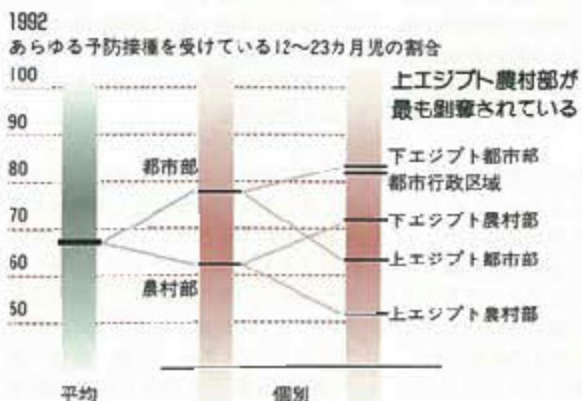
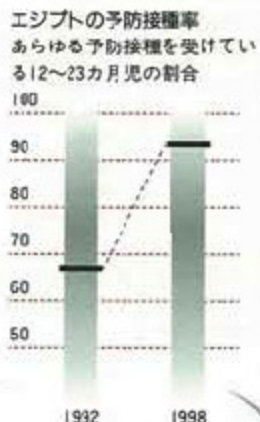


進展に関する三つの視点：評価枠組みの適用

1歳児予防接種率に関するエジプトの例は、平均、剝奪、不平等の三つの視点を組み合わせてデータを分析することにより、表には現れない実態がとらえられることを示している。

平均の視点

1992年の時点で誕生後12~23か月の乳幼児のうち、すべての予防接種を受けていたのは全体のわずか67%であった。右図からわかるように、1998年には、この割合は93%に上昇した。全体的には驚異的な進展である。しかし、社会グループによってどのような差があるのだろうか。最も剝奪されているのはどのグループか、そのグループは全国的な進展の恩恵をどの程度受けたのか。



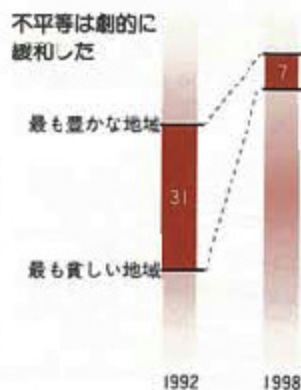
剝奪の視点

1992年の国内平均を分解してみると、国内の最初の格差、つまり農村と都市の格差、そして都市行政区域、上エジプト、下エジプトの三つの地域の格差が浮き彫りになる。上図の数値は著しい対照を示している。その差は、下エジプト都市部の83%から、上エジプト農村部の52%まで開いている。最も剝奪されていた上エジプトの農村と都市は、1998年までの間、国内全体の進展の恩恵をどのくらい受けたのだろうか。すべての地域で接種率は90%またはそれ以上に上昇し、特に最も剝奪状況にある二つの地域で大幅な前

進が見られた。とりわけ上エジプト農村部は52%から90%へと飛躍的な進歩を遂げた。

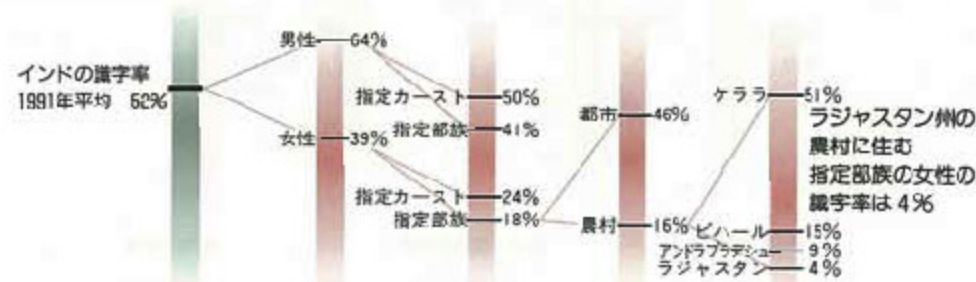
不平等の視点

不平等に対しては、どのような影響があったのだろうか。最下位の地域がほかの地域よりも急速な前進を遂げた結果、地域間の不平等は劇的に緩和された。右図の数値は、最下位の地域と最上位の地域との開きが、1992年から1998年にかけて31ポイントから7ポイントへと、4分の3も縮小したことを示している。



誰が最も剝奪されているか—人権実現に向けた最初の焦点の絞り込み—

人権実現を進展させるためには、最も剝奪状況にある社会グループが確実に恩恵を受けるようにすることに、特に重点を置くことが必要である。その場合、まず最初にしなければならないことは、最も剝奪されている社会グループの特定である。政策立案者は、社会グループ間の差異を明らかにするデータを使うことで、データが入手できる範囲においてではあるが、最も剝奪されたグループに直接、的を絞った計画を策定することが可能になる。

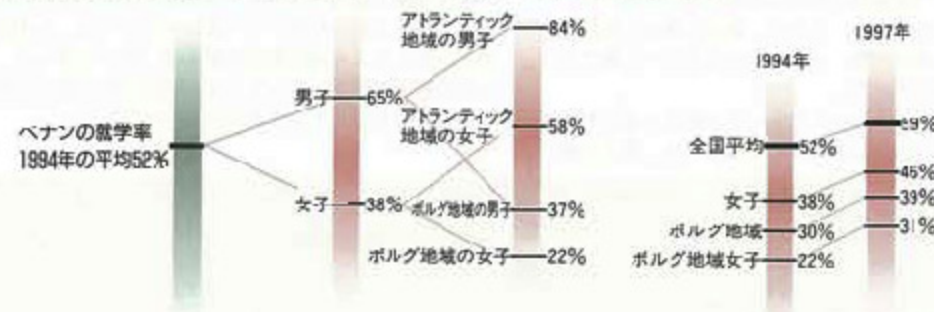


インドでは100%の識字率達成の課題に取り組むうえで、この手法が役立つ。1991年の時点では7歳以上の人口の52%が識字能力をもっていた。しかしデータを性別、いくつかのカースト、都市・農村によって分解した結果、農村に住む指定部族の女性が極端な剝奪状況に置かれていることが明らかになった。1991年のこのグループの識字率は、わずか16%だった。さらにこのグループに焦点を当て、州別

に分解してみると、成果の大幅な開きが鮮明になった。ケララ州では、1991年に農村に住む指定部族の女性の識字率は51%で、全国平均とはほぼ同水準だった。しかし一部の州では15%をさらに割り込み、ラジャスタン州ではわずか4%であった。人権の原則は、これらのグループの極度の剝奪状況に取り組む政策を要求している。

全国平均は前進している—だが最も剝奪された人々は？

最も剝奪されたグループを特定できたならば、そのグループが全国的な進展の恩恵を受けているのか、それとも取り残されているのかを、データから読みとることができる。



ベナンでは1994年の時点で、ジェンダー別と地域別で就学率に大きな格差があった。初等教育の全国平均の純就学率は52%だったが、女子は38%で、男子の65%に比べて大幅に低かった。さらに、地域によっても大きな違いがあり、アトランティック地域では学齢期の児童の71%が就学しているのに対し、ボルグ地域ではわずか30%であった。このような格差は、政策にどのような示唆を与えるのだろうか。全国を通じて女子の就学率向上に特別な重点を置く必要があるとともに、最も剝奪されている地域の全体的な就学率の上昇に力を入れる必要があることを示した。1997

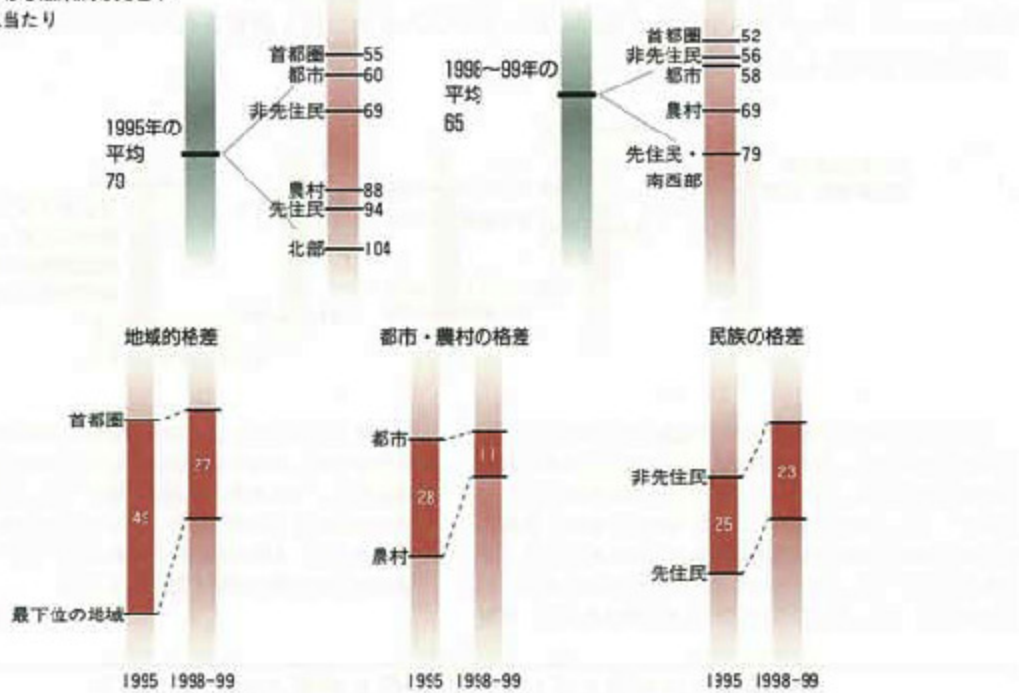
年の時点では全国の平均就学率が7ポイント上昇して59%に達した。では最も剝奪されたグループでは、どの程度の前進が見られたのだろうか。全国の女子就学率は8ポイント上昇して46%に達し、ボルグ地域全体の就学率は9ポイント上がって39%に達し、またボルグ地域の女子就学率もやはり9ポイント上がって31%に到達した。最も剝奪されたグループは全国平均よりもわずかに速いペースで前進したわけで、取り残されずにすんだ。しかし、他のグループの達成度との差を縮めて剝奪状況を緩和するまでには至らなかった。



不平等に取り組み、差別を克服する

異なった社会グループの進展は、国の全体的不平等にどのような影響を与えるのか。グループ間の格差解消は、過去の政策や偏見に由来すると考えられる歴史的差別を打破できるのか。

グアテマラの5歳未満の死亡率  
出生1000人当たり



グアテマラの異なる社会グループの5歳未満死亡率の推移は、不平等に対する多様な影響を明らかにしている。1995年の国内平均（調査前の10年間の死亡率の平均）は、出生1000人当たり79だった。しかし、都市と農村、先住民と非先住民の間、地域の間、といった社会グループ間で大きな不平等が存在していた。

1998～99年までに、あらゆるグループが前進を示した。しかし不平等はどのように変化したのだろうか。最大の前進

を遂げた地域と最も小幅な前進しか達成できなかった地域との格差は、49から27へと大幅に縮まったとはいえ、なお大きな開きが残っており、引き続き努力が必要とされている。農村と都市のギャップは28から11へと、半分以上に狭まった。ところが民族間の格差は、25から23へと、ごく小幅な縮小に留まっており、この格差に取り組むために、さらに努力を強化する必要性が強調された。

<p>これらの調査は二つの優先課題を浮き彫りにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間開発と人権の進展を評価するにあたり、グループ別データを使用する。ジェンダー、地域、民族、その他の社会的特徴による違いを明らかにする統計を提示することは、どこで最も前進が必要とされているかを特定する第一歩であり、人権の原則に基づく手段の中心をなすものである。</li> <li>・最も劇変された人々に焦点を絞る。当初、最下位だったグループ</li> </ul>	<p>がどのような進展を遂げたかを示すデータは、国内平均だけが伝える様相とはまったく異なる実情を明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不平等の格差に焦点を絞る。最上位と最下位のグループの進展に関するデータは、格差と歴史的差別が解消されつつあるのか、反対に拡大しつつあるのかを明らかにすることができる。</li> <li>あらゆる国の政府と市民社会は、これらの方法で進展を評価することができ、各国の統計局は、社会</li> </ul>	<p>グループ別データを集めることの重要性をこれまで以上に強く認識している。このようなデータを公表することは、人間開発の進展の評価、人権の実現の監視、最も恵まれない人々に的を絞った政策の策定において、重要な一歩前進といえる。「国内人間開発報告書」は、すべての国でこのような詳細な進展状況の調査を分析に組み入れることにより、主導的な役割を果たすことができる。</p>
--	---	--

出典：Osman and El Leithy 2000； Shiva Kumar 2000； Fodas-Martini and Pira 2000； Benin National Institute of Statistics and Economic Analysis 1999； Gori-Coulibaly 2000



第6章

人間開発における人権の推進

われわれは現世代において、邪悪な人々の悪行よりも、むしろ善良な人々のあきらめるばかりの沈黙を、嘆かわしく思わなければならない。  
マーチン・ルーサー・キングJr.

すべての国のすべての人々にすべての人権を実現することが、今世紀の目標であったはずである。世界人権宣言は、50年以上も前にこの世界的ビジョンを掲げた。今日の世界は、世界的規模でこの目標を達成するための意識と資金と能力をもっている。今や、普遍的な言葉による公約を、普遍的な現実の達成へと昇華させるときである。すでに多くの行動が各国内でも国際的にも進められている。

前進の道のりは、やさしいものでもなければ、まっすぐなものでもない。人権は普遍的であっても、普遍的に受け入れられているわけではない。世界人権宣言から今日までの間に、ほとんどすべての場所で大きな前進が見られた。しかし新たな脅威が水平線のかなたに潜んでいる。人権獲得の闘いは、その人権の種類と、抵抗する者たちによってその性質が異なる。人権運動の一つの領域に、個人や団体や企業による搾取との闘いがある。世界のさまざまな国で、政府機関が市民の権利を侵しているような場合、人権運動に対し抵抗するのは政府である。

人権反対派は、複数の理由を掲げて異議を唱えている。また、人権の否認を、しばしば文化的相対論や政治的必要性などのねじ曲がった主張でカムフラージュしたり、場合によ

っては資金不足を怠慢の口実にする。確かに人権は、権力の座や高い地位にある大勢の人を含めた多くのグループから、脅威とみなされている。人々に公平な開発が既得権を脅かすように、人権は固定化された利益を脅かす。しかし長い目で見れば、すべての人が恩恵を享受できるのである。人権と人間開発は、法治国家としての繁栄と安定した国家の建設を助ける。

個人の努力と地域社会の取り組みは、今まで同様に将来も、人権と人間開発を前進させるうえで重要な要因になるだろう。しかし、政府やその他多くの行為主体も重要な役割を担っている。政府はこの前進を先導する特別な責任を負っている。他方、NGOや民間セクター、専門家、市民社会のその他大勢の人々も、政府の人権に関する説明責任を追及することを含め、重要な役割を担っている。

国内行動の優先順位

すべての人権を同時に実現することは不可能であり、優先順位を決めることを拒否すれば、人権実現の努力を単なる「欲しいものリスト」と同じにしてしまう危険を冒すことになる。メアリー・ロビンソン人権高等弁務官は、普遍性の重要性、なら

今や、普遍的な言葉による公約を、普遍的な現実の達成へと昇華させるときである。



びに行動に向けて優先順位を設定する必要性を、特別寄稿で強調している。

「概観」で述べた人権実現のための規範、制度、法律、促進的経済環境の原則をすべての国の状況に適用するには、国内行動の優先順位決定に向けた五つの段階を踏むことが必要である。

- ・国内の人権状況に関する独自の評価体制を立ち上げる。
- ・国内法を、国際的な人権基準や公

約と調和させる。

- ・人権規範を推進する。
- ・人権機関のネットワークを強化する。
- ・人権の実現を可能とする経済環境を推進する。

#### 国内の人権状況に関する独自評価体制を立ち上げる

国はそれぞれ事情が異なるため、一国の政策と制度の分析は、人権がどの程度実現しているか、主にどの

#### 特別寄稿

#### 普遍性と優先順位

人権の普遍性とは、簡単に言えば、人権はあらゆる場所のあらゆる人々に対して同一でなければならないということである。すべての個人は、人間であることにより、奪うことのできない権利と自由を享有する権利を有している。これらの権利は人間の尊厳と価値を保証し、人間の福利を保証する。

人権は本当に普遍的なのかと、問う人がいる。この問いは、世界人権宣言にうたわれている権利が一部の国や社会に適用されないのではないかとこの疑念を暗に示している。しかし世界人権宣言は、普遍的な言葉で書かれている。「すべての人間は」生まれながらにして自由であり、尊厳および権利について平等である。「すべての人」は、人種、性、その他の地位による差別を受けることなくこの宣言に掲げるすべての権利を享有することができる。「すべての人」は、食糧、健康、住居、教育についての権利を有する。世界人権宣言は多くの異なった文化的、法的、宗教的信念を統合させたものであることを、この記述は示している。この宣言が起草されてから50年の間に、その理想は繰り返し主張されて

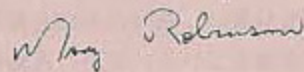
きた。1993年の世界人権会議では、すべての人権の普遍性、不可分性、相互依存性が確認された。

普遍性は文化的多様性を否定するものなのだろうか。人権は宗教的信念と相容れないものなのだろうか。地球規模の市場を発展させるために押しつけられようとしている西歐的な概念なのだろうか。恐怖、差別、飢餓、拷問から解放された生活をわれわれ全員が求めているということに否定できる人がいるのだろうか。自由を否定する人がいるのだろうか。自由の声を、誰か聞いたことがあるのだろうか。奴隷制に賛成を唱える奴隷がいたのだろうか。1993年の世界会議は、「すべての人権を助長し保護することは、政治的、経済的、文化的体制のいかんを問わず、国家の義務である」と指摘したのである。

人権は不可分なものでもある。不可分性とは、一方においては市民的、政治的権利と、他方においては経済的、社会的、文化的権利とを、対等に扱わなければならないという意味である。どちらか一方が他方よりも優位に立つことはない。もちろん、どの国もある時点で資金の使い道を決める際に優先順位をつけな

ければならないが、それは特定の権利を取捨選択することと同じではない。これらの権利は相互に関連し依存し合っているため、部分的に選択するということがあるはずではないのである。恐怖と欠乏からの自由は、言論と信念の自由と切っても切り離せない関係にある。教育を受ける権利は、健康の権利と深く結びつき、母親の識字能力は幼児の健康と明確な関係がある。

人権の普遍性の正否についての議論に時を費やしている間に、すべての人権を有効に行使する機会がまた一つ失われることになるのである。普遍性は、人権の本質にはかならない。すべての人は人権を享有する権利をもち、すべての政府は人権を遵守する義務があり、すべての国家機関および市民行為主体は人権を擁護すべきである。目標は、まさしく、あらゆる人々にあらゆる人権を実現することである。



メアリー・ロビンソン  
(国連人権高等弁務官)

人権の達成が不十分に関する事実の認識に基づいたものでなければならない。このような診断は、拷問が恒常的に行われているか、司法制度が人権を促進しているのか阻んでいるのか、緊急に取り組むべき問題は、表現の自由の欠如なのか、それとも食糧不足なのかを明らかにする。

各国は外部からの批判に反発するよりも、むしろ率先して国内評価を毎年実施する必要がある。こうした評価は、それ自体が重要なものであるばかりか、北側に本拠を置く政府機関や非政府機関が毎年行っている途上国の人権評価を引き起こしている対立感情を解消することにもつながる。というのも、現在多くの国が、良くも悪くもさまざまな理由から、外部による評価に反発を感じているからである。

冷戦の終結にもかかわらず、そしてすべての人権を統合する手法の採用が前提とされているにもかかわらず、外部による報告書はほぼ例外なく市民的、政治的権利だけを取り上げ、経済的、社会的権利を無視している。このような偏った批評は、人権問題をあたかも「西側諸国対その他の国」の問題であるかのような印象を与えることにより、世界各地の団体や機関、そして個人が行っている人権運動の実態を歪めかねない。外部報告書の多くは広範囲にわたる現地機関との協力を得て作成されており、人権運動の実態を歪めることを意図していないことは明白である。しかし、世界は次の段階へと、すなわち独自の国内評価へと進む必要がある。

国内評価は、現在の人権評価の狭い視野を拡大しなければならない。国内評価は、人権に関する理解、な

らびに進展と後退の監視過程の両方を改善することができる。また、人間開発のために、国内評価は、市民的、政治的権利を含むすべての権利を推進する枠組みを導入すべきである。

このような年次評価の重要な特徴として、独立性がなければならないことがあげられる。民主的に選ばれた政府は、このような人権評価報告の作成を奨励すべきであり、おそれてはならない。人権に関する独自の報告書が作成されていないという事実そのものが、その国の人権状況に問題があるということをも最も雄弁に語る指標となり得る。

すでに数カ国が独自の国内評価に取り組んでいる。パキスタンの人権委員会による年次報告書は、市民的、文化的、政治的権利の侵害ばかりか、経済的、社会的権利の侵害についても触れている。同委員会のアスマ・ジェハンギル委員長は、極度の貧困と宗派間の対立、そして市民的権利の侵害の間に見られる関係を強調した。歴代パキスタン政府は1990年代、これらの独自評価が自由に行えるよう奨励し、評価結果は新聞・雑誌によって広く報告された。ブラジルは最近、人間開発指標、人権の進展状況の分析、人権侵害の記録を使って州別の状況をまとめた国内人権報告書を作成した。ブラジルはまた、地方の人権監視組織も立ち上げた。これはNGOと大学と国内人権事務局でつくっているネットワークの一部である。これらの例は、独立した国内評価の実践をグローバルに拡大させる刺激剤となっている。



## 国内法を国際基準に合わせるために「不名誉」な法律を削除する

多くの国が「不名誉」な法律、すなわち、特定の個人や少数民族、女性、その他のグループの人権を侵害する法律をもっている。中には露骨に差別的な法律もある。協力して差別と闘っている機関、たとえば各国

### BOX 6.1 離婚におけるジェンダー差別の終結 —エジプトにおける法的前進—

21世紀を迎えるにあたって、エジプトでは女性の権利に関して大きな勝利を経験した。2000年2月に、大の同意なしに女性が離婚することを可能にする法律が通過したのである。その法律はまた、扶養料を夫が支払わないときは給料から差し引く権限を裁判所に与えている。「どの社会にもショックが必要だ。これは必要であり遅過ぎるショックだった」とこの法律を起草した進歩派の法務大臣は語っている。

法律は、民事法廷裁判官、女性団体、法律家、進歩的なイスラム聖職者の精力的でねばり強い連携

の成果であった。彼らが成功した理由の一つは、イスラム教が女性に平等の権利を与えていることや、イスラム教の歴史の一面、たとえば預言者モハメッドがある不幸な女性に夫の元を去ることを許した故事などを強調して、彼らの文化の文脈の中で議論を行ったことである。

政府機関、市民社会団体そして民間企業の連携が、伝統主義者たちの猛攻撃を打ち破ったのである。

出典：人間開発報告書事務局

### BOX 6.2 ヨルダンにおける「名誉殺人」禁止の法律制定

ヨルダン・タイムズによれば、1998年には家の名誉の名の下に22人の女性が殺害され、1999年半ばまでには14人を超える女性が殺害された。女性団体、ジャーナリスト、法律家、NGOなどの運動家からなる連合が刑法第340条の撤廃を求める請願書を配布した。同条は、「名誉殺人」の場合、身内の女性を殺害した男性の刑罰を軽減されると規定している。1999年7月、法務省法律委員会は同条の廃止を勧告した。

女性差別撤廃委員会は、2000年2月のヨルダンに関する検討会で次のように述べている。「刑法のいくつかの条項が依然として女性を差別している。特に、当委員会は刑法340条が姦通行為の現場を押しえられた妻、あるいは女性親族を殺害または危害を加えた男性を擁護する手段となることを懸念している」。

出典：Equality Now 1999；Hamdar 1999；Hijab 2000

の人権委員会や政策研究組織は、そのような不名誉な法律のリストを公表すべきである。そうした法律を議会に提出し、メディアで議論し、そして改正すべきである。

不名誉な法律を改める措置が成功を納めた事例は、数多くある。エジプトの例は、建設的な連携が離婚にあたってのジェンダー差別に終止符を打つことができることを示している (Box 6.1)。アラブ諸国でも家族間での人権侵害について、同じような進展が見られる。たとえばヨルダンでは、家の名誉の名の下に行われてきた女性殺害を禁止するための立法措置が提案された (Box 6.2)。

差別的な法律をなくして、司法制度の人権推進の効果を高めるためには、その他の措置も必要である。

・**人権を国家憲法に盛り込む。**憲法に普遍的な人権を盛り込み、その結果、裁判において人権の行使を可能にすることは、市民が人権侵害を受けた際に提訴に必要な法的手段を与える。差別に対して明確な司法判断が及ぼす政治的な力を、過小評価すべきではない。イスラエルでは、あるアラブ人家族が、法律上の差別のせいでユダヤ人居住地区に移り住むことができないことを訴えた。2000年3月にイスラエルの最高裁判所は、「ユダヤ人国家としてのイスラエルの価値観は、宗教や国籍に基づく市民の差別を正当化できるという考えは容認できない」との判断を示した。

また、国連人権委員会が性的傾向に基づく差別が存在することを認めたことを受け、最初に南アフリカが、後にエクアドルとフィジーが、性的傾向を憲法の無差別条項

に盛り込んだ。

- ・**公益保護の訴訟の活用。**司法手続きの遅滞が、公益保護を求める集団訴訟という手段によって克服されつつある事例がいくつかある。このような場合、人権侵害にあたる差別的かつ恣意的な行政措置について、特別法廷を設け、事情を聴取するという形がしばしばとられる。たとえばインドの最高裁判所では、このような公益保護のための集団訴訟が、教育を受ける権利の侵害を訴える際に利用された。
- ・**裁判の効率化に向けた資金の提供。**裁判所が少な過ぎたり、裁判官、下級判事、弁護士報酬が低い場合には、人権裁判の増加によっていろいろな問題が起こる。審理が始まるまで何年も、ときには何十年も待たなければならない場合、絶望感を味わうことは避けられない。第3章では司法の独立が決定的に重要であることを強調したが、司法の効率性もまた不可欠である。独立した司法を効率的なものにするには、資金のほかに、裁判を人々の身近なものにするしっかりと分権化された司法制度が必要である。

### 人権規範を推進する

根深い偏見と不正が学校の教材や価値観、規範に表れている場合、人々の態度を変革することは困難を極めるに違いない。

規範を変える方法として、市民を対象とした人権教育、公務員の人権に対する啓蒙、メディアを通じた世論の動員の三つがある。

- ・**人権教育。**世界人権宣言が明確に述べているように、人権はすべて

の人が享有する普遍的権利であることを、すべての学校で教えるべきである。カンボジアは初等教育を通じて社会規範を変えることに力を入れている。1994年以来2万5000人のカンボジアの教師が人権カリキュラムの研修を受けた。このカリキュラムは、すでに300万人以上の児童に教えられており、この国の将来に対する不可欠な投資であることが判明するだろう。人権のさまざまな側面に焦点を当てるために、ラジオやテレビ、ビデオのほかに、歌や寸劇、芝居、人形劇など昔ながらの方法を用いることは、特に読み書きのできない市民に対する人権教育戦略では重要な部分である。1995年にカンボジア人権協会は、テレビのクイズ番組という斬新な手法を人権教育に取り入れた。1997年には兵士や警察官がクイズ回答者として出演した。この番組は、主要な情報源である国営ラジオでも放送された。ブルガリアでは国会の附属委員会が人権規範を浸透させるために大衆娯楽を利用しようと、テレビ番組との協力を始めた。

- ・**公務員の人権問題に対する啓蒙。**政策立案者、軍隊、警察、その他の公務員に対して人権教育を施すことは、人権を大切にす文化を築くうえでの要となる。エクアドルは子どもの権利条約を最も早く批准した国の一つである。批准後間もなく、エクアドルは全国的な投票組織を使って、児童がこの条約の中で最も重要だと思ふ条項はどれかを子どもたちに投票させる機会を設けた。投票に先立ち、この条約の内容を説明するテレビ番組が1週間にわたり放送された。



メディアは人権政策に対する認識を広め、人権侵害を浮き彫りにすることにより、世論を動員することができる。

20万人近い子供が投票に参加した。その成果の一つとして、この条約の知名度が大人達の間で90%以上に跳ね上がった。他の国々では、社会福祉や家庭問題の相談員の研修において子供と女性の権利に対する理解を促進している。グアテマラでは、戦争未亡人の全国連絡会であるコナビグアが、和平協定に関する教育と意識向上をめざして活動している。

・メディアを通じた世論の動員。メディアは人権政策に対する認識を広め、人権侵害を浮き彫りにすることにより、世論を動員することができる。本報告書で紹介した実例が示すように、多くの国でメディアはすでに人権侵害の報道と説明責任の追及の一大勢力となっている。人権規範に影響を及ぼすことのできる手段として、インターネットがある。インターネット網は、人権に関する優れた実績と人権侵害に関する情報を伝えることで、人権への関心を呼び覚ましている。食糧と食糧安全保障に対する権利の確立をめざして活動しているアフリカのNGOの連合組織は、インターネットを活用して体験と教訓を交換している。第三世界ネットワークは人権に関する情報や優れた実績を、インターネット上で紹介している。インドの「非抑圧者・部族民のエレクトロニック・リソース・サイト」は、2億5000万人の低カースト層が疎外されている問題に注意を喚起している。

#### 人権機関ネットワークを強化する

人権に関する活動を行っている多くの機関が、自らを人権機関と自覚

してはいない。公的機関、市民組織、メディア、民間部門の広範囲の連携を築くことで、提唱や説明責任拡大への成果を上げることができる。

・同じ目的を掲げる組織のパートナーシップの構築。同じ目的をめざして関わっている他の団体とパートナーシップを築くことにより、力と連帯意識を強化できる。子どもの権利条約は、さまざまな国に連携の輪を広げる刺激となった(BOX 6.3)。女性の人権を推進する目的でも、同様の連携が各国で構築されている(BOX 6.4)。いかなる社会でも、たとえばHIV/エイズ感染者、障害者、難民、同性愛者など、その人のあり方や置かれた状況から特殊な必要性をもっているグループが必ず存在する。そうした人々の人権を実現するためには、たとえば「障害者インターナショナル」のような連合が必要になる(BOX 6.5)。

食糧の権利の実現に向けて関わっている地球規模の連携組織の一つに、フードファースト情報行動ネットワーク(FIAN)がある。これは、土地保有から農業政策まで、複雑な問題に関する政策提言を行っている。FIANや類似団体は、最貧困層に食糧を直接供給する政府の責任に焦点を当ててではなく、最貧困層への食糧供給を可能にする経済環境を整えるべく政策転換を迫っている。世界的な連帯行動の中で、インドの土地を持たない農民はニューデリーにあるブラジル大使館でFIANの運動に加わり、土地のないブラジル農民に土地に関する権利を与えるよう訴えた。急速にグローバル化する世界において、そうした精神的

#### BOX 6.3 子どもの権利—言葉を行動に移す—

1989年の国連総会において満場一致で採択された子どもの権利条約は、1年足らずの後に国際人権法として発効した。この条約は、ソマリアと米国以外の191カ国が10年以内に批准し、短期間に歴史上最も多くの国が批准した人権条約となった。そして世界中の多くの国ですでに効果をもたらしつつある。

この条約はそれ以前の諸宣言の上にも築き上げられた。

- ・最初の子どもの権利宣言。1923年、セーブ・ザ・チルドレンの創設者であるエグランドン・ジュブにより起草されたもの。1年後国連総会により採択のうえ採択された。「人類は子どもに最善のものを与える義務がある」と宣言した。
- ・1948年に採択された世界人権宣言。大人と同様に、すべての子どもたちに平等に適用される。
- ・子どもの権利宣言。1959年の国連総会において満場一致で採択された。子どもの権利をより詳細により正確に定義した。
- ・国際子ども年—1979年—この年、国連で各国に対し拘束力のある包括的条約の起草が提言された。

1989年の条約は、すべての人権、つまり市民的及び政治的権利、ならびに経済的、社会的及び文化的権利を含めた包括的な取り組みの道を開く。条約の「精神」はその中心的な原則を述べた以下の四つの条項にある。

- ・子どもを差別しない。
- ・子どもに関するすべての事柄において、子どもにとっての最善の利益を第一に考える。
- ・子どもの生命、生存、発達の権利。
- ・子どもが自分に影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利。

子どもの権利条約は各国に対して、法的、行政的、社会的、経済的、予算的、教育的、その他あらゆる適切な措置を講じることを求めている。条約は他の当事者、たとえば親と家族、市民社会と国際社会にも義務のあることを認めている。子

どもが幼年期を完全に他人に依存している事実は、義務の重要性をはっきり示すものである。幼児が必要とする世話、食べ物、暖かさ、あるいは受撫、基礎教育、保健医療などはどれも待ったなしである。

#### 規範

子どもの権利条約は子どもたちに、はっきりとものを言い自らの権利を守るよう勇気づけてきた。コロンビアでは、ノーベル平和賞に推薦された「子どもの平和運動(Children's Movement for Peace)」が国民運動を展開し、未成年者の人権に関する象徴的「国民投票」が270万人の子どもたちによって行われた。エクアドルとメキシコでも、何百万人もの子どもたちが投票所へ行き、自分達の権利について投票した。

子どもの権利は、1990年代のすべての主要な国連会議で中心的議題となった。子どもの権利条約は、「国際養子縁組に関する子どもの保護および協力に関するハーグ条約」など、他の国際的法律文書の基礎となった。新しい「最悪の形態の児童労働に関するILO条約」ももう一つの例である。他にも、いくつかの地域的法律文書、たとえば子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章はこの条約に基づいている。

子どもの権利条約は、二つの選択議定書をまとめる作業につながっていった。一つは、徴兵と戦闘への参加の最低年齢引き上げ、もう一つは、いっそうの国際協力などによって性的搾取からの子どもの保護強化に関するものである。

#### 制度

多くの国が子どもたちのためのオンブズマンや弁務官を、新しい独立の制度として、あるいは既存の人権機構の一部として任命している。ノルウェーはそうした措置を取った最初の国であった。コスタリカ、オーストリア、ロシア、オーストラリアがこれに続いた。ホンジュラスは、子どもたちの統合政策を推進し、関係機関や省庁間の調整を行い、条約実施の進展を監視する制度を創設した。

#### 法律

子どもの権利条約は各国内で子どもの権利を認め保護する道を開いた。

- ・今日、ブラジル、エクアドル、エチオピア、南アフリカなど、少なくとも23カ国が憲法に子どもの権利を取り入れている。
- ・50を超える国が条約の条項との整合性を求めて、国内法の見直しの道を開いている。
- ・ボリビア、フランス、ニカラグアは子どもと青少年の権利に関する規定の採択を推進してきた。
- ・法律の変更を必要とする主要な分野について検討してきた国もある。児童労働(インド、パキスタン、ポルトガル)、性的搾取からの保護(オーストラリア、ベルギー、ドイツ、スウェーデン、タイ)、少年裁判(ブラジル、コスタリカ、エルサルバドル)、国際養子縁組(パラグアイ、ルーマニア、英国)などの分野である。
- ・この他に、各国は行動の変革を推進し条約の精神と条項に適合しない慣行を禁止するための重要な法的措置を講じている。女性の性器切除の禁止(ブルキナファソ、セネガルなどの西アフリカ諸国)、学校と家庭における子どもへの体罰の禁止(オーストラリア、キプロス、北欧諸国)がそれである。

#### 子どもの権利を促進できる経済環境

- ・ブラジル、南アフリカ、スリランカの議会は、子どもに関する予算配分をより明確にするための法律と国家予算を定めた。
- ・ノルウェーは年次予算の「子どもに関する付属予算」を公表しており、これは定期的に議会に提出される。
- ・ベルギーでは、議会が子どもの権利尊重のための政府政策を監視し、子どもに関する影響評価報告書を作成した。
- ・スウェーデンでは議会が、意思決定に際し子どもの視点を明確に取り入れる議案を採択し、予算措置や法律の制定が子どもに与える影響を分析することを求めた。

出典：人間開発報告書事務局



な連携は、特定の権利の推進に向けた内外の連帯意識を築くことができる。

・国内人権委員会の利用。一部の国では、国家人権委員会が、人権実現のための法律や規則を有効に適用しようとしている。国家人権委員会は人権侵害の申し立てを受理して調査し、調停による解決をめ

ざしたり、あるいは政府の人権政策や批准済みの人権条約の実施状況を調査している。たとえばメキシコの人権委員会は、障害者の権利についてきわめて積極的に活動している。また、ニュージーランドの人権委員会は人権教育に、南アフリカの人権委員会は経済的、社会的権利の確立に、力を入れて

いる。

・人権オンブズマンの任命。公務員や公的機関による人権侵害から市民を保護することは、世界中の人権オンブズマンの重要な役割である。スロベニアのオンブズマンは、人権遵守状況に関する年次報告書を議会に提出している。1998年報告書によれば、公務員に対する侵害申し立てが増加しており、1995年には2352件だったものが1998年には3448件へと増えた。1998年には裁判・警察の手続きに関連した訴えが最大の割合を占めたが、最も大幅な増加は、労務関係および個人的自由の制限に関する訴えであった。

・議会の人権組織の設置。列国議会同盟によれば、現在ある120カ国の議会のうち、半数近くが人権を扱う正式な組織をもっている。その権限は国情によって異なるが、共通する目標は、世界人権宣言その他の人権規約や人権文書に明記された基準を国内法に盛り込み、実施に移すことである。

モルドバ共和国では、個人による訴えを審査し法的手続きを起こす議会代理人が3人、議会によって指名された。これらの代理人は、分析や政策提言を通じて人権のための法的枠組みを改善することも期待されている。この使命を受け、1998年に代理人は人権擁護のための独立組織、人権センターを設置した。人権センターは毎年、人権遵守状況を立法府に報告している。

ニカラグアでは1981年に設置された人権平和委員会がNGOとともに、国家公務員の職務遂行に関する情報と文書の公開を求めて活動している。ブラジルでは人権委員会が人権

への脅威に関する訴えを受理し、評価、審査する。この委員会は毎年、人権に関する全国会議を開催しており、400人以上の市民組織代表が出席する。また、国家人権計画の作成やその実施状況の監視と評価も支援している (Box 6.6)。

これらすべての国内組織を活用し

#### BOX 6.5 特殊なニーズをもつ人々の権利のための連合 —障害者インターナショナル—

特定の弱点をもつ人々の権利を保護するための効果的な行動を示すよい例が、障害者インターナショナル (DPI) である。DPIは障害をもつ人々に発言の場を与えるために、1980年に設立されたさまざまな障害をもつ人々の横断的な草の根ネットワークであり、設立当初から人権に取り組んできた。DPIは現在158カ国に加盟組織をもっており、その半数以上が開発途上世界にある。

DPIの主な戦略は障害問題と障害をもつ人々の人権に対する意識

を高めることであるが、開発プロジェクトの支援も行っている。DPIは、障害に関する標準的規則の開発に重要な役割を果たした。これらの規則は、障害者に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために米州機構が1998年7月に採択した条約の青写真となった。

DPIは、南アフリカ、ウガンダ、ジンバブエ、EUなどにおける法律や政策の改変にも貢献している。

出典: Hijab 2000

#### BOX 6.6 政府に圧力をかける—ブラジルの全国人権行動計画—

1996年、市民組織がパートナーシップに基づいて発表したブラジル全国人権行動計画は、ワシントン州の初の人権保護・推進プログラムであった。政府は市民組織とパートナーシップを組み人権侵害地帯を発表し、目撃者と被害者を保護する計画を立て、憲兵5000人を対象にした人権に関する研修コースを発足させた。1999年12月、ブラジルは米州人権裁判所の管轄権を承認した。

1997年から99年にかけて、地方、州、および国レベルで、行動計画の実施状況が評価された。連邦政府が人権を無視あるいは人権

侵害を支持するのではなく、人権を擁護し始めたのにもとない、人権を尊重しない州政府や機関との緊張は高まった。

2000年1月、サンパウロ大学の暴力研究センターは、ブラジルにおける人権状況についての全国報告書を発表した。この中で行動計画に対する批判の一つに、行動計画は市民的、政治的権利を重視し過ぎて、経済的、社会的、文化的権利が犠牲になっているというものがあった。

出典: Pinheiro and Baluarte 2000

#### BOX 6.4 女性の人権を勝ち取るための連携

1979年に採択された、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃条約 (女性差別撤廃条約: CEDAW) は、世界各地で女性の権利の実現を助けてきた。女性の権利侵害は主に三つの分野で起こっている。

・経済的、政治的、社会的機会における差別。  
・家庭生活における不平等。結婚や出産に関する意思決定を含む。  
・女性に対する暴力。家庭から地域社会までどこでも見られる暴力、そして国家による暴力や武力紛争時における暴力。

女性の権利の侵害を是認してきた環境は、連帯と闘争を通して、世界各地で変わりつつある。新しい政策や法律は女性の権利を認め人権を推進しつつあるが、現実には言葉どおりにはなかなか進まない。

女性の権利侵害に取り組むための戦略は、女性が自らの経済的資源、身体、生活を自分自身がしっかりと管理できるようにする、女性のエンパワーメントに支えられていなければならない。そしてそれは以下のことが必要である。

・社会規範を改変する。女性の権利を認めるうえで最大の難題の一つに、家父長的な物の考え方や伝統がある。政府や宗教団体の中には文化的対立主義を盾に取って、女性の性器切除や投石による殺害、寡婦の殉死を正当化するものもあ

る。これに対抗するためには、人権教育、パートナーシップ、女性自身の自覚が必要である。パレスチナ占領地域の進歩的NGOの連合は、宗教的慣行と戦い成功を納めてきている。カンボジアとキルギスでは、複数のNGOが、女性に対する暴力の一因になっているメディアの歪んだ女性描写について認識を変えるように、ジャーナリストの研修を行っている。

・法律を改変し刑事裁判制度を改革する。権利は国内的にも国際的にも、法律を是正することで確立できる。タンザニアの裁判所は、同国が女性差別撤廃条約を批准したことを機に、相続した土地を売却する権利を女性に認めなかった慣習法を無効にした。しかし、多くの場合、特に暴力からの身を守るためや、経済的・社会的機会平等のため、そして土地と相続の権利のためには、国の法律を改変あるいは成文化する必要がある。ブラジルでは、特別警察が虐待の被害者である女性への対応について訓練を受け、彼らの態度や業務の仕方を変えるのに役立っている。

・国際協定を実施する。女性差別撤廃条約はコロンビア、南アフリカ、ウガンダの憲法を改正へと導いた。中国、コスタリカ、日本では新しい法律が制定された。そしてオーストラリア、ネパール、ザ

ンビアでは裁判でCEDAWが拘束力を発揮してきた。CEDAWは女性に対する暴力に明白な言及はしていないが、1991年に、国家による、そして個人あるいは私的集団による、女性に対する暴力を禁止する一般的勧告が新たに追加された。1993年のウィーン宣言は、女性の人権は普遍的な人権の不可分不可欠の部分であると宣言した最初の国連文書である。

1994年に導入されたCEDAWの新しい選択議定書は、条約が掲げる権利の侵害に対して、個人が救済を求めることを可能にするこれまでに類のない措置を含んでいる。それに加えて、NGOは「影の報告」を提出することができる。これは国が提出した報告書を補足する、代替報告書である。クロアチア女性がつくっているあるNGO連合は、1998年に影の報告を提出し、その後クロアチア平等委員会と新たな連携を結んだ。

CEDAWは多くの国が批准したが、留保している国も多い。この価値ある協定が世界各国で力を発揮するためには、こうした留保は解除されなければならない。

出典: Coomaraswamy 2000 ; Womenwatch 2000 ; Landsberg-Lewis 1998



て、人権推進に向けた連携を実現する必要がある。どの機関もそれぞれ異なる利点と権限をもっている。そのため、人権を実現し、そして人権の進展に反対する勢力に立ち向かうためには、これらの機関の間の協調的行動が必要となる。

#### 人権を促進する経済環境を推進する

すべての国の公共政策に欠かせない課題は、人権の促進的環境を創ることである。促進的環境とは、国民に力を与え、人権を実現する機会を国民に保証し、必要な場合には国民が人権を実現できるよう支援を提供する環境である。こうした環境の整備は、人権政策と人間開発政策の多くがともにかかわり合う領域である。

公共政策は、人権を実現する資金と機会を創出するために、成長を続ける効率的かつ持続可能な経済を育成しなければならない。しかし公共政策は、それ以外にも責任を負っている。それは、財源の大きな部分を国民の政治的、経済的権利の前進に向けられることを保証することである。

公共政策が人権推進のために財源を最も効果的に提供できる経済環境は、どのような方法で整備したらいいのだろうか。四つの方法がある。一つは、公共部門は実行できることだけに的を絞り、公共部門がすべきでないことは、他に任せることである。この教訓は、過去四半世紀にわたり世界中で行われてきた開発活動が裏付けている。銀行や企業の経営は、概して民間部門に任せるほうがよい。企業経営を民間に託すことにより、経済の効率性が高まるばかりか、公共部門は民間部門が提供しない制度やサービスの提供に専念する

ことができる。

二番目の方法は、官民の分業により、国は多くの経済的、社会的、市民的権利の直接的な実現に力を注ぐことである。基本的な保健医療、栄養、教育を通して貧困層の能力を育てることは、政府の第一の責務である。人権保護のために司法制度に資金を提出することや、刑務所の環境を改善することは、市民的権利を推進する国家の責務の一つである。

三番目に、金融や計画立案に携わる主要な経済関連省庁は、経済政策立案の過程で人権の視点を組み入れる必要がある。経済的、社会的権利に関する行政組織の義務を経済政策立案に反映させることにより、政府はこれらの権利の実現が十分でないところを調べることができるとともに、財源の制約の中でその不足分を補う方法をも調査できる。そのような過程はまた、たとえば初等義務教育にはどのくらい財源が必要なのかを明確にすることにもなる。第1章で定義した不完全な義務の概念が、ここで関連をもってくる。政府は国民の経済的、社会的権利を認めなければならないが、しかし貧困国の政府がそれらすべての権利を即刻実現しなければならないと主張することは、無意味である。

最後に、民間セクターも人権を促進する経済環境を築く責任の一端を負っている。商工会議所、その他の事業体は、人権をなおいっそう推進する活動に貢献すべきである。職場における人権推進活動ばかりでなく、人権侵害に立ち向かう政策の提唱にも貢献すべきである。多くの企業が初等教育の義務教育を通じて児童労働を抑制することを支援してきた (Box 6.7)。世界中でさまざまな

な企業がどのような人権の取り組みを行っているかを知るために、企業間での対話を行うべきである。また、企業に人権を前進させるための提案や行動をさせるために、国の権威ある賞を授与して、企業を励ますべきである。

また民間企業は、特に労働市場での差別回避や児童労働の禁止、ならびに結社の自由と団体交渉の自由の保証をめざし、「市場監督の原則」に人権への配慮を組み入れることで公的機関と協力すべきである。消費者の権利の確立および市場の弊害からの保護に取り組むのは、非営利組織が最もふさわしい。

#### 国際行動の優先順位

貧困国がすべての人権の実現に向けて動き出すには、熟慮された責任のある国際的な政策行動の助けが必要である。単なる資金の移転が中心的な活動ではない。貧困国の開発を促すグローバルな環境も必要なのである。

そのためには、次の五つの主要な行動をとる国際的行動計画が必要になる。

- ・グローバルな不平等と疎外化を軽減する
- ・早期警戒システムにより、破壊的な紛争を予防する
- ・人権推進のための国際システムを強化する
- ・地域機関の人権推進活動を支援する
- ・グローバル企業に責任ある取り組みをさせる

グローバルな不平等と疎外化を軽減する

独自の文明を誇ってきた多くの社

会が、深刻化する貧困と疎外化によって傷ついている。そして新しい知識とグローバルな制度に参画できないために、国際社会から排除されていると感じている。

人権推進を可能とするグローバルな環境を築くためには、いくつかの行動が不可欠である。

・援助に人権精神を取り入れる。初期の援助は、人権を組み入れた展望にまったく無関心であった。事実、援助の大半は外交政策上の関心によって決定されていた。援助はときとして、市民的、政治的権利を抑圧した独裁者の懐へ流れていくこともあったが、それも半分はあきらめの境地で問題にもされなかった。しかし、援助は少なくとも経済的、社会的権利の一部を推進するのだと主張することで正当化していた。このような援助の時代は終わった。

援助の間違った分配の例は多数あ

#### BOX 6.7 民間企業の初等教育義務化支援運動

南アジアでは、未就学児の数が世界の他の全地域を合わせたよりも多く、児童労働が広がる温床となっている。パキстанは、シアルコットで、サッカーボールの生産に児童労働を利用していること、煉瓦焼き産業で借金の代償としての奴隷労働を利用していることで世界の注視の的となってきた。詳細な調査の対象となった企業のうち一応調査に応じた場合の典型的な対応は、子どもを教育するか一定年齢に満たない子どもは工場に就業させないというものがあった。

サイード・エンシニアズという企業はそうした対応に留まらなかった。初等教育義務化支持キャン

ペーンに加わったのである。サイード・エンシニアズをはじめとする他の企業は、独立系の政策シンクタンクである「経済政策研究ユニット」と協同して児童労働と初等教育に関する全国的調査に着手し、その後、政策に重点を置いた報告書を発表した。報告書の序文を書いたのは、ナショナル・クリケット・チームの非常に人気のあるキャプテン、イムラン・カーンであった。調査の実施、報告書作成、この問題にスポットを当てたカレンダーの制作にはさまざまな民間企業が全面的に資金を提供した。

出典：人間開発報告書事務局



今日の国際的仕組みは、最新の研究成果を使用、適合、発展させるという貧困国の能力を制限している。

り、そのために国民は援助行政を冷めた目で見ています。援助供与国の人々は、貧困国の人々と直接対話する必要があります。その対話では、経済的、社会的、市民的権利を推進するために援助をどのように使うかについて話し合い、そのうえで使途を決定する必要があります。

一部の援助国は現在、グッドガバナンスを推進するうえで、その重点をまず、市民的、政治的権利に置いている。オーストラリアをはじめドイツ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、英国などの諸国は、人権に軸足を置いた取り組みを開発援助に導入している。ノルウェーは先頃、タンザニア、ザンビア、ジンバブエの人権努力支援について再検討を行った。その中で、「告発し、恥をかかせる」やり方は、概して市民組織やメディアが行うのに適した方法であり、成果が期待できると指摘している。それに対し、人権機関への援助は、技術協力の形のほうが効果的であった。

・**人権の段階的実現をめざす協定を締結する。**基本的権利の目標達成をめざしてグローバルな協定を締結することも、効果がある。その財源は、国内予算の再編成と国際支援の増大によって確保する。このグローバル協定は、教育を受けたり保健医療を利用するなどの基本的な経済的、社会的権利を実現することへの開かれた説明責任のある取り組みを要求する。

この提言は、『人間開発報告書1992』で最初に提案された20:20構想に相通じるところがある。いくつかの途上国は現在、20:20構想の途上国側の果たすべき責任を遂行している。すなわち、公的支

出の20%を基本的な社会サービスに割り当てている。それに対し、援助国は、いずれの国も援助予算の20%を基本的な社会サービスに向けるという責任を果たしていない。もし援助国側がその責務を果たしていれば、すべての人に基本的な社会サービスを提供するために、追加資金として調達しなければならぬ年間700億から800億ドルが国内・国際的財源から確保できるのである。

・**債権を放棄する。**債務は依然として、人間開発と人権実現の足かせである。フランスなどは二国間援助で債権の一部を放棄したが、他の国も見習う必要がある。重債務貧困国(HIPC)に対する債務救済措置は、これまでのところ、限定的な効果しかもたらしていない。40カ国の重債務貧困国のうち、1999年12月までに債務救済交渉を完了したのは、わずかボリビア、ブルキナファソ、コートジボワール、ガイアナ、マリ、モザンビーク、ウガンダだけである。1999年に導入された新しい措置は、貧困緩和に関連して、いっそう迅速で大規模な債務救済を提供するものである。しかし救済の意図と約束ばかりが先行し、実施は大幅に遅れている。必要なのは、すべての国に対する救済の実施の速度を速め、債務軽減を人間開発に結びつける新しい取り組みである。

・**人間貧困の緩和に向けた技術開発をめざす行動を促進する。**今日の国際的仕組みは、自国経済を前進させ国民の生活水準を引き上げるために、最新の研究成果を使用、適合、発展させるという貧困国の

能力を制限している。なぜだろうか。それは、研究の優先順位が、富裕国の問題を重視する歪んだ構造になっているからであり、これは公共財の供給不足の一因にもなっている。

ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団などいくつかの民間財団は、最近、貧困層を苦しめている疾病のワクチン研究を支援している。米国で2000年初頭に提案された医薬品会社の税金控除方式は、研究活動の方向を転換させるために市場の誘因を利用しようとしている。この税金控除は肺炎、マラリア、エイズといった、貧困国で年間500万人以上の命を奪っている疾病のワクチン研究を活性化させるものである。向こう10年間に見込まれる10億ドルの支出は、ユニセフがワクチン接種計画に支出している金額とほぼ同水準である。このような官民協力は、貧困者の問題の解決をめざす他の研究・技術計画にとって必要な刺激である。

地域的な技術センターを設置し、研究成果をインターネットや他の低コストの通信技術を通じて貧困層に提供してはどうかという提案もある。一部の貧困国では新しい技術を導入していくつかの部門で大幅な進展を遂げている。中国、インドをはじめとするアジアの数カ国は、技術革新の活発な担い手になった。

乾燥地農業、環境悪化、貧困者の健康をむしばむ危害に取り組むうえで、国際社会および「南-南」協力は、このような将来有望な開発を継続していかなければならない。

・**途上国の輸出品の市場への参加を促進する。**多くの途上国にとって、貿易機会が拡大することは、東アジアの多くの地域と同様、所

得と雇用の伸びを加速する。しかし一部の最も疎外された国々は、輸出条件の悪化した農産物を今もなお生産している。これらの国々は、経済を多角化するために政策改革、技術援助、援助資金の流入を必要としている。

グローバリゼーションは世界を縮小したが、最も豊かな人と最も貧しい人の距離は開く一方である。グローバリゼーションに組み込まれた人々は、繁栄の恩恵に浴している特権階級である。しかしグローバリゼーションからはじき出された人は、疎外化と貧困の渦に巻き込まれ、絶望の淵へと追いやられていく。

グローバルな正義を、最も貧しい人々や疎外された人々の権利とみなすには、道徳的取り組みが必要であり、態度と視点の抜本的変化が国際的にも国内的にも求められる。われわれはみな同じ人類であるという考え方は、国境を越えて拡大されなければならない。そして、世界のある場所で人権を実現することが、他のいかなる場所での人権の実現と同じ重要性をもつものとみなされ、同様の支援が与えられなければならない。

無為は高くつく。そのことは、富裕国と貧困国の両方の指導者が認識しているとおりである。クリントン米大統領は、「世界の持てる人と持たざる人との隔たりは、拡大しつつある」と述べ、「絶望が憎しみへと姿を変えないうちに、絶望の源泉を断つためにいっそう努力しよう」と訴えた。憎しみが身にしみているマンデラ大統領は、「20世紀の幕が閉じようとしている今日、大規模なグローバルな不正がある一方で、グローバルな機会と報酬も存在す

われわれはみな同じ人類であるという考え方は、国境を越えて拡大されなければならない。



る」ことを強調した。

### 破壊的な紛争を防止する

人権に対する今日の関心のいくつかは、戦時中の人々と人権を保護しようとした取り組みから発生した。世界人権宣言は、ある部分では、第2次世界大戦の大虐殺の悲劇、ならびに殺し合いと破壊に対する憤りから、触発されたものである。アフガニスタン、アンゴラ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、チュチェン、東ティモール、カシミール、コンゴ、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリアなどで最近発生した紛争は、紛争防止と平和建設についての新しい考えを芽生えさせた。

紛争の防止と抑制は人権にとって二つの重要な意味がある。一つは、重大な人権侵害の最初の芽をつみ取るという直接的な効果である。2番目は、資金を自由にするという間接的な効果で、これにより国際社会は、平和維持活動から人間開発へと、活動の焦点を移すことができる。多様な国内関係者を一堂に集めて紛争の原因を診断する取り組みは一部の国で効果を上げており、他の国でも導入可能と見られている。

破壊的な紛争の防止に関するカーネギー委員会の試算によれば、1990年代に発生したコンゴ紛争を除く7大紛争によって国際社会にかかったコストは、2000億ドルに達した。これは1年間の全世界の開発援助額の4倍である。1990年代に開発援助が大幅に縮小したのうなずける。資金を開発から他へと移すことは、紛争拡大を防ぐために必要としているそのときに援助を引き上げてしまうことになるため、かえって紛争を激化させかねない。

現在は、紛争が勃発した後になって巨額の資金が投じられており、国際援助に対する現在の資金配分は、合理的とはほど遠いものである。最大の課題は、国際機関、特に国際紛争の解決を意図して創設された国連の活動を、紛争防止へと軌道修正することである。いつまでもぐずぐずしていると、人命の救済と人間開発の推進はあまりにも高いものになってしまう。

人権を促進する環境づくりに、グローバルな資金の流れがほとんど役立っていないという事実、貧しい人々は途方に暮れているだろう。貧困国は富裕国に多額の借金返済をしている。その一方で、富裕国は紛争が勃発した後で「平和維持活動」と称して膨大な資金を注入し、同時に、開発援助に充てる財源を減らしている。

必要とされている最大の変革は、紛争の根源的原因に取り組むことで紛争を未然に防ぎ、そのための努力と資金とを注ぐことである。グローバルな民主主義を推進するためには、軍備拡張路線を自粛し、グローバルな人間開発へと力を注ぐことも必要である。そこで二種類の政策手段が必要となる。早期警報システム、および開発に向けた軍備縮小である。

・早期警報システムを配備する。国際社会が予防的措置への転換に真剣に取り組もうとするならば、早期警報システムをもっと創造的に利用しなければならない。

マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国における紛争予防軍の展開は、成功例と言えよう。アフリカ統一機構も、破壊的な紛争を未然に食い止めるうえでいっそう効果的な早期警

報システムが重要であることを強調している。アフリカでは、ボツワナ、南アフリカ、ジンバブエで、飢饉や自然災害の防止に早期警報システムが利用されている。人為的な災害の防止に向けて早期警報システムを導入することは困難な課題だが、予防措置への転換を図るうえで支援に値する (Box 6.8)。

早期警報では早い時点での対応が求められる。機敏な対応をとるには、軍事的措置ばかりでなく政治、経済、社会的な措置が必要である。卓越した国際的リーダーシップをもった交渉使節は、予防外交を成功させることができる。

・開発に向けて軍備を縮小する。内戦は数十年にわたって続く可能性がある。アフガニスタン、グアテマラ、レバノン、モザンビーク、ソマリア、スーダンの最近の歴史を見れば、明らかである。これらの内戦において破壊手段となっているのは、注目を集める原子爆弾でもなければ化学兵器でもなく、むしろありふれた地雷や小型・軽量兵器である。こうした武器の供給量の多さは、価格から想像がつく。AK-47 (カラシニコフ) 自動小銃は一部のアフリカ諸国で1丁6ドルの安値で売買されており、マクドナルドで1回食事をするのにかかる金額とさして変わらない。

武器が出回れば、恐怖心が募り、紛争勃発の不安も広がる。その結果、投資は衰え、市場は冷え込む。開発に向けた軍備縮小は、経済復興を促進する環境を再建するのに役立つ。1997年のアルバニア内戦中に、一般市民が政府の武器弾薬庫を急襲するという事件が起こった。60万の

### BOX 6.8

#### 紛争が少しでも減るように

—FEWER: 早期警報システムのためのネットワーク—

早期警戒と早期対応のためのフォーラム (Forum for Early Warning and Early Response: FEWER) は政府間組織と非政府組織、および学術機関で構成される独立の共同体であり、意思決定者に紛争の早期警戒のための情報と分析結果を提供し、早期対応のための選択肢を提案することを目的としている。

FEWERは国連、欧州安保協力機構 (OSCE)、その他の機関と協同してコーカサス、中央アジア、東南アジア、西アフリカ、中央アフリカの大湖地域に関する早期警戒と対応のための戦略を実施している。

早期警戒システムは、多くの情報源からの情報の分析が必要であり、また自ずから質のよい情報のみを取り入れるシステムを備えていなければならない。問題の核心の分析には事実の理解をすることが必要であるばかりでなく、しばしば事実と同じくらい重要な物の見方や文化的感受性について理解をすることも必要となる。また、報告と検証には包括的な方法論と標準的な形式を用いるべきである。国別、地域別専門家や、国際問題専門家が加わったの厳正な分析によって、コンゴ民主主義共和国とダゲスタン・チュチェン紛争はかなり正確に予測されたのである。

この手法は、当該地域のさまざまな行為主体の紛争防止能力を調査し、政府、国際機関、非政府組織、地域社会などの「やる気がある者」たちの連携を作り上げる。そして、次に、紛争の原因は何か、和平の長期目標は何か、妨害する可能性があるのは何かまたは誰か、そして、紛争防止と解決のためのプログラムの概略を決めるためにどんな手段が利用可能か、

という四つの事項について意見をとりまとめるのである。

旧ユーゴスラビア共和国のマケドニアに対しては、紛争の早期警戒に応じて介入が行われた。OSCE少数民族高等弁務官は1999年、コソボにおける緊張が同国にもたらす予期せぬ悪影響に関して強力な効果的な早期警戒を発した。これによって、政治的対立が際立つ紛争地域で援助側は素早い対応を行った。

紛争とそれにとまらぬ人権侵害の防止に関して国際社会を効果的に支援するために、早期警戒システムは下記を考慮に入れなければならない。

・政治的意思と早期警戒は密接に関係している。政治的意思がなければ、たとえばサイール危機に先立つ2年間のように、早期警戒は無意味である。しかし正確で十分な情報、系統的で総合的な分析、現実の効果的な選択肢に基づく早期警戒がなければ、どんな政治的意思も効果的な行動につながることはないであろう。政治的意思を醸成するには適切な早期警戒が不可欠であるが、それには、時間と信頼が必要である。ルワンダにおける大量殺戮について適切な早期警戒が出されていれば、効果的な介入のための政治的意思を結集することが可能であったかも知れない。

・早期警戒のための情報と分析は、情報の収集や分析を行う利害関係者の利益を反映したものになりがちである。和平にだけ絞った、独立の早期警戒機能が必要である。

出典: Adelman, 1999; FEWER 1999; van der Stoep 1999



武器が流出するおそれを警戒したアルバニア政府、国連、いくつかの国際支援機関は、グラムシュ地区で「開発と引き替えに武器を回収する」プロジェクトを実施するための資金を提供した。600丁の武器および弾薬と引き替えに、この地区は紛争中に破壊された社会のさまざまな施設を再建するための援助を受けた。

二国間援助機関は、他の自国政府機関の行動がもたらす有害な影響について、もっと警戒感を表明すべきである。このような抗議には、メディアとNGOも参加できる。特に、内戦で広範囲に使用されている小型兵器や地雷の輸出に合意することによってもたらされる人権への被害を指摘すべきである。また拷問器具を売る企業は、悪徳企業としてブラックリストに載せることができる。

西アフリカ経済共同体は国連や他の機関と協力して、小型兵器の蔓延を食い止めている。武器と開発との交換によって緊張が緩和し紛争突入の危険性が低減すれば、経済復興の見通しも現実味を帯びてくる。このような交換が不発に終わる可能性もあるが、成功した暁には、世界中の過去の紛争の結果が示しているように、復旧と公共事業は経済再生の枠組みを創る。

内戦の炎が燃えさかる中で、人権保護のために何かできることがあるのだろうか。そのような活動の価値を軽視してはならない。戦争法は赤十字の創始者の構想から生まれたもので、計り知れない成果をもたらした。国際的な交戦に関するこれらの法律を、内戦にも準用する必要がある。その具体的な方法について答えを出すことは容易ではない。だが国際社会は、慎重論や意見の衝突の中

で模索を続けながら、徐々にいくつかの解決策を見だしつつある。安全保障理事会は文民の法的保護の強化について合意の形成をめざしている。一部の国はまだ基本的な国際条約を批准していない。また多くの国は、自国の軍隊および警察の訓練に際し、戦争に関する国際基準の遵守を徹底すべく努力する余地がある。

#### 国際人権システムを強化する

現代の国際人権制度は、世界人権宣言を契機として創設された。最初の20年から30年間は、冷戦が一因となり、人権推進に向けた取り組みは散発的でしかなく、ほとんどの場合不活発で、成果も限定的であった。1990年代になってようやく国際人権基準の行使に弾みがついてきた(第2章)。

条約機関の報告手続きと監視戦略は、過去20年の間に強化されてきた。NGOはしばしば、政府が提供する情報を補完する意味の「影の報告書」(カウンターレポート)を提出することによって、報告への参加の度合いを深めている。条約機関は建設的対話を通じ、締約国政府による公約の履行を支援している。条約機関は本当の意味での実施権限をもっているわけではないが、しばしば取り扱いの難しい事柄について問題提起をしたり、救済措置を必要とする最も差し迫った人権問題を明らかにする。

しかし条約機関の審査は時間がかかり、財源不足は深刻である。原因は、締約国の数が多いこと、締約国が報告を求められている課題や詳細情報が広範囲にわたっていること、委員に選出された独立した専門家が審査に割ける時間が限られているこ

とにある。

解決策として、報告を迅速にするための変更や、一般市民の参加の拡大が提案されている。また、現在六つある管理委員会を一つの条約機関に統合し、資金や職員を増やして役割を強化するという案もある。非効率的なところを除くことが優先課題である。大規模な改革と追加的資金がなければ、条約を基盤とした人権を遵守する文化を育てることは難しい。

国際刑事裁判所設立条約(ローマ規程)は、新しい時代の未来像、すなわち、国内で発生した最も極端な個人的人権の侵害に対して有効な措置を講じるという見方を表明している。同裁判所は、国の人権保護責任を強化するとともに、人権尊重を要求する国際秩序の強化に貢献すべきである。

人権に関する説明責任を追及する新しい例が、ピノチェト事件によって示された。この先駆的な事例においては、ある国(スペイン)が別の国(英国)に対し、さらに別の国(チリ)の元大統領の身柄引き渡しを在任中に犯した拷問や関連した犯罪のかどで要請したのである。アフリカの数カ国は、国際刑事裁判所の条項に基づいて提訴を行い、以前にも増して力をつけた国際的人権枠組みのもと提訴をすることが可能であることを印象づけた(Box 6.9)。しかし、まだなすべきことは多く残っている。たとえば、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、コソボにおける戦争犯罪の責任は、これから追及されなければならない。

今後の歩みは、新しい制度機関の創設よりも、既存機関の任務の統合に重点を置くべきである。たとえばユニセフは、人権に基づく取り組み

を事業計画に盛り込み、多くの国と協力して計画を実施している。また市民組織と協力し、子どもの権利を保障するために、勢力の結集を図っている。さらに女性に対する名誉殺人を「正当化する」社会規範を改変しようとするユニセフの運動は、女性にとって経済的、社会的、政治的に不利な結果をもたらす差別の撤廃に、引き続き主眼を置いている。

女性差別撤廃条約のさまざまな側面、ならびに関連分野における国連婦人開発基金の活動は、先駆的で広範囲にわたっている。ユネスコは教

#### BOX 6.9 国際刑事裁判所規程を率先して実施するアフリカ諸国

国際刑事司法の常設機構として国際刑事裁判所の設立が合意されたことは、大量殺戮、非人道的犯罪、戦時の法律や慣行の重大な違反などの犯罪に対する国際社会の個人の説明責任の原則を前進させるものである。1996年、ローマでの国際会議(ローマ外交会議)で採択された国際刑事裁判所規程は、いくつかの重要な目標を達成した。本規程は裁判所の裁判権を国際紛争ばかりでなく国内紛争にまで拡大した。そして、非人道的犯罪についての現行の定義を支持し、ある集団全体に対する虐待の抑止は戦時下だけに適用すべきではないとの認識を示した。この広義の定義はすべての政府に対して、国民に対する暴力行為がどのようなものになるかを警告するものである。

民主制へ移行しつつある多くの国にとって、国際刑事裁判所が代表する法的、政治的枠組みはただちに実質的な重要性をもつ。いくつかのアフリカ諸国は本裁判所規程を率先して実施している。2000年2月3日、セネガルの裁判所が

チャドの元独裁者ヒッセネ・ハブレを「拷問と残虐行為」の罪に問うた。ハブレは1982年から8年間チャドを統治したが、1990年に国外へ脱出し、セネガルの首都ダカールの閑静な住宅地で安楽に暮らしていた。

セネガルは、非人道的犯罪を犯行のあった当事国以外で、裁判にかけることを可能にするこの国際条約を利用した最初の国々の一つである。同国は、1999年2月に国際刑事裁判所規程を最初に批准した国であるという称賛に値する記録ももっている。

ガーナがすぐこれに倣った。1999年11月、同国議会は設立条約批准を満場一致で可決し、他のアフリカ諸国がアフリカ大陸の民主化の波のための安全装置として、その規定を熟知することの重要性を確認した。議会の行動は同国の多くの市民組織の幅広い支持を受けた。

出典: Parliamentarians for Global Action 2000; Bassiouni 1999; エコノミスト 2000



育、情報、言語、文化に関する権利の侵害を個人が訴える手続きを定めている。国際労働機関は設立当初か

#### BOX 6.10 欧州における人権推進のための地域構想

欧州のいくつかの活動が、国民国家の境界を越えて人権推進機構を拡大してきた。

##### 欧州評議会

欧州における大量殺戮と人々の受難の記憶が、人権と自由を認め実現することによって、同じような出来事を防止することを目的とした地域機関を創設することにつながった。現在41カ国が加盟している欧州評議会は、全加盟国に共通の基準を広めることで人権の普遍性を保証しつつ、民主主義の理想に向かって活動を続けている。

欧州評議会の機構の中には、欧州人権裁判所があり、設立以来およそ4000件の裁判を扱ってきた。裁判所はいくつかの裁判で、国民国家に対する判決を下したことがある。十分な安全保障上の理由もなく電話を盗聴して密かに監視を行った事件、親による虐待から子供を保護しなかった事件、家族生活の権利を侵害する状況で外国人を追放した事件などである。

欧州評議会は、警察記録にある個人情報使用の規制、良心的兵役拒否者および外国人囚人の権利確保、欧州の学校における人権教育の保証などといった、一連の人権問題に関する決議を採択してきた。また、評議会はエイズや死刑廃止など多くの人権分野に関しても勧告を採択している。

##### 欧州連合

欧州連合も、人権政策の策定と実施に重要な役割を果たしている。欧州連合の中で重要性を増しつつあると思われる機関が、ルク

センブルクに本拠をおく欧州裁判所である。1989年、同裁判所の関連機関として第一審裁判所が、企業や個人が提訴する、主に商業上の訴訟を審理するために設けられた。以来欧州裁判所は加盟国間の法律上の問題を処理してきた。

##### 欧州安保協力機構

1993年1月、マックス・パン・デル・ストゥールは欧州安保協力機構(OSCE)の初代少数民族高等弁務官に就任した。このポストは、「可能な限り早期に紛争を防止するための手段」として設けられたものである。これは、主として旧ユーゴスラビアにおける事態に対応するために設けられたものであるが、他の国でも、特に民主制へ移行しつつある国々でも似たような事態が繰り返されるのではないかと危惧されていた。

国民国家が少数民族の人権を尊重し、それにより紛争の可能性を減らすための参考となるようにと、3組の勧告が入念な検討を経て作成された。少数民族の教育権に関するハーク勧告(1996)、少数民族の言語の権利に関するオスロ勧告(1998)、少数民族の公的な生活への効果的参加に関するバンド勧告(1999)である。

しかし欧州の多角的機関にはボスニア・ヘルツェゴビナにおける大規模な人権侵害を防ぐことはできなかった。

出典：欧州評議会 2000；欧州裁判所及び第一審裁判所 2000；OSCE 1996、1998、1999

ら、労働者の権利を保護し福利を推進するための基準および仕組みを設けている。その監視手続きは、政府、雇用者、労働組合の三者が人権と労働者の福利のために協力する機会を提供している。

UNDPは人間開発に関する活動に人権への配慮を組み込んでおり、各国事務所のネットワークは、人権支援のための制度構築に向け、提言と技術協力の独創的な組み合わせを駆使したものである。UNDPはさらに、提言のためのユニークな財産として、世界全体を俯瞰した人間開発報告書と国別人間開発報告書を軸に構築されたネットワークを形成しつつある。国内機関によって作成された国別報告書の多くは、すでに自国の人権状況を評価し政策提言を行っている。したがって、国別報告書は実行可能な国であれば、人権に関する最初の独自の国内評価となり得る。UNDPの技術援助計画は統治機関を支援して、研修計画やワークショップを企画している。これらの努力は、現地事務所と地域局が人権高等弁務官事務所と緊密な連携をとって行っているものである。

大多数の国連機関が人権のさまざまな側面を扱っていることから、今まで以上に、調整と統合のとれた取り組みをすることで、効率と成果を飛躍的に向上させることが可能になるだろう。

##### 地域機関の人権推進活動を支援する

大多数の地域が率先して人権推進に取り組んでおり、地域内の同盟国や近隣諸国の行動を奨励している。こうした地域的な取り組みの利点は、普遍的人権の進展を、地域文化に配慮した対話に浸透させることで

ある。だが反面、合意を取り付けようとするあまり、実利主義の名の下に国際的な基準を緩めたり、ビジョンを失ってしまう危険性がある。

地域人権機関の取り組みには、成果が十分に上がっている面と不十分な面とがある(Box 6.10)。1949年に発足した欧州評議会は、人権と基本的自由の保護に力点を置いてきた。発足当初から「人権と基本的自由の維持ならびに一層の実現」を目標の一つに掲げていた。核とする原則は人権の普遍性であり、この原則は「万人の利益のために、いかなる理由による差別もなく、全加盟国に共通の基準」を推進することによって支えられている。

アラブ人権憲章は、その内容が進展と言えものなのか、それとも国際条約から後退しているのではないか、という論議を巻き起こした。しかしながら、人権が地域的に認識され、人間の生活を規定している文化的伝統の中で具現されたという意味においては、重要な前進といえる。

アジアではNGOが先頭に立ち、地域的な人権憲章を策定してきた。アジアは世界で最も人口が密集し、多様な民族がひしめき合っている地域である。そのため、その取り組みは複雑を極めている。地球上のいかなる大陸もアジアほど主要な宗教が混在し、しかも明らかに世俗的な政府と共存し、貧富の差が激しいところはない。アジア人権憲章は各国政府の支持を得ておらず、むしろ、共有された人道的価値観の枠組みの中で市民組織を動員することを意図している。

##### グローバル企業の公約をとりつける

市民運動は、人権を軽視する多国

企業に抗議する世論を盛り上げた。標的を絞り込んだ運動は、そうした企業のイメージを著しく低下させ、消費者の不買運動は減益をもたらした。非難された企業は多くの場合、世界規模の事業に適用するために人権ガイドラインを示す行動準則を設けることで対応した。

自主的な規範に批判的な立場をとる人は、業界、国際NGO、政府機関などの規制機関によって監視される強制的措置が必要であると指摘する。一方、賛成派は規範の適用対象を下請企業にまで拡大する必要性、また多くの人権侵害が発生している国内企業にも行動規範を当てはめる必要性を指摘している。

イタリアに本社がある衣料メーカーのベネトンは、自主的な行動準則の設置に留まらず、事業内容とはまったく無縁の人権問題に関する広報活動へと手を広げている。その運動の一つは、死刑廃止を訴えるものである。

こうした運動は、人権問題への民間企業のかかわりが、重要かつおそらく決定的な方向転換を遂げたことを示している。企業が労働環境以外の人権に影響する問題について見解を表明するという、従来とはまったく異なる役割を担うことになったのである。この社会的意識に根ざした啓蒙活動は、本業に関連した事業活動よりも、いっそう有効な変革の力となることができる。その興味深い例が、紛争資金の調達を目的としたダイヤモンドの取引を拒否すると公約した民間企業である(Box 6.11)。

もう一つの興味深い革新的試みが、特定の人権侵害に取り組むことを目的とした、企業と市民組織の協



## 磨いていないダイヤモンド

—アンゴラ内戦における制裁失敗の「世界の証人」—

アンゴラでは、ジョナス・サビンビと彼の反乱グループ、アンゴラ全面独立民族同盟 (UNITA) が、自分たちも参加した選挙の結果を拒否して、1992年に内戦を再全した。これは、世界で最も多い内戦として現在も進行中である。国連はその後UNITAが支配するアンゴラ産ダイヤモンドに制裁を課した。UNITAは武器や部品の購入資金をダイヤモンドを売って調達していたのである。しかし制裁は、一部の政府からの支援や、ダイヤモンドの主要取引市場であるアントワープ経由で業務を行っている企業の共謀によって、失敗に終わった。

人権団体である Global Wit-

nessは、世界のダイヤモンド市場を事実上支配している南アフリカのコンゴマリット、デビアスの共謀を暴露した。告発されたことでデビアスは、アンゴラの反乱グループからダイヤモンドを買わないと宣言した。同社は、その他の関連措置もとり、人権団体に歓迎された。

2000年3月に公表された国連の報告書では、ダイヤモンドが地雷の資金源となることを阻止するための制裁を台なしにしている政府や民間団体に対して断固とした措置を講じることを求めている。

出典：国連事務総長 2000；Global Witness 1998

力である。リズ・クレイボーン、ベル・アトランティック、アメリカン・エクスプレスなどの企業は労働組合、政府機関、マンハッタンのパクティム・サービセズなどの家庭内暴力と闘う非営利組織と協力している。これらの企業は、社員に家庭内暴力を届け出ることを促し、その犠牲者となっている従業員にカウンセリングを行っている。

多くの企業が、過去のお粗末な行動を償おうと努力している。少数民族出身の従業員から、社内制度上の偏見を訴えられたコカ・コーラ社を例にとってみよう。同社は、訴えられたこととマスコミに報道されたことを受け、従業員の多様性を促進するための数値目標を設定した。「数値目標を設定したからには、必ず達

成する。従業員の多様性は、ビジネス上の明確な至上命題である……私の給与はこれらの目標の達成度に依りて決まる」と、最高経営責任者のダグラス・ダフト氏は述べている。

## 21世紀への未来像を実現するための行動

さまざまな制度や機関の比較優位性を明らかにすることが、あらゆる実施戦略の出発点である (図6.1)。多くの制度や機関は複数の重なり合う役割を担っている。しかし、それぞれが相対的に有利な点をもっており、その強みに特化することにより、有効性を増すことができる。特に、協力し合う機関が互いに相手の機関がどのような政策提言や実践に注力しているかを認識しているとき、それぞれの役割の有効性が高まる。

人権侵害を告発することは、どれほど効果的なのだろうか。進展の実績を認め、制度強化のための援助を提供するという国家支援のほうか、より優れているのではないだろうか。答えは、もちろん、両方ともである。告発は、説明責任を喚起するうえで必要である。そして改善に向けた意図を支援するためには、法律を改正し、機関の実施能力を構築するための実務的介入が必要である。NGOなど一部の行為主体は、他に比べて侵害を告発しやすい立場にある。一方、国際機関は人権と開発を推進する計画の実施という面で、比較優位性をもっている。

第1章で示した人権と人間開発の概念的統合は、政治的、経済的、社会的自由の共通の目標を前進させるものである。個人は拷問を受けない権利をもっていると同様に、飢え

死にしない権利をもっている。社会的仕組みは、表現の自由を保障する必要があるばかりか、重い栄養失調を防ぐ必要もある。政治的、市民的自由は決定的に重要であるが、人間に尊厳をもたらす生活水準に対する権利も、同じように重要である。経済的権利と政治的権利は、たとえそれぞれを前進させるための戦略と手段は大きく異なるとしても、ともに重要な権利であることに変わりはない。

## 21世紀への未来像

21世紀は、自由が全世界に行き渡る世紀でなければならない。あらゆる人々が七つの自由—すなわち差別からの自由、欠乏からの自由、個人的発達の自由、個人の安全への脅威からの自由、参加の自由、不正な行為からの自由、生産的労働につく自由—を享受する権利をもっている。これらの自由の一つひとつが、世界中の国々の力を結集させるのに価する未来像を必要としている。そして人権の普遍性は、このグローバルな未来像の基盤を提供する。

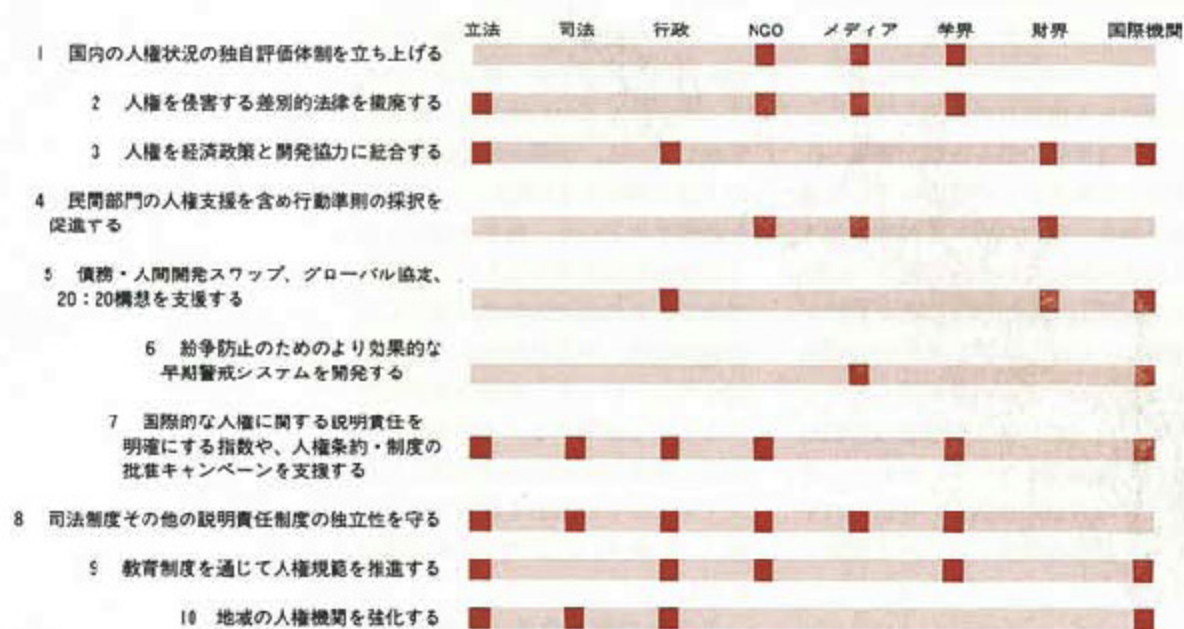
・女性や少数人種・民族グループは激しい差別に苦しんできた。根深い偏見との苦闘は、あちこちで自由を前進させた。そうした小競り合いでの勝利にもかかわらず、いまだに差別に苦しんでいる数十億の人々がおり、そうした人々にとって闘いは終わっていない。人権運動と人間開発運動は、今なお差別に縛られた人々を解放すべく、法律改正、規範の改変、制度改革をめざして闘う。

・飢饉は、20世紀に地球上から数百万という人を抹殺した。しかしそれは自然災害ではなく、ほとんど

21世紀は、自由が全世界に行き渡る世紀でなければならない。あらゆる人々が七つの自由を享受する権利をもっている。

図6.1

人権促進のための規範、制度、法的枠組み、経済環境を確立するためのネットワークを構築する：人権活動における比較優位性



注：NILE (規範、制度、法的枠組み、促進的な経済環境) の分析に関しては「概観」参照

出典：人間開発報告書事務局



が非人道的な行為のなせる技であった。そのような暴力的な刺戟は、現在はまれなことであるが、欠乏からの自由は今なお、数百万人にとってはるか遠い夢でしかない。21世紀の国内および世界的な経済システムは、欠乏によって屈辱を強いられている人々に対する義務を果たさなければならない。世界的な経済成長の究極的目的は、欠乏からの自由という尊厳を人々に与えることであり、これは人間開発の視点が強調している点である。

- ・これまで行われてきたおびただしい数の拷問は、人間に邪悪な心が潜むことの悲しい証である。拷問を廃止し、拷問に手を染めた人々を国内および国際的に告発することは、個人の安全を獲得する継続的闘争において中心的な位置を占めている。個人の安全には、別の重要な側面がある。レイプされた多くの女性は屈辱を味わい、家父長制の偏見を反映した司法制度に直面する。個人の安全保障のためには、尊厳と女性保護を否定する法律、制度、価値観を変革するためのグローバルな連携が必要である。
- ・民主主義の世界的な進展は、まだごく最近のことである。21世紀には、歴史上初めて、すべての人々に政府を選出する権利、ならびに自分の生活に影響のある決定に参加する自由が与えられなければならない。市民組織への積極的参加、従来とは比較にならない大量の情報・知識の迅速な入手・利用は、基本的な政治的自由を増進させる。
- ・権力の恣意的行使は、これまで、

権力のない人々の絶望感をいっそう強めてきた。国王の神聖な権利を大原則として政府が政治を運営していた時代は、統治者は正義の名の下に、自らの権力の正統性を求めることはなかった。こうした不正義との闘いは、社会制度を合法性、同意、法の支配に基づいて創ることを要求した。21世紀において不正に対抗する自由を確保するためには、すべての人々に公平に適用される透明な規則を通じて人々を守る制度が必要である。

- ・すべての成人は、屈辱的扱いや搾取を受けずに労働する自由を享受するのが当然である。そして子どもは、労働に従事するのではなく、学校で教育を受けるべきである。子どもを守り、成人の労働条件を改善するうえで、多くの成果が達成された。大勢の人々が生産的な労働に従事する自由を享受している。しかし今もなお無数の人々が非人間的な条件下で働く一方で、仕事がなく社会的な疎外感を味わっている人々もいる。21世紀には人間の尊厳を取り戻すために、排斥された人々を社会に引き入れ、抑圧的な労働条件を廃止するための取り組みが求められる。これらは遠大な目標である。だが、これらの願いは何ら目新しいものではない。これらの自由は、人類の歴史を通じて人々の動機となってきた。これらの自由のための闘いは、文化や人種の違いを問わず、人類を一つに結びつける絆であった。21世紀がこれまでと違う点といえば、それは、これらの願いがすべての人々にとって現実となる可能性があるということである。

## 参考文献

### 『人間開発報告書2000』の基本論文、国別・地域別研究、背景資料

#### ●基本論文●

- Akash, M.M. 2000. "Right-Based Approach to Development and Right to Land."
- Alston, Philip. 2000. "Towards a Human Rights Accountability Index."
- Anand, Sudhir, and Amartya Sen. 2000. "Human Development Progress Indicators."
- Coomaraswamy, Radhika. 2000. "Women's International Human Rights."
- Desai, Meghnad. 2000. "Rights and Obligations: A Framework for Accountability."
- Dias, Ayesha. 2000. "Human Rights, Environment and Development: with Special Emphasis on Corporate Accountability."
- Flinterman, Cees, and J. Gutter. 2000. "The United Nations and Human Rights: Achievements and Challenges."
- Ghosh, Jayri. 2000. "Rules of Economic Integration and Human Rights."
- Gooneseke, Savitri. 2000. "Human Rights Systems in the UN."
- Greer, Maria. 2000. "Human Rights Indicators: An Overview of the Field."
- Häusermann, Julia, and Emma Morely. 2000a. "Successful Grassroots Strategies and Multi-Agency Initiative."
- . 2000b. "TNC's, Codes of Conduct, Self-imposed Codes and Human Rights."
- Hijab, Nadia. 2000. "Human Rights and Human Development: Learning from Those Who Act."
- Leckie, Scott. 2000. "Housing Rights."
- Muntarbhorn, Vitit. 2000. "Child Rights: A Decade of the Convention on the Rights of the Child and Beyond."
- Normand, Roger. 2000. "Separate and Unequal: Trade and Human Rights Regimes."
- Osmani, Siddiq R. 2000. "Human Rights to Food, Health and Education."
- Pinheiro, Paulo Sergio, and David Carlos Ealuarte. 2000. "Study on National Strategies—Human Rights Commissions, Ombudsmen, Specialized Agencies and National Action Plans."
- Rodas-Martini, Pablo. 2000. "The Debate on Labour Standards and International Trade: Technically Inconclusive and Politically Explosive."
- Rodas-Martini, Pablo, Fabiola Rivera, and Luis Gerardo Cifuentes. 2000. "Labour Conditions in the EPZs:

- A Brief Survey and a Case Study."
- Sen, Amartya, and Sudhir Anand. 2000. "Human Rights and Human Development."
- Shiva Kumar, A.K. 2000. "Measuring Progress in Human Development: Tracking Inputs, Assessing Efforts, Evaluating Outcomes."
- Vizard, Polly. 2000. "The Evolution of the Idea of Human Rights in Western and Non-Western Thought."

#### ●国別・地域別研究●

- An-Na'im, Abdullahi A. 2000. "Human Rights in the Arab World—A Regional Perspective."
- Hassan, Bahy El-Dir. 2000. "Egypt Human Rights Report."
- Khader, Asma. 2000. "Human Development and Human Rights—A Country Study of Jordan."
- Liebenberg, Sandra. 2000. "A Country Study of South Africa—Human Development and Human Rights."
- Mendez, Juan E. 2000. "Human Rights in Latin America and the Caribbean—A Regional Perspective."
- Muntarbhorn, Vitit. 2000. "Human Rights and Human Development: Thailand—A Country Study."
- Mutua, Makau. 2000. "The African Human Rights System: A Critical Evaluation."
- Neou, Kasie. 2000. "Country Study—Cambodia."
- Olcott, Martha Brill. 2000. "Regional Study on Human Development and Human Rights—Central Asia."
- Oloka-Onyango, Joseph. 2000. "Human Rights and Sustainable Development in Contemporary Africa—A New Dawn or Retreating Horizon?"
- Pérez, Andres E. 2000. "Honduras: The Birth of Citizenship and State Conscience."
- Rosero, Rocio. 2000. "Human Rights and Human Development in Ecuador."
- Rubaduka, Jean, and Noël Twagiramungu. 2000. "Human Rights and Human Development in Rwanda: Assessments and Perspectives, 1984-1999" (Droits de la Personne et Développement au Rwanda: 1984-1999. Bilan et Perspectives).
- Saidov, Akmal. 2000. "Regional Study on Human Development and Human Rights in Uzbekistan."
- Saravanamuttu, Johan. 2000. "Country Study—Report of Human Rights in Malaysia."
- Sarkar, Lotika. 2000. "Country Study—India."
- Silovic, Darko. 2000. "Regional Study on Human Development and Human Rights in Central and



Eastern Europe.”  
Sutil, Jorge Correa, and Felipe González Morales. 2000. “Human Development and Human Rights in Chile” (Desarrollo Humano y Derechos Humanos en Chile).

### ●背景資料●

Goldstone, Leo. 2000. “Proposals for Human Rights Benchmarks.”  
Mehra, Malini. 2000. “A Comparison of International Trade, Human Rights and Environmental

Agreements.”  
Mirza, Zafar. 2000. “A Note on TRIPS.”  
Osman, Osman M., and Heba El Leithy. 2000. “Human Development Progress: The Case of Egypt.”  
Rodas-Martini, Pablo, and Juan Pablo Piza. 2000. “Short-Term Indicators: The Guatemalan Experience”  
Sori-Coulbaly, Rosine. 2000. “Taking into Account Short-Term Changes in Measuring Human Development: Case Study of the HDI of Benin.”  
Transparency International. 2000. “Justice and Corruption.”

## 文献注

### 第1章の文献

Bentham 1996, Dworkin 1978, Hart 1961, Kanger 1985, Kant 1956, Nussbaum and Sen 1991, O’Neill 1996, Pogge 1992, Sen 1985, 1999a, 1999b and 1999c, Sen and Anand 2000, Sengupta 1999 and Shue 1980.

### 第2章の文献

Amnesty International 1998, An-Na’im 2000, Barolomei de la Cruz, von Perobsky and Sweptson 1996, Brooke 1998, Brown, Renner and Flavin 1998, Brown and others 2000, Cairncross 2000, Coomaraswamy 2000, Donnelly 1999, First Nations and Inuit Regional Health Survey National Steering Committee 1999, Flinterman and Gutter 2000, Goldberg, Mouzinho and Kulke 1996, Goonesekere 2000, Hamblin and Reid 1993, Hassan 1995, Häusermann and Morely 2000a, Hijab 2000, ILO 1997c and 1998c, International Gay and Lesbian Human Rights Commission 1999, International IDEA 1997, Korea Institute for Health and Social Affairs and UNDP 1998, Lauren 1990, Leckie 2000, Liebenberg 2000, Lowry 1997, Mahub ul Haq Human Development Centre 1999, Mann and Tarantola 1996, Mendez 2000, Muntarbhorn 2000, Murua 2000, National Alliance to End Homelessness 1998, Neou 2000, Neubaur 1998, Olcott 2000, Oloka-Onyango 2000, Osmani 2000, Piller 2000, Pinheiro and Baluarte 2000, Prusher 1998, SAPES 1998, Saravanamuttu 2000, Sarkar 2000, Shelter 1996, Silva Kumar 2000, Silovic 2000, Simon Community of Ireland 1995, Smeeding 2000, Transparency International 2000, UN 1996a, UNAIDS 2000, UNAIDS and UNDP 1998, UNAIDS and WHO 2000a and 2000b, UNCJIN 1999, UNDP 1996a, 1996b, 1997a, 1998b, 1998c, 1998d, 1998e and 1999a, UNDP, Poverty Reduction Forum, Institute of Development Studies and University of Zimbabwe 1998, UNDP, FAO, UNESCO, UNFPA and UNICEF 1998, UNHCHR 1996, 1997, 1999a and 1999b, UNHCHR and UNAIDS 1998, UNICEF 1997b and 1998, UNICEF, International Child Development Centre 1999, USAID 1999, US Census Bureau 2000, van de Walle and Gunewardena 1999, Vizard 2000, Wagstaff 2000 and World Bank 2000c.

### 第3章の文献

An-Na’im 2000, CAD 1997, Cahn 1999, de Bary 1998, Desai 2000, Diamond 1999, Donnelly 1989, ECRI 2000, European Monitoring Centre on Racism and

Xenophobia 1998, Federazione Italiana delle Associazioni Emofiliaci 2000, Garçon Ash 1998, Gurr and others 1999, Hassan 2000, Hsyner 1994, Institutional IDEA 1999, Khader 2000, Kundera 1980, Liebenberg 2000, Lijphart 1999, Mendez 2000, Muntarbhorn 2000, Murua 2000, Neou 2000, Neve and Alfonso 1995, Clcott 2000, Oloka-Onyango 2000, Pérez 2000, Reyes 2000, Roma Rights 1999a, 1999b and 1999c, Saravanamuttu 2000, Sarkar 2000, Shell Report 1999, ilovic 2000, Stewart forthcoming, Stiglitz 1999a, United States Institute of Peace 2000, Wignaraja 2000, Yoke and Leng 1992 and Yujnovsky 2000.

### 第4章の文献

Belser 1999, Bradbury and Jäntti 1997, Cameron and Campbell 1998, Cancado-Trindade 1995 and 1999, Comea 1999, Dias 2000, Dreze and Sen 1995, Dumoulin 1997, Duffield 2000, FAO 1998, Finger and Schuknecht 2000, Forbes Magazine 2000, Ghosh 2000, Häusermann and Morely 2000a, Hijab 2000, Holmes and Susstein 1999, ICFTU 1999, ILO 1997c, Khader 2000, Khor 1999, Leckie 2000, Lobo and Velasquez 1998, Mehra 1999, Mehrotra, Vandemoortele and Delanonica forthcoming, Mirza 2000, Michalopoulos 1999, Milanovic 1999, Nagel 1991, Neou 2000, Normand 2000, OECD 1996 and 1999a, OECD, Development Assistance Committee 1999, Osmani 2000, Panayotou 1999, Pérez 2000, Pogge 1999, Posey 1996, Rodas-Martini 2000, Rodas-Martini, Rivera and Cifuentes 2000, Sen 1999b and 1999c, Tansey 1999, UNCTAD 1999a and 1999b, UNDP 1999b, UNEP 1999, UNICEF and UNDP 1998, US Census Bureau 2000, WHO 1999e, WIPO 1998, Women Working Worldwide 1999, World Bank 2000b and WTO 1999.

### 第5章の文献

Aston 2000, Amnesty International 1998, Ball 1999, Bayefsky 2000, Benin, National Institute of Statistics and Economic Analysis 1999, Buckland and Fielden 1994, Casa Alizna 1999, Castro-Leal 1996, CESR 1998, CFRB 1010 Toronto 1999, FFC 1998, Foundation for Public Interest 1997, Green 2000, Harris 2000, Humana 1992, Human Rights Campaign 1998, Hunt 1998, HURIDOCs 2000, Interarts Observatory 1999, International Budget Project 1999, Institute of Applied Economic Research and others 2000, Jabine and Claude 1992, Leckie 1998, Libanio 2000, Mahub ul Haq Human Development Centre 1999, MIMCO 2000, Misty 1999, Muntarbhorn and Taylor 1994, O’Sullivan

forthcoming, Ontario Parents for Equality in Education Funding 2000, Osmar and El Leithy 2000, PROBE Tear: 1999, Rodas-Martini and Piza 2000, Samuelson and Spier 1992, Sethi 2000, Shiva Kumar 2000, Sori-Coulbaly 2000, South Africa, Central Statistical Services 1994, Tomasevski 1995, UDAPE 2000, UN 1948, 1965a, 1966b, 1986, 1987, 1990 and 1991, UNDP 1991, 1992, 1998a and 1998b and UNHCHR 1999a and 1999b.

### 第6章の文献

Adelman 1999, An-Na’im 2000, Asian Human Rights Charter 1998, Bassiouni 1999, Brown and Rosencrance 1999, Coomaraswamy 2000, Council of Europe 2000, DFID 2000, Economist 2000, Equity Now 1999, European Court of Justice and Court of First Instance

### ●参考文献●

Adelman, H. 1999. “Early Warning and Humanitarian Intervention in Zaire, March–December 1996.” Forum on Early Warning and Early Response. [http://www.fewer.org/pubs/index.htm]. 15 March 2000.  
Alston, Philip. 1999. “Governance, Human Rights, and the Normative Area.” Background paper for UNDP, *Human Development Report 1999*. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.  
Amnesty International. 1998. “USA: Selected Statistics on Human Rights Violations in USA.” [http://www.amnesty-usa.org/news/1998/25306398.htm]. 9 February 2000.  
Asian Human Rights Charter. 1998. “Asian Human Rights Charter—A People’s Charter.” [http://www.ahrchk.net/charter/declaration.htm]. 11 November 1999.  
Austin, John. 1954. *The Province of Jurisprudence Determined*. New York: Noonday Press.  
Ball, Patrick. 1999. “Statement by the American Association for the Advancement of Science on the Release of the Guatemalan Death Squad Dossier.” [http://hrdaa.aasas.org/gdsd]. 1 February 2000.  
Bardhan, Kalpana, and Stephen Klasen. 1999. “UNDP’s Gender-Related Indicators: A Critical Review.” *World Development* 27 (6): 985–1010.  
Barolomei de la Cruz, Héctor, Gerardo von Frotobsky and Lee Sweptson, eds. 1996. *The International Labour Organization: The International Standards System and Basic Human Rights*. Boulder, Colo.: Westview Press.  
Bassiouni, Ghail, ed. 1999. *ICC Ratification and National Implementing Legislation*. Bordeaux: Association Internationale de Droit Pénale.  
Bayefsky, Anne. 2000. Personal correspondence on Waldman v. Canada. 25 February Ontario.  
Beitz, Charles. 1985. *Political Equality*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.  
Belser, Patrick. 1999. “Globalisation, International Labour Standards, and Multilateral Institutions.” Background paper for UNDP, *Human Development Report 1999*. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.  
Benin, National Institute of Statistics and Economic Analysis. 1999. “Analysis of Social Conditions: Social Profile and Human Development Indicators” (Tableau de Bord Social. Profil Social et Indicateurs du Développement Humain). Project BEN/96/001/PRCIG. Cotonou.  
Bentham, Jeremy. 1996. *Works*. Oxford: Clarendon Press.  
Bhagwati, Jagdish. 1998. *A Stream of Windows: Unsettling Reflections on Trade, Immigration, and Democracy*. Cambridge, Ontario: Parents for Equality in Education Funding 2000, Osmar and El Leithy 2000, PROBE Tear: 1999, Rodas-Martini and Piza 2000, Samuelson and Spier 1992, Sethi 2000, Shiva Kumar 2000, Sori-Coulbaly 2000, South Africa, Central Statistical Services 1994, Tomasevski 1995, UDAPE 2000, UN 1948, 1965a, 1966b, 1986, 1987, 1990 and 1991, UNDP 1991, 1992, 1998a and 1998b and UNHCHR 1999a and 1999b.  
Cambridge, Mass.: MIT Press.  
Bradbury, Bruce, and Markus Jäntti. 1999. “Child Poverty across Industrialized Nations.” Innocenti Occasional Papers, Economic and Social Policy Series, no. 71. Paper presented at the 15th General Conference of the International Association for Research in Income and Wealth, 23–29 August, Cambridge.  
Brooke, James. 1998. “Equity Cases in Canada as Redress for Women.” *New York Times*. 19 November.  
Brown, Lester R., Michael Renner and Christopher Flavin. 1998. *Vital Signs 1998*. The Worldwatch Institute. New York: W.W. Norton and Company.  
Brown, Lester R., Christopher Flavin, Hilary French, Janet Abramowitz, Seth Dunn, Gary Gardner, Ashley Mattoon, Anne Platt, Molly C’Mears, Michael Renner, Chris Bright, Sandra Postel, Brian Halweil and Linda Starke. 2000. *The State of the World*. The Worldwatch Institute. New York: W.W. Norton and Company.  
Brown, Michael, and Richard Rosencrance, eds. 1999. *The Costs of Conflict: Prevention and Care in the Global Arena*. New York: Carnegie Commission on Preventing Deadly Conflicts.  
Buckland, P., and J. Fielden. 1994. *Public Expenditure on Education in South Africa, 1987/8 to 1991/2: An Analysis of the Data*. Johannesburg: Centre for Education Policy Development and the World Bank.  
CAD (Coalition against Dictatorship). 1995. “Nigerian Casefile: The Ken Saco-Wiva-Oguzi Handbook.” Committee Report, Paris. [http://www.hartford-hwp.com/archives/34a/023.html]. 12 April 2000.  
Cahn, Claude. 1999. Correspondence on examples of struggles that have achieved goals for Roma rights and the use of shame by a national NGO. European Roma Rights Center. 12 December Budapest.  
Cairncross, Sandy. 2000. “Access to Water and Sanitation.” London School of Hygiene and Tropical Medicine Note. London.  
Camargo, Jose Marcio, and Francisco H.G. Ferreira. 1999. “The Poverty Reduction Strategy of the Government of Brazil: A Rapid Appraisal.” A contribution to UNDP, *Poverty Report 2000: Overcoming Human Poverty*. Draft. New York.  
Cameron, James, and Karen Campbell, eds. 1998. *Dispute Resolution in the World Trade Organization*. London: Cameron May-Elster.  
Cancado-Trindade, A.A. 1995. “Relations between Sustainable Development and Economic, Social and Cultural Rights: Recent Developments.” In A. Al-Naquti and R. Meese, eds., *International Legal Issues Arising under the UN Decade of International Law*. The Hague: Kluwer Law International. ———. 1999. “Sustainable Human Development and Conditions



- Life as a Matter of Legitimate International Concern: The Legacy of the UN World Conferences." In Nisuke Ando, ed., *Japan and International Law Past, Present and Future*. The Hague: Kluwer Law International.
- Casa Alianza. 1999. "Guatemala: Graphical Data about Criminal Cases." [http://www.casa-alianza.org/EN/index-en.shtml]. 14 February 2000.
- Castro-Leal, F. 1996. "The Impact of Public Health Spending on Poverty and Inequality in South Africa." PSP Discussion Paper Series. World Bank, Washington, D.C.
- Castro-Leal, F., Julia Dayton, Lioral Denery and Kalpana Mehra. 1999. "Public Social Spending in Africa: Do the Poor Benefit?" *World Bank Research Observer* 14 (1): 49-72.
- CDIAC (Carbon Dioxide Information Analysis Center). 1999. "CO<sub>2</sub> Emissions." [http://cdiac.esd.ornl.gov/ftp/ndp030/global96.cmi]. February 1999.
- Central Information and Statistical Office and UNDP (United Nations Development Programme). 1999. *Report on: Index and Human Development Experience in Venezuela, 1999* (Informe Sobre: Índice y entorno del desarrollo humano en Venezuela 1999). Caracas: CDB Publications.
- CESR (Centre for Economic and Social Rights). 1998. *From Needs to Rights: Redefining the Right to Health in Ecuador*. Quito: Genesis Ediciones.
- CFRB 1610 Toronto. 1999. Transcript of "Free For All." 15 November 1999.
- Child Info. 2000. "Child Mortality: Mongolia." [http://www.childinfo.org/cmi/cmmgl.html]. March 2000.
- Correa, Charles. 1999. "Intellectual Property Rights and the Use of Compulsory Licenses: Options for Developing Countries." South Centre, Geneva.
- Council of Europe. 2000. "Protecting Human Rights and Fundamental Freedoms." [http://www.dhdirhr.coe.fr/intro/eng/GENERAL/astro.htm]. 14 April 2000.
- Danicli, Yael, Elsa Stamatopoulou and Clarence J. Dias. 1999. *The Universal Declaration of Human Rights: Fifty Years and Beyond*. Amityville, N.Y.: Baywood.
- de Barry, Theodore. 1998. *Asian Values and Human Rights*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- DFID (Department for International Development). 2000. "Strategies for Achieving the International Development Targets: Human Rights for Poor People." Consultation document. Strategies for Achieving the International Development Targets Series London.
- Diamond, Larry. 1999. *Developing Democracy: Toward Consolidation*. Baltimore, Md.: Johns Hopkins University Press.
- Dennelly, Jack. 1989. *Universal Human Rights in Theory and Practice*. Ithaca, N.Y.: Cornell University Press.
- . 1998. *International Human Rights*. Boulder, Colo.: Westview Press.
- . 1999. "Non-Discrimination and Sexual Orientation: Making a Place for Sexual Minorities in the Global Human Rights Regime." In Peter Baehr, Cees Flintermann and Mignon Sellers, eds., *Innovation and Inspiration: Fifty Years of the Universal Declaration of Human Rights*. Amsterdam: Royal Netherlands Academy of Arts and Sciences.
- Dreze, Jean, and Amartya Sen. 1995. *Political Economy of Hunger*. Oxford: Clarendon Press.
- Dumoulin, Jerome. 1997. "Assessing the Economic Impacts of the 1995 GATT Agreement on the Pharmaceutical Sector of Developing Countries" (La Mesure des Conséquences Économiques des Accords du GATT de 1994 sur le Secteur Pharmaceutique des Pays en Développement). Paper presented at the Centre International de l'Enfance et de la Famille Seminar, 12-14 November, Paris.
- Dutfield, Graham. 2000. *Intellectual Property Rights, Trade and Biodiversity*. World Conservation Union. London: Earthscan Publications.
- Dworkin, Ronald. 1978. *Taking Rights Seriously*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Economist. 2000. "Africa's Many Pinochets-in-Waiting." 12 February.
- ECRI (European Commission against Racism and Intolerance). 2000. "Combating Racism and Intolerance: A Basket of Good Practices." [http://www.ecri.coe.int/ca/04/01/e04010001.htm]. 14 April 2000.
- Elster, Jon. 1992a. "On Doing What One Can: An Argument against Restitution and Retribution as a Means of Overcoming the Communist Legacy." *East European Constitutional Review*. [http://home.sol.no/~hnelberg/elartcb.htm]. 10 February 2000.
- . 1992b. "On Majoritarianism and Rights." *East European Constitutional Review*. [http://home.sol.no/~hnelberg/elartcb.htm]. 10 February 2000.
- EMEP (Co-operative Programme for Monitoring and Evaluation of the Long-Range Transmission of Air Pollutants in Europe). 1999. "Tables of Anthropogenic Emissions in the ECE Region." [http://www.emep.int/emis\_tables/tab1.htm]. November 1999.
- Equality Now. 1999. "Words and Deeds: Holding Governments Accountable in the Beijing + 5 Review Process." [http://www.equalitynow.org/action\_eng\_16\_3.html]. 10 April 2000.
- European Court of Justice and Court of First Instance. 2000. "A Court for Europe." [http://curia.eu.int/cj/press/jeu1.htm]. 12 March 2000.
- European Monitoring Centre on Racism and Xenophobia. 1998. *Annual Report 1998: Part 2—Looking Reality in the Face*. Vienna. [http://www.emec.at/publications/annualreport/report1998.htm]. 14 April 2000.
- FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations). 1998. *The Right to Food*. Rome.
- . 1999. "Food Balance Sheets." [http://apps.fao.org/lim500/npl-rap.pl?FoodBalanceSheet&Domain=FoodBalanceSheet]. October 1999.
- . 2000. "FoodAid." [http://www.fao.org]. February 2000.
- Federazione Italiana delle Associazioni Emofili. 2000. "Cosa dicono i Giornali." [http://www.espero.it/emofilia/attualita/news.htm]. 15 April 2000.
- FEWER (Forum on Early Warning and Early Response). 1999. "Conflict and Peace Analysis/Response Manual." [http://www.fewer.org/pubs/index.htm]. 10 March 2000.
- Filmer, Deon, Jeffrey Hammer and Lant Pritchett. 1998. "Health Policy in Poor Countries: Weaker Links in the Chain." Policy Research Working Paper 1878. World Bank, Development Research Group, Washington, D.C.
- FFC (Financial and Fiscal Commission Secretariat). 1998. *Public Expenditure on Basic Social Services in South Africa*. Report for United Nations Children's Fund and United Nations Development Programme, Johannesburg: Financial and Fiscal Commission.
- Finger, Michael, and Ludger Schuknecht. 2000. "Market Access Advances and Retreats: The Uruguay Round and Beyond." Policy Research Working Paper 2232. World Bank Development Research Group, Washington, D.C. [http://www.worldbank.org/research/workingpapers]. 7 February 2000.
- First Nations and Inuit Regional Health Survey National Steering Committee. 1999. *First Nations and Inuit Regional Health Survey: National Report 1999*. St. Regis, Quebec.
- Forbes Magazine. 2000. "A Decade of Wealth." [http://www.forbes.com]. 15 March 2000.
- Foundation for Public Interest. 1997. *Budget Analysis and Advocacy Work of DISHA*. Ahmedabad.
- Freeman, Kathleen. 1965. *If Any Man Build: The History of the Save the Children Fund*. London: Hodder and Stoughton.
- Garton Ash, Timothy. 1998. "The Truth about Dictatorship." *New York Review of Books* 45 (3). [http://www.nybooks.com/ryrev/WVWarchdisplay.cgi?19980219035F]. 12 April 2000.
- Global Witness. 1998. *A Rough Trade: The Role of Companies and Governments in the Angolan Conflict*. London. [http://www.oseworld.org/globalwitness/reports/Angola/title.htm]. 8 January 2000.
- Goldberg, A., D. Mourinho and U. Kulke. 1996. *Labour Market Discrimination against Foreign Workers in Germany*. IMP 7. Geneva: International Labour Organization.
- Goldschmidt-Clermont, Luisella, and Elisabetta Pagnosin Aligisakis. 1995. "Measures of Unrecorded Economic Activities in Fourteen Countries." Background paper for UNDP, *Human Development Report 1995*. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.
- Gurr, Ted Robert, Betty Brown, Pamela L. Burke, Michael Davis, Jonathan Fox, Michael L. Haxton, Mizan Khan, Deepa Khosla, Monty G. Marshall, Beita Kovás Nás Anne Pitsch and Marion Reckerwald. 1999. *Peoples versus States: Minorities at Risk in the New Century*. College Park, Md.: University of Maryland. [http://www.bsos.umd.edu/tidcr/nar/trgns.html]. 10 March 2000.
- Hamblin, Julie, and Elizabeth Reid. 1993. *Women, the HIV Epidemic and Human Rights: A Tragic Imperative*. Issues Paper 8. United Nations Development Programme, HIV and Development Programme, New York.
- Hamdan, Dina. 1999. "Arsendment to Article 340 on Honour Crimes Faces Opposition in Parliament." *Jordan Times*. 17 November.
- Harris Bruce. 2000. Correspondence on Casa Alianza and street children in Central America. 9 March San Jose, Costa Rica.
- Hart, H.L.A. 1961. *The Concept of Law*. Oxford: Clarendon Press.
- Harvey, Andrew S. 1995. "Market and Non-Market Productive Activity in Less Developed and Developing Countries: Lessons from Time Use." Background paper for UNDP, *Human Development Report 1995*. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.
- Hayner, Priscilla. 1994. "Fifteen Truth Commissions—1974 to 1994: A Comparative Study." *Human Rights Quarterly* 16 (4): 597-655.
- Held, David. 1995. *Democracy and the Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan Governance*. Stanford, Calif.: Stanford University Press.
- Heston, Alan, and Robert Summers. 1999. Correspondence on data on GDP per capita (PPP US\$). University of Pennsylvania, Department of Economics, Philadelphia, March.
- Holmes, Stephen, and Cass Sunstein. 1999. *The Cost of Rights*. New York: W.W. Norton and Company.
- Humana, Charles. 1992. *World Human Rights Guide*. New York: Oxford University Press.
- Human Rights and Equal Opportunity Commission. 2000. "Aboriginal and Torres Strait Islander Social Justice." [http://www.hreoc.gov.au/social\_justice/statistics/index.html]. 9 February 2000.
- Human Rights Campaign. 1998. "Gays, Lesbians and Bisexuals Rank Third in Reported Hate Crimes—1998." [http://www.hrc.org/issues/hate/stats98.html]. 13 February 2000.
- Human Rights Watch. 1997. *Human Rights Watch World Report 1997*. New York.
- . 1998. *Human Rights Watch World Report 1998*. New York.
- . 1999. *Human Rights Watch World Report 1999*. New York.
- Hunt, Paul. 1998. "State Obligations, Indicators, Benchmarks and the Right to Education." *Human Rights: Law and Practice* 4: 109-15.
- HURIDOCs (Human Rights Information and Documentation Systems, International). 2000. "General Information Brochure." [http://www.huridoc.org/brochure.htm]. 20 February 2000.
- Hurley, Susan, and Stephen Saute, eds. 1993. *On Human Rights*. New York: Basic Books.
- ICFTU (International Confederation of Free Trade Unions). 1999. *Building Workers' Human Rights into the Global Trading System*. Brussels.
- IISS (International Institute for Strategic Studies). 1999. *The Military Balance 1999-2000*. Oxford: Oxford University Press.
- ILO (International Labour Organization). 1996. *Estimates and Projections of the Economically Active Population, 1950-2010*. 4th ed. Diskette. Geneva.
- . 1997a. *Annual Report*. Geneva.
- . 1997b. *Children at Work—Health and Safety Risks*. Geneva.
- . 1997c. *World Labour Report 1997/98—Industrial Relations, Democracy and Social Stability*. Geneva.
- . 1997d. *Yearbook of Labour Statistics 1997*. Geneva.
- . 1998a. *Annual Report*. Geneva.
- . 1998b. "Protecting the Most Vulnerable of Today's Workers." [http://www.ilo.org/public/english/protect/migrant/papers/proevul/index.htm]. 14 April 2000.
- . 1998c. *World Employment Report 1998-99*. Geneva.
- . 1999a. *Annual Report*. Geneva.
- . 1999b. "Ratification of ILO Conventions." [http://www.ilo.org/public/english/dialogue/sectors/viro/background/ratificor.htm]. 14 April 2000.
- . 1999c. *Yearbook of Labour Statistics 1999*. Geneva.
- . 2000. ILO database on international labour standards (ILOLEX). [http://lolex.ilo.ch:1567/public/english/50normes/index/ibeng/index.htm]. April 2000.
- Institute of Applied Economic Research, João Pinheiro Foundation, Brazilian Bureau of Statistics and UNDP (United Nations Development Programme) Brazil. 1998. *Atlas of Human Development in Brazil*. Brasília: United Nations Development Programme Brazil.
- Interarts Observatory. 1999. *FACTUS*. Barcelona.
- International Budget Project. 1999. "A Guide to Budget Work. Appendix 2: Sample History of the Work of Two Groups: DISHA, India and the Budget Information Service of IDASA, South Africa." [http://www.internationalbudget.org/resources/guide/guide-07.htm]. 7 March 2000.
- International Gay and Lesbian Human Rights Commission. 1999. "Sexual Orientation and the Human Rights Mechanisms of the United Nations: Examples and Approaches." San Francisco.
- International IDEA (Institute for Democracy and Electoral Assistance). 1997. *Voter Turnout from 1945 to 1997: A Global Report*. Stockholm.
- . 1998. *Democracy and Deep-Routed Conflict: Options for Negotiators*. Stockholm.
- . 1999. *Code of Conduct: Political Parties Campaigning in Democratic Elections*. Stockholm.
- IPU (Inter-Parliamentary Union). 1995. *Women in Parliaments 1945-1995: A World Statistical Survey*. Geneva.
- . 1998. *Parliamentary Human Rights Bodies, World Directory*. Geneva.
- . 2000a. Correspondence on date of latest elections, political parties represented and voter turnout. March. Geneva.
- . 2000b. Correspondence on year women received the right to vote and stand for election, and the year the first woman was elected or appointed to parliament. March. Geneva.
- . 2000c. "Parline Database." [http://www.ipu.org/parline-el/parlineresearch.asp]. March 2000.
- . 2000d. "Women in Parliament" [http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm]. February 2000.



- Ishay, Micheline R, ed. 1997. *The Human Rights Reader. Major Political Writings, Essays, Speeches, and Documents—From the Bible to the Present*. New York: Routledge.
- ITU (International Telecommunication Union). 1998. *World Telecommunication Indicators*. Database. Geneva.
- Jabine, Thomas B. and Richard P. Claude. 1992. *Human Rights and Statistics: Getting the Record Straight*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Johns Hopkins University. 1999a. "Physical Assault on Women by an Intimate Partner." Tables compiled for *Population Reports*. Center for Health and Gender Equality. [http://www.jhuccp.org/pu/111/111tables.stm]. 27 January 2000.
- . 1999b. *Population Reports*. School of Hygiene and Public Health, Center for Communication Programs. Series L, no. 11. [http://www.jhuccp.org/pe/]. 27 January 2000.
- Kaldor, Mary. 1999. *New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era*. Stanford, Calif.: Stanford University Press.
- Kanger, Stig. 1985. "On Realization of Human Rights." *Acta Philosophica Fennica* 38.
- Kant, Immanuel. 1796. *Critique of Practical Reason*. Translated by L.W. Beck. New York: Bobbs-Merrill.
- Kaul, Inge, Isabelle Grunberg and Marc A. Stern, eds. 1999. *Global Public Goods: International Cooperation in the 21st Century*. New York: Oxford University Press.
- Khor, Marlin. 1999. *A Comment on Attempted Linkages between Trade and Non-Trade Issues in the WTO*. Penang, Malaysia: Third World Network.
- Korea Institute for Health and Social Affairs and UNDP (United Nations Development Programme). 1998. *Korea: Human Development Report 1998*. Seoul.
- Kundera, Milan. 1980 [1978]. *The Book of Laughter and Forgetting*. New York: Penguin Books.
- Lancisberg-Lewis, Llana, ed. 1998. *Bringing Equality Home—Implementing the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women*. New York: United Nations Development Fund for Women.
- Lauren, Gordon Paul. 1998. *The Evolution of International Human Rights: Visions Seen*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Leckie, Scott. 1998. "Another Step towards Invisibility: Identifying the Key Features of Violations of Economic, Social, and Cultural Rights." *Human Rights Quarterly* 20: 81-124.
- Li and others. 1999. "Distribution of Government Education Expenditures in Developing Countries—Preliminary Estimates." World Bank, Education Sector Thematic Group, Washington, D.C.
- Libanio, Jose Carlos. 2000. Email correspondence on the *Atlas of Human Development in Brazil*. 1 February 2000. Rio de Janeiro.
- Lijphart, Arend. 1999. *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*. New Haven, Conn.: Yale University Press.
- LIS (Luxembourg Income Study). 2000. "Population below Income Poverty Line." [http://lissy.ceps.lu/lm.htm]. January 2000.
- Lobo, Felix, and Manuel G. Velasquez. 1998. *Medicines and the New Economic Environment*. Madrid: Civitas.
- Lowy, Christopher. 1997. "Street Children in the Developing World: Political and Social Policies Division." Ottawa: Canadian International Development Agency.
- Mahbub ul Haq Human Development Centre. 1999. *Human Development in South Asia: The Crisis of Governance*. Karachi: Oxford University Press.
- Mann, Jonathan, and Daniel Taranola, eds. 1996. *AIDS in the World II*. New York: Oxford University Press.
- Mazcoor Kisan Shakti Sangathan. 1996. *The Right to Know, the Right to Live: People's Struggle in Rajasthan and the Right to Information, Rajasthan*.
- Mehra, Malini, ed. 1999. *Human Rights and Economic Globalisation—Directions for the WTO*. Uppsala, Sweden: Global Publications Foundation.
- Mehrotra, Santosh, Jan Vandemoortele and Enrique Delamonica. Forthcoming. "Basic Services for All? Public Spending and the Social Dimensions of Poverty." United Nations Children's Fund, New York.
- Michalopoulos, Constantine. 1999. "Trade Policy and Market Access Issues for Developing Countries: Implications for the Millennium Round." Policy Research Working Paper 2214. World Bank, Development Research Group, Washington, D.C. [http://www.worldbank.org/research/workingpapers]. 28 January 2000.
- Milanovic, Branko. 1998. *Income, Inequality and Poverty during the Transition from Planned to Market Economy*. Washington, D.C.: World Bank.
- . 1999. "True World Income Distribution, 1988 and 1993: First Calculations Based on Household Surveys Alone." Policy Research Working Paper 2244. World Bank, Development Research Group, Washington, D.C.
- MIMCO (Mattel Independent Monitoring Council). 2000. "Audit Report 1999: Executive Summary" [http://www.mattel.com/corporate/company/responsibility/index.asp?section=min]. 1 March 2000.
- Mistry, M.D. 1999. "The Beginnings of DISHA and Its Budget Training Work in India." [http://www.internationalbudget.org]. 7 March 2000.
- Muntarborn, Viit, and Charles Taylor. 1994. *Roads to Democracy: Human Rights and Democratic Development in Thailand*. Montreal: International Centre for Human Rights and Democratic Development.
- Nagel, Thomas. 1977. "Poverty and Food: Why Charity Is Not Enough." In Peter Brown and Henry Shue, eds., *Food Policy: The Responsibility of the United States in Life and Death Choices*. New York: Free Press.
- . 1991. *Equality and Partiality*. New York: Oxford University Press.
- National Alliance to End Homelessness. 1998. "Facts about Homelessness in Washington, D.C." [http://www.endhomelessness.org/back/factsdc.htm]. 14 April 2000.
- Neubeur, Rita. 1998. "Justice behind Bars." *Choices*. (December): 24-25.
- Neve, Cristina, and Beatriz Afonso. 1995. "Report on a Mass Murder: Death of 18 Prisoners at the 42nd Police Station, Parada de Lucas, São Paulo" (Relato de uma chacina. Morte de 18 detentos na 42a DP, Parada de Lucas, São Paulo). In Center for the Study of Violence and University of São Paulo and Teotônio Vilela Commission, *Human Rights in Brazil* (Os Direitos Humanos no Brasil), São Paulo.
- Noman, C. 1999. *Democracy and Human Development in Asia*. New York: Oxford University Press.
- NUA. 2000. "How Many On Line?" [http://www.nua.ie]. 14 April 2000.
- Nusbaum, Martha, and Amartya Sen, eds. 1991. *The Quality of Life*. Oxford: Oxford University Press.
- O'Neill, Onora. 1986. *Faces of Hunger*. London: Allen Unwin.
- . 1989. *Constructions of Reason*. Cambridge: Cambridge University Press.
- . 1996. *Towards Justice and Virtue*. Cambridge: Cambridge University Press.
- O'Sullivan, Gerald. Forthcoming. "The South African Truth and Reconciliation Commission: Database Representation." In P. Ball, Herbert Spier and Louise Spier, eds., *Making the Case: Information Management Systems and Analysis for Human Rights—Case Histories of Information Management Systems for Large-Scale Violations of Human Rights*. Washington, D.C.: American Association for the Advancement of Science.
- OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development). 1996. *Trade, Employment and Labour Standards: A Study of Core Workers' Rights and International Trade*. Paris.
- . 1999a. *Economic Outlook*. Paris.
- . 1999b. *Employment Outlook 1999*. Paris.
- . 1999c. *Environmental Data Compendium 1999*. Paris.
- OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development), Development Assistance Committee. 1999. *Development Co-operation 1998 Report*. Paris.
- . 2000. *Development Co-operation 1999 Report*. Paris.
- OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development) and Statistics Canada. 2000. *Literacy in the Information Age—Final Report on the IALS*. Paris.
- OFDA (Office of US Foreign Disaster Assistance) and CRED (Centre for Research on the Epidemiology of Disasters). 2000. "EM-DAT: The OFDA/CEED International Disaster Database." Université Catholique de Louvain, Brussels, Belgium. [http://www.md.ucl.ac.be/cred]. March 2000.
- Ontario Parents for Equality in Education Funding. 2000. "Press Release on Fair Funding Rally, February 5, 2000." [http://www.ipeef.org/opeef.htm]. 25 February 2000.
- OSCE (Organization for Security and Co-operation in Europe). 1996. "The Hague Recommendation Regarding the Education Rights of National Minorities." [http://www.osce.org/inst/hcnm/]. 14 April 2000.
- . 1998. "The Oslo Recommendation Regarding the Linguistic Rights of National Minorities." [http://www.osce.org/inst/hcnm/]. 14 April 2000.
- . 1999. "The Lund Recommendations on the Effective Participation of National Minorities in Public Life." [http://www.osce.org/inst/hcnm/]. 14 April 2000.
- Panayotou, Theodoros. 1999. "Globalisation and Environment." Background paper for UNDP, *Human Development Report 1999*. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.
- Parliamentarians for Global Action. 2000. *Dossier on the Ratification of Ghana of the Statute of the International Criminal Court*. New York. [http://www.pgaction.org]. 14 April 2000.
- Pogge, Thomas. 1989. *Realizing Rawls*. Ithaca, N.Y.: Cornell University Press.
- . 1992. "O'Neill on Rights and Duties." *Grazer Philosophische Studien* 43: 223-47.
- . 1993. "The Bounds of Nationalism." *Canadian Journal of Philosophy* 22 (supplement).
- . 1995. "How Should Human Rights Be Conceived?" *Jahrbuch für Recht und Ethik* 3: 103-20.
- Posey, Darrell. 1996. *Traditional Resource Rights*. World Conservation Union, Biodiversity Programme, Gland, Switzerland.
- PROBE (Public Report on Basic Education in India) Team. 1999. *Public Report on Basic Education in India*. New Delhi: Oxford University Press.
- Prusher, Ilene R. 1998. "Brutality in the Name of Honour." In *Choices* (December).
- Psacharopoulos, George, and Zafiris Tzannatos, eds. 1992. *Case Studies on Women's Employment and Pay in Latin America*. Washington, D.C.: World Bank.
- Reyes, Socorro. 2000. "Seeking Gender Balance: Women Strategies for Change." Women's Environment and Development Organization, New York.
- Roma Rights. 1999a. "Bulgarian Roma Rights Organisation Scores Political Victory." *Roma Rights Quarterly*. [http://errc.org/tr\_nrl1\_1999/snsp02.shtml]. 12 March 2000.
- . 1999b. "Local Government in Hungary Taken to Court by Roma." [http://errc.org/tr\_nrl1\_1999/snsp11.shtml]. 12 March 2000.
- . 1999c. "Ombudsman Investigates Discrimination in Employment in Hungary." [http://errc.org/tr\_nrl1\_1999/snsp23.shtml]. 12 March 2000.
- Samuelson, Douglas A., and Herbert F. Spier. 1952. "Use of Incomplete and Distorted Data in Inference about Human Rights Violations." In Thomas B. Jabine and Richard P. Claude, eds., *Human Rights and Statistics: Getting the Record Straight*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- SAPES (South African Political Economy Series Trust). 1998. *SADC Human Development Report 1998: Governance and Human Development in Southern Africa*. South Africa Regional Institute for Policy Studies. Harare: United Nations Development Programme.
- Selbervik, Hilde. 1999. "Aid and Conditionality. The Role of the Bilateral Donor: A Case Study of the Norwegian-Tanzanian Aid Relationship." Evaluation Report 6.95. Norwegian Ministry of Foreign Affairs, Oslo. [http://odn.dep.no/ud]. 14 April 2000.
- Sen, Amartya. 1985. *Commodities and Capabilities*. Amsterdam: North Holland.
- . 1992. *Inequality Reexamined*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- . 1999a. "Consequential Evaluation and Practical Reason." Trinity College, Department of Economics, Cambridge.
- . 1999b. *Development as Freedom*. New York: Alfred Knopf.
- . 1999c. "Human Rights and Economic Achievements." In Joanne Bauer and Daniel Bell, eds., *The East Asian Challenge for Human Rights*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Sengupta, Arjun. 1999. "Study on the Current State of Progress in the Implementation of the Right to Development Pursuant to Commission Resolution 1998/72 and General Assembly Resolution 53/155." United Nations document E/CN.4/1999/WG.13/2. New York.
- Sethi, Prakash. 2000. Personal correspondence on Mattel Independent Monitoring Council. 17 February, New York.
- Shell Report. 1999. "People, Planet and Profits—An Act of Commitment." Houston, Tex. [http://www.shell.com/royal-en/]. 14 April 2000.
- Shelter. 1998. "National Campaign for Homeless People." London. [http://www.shelter.org.uk/]. 14 April 2000.
- Shue, Henry. 1980. *Basic Rights: Subsistence, Affluence, and U.S. Foreign Policy*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Simon Community of Ireland. 1995. "Homeless in Dublin." [http://ndigo.ie/~simonnat/homeless.html]. 4 April 2000.
- SIPRI (Stockholm International Peace Research Institute). 2000. *SIPRI Yearbook 2000—Armaments, Disarmament and International Security*. Oxford: Oxford University Press.
- Slovenia, Human Rights Ombudsman. 1998. *Annual Report 1998*. [http://www.varuh-rs.si/index-eng.htm]. 1 March 2000.
- Smeeding, Tim. 1997. "Financial Poverty in Developed Countries: The Evidence from the Luxembourg Income Study." In UNDP, *Human Development Papers 1997: Poverty and Human Development*. New York.
- . 2000. Correspondence on income poverty in industrialized countries. 20 January, New York.
- South Africa, Central Statistical Services. 1994. *October Household Survey*. Pretoria: Government Printer.
- Spier, Herbert. 2000. Correspondence on properties of human rights indicators. 18 March, New York.
- Standard & Poor's. 2000. "Sovereign Long-Term Deb. Ratings." [http://www.standardandpoors.com/ratings/sovereigns/index.htm]. February 2000.
- Stewart, Frances. Forthcoming. "The Root Causes of Humanitarian Emergencies." In E. Wayne Nafziger, Frances Stewart and Raimo Vayrynen, eds., *The Origins of Humanitarian*



- Emergencies, War and Displacement in Developing Countries*. New York: Oxford University Press.
- Stiglitz, Joseph. 1998. "The Role of International Financial Institutions in the Current Global Economy." [http://www.worldbank.org/knowledge/difecon/stiglitz.htm]. 19 October 1999.
- . 1999a. "Democratic Development as the Fruits of Labor." [http://www.worldbank.org/knowledge/chiefecon/stiglitz.htm]. 2 December 1999.
- . 1999b. "On Liberty, the Right to Know, and Public Discourse: The Role of Transparency in Public Life." [http://www.worldbank.org/knowledge/chiefecon/stiglitz.htm]. 2 December 1999.
- . 1999c. "Participation and Development Perspectives from the Comprehensive Development Paradigm." [http://www.worldbank.org/knowledge/chiefecon/stiglitz.htm]. 2 December 1999.
- Tansley, Geoff. 1999. "Trade, Intellectual Property, Food and Biodiversity." Quaker Peace and Service, London.
- Tomasevski, Katarina. 1995. "Indicators." In Asbjørn Eide, Catarina Krause and Allan Rosas, eds., *Economic, Social and Cultural Rights: A Textbook*. Dordrecht: Martinus Nijhoff Publishers.
- Tuck, Richard. 1979. *Natural Rights Theories*. Cambridge: Cambridge University Press.
- UDAPE (Unidad de Análisis de Política Social y Económica). 2000. "Internal Aalc Memorandum." La Paz.
- UN (United Nations). 1948. *The Universal Declaration of Human Rights*. [http://www.unhcr.ch/html/intinst.htm]. 4 May 2000.
- . 1966a. *International Covenant on Civil and Political Rights*. [http://www.unhcr.ch/html/intinst.htm]. 4 May 2000.
- . 1966b. *International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights*. [http://www.unhcr.ch/html/intinst.htm]. 4 May 2000.
- . 1985. *The Declaration on the Right to Development*. [http://www.unhcr.ch/html/intinst.htm]. 4 May 2000.
- . 1987. *Litburg Principles*. UN document E/CNA/1987/17. [http://www.unhcr.ch/html/intinst.htm]. 4 May 2000.
- . 1990. *The Nature of States Parties Obligations (Art. 2, par. 1) General Comment 3*. [http://www.unhcr.ch/html/intinst.htm]. 4 May 2000.
- . 1991. *Revised General Guidelines Regarding the Form and Contents of Reports to Be Submitted by States Parties under Articles 16 and 17 of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights*. UN document E/C.12/1001/1. [http://www.unhcr.ch/html/intinst.htm]. 4 May 2000.
- . 1995a. "Impact of Armed Conflict on Children—Report of Graca Machel, Expert of the Secretary-General of the United Nations." [http://www.unicef.org/graca/]. 14 April 2000.
- . 1995b. *World Urbanization Prospects: The 1994 Revision*. Database. Population Division, New York.
- . 1996a. *Second International Consultation on HIV/AIDS and Human Rights*. Economic and Social Council, Commission on Human Rights, 53rd session, item 9 (a) of the provisional agenda, 23–25 September, Geneva.
- . 1996b. *World Urbanization Prospects: The 1996 Revision*. Database. Population Division, New York.
- . 1997a. *Human Rights. A Compilation of International Instruments*. Vol. 1, *Universal Instruments*. New York.
- . 1997b. *Human Rights. A Compilation of International Instruments*. Vol. 2, *Regional Instruments*. New York.
- . 1998a. "Human Rights and Conflicts." *Human Rights Today* UN Briefing Papers. [http://www.un.org/rights/HRToday]. 14 April 2000.
- . 1998b. "Principles and Recommendations for Population and Housing Censuses. (Revision 1)." Statistical Papers Series M, No. 67/Rev. 1. Statistics Division, New York.
- . 1998c. *World Population Prospects 1950–2050: The 1998 Revision*. Database. Population Division, New York.
- . 2000a. Correspondence on births to mothers under 20. Statistics Division, January, New York.
- . 2000b. Correspondence on women in government. UN Secretariat and Department for Economic and Social Affairs, Division for the Advancement of Women, March, New York.
- . 2000c. *Energy Statistics Yearbook 1997*. New York.
- . 2000d. *Fifth United Nations Survey of Crime Trends and Operations of Criminal Justice Systems*. United Nations Office at Vienna, Crime Prevention and Criminal Justice Division, Vienna. [http://www.uncjin.org/]. March 2000.
- . 2000e. "Multilateral Treaties Deposited with the Secretary-General." [http://untreaty.un.org/]. February 2000.
- UN (United Nations) Secretary-General. 1999. *Annual Report of the Secretary-General on the Work of the Organization*. [A/54/1]. [http://www.un.org/Docs/SG/Report99/toc.htm]. 14 April 2000.
- . 2000. "We the Peoples": *The Role of the United Nations in the 21st Century*. New York: United Nations. [http://www.un.org/millennium/sg/report/full.htm]. 10 March 2000.
- UNAIDS (Joint United Nations Programme on HIV/AIDS). 2000. "AIDS New Greatest Threat to Development, Says UNAIDS Chief." Press release, 11 February. [http://www.unaids.org/whatsnew/press/eng/stockholm102000.html]. 14 April 2000.
- UNAIDS (Joint United Nations Programme on HIV/AIDS) and UNDP (United Nations Development Programme). 1998. *HIV/AIDS and Human Development: South Africa*. Pretoria: Amabukha Publications.
- UNAIDS (Joint United Nations Programme on HIV/AIDS) and WHO (World Health Organization). 2000a. "AIDS Epidemic Update: December 1999." UNAIDS/99.53E; WHO/CDS/CSR/EDC/99.9; WHO/FC/HS/99.6. Geneva.
- . 2000b. *Report on the Global HIV/AIDS Epidemic*. [http://www.who.int/emc/hiv/global\_report/index.html]. March 2000.
- UNCJIN (United Nations Crime and Justice Information Network). 1999. "Data on Crime and Justice." [http://www.uncjin.org/Statistics/WCTS/WCTS5/wcts5.html]. 14 April 2000.
- UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development). 1999a. *Trade and Development Report*. Geneva.
- . 1999b. *World Investment Report 1999—Foreign Direct Investment and the Challenge of Development*. Geneva.
- UNDP (United Nations Development Programme). 1991. *Human Development Report 1991*. New York: Oxford University Press.
- . 1992. *Human Development Report 1992*. New York: Oxford University Press.
- . 1996a. *Human Development Report 1996: Turkey*. Ankara.
- . 1996b. *Nigeria Human Development Report 1996*. Lagos.
- . 1997a. *Ghana Human Development Report 1997*. Accra.
- . 1997b. *Human Development Report for Peru: Índices and Indicadores* (Informe Sobre El Desarrollo Humano del Perú: Índices e Indicadores). Lima.
- . 1997c. *Swaziland Human Development Report 1997—Sustainable Human Development: The Road Ahead*. Mbabane.
- . 1998a. *Cambodia National Human Development Report*. Phnom Penh.
- . 1998b. *Human Development Report of Nepal 1998*. Kathmandu.
- . 1999c. *National Human Development Report of Sri Lanka 1998: Regional Dimensions of Human Development*. Colombo.
- . 1998d. *Uganda Human Development Report 1998*. Kampala.
- . 1998e. *Zambia Human Development Report 1998*. Lusaka.
- . 1999a. *China Human Development Report 1999: Transition and the State*. Beijing: China Finance and Economic Publishing House.
- . 1999b. *Human Development Report 1999*. New York: Oxford University Press.
- . 2000. *Poverty Report 2000: Overcoming Human Poverty*. New York.
- UNDP (United Nations Development Programme), Regional Bureau for Europe and the CIS. 1998. *The New Yalta: Commemorating the 50th Anniversary of the Declaration of Human Rights in RBEC Region*. Ankara.
- UNDP (United Nations Development Programme) and Government of Botswana. 1997. *Botswana Human Development Report 1997: Challenges for a Sustainable Human Development—A Long-Term Perspective*. Gaborone: TA Publications.
- UNDP (United Nations Development Programme) and Lithuania Social Policy Unit. 1999. *Lithuanian Human Development Report 1999*. Vilnius.
- UNDP (United Nations Development Programme) and UNHCR (United Nations High Commissioner for Refugees). 1998. "Humanitarian Assistance and Assistance to Refugees." [http://www.un.org/ha/general.htm]. 14 April 2000.
- UNDP (United Nations Development Programme), Poverty Reduction Forum, Institute of Development Studies and University of Zimbabwe. 1998. *Human Development Report 1998: Zimbabwe*. Harare.
- UNDP (United Nations Development Programme), FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations), UNESCO (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization), UNFPA (United Nations Population Fund) and UNICEF (United Nations Children's Fund). 1998. *Namibia Human Development Report 1998*. Windhoek.
- UNECE (United Nations Economic Commission for Europe). 1999a. Correspondence on injuries and deaths from road accidents. March, Geneva.
- . 1999b. *Trends in Europe and North America 1958–99*. Geneva.
- . 2000. Correspondence on secretariat estimates of unemployment based on national statistics. March, Geneva.
- UNEP (United Nations Environment Programme). 1999. "The Relationship between Intellectual Property Rights and the Relevant Provisions of the Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPS agreement) and the Convention on Biological Diversity." Convention on Biodiversity. 11 October, Montreal.
- UNESCO (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization). 1999a. Correspondence on age group enrolment ratios. February, Paris.
- . 1999b. Correspondence on female tertiary science enrolment. December, Paris.
- . 1999c. *Statistical Yearbook 1999*. Paris.
- . 2000a. Correspondence on adult literacy rates. January, Paris.
- . 2000b. Correspondence on female tertiary students. February, Paris.
- . 2000c. Correspondence on gross enrolment ratios. February, Paris.
- UNHCHR (United Nations High Commissioner for Human Rights). 1994. Communication 488/1992, submitted by Nicholas Toonen against Australia. UN Document CCPR/C/50/D/488/1992, 4 April 1994. [http://www.unhcr.ch/tbs/Access/MenuFrameView/d22a0b0d1120c9c8025672400566cd5?OpenDocument]. 14 April 2000.
- . 1996. "Women and Violence—The Work of the Special Rapporteur." [http://www.un.org/rights/dpil772e.htm]. 12 March 2000.
- . 1997. "Over 1 Billion People in Inadequate Housing." [http://www.unhcr.ch/html/men6/2/1s21.html]. 12 March 2000.
- . 1999a. "Civil and Political Indicators in the United Nations Context: A Workshop Concept Paper." Draft, Geneva.
- . 1999b. "The Dignity Measure: Selected Human Rights Indicators." Working draft, Geneva.
- UNHCHR (United Nations High Commissioner for Human Rights) and UNAIDS (Joint United Nations Programme on HIV/AIDS). 1998. *International Guidelines on HIV/AIDS and Human Rights*. Second International Consultation on HIV/AIDS and Human Rights, 23–25 September 1996, Geneva. New York and Geneva: United Nations.
- UNHCR (United Nations High Commissioner for Refugees). 1999a. Correspondence on refugees by country of origin. December, Geneva.
- . 1999b. "Humanitarian Assistance and Assistance to Refugees." [http://www.un.org/ha/general.htm]. 12 April 2000.
- . 1999c. *Refugees and Others of Concern to UNHCR: 1998 Statistical Overview*. Geneva.
- UNICEF (United Nations Children's Fund). 1996. *The State of the World's Children 1997*. New York: Oxford University Press.
- . 1997a. *Annual Report 1997*. New York: Oxford University Press.
- . 1997b. *The Progress of Nations 1997*. New York: Oxford University Press.
- . 1998. *The State of the World's Children 1999*. New York: Oxford University Press.
- . 1999a. *Annual Report 1999*. New York: Oxford University Press.
- . 1999b. *The Progress of Nations 1999*. New York: Oxford University Press.
- . 1999c. *The State of the World's Children 2000*. New York: Oxford University Press.
- . 2000. Correspondence on infant mortality and under-five mortality rates. February, New York.
- UNICEF (United Nations Children's Fund), International Child Development Centre. 1999. *Child Domestic Work*. Innocenti Digest 5. Florence.
- UNICEF (United Nations Children's Fund) and UNDP (United Nations Development Programme). 1998. "Country Experiences in Assessing the Adequacy, Equity and Efficiency of Public Spending on Basic Social Services." Working Paper. Hanoi Meeting on the 20:20 Initiative, 27–29 October, Hanoi.
- UNIFEM (United Nations Development Fund for Women). 1997. *Annual Report 1997*. New York: Oxford University Press.
- . 1998. *Annual Report 1998*. New York: Oxford University Press.
- . 1999. *Annual Report 1999*. New York: Oxford University Press.
- United Nations System in Guatemala. 1999. *Guatemala: The Rural Profile of Human Development* (Guatemala: el rostro rural del desarrollo humano). Guatemala City.
- USAID (US Agency for International Development). 1999. *Gender Matters Quarterly 1* (February). Office of Women in Development, Washington, D.C.
- United States Institute of Peace. 2000. *Truth Commissions*. [http://www.usip.org/library/truth.htm]. 10 March 2000.
- US Census Bureau. 2000. "Poverty Estimates for 1998." [http://www.census.gov/hhes/poverty98.html]. 14 April 2000.
- US Office of Management and Budget. 2000. *Budget of the United States Government*. [http://www.access.gpo.gov/usbudget/fy2001/pdf/budget.pdf]. 1 April 2000.
- van der Stoep, Max. 1999. "Early Warning and Early Action: Pre-



- venting Inter-Ethnic Conflict." Organization for Security and Co-operation in Europe. Speech at the Royal Institute of International Affairs, London. [<http://www.osce.org/>] 10 March 2000.
- van de Walle, Dominique, and Dilini Gusewardena. 1999. "Causes of Ethnic Inequality in Viet Nam." World Bank, Development Research Group, Washington, D.C.
- Wagstaff, Adam. 2000. "Socio-economic Inequalities in Child Mortality: Comparisons across Developing Countries." *Bulletin of the World Health Organization* (January), Geneva.
- Waldron, Jeremy. 1993. *Liberal Rights*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Waltenstoen, Peter, and Margareta Sollenberg. 1999. "Armed Conflict, 1989-1998." Uppsala University, Department of Peace and Conflict Research, and International Peace Research Institute, Oslo.
- Weiser, M., and Omar Noman. 1995. *The Child and the State in India and Pakistan*. New York: Oxford University Press.
- Wetquin, Patrick. 2000. Email correspondence on disaggregated adult functional illiteracy rates. Organisation for Economic Co-operation and Development. 17 February. Paris.
- WHO (World Health Organization). 1997. *Annual Report 1997*. Geneva.
- . 1998. *Annual Report 1998*. Geneva.
- . 1999a. *Annual Report 1999*. Geneva.
- . 1999b. Correspondence on suicide rates. December. Geneva.
- . 1999c. *Global Tuberculosis Control: WHO Report 1999*. Geneva.
- . 1999d. *Weekly Epidemiological Record* 74: 265-72. [<http://www.who.int/>] August 1999.
- . 1999e. "WHO Globalization and Access to Drugs, Perspectives on the WTO/TRIPS Agreement." Health Economics and Drugs DAP Series no. 7. Geneva.
- . 2000a. Correspondence on cigarette consumption per adult. February. Geneva.
- . 2000b. "WHC Estimates of Health Personnel." [<http://www.who.int/whois/>]. March 2000.
- Wignaraja, Kanni. 2000. Email correspondence on Sri Lanka. 18 February. New York.
- Will, George F. 2000. "AIDS Crushes a Continent." *Newsweek*. 10 January.
- WIPO (World Intellectual Property Organization). 1998. "Intellectual Property and Human Rights." Proceedings of a panel discussion, November 9, Geneva.
- Womenwatch. 2000. "The UN Internet Gateway on the Advancement and Empowerment of Women." [<http://www.un.org/womenwatch/>]. 14 April.
- Women Working Worldwide. 1999. *Women Workers and Codes of Conduct*. Manchester.
- World Bank. 1998. *World Development Indicators 1998*. Washington, D.C.
- . 1999a. Correspondence on unpublished World Bank data on GDP per capita (PPP US\$) for 1997. Development Economics Data Group. February. Washington, D.C.
- . 1999b. *World Development Indicators 1999*. Washington, D.C.
- . 2000a. Correspondence on unpublished World Bank data on GDP per capita (PPP US\$) for 1998. Development Economics Data Group. February. Washington, D.C.
- . 2000b. *World Development Indicators 2000*. CD-ROM. Washington, D.C.
- . 2000c. *World Development Report 1999/2000: Entering the 21st Century*. New York: Oxford University Press.
- WRI (World Resources Institute). 1999. *World Resources 1998-99*. New York: Oxford University Press.
- . 2000a. Correspondence on major protected areas. February. Washington, D.C.
- . 2000b. Correspondence on water resources. February. Washington, D.C.
- WTO (World Trade Organization). 1999. *Annual Report*. Vols. 1 and 2. Geneva.
- Yoke, Teh Hoe, and Goh Kim Leng, eds. 1992. *Malaysia's Economic Vision. Issues and Challenges*. Malaysia: Pelanduk Publications.
- Yujnovsky, Oscar. 2000. Email correspondence on judicial reforms in Latin America. 15 February. New York.



## 人間開発指標





## 指標目次

「人間開発報告書」の統計資料について 180  
指数がとらえる人間開発の諸相 187

### I 人間開発をモニタリングする一人々の選択肢の拡大

- 1 人間開発指数 198
- 2 ジェンダー開発指数 202
- 3 ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM) 206
- 4 開発途上国の人間貧困の状況 210
- 5 OECD・東欧・CISの人間貧困の状況 213
- 6 人間開発諸指数の比較 215
- 7 人間開発と1人当たり所得の動向 219
- 8 人間開発と経済成長の動向 223

### II 健康で長生きするために

- 9 生存状況の向上 227
- 10 保健医療の状況 231

### III 知識を得るために

- 11 教育状況 235
- 12 情報の利用 239

### IV 人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

- 13 経済実績 243
- 14 マクロ経済構造 247
- 15 資金の流れ 251
- 16 資金の利用 255
- 17 DAC加盟国からの援助の流れ 259
- 18 受取国別援助と債務状況 260

### V 次世代のために

- 19 人口動態 264
- 20 エネルギーの利用 268
- 21 環境状況 272
- 22 環境管理 276

### VI 人間の安全保障を図る

- 23 食糧の確保と栄養摂取状況 278
- 24 雇用の確保 282
- 25 政治生活の状況 284
- 26 犯罪 288
- 27 個人の不幸・災難 292

### VII そしてすべての女性と男性の平等を達成する

- 28 ジェンダーと教育 296
- 29 ジェンダーと経済活動 300
- 30 ジェンダー—労働量と時間配分— 304
- 31 女性の政治参加 305

### 32 他の国連加盟国の基本指標 309

テクニカルノート 310

基本統計資料 315

指標項目の定義 317

各国の分類 323

指標項目一覧 327

人間開発報告書を作成している国と地域 330

各国の人間開発順位 331



## 「人間開発報告書」の統計資料について

統計は、人間開発の動向についての客観的な情報と重要な政策課題の分析のための情報を提供する。このような意味では「人間開発報告書」は統計書ではなく、人間開発のさまざまな分野における広範囲の指標に対しデータを提供するものである。

本報告書の第一目的は、全世界における人間開発状況を評価するとともに、毎年特定のテーマについて重要な分析を行うことである。経済的動向よりも人間の福利に焦点を合わせた、またテーマ別の政策分析を利用しやすい形で詳細な国別データと組み合わせられた本報告書は、読者にとって役に立つものとなっている。

「人間開発報告書」の指標は世界中の豊富な情報をまとめて見せてくれる。データのセカンダリー・ユーザーとして、本報告書は多くの人々や機関の努力の積み重ねから得られた統計資料を提供している。情報源は、国勢調査から国際機関が収集し調整した一連のデータまで多岐にわたっている。人間開発報告書事務局は、人間開発に関する最新データを可能な限り公表してくれた多くの機関の協力を大変感謝するものである (Box 1)。

ある一定期間の国と国の比較ができるよう、報告書に掲載のすべての統計表は、関連の国際機関 (まれにはその他の機関) によって収集、処理された、国際的に標準化されたデータに基づいている。これらの機関では、各国の統計からデータを収集するにしろ、独自の調査によるにしろ、できる限り国際的比較が可能のように定義や収集方法の整合性を図っている。国際機関により作成されたデータと各国の出版から作成されたデータとでは、データの整合性をとるための調整が原因で、差異が出る可能性がある。まれには、国際機関からデータの入手ができず、特に人間開発指数においては、その他の出版を使うことがある。これらの出版については各表に明示してある。

本報告書の本文は、非常に多様な出版に基づいている。委託論文、雑誌記事、その他の学術的出版物、政府文書、NGOの報告書、国際機関のさまざまな報告書、国別人間開発報告書などである。

こうした情報が本書の囲み記事や表などで使用されている場合は、その出典や引用元を明確に記載している。

### よりよい人間開発統計の必要性

データ収集と国別、国際的報告制度の強化の必要性は、いくら強調してもし過ぎることはない。社会的経済的統計の収集、処理、普及、および定義や収集方法の標準化への国際機関の多大な努力にもかかわらず、一定期間継続して得られる各国のデータの範囲、一貫性、比較可能性については、未だに多くの問題がある。こうした制約が、人間開発を各国であるいは国際的にモニタリングするうえでの最大の障害となっている。

本報告書のデータは、豊富な情報が利用できることを示す一方で、人間開発に関する重要なデータには、国によって大きな格差があることを示している。たとえば、国連共通評価 (CCA) で選択している57の主な指標について、データが入手できないことがしばしばある。66カ国の途上国で、1日1ドル (1993年PPPUS\$) という基準値を使った所得貧困発生率についての最近のデータがない。5歳未満の低体重児についてのデータがあるのは、117カ国だけである。CCAで定められた指標の多くが国際的な開発目標へ向けての進展状況をモニターするのに使われている。

ジェンダー格差をモニターするうえでの最大の障害は、データの欠如である。ジェンダー開発指数 (GDI) は143カ国、ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM) は70カ国、また人間開発指数 (HPI-1、HPI-2) は103カ国しかデータが得られていない。ジェンダー別の賃金データは国際労働機関 (ILO) から入手できるが、それはわずか46カ国に過ぎない。人間開発の重要な側面についてカバーできる範囲も限られている。ユニセフは、130カ国に対し安全な水を利用できない人口の推定値を報告しているが、58カ国については推定値がない。

成人識字率は、一貫性と比較可能性に問題のあることを示している (Box 2)。国連犯罪防止防

### BOX 1 人間開発報告書で使われたデータの主な出典

次の各機関によるデータ提供のおかげで、人間開発報告書は人間開発に関する重要な統計を指標表で使用することができた。

**二酸化炭素情報分析センター (Carbon Dioxide Information Analysis Center: CDIAC)** 米国エネルギー省データ分析センターであるCDIACは温暖化現象および地球温暖化を中心に取り組んでいる。二酸化炭素排出に関するデータの出典となっている。

**欧州長距離大気汚染物質監視・評価計画 (Co-operative Programme for Monitoring and Evaluation of the Long-Range Transmission of Air Pollutants in Europe: EMEP)** この国連欧州経済委員会 (UNECE) の専門機関は、UNECE加盟国の大気汚染に関するデータの収集と分析を行っている。二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) に関するデータの出典となっている。

**国連食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization: FAO)** FAOは情報とデータの収集、分析、普及を行っている。食糧援助と食糧生産・供給に関するデータの出典となっている。

**列国議会連盟 (Inter-Parliamentary Union: IPU)** この機関は政治的参加および民主主義の構造についての動向に関するデータを提供している。人間開発報告書は、女性の選出議員数およびその他選挙関連データに関する情報をIPUから得ている。

**国際戦略研究所 (International Institute for Strategic Studies: IISS)** 紛争問題に関する研究、情報、データベースのための独立した研究所として、IISSは広範の軍事的データベースの整備を行っている。戦力についてのデータは当研究機関の出版物「軍事収支」からとっている。

**国際労働機関 (International Labour Organization: ILO)** ILOは膨大な統計出版事業を行っており、労働力に関するデータの最も充実した総合書である「労働統計年鑑 (Yearbook of Labour Statistics)」を出版している。ILOは雇用賃金データ、経済活動比率予測、労働条約の批准状況に関する情報の出典となっている。

**国際通貨基金 (International Monetary Fund: IMF)** 国際金融取引と支払収支に関する統計の開発と作成のための広範な事業を行っている。人間開発報告書にその他の機関から提供された経済データの多くは、もとのデータをIMFからとっている。

**国際電気通信連合 (International Telecommunication Union: ITU)** この国連専門機関は、情報通信に関する幅広い統計を整備している。通信の動向に関するデータはこの機関のデータベース「世界電気通信指標 (World Telecommunications Indicators)」からとっている。

**国連エイズ合同計画・世界保健機関 (Joint United Nations Programme on HIV/AIDS: UNAIDS and World Health Organization: WHO)** この合同計画はHIV/エイズの蔓延を監視するものである。「世界のHIV/エイズに関する報告書 (Report on the Global HIV/AIDS Epidemic)」が人間開発報告書のHIV/エイズに関するデータの主な出典となっている。

**ルクセンブルク所得研究 (Luxembourg Income Study: LIS)** 25カ国が加盟して行う共同研究計画で、LISは貧困と政策課題を中心とした取り組みを行っている。OECD加盟国の多くの国の所得貧困推定値がLISからとったものである。

**合衆国海外災害援助課・災害疫学研究センター (Office of US Foreign Disaster Assistance/Center for Research on the Epidemiology of Disasters: OFDA/CRED)** 米国国際開発庁のOFDA/CREDは、1900年から現在までの1万2000件以上の大災害とその影響についてのデータを有する「国際災害データベース」を整備している。自然災害・技術的災害で死亡した人々の推定値はこの出典による。

**経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD)** OECDは、加盟国の社会経済動向および援助資金の流れに関するデータを公表している。援助、雇用および機能的非識字に関するデータはこの機関から得ている。

**ユニセフ (国連児童基金) (United Nations Children's Fund: UNICEF)** ユニセフは子供の福祉を監視し、広い範囲のデータを供給している。ユニセフ発行の「世界の子供の状況 (State of the World's Children)」が本報告書にデータを提供している。

**国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD)** UNCTADは、本報告書の投資の流れに関するデータの出典となっている。「世界投資報告書 (World Investment Report)」をはじめとする、さまざまな出版物を通じて貿易・経済統計を提供している。また人間開発報告書事務局が他の機関から得ている貿易データもUNCTADが提供している。

**国連犯罪防止・刑事司法部 (United Nations Crime Prevention and Criminal Justice Division)** 国連のこの部署は、本報告書の犯罪と司法制度に関するデータの出典となっており、犯罪動向や刑事司法制度の実行状況の調査を通して、このような問題に関する関連のデータベースを整備し開発している。

**国連欧州経済委員会 (United Nations Economic Commission for Europe: UNECE)** この国連の地域機関は、加盟国に関する広範の社会経済データを収集し公表



する。今年の報告書に掲載されているUNECEのデータには、失業と個人の災害と不幸に関する指標が含まれている。

ユネスコ (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO) この国連専門機関が教育データの引用元である。報告書は、ユネスコの「統計年鑑 (Statistical Yearbook)」や「世界教育報告書 World Education Report」およびユネスコから直接得たデータを引用している。

国連難民高等弁務官事務所 (United Nations High Commissioner for Refugees: UNHCR) この国連機関は、「難民その他UNHCR関連問題 - 統計的概観 (Refugees and Others of Concern to UNHCR - Statistical Overview)」を通して難民のデータを提供する。

事務総長に寄託された国連の多数国間条約 (国連条約課) (United Nations Multilateral Treaties Deposited with the Secretary General: U N Treaty Section) 人間開発報告書事務局は、ここで整備しているデータベースに基づいて、主な国際人権協定に関する情報を作成している。

国連人口部 (United Nations Population Division: UNPOP) 国連人口部は、人口に関する国際的データ

の作成を専門としている。「人間開発報告書」は、人口動態推計をこの部が発行の二つの出版物「世界人口予測 (World Population Prospects)」と「世界都市化予測 (World Population Prospects)」に依っている。

国連統計部 (United Nations Statistics Division: UNSD) 国連統計部は、世界中の統計作成者と利用者のために広範囲の統計結果と関連サービスを提供している。また人間開発報告書が他の機関から得ている多くの統計データもこの統計部が供給している。今年の報告書では、UNSDの電気消費量と個人の災禍 (災害・不幸) に関するデータを使っている。

世界銀行 (World Bank) 世界銀行は経済動向およびその他広範のデータを作成している。世界銀行の「世界開発指標 World Development Indicators」は人間開発報告書の多くの指標の中心的出典となっている。

世界資源調査研究所 (World Resources Institute) この非政府機関は、環境問題に関する膨大なデータベースを整備している。この機関は、人間開発報告書の環境保護と資源に関するデータの一部の出典にもなっている。「世界資源 (World Resources)」(隔年発行) で総合的データを提供している。

事司法局から得ている犯罪データについても同様のことがいえる。これらのデータは「第5回犯罪動向および刑事司法運用制度に関する国連調査 1990~94」から得られたもので、その入手可能性と信頼性はひとえに各国の法の執行および犯罪報告制度がしっかりしているか否かにかかっている。比較をする際には、国際的に標準化されたデータ間であっても、こうした要素を考慮する必要がある。

比較性の問題が起こる原因に、一連の統計情報の大幅な変更や中断がある。このことは、統計機関や研究機関が、国勢調査などの新しい情報源を使用して推計の最新化や改善を図るときにしばしば起こる。東欧やCIS諸国では体制移行によってほとんどの連続した統計が中断されてしまった。そのため、近年のデータは信頼性、一貫性、国際的比較性で問題が生じており、頻繁に見直しが行われている。

戦争や国内紛争があると、データの入手が困難になる。このような場合、本報告書の統計表で使用するデータが中断してしまうため、人間開発に関する基本的な指標のうち入手可能なデータだけ

を本表のあとに追加した別表にまとめて掲載することにしている。このような例として、アフガニスタン、韓国、リベリア、ソマリアがある。ルワンダのようにデータが再度入手可能になった場合は、改めて本表に掲載されるようになる。

人間開発に関する統計の置かれている状況は、最終的には優先性の問題なのである。なぜ貿易収支のデータは各月が終わるとすぐに入手できるのに、子供の栄養失調や就学状況については作成までに何年もかかるのであろうか。何年もかかっている間に子供の状況は取り返しがつかなくなってしまうというのに。

人間開発に関する統計の改善には複雑な作業を要する。しかし、一般的には次の三つの作業を優先して行うべきである。第一は、国内の統計能力を改善することである。第二は国内および国際的統計機関のよりよい連携が必要である。各国の統計局が人間開発報告書事務局に提供してくれるデータは、国際機関の提供するデータと異なる。当事務局はそうしたデータを使う、あるいはそうしたデータについてコメントする立場にないが、このような差異は、各国の統計機関と国際的統計機

## BOX 2 識字を測定する試み

識字は読む技能と書く技能の連動した総合的能力を含み、基本的計算技能 (基本的計算力) や生活技術まで拡大し含めることがしばしばある。識字率は、初等教育と国民に基本的識字能力を普及させることを目的とした成人識字プログラムとの相乗的達成度を反映したものである。国際的に比較可能なデータを収集する必要があるため、識字の概念は、個人の日常に関連した簡単な表現の理解をとらう読み書き能力といった標準的な定義に落ち着くことが多い。

国によって異なった方法で識字統計を収集している。ほとんどの国は5年か10年ごとに行われる国勢調査か、世帯、労働力人口、あるいはその他の人口動態調査によって行われている。またいくつかの国では、より詳細なデータを収集するために識字調査を行っている。政府の出版物や報告書や補足調査などによる追加的データが、国際レベルの補完的識字統計として使われている。

識字率は、理想的には各人の読解、筆記、計算技能を社会的状況の中で測定することによって決定すべきである。このような計測方法を国勢調査の際に実施することは、あまりにも時間も費用もかかり複雑過ぎるが、中には、調査員に、各世帯のそれぞれの家族に事前に用意した簡単な文章を読ませる簡単なテストを実施するよう要求している国もある。しかし調査員は通常、各人の自己

申告、あるいは家長の申告に基づいて判定を下している。このため、データの信頼性やその結果の比較可能性に対し疑問を呈されることがときどきある。

就学したことがないことを非識字とみなしたり、または就学あるいは第4学年まで修了したことを識字とみなしている国もあるようである。しかし、最近の国勢調査に関する国連勧告では、学校への出席と識字あるいは教育達成度との間のいかなる関連も想定しないよう助言している。

ユネスコの識字に関する最新推計と予測は、2000年2月の調査によるもので、116カ国の途上国を含む134カ国を対象に行われた。多くの先進国は、高い識字率を達成しており、今では国勢調査で識字統計を収集しておらず、そのためユネスコのデータにこれらの国は含まれていない。1990年以降の各国の国勢調査で識字統計を提供している78カ国については、推定値の公平性と信頼性は比較的高い。30カ国については、1980年の国勢調査による統計から、許容し得る質の推定値と予測値を作成した。これらの値は、1980年以前に収集されたかあるいは関連指標からとった統計をもとにした、幾分質の劣る推定値によって補完されている。

出典: UNESCO 2000a

関がより連絡を密にする必要があることを示している。最後に、統計の収集や各国の統計能力を育成するうえでの効率性を保証するには、各国際統計機関のよりよい連携が必要である。

これらすべてを改善することで、国際的統計の充実が可能になるだろうが、中でも人間開発に関する統計の改善に重点を置くべきである。

### 人間開発指数に使用されたデータ

人間開発指数 (HDI) は、本報告書の作成時点で入手可能であった国際的データを使って算出されている。

出生時平均余命 本報告書で使う平均寿命推定値は1998年の国連人口部の「世界人口展望 (World Population Prospects; UN 1998c)」からとったものである。国連人口部は、人口推計と予測を、隔年ごとに行われる人口調査に各国の調査情報を

加味して得ている。1998年の見直しで、人口部はHIV/エイズの人口動態への影響を組み込むために大幅な調整を行った。HIV/エイズは、特にサハラ以南アフリカを中心として、多くの国で平均寿命の推定値に大きな変化をもたらしている。調整はまた、大規模の移民や、アフリカその他の地域での難民数の増加、東欧およびCIS諸国の人口動態の変化などを反映するために行われた (UN 1998c)。

国連人口部によって発表された平均寿命推定値は、5歳間隔の平均値である。表1 (人間開発指数) に掲載されている1998年の平均寿命推定値は、5歳間隔の平均値をもとに、一次補間推計法によって得られたものである。一方、人間開発に関する指数では、毎年の推計が必要であるが、その他のタイプの表、たとえば生存状況についての表9のようなデータを示す表では、5年間の平均



(unaltered average) を示している。1995年以降の推計は、中間変量子測値 (medium-variant projections) である。

**成人識字** 本報告書に掲載の成人識字率は、ユネスコの2000年2月の識字調査からとった新しい推定値と予測値である。ユネスコは国連人口部および各国の国勢調査を通じて収集した新たな識字統計からとった新たな人口推定値を取り入れている。ユネスコは最近推定方法の改善を行った。

**初等・中等・高等教育総就学率** 本報告書に掲載の1998年の総就学率は、ユネスコの暫定的推定値である。総就学率は各レベルの教育に就学している子供の数をその教育レベルに相当する年齢者数で割って求められる。そのため、国連人口部が発表する年齢別および性別人口推定値に左右されることになる。同時に、行政による登録、人口調査、国民教育調査の時期と方法によっても左右されることになる。また、ユネスコは定期的に就学予測・推定方法の見直しを行っている。主な指標表に載っている13カ国については、ユネスコの推定値が得られず、人間開発報告書事務局による推定値を使っている。

総就学率には、ある教育レベルに相当する年齢範囲や教育期間が異なるために各国間の重要な差異をわかりにくくしてしまう可能性がある。また、再履修などの要因もデータのひずみの原因となる。HDIにとっては、単一年齢のデータが収集される純就学率が、知識に関する代用値として、教育の機会に関する指数としては望ましいであろう。総就学率は、ある特定の年齢の就学しか測定しないため、データはより容易に信頼性における形で集計でき、国際比較に利用することが可能となろう。しかし、純就学率に関するデータが入手できるのは、HDIで使うにはあまりにも少数の国に限られてしまっている。

**1人当たりGDP (PPPUS\$)** 報告書で使用している1人当たりGDP (PPPUS\$) は世界銀行により提供されたもので、国際比較プログラム (ICP) の最新の調査に基づいている。調査は118カ国を対象にしたもので、ICPの調査では過去最

大のものである。世界銀行はまた、こうした調査に基づいて44カ国の推定値も出している。

この調査は地域ごとに個別に行われた。そのため地域データごとに異なる通貨で出されているうえに、異なる分類方法あるいは集計式に基づいて算出されている可能性もあるため、データの地域間での厳密な比較はできない。地域別調査による価格および支出データは、国際的に比較可能な購買力平価 (PPP) を作成するために、標準分類法を用いて処理されている。

この場合の購買力平価 (PPP) の基準年は1996年である。つまり1998年を対象としたデータは、1996年から比較年である1998年のそれぞれの国と基準国である米国との間の相対価格変動 (relative price movements) を使って、補外推計により予測を行っている。世界銀行の統計に含まれていない国については、ペンシルバニア大学のAlan Heston and Robert Summers (1999) 提供のPPP推定値を使用している。

#### 人間開発指標のデータ、算出方法、表示の仕方について

今年の報告書のデータは、入手可能な最良のデータを掲載し、その表示の仕方と透明性を改善するためにやってきた過去数年にわたる努力を反映したものとなっている。1999年の改良に基づいて、今年の報告書は、新たにいくつかの指標について、指標の基準日と報告書発表日との時間差を2年に縮めた。

統計用語の定義を改訂、増補して、簡潔かつ有意な定義を付せるよう新たな用語を含めた。また、データの出処の透明性もいっそう改善された。ある情報源から得られたデータについて別の機関から提供を受けた場合は、どちらの名前も記載されている。しかし、多くの情報提供に基づき国際統計機関が作成した場合は、最終的な出典のみが記載されている。計算はすべて容易に再現できるように、出典には人間開発報告書事務局が算出に使ったデータの出処も示してある。

#### 各国の分類

今年の報告書では、世界の国を主なグループ別、地域別、人間開発水準別、所得別の四つの方法で分類している (「各国の分類」を参照)。

これらの分類は必ずしも、ある特定の国あるいは地域が達した開発段階についての判定を示すものではなく、これらは、作業上の都合でさまざまな機関によって使われている分類である。本文および表で使った「国」という用語は、通常の用法に従い、領土あるいは地域を指している。

**世界の国グループ別分類** 今年は、「先進国」という分類を「OECD諸国」に変更した。その他のグループとして、「すべての開発途上国」「東欧・CIS諸国」がある。これらのグループには互いに重なり合っている部分がある。本分類上の「世界の国」とは、報告書に掲載の母集団174カ国を指す。これに加え、国連の定義による「後開発途上国」を分類の一つとして加えている。

**地域別分類** 途上国は、アラブ諸国、東アジア、ラテンアメリカ・カリブ諸国 (メキシコを含む)、南アジア、東南アジア・太平洋諸国、サハラ以南アフリカの各地域にさらに分類されている。これらの地域別分類はUNDPの地域局の分け方と一致している。

**人間開発指数別分類** すべての国が、人間開発の達成度によって三つのグループのどれかに分類されている。人間開発指数高位 (HDIが0.800以上)、人間開発指数中位 (HDIが0.500~0.799)、人間開発指数低位 (HDIが0.500未満)。

**所得別分類** すべての国が、世界銀行の分類に基づきグループ化されている (2000年6月まで有効)。高所得 (1998年価格で1人当たりGNPが9361ドル以上)、中所得 (同761~9360ドル)、低所得 (同760ドル以下)。

#### 集計値と成長率

**集計値** 集計値は、上述の分類ごとに、ほとんどの表の最後に記載されている。集計は分類ごとの合計 (たとえば、人口についての) であり、「T」

で示されている。この表示のない集計値はすべて加重平均である。

特に表示のない限り、各分類についての集計値は、データが3分の2以上の国で入手可能で、なおかつ当該分類のうち入手可能な加重値の3分の2が示されている場合のみ示されている。人間開発報告書事務局は、集計値を得る目的で欠けているデータを補うことはしていない。したがって、それぞれの分類についての集計値は、データが入手可能で、表に記載されている国のみのものである。

適切な加重処理ができない場合は、集計値は示されていない。指数や成長率についての集計値は、同時点で必要な項目についてデータが存在している国々だけのものである。分類上の「全世界」とは、母集団として全体で174カ国のみを対象としたものであり、1地域以上について地域別の集計値がない場合は、全世界の集計値は必ずしも掲載されていない。「人間開発報告書」の集計値は、国別分類法や集計法が異なることから、他の出版物の集計値と必ずしも一致しない。

**成長率** 複数年にわたる成長率は、年平均変化率で示されている。算定には最初と最後の数値だけが使われている。年間成長率は年間変化率 (%) で示される。

#### 表示について

指標表の中で、国や地域はそれぞれのHDIに従って、上位から下位の順で並べられている。ある国を表の中で見つけたい場合は、本報告書最終ページの「各国の人間開発順位」を参照いただきたい。アルファベット順 (表記はカタカナ) にならぬ国名にHDI順位が併記されている。

それぞれの表の最後に出典が簡単な形で載っている。これらの出典は、指標表とテクニカルノートにある「基本統計資料」に完全な形で文献資料が記載されている。指標の定義は「指標項目の定義」に50音順で載せてある。備考はすべてそれぞれの表の最後に載っている。

比較可能なデータが欠けていることがあるた





## 指数がとらえる人間開発の諸相

『人間開発報告書』が1990年に創刊されて以来、同報告書は人間開発のさまざまな側面を測定するために数種類の指数を開発し、作成してきた。

人間開発指数 (HDI) は基本的な人間開発の平均的達成度をひとつの単純な指数で測定し、その数値によって各国を順位づけるもので、1990年来毎年算出されてきた。

『人間開発報告書 1995』で新たに導入されたジェンダー開発指数 (GDI) とジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM) は、人間開発におけるジェンダー不平等を表す合成尺度である。GDIはHDIと同じ変数を用いて同じ側面の達成度を測定しているが、男女間の達成度の不平

等を考慮している。GEMは政治経済分野への進出機会におけるジェンダー不平等を測定したものである。

『人間開発報告書 1997』は人間貧困の概念を導入し、その尺度として人間貧困指数 (HPI) の算定式を作成した。HDIは人間開発の基本的側面の平均的達成度を測定しているのに対し、HPIはそれらの側面の剥奪状況を測定している。

表1は人間開発指数に反映されている人間開発の基本的側面、ならびにそれらを測定するために使われた指標を示している。

人間開発はいかなる指数、あるいはいかなる綿密な統計指標群によってもとらえることのできない、はるかに深遠で豊かな概念である。しか

表 1

HDI、GDI、HPI-1、HPI-2—同じ側面を測定する異なる指標

指数	寿命	知識	人間らしい生活水準	社会参加または疎外
HDI	出生時平均余命	1.成人識字率 2.初等・中等・高等教育就学率	購買力等価1人当たり所得 (PPP US\$)	—
GDI	女性と男性の出生時平均余命	1.女性と男性の成人識字率 2.女性と男性の初等・中等・高等教育総就学率	女性と男性の勤労所得の割合に基づく女性と男性の1人当たり所得 (PPP US\$)	—
HPI-1 (途上国)	出生時に40歳まで生存できないであろう人の割合	成人非識字率	経済資源の配分状況 1.安全な水を利用できない人の割合 2.保健医療サービスを利用できない人の割合 3.5歳未満の低体重児の割合	—
HPI-2 (先進国)	出生時に60歳まで生存できないであろう人の割合	成人の機能的非識字の割合	所得貧困ライン (世帯可処分所得の中央値の50%) に満たない生活をしている人の割合	長期失業者 (12ヶ月以上) の割合

出典：人間開発報告書事務局

め、すべての国が指標表に含まれているわけではない。主要な指標表に掲載されていない国連加盟国については、基本的な人間開発に関する指標が別表で示されている。

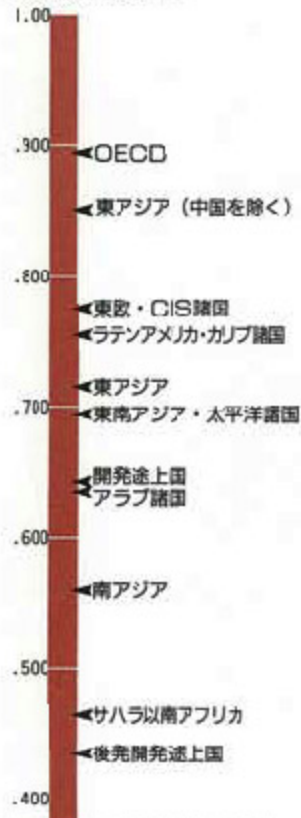
年間、年間率または年間成長といった語句がなく、1993-97のように二つの年の間にハイフン(-)があれば、そのデータはそこに示された二つの年いずれかの年に収集されたことを示す。1996/97のように二つの年の間にスラッシュ (/) がある

場合には、それらの年の平均を示す。また、次のような記号が用いられている。

- .. データなし
- (.) 表示されている単位の半分以下
- < より少なく
- 該当せず
- T 合計

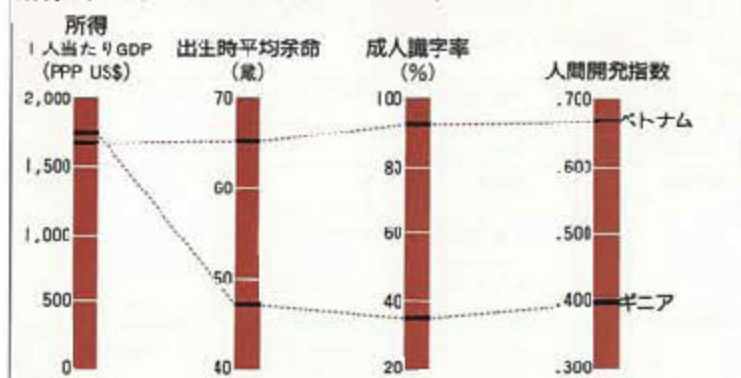


図1 地域によって異なる人間開発  
人間開発指数1998年



出典：人間開発報告書事務局

図2 所得が同水準でも異なる人間開発 1998年



出典：人間開発報告書事務局

し人間開発の進展をモニターするには単純な道具が必要である。HDI、GDI、GEM、HPIはすべて、ある国における人間開発についての概要を提供している。

重要な点が二つある。第一に所得は人間生活のすべてではないし、所得の欠如が人間の剝奪状況のすべてでもない。それゆえ所得以外の分野に焦点をあて、所得を人間らしい生活水準の代用指標として扱うことにより、HDIとHPIが人間の幸福度を測るのに、所得以上により包括的な尺度となる。第二に、人間開発指数はそれだけでは人間開発の状況を完全に表すものではない。完全な全体像を示すには人間開発に関するその他の指標によって補う必要がある。

### 人間開発指数

HDIを構成している変数の数値を正規化すること（各データよりその算術平均を差し引き、その標準偏差で割ること、平均=0、標準偏差=1の系列をつくること）により、その値を0から1の範囲に収まるように変換できる（HDIの詳細な算出方法についてはテクニカルノートを参照）。ある国のHDIの値

は、その国の不足分、すなわち、とりうる最大値1に向かってその国がどれだけ人間開発を進めなければならないかを示すもので、他の国との比較を可能にしている。その不足分を埋めるための方法を見つけることが、すべての国にとっての課題ということになる。

### 2000年のHDIは何を物語っているか

HDIは次のような人間開発の状況を明らかにしている。

- ・本年度にHDIが算出された174カ国のうち、46カ国が人間開発指数上位国（HDI値が0.800以上）に、93カ国が中位国（同0.500-0.790）、そして35カ国が低位国（同0.500未満）に分類された。20カ国がHIV/エイズの蔓延（ほとんどはサハラ以南のアフリカ諸国）もしくは経済の低迷と紛争（ナハラ以南のアフリカ諸国と東欧・CIS諸国）により1990年以降人間開発の後退を経験している。
- ・カナダ、ノルウェー、米国がHDIの上位3カ国で、シエラレオネ、ニジェール、ブルキナファソが最下位3カ国となっている（表2）。グローバルなレベルで見ると人間開発には大きな格差が根強く存在している。カナダのHDI値0.935はシエラレオネの0.254のほぼ4倍に匹敵する。カナダの人間開発の不足分はわずか7%であるのに対し、シエラレオネは75%にも達する。
- ・地域間格差も著しい。ある地域はほかの地域に比べて不足分を埋めるために多大な努力を払わなければならない（図1）。たとえばサハラ以南のアフリカ諸国の不足分はラテンアメリカ・カリブ諸国の

表2 HDI順位 1998年

1	カナダ	45	アラブ首長国連邦	89	モルジブ	133	バブアニューギニア
2	ノルウェー	46	エストニア	90	アゼルバイジャン	134	カメルーン
3	米国	47	セントクリストファー・ネイビス	91	エクアドル	135	パキスタン
4	オーストラリア	48	コスタリカ	92	ヨルダン	136	カンボジア
5	アイスランド	49	クロアチア	93	アルメニア	137	コモロ
6	スウェーデン	50	トリニダード・トバゴ	94	アルバニア	138	ケニア
7	ベルギー	51	ドミニカ	95	西サモア	139	コンゴ
8	オランダ	52	リトアニア	96	ガイアナ	140	ラオス
9	日本	53	セイシェル	97	イラン	141	マダガスカル
10	英国	54	グレナダ	98	キルギス	142	ブータン
11	フィンランド	55	メキシコ	99	中国	143	スーダン
12	フランス	56	キューバ	100	トルクメニスタン	144	ネパール
13	スイス	57	ペルー	101	チュニジア	145	トーゴ
14	ドイツ	58	ベリーズ	102	モルドバ	146	バングラデシュ
15	デンマーク	59	パナマ	103	南アフリカ	147	モーリタニア
16	オーストリア	60	ブルガリア	104	エルサルバドル	148	イエメン
17	ルクセンブルク	61	マレーシア	105	カボベルデ	149	ジブチ
18	アイルランド	62	ロシア	106	ウズベキスタン	150	ハイチ
19	イタリア	63	ラトビア	107	アルジェリア	151	ナイジェリア
20	ニュージーランド	64	ルーマニア	108	ベトナム	152	コンゴ民主共和国
21	スペイン	65	ベネズエラ	109	インドネシア	153	ザンビア
22	キプロス	66	フィジー	110	タジキスタン	154	コートジボワール
23	イスラエル	67	スリナム	111	シリア	155	セネガル
24	シンガポール	68	コロンビア	112	スワジランド	156	タンザニア
25	ギリシャ	69	マケドニア	113	ホンジュラス	157	ベナン
26	香港	70	グルジア	114	ボリビア	158	ウガンダ
27	マルタ	71	モリシャス	115	ナミビア	159	エリトリア
28	ポルトガル	72	リビア	116	ニカラグア	160	アンゴラ
29	スロベニア	73	カザフスタン	117	モンゴル	161	ガンビア
30	バルバドス	74	ブラジル	118	バヌアツ	162	キニア
31	韓国	75	サウジアラビア	119	エジプト	163	マラウイ
32	ブルネイ	76	タイ	120	グアテマラ	164	ルワンダ
33	バハマ	77	フィリピン	121	ソロモン諸島	165	マリ
34	チェコ	78	ウクライナ	122	ボツワナ	166	中央アフリカ
35	アルゼンチン	79	セントビンセント・グレナディーン諸島	123	ガボン	167	チャド
36	クウェート	80	ペルー	124	モロッコ	168	モザンビーク
37	アンティグア・バーブーダ	81	パラグアイ	125	ミャンマー	169	ギニアビサウ
38	チリ	82	レバノン	126	イラク	170	ブルンジ
39	ウルグアイ	83	ジャマイカ	127	レソト	171	エチオピア
40	スロバキア	84	スリランカ	128	インド	172	ブルキナファソ
41	バーレーン	85	トルコ	129	ガーナ	173	ニジェール
42	カタール	86	オマーン	130	ジンバブエ	174	シエラレオネ
43	ハンガリー	87	ドミニカ共和国	131	赤道ギニア		
44	ポーランド	88	セントルシア	132	サントメ・プリンシペ		

出典：人間開発報告書事務局

- 2倍以上であり、南アジアの不足分は中国を除く東アジアのほぼ3倍に達している。
- ・地域内の格差も極めて大きい。東南アジア・太平洋地域ではHDI値はラオスの0.484からシンガポールの0.881までの開きがある。アラブ諸国ではジブチの0.447からクウェートの0.836にまでわたっている。
- ・経済的繁栄と人間開発との間には必ずしも関連はない。ある2カ国の1人当たり所得は同水準でもHDI値が大きく異なる場合もある。指数がとらえる人間開発の諸相

表3 HDIが同水準でも異なる所得 1998年

国名	HDI値	1人当たりGDP (PPP US\$)
ルクセンブルク	0.908	33,505
アイルランド	0.807	21,482
サウジアラビア	0.747	10,158
タイ	0.745	5,456
南アフリカ	0.697	8,488
エルサルバドル	0.696	4,036

出典：人間開発報告書事務局

るし、HDI値が似通っていても所得水準に大きな開きがあることもある（図2および表3）。174カ国のうち97カ国では1人当たりGDP (PPP US\$) 順位よりも



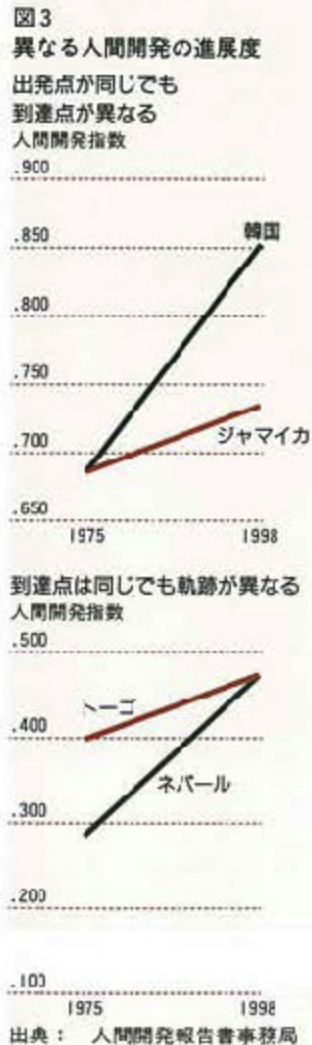


表4  
人間開発の進展の極めて速い国と極めて遅い国 1975～98年  
(データが入手可能な101カ国)

国	1975年のHDI	1998年のHDI	1975～98年の変化の絶対値	
1975年のHDI上位国 (0.800-1.000)				
最も速い進展	アイルランド	0.805	0.907	0.102
	ルクセンブルク	0.818	0.908	0.090
	オーストラリア	0.841	0.929	0.088
最も遅い進展	ニュージーランド	0.843	0.903	0.060
	デンマーク	0.859	0.911	0.052
	スイス	0.870	0.915	0.045
1975年のHDI中位国 (0.500-0.799)				
最も速い進展	チュニジア	0.511	0.703	0.192
	中国	0.518	0.706	0.188
	アルジェリア	0.508	0.583	0.075
最も遅い進展	ジンバブエ	0.519	0.555	0.036
	ガイアナ	0.676	0.709	0.033
	ルーマニア	0.750	0.770	0.020
1975年のHDI低位国 (0-0.499)				
最も速い進展	インドネシア	0.456	0.570	0.114
	エジプト	0.430	0.523	0.093
	ネパール	0.291	0.474	0.183
最も遅い進展	中央アフリカ	0.332	0.371	0.039
	コンゴ民主共和国	0.416	0.430	0.014
	ザンビア	0.444	0.420	-0.024

出典：人間開発報告書事務局

HDI順位の方が高く、これらの国が所得を人間開発へと効果的に転換してきたことを示唆している。一方69カ国でHDI順位は1人当たりGDP (PPP US\$) 順位を下回っている。これらの国は経済的繁栄を人々の生活水準の向上に十分に還元できなかったといえる。

#### 人間開発の動向 1975-98年

1975年から1998年までのHDI動向が明らかになっている101カ国のうち、ザンビアを除くすべての国で、1998年のHDIは1975年を上回った。ザンビアは1975年から1985年まではなんとかHDIを改善してきたが、その後、主にHIV/エイズが平均寿命に及ぼした影響が原因で後退した。

データが入手可能なほとんどすべての国で1975年から98年にかけて

人々の基本的な能力は全体として向上したにもかかわらず、その進歩の様相は均一ではない。

- ・人間開発の進展速度は各国間で相違がある(表4)。人間開発の達成度により高位国、中位国、低位国に分けたそれぞれの区分の中でも、進歩の速い国と遅い国がある。人間開発の前進をみる場合、長期的な進展に注目するだけでは十分でない。第5章で論じたように政策決定や啓蒙活動のために短期的な進捗状況をモニターすることも必要である。
- ・1975年当初はHDI値が同水準だった国々が、1998年には大きく異なったレベルになった場合がある。また1975年には異なったレベルにあった国々が1998年には同じレベルに到達した場合もある(図3)。こうした相異はさまざまな要因が重なり合って生じた結果で

はあるが、それぞれの国がとった政策がその大きな決定要因となっている。

- ・ボツワナ、ブルンジ、コンゴ、コンゴ民主共和国、ケニヤ、ザンビア、ジンバブエのサハラ以南アフリカの7カ国では、1985年から1998年の間に、それまでの10年間(1975-85)に成し遂げた基本的な人間の能力を向上させるといった点において進歩が後退へと反転した。この原因は主にHIV/エイズによる平均寿命の短縮だと考えられる。1990年から98年にかけては中央アフリカ共和国、ナミビア、南アフリカでも同様の影響が認められる。ウガンダはこの反転を再び好転させることのできた唯一の国である。ウガンダのHDI値は1985年から90年の間はHIV/エイズが原因で低下したが、それ以降上昇に転じ、1998年には1985年の数値を上回った。
- ・東欧・CIS地域では、人間開発が移行期において犠牲にされたことを反映して、ブルガリア、エストニア、ラトビア、モルドバ、ルーマニア、ロシアの6カ国で1985年から98年にかけてHDIが低下した。アルメニア、ベラルーシ、リトアニア、カザフスタン、タジキスタン、ウクライナ、ウズベキスタンの7カ国ではデータが入手できるのは1990年から98年の間に限られるが、この8年間に経済の停滞が一因でHDIの低下が記録されている。タジキスタンなど、紛争が影響を及ぼした国もある。

#### 人間貧困と剝奪状況

人間貧困指数は貧困の多面的な尺度である。この指数は人間生活の四指数がとらえる人間開発の諸相

つの基本的な側面である。健康で長命、知識、経済的資源、および社会参加における剝奪状況をひとつの合成指数に凝縮したものである。このような剝奪の側面は開発途上国と先進国の両方に共通している。しかし、これらの側面を実際に測定する際には、先進国と途上国の事情の違いやデータの制限によって、異なった指標を用いている。

途上国についてはHPI-1によって人間貧困を測定している。健康で長生きをすることができない状況を、出生時に40歳まで生存できないであろう人の割合として測定し、さらに、知識の剝奪状況は成人非識字率によって、経済的資源供給からみた剝奪状況は保健医療サービスと安全な水を利用できない人の割合および5歳未満の中度・重度低体重児の割合として測定している。

二つの重要な点がある。第一に、途上国の経済的資源の供給については個人所得よりも公共の経済的資源の提供が重要である。それと同時に、個人所得の5分の4以上が食糧に費やされているという事実がある。したがって途上国では、保健医療サービスと安全な水が利用できないことと栄養不良の水準のほうに、ほかの指標よりも実態に即した経済資源の剝奪状況をとらえることができる。第二に、適当な指標の欠如とデータ不足のせいで、人間貧困指数は途上国における社会参加の剝奪状況をとらえることができない。

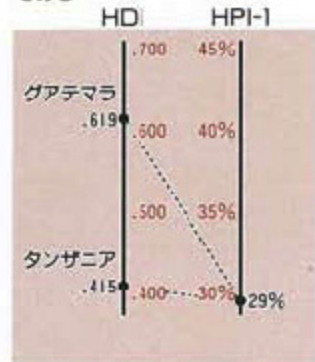
先進国について人間貧困を測定するには、HPI-2が用いられている。健康で長生きをすることの剝奪状況は出生時に60歳まで生存できないであろう人の割合によって測定される。さらに知識の剝奪状況は生活に必要な



図4 HDIとHPI-1は必ずしも関連はない 1998年



HDIは異なってもHPI-1は同じである



出典：人間開発報告書事務局

な成人の識字能力の欠如によって、経済的資源供給からみた剥夺状況は所得貧困の発生率（先進国では個人所得が経済資源の最も重要な源泉である）によってそれぞれ測定される。また、社会参加の剥夺状況は長期失業率によって測定される。

HPI-1（途上国）とHPI-2（先進国）を構成する指標と算出された数値は、指標の表4および5に示してある。HPI-1とHPI-2の算出方法についてはテクニカルノートで詳しく解説している。

#### HPI-1がとらえる途上国の貧困状況

85の途上国について算出された1999年のHPI-1は次の実態を明らかにしている（表5）。

・HPI-1はウルグアイの3.9%からニジェールの64.7%までの範囲にある。HPI-1が10%未満の国は、バーレーン、チリ、コスタリカ、キューバ、フィジー、ヨルダン、パナマ、トリニダード・トバゴ、ウルグアイの9カ国である。これらの開発途上国は深刻な貧困を克服したのである。

服したのである。

・HPI-1が算出されている途上国の3分の1以上に当たる29カ国でHPI-1は33%を超えており、これらの国の国民の少なくとも3分の1は人間貧困に苦しんでいることを示している。これらの国よりもさらに劣悪な人間貧困状況に置かれている国がある。ブルキナファソ、中央アフリカ共和国、エチオピア、ギニアビサウ、マリ、モザンビーク、ネパール、ニジェールである。これらの国のHPI-1は50%を超している。

・HDIとHPI-1の数値を比較してみると、人類の進歩の達成度にはばらつきがあることがわかる。HDI値が同レベルでHPI-1値の比較的低い諸国では、人間開発はより公平に分配されており、同水準のHPI-1値でもHDI値の比較的低い国では公平に分配されていない（図4）。人間の進歩によって達成された事柄がどのように分配されるかについては、政策が大きな役割を果たす。

表5 HPI-1順位 1998年

1 ウルグアイ	23 パラグアイ	45 スワジランド	67 ウガンダ
2 コスタリカ	24 トルコ	46 インドネシア	68 パキスタン
3 キューバ	25 ベルギー	47 ベトナム	69 マラウイ
4 チリ	26 エクアドル	48 ボツワナ	70 バングラデシュ
5 トリニダード・トバゴ	27 ポリビア	49 グアテマラ	71 ハイチ
6 フィジー	28 アラブ首長国連邦	50 タンザニア	72 ニートシボワール
7 ヨルダン	29 タイ	51 ケニア	73 セネガル
8 パナマ	30 中国	52 ゼンバブエ	74 ベナン
9 バーレーン	31 イラン	53 ミャンマー	75 ガンビア
10 ガイアナ	32 シリア	54 コンゴ	76 イエメン
11 コロンビア	33 南アフリカ	55 エジプト	77 モーリタニア
12 メキシコ	34 エルサルバドル	56 イラク	78 ギニアビサウ
13 レバノン	35 スリランカ	57 コモロ	79 モザンビーク
14 モーリシャス	36 チュニジア	58 インド	80 ネパール
15 ベネズエラ	37 カーボベルデ	59 ガーナ	81 マリ
16 ジャマイカ	38 オマーン	60 スーダン	82 中央アフリカ
17 カタール	39 ホンジュラス	61 ルワンダ	83 エチオピア
18 マレーシア	40 レント	62 ナイジェリア	84 ブルキナファソ
19 リビア	41 ニカラグア	63 トゴ	85 ニジェール
20 ドミニカ共和国	42 アルジェリア	64 ザンビア	
21 ブラジル	43 モルジブ	65 モロッコ	
22 フィリピン	44 ナミビア	66 カメルーン	

出典：人間開発報告書事務局

#### HPI-2がとらえる先進国の貧困状況

HPI-2は人間貧困が途上国に限られた現象ではないことを示している。

・HPI-2が算出されている18の先進国のうち、ノルウェーは人間貧困が7.3%と最も低く、次いでスウェーデンの7.6%、オランダの8.2%と続く。先進国のうち人間貧困の最も高い国は米国（15.8%）、アイルランド（15.0%）、英国（14.6%）である。

・豊かな国の中には生活に必要な成人の機能的識字能力の欠如や所得貧困が大きな問題となっているところもある。アイルランド、英国、米国では、成人の5人に1人以上が実用的な識字能力を持っていない機能的非識字である。所得貧困ラインを世帯可処分所得の中央値の50%に設定した場合、米国では国民の17%以上、オーストラリア、カナダ、イタリア、日本、英国では10%以上が所得貧困の状態にある。

・HDI値が高いからといって必ずしも自動的に剥夺状況が低いとは限らない。

HPI-2が算出されている18カ国のHDI値はすべて0.899以上であり、高レベルの人間開発を達成していることを示している。それにもかかわらず人間貧困の水準は国によって大きな開きがある。スウェーデンと英国はHDI値がそれぞれ0.926と0.918でほぼ同レベルだが、HPI-2の値はスウェーデンがわずか7.5%なのに対し英国は14.6%である。

#### 国内の格差

人間開発の達成度は国家間や先進国・途上国間で異なるばかりではない。各国の人間開発のデータを地域、ジェンダー、人種グループ、農村・都市について細分化してみると、国内に存在する著しい格差があらわになる。そしてあらゆる種類の格差は、互いに深く関連し重複しているのである。

#### 農村・都市の格差

HDIとHPIを農村と都市に細分化すると、農村よりも都市のほうが人間開発が進み、人間生活における剥夺の程度が低いことがわかる。ウガ

表6 人間貧困指数（HPI-2）順位 1998年

1 ノルウェー	6 ドイツ	11 カナダ	16 英国
2 スウェーデン	7 ルクセンブルク	12 イタリア	17 アイルランド
3 オランダ	8 フランス	13 オーストリア	18 米国
4 ファンランド	9 日本	14 ベルギー	
5 デンマーク	10 スペイン	15 ニューゼーランド	

出典：人間開発報告書事務局

表7 ウガンダにおける人間貧困の都市と農村の格差 1996年（%）

	出生時に40歳まで生存できないであろう人の割合	成人非識字率	安全な水を利用できない人の割合	保健医療サービスを利用できない人の割合	5歳未満の栄養失調児の割合	HPI-1
農村	38	43	57	57	27	43
都市	27	16	23	5	15	21

出典：UNDP1998d



ングとスワジランドの農村と都市の格差がその典型的な例である。

ウガンダの農村部の1996年のHPI-1は43%で、都市部の21%の2倍以上であった(表7)。1999年、スワジランドでは農村部のHDIは0.525であり、都市部での0.812の3分の2にも満たなかった。

#### 地域格差

- ・中国ではHDIを細分化すると基本的な人間の能力にも著しい地域格差があることがわかる(図5)。HDIに使用されるすべての指標が青海省は上海市より低い水準にあることを示し、HDI値も上海市の5分の3にすぎない。
- ・ベネズエラの連邦地区とデルタアマクロ州の二つの地域では、人間開発に大きな格差がある。1996年の平均寿命は連邦地区では72歳であり、デルタアマクロ州の64歳より8年も長い。成人識字率は連邦地区では96%であるのに対し、デルタアマクロ州では74%である。この大きな格差を反映して、HDI値は連邦地区で0.823であるのに対しデルタアマクロ州ではわずか0.506となっている。

- ・ジンバブエでは1990年代の中央マシヨナランド州のHPI-1は26%で、ブラワヨ州の8%の3倍以上である。中央マシヨナランド州では出生時に40歳まで生存できないであろう人の割合が21%で、ブラワヨ州の10%の2倍以上である。また、およそ33%である成人非識字率は、ブラワヨ州の6%の5倍以上に相当する。さらに5歳未満の栄養失調児の割合は17%であり、これはブラワヨ州の4%の4倍以上である。

#### 民族間ならびに言語グループ間の格差

- ・グアテマラでは1995-96年のカクチケル、マム、キチェ、ケクチという四つの主要マヤ民族社会のHDI値はそれぞれ0.419、0.368、0.366、0.356であり、グアテマラ全体のHDI値0.596のわずか60-70%であった。
- ・南アフリカでは1995年のアフリカ系男性の失業率は29%で、白人男性の4%の7倍以上であった。
- ・インドでは指定部族の非識字率は、国内全体の48%に対し70%となっている。
- ・ナミビアでは1998年のサン語を話すグループのHPI-1値は約60%であり、英語やドイツ語を話すグループのHPI-1値が10%未満であるのに対し、その6倍以上になっている。

#### 男女間格差

HDIは人間開発の平均的な達成度を表す尺度であり、したがって男女間の達成度の違いを覆い隠している。そこでジェンダー間の不平等をとらえるためにはほかの尺度が必要

になる。

ジェンダー開発指数はHDIが示す基本的能力と同じ側面、つまり平均寿命、教育達成度、および所得を測定したもののだが、ジェンダー不平等を考慮して調整した数値である(GDIの算出方法とその構成要素についての詳細はテクニカルノートを参照)。本年度は143カ国のGDIが算出された(表8)。

- ・各国ともGDI値はHDI値より低い。ジェンダーについて調整を行うとHDI値は減少し、どの社会にもジェンダー不平等が存在することを示している。人間開発においてジェンダー平等が実現されていけば、HDI値とGDI値は同一となるはずである。
- ・143カ国のうち30カ国のGDI値は0.500に達しておらず、これらの国の女性は人間開発全般の達成度の低さと、男性に比べて低い実績によって二重の剝奪状況にあることを示している。
- ・143カ国のうち39カ国はGDI順位の方がHDI順位よりも低い。こうした社会では人間開発の平均的な達成度は男性と女性に平等に行き渡っていない。しかしその一方で、55カ国ではGDI順位はHDI順位より高く、男性と女性の間で人間開発が比較的平等に進展していることを示している。
- ・HDI順位に比べGDI順位が著しく向上している国があり、この傾向は一定の国に限られているわけではない。このような国には、先進国(デンマーク、フランス、ニュージーランド)だけでなく、東欧およびCIS諸国(エストニア、ハンガリー、ポーランド)、そして開発途上国(ジャマイカ、スリ

ンカ、タイ)が挙げられる。これらの結果は、人間開発におけるジェンダー平等は異なる所得水準や異なる開発段階で実現が可能であり、また、さまざまな文化においても達成可能であることを示している。

- ・男性と較べた女性の基本的能力の達成度にもまた、国内の格差が存在する。スリランカではアヌラダプラ州のGDIは0.558であり、パッタラム州の1.5倍に相当する。

#### 政治・専門職への女性の進出

ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)は政治経済への参加や意思決定の領域におけるジェンダー不平等をとらえている。したがって、それは女性の能力よりも女性の機会に重点を置いている。(GEMの算出方法と構成要素はテクニカルノートに詳述したとおりである。)

本年度は70カ国についてGEMを算出した(表9)。

- ・上位3カ国はノルウェー(0.825)、アイスランド(0.802)、スウェーデン(0.794)である。これらの国は女性の基本的能力を強化するうえで優れた実績を上げているばかりではなく、女性が政治経済活動に参加する機会をたくさん提供している。GEM値はニジェール(0.119)が最も低く、ヨルダン(0.220)、エジプト(0.274)と続いている。これらの社会では女性に与えられる機会が非常に制限されている。
- ・70カ国のうちたった2カ国だけが0.800を超えるGEM値を達成しており、0.500を超える国は39カ国にとどまった。31カ国でGEMは0.500以下である。明らかに、多

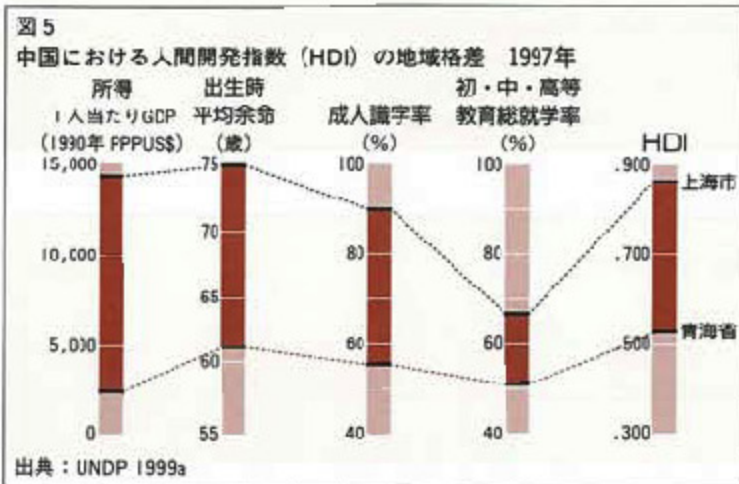




表 8

GDI順位 1998年

1 カナダ	37 ウルグアイ	73 ドミニカ共和国	109 赤道ギニア
2 ノルウェー	38 ハンガリー	74 レバノン	110 パプアニューギニア
3 オーストラリア	39 チリ	75 アルメニア	111 カメルーン
4 米国	40 ポーランド	76 サウジアラビア	112 ケニア
5 アイスランド	41 カタール	77 アルバニア	113 コモロ
6 スウェーデン	42 バーレーン	78 エクアドル	114 コンゴ
7 ベルギー	43 エストニア	79 中国	115 パキスタン
8 オランダ	44 アラブ首長国連邦	80 ガイアナ	116 マダガスカル
9 日本	45 クロアチア	81 モルドバ	117 ラオス
10 英国	46 コスタリカ	82 オマーン	118 スーダン
11 フランス	47 リトアニア	83 エルサルバドル	119 スパール
12 フィンランド	48 トリニダード・トバゴ	84 イラン	120 トーゴ
13 スイス	49 ヘッフェン	85 南アフリカ	121 バングラデシュ
14 デンマーク	50 メキシコ	86 チュニジア	122 モーリタニア
15 ドイツ	51 ラトビア	87 ウズベキスタン	123 ハイチ
16 オーストリア	52 パナマ	88 カーボベルデ	124 ナイジェリア
17 ニュージーランド	53 ブルガリア	89 ベトナム	125 コンゴ民主共和国
18 アイルランド	54 ロシア	90 インドネシア	126 ザンビア
19 イタリア	55 ルーマニア	91 アルジェリア	127 タンザニア
20 ルクセンブルク	56 ベネズエラ	92 タジキスタン	128 セネガル
21 スペイン	57 マレーシア	93 スワジランド	129 コートジボワール
22 イスラエル	58 コロンビア	94 ホンジュラス	130 ウガンダ
23 キプロス	59 フィジー	95 シリア	131 エリトリア
24 シンガポール	60 ハリズ	96 ボリビア	132 ベナン
25 ギリシャ	61 モーリシャス	97 ニカラグア	133 イエメン
26 香港	62 タイ	98 ナミビア	134 ガンビア
27 ポルトガル	63 ウクライナ	99 エジプト	135 ルワンダ
28 スロベニア	64 フィリピン	100 グアテマラ	136 マラウイ
29 マルク	65 リビア	101 ボツワナ	137 マリ
30 韓国	66 ブラジル	102 ミャンマー	138 中央アフリカ
31 ブルスイ	67 ジャマイカ	103 モロッコ	139 モザンビーク
32 パハマ	68 スリランカ	104 レソト	140 ギニアビサウ
33 チェコ	69 トルコ	105 ガーナ	141 エチオピア
34 クウニート	70 ベルー	106 ジンバブエ	142 プルキナファソ
35 アルゼンチン	71 パプグアイ	107 イラク	143 ニジェール
36 スロベニア	72 モルジブ	108 インド	

出典：人間開発報告書事務局

表 9

GEM順位 1998年

1 ノルウェー	19 スペイン	37 コロンビア	55 ウクライナ
2 アイスランド	20 ベネズエラ	38 シンガポール	56 モーリシャス
3 スウェーデン	21 アイルランド	39 ドミニカ共和国	57 パラグアイ
4 デンマーク	22 トリニダード・トバゴ	40 ベリズ	58 ルーマニア
5 フィンランド	23 イスラエル	41 日本	59 エリトリア
6 ドイツ	24 コスタリカ	42 ハンガリー	60 チュニジア
7 オランダ	25 ラトビア	43 エクアドル	61 フィジー
8 カナダ	26 チェコ	44 フィリピン	62 スワジランド
9 ニュージーランド	27 エストニア	45 ウルグアイ	63 韓国
10 ベルギー	28 スロバキア	46 パナマ	64 トルコ
11 オーストラリア	29 リトアニア	47 マレーシア	65 シリア
12 オーストリア	30 エルサルバドル	48 ホンジュラス	66 スリランカ
13 米国	31 イタリア	49 キリシャ	67 バングラデシュ
14 スイス	32 ボツワナ	50 ベルー	68 エジプト
15 英国	33 スロベニア	51 チリ	69 ヨルダン
16 パハマ	34 クロアチア	52 スリナム	70 ニジェール
17 パルバドス	35 メキシコ	53 ロシア	
18 ポルトガル	36 ポーランド	54 ボリビア	

出典：人間開発報告書事務局

くの国で女性の政治経済分野への進出機会をさらに拡大する余地がまだたくさん残されている。

・一部の途上国は政治・経済や専門職分野におけるジェンダー平等の点で、はるかに豊かな先進国を迫

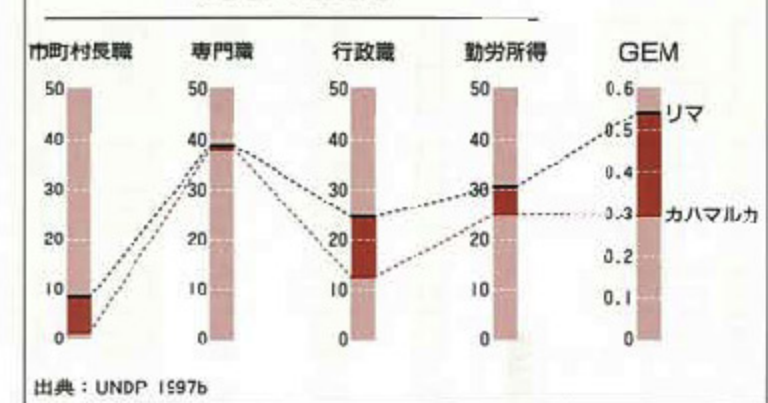
い抜いている。パハマとバルバドスは、スペインやポルトガルより高い順位にあり、ベネズエラはアイルランドをしのいでいる。コスタリカとトリニダード・トバゴは、イタリアよりも平等が進んで

いる。また、エル・サルバドル、ドミニカ共和国、メキシコはギリシャや日本より上位に位置している。日本のGEM値0.490はパハマのGEM値0.633の5分の4に満たない。GEMが物語っている重要な事実は、女性の機会を創出するうえで高所得は必ずしも必要不可欠な前提条件ではないということである。

・同じ国の中でも地域によって公職

における女性の役割は異なっている。ベルーのGEMを細分化してみると、リマとカハマルカの二つの県の間の格差が明らかになる(図6)。

図 6  
ベルー国内における女性の機会格差 1995年  
女性の占める割合 (%)





1 人間開発指数

HDI順位	出生時平均寿命(歳) 1998	成人識字率(15歳以上に占める%) 1998	初・中・高等レベルの総就学率(%) 1998*	1人当たりGDP (PPP US\$) 1998	平均寿命指数	教育指数	GDP指数	人間開発指数 (HDI値) 1998	1人当たりGDP 順位 マイナス HDI順位*	
<b>人間開発指数上位国</b>										
1	カナダ	79.1	99.0 <sup>c</sup>	100	23,582	0.90	0.99	0.91	0.935	8
2	ノルウェー	70.3	99.0 <sup>c</sup>	97	26,342	0.89	0.98	0.93	0.934	1
3	米国	76.8	99.0 <sup>c</sup>	94	29,505	0.86	0.97	0.95	0.928	-1
4	オーストラリア	78.3	99.0 <sup>c</sup>	114 <sup>d</sup>	22,452	0.89	0.99	0.90	0.925	9
5	アイスランド	79.1	99.0 <sup>c</sup>	89	25,110	0.90	0.96	0.92	0.927	1
6	スウェーデン	78.7	99.0 <sup>c</sup>	102 <sup>d</sup>	20,659	0.90	0.99	0.89	0.926	15
7	ベルギー	77.3	99.0 <sup>c</sup>	105 <sup>d</sup>	23,223	0.87	0.99	0.91	0.925	4
8	オランダ	78.0	99.0 <sup>c</sup>	99	22,176	0.88	0.99	0.90	0.925	6
9	日本	80.0	99.0 <sup>c</sup>	85	23,257	0.92	0.94	0.91	0.924	1
10	英国	77.3	99.0 <sup>c</sup>	105 <sup>d</sup>	20,336	0.87	0.99	0.89	0.918	13
11	フィンランド	77.0	99.0 <sup>c</sup>	101 <sup>d</sup>	20,847	0.87	0.99	0.89	0.917	8
12	フランス	78.2	99.0 <sup>c</sup>	93	21,175	0.89	0.97	0.89	0.917	5
13	スイス	78.7	99.0 <sup>c</sup>	80	25,512	0.90	0.93	0.92	0.915	-9
14	ドイツ	77.3	99.0 <sup>c</sup>	90	22,169	0.87	0.96	0.90	0.911	1
15	デンマーク	75.7	99.0 <sup>c</sup>	93	24,218	0.85	0.97	0.92	0.911	-8
16	オーストリア	77.1	99.0 <sup>c</sup>	86	23,166	0.87	0.95	0.91	0.908	-4
17	ルクセンブルク	76.8	99.0 <sup>c</sup>	69 <sup>a</sup>	33,505	0.86	0.89	0.97	0.908	-16
18	アイルランド	76.6	99.0 <sup>c</sup>	91	21,482	0.86	0.96	0.90	0.907	-2
19	イタリア	78.3	98.3	83	20,585	0.89	0.93	0.89	0.903	3
20	ニュージーランド	77.1	99.0 <sup>c</sup>	96	17,288	0.87	0.98	0.96	0.903	7
21	スペイン	78.1	97.4	94	16,212	0.89	0.96	0.85	0.899	9
22	キプロス	77.9	96.6	81 <sup>f</sup>	17,482	0.88	0.92	0.86	0.886	3
23	イスラエル	77.9	95.7	81	17,301	0.88	0.91	0.86	0.883	3
24	シンガポール	77.3	91.8	73	24,210	0.87	0.86	0.92	0.881	-16
25	ギリシャ	78.2	96.9	81	13,940	0.89	0.91	0.82	0.875	9
26	香港(中国)	78.6	92.9	64	20,763	0.89	0.83	0.89	0.872	-6
27	マルタ	77.3	91.5	79	16,447	0.87	0.87	0.85	0.865	2
28	ボルトガル	75.5	91.4	93	14,701	0.84	0.92	0.83	0.864	3
29	スロベニア	74.6	99.6 <sup>c</sup>	81	14,293	0.83	0.93	0.83	0.851	4
30	バルバドス	76.5	97.0 <sup>h,i</sup>	80	12,001 <sup>h,i</sup>	0.86	0.91	0.80	0.858	9
31	韓国	72.6	97.5	90	13,478	0.79	0.95	0.82	0.854	4
32	ブルネイ	75.7	90.7	72	16,765	0.84	0.84	0.85	0.848	-4
33	バハマ	74.0	95.5	74	14,614	0.82	0.88	0.83	0.844	-1
34	チェコ	74.1	95.0 <sup>c</sup>	74	12,362	0.82	0.91	0.80	0.843	3
35	アルゼンチン	73.1	96.7	80	12,013	0.80	0.91	0.80	0.837	3
36	クウェート	76.1	80.9	58	25,314 <sup>h,i</sup>	0.85	0.73	0.92	0.836	-31
37	アンティグア・バーブーダ	76.0 <sup>h</sup>	95.0 <sup>h,i</sup>	78 <sup>c</sup>	9,277	0.85	0.89	0.76	0.833	6
38	チリ	75.1	95.4	78	8,787	0.83	0.90	0.75	0.826	9
39	ウルグアイ	74.1	97.6	78	8,623	0.82	0.91	0.74	0.825	9
40	スロバキア	73.1	99.0 <sup>c</sup>	75	9,699	0.80	0.91	0.76	0.825	5
41	バーレーン	73.1	86.5	81	13,111	0.80	0.85	0.81	0.820	-5
42	カタール	71.9	80.4	74	20,987 <sup>h,i</sup>	0.78	0.78	0.89	0.819	-24
43	ハンガリー	71.1	99.3 <sup>a</sup>	75	10,232	0.77	0.91	0.77	0.817	-1
44	ポーランド	72.7	99.7 <sup>a</sup>	79	7,819	0.80	0.92	0.72	0.814	10
45	アラブ首長国連邦	75.0	74.6	70	17,719	0.83	0.73	0.86	0.810	-21
46	エストニア	69.0	99.0 <sup>c</sup>	86	7,682	0.73	0.95	0.72	0.801	7
<b>人間開発指数中位国</b>										
47	セントクリストファー・ネイビス	70.0 <sup>h</sup>	90.0 <sup>h,i</sup>	79 <sup>c</sup>	10,672	0.75	0.86	0.78	0.798	-7
48	コスタリカ	76.2	95.3	66	5,997	0.85	0.85	0.68	0.797	18
49	クロアチア	72.8	98.0	69	6,749	0.80	0.88	0.70	0.795	7
50	トリニダード・トバゴ	74.0	93.4	66	7,495	0.82	0.84	0.72	0.793	5
51	ドミニカ	76.0 <sup>h</sup>	94.0 <sup>h,k</sup>	74 <sup>c</sup>	5,102	0.85	0.87	0.66	0.793	27
52	リトアニア	70.2	99.5 <sup>a</sup>	77	6,436	0.75	0.92	0.70	0.789	8
53	セイシエル	71.0 <sup>h</sup>	84.0 <sup>h,i</sup>	76 <sup>c</sup>	10,600	0.77	0.81	0.78	0.786	-12
54	グレナダ	72.0 <sup>h</sup>	96.0 <sup>h,i</sup>	76 <sup>c</sup>	5,868	0.76	0.89	0.68	0.785	13
55	メキシコ	72.3	90.8	70	7,704	0.79	0.84	0.73	0.784	-3

1 人間開発指数

HDI順位	出生時平均寿命(歳) 1998	成人識字率(15歳以上に占める%) 1998	初・中・高等レベルの総就学率(%) 1998*	1人当たりGDP (PPP US\$) 1998	平均寿命指数	教育指数	GDP指数	人間開発指数 (HDI値) 1998	1人当たりGDP 順位 マイナス HDI順位*	
56	キューバ	75.8	96.4	73	3,967 <sup>f</sup>	0.85	0.89	0.61	0.783	40
57	ベラルーシ	68.1	99.5 <sup>a</sup>	82	6,319	0.72	0.93	0.69	0.781	6
58	ベリーズ	74.0	92.7	73	4,666	0.83	0.86	0.64	0.777	25
59	パナマ	73.8	91.4	73	5,249	0.81	0.85	0.66	0.776	14
60	ブルガリア	71.3	98.2	73	4,809	0.77	0.90	0.65	0.772	19
61	マレーシア	72.2	86.4	65	8,137	0.79	0.79	0.73	0.772	-10
62	ロシア	66.7	99.5 <sup>a</sup>	79	5,460	0.69	0.92	0.70	0.771	-3
63	ラトビア	68.7	99.8 <sup>a</sup>	75	5,728	0.73	0.91	0.68	0.771	6
64	ルーマニア	70.2	97.9	70	5,648	0.75	0.88	0.67	0.770	6
65	ベネズエラ	72.6	92.0	67	5,808	0.79	0.84	0.68	0.770	3
66	フィジー	72.9	92.2	81	4,231	0.80	0.88	0.63	0.769	23
67	スリナム	70.3	93.0 <sup>h,i</sup>	80	5,161 <sup>h,i</sup>	0.76	0.89	0.66	0.766	9
68	コロンビア	70.7	91.2	71	6,006	0.76	0.85	0.68	0.764	-3
69	マケドニア	73.2	94.6 <sup>h,m</sup>	69	4,254	0.80	0.86	0.63	0.763	19
70	グルジア	72.9	99.0 <sup>h,i</sup>	72	3,353	0.80	0.90	0.59	0.762	29
71	モーリシャス	71.6	83.8	63	8,312	0.78	0.77	0.74	0.761	-21
72	リビア	70.2	78.1	92	6,697 <sup>h,i</sup>	0.75	0.83	0.70	0.760	-15
73	カザフスタン	67.9	99.0 <sup>c</sup>	77	4,378	0.72	0.92	0.63	0.754	11
74	ブラジル	67.0	84.5	84	6,625	0.70	0.84	0.70	0.747	-16
75	サウジアラビア	71.7	75.2	57	10,158	0.78	0.69	0.77	0.747	-32
76	タイ	68.9	95.0	61	5,456	0.73	0.84	0.67	0.745	-5
77	フィリピン	68.6	94.8	83	3,555	0.73	0.91	0.60	0.744	17
78	ウクライナ	69.1	99.6 <sup>a</sup>	78	3,194	0.73	0.92	0.58	0.744	26
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	73.0 <sup>h</sup>	82.0 <sup>h,i</sup>	68 <sup>c</sup>	4,692	0.80	0.77	0.64	0.738	2
80	ベルー	68.6	89.2	79	4,282	0.73	0.86	0.63	0.737	7
81	パラグアイ	69.8	92.8	65	4,288	0.75	0.84	0.63	0.736	5
82	レバノン	70.1	85.1	77	4,326	0.75	0.82	0.63	0.735	3
83	ジャマイカ	75.0	86.0	63	3,389	0.83	0.78	0.59	0.735	15
84	スリランカ	73.3	91.1	66	2,979	0.81	0.83	0.57	0.733	25
85	トルコ	69.3	84.0	61	6,422	0.74	0.76	0.69	0.732	-24
86	オマーン	71.1	68.8	58	9,960 <sup>h,i</sup>	0.77	0.65	0.77	0.730	-42
87	ドミニカ共和国	70.9	82.8	70	4,598	0.76	0.79	0.64	0.729	-5
88	セントルシア	70.0 <sup>h</sup>	82.0 <sup>h,k</sup>	68 <sup>c</sup>	5,183	0.75	0.77	0.66	0.728	-14
89	モルジブ	65.0	96.0	75	4,083	0.67	0.80	0.62	0.725	1
90	アゼルバイジャン	70.1	99.0 <sup>c</sup>	72	2,175	0.75	0.90	0.51	0.722	29
91	エクアドル	69.7	90.6	75	3,003	0.75	0.85	0.57	0.722	17
92	ヨルダン	70.4	88.6	69 <sup>c</sup>	3,347	0.76	0.82	0.59	0.721	8
93	アルメニア	70.7	98.2	72	2,072	0.76	0.90	0.51	0.721	29
94	アルバニア	72.9	83.5	69	2,804	0.80	0.78	0.56	0.713	17
95	西サエア	71.7	79.7	65	3,032	0.70	0.75	0.61	0.711	-3
96	ガイアナ	64.8	98.3	66	3,403	0.66	0.88	0.59	0.709	1
97	イラン	69.5	74.6	69	5,121	0.74	0.73	0.66	0.709	-20
98	キルギス	68.0	97.0 <sup>h,i</sup>	70	2,317	0.72	0.88	0.52	0.706	19
99	中国	70.1	82.8	72	3,105	0.75	0.79	0.57	0.706	7
100	トルクメニスタン	65.7	98.0 <sup>h,i</sup>	72 <sup>c</sup>	2,550 <sup>h</sup>	0.68	0.89	0.54	0.704	14
101	チュニジア	69.8	68.7	72	5,404	0.75	0.70	0.67	0.703	-29



1 人間開発指数

HDI順位	出生時平均寿命(歳) 1998	成人識字率(15歳以上に占める%) 1998	初・中・高等レベルの総就学率(%) 1998*	1人当たりGDP (PPP US\$) 1998	平均寿命指数	教育指数	GDP指数	人間開発指数(HDI値) 1998	1人当たりGDP (PPP US\$) 順位 マイナス HDI順位*	
111	シリア	69.2	72.7	59	2,392	0.74	0.68	0.56	0.660	-1
112	スウヰランド	60.7	78.3	72	3,816	0.60	0.76	0.61	0.655	-19
113	ホンジュラス	69.6	73.4	58	2,433	0.74	0.68	0.53	0.653	2
114	ボリビア	61.8	84.4	70	2,269	0.61	0.80	0.52	0.643	4
115	ナミビア	50.1	80.8	84	5,176	0.42	0.82	0.66	0.632	-40
116	ニカラグア	68.1	67.9	63	2,142	0.72	0.66	0.51	0.631	4
117	モンゴル	66.2	83.0 <sup>h,i</sup>	57	1,541	0.59	0.74	0.46	0.628	10
118	パナマ	67.7	64.0 <sup>h,i</sup>	47	3,120	0.71	0.58	0.57	0.623	-12
119	エジプト	66.7	53.7	74	3,041	0.69	0.60	0.57	0.623	-11
120	グアテマラ	64.4	67.3	47	3,535	0.66	0.61	0.59	0.619	-24
121	ソロモン諸島	71.9	62.0 <sup>h,i</sup>	46	1,940	0.78	0.57	0.49	0.614	5
122	ボツワナ	46.2	75.6	71	6,103	0.35	0.74	0.69	0.593	-57
123	ガボン	52.4	63.0 <sup>h,i</sup>	63 <sup>c</sup>	6,353	0.46	0.63	0.69	0.592	-60
124	モロッコ	57.0	47.1	50	3,305	0.70	0.48	0.58	0.589	-22
125	ミャンマー	50.6	84.1	56	1,199 <sup>l,i</sup>	0.59	0.75	0.41	0.585	25
126	イラク	63.8	53.7	50	3,197 <sup>l,i</sup>	0.65	0.62	0.58	0.583	-22
127	レソト	55.2	82.4	57	1,626	0.50	0.74	0.47	0.569	6
128	インド	62.9	55.7	54	2,077	0.63	0.55	0.51	0.563	-7
129	ガーナ	60.4	69.1	43	1,735	0.59	0.60	0.48	0.556	0
130	ジンバブエ	43.5	87.2	68	2,669	0.31	0.81	0.55	0.555	-18
131	赤道ギニア	50.4	81.1	65	1,817 <sup>l,i</sup>	0.42	0.73	0.48	0.555	-4
132	サントメ・プリンシペ	64.0 <sup>h</sup>	57.0 <sup>h,i</sup>	49 <sup>c</sup>	1,469	0.65	0.54	0.45	0.547	7
133	バブアニューギニア	53.3	63.2	37	2,359	0.55	0.54	0.53	0.542	-17
134	カメルーン	54.5	73.6	46	1,474	0.49	0.64	0.45	0.528	4
135	パキスタン	64.4	44.0	43	1,715	0.66	0.44	0.47	0.522	-4
136	カンボジア	53.5	65.0 <sup>h,i</sup>	61	1,257	0.48	0.64	0.42	0.512	1
137	コモロ	59.2	53.5	39	1,398	0.57	0.52	0.44	0.510	5
138	ケニア	51.3	80.5	50	980	0.44	0.70	0.38	0.508	13
139	コンゴ	48.9	78.4	65	995	0.40	0.74	0.38	0.507	15
<b>人間開発指数低位国</b>										
140	ラオス	53.7	46.1	57	1,734	0.48	0.50	0.46	0.484	-9
141	マダガスカル	57.9	64.9	40	756	0.55	0.56	0.34	0.483	23
142	ブータン	61.2	42.0 <sup>h,i</sup>	33 <sup>m</sup>	1,536	0.60	0.39	0.46	0.483	-4
143	スーダン	55.4	55.7	34	1,394	0.51	0.48	0.44	0.477	0
144	ネパール	57.8	39.2	51	1,157	0.55	0.46	0.41	0.474	7
145	トーゴ	49.0	55.2	32	1,372	0.40	0.57	0.44	0.471	0
146	バングラデシュ	58.6	40.1	36	1,361	0.56	0.39	0.44	0.461	0
147	モーリタニア	53.9	41.2	42	1,563	0.48	0.41	0.46	0.451	-11
148	イエメン	58.5	44.1	49	719	0.56	0.46	0.33	0.448	18
149	ジブチ	50.0	62.3	21	1,266 <sup>l,i</sup>	0.43	0.49	0.42	0.447	-2
150	ハイチ	54.0	47.8	24	1,383	0.48	0.40	0.44	0.440	-7
151	ナイジェリア	50.1	61.1	43	795	0.42	0.55	0.35	0.439	10
152	コンゴ民主共和国	51.2	58.9	33	822	0.44	0.50	0.35	0.430	8
153	ザンビア	40.5	76.3	49	719	0.26	0.67	0.33	0.420	12
154	コートジボワール	46.9	44.5	41	1,598	0.36	0.43	0.46	0.420	-20
155	セネガル	52.7	35.5	38	1,307	0.46	0.36	0.43	0.416	-9
156	タンザニア	47.9	73.6	33	480	0.38	0.60	0.26	0.415	17
157	ベナン	53.5	37.7	43	867	0.47	0.40	0.36	0.411	0
158	ウガンダ	40.7	65.0	41	1,074	0.26	0.57	0.40	0.409	-6
159	エリトリア	51.1	51.7	27	833	0.43	0.44	0.35	0.408	0
160	アンゴラ	47.0	42.0 <sup>h,i</sup>	25	1,821	0.37	0.36	0.48	0.405	-34
161	ガンビア	47.4	34.6	41	1,453	0.37	0.37	0.45	0.396	-21
162	ギニア	46.9	36.0 <sup>h,i</sup>	29	1,762	0.37	0.34	0.48	0.394	-34
163	マラウイ	39.5	58.2	75	523	0.24	0.64	0.28	0.385	9
164	ルワンダ	40.6	84.0	43	660 <sup>l,m</sup>	0.23	0.57	0.31	0.382	4
165	マリ	53.7	38.2	26	681	0.43	0.34	0.32	0.380	2

1 人間開発指数

HDI順位	出生時平均寿命(歳) 1998	成人識字率(15歳以上に占める%) 1998	初・中・高等レベルの総就学率(%) 1998*	1人当たりGDP (PPP US\$) 1998	平均寿命指数	教育指数	GDP指数	人間開発指数(HDI値) 1998	1人当たりGDP (PPP US\$) 順位 マイナス HDI順位*	
166	中央アフリカ	44.8	44.0	26	1,118	0.33	0.38	0.40	0.371	-15
167	チャド	47.5	35.4	32	856	0.38	0.37	0.36	0.367	-9
168	モザンビーク	43.8	42.3	25	782	0.31	0.37	0.34	0.341	-6
169	ギニアビサウ	44.9	36.7	34	616	0.33	0.36	0.30	0.331	0
170	ブルンジ	42.7	45.8	22	570	0.30	0.38	0.29	0.321	1
171	エチオピア	43.4	36.3	26	574	0.31	0.33	0.29	0.309	-1
172	ブルキナファソ	44.7	22.2	22	870	0.33	0.22	0.36	0.303	-16
173	ニジェール	48.9	14.7	15	739	0.40	0.15	0.33	0.293	-9
174	シエラレオネ	37.9	31.0 <sup>h,i</sup>	24 <sup>c</sup>	450	0.22	0.29	0.25	0.252	0
<b>全開発途上国</b>										
<b>後開発途上国</b>										
<b>アラブ諸国</b>										
<b>東アジア</b>										
<b>東アジア(中国を除く)</b>										
<b>ラテンアメリカ・カリブ諸国</b>										
<b>南アジア</b>										
<b>南アジア(インドを除く)</b>										
<b>東南アジア・太平洋諸国</b>										
<b>サハラ以南アフリカ</b>										
<b>東欧・CIS諸国</b>										
<b>OECD諸国</b>										
<b>人間開発指数高位国</b>										
<b>人間開発指数中位国</b>										
<b>人間開発指数低位国</b>										
<b>高所得国</b>										
<b>中所得国</b>										
<b>低所得国</b>										
<b>全世界</b>										

注：人間開発指数は、その構成要素について信頼のおけるデータの揃っている国連加盟国および二つの非国連加盟国（スイス・香港）について算出したものである。ここに掲載されていない16カ国については、指標表32を参照。

- a UNESCOの暫定推定値で、変更があり得る
- b 正数はHDI順位が1人当たりGDP(PPP US\$)順位よりも高いことを示し、負数はその逆を示す
- c 人間開発報告書事務局の計算による
- d HDI算定ときは、100.0を適用した
- e 多くの学生が近隣国の中等・高等学校に就学しているため、割合は過小評価されている
- f トルコ国民と学生は含まない
- g HDI算定ときは、99.0%を適用した
- h UNICEF 1999c
- i 各見出しに記載されている年以外の年または期間のデータ、または標準的定義と異なるか、国の一部についてのデータ
- j Heston and Summers 1999
- k UNICEF 1996
- l キューバの1人当たりGDP(PPP US\$)が入りできないため、カリブ諸国の加重済み平均値を使用した
- m 人間開発報告書事務局が各国資料に基づき推計
- n 世界銀行1999a

出典：第1列：断りのない限りUN1998cの平均寿命のデータをもとに補間推計されている；第2列：断りのない限りUNESCO2000a；第3列：断りのない限りUNESCO 2000c；第4列：断りのない限り世界銀行2000a；第5-9列：人間開発報告書事務局の算出；詳細についてはテクニカルノートを参照



2 ジェンダー  
開発指数

HDI順位	ジェンダー 開発指数 (GDI) 1998	出生時 平均余命 (歳) 1998		成人識字率 (15歳以上 に占める%) 1998		初・中・ 高等教育 就学率 (%) 1997		1人当たりGDP (PPP US\$) 1998*		HDI順位 マイナス GDI順位*		
		順位	GDI値	女性	男性	女性	男性	女性	男性		女性	男性
<b>人間開発指数上位国</b>												
1	カナダ	1	0.932	81.9	76.2	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	101 <sup>d</sup>	98	17,980*	29,294*	0
2	ノルウェー	2	0.932	81.3	75.4	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	98	93	22,400 <sup>1</sup>	30,356 <sup>1</sup>	0
3	米国	4	0.927	80.2	73.5	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	97	91	22,565*	36,849*	-1
4	オーストリア	3	0.927	81.2	75.6	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	114 <sup>d</sup>	111 <sup>d</sup>	17,974	26,990	1
5	アイスランド	5	0.925	81.4	76.9	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	89	86	22,062	28,127	0
6	スウェーデン	6	0.923	81.0	76.4	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	108 <sup>d</sup>	95	18,605 <sup>1</sup>	22,751 <sup>1</sup>	0
7	ベルギー	7	0.921	80.7	74.0	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	107 <sup>d</sup>	104 <sup>d</sup>	15,951	30,801	0
8	オランダ	8	0.919	80.8	75.1	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	96	99	14,902	29,600	0
9	日本	9	0.916	83.0	76.9	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	83	86	14,091	32,794	0
10	英国	10	0.914	80.0	74.7	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	109 <sup>d</sup>	99	15,290	25,575	0
11	フィンランド	12	0.913	80.8	73.2	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	104 <sup>d</sup>	95	17,063 <sup>1</sup>	24,827 <sup>1</sup>	-1
12	フランス	11	0.914	82.1	74.4	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	94	91	16,437	26,156	1
13	スイス	13	0.910	81.9	75.5	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	76	83	16,802	34,425	0
14	ドイツ	15	0.905	80.3	74.1	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	88	90	15,189 <sup>1</sup>	29,476 <sup>1</sup>	-1
15	デンマーク	14	0.909	78.4	73.1	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	95	90	19,965	28,569	1
16	オーストリア	16	0.901	80.3	73.8	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	85	86	14,432 <sup>1</sup>	32,190 <sup>1</sup>	0
17	ルクセンブルク	20	0.896	80.1	73.6	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	70	68	18,967	48,628 <sup>c</sup>	-3
18	アイスランド	18	0.896	79.4	73.8	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	92	87	11,847 <sup>1</sup>	31,260 <sup>1</sup>	0
19	イタリア	19	0.895	81.3	75.2	97.9	98.3	83	80	12,665*	28,982*	0
20	ニュージーランド	17	0.900	79.9	74.3	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	99	92	13,646	21,040	3
21	スペイン	21	0.891	81.6	74.7	96.5	98.4	96	90	9,636*	23,078*	0
22	キプロス	23	0.877	80.1	75.6	94.7	98.3	81	79	9,981	25,009	-1
23	イスラエル	22	0.877	79.0	75.8	93.7	97.7	81	79	11,660*	23,034*	1
24	シンガポール	24	0.876	79.5	75.1	87.6	96.0	71	74	15,966	32,334	0
25	ギリシャ	25	0.869	80.8	75.7	95.5	98.4	80	80	8,963 <sup>1</sup>	19,079 <sup>1</sup>	0
26	香港(中国)	26	0.864	81.5	76.0	89.1	96.3	67	64	10,768	29,775	0
27	マルタ	29	0.848	79.5	75.1	92.0	90.9	77	78	7,066*	26,006*	-2
28	ポルトガル	27	0.858	78.9	72.0	89.0	94.2	94	88	10,215	19,538	1
29	スロベニア	28	0.857	78.3	70.7	99.6 <sup>h</sup>	99.7 <sup>h</sup>	82	77	10,941*	17,941*	1
30	バルバドス	..	..	78.8	73.8	..	..	81	80	..	..	..
31	韓国	30	0.847	76.2	69.0	95.9	99.0 <sup>h</sup>	84	94	8,342	18,529	0
32	ブルネイ	31	0.843	78.3	73.6	86.7	94.1	73	71	10,135*	22,790*	0
33	バハマ	32	0.842	77.3	70.7	96.2	94.8	77	71	11,577*	17,755*	0
34	チェコ	33	0.841	77.7	70.6	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	74	73	9,713*	15,153*	0
35	アルゼンチン	35	0.824	76.9	69.8	96.6	96.7	82	77	5,553 <sup>1</sup>	18,724 <sup>1</sup>	-1
36	クウェート	34	0.827	78.4	74.3	78.5	83.2	59	56	13,347 <sup>a,1</sup>	36,486 <sup>a,1</sup>	1
37	アンティグア・バーブーダ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
38	チリ	39	0.812	78.4	72.4	95.2	95.6	76	78	4,011 <sup>1</sup>	13,680 <sup>1</sup>	-3
39	ウルグアイ	37	0.821	78.2	70.7	98.0	97.2	81	74	5,791 <sup>1</sup>	11,630 <sup>1</sup>	0
40	スコバキア	36	0.822	76.9	69.4	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	75	73	7,701*	11,800*	2
41	バーレーン	42	0.803	75.5	71.3	81.2	90.2	82	78	4,799*	19,355*	-3
42	カタール	41	0.807	75.6	70.2	81.7	79.8	75	72	6,624 <sup>a,1</sup>	28,538 <sup>a,1</sup>	-1
43	ハンガリー	38	0.8 <sup>1</sup>	75.1	67.1	99.1 <sup>h</sup>	99.4 <sup>h</sup>	75	73	7,452	13,257 <sup>3</sup>	3
44	ポーランド	40	0.8 <sup>1</sup>	77.1	68.4	99.7 <sup>h</sup>	99.7 <sup>h</sup>	79	78	5,621*	9,519*	2
45	アラブ首長国連邦	44	0.793	76.7	74.1	77.1	73.4	72	66	5,398*	24,758*	-1
46	エストニア	43	0.798	74.7	63.4	99.0 <sup>c</sup>	99.0 <sup>c</sup>	87	82	6,076*	9,432*	1
<b>人間開発指数中位国</b>												
47	セントクリストファー・ネイビス	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
48	コスタリカ	46	0.789	79.1	74.4	95.4	95.3	65	66	3,126	8,758	-1
49	クロアチア	45	0.790	76.7	69.0	96.9	99.3 <sup>h</sup>	69	68	4,835*	8,795*	1
50	トリニダード・トバゴ	48	0.784	76.4	71.7	91.5	95.3	66	67	4,131*	10,838*	-1
51	ドミニカ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
52	リトアニア	47	0.785	75.7	64.7	90.4 <sup>h</sup>	90.6 <sup>h</sup>	78	74	5,037	7,008	1
53	セイシェル	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
54	グレナダ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
55	メキシコ	50	0.775	75.7	69.7	86.7	92.9	69	71	4,112	11,365	-1

2 ジェンダー  
開発指数

HDI順位	ジェンダー 開発指数 (GDI) 1998	出生時 平均余命 (歳) 1998		成人識字率 (15歳以上 に占める%) 1998		初・中・ 高等教育 就学率 (%) 1997		1人当たりGDP (PPP US\$) 1998*		HDI順位 マイナス GDI順位*		
		順位	GDI値	女性	男性	女性	男性	女性	男性		女性	男性
56	キューバ	..	..	78.2	74.3	96.3	96.5	73	70	..	..	..
57	ベラルーシ	49	0.773	74.0	62.3	99.4 <sup>h</sup>	99.7 <sup>h</sup>	83	79	4,973*	7,839*	1
58	ベリーズ	60	0.754	76.3	73.5	92.5	92.9	72	72	1,704*	7,368*	-9
59	パナマ	52	0.770	76.5	71.9	90.8	92.1	74	72	3,034*	7,421*	0
60	ブルガリア	53	0.769	74.9	67.8	97.6	98.9	75	69	3,691	5,984	0
61	マレーシア	57	0.762	74.5	70.1	82.0	90.7	66	64	4,501 <sup>1</sup>	11,674 <sup>1</sup>	-3
62	ロシア	54	0.769	72.9	60.7	99.3 <sup>h</sup>	99.7 <sup>h</sup>	81	75	5,072*	8,039*	1
63	ラトビア	51	0.770	74.5	62.8	99.8 <sup>h</sup>	99.8 <sup>h</sup>	76	73	4,951 <sup>1</sup>	6,655 <sup>1</sup>	5
64	ルーマニア	55	0.767	74.1	66.5	96.0	98.9	69	69	4,169*	7,178*	2
65	ベネズエラ	56	0.763	75.9	70.2	91.4	92.6	68	66	3,281*	8,302*	2
66	フィジー	59	0.755	75.1	70.8	89.9	94.4	79	81	2,047*	6,344*	0
67	スリナム	..	..	72.9	67.7	..	..	82	70	..	..	..
68	コロンビア	58	0.760	74.5	67.0	91.2	91.3	71	70	4,079 <sup>1</sup>	7,979 <sup>1</sup>	2
69	マケドニア	..	..	75.4	71.1	..	..	63	69	..	..	..
70	グルジア	..	..	76.9	68.7	..	..	71	70	..	..	..
71	モリシャス	61	0.750	75.3	68.1	80.3	87.3	63	62	4,375*	12,266*	0
72	リビア	65	0.738	72.4	68.5	65.4	89.6	92	92	2,452 <sup>a,1</sup>	10,634 <sup>a,1</sup>	-3
73	カザフスタン	..	..	72.7	63.2	..	..	76	73	..	..	..
74	ブラジル	66	0.736	71.2	63.3	84.5	84.5	82	78	3,830	9,483	-3
75	サウジアラビア	76	0.715	73.7	70.2	64.4	82.8	54	58	2,663*	16,179*	-12
76	タイ	62	0.741	72.1	65.9	93.2	96.9	59	58	4,159	6,755	3
77	フィリピン	64	0.739	70.5	66.8	94.6	95.1	85	80	2,512	4,580	2
78	ウクライナ	63	0.740	73.9	64.2	99.4 <sup>h</sup>	99.7 <sup>h</sup>	80	74	2,327	4,191	4
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
80	ペルー	70	0.723	71.2	66.2	84.3	94.2	77	79	2,104*	6,493*	-2
81	パラグアイ	71	0.723	72.2	67.7	91.5	94.0	64	65	2,058	6,481	-2
82	レバノン	74	0.718	71.9	68.3	79.1	91.5	77	76	1,985*	6,777*	-4
83	ジャマイカ	67	0.732	77.0	73.0	89.9	91.9	63	62	2,629*	4,163*	4
84	スリランカ	68	0.727	75.6	71.1	88.3	94.1	67	65	1,927	4,050	4
85	トルコ	69	0.725	72.0	66.8	75.0	92.9	54	67	4,703 <sup>1</sup>	8,104 <sup>1</sup>	4
86	オマーン	82	0.697	73.5	69.1	57.5	78.0	57	60	2,651 <sup>a,1</sup>	16,404 <sup>a,1</sup>	-8
87	ドミニカ共和国	73	0.720	73.3	69.2	82.3	82.9	72	68	2,33		



2 ジェンダー  
開発指数

HDI順位	ジェンダー 開発指数 (GDI) 1998		出生時 平均寿命 (歳) 1998		成人識字率 (15歳以上 に占める%) 1998		初・中・ 高等教育 総就学率 (%) 1997		1人当たりGDP (PPP US\$) 1998*		HDI順位 マイナス GDI順位*	
	順位	GDI値	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性		
111	シリア	95	0.636	71.5	56.9	58.1	87.2	56	63	1,218*	4,530*	-2
112	スウェーデン	93	0.646	63.0	58.4	77.3	79.5	70	74	2,267*	5,485*	1
113	ホンジュラス	94	0.644	72.5	57.7	73.5	73.4	59	57	1,252*	3,595*	1
114	ボリビア	96	0.631	63.6	50.2	77.8	91.3	64	75	1,217 <sup>1</sup>	3,334 <sup>1</sup>	0
115	ナミビア	98	0.624	50.6	49.5	79.7	81.9	84	80	3,513*	6,852*	-1
116	ニカラグア	97	0.624	70.9	56.1	69.3	66.3	65	61	1,256*	3,039*	1
117	モンゴル	..	..	67.7	64.7	..	..	62	50	..	..	..
118	バヌアツ	..	..	69.9	55.8	..	..	44	49	..	..	..
119	エジプト	99	0.604	68.3	55.1	41.8	65.5	66	77	1,576	4,463	0
120	グアテマラ	100	0.603	67.6	51.7	59.7	74.9	43	51	1,614*	5,363*	0
121	ソコモン諸島	..	..	74.1	59.9	..	..	44	48	..	..	..
122	ボツワナ	101	0.584	47.1	45.1	78.2	72.3	71	70	3,747 <sup>1</sup>	8,550 <sup>1</sup>	0
123	ガボン	..	..	63.7	51.1	..	..	..	..	..	..	..
124	モロッコ	103	0.570	68.9	55.2	34.0	60.3	43	56	1,865*	4,743*	-1
125	ミャンマー	102	0.582	62.3	59.0	79.5	88.7	54	55	1,011 <sup>1</sup>	1,389 <sup>1</sup>	1
126	イラク	107	0.548	65.3	52.3	43.2	63.9	44	57	966 <sup>1</sup>	5,352 <sup>1</sup>	-3
127	レソト	104	0.556	56.4	54.0	92.9	71.0	61	53	982*	2,291*	1
128	インド	108	0.545	63.3	52.5	43.5	67.1	46	61	1,105*	2,987*	-2
129	ガーナ	105	0.552	62.2	58.7	59.9	70.5	38	48	1,492*	1,900*	2
130	ジンバブエ	106	0.551	44.0	43.1	82.9	91.7	66	71	1,990*	3,359*	2
131	赤道ギニア	139	0.542	52.0	48.8	71.5	91.4	60	69	1,033 <sup>1</sup>	2,623 <sup>1</sup>	0
132	サントメ・プリンシペ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
133	バブアニューギニア	110	0.536	59.1	57.6	55.1	70.9	33	40	1,714*	2,966*	0
134	カメルーン	111	0.518	55.8	53.3	67.1	80.3	41	52	902*	2,054*	0
135	パキスタン	115	0.489	65.6	60.3	20.9	59.0	28	56	776*	2,594*	-3
136	カンボジア	..	..	55.2	51.5	..	..	54	68	..	..	..
137	コモロ	113	0.503	60.6	57.8	51.6	65.5	35	42	974*	1,822*	0
138	ケニア	112	0.503	52.2	50.5	73.5	87.6	49	50	764*	1,195*	2
139	コンゴ	114	0.499	51.1	46.7	71.5	85.7	58	71	706*	1,297*	1

人間開発指数低位国

140	ラオス	117	0.469	55.0	52.5	30.2	61.9	48	62	1,590*	2,073*	-1
141	マダガスカル	116	0.478	59.4	56.4	57.8	72.2	39	39	562*	953*	1
142	ブータン	..	..	62.5	60.0	..	..	..	..	..	..	..
143	スーダン	118	0.453	56.8	54.0	43.4	68.0	31	37	645*	2,139*	0
144	ネパール	119	0.449	57.6	58.1	21.7	56.9	49	69	783*	1,521*	0
145	トーゴ	120	0.448	50.3	47.8	36.4	72.5	47	75	683*	1,870*	0
146	バングラデシュ	121	0.441	58.7	58.6	26.6	51.1	30	40	744 <sup>1</sup>	1,949 <sup>1</sup>	0
147	モーリタニア	122	0.441	55.5	52.3	31.0	51.7	36	45	1,130*	2,003*	0
148	イエメン	133	0.389	58.9	57.9	22.7	65.7	27	70	311*	1,122*	-10
149	ジブチ	..	..	52.4	49.1	51.4	74.0	17	24	..	..	..
150	ハイチ	123	0.436	56.4	51.5	45.6	50.1	24	25	976*	1,805*	1
151	ナイジェリア	124	0.425	51.5	48.7	52.5	70.1	38	48	477*	1,118*	1
152	コンゴ民主共和国	125	0.418	52.7	49.6	47.1	71.3	27	38	590*	1,060*	1
153	ザンビア	126	0.413	41.0	39.9	69.1	84.0	46	53	540*	903*	1
154	コートジボワール	129	0.401	47.5	46.3	35.7	52.8	32	48	856*	2,313*	-1
155	セネガル	128	0.405	54.6	50.9	25.8	45.4	31	40	917*	1,698*	1
156	タンザニア	127	0.410	49.0	46.8	64.3	83.3	32	33	400*	561*	3
157	ベナン	132	0.391	55.3	51.8	22.6	53.8	31	53	715*	1,024*	-1
158	ウガンダ	130	0.401	41.5	39.9	54.2	70.1	36	44	865*	1,285*	2
159	エリトリア	131	0.394	52.6	49.6	38.2	65.7	24	30	568	1,102	2
160	アンゴラ	..	..	48.6	45.4	..	..	23	28	..	..	..
161	ガンビア	134	0.388	49.0	45.8	27.5	41.9	35	48	1,085*	1,828*	0
162	ギニア	..	..	47.4	46.4	..	..	19	36	..	..	..
163	マラウイ	136	0.375	39.8	39.2	44.1	73.2	70	79	432*	616*	-1
164	ルワンダ	135	0.377	41.7	39.5	56.8	71.5	42	44	535 <sup>1</sup>	788 <sup>1</sup>	1
165	マリ	137	0.371	55.0	52.4	31.1	45.8	20	31	524*	843*	0

2 ジェンダー  
開発指数

HDI順位	ジェンダー 開発指数 (GDI) 1998		出生時 平均寿命 (歳) 1998		成人識字率 (15歳以上 に占める%) 1998		初・中・ 高等教育 総就学率 (%) 1997		1人当たりGDP (PPP US\$) 1998*		HDI順位 マイナス GDI順位*	
	順位	GDI値	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性		
166	中央アフリカ	138	0.359	46.8	42.9	31.7	57.5	20	33	856*	1,395*	0
167	チャド	..	..	49.0	46.0	..	..	20	41	..	..	..
168	モザンビーク	139	0.326	45.0	42.6	27.0	58.4	20	29	647*	921*	0
169	ギニアビサウ	140	0.298	46.4	43.5	17.3	57.1	24	43	401*	837*	0
170	ブルンジ	..	..	44.0	41.3	37.5	54.8	20	25	..	..	..
171	エチオピア	141	0.297	44.4	42.5	30.5	42.1	19	32	383*	764*	0
172	ブルキナファソ	142	0.290	45.5	43.9	12.6	32.0	16	25	712*	1,028*	0
173	ニジェール	143	0.280	50.5	47.3	7.4	22.4	11	19	541*	941*	0
174	シエラレオネ	..	..	39.4	36.5	..	..	..	..	..	..	..
全開発途上国	..	0.634	66.4	63.2	64.5	80.3	55	63	2,169	4,334	..	
後開発途上国	..	0.427	52.9	51.2	41.0	61.4	32	42	771	1,356	..	
アラブ諸国	..	0.612	67.5	64.6	47.3	71.5	54	65	1,837	6,341	..	
東アジア	..	0.710	72.5	68.2	75.5	91.1	67	71	2,788	4,297	..	
東アジア(中国を除く)	..	0.846	76.4	69.7	95.1	98.6	81	86	9,414	17,744	..	
ラテンアメリカ・カリブ諸国	..	0.748	73.2	66.7	86.7	88.7	73	72	3,640	9,428	..	
南アジア	..	0.542	63.6	62.5	42.3	65.7	44	59	1,147	3,021	..	
南アジア(インドを除く)	..	0.533	64.2	62.7	38.8	61.7	38	55	1,263	3,108	..	
東洋アジア・太平洋諸国	..	0.688	68.3	64.2	85.0	92.4	63	66	2,316	4,154	..	
サハラ以南アフリカ	..	0.459	50.3	47.6	51.6	68.0	37	46	1,142	2,079	..	
東欧・CIS諸国	..	0.774	73.8	64.1	98.2	99.1	78	74	4,807	7,726	..	
CECD諸国	..	0.389	79.6	73.2	96.7	98.2	86	86	14,165	26,743	..	
人間開発指数高位国	..	0.903	80.3	73.8	98.3	98.7	91	88	15,361	28,448	..	
人間開発指数中位国	..	0.665	68.9	65.0	69.7	83.7	60	67	2,319	4,566	..	
人間開発指数低位国	..	0.411	51.3	50.1	38.9	59.9	31	42	993	1,294	..	
高所得国	..	0.916	81.0	74.6	93.4	98.7	93	90	16,987	31,100	..	
中所得国	..	0.743	72.2	65.8	85.0	90.4	72	73	3,948	8,590	..	
低所得国	..	0.594	64.7	62.2	59.6	78.1	50	60	1,549	2,912	..	
全世界	..	0.706	69.1	64.9	73.1	84.6	60	67	4,435	8,587	..	

- a 入手可能な限り最新のデータ
- b この列で使用したHDI順位は143カ国を母集団として改めて計算したものである。正数はGDI順位がHDI順位よりも高いことを示し、負数はその逆を示す
- c 人間開発報告書事務局の推計
- d GDI算定の際は100%を適用
- e 資金データなし。男性の非農業従事者に対する女性の非農業従事者の賃金比率には75%を推定値として使用
- f 製造業の賃金を使用
- g GDI算定の際は、40,000\$を適用
- h GDI算定の際は、99.0%を適用
- i 賃金データはPsacharopoulos and Tzannatos 1992に基づく
- j Heston and Summers 1999
- k 世界銀行1999a

出典：第1、2列：人間開発報告書事務局の推計。詳細はテクニカルノートを参照。第3、4列：UN 1998cの平均寿命のデータから補完推計；第5、6列：UNESCO 2000a；第7、8列：UNESCO 2000c；第9、10列：断りのない限り次のデータをもとに算出した。1人当たりGDP(PPPUS\$)は世界銀行2000a。賃金はILO1996cのデータ。経済活動比率は、ILO1996の経済活動人口についてのデータ。男女人口比率については、UN1998cの人口データ。ジェンダー別1人当たりGDPの詳細についてはテクニカルノートを参照；第11列：人間開発報告書事務局の算出



3 ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)

HDI順位	ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)		女性の国会議席数 (全体に占める%) <sup>a</sup>	女性の行政職・管理職 (全体に占める%) <sup>b</sup>	女性の専門職・技術職 (全体に占める%) <sup>c</sup>	女性の1人当たりGDP (PPP US\$) <sup>d</sup>	
	順位	GEM値					
<b>人間開発指数上位国</b>							
1	カナダ	8	0.739	22.7	37.3	52.2	17,980 <sup>e</sup>
2	ノルウェー	1	0.525	36.4	30.6	58.5	22,400 <sup>e</sup>
3	米国	13	0.707	12.5	44.4	53.4	22,565 <sup>e</sup>
4	オーストラリア	11	0.715	25.1	24.0	44.4	17,974
5	アイスランド	2	0.302	34.9	25.4	52.8	22,062
6	スウェーデン	3	0.794	42.7	27.4	48.6	18,605 <sup>e</sup>
7	ベルギー	10	0.725	24.9	30.2	47.1	15,951
8	オランダ	7	0.739	32.9	22.8	45.7	14,902
9	日本	41	0.490	9.0	9.5	44.0	14,091
10	英国	15	0.556	17.1	33.0	44.7	15,260
11	フィンランド	5	0.757	36.5	25.6	62.7	17,063 <sup>e</sup>
12	フランス	-	-	9.1	-	-	-
13	スイス	14	0.583	22.4	20.1	39.9	16,802
14	ドイツ	6	0.756	33.6	26.6	49.0	15,189 <sup>e</sup>
15	デンマーク	4	0.791	37.4	23.1	49.7	19,965
16	オーストリア	12	0.710	25.1	27.3	47.3	14,432 <sup>e</sup>
17	ルクセンブルク	-	-	16.7	-	-	-
18	アイルランド	21	0.593	13.7	26.2	46.2	11,847 <sup>e</sup>
19	イタリア	31	0.524	10.0	53.8	17.8	12,665 <sup>e</sup>
20	ニュージーランド	9	0.731	29.2	36.6	51.5	13,646
21	スペイン	19	0.515	18.0	32.4	43.0	9,606 <sup>e</sup>
22	キプロス	-	-	7.1	-	-	-
23	イスラエル	23	0.555	12.5	22.4	52.9	11,660 <sup>e</sup>
24	シンガポール	38	0.505	4.3	20.5	42.3	15,966
25	ギリシャ	49	0.456	6.3	22.0	44.9	8,963 <sup>e</sup>
26	香港 (中国)	-	-	-	20.8	36.2	-
27	マルタ	-	-	9.2	-	-	-
28	ポルトガル	18	0.518	18.7	32.2	51.1	10,215
29	スコベニア	33	0.519	10.0	25.0	52.9	10,941 <sup>e</sup>
30	バルバドス	17	0.529	20.4	38.7	51.2	9,037 <sup>e</sup>
31	韓国	63	0.323	4.0	4.7	31.9	8,342
32	ブルネイ	-	-	-	-	-	-
33	バハマ	16	0.533	19.6	31.0	51.4	11,577 <sup>e</sup>
34	チェコ	26	0.537	13.9	23.2	54.1	9,713 <sup>e</sup>
35	アルゼンチン	-	-	21.3	-	-	-
36	クウェート	-	-	0.0	-	-	-
37	アンティグア・バーブーダ	-	-	8.3	-	-	-
38	チリ	51	0.440	8.9	22.4	50.5	4,011 <sup>f</sup>
39	ウルグアイ	45	0.472	11.5	24.0	63.1	5,751 <sup>f</sup>
40	スロバキア	28	0.533	14.0	29.7	59.7	7,701 <sup>e</sup>
41	バーレーン	-	-	-	7.3	20.1	-
42	カタール	-	-	-	-	-	-
43	ハンガリー	42	0.487	8.3	35.3	60.4	7,452
44	ポーランド	36	0.512	12.7	33.6	60.3	5,821 <sup>e</sup>
45	アププ酋長国連邦	-	-	0.0	-	-	-
46	エストニア	27	0.537	17.8	33.5	70.3	6,076 <sup>e</sup>
<b>人間開発指数中位国</b>							
47	セントクリストファー・ネイビス	-	-	13.3	-	-	-
48	コスタリカ	24	0.553	19.3	29.9	45.1	3,126
49	クロアチア	34	0.517	15.1	25.4	51.2	4,835 <sup>e</sup>
50	トリニダード・トバゴ	22	0.583	19.4	39.7	50.5	4,131 <sup>e</sup>
51	ドミニカ	-	-	-	-	-	-
52	リトアニア	29	0.531	17.5	35.7	69.7	5,037
53	セイシェル	-	-	23.5	-	-	-
54	グレナダ	-	-	17.9	-	-	-
55	メキシコ	35	0.514	18.0	20.7	40.2	4,112

3 ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)

HDI順位	ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)		女性の国会議席数 (全体に占める%) <sup>a</sup>	女性の行政職・管理職 (全体に占める%) <sup>b</sup>	女性の専門職・技術職 (全体に占める%) <sup>c</sup>	女性の1人当たりGDP (PPP US\$) <sup>d</sup>
	順位	GEM値				
56	キューバ	-	-	27.6	18.5	-
57	ベラルーシ	-	-	13.4	-	-
58	ベリーズ	40	0.493	13.5	36.6	38.8
59	パナマ	46	0.470	9.9	33.6	48.6
60	ブルガリア	-	-	10.8	28.9	-
61	マレーシア	47	0.468	12.2	19.5	43.9
62	ロシア	53	0.426	5.7	37.9	65.6
63	ラトビア	25	0.540	17.0	41.0	64.1
64	ルーマニア	58	0.405	5.6	28.4	56.3
65	ベネズエラ	20	0.597	28.6 <sup>g</sup>	24.3	67.6
66	フィジー	61	0.364	10.7	48.3 <sup>h</sup>	10.5 <sup>h</sup>
67	スリナム	52	0.428	15.7	13.3	69.0
68	コロンビア	37	0.510	12.2	40.4	44.6
69	マケドニア	-	-	7.5	-	-
70	グルジア	-	-	7.2	-	-
71	モーリシャス	56	0.420	7.6	22.6	38.4
72	リビア	-	-	-	-	-
73	カザフスタン	-	-	11.2	-	-
74	ブラジル	-	-	5.9	-	62.0
75	サウジアラビア	-	-	-	-	-
76	タイ	-	-	-	21.6	55.8
77	フィリピン	44	0.479	12.9	33.7	64.6
78	ウクライナ	55	0.421	7.8	36.9	64.9
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	-	-	4.8	-	-
80	ペルー	50	0.446	10.8	26.9	41.6
81	パラグアイ	57	0.406	8.0	22.6	54.1
82	レバノン	-	-	2.3	-	-
83	ジャマイカ	-	-	18.0	-	-
84	スリランカ	66	0.309	4.9	17.3 <sup>h</sup>	27.2 <sup>h</sup>
85	トルコ	64	0.321	4.2	11.5	33.9
86	オマーン	-	-	-	-	-
87	ドミニカ共和国	39	0.505	14.5	30.6	49.4
88	セントルシア	-	-	13.3	-	-
89	モルジブ	-	-	6.0	-	-
90	アゼルバイジャン	-	-	12.0	-	-
91	エクアドル	43	0.481	14.6	27.5	46.6
92	ヨルダン	69	0.220	2.5	4.8 <sup>i</sup>	26.7 <sup>i</sup>
93	アルメニア	-	-	3.1	-	-
94	アルバニア	-	-	5.2	-	-
95	西サモア	-	-	8.2	-	-
96	ガイアナ	-	-	18.5	-	-
97	イラン	-	-	-	-	-
98	キルギス	-	-	-	-	-
99	中国	-	-	21.8	-	-
100	トルクメニスタン	-	-	26.0	-	-
101	チェンジア	60	0.398	11.5	12.7 <sup>i</sup>	35.6 <sup>i</sup>
102	モルドバ	-	-	8.9	-	-
103	南アフリカ	-	-	28.0 <sup>i</sup>	-	-
104	エルサルバドル	30	0.527	16.7	34.9	44.3
105	カーボベルデ	-	-	11.1	-	-
106	ウズベキスタン	-	-	6.8	-	-
107	アルジェリア	-	-	4.0	-	-
108	ベトナム	-	-	26.0	-	-
109	インドネシア	-	-	8.0	-	-
110	タジキスタン	-	-	-	-	-



3 ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)

HDI順位	ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)		女性の国会議員数 (全体に占める%) <sup>a</sup>	女性の行政職・管理職 (全体に占める%) <sup>a</sup>	女性の専門職・技術職 (全体に占める%) <sup>a</sup>	女性の1人当たりGDP (PPP US\$) <sup>a</sup>	
	順位	GEM値					
111	シリア	65	0.315	10.4	2.9	37.0	1,218 <sup>c</sup>
112	スワジランド	62	0.381	6.3	24.1 <sup>b</sup>	61.2 <sup>b</sup>	2,267 <sup>c</sup>
113	ホンジュラス	43	0.460	9.4	54.4	48.5	1,252 <sup>c</sup>
114	ボリビア	54	0.422	10.2	24.9	42.6	1,217 <sup>f</sup>
115	ナミビア	..	..	20.4	..	..	..
116	ニカラグア	..	..	9.7	..	..	..
117	モンゴル	..	..	7.9	..	..	..
118	パナマ	..	..	0.0	..	..	..
119	エジプト	63	0.274	2.0	16.4	28.4	1,576
120	グアテマラ	..	..	8.8	..	..	..
121	ソロモン諸島	..	..	2.0	..	..	..
122	ボツワナ	32	0.521	17.0	25.7	52.8	3,747 <sup>d</sup>
123	ガボン	..	..	9.5	..	..	..
124	モロッコ	..	..	0.7	..	..	..
125	ミャンマー	..	..	.. <sup>k</sup>	..	..	..
126	イラク	..	..	6.4	..	..	..
127	レソト	..	..	10.7	..	..	..
128	インド	..	..	8.9	..	20.5	..
129	ガーナ	..	..	9.0	..	..	..
130	ジンバブエ	..	..	14.0	..	..	..
131	赤道ギニア	..	..	5.0	..	26.8	..
132	サントメ・プリンシペ	..	..	9.1	..	..	..
133	バブアニューギニア	..	..	1.8	..	..	..
134	カメルーン	..	..	5.6	..	..	..
135	パキスタン	..	..	.. <sup>k</sup>	8.0	25.1	..
136	カンボジア	..	..	9.3	..	..	..
137	コモロ	..	..	.. <sup>k</sup>	..	..	..
138	ケニア	..	..	3.6	..	..	..
139	コンゴ	..	..	12.0	..	..	..
<b>人間開発指数低位国</b>							
140	ラオス	..	..	21.2	..	..	..
141	マダガスカル	..	..	8.0	..	..	..
142	ブータン	..	..	2.0	..	..	..
143	スーダン	..	..	.. <sup>k</sup>	..	..	..
144	ネパール	..	..	6.4	..	..	..
145	トーゴ	..	..	4.9	..	..	..
146	バングラデシュ	67	0.305	9.1	4.9	34.7	744 <sup>d</sup>
147	モーリタニア	..	..	2.2	..	..	..
148	イエメン	..	..	0.7	..	..	..
149	ジブチ	..	..	0.0	..	..	..
150	ハイチ	..	..	..	..	..	..
151	ナイジェリア	..	..	3.3	..	..	..
152	コンゴ民主共和国	..	..	.. <sup>k</sup>	..	..	..
153	ザンビア	..	..	10.1	..	..	..
154	コートジボワール	..	..	.. <sup>k</sup>	..	..	..
155	セネガル	..	..	14.0	..	..	..
156	タンザニア	..	..	16.4	..	..	..
157	ベナン	..	..	6.0	..	..	..
158	ウガンダ	..	..	17.9	..	..	..
159	エリトリア	59	0.402	14.7	16.8	29.5	568
160	アンゴラ	..	..	15.5	..	..	..
161	ガンビア	..	..	2.0	..	..	..
162	ギニア	..	..	8.8	..	..	..
163	マラウイ	..	..	8.3	..	..	..
164	ルワンダ	..	..	17.1	..	..	..
165	マリ	..	..	12.2	..	..	..

3 ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)

HDI順位	ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)		女性の国会議員数 (全体に占める%) <sup>a</sup>	女性の行政職・管理職 (全体に占める%) <sup>a</sup>	女性の専門職・技術職 (全体に占める%) <sup>a</sup>	女性の1人当たりGDP (PPP US\$) <sup>a</sup>	
	順位	GEM値					
166	中央アフリカ	..	..	7.3	..	..	..
167	チャド	..	..	2.4	..	..	..
168	モザンビーク	..	..	30.0	..	..	..
169	ギニアビサウ	..	..	7.8	..	..	..
170	ブルンジ	..	..	6.0	..	..	..
171	エチオピア	..	..	..	..	..	..
172	ブルキナファソ	..	..	10.5	..	..	..
173	ニジェール	70	0.119	1.2	8.3 <sup>b</sup>	8.0 <sup>b</sup>	541 <sup>c</sup>
174	シエラレオネ	..	..	8.8	..	..	..
<b>全開発途上国</b>							13.6
<b>後開発途上国</b>							10.7
<b>アラブ諸国</b>							3.5
<b>東アジア</b>							21.2
<b>東アジア(中国を除く)</b>							4.2
<b>ラテンアメリカ・カリブ諸国</b>							12.9
<b>南アジア</b>							8.8
<b>南アジア(インドを除く)</b>							..
<b>東南アジア・太平洋諸国</b>							12.7
<b>サハラ以南アフリカ</b>							11.0
<b>東欧・CIS諸国</b>							8.4
<b>OECD諸国</b>							15.1
<b>人間開発指数高位国</b>							15.5
<b>人間開発指数中位国</b>							13.7
<b>人間開発指数低位国</b>							9.2
<b>高所得国</b>							16.3
<b>中所得国</b>							9.9
<b>低所得国</b>							14.5
<b>全世界</b>							13.6

a データは2009年2月29日のもの(GEMの算定上、0値≠0.001値に交換)  
b 入手可能な最新のもの  
c 資金データなし。男性の非農業従事者に対する女性の非農業従事者の資金比率には75%を推定値に使用。製造業の資金を使用  
d 製造業の資金を使用  
e Heston and Summers 1999  
f 資金データはPsacharopoulos and Tzannatos 1992に基づく  
g ベネズエラ全国立法委員会のデータ  
h 被雇者のみ  
i ILO1997dの職業統計をもとに計算  
j 議員数には臨時に任命される36人の特別持ち帰り議員は含まれない。よって、ここに掲載の割合は54の常任議員をもとに算出したもの  
k 議会は機能も停止している  
出典：第1、2列：人間開発報告書事務局の算出。詳細はテクニカルノート参照；第3列：IPU 2003d；第4、5列：最新の国別GDP(PPP US\$)の職業統計をもとに算出；第6列：最新の国別GDP(PPP US\$)は世界銀行2009a。資金はILO1999cのデータ。経済活動比率は、ILO1996の経済活動人口についてのデータ。男女人口比率については、UN1998cの人口データ。女性の1人当たりGDP(PPP US\$)算出の詳細についてはテクニカルノート参照



4 開発途上国の  
人間貧困の  
状況

HD順位	人間開発指数 (HPI-1) 1998	40歳まで 生存でき ないであ る人の 割合*		成人 非識字率* (15歳以上 に占める%)			所得・消費のシェア					所得貧困 ライン以下の 人口 (%)			
		HPI-1値 (%)	割合* (%)	成人 非識字率* (%)	利用できない人口			最貧困層 20%に 対する		1日1\$以下 (1993年 PPP US\$)	国別 貧困 ライン (1997)	所得・消費のシェア		1日1\$以下 (1993年 PPP US\$)	国別 貧困 ライン (1997)
					安全 な水† (%)	保健医療 サービス† (%)	衛生 設備† (%)	5歳未満の 低体重児† (%)	最貧困層 20% (%)			最富裕層 20% (%)	20% 割合 (%)		
人間開発指数高位国															
22	キプロス	..	..	3.2	3.4	0	0	..	..	..	..	..	..	..	..
24	シンガポール	..	..	2.2	8.2	0	0	..	..	..	..	..	..	..	..
26	香港(中国)	..	..	2.2	7.1	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
30	バルバドス	..	..	3.1	..	0	0	5 <sup>e</sup>	..	..	..	..	..	..	..
31	韓国	..	..	4.6	2.5	7	0	0	7.5	39.3	5.2	..	..	..	..
32	ブルネイ	..	..	3.1	9.3	..	4	..	..	..	..	..	..	..	..
33	パナマ	..	..	5.7	4.5	6	0	18	..	..	..	..	..	..	..
35	アルゼンチン	..	..	5.5	3.3	29	..	32	..	..	..	..	..	25.5	..
36	クウェート	..	..	2.8	19.1	..	0	..	..	..	..	..	..	..	..
37	アンティグア・バーブーダ	..	..	..	..	..	0	4	10 <sup>e</sup>	..	..	..	..	..	..
38	チリ	4	4.7	4.4	4.6	9	5	..	1	3.5	61.0	17.4	4.2	20.5	..
39	ウルグアイ	1	3.9	5.0	2.4	5 <sup>h</sup>	0 <sup>e</sup>	..	5	5.4	48.3	8.9	6.6 <sup>e</sup>	..	..
41	バーレーン	9	9.6	4.6	13.5	6	0	3	9	..	..	..	..	..	..
42	カタール	17	13.7	4.8	19.6	0	0	3	6	..	..	..	..	..	..
45	アラブ首長国連邦	28	17.9	3.0	25.4	3	10	8	14	..	..	..	..	..	..
人間開発指数中位国															
47	セントクリストファー・ネイビス	..	..	..	..	0	0	0	..	..	..	..	..	..	..
48	コスタリカ	2	4.0	3.9	4.7	4	3	16	2	4.0	51.8	13.0	9.6	..	..
50	トリニダード・トバゴ	5	5.1	4.0	5.6	3	1	..	7 <sup>e</sup>	5.5	45.9	8.3	12.4	21.0	..
51	ドミニカ	..	..	..	..	4	0	20	5 <sup>e</sup>	..	..	..	..	..	..
53	セイシェル	..	..	..	..	..	1	..	6 <sup>e</sup>	..	..	..	..	..	..
54	グレナダ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
55	メキシコ	12	10.4	8.2	9.2	15	9	28	14 <sup>e</sup>	3.6	58.2	16.2	17.9	10.1	..
56	キューバ	3	4.6	4.4	3.6	7	0	34	9	..	..	..	..	..	..
58	ペリウ	..	..	6.0	7.3	32	0	..	..	..	..	..	..	..	..
59	パナマ	8	8.9	6.3	8.6	7	18	17	7	3.6	52.8	14.7	10.3	..	..
61	マレーシア	18	14.0	4.7	13.6	22	12	6	19	4.5	53.6	12.0	..	15.5	..
65	ベネズエラ	15	12.4	6.4	8.0	21	..	41	5	..	..	..	14.7	31.3	..
66	フィジー	6	8.4	4.9	7.8	23	1	8	8	..	..	..	..	..	..
67	スリナム	..	..	7.2	..	..	9	..	..	..	..	..	..	..	..
68	コロンビア	11	10.4	9.8	8.8	15	13	15	8	3.0	60.9	20.3	11.0	17.7	..
71	モーリシャス	14	11.6	4.8	15.2	2	1	0	16	..	..	..	..	10.6	..
72	リビア	19	15.3	6.3	21.9	3	0	2	5	..	..	..	..	..	..
74	ブラジル	21	15.6	11.3	15.5	24	..	30	6	2.5	63.8	25.5	5.1	17.4	..
75	サウジアラビア	..	..	5.6	24.8	5 <sup>e</sup>	2	14 <sup>h</sup>	..	..	..	..	..	..	..
76	タイ	29	18.7	10.4	5.0	19	41	4	19	6.4	48.4	7.6	28.2 <sup>*</sup>	13.1	..
77	フィリピン	22	16.1	8.9	5.2	15	..	13	28	5.4	52.3	9.7	18.7 <sup>*</sup>	37.5	..
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	..	..	..	..	11	20	2	..	..	..	..	..	..	..
80	ペルー	25	16.5	11.3	10.8	33	..	28	8	4.4	51.2	11.6	15.5	49.0	..
81	パラグアイ	23	16.4	8.6	7.2	40	..	59	4	2.3	62.4	27.1	19.4	21.8	..
82	レバノン	13	10.8	7.3	14.9	6	5	37	3	..	..	..	..	..	..
83	ジャマイカ	16	13.4	5.0	14.0	14	..	11	10	1.9	83.7	44.1	3.2	34.2	..
84	スリランカ	35	20.3	5.2	9.9	43	10	37	34	8.0	42.8	5.4	6.6	35.3	..
85	トルコ	24	16.4	9.3	15.0	51	0	20	10	5.8	47.7	8.2	2.4	..	..
86	オマーン	38	22.7	6.2	31.2	15	11	22	23	..	..	..	..	..	..
87	ドミニカ共和国	20	15.4	8.6	17.2	21	..	15	6	4.3	53.7	12.5	3.2	20.6	..
88	セントルシア	..	..	..	..	15	0	..	..	5.2	48.3	9.3	..	..	..
89	モルジブ	43	25.4	13.0	4.0	40	25	56	43	..	..	..	..	..	..
91	エクアドル	26	16.8	10.9	9.4	32	20	24	17 <sup>e</sup>	5.4	49.7	9.2	20.2	35.0	..
92	ヨルダン	7	8.8	6.9	11.4	3	10	1	5	7.6	44.4	5.8	7.4 <sup>*</sup>	15.0	..
95	西サモア	..	..	5.3	20.3	32	0	..	..	..	..	..	..	..	..
96	ガイアナ	10	10.0	13.4	1.7	9	4	12	12	6.3	46.9	7.4	..	..	..
97	イラン	31	19.2	9.4	25.4	5	27	36	16	..	..	..	..	..	..
99	中国	30	19.0	7.7	17.2	33	..	76	16	5.9	46.6	7.9	..	6	..
101	チェルノブイ	36	21.9	7.5	31.3	2	10	20	9	5.9	46.3	7.8	1.3	19.9	..
103	南アフリカ	33	20.2	25.9	15.4	13	..	13	9	2.9	64.8	22.3	11.5	..	..

4 開発途上国の  
人間貧困の  
状況

HD順位	人間開発指数 (HPI-1) 1998	40歳まで 生存でき ないであ る人の 割合*		成人 非識字率* (15歳以上 に占める%)			所得・消費のシェア					所得貧困 ライン以下の 人口 (%)			
		HPI-1値 (%)	割合* (%)	成人 非識字率* (%)	利用できない人口			最貧困層 20%に 対する		1日1\$以下 (1993年 PPP US\$)	国別 貧困 ライン (1997)	所得・消費のシェア		1日1\$以下 (1993年 PPP US\$)	国別 貧困 ライン (1997)
					安全 な水† (%)	保健医療 サービス† (%)	衛生 設備† (%)	5歳未満の 低体重児† (%)	最貧困層 20% (%)			最富裕層 20% (%)	20% 割合 (%)		
104	エルサルバドル	34	20.2	10.7	22.2	34	..	10	11	3.4	56.5	16.6	25.3	48.3	..
105	カーボベルデ	37	22.0	10.1	27.1	35	18	73	14	..	..	..	..	..	..
107	アルジェリア	42	24.8	8.8	34.5	10	..	9	13	7.0	42.6	6.1	15.1 <sup>*</sup>	22.6	..
108	ベトナム	47	28.2	11.2	7.1	55	..	71	41	8.0	44.5	5.6	..	50.0	..
109	インドネシア	46	27.7	12.3	14.3	26	57	47	34	8.0	44.9	5.6	26.3	15.1	..
111	シリア	32	19.3	8.2	27.3	14	1	33	13	..	..	..	..	..	..
112	スワジランド	45	27.4	20.2	21.7	50	45	41	10 <sup>e</sup>	2.7	64.4	23.9	..	..	..
113	ホンジュラス	39	23.3	11.3	26.6	22	38	26	18	3.4	56.0	17.1	40.5	50.0	..
114	ボリビア	27	17.4	18.0	15.6	20	..	35	10	5.6	48.2	8.6	11.3	..	..
115	ナミビア	44	26.6	33.5	19.2	17	..	38	26	..	..	..	..	..	..
116	ニカラグア	41	24.2	12.2	32.1	22	..	15	12	4.2	55.2	13.1	3.0	50.3	..
117	モンゴル	..	..	10.9	..	32	0	..	..	7.3	40.9	5.6	..	..	..
118	パヌアツ	..	..	9.6	..	23	20	72	20 <sup>e</sup>	3.7	53.1	14.4	..	..	..
119	エジプト	55	32.3	9.9	46.3	13	1	12	12	9.8	39.0	4.0	3.1	..	..
120	グアテマラ	49	29.2	15.3	32.7	32	40	13	27	2.1	63.0	30.0	39.8	..	..
121	ソロモン諸島	..	..	5.6	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
122	ボツワナ	48	26.3	37.1	24.4	10	14	45	17	..	..	..	33.3 <sup>e</sup>	..	..
123	ガボン	..	..	30.7	..	33	13	..	..	..	..	..	..	..	..
124	モロッコ	65	38.4	11.3	52.9	35	38	42	9	6.6	46.3	7.0	7.5 <sup>*</sup>	26.0	..
125	ミャンマー	53	31.4	17.6	15.9	40	52	57	39	..	..	..	..	..	..
126	イラク	56	32.3	15.8	46.3	19	2	25	23	..	..	..	..	..	..
127	レソト	40	23.3	26.0	17.6	38	20	62	16	2.8	60.1	21.5	43.1	49.2	..
128	インド	58	34.6	15.8	44.3	19	25	71	53	8.1	46.1	5.7	44.2	35.0	..
129	ガーナ	59	35.4	20.6	30.9	35	75	68	27	8.4	41.7				



4 開発途上国の  
人間貧困の  
状況

HDI順位	人間貧困指数 (HPI-1) 1998		40歳まで生存できないであろう人の割合 <sup>a</sup> (%)		利用できない人口				所得・消費のシェア			所得貧困ライン以下の人口 (%)		
	順位	HPI-1値 (%)	成人	成人	安全な水 <sup>b</sup>	保健医療サービス <sup>c</sup>	衛生設備 <sup>d</sup>	5歳未満の低体重児 <sup>e</sup>	最貧層 20%	最貧層 20%の割合	最貧層 20%の割合	1日1\$以下 (1993年 PPP US\$)	別国貧困ライン	
			(15歳以上)	(15歳以上)	1990-	1991-	1990-	1981-	1987-	1987-	1987-	1990-	1997-	
161	ガンビア	75	49.0	37.2	65.4	31	.. <sup>g</sup>	63	26	4.4	52.8	12.0	53.7	64.0
162	ギニア	..	..	37.8	..	54	55	69	..	6.4	47.2	7.4	..	..
163	マラウイ	69	41.9	47.5	41.8	53	20	97	30	..	..	..	..	54.0
164	ルワンダ	61	37.5	45.9	36.0	21 <sup>h</sup>	.. <sup>g</sup>	..	27	9.7	39.1	4.0	35.7 <sup>i</sup>	51.2
165	マリ	81	51.4	33.1	61.8	34	80	94	40	4.6	56.2	12.2	72.8	..
166	中央アフリカ	82	53.0	40.4	56.0	62	88	73	27	2.0	65.0	32.5	66.6	..
167	チャド	..	..	36.9	60.6	32	0	..	..	..	..	..	..	..
168	モザンビーク	79	50.7	41.9	57.7	54	70	66	26	6.5	46.5	7.2	37.9	..
169	ギニアビサウ	73	50.2	40.5	63.3	57	36	54	23 <sup>f</sup>	2.1	58.9	28.0	..	48.8
170	ブルンジ	..	..	..	54.2	48	20	49	37	7.9	41.6	5.3	..	36.2
171	エチオピア	83	55.0	42.1	63.7	75	45	81	48	7.1	47.7	6.7	31.0	..
172	ブルキナファソ	84	58.4	39.9	77.8	58	30	63	30	5.5	55.0	10.0	61.2	..
173	ニジェール	85	64.7	35.2	85.3	39	70	81	50	2.6	53.3	20.5	61.4	63.0
174	シエラレオネ	..	..	50.0	..	66	54	89	29	1.1	63.4	57.6	57.0	68.0
全開発途上国	..	..	14.3	27.6	28	..	56	31	..	..	..	..	..	..
後開発途上国	..	..	30.3	49.0	36	..	60	40	..	..	..	..	..	..
アラブ諸国	..	..	12.2	40.3	17	..	23	19	..	..	..	..	..	..
東アジア	..	..	7.5	16.6	32	..	..	..	..	..	..	..	..	..
東アジア(中国を除く)	..	..	4.5	3.1	8	..	..	..	..	..	..	..	..	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国	..	..	9.7	12.3	22	..	29	10	..	..	..	..	..	..
南アジア	..	..	15.7	45.7	18	..	65	49	..	..	..	..	..	..
南アジア(インドを除く)	..	..	15.5	49.5	15	..	49	41	..	..	..	..	..	..
東南アジア・太平洋諸国	..	..	12.0	11.3	29	..	..	..	..	..	..	..	..	..
リビア以南アフリカ	..	..	34.3	40.6	46	..	52	31	..	..	..	..	..	..
東欧・CIS諸国	..	..	8.1	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
OECD諸国	..	..	3.9	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発指数高位国	..	..	3.3	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発指数中位国	..	..	11.4	23.3	26	..	56	29	..	..	..	..	..	..
人間開発指数低位国	..	..	31.9	50.8	39	..	59	39	..	..	..	..	..	..
高所得国	..	..	3.0	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
中所得国	..	..	9.1	12.6	20	..	..	..	..	..	..	..	..	..
低所得国	..	..	15.7	31.0	30	..	67	36	..	..	..	..	..	..
全世界	..	..	12.3	24.8	27	..	..	30 <sup>l</sup>	..	..	..	..	..	..

† 人間開発指数(HPI-1)算出に使用の指標であることを示す  
a データは40歳まで生存しない出生時の確率に100をかけたもの  
b 列の見出しに記載の期間内で入手可能な最も最近のデータ  
c 列の見出しに記載されている年以外の年または期間のデータ、または標準的定義と異なるが、国の一部についてのデータ  
d 各国統計に基づく人間開発報告書事務局の推計  
e 1日2\$ (1993年 PPP US\$)の貧困ライン以下で生活する人口の割合  
f 安全な水を手に入れない都市人口  
g HPI-1の算出のため、データのある97カ国の非加重平均である25%を推定値とした  
h 安全な水を手に入れない農村人口  
i UNICEF 1999cで算出の集計  
出典：第1、2列：人間開発報告書事務局の算出。詳細はテクニカルノートを参照；第3列：UN 1998cの寿命に関するデータをもとに補間推計；第4列：UNESCO 2000a；第5、7列：UNICEF 1999cの入学・利用に関するデータをもとに算出；第6列：世界銀行1998；第8列：UNICEF 1999c；第9、10列：世界銀行2000b；第11列：世界銀行2000bの所得・消費データに基づき算出。第12、13列：世界銀行2000b

5 OECD・東欧・CISの人間貧困の状況

HDI順位	人間開発指数 (HPI-2) 1998		60歳まで生存できないであろう人の割合 <sup>a</sup> (%)			所得・消費の割合			所得貧困ライン以下の人口			
	順位	HPI-2値 (%)	1998	1994-98	1998	最貧層 20%	最貧層 20%の割合	最貧層 20%の割合	所得 中間値の50%以下 <sup>b</sup>	所得 1日14.40\$ (1985年 PPP US\$)	1日4\$以下 (1990年 PPP US\$)	
						(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
1	カナダ	11	11.8	9.2	16.6	0.8	7.5	39.3	5.2	10.6	5.9	..
2	ノルウェー	1	7.3	8.9	8.5	0.3	9.7	35.8	3.7	5.8	2.6	..
3	米国	18	15.8	12.4	20.7	0.4	5.2	46.4	8.9	17.3	14.1	..
4	オーストラリア	13	12.2	8.8	17.0	2.7	5.9	41.3	7.0	11.9	7.8	..
5	アイスランド	..	..	8.3	..	0.4	..	..	..	..	..	..
6	スウェーデン	2	7.6	8.5	7.5	2.7	9.5	34.5	3.6	6.7	4.6	..
7	ベルギー	14	12.4	9.9	18.4 <sup>g</sup>	5.5	9.5	34.5	3.6	5.5	12.0	..
8	オランダ	3	8.2	9.2	10.5	1.9	7.3	40.1	5.5	6.2	14.4	..
9	日本	9	11.2	8.1	.. <sup>h</sup>	0.8	10.6	35.7	3.4	11.8 <sup>i</sup>	3.7	..
10	英国	16	14.6	9.6	21.8	2.1	6.6	43.0	6.5	10.6	13.1	..
11	フィンランド	4	8.6	11.1	10.4	3.1	10.0	35.8	3.6	3.9	3.8	..
12	フランス	8	11.1	11.1	.. <sup>h</sup>	5.2	7.2	40.2	5.6	8.4	12.0 <sup>i</sup>	..
13	スイス	..	..	9.7	..	1.5 <sup>k</sup>	6.9	40.3	5.8	..	..	..
14	ドイツ	6	10.4	10.5	14.4	4.9	8.2	38.5	4.7	5.0 <sup>i</sup>	11.5	..
15	デンマーク	5	9.3	12.7	9.6	1.5	9.6	34.5	3.6	6.9	7.6	..
16	オーストリア	..	..	10.7	..	1.4	10.4	33.3	3.2	..	8.0	..
17	ルクセンブルク	7	10.5	10.4	.. <sup>h</sup>	0.9	9.4	36.5	3.9	4.1	4.3 <sup>i</sup>	..
18	アイルランド	17	15.0	9.8	22.5	4.4	6.7	42.9	6.4	9.4	36.5 <sup>i</sup>	..
19	イタリア	12	11.9	8.9	.. <sup>h</sup>	8.1	8.7	36.3	4.2	12.8	2.0	..
20	ニュージーランド	15	12.8	10.9	18.4	1.5	2.7	46.9	17.4	0.2 <sup>i</sup>	..	..
21	スペイン	10	11.6	9.9	.. <sup>h</sup>	10.2	7.5	40.3	5.4	9.1	21.1	..
23	イスラエル	..	..	9.2	..	..	6.9	42.5	6.2	..	..	..
25	ギリシャ	..	..	8.8	..	5.3 <sup>k</sup>	7.5	40.3	5.4	..	..	..
27	マルタ	..	..	8.3	..	..	..	..	..	..	..	..
28	ポルトガル	..	..	12.3	48.0	2.2	7.3	43.4	5.9	..	..	..
29	スロベニア	..	..	14.4	42.2	..	8.4	35.4	4.2	..	..	<1.0
34	チェコ	..	..	13.9	15.7	2.0	10.3	35.9	3.5	..	..	<1.0
40	スコバキア	..	..	16.1	..	..	11.9	31.4	2.6	..	..	<1.0
42	ハンガリー	..	..	21.1	33.8	4.0	8.8	39.9	4.5	11.0	..	4.0
44	ポーランド	..	..	16.9	42.6	4.0	7.7	40.9	5.3	11.2	..	20.0
46	エストニア	..	..	23.3	..	..	6.2	41.8	5.7	..	..	37.0
49	クロアチア	..	..	16.1	..	..	9.3	36.2	3.9	..	..	..
52	リトアニア	..	..	22.9	..	..	7.8	40.3	5.2	..	..	30.0
57	ベラルーシ	..	..	25.9	..	..	11.4	33.3	2.9	..	..	22.0
60	ブルガリア	..	..	18.0	..	..	8.5	37.0	4.4	..	..	15.0
62	ロシア	..	..	29.5	..	..	4.4	53.7	12.2	19.3	..	50.0
63	ラトビア	..	..	24.6	..	..	7.6	40.3	5.3	..	..	22.0
64	ルーマニア	..	..	20.3	..	..	8.9	37.3	4.2	..	..	59.0
69	マケドニア	..	..	13.8	..	..	..	..	..	..	..	..
70	ゲルジア	..	..	17.2	..	..	..	..	..	..	..	..
73	カザフスタン	..	..	25.2	..	..	6.7	42.3	6.3	..	..	65.0
78	ウクライナ	..	..	23.6	..	..	8.6	41.2	4.8	..	..	63.0
90	アゼルバイジャン	..	..	21.7	..	..	..	..	..	..	..	..
93	アルメニア	..	..	19.5	..	..	..	..	..	..	..	..
94	アルバニア	..	..	13.7	..	..	..	..	..	..	..	..
98	キルギス	..	..	24.9	..	..	6.3	47.4	7.5	..	..	89.0
100	トルクメニスタン	..	..	27.0	..	..	6.1	47.5	7.8	..	..	61.0
102	モルドバ	..	..	25.3	..	..	6.9	41.5	6.0	..	..	66.0
106	ウズベキスタン	..	..	24.7	..	..	7.4	40.9	5.5	..	..	53.0
110	タジキスタン	..	..	24.9	..	..	..	..	..	..	..	..

† 人間開発指数(HPI-2)算出に使用の指標であることを示す  
a データは60歳まで生存しない出生時の確率に100をかけたもの  
b 列の見出しに記載の期間内で入手可能な最も最近のデータ  
c 列の見出しに記載されている年以外の年または期間のデータ、または標準的定義と異なるが、国の一部についてのデータ  
d 各国統計に基づく人間開発報告書事務局の推計  
e 1日2\$ (1993年 PPP US\$)の貧困ライン以下で生活する人口の割合  
f 安全な水を手に入れない都市人口  
g HPI-2の算出のため、データのある97カ国の非加重平均である25%を推定値とした  
h 安全な水を手に入れない農村人口  
i UNICEF 1999cで算出の集計  
出典：第1、2列：人間開発報告書事務局の算出。詳細はテクニカルノートを参照；第3列：UN 1998cの寿命に関するデータをもとに補間推計；第4列：UNESCO 2000a；第5、7列：UNICEF 1999cの入学・利用に関するデータをもとに算出；第6列：世界銀行1998；第8列：UNICEF 1999c；第9、10列：世界銀行2000b；第11列：世界銀行2000bの所得・消費データに基づき算出。第12、13列：世界銀行2000b



5 OECD・東欧・CISの人間貧困の状況

HD順位	人間開発指数 (HPI-2) 1998	60歳まで生存できないであろう人の割合 (%) <sup>a</sup>	機能的人に占める割合 (%) <sup>b</sup>	所得・消費の割合				所得貧困ライン以下の人口		
				最貧困層 20% 1987-99 <sup>c</sup>	最貧困層 20% 1987-99 <sup>c</sup>	最貧困層 20% 1987-99 <sup>c</sup>	所得 50%以下 1987-99 <sup>d</sup>	所得 1日14.40\$以下 1989-95 <sup>e</sup>	所得 1日4\$以下 1990年 PPP US\$ <sup>f</sup>	
全開発途上国	—	..	..	..	..	..	..	..	..	..
東欧・CIS諸国	—	24.3	..	..	..	..	..	..	..	..
OECD諸国	—	12.3	..	..	..	..	..	..	..	..
全世界	—	..	..	..	..	..	..	..	..	..

† 人間開発指数(HPI-2)の算出に使用する指標であることを示す  
 注: 本表にOECD加盟国でないイスラエルとマルタが含まれ、加盟国であるメキシコ、韓国、トルコは除外されている。除外国3カ国の人間開発指数と指標は指標表4を参照  
 a 60歳まで生存しないであろう出生時の確率に100をかけたもの  
 b 文章識字能力レベル1に基づく。データは1994-98年のなかで最新のもの  
 c 12か月以上の失業を指す  
 d 列の見出しに記載の期間内で最も最近のデータに基づく  
 e 貧困は可処分所得世帯所得相当額の中間値の50%で測定  
 f 米国の貧困ラインに基づく  
 g フランドル地方のデータ  
 h HPI-2の算出のため、データ入手可能な国の非加重平均である15.1%を推定値として適用  
 i Smeeding 1997  
 j 列の見出しに記載されている年以外の年または期間のデータ  
 k 1997年のデータ  
 出典: 第1、2列: 人間開発報告書事務局の算出。詳細はテクニカルノートを参照; 第3列: UN 1998cの寿命に関するデータをもとに補間推計; 第4列: OECDおよびStatistics Canada 2000; 第5列: OECD 1999bの長期失業(失業全体に占める割合)と失業(労働力に占める割合)をもとに算出; 第6、7列: 世界銀行2000; 第8列: 世界銀行2000bの所得・消費の割合のデータに基づき算出; 第9列: 断りのない限りLIS 2000; 第10列: Smeeding 1997; 第11列: Milanovic 1998

6 人間開発諸指数の比較

HD順位	人間開発指数 (HDI) 1998	ジェンダー開発指数 (GDI) <sup>a</sup>	ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM) <sup>b</sup>	人間開発指数 (HPI) (%) 1998	HDI 国グループ別の最高値に対する%	GDI 国グループ別の最高値に対する%	GEM 国グループ別の最高値に対する%	HPI 国グループ別の最高値に対する%
全開発途上国	0.642	0.634	..	..	—	—	—	—
アラブ諸国	0.635	0.612	..	..	—	—	—	—
36 クウェート	0.836	0.827	..	..	100	100	..	..
41 バーレーン	0.820	0.803	..	9.6	98	97	..	109
42 カタール	0.819	0.807	..	13.7	98	97	..	156
45 アラブ首長国連邦	0.810	0.793	..	17.9	97	96	..	204
72 リビア	0.750	0.738	..	15.3	91	89	..	175
75 サウジアラビア	0.747	0.715	..	..	89	86	..	..
82 レバノン	0.735	0.718	..	10.8	88	87	..	124
86 オマーン	0.730	0.697	..	22.7	87	84	..	259
92 ヨルダン	0.721	..	0.220	8.8	86	..	55	100
101 チュニジア	0.703	0.688	0.398	21.9	84	83	100	250
107 アルジェリア	0.633	0.661	..	24.8	82	80	..	283
111 シリア	0.630	0.636	0.315	19.3	79	77	79	220
119 エジプト	0.623	0.604	0.274	32.3	75	73	69	368
124 モロッコ	0.539	0.570	..	38.4	70	69	..	438
126 イラク	0.533	0.548	..	32.9	70	66	..	375
143 スーダン	0.477	0.453	..	35.5	57	55	..	404
148 イエメン	0.448	0.389	..	49.4	54	47	..	564
149 ジブチ	0.447	..	..	..	53	..	..	..
東アジア	0.716	0.710	..	..	—	—	—	—
26 香港(中国)	0.872	0.864	..	..	100	100	..	..
31 韓国	0.854	0.847	0.323	..	98	96	100	..
99 中国	0.706	0.700	..	19.0	81	81	..	100
117 モンゴル	0.628	..	..	..	72	..	..	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国	0.758	0.748	..	..	—	—	—	—
30 バルバドス	0.858	..	0.629	..	100	..	99	..
33 パナマ	0.844	0.842	0.633	..	98	100	100	..
35 アルゼンチン	0.837	0.824	..	..	98	98	..	..
37 アンティグア・バーブーダ	0.833	..	..	..	97	..	..	..
38 チリ	0.826	0.812	0.440	4.7	96	96	70	121
39 ウルグアイ	0.825	0.821	0.472	3.9	96	97	75	100
47 セントクリストファー・ネイビス	0.798	..	..	..	93	..	..	..
48 コスタリカ	0.797	0.789	0.553	4.0	93	94	87	103
50 トリニダード・トバゴ	0.793	0.784	0.583	5.1	92	93	92	132
51 ドミニカ	0.793	..	..	..	92	..	..	..
54 グレナダ	0.785	..	..	..	92	..	..	..
55 メキシコ	0.784	0.775	0.514	10.4	91	92	31	269
56 キューバ	0.783	..	..	4.6	91	..	..	118
58 ベリーズ	0.777	0.754	0.493	..	91	90	78	..
59 パナマ	0.776	0.770	0.470	8.9	90	91	74	229
65 ベネズエラ	0.770	0.763	0.597	12.4	90	91	94	320
67 スリナム	0.766	..	0.428	..	89	..	88	..
68 コロンビア	0.764	0.760	0.510	10.4	89	90	31	268
74 ブラジル	0.747	0.736	..	15.5	87	87	..	403
79 セントビンセント・グレナディーン諸島	0.738	..	..	..	86	..	..	..
80 ベルギー	0.737	0.723	0.446	16.5	86	86	70	426
81 パラグアイ	0.736	0.723	0.406	16.4	86	86	64	424
83 ジャマイカ	0.735	0.732	..	13.4	86	87	..	347
87 ドミニカ共和国	0.729	0.720	0.505	15.4	85	86	80	398
88 セントルシア	0.728	..	..	..	85	..	..	..
91 エクアドル	0.722	0.701	0.481	16.3	84	83	76	435
96 ガイアナ	0.709	0.698	..	10.0	83	83	..	259
104 エルサルバドル	0.696	0.693	0.527	20.2	81	82	83	524
113 オンジュラス	0.653	0.644	0.460	23.3	76	76	73	602
114 オリビア	0.643	0.631	0.422	17.4	75	75	67	450



6 人間開発  
諸指数の  
比較

HDI順位	人間開発指数 (HDI) 1998	ジェンダー 開発指数 (GDI)*	ジェンダー・ エンパワ メント指数 (GEM)*	人間開発指数 (HPI) (%) 1998	HDI 国グループ別の 最高値に 対する%	GDI 国グループ別の 最高値に 対する%	GEM 国グループ別の 最高値に 対する%	HPI 国グループ別の 最低値に 対する%
116	ニカラグア	0.631	0.624	..	24.2	74	..	627
120	グアテマラ	0.619	0.603	..	29.2	72	..	755
150	ハイチ	0.440	0.436	..	45.2	51	..	1,158
南アジア								
84	スリランカ	0.733	0.727	0.309	20.3	100	100	106
89	モルジブ	0.725	0.720	..	25.4	99	..	132
97	イラン	0.709	0.691	..	19.2	97	..	100
128	インド	0.563	0.545	..	34.6	77	..	130
135	パキスタン	0.522	0.489	..	40.1	71	..	239
142	ブータン	0.483	..	..	..	66	..	..
144	ネパール	0.474	0.449	..	51.3	65	..	237
146	バングラデシュ	0.461	0.441	0.305	43.6	63	99	227
東南アジア・太平洋諸国								
24	シンガポール	0.881	0.876	0.505	..	100	100	..
32	ブルネイ	0.848	0.843	..	..	96	..	..
61	マレーシア	0.772	0.762	0.468	14.0	88	93	165
66	フィジー	0.769	0.755	0.384	8.4	87	76	100
76	タイ	0.745	0.741	..	18.7	85	..	221
77	フィリピン	0.744	0.739	0.479	16.1	84	95	191
95	西サモア	0.711	..	..	..	81	..	..
108	ベトナム	0.671	0.668	..	28.2	79	..	334
109	インドネシア	0.670	0.664	..	27.7	78	..	329
118	バヌアツ	0.623	..	..	..	71	..	..
121	ソロモン諸島	0.614	..	..	..	70	..	..
125	ミャンマー	0.585	0.582	..	31.4	65	..	372
133	バブアニューギニア	0.542	0.536	..	..	62	..	..
136	カンボジア	0.512	..	..	..	53	..	..
140	ラオス	0.484	0.469	..	..	55	..	..
サハラ以南アフリカ								
53	セーシェル	0.786	..	..	..	100	..	..
71	モーリシャス	0.761	0.750	0.420	11.6	97	81	100
103	南アフリカ	0.697	0.689	..	20.2	89	..	175
105	カーボベルデ	0.688	0.675	..	22.0	88	..	190
112	スワジランド	0.655	0.646	0.381	27.4	83	73	236
115	ナミビア	0.632	0.624	..	26.6	80	..	230
122	ボツワナ	0.593	0.584	0.521	28.3	75	100	245
123	ガボン	0.592	..	..	..	75	..	..
127	レソト	0.569	0.556	..	23.3	72	..	202
129	ガーナ	0.556	0.552	..	35.4	71	..	306
130	ジンバブエ	0.555	0.551	..	30.0	71	..	259
131	赤道ギニア	0.555	0.542	..	..	71	..	..
132	サントメ・プリンシペ	0.547	..	..	..	70	..	..
134	カメルーン	0.528	0.518	..	38.5	67	..	333
137	コモロ	0.510	0.503	..	33.0	65	..	285
138	ケニア	0.508	0.503	..	20.5	65	..	255
139	コンゴ	0.507	0.499	..	31.9	65	..	276
141	マダガスカル	0.483	0.478	..	..	62	..	..
145	トーゴ	0.471	0.448	..	37.8	60	..	327
147	モーリタニア	0.451	0.441	..	49.7	57	..	429
151	ナイジェリア	0.439	0.425	..	37.6	56	..	325
152	コンゴ民主共和国	0.430	0.418	..	..	55	..	..
153	ザンビア	0.420	0.413	..	37.9	53	..	327
154	コートジボワール	0.420	0.401	..	45.8	53	..	396
155	セネガル	0.416	0.405	..	47.9	53	..	414

6 人間開発  
諸指数の  
比較

HDI順位	人間開発指数 (HDI) 1998	ジェンダー 開発指数 (GDI)*	ジェンダー・ エンパワ メント指数 (GEM)*	人間開発指数 (HPI) (%) 1998	HDI 国グループ別の 最高値に 対する%	GDI 国グループ別の 最高値に 対する%	GEM 国グループ別の 最高値に 対する%	HPI 国グループ別の 最低値に 対する%
156	タンザニア	0.415	0.410	..	29.2	53	..	252
157	ベナン	0.411	0.391	..	48.8	52	..	422
158	ウガンダ	0.409	0.401	..	39.7	52	..	343
159	エリトリア	0.408	0.394	0.402	..	52	77	..
160	アンゴラ	0.405	..	..	..	52	..	..
161	ガンビア	0.396	0.388	..	49.0	50	..	423
162	ギニア	0.394	..	..	..	50	..	..
163	マラウイ	0.385	0.375	..	41.9	49	..	362
164	ルワンダ	0.382	0.377	..	37.5	49	..	324
165	マリ	0.380	0.371	..	51.4	48	..	444
166	中央アフリカ	0.371	0.359	..	53.0	47	..	450
167	チャド	0.367	..	..	..	47	..	..
168	モザンビーク	0.341	0.326	..	50.7	43	..	438
169	ギニアビサウ	0.331	0.298	..	50.2	42	..	434
170	ブルンジ	0.321	..	..	..	41	..	..
171	エチオピア	0.309	0.297	..	55.3	39	..	478
172	ブルキナファソ	0.303	0.290	..	58.4	39	..	504
173	ニジェール	0.293	0.280	0.119	64.7	37	23	559
174	シエラレオネ	0.252	..	..	..	32	..	..
東欧・CIS諸国								
29	スロベニア	0.861	0.857	0.519	..	100	100	95
34	チェコ	0.843	0.841	0.537	..	98	98	99
40	スロバキア	0.825	0.822	0.533	..	96	96	99
43	ハンガリー	0.817	0.813	0.487	..	95	95	90
44	ポーランド	0.814	0.811	0.512	..	94	95	95
46	エストニア	0.801	0.798	0.537	..	93	93	99
49	クロアチア	0.795	0.790	0.517	..	92	92	95
52	リトアニア	0.789	0.785	0.531	..	92	92	93
57	ベラルーシ	0.781	0.778	..	..	91	91	..
60	ブルガリア	0.772	0.769	..	..	90	90	..
62	ロシア	0.771	0.769	0.426	..	90	90	79
63	ラトビア	0.771	0.770	0.540	..	90	100	..
64	ルーマニア	0.770	0.767	0.405	..	89	89	75
68	マケドニア	0.763	..	..	..	89	..	..
70	グルジア	0.762	..	..	..	88	..	..
73	カザフスタン	0.754	..	..	..	88	..	..
78	ウクライナ	0.744	0.740	0.421	..	86	86	73
90	アゼルバイジャン	0.722	..	..	..	84	..	..
93	アルメニア	0.721	0.718	..	..	84	84	..
94	アルバニア	0.713	0.708	..	..	83	83	..
98	キルギス	0.706	..	..	..	82	..	..
100	トルクメニスタン	0.704	..	..	..	82	..	..
102	モルドバ	0.700	0.697	..	..	81	81	..
106	ウズベキスタン	0.686	0.683	..	..	80	80	..
110	タジキスタン	0.663	0.659	..	..	77	77	..
OECD諸国*								
1	カナダ	0.935	0.932	0.739	11.8	100	100	90
2	ノルウェー	0.934	0.932	0.825	7.3	100	100	100
3	米国	0.929	0.927	0.708	15.8	99	99	86
4	オーストラリア	0.926	0.927	0.715	12.2	99	100	87
5	アイスランド	0.927	0.925	0.802	..	99	99	97



6 人間開発  
諸指数の  
比較

HDI順位	人間開発指数 (HDI) 1998	ジェンダー 開発指数 (GDI) <sup>a</sup>	ジェンダー・ エンパワー メント指数 (GEM) <sup>a</sup>	人間開発指数 (HPI) (%) 1996	HDI 国グループ別の 最高値に 対する%		GDI 国グループ別の 最高値に 対する%		GEM 国グループ別の 最高値に 対する%		HPI 国グループ別の 最高値に 対する%	
					1998	1998	1998	1998	1998	1998		
6	スウェーデン	0.926	0.923	0.794	7.6	99	99	96	104			
7	ベルギー	0.925	0.921	0.725	12.4	99	99	88	170			
8	オランダ	0.925	0.919	0.739	8.2	99	99	90	113			
9	日本	0.924	0.916	0.490	11.2	99	98	59	154			
10	英国	0.918	0.914	0.656	14.6	98	98	79	201			
11	フィンランド	0.917	0.913	0.757	8.6	98	98	92	119			
12	フランス	0.917	0.914	..	11.1	98	98	..	154			
13	スイス	0.915	0.910	0.683	..	98	98	83	..			
14	ドイツ	0.911	0.905	0.756	10.4	97	97	92	143			
15	デンマーク	0.911	0.909	0.791	9.3	97	97	95	129			
16	オーストリア	0.908	0.901	0.710	..	97	97	83	..			
17	ルクセンブルク	0.908	0.895	..	10.5	97	96	..	145			
18	アイルランド	0.907	0.896	0.593	15.0	97	96	72	206			
19	イタリア	0.903	0.895	0.524	11.9	97	96	64	164			
20	ニュージーランド	0.903	0.900	0.731	12.8	97	97	89	176			
21	スペイン	0.899	0.891	0.615	11.6	96	96	74	160			
23	イスラエル	0.883	0.877	0.555	..	94	94	67	..			
25	ギリシャ	0.875	0.869	0.456	..	94	93	55	..			
27	マルタ	0.865	0.848	..	..	93	91	..	..			
28	ポルトガル	0.864	0.858	0.618	..	92	92	75	..			
31	韓国	0.854	0.847	0.323	..	91	91	39	..			
34	チェコ	0.843	0.841	0.537	..	90	90	65	..			
43	ハンガリー	0.817	0.813	0.487	..	87	87	59	..			
44	ポーランド	0.814	0.811	0.512	..	87	87	62	..			
55	メキシコ	0.784	0.775	0.514	10.4	84	83	62	143			
85	トルコ	0.732	0.726	0.321	16.4	78	78	39	226			
全世界		0.712	0.706	..	..	..	..	..	..			

注：各国グループの最高値は少数第4位までの数値で決定。ただし少数第4位には示されていない。各指数の最高値は太字で示されている。人間開発指数の太字はそれぞれその国グループの中で最も低い値。地域あるいは国グループ別の集計値は指標表1、2にある

a 入手可能な最も最近年のデータ

b HPIは値が低ければ低いほど国の実績が良好であることを示す

c イスラエルとマルタを含む

出典：人間開発報告書事務局の算出。詳細はテクニカルノートを参照

7 人間開発と  
1人当たり  
所得の動向

HDI順位	人間開発指数(HDI)					1人当たりGDP (1995年US\$)					
	1975	1980	1985	1990	1998	1975	1980	1985	1990	1998	
人間開発指数上位国											
1	カナダ	0.865	0.880	0.902	0.925	0.935	14,535	16,423	17,850	19,160	20,458
2	ノルウェー	0.853	0.872	0.883	0.895	0.934	19,022	23,595	27,113	28,840	36,806
3	米国	0.862	0.882	0.894	0.909	0.929	19,364	21,529	23,200	25,363	29,683
4	オーストラリア	0.841	0.858	0.870	0.884	0.929	14,317	15,721	17,078	18,023	21,661
5	アイスランド	0.857	0.879	0.888	0.906	0.927	17,445	22,609	23,977	26,510	29,488
6	スウェーデン	0.860	0.870	0.880	0.889	0.926	21,157	22,283	24,168	26,397	27,705
7	ベルギー	0.841	0.858	0.871	0.890	0.925	18,620	21,653	22,417	25,744	28,790
8	オランダ	0.857	0.869	0.883	0.897	0.925	18,564	20,443	21,256	24,009	28,154
9	日本	0.849	0.874	0.888	0.904	0.924	23,256	27,672	31,588	38,713	42,081
10	英国	0.837	0.845	0.854	0.874	0.918	13,015	14,205	15,546	18,032	20,237
11	フィンランド	0.832	0.852	0.869	0.892	0.917	17,608	19,925	22,347	25,957	28,075
12	フランス	0.844	0.860	0.872	0.892	0.917	18,730	21,374	22,510	25,624	27,975
13	スイス	0.870	0.882	0.889	0.901	0.915	36,154	39,841	41,718	45,951	44,908
14	ドイツ	..	..	..	..	0.911	..	..	..	..	31,141
15	デンマーク	0.859	0.867	0.876	0.883	0.911	22,964	25,695	29,332	31,143	37,449
16	オーストリア	0.836	0.850	0.863	0.885	0.908	18,857	22,200	23,828	27,261	30,869
17	ルクセンブルク	0.818	0.833	0.847	0.870	0.908	21,660	23,926	26,614	35,347	46,591
18	アイルランド	0.805	0.818	0.833	0.857	0.907	8,605	10,044	10,944	13,907	23,422
19	イタリア	0.825	0.843	0.853	0.875	0.903	11,969	14,621	15,707	18,141	19,574
20	ニュージーランド	0.843	0.851	0.862	0.871	0.903	14,005	13,961	15,416	15,026	16,427
21	スペイン	0.814	0.834	0.850	0.870	0.899	10,040	10,512	10,943	13,481	15,644
22	キプロス	..	..	..	..	0.886	3,619	6,334	7,818	10,405	12,857
23	イスラエル	0.802	0.823	0.841	0.856	0.883	10,620	11,412	12,003	13,566	15,978
24	シンガポール	0.725	0.756	0.785	0.823	0.881	8,722	11,709	14,532	19,967	31,139
25	ギリシャ	0.798	0.819	0.839	0.849	0.875	8,302	9,645	10,005	10,735	12,069
26	香港(中国)	0.753	0.792	0.819	0.855	0.872	7,404	11,290	13,690	18,813	21,726
27	マルタ	0.715	0.750	0.777	0.812	0.865	2,996	4,659	5,362	7,019	18,620
28	ポルトガル	0.733	0.756	0.783	0.813	0.864	6,024	7,193	7,334	9,696	11,672
29	スロベニア	..	..	..	0.840	0.861	..	..	..	9,059	10,037
30	バルバドス	..	..	..	..	0.858	5,497	6,764	6,373	7,340	7,894
31	韓国	0.684	0.722	0.765	0.807	0.854	2,894	3,766	5,190	7,967	11,123
32	ブルネイ	..	0.806	0.811	0.825	0.848	21,758	29,442	21,152	18,716	18,038
33	バハマ	..	..	..	..	0.844	8,030	12,727	13,835	13,919	..
34	チェコ	..	..	0.824	0.830	0.843	..	..	4,884	5,270	5,142
35	アルゼンチン	0.781	0.795	0.801	0.804	0.837	7,317	7,793	6,354	5,782	8,475
36	クウェート	..	..	..	..	0.836	21,838	16,922	10,736	..	..
37	アンティグア・バーブーダ	..	..	..	..	0.833	..	4,057	5,164	6,980	8,559
38	チリ	0.702	0.736	0.753	0.780	0.826	1,842	2,425	2,345	2,987	4,784
39	ウルグアイ	0.753	0.773	0.777	0.797	0.825	4,092	4,962	3,964	4,611	6,029
40	スロバキア	..	..	0.806	0.812	0.825	..	..	3,630	3,825	3,822
41	バーレーン	..	0.749	0.778	0.797	0.820	..	12,022	8,797	8,551	9,260
42	カタール	..	..	..	..	0.819	..	..	..	..	..
43	ハンガリー	0.772	0.787	0.799	0.798	0.817	3,581	4,199	4,637	4,857	4,920
44	ポーランド	..	0.775	0.779	0.785	0.814	..	2,932	2,819	2,900	3,877
45	アラブ首長国連邦	0.737	0.770	0.781	0.804	0.810	37,520	37,841	24,971	20,989	16,666
46	エストニア	..	0.804	0.812	0.806	0.801	..	4,022	4,451	4,487	3,951
人間開発指数中位国											
47	セントクリストファー・ネイビス	..	..	..	..	0.798	..	2,569	3,123	4,479	6,716
48	コスタリカ	0.732	0.756	0.756	0.775	0.797	2,231	2,482	2,176	2,403	2,800
49	クロアチア	..	..	..	0.796	0.795	..	..	..	5,432	4,846
50	トリニダード・トバゴ	0.719	0.752	0.771	0.777	0.793	3,302	4,615	4,731	4,095	4,618
51	ドミニカ	..	..	..	..	0.793	..	1,679	2,142	2,862	3,310
52	リトアニア	..	..	..	0.809	0.789	..	..	..	3,191	2,197
53	セイシェル	..	..	..	..	0.786	3,600	4,882	4,957	5,297	7,192
54	グレナダ	..	..	..	..	0.785	..	1,709	2,111	2,819	3,347
55	メキシコ	0.687	0.731	0.749	0.757	0.784	3,380	4,167	4,106	4,046	4,459



7 人間開発と  
1人当たり  
所得の動向

HDI順位	人間開発指数(HDI)					1人当たりGDP (1995年J\$)				
	1975	1980	1985	1990	1998	1975	1980	1985	1990	1998
56	キューバ	..	..	..	0.783	..	..	..	..	..
57	ベラルーシ	..	..	..	0.804	..	..	..	2,761	2,198
58	ベリーズ	..	0.706	0.714	0.748	0.777	1,624	2,036	1,822	2,543
59	パナマ	0.707	0.726	0.740	0.741	0.776	2,572	2,709	2,887	2,523
60	ブルガリア	..	0.760	0.781	0.782	0.772	..	1,329	1,553	1,716
61	マレーシア	0.620	0.663	0.696	0.725	0.772	1,750	2,348	2,644	3,164
62	ロシア	..	0.804	0.814	0.812	0.771	2,555	3,654	3,463	3,668
63	ラトビア	..	0.785	0.797	0.797	0.771	2,362	2,797	3,210	3,703
64	ルーマニア	0.750	0.783	0.789	0.771	0.770	1,201	1,643	1,872	1,576
65	ベネズエラ	0.714	0.729	0.736	0.755	0.770	4,195	3,995	3,357	3,353
66	フィジー	0.680	0.702	0.713	0.740	0.769	2,066	2,310	2,102	2,356
67	スリナム	..	..	..	0.756	0.766	868	930	801	787
68	コロンビア	0.657	0.687	0.700	0.720	0.754	1,612	1,868	1,875	2,119
69	マケドニア	..	..	..	0.753	..	..	..	..	1,349
70	グルジア	..	..	..	0.752	1,768	2,366	2,813	2,115	703
71	モーリシャス	0.626	0.652	0.682	0.718	0.751	1,531	1,802	2,151	2,955
72	リビア	..	..	..	0.730	..	..	..	..	..
73	カザフスタン	..	..	..	0.784	0.754	..	..	2,073	1,281
74	ブラジル	0.639	0.674	0.687	0.706	0.747	3,464	4,253	4,039	4,078
75	サウジアラビア	0.588	0.647	0.673	0.709	0.747	9,658	11,553	7,437	7,100
76	タイ	0.600	0.643	0.673	0.708	0.745	863	1,121	1,335	2,006
77	フィリピン	0.648	0.682	0.685	0.713	0.744	974	1,165	967	1,064
78	ウクライナ	..	..	..	0.793	0.744	..	..	1,979	837
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	..	..	..	0.738	..	1,322	1,649	2,168	2,635
80	ペルー	0.635	0.664	0.686	0.698	0.737	2,835	2,777	2,452	2,012
81	パラグアイ	0.660	0.695	0.701	0.713	0.736	1,297	1,871	1,754	1,816
82	レバノン	..	..	..	0.677	0.735	..	..	1,721	2,999
83	ジャマイカ	0.686	0.690	0.692	0.720	0.735	1,819	1,453	1,353	1,651
84	スリランカ	0.612	0.648	0.676	0.699	0.733	362	452	536	590
85	トルコ	0.590	0.614	0.651	0.683	0.732	1,898	1,959	2,197	2,589
86	オマーン	..	..	..	0.730	3,516	3,509	5,607	5,581	..
87	ドミニカ共和国	0.611	0.548	0.678	0.686	0.729	1,179	1,325	1,325	1,366
88	セントルシア	..	..	..	0.728	..	2,076	2,150	3,542	3,907
89	モルジブ	..	..	0.632	0.677	0.725	..	650	917	1,247
90	アゼルバイジャン	..	..	..	0.722	..	..	..	1,067	431
91	エクアドル	0.620	0.665	0.686	0.696	0.722	1,301	1,547	1,504	1,476
92	ヨルダン	..	..	..	0.721	993	1,715	1,824	1,436	1,491
93	アルメニア	..	..	..	0.750	0.721	..	..	1,541	892
94	アルバニア	..	0.570	0.688	0.697	0.713	..	916	915	842
95	西サモア	..	..	0.667	..	0.711	..	974	915	931
96	ガイアナ	0.676	0.579	0.668	0.670	0.709	873	819	626	554
97	イラン	0.566	0.573	0.616	0.653	0.709	1,611	1,129	1,208	1,056
98	キルギス	..	..	..	0.706	..	..	..	1,562	863
99	中国	0.518	0.548	0.584	0.619	0.706	138	168	261	349
100	トルクメニスタン	..	..	..	0.704	..	..	..	1,154	486
101	チュニジア	0.511	0.563	0.610	0.642	0.703	1,373	1,641	1,771	1,823
102	モルドバ	..	0.717	0.739	0.757	0.700	..	1,453	1,572	1,776
103	南アフリカ	0.645	0.659	0.670	0.705	0.697	4,574	4,620	4,229	4,113
104	エルサルバドル	0.581	0.581	0.604	0.642	0.696	1,779	1,596	1,333	1,378
105	カーボベルデ	..	..	0.572	0.611	0.688	..	1,039	1,120	1,354
106	ウズベキスタン	..	..	..	0.690	0.686	..	..	1,338	1,007
107	アルジェリア	0.508	0.556	0.607	0.642	0.683	1,460	1,692	1,860	1,638
108	ベトナム	..	..	0.580	0.602	0.671	..	183	206	331
109	インドネシア	0.465	0.526	0.578	0.619	0.670	385	504	603	778
110	タジキスタン	..	..	..	0.712	0.663	..	..	718	345

7 人間開発と  
1人当たり  
所得の動向

HDI順位	人間開発指数(HDI)					1人当たりGDP (1995年US\$)					
	1975	1980	1985	1990	1998	1975	1980	1985	1990	1998	
111	シリア	0.530	0.571	0.605	0.624	0.660	907	1,071	1,036	956	1,209
112	スワジランド	0.505	0.536	0.564	0.613	0.655	1,073	1,045	1,035	1,446	1,409
113	ホンジュラス	0.520	0.569	0.601	0.624	0.653	614	733	681	682	
114	ボリビア	0.512	0.546	0.571	0.595	0.643	1,010	1,015	835	836	
115	ナミビア	..	0.507	0.624	0.644	0.632	..	2,384	2,034	1,948	
116	ニカラグア	0.569	0.580	0.588	0.597	0.631	999	690	611	460	
117	モンゴル	..	..	..	..	0.628	..	..	479	498	
118	バヌアツ	..	..	..	..	0.623	..	1,425	1,672	1,596	
119	エジプト	0.430	0.478	0.529	0.570	0.623	516	731	890	971	
120	グアテマラ	0.504	0.540	0.552	0.577	0.619	1,371	1,593	1,330	1,358	
121	ソロモン諸島	..	..	..	..	0.614	419	583	666	784	
122	ボツワナ	0.492	0.554	0.611	0.651	0.593	1,132	1,673	2,274	3,124	
123	ガボン	..	..	..	..	0.692	6,480	6,160	4,041	4,442	
124	モロッコ	0.426	0.470	0.505	0.537	0.589	956	1,114	1,173	1,310	
125	ミャンマー	..	..	..	..	0.585	..	..	..	..	
126	イラク	..	..	..	..	0.583	..	..	..	..	
127	レソト	0.466	0.506	0.531	0.561	0.569	220	311	295	370	
128	インド	0.405	0.431	0.470	0.510	0.563	222	231	270	331	
129	ガーナ	0.434	0.465	0.480	0.510	0.556	411	304	328	352	
130	ジンバブエ	0.519	0.546	0.606	0.599	0.555	666	638	662	706	
131	赤道ギニア	..	..	..	..	0.555	..	..	352	333	
132	サントメ・プリンシペ	..	..	..	..	0.547	..	..	..	365	
133	バプアニューギニア	0.438	0.458	0.478	0.496	0.542	1,048	975	936	888	
134	カメルーン	0.406	0.452	0.504	0.519	0.528	616	730	990	764	
135	パキスタン	0.352	0.383	0.420	0.462	0.522	274	318	385	448	
136	カンボジア	..	..	..	..	0.512	..	..	..	240	
137	コモロ	..	0.465	0.488	0.496	0.510	..	499	544	516	
138	ケニア	0.441	0.487	0.509	0.530	0.508	301	337	320	355	
139	コンゴ	0.421	0.470	0.516	0.503	0.507	709	776	1,096	933	
人間開発指数低位国											
140	ラオス	..	..	..	0.415	0.484	..	..	..	321	
141	マダガスカル	0.409	0.447	0.449	0.451	0.483	364	344	277	276	
142	ブータン	..	..	..	..	0.483	..	232	292	387	
143	スーダン	0.342	0.368	0.390	0.406	0.477	237	229	210	198	
144	ネパール	0.291	0.328	0.369	0.414	0.474	149	148	165	182	
145	トーゴ	0.400	0.445	0.439	0.456	0.471	411	454	385	375	
146	バングラデシュ	0.329	0.348	0.381	0.412	0.461	203	220	253	274	
147	モーリタニア	0.344	0.372	0.392	0.400	0.451	549	557	511	438	
148	イニメム	..	..	..	0.399	0.448	..	..	..	266	
149	ジブチ	..	..	..	..	0.447	..	..	..	742	
150	ハイチ	..	..	..	0.436	0.440	500	607	527	481	
151	ナイジェリア	0.317	0.373	0.388	0.411	0.439	301	314	230	258	
152	コンゴ民主共和国	0.416	0.430	0.447	0.450	0.430	392	313	293	247	
153	ザンビア	0.444	0.456	0.470	0.451	0.420	641	551	483	450	
154	コートジボワール	0.366	0.398	0.405	0.406	0.420	1,035	1,045	879	791	
155	セネガル	0.309	0.327	0.352	0.376	0.416	609	557	561	572	
156	タンザニア	..	..	..	0.406	0.415	..	..	..	175	
157	ベナン	0.285	0.322	0.349	0.358	0.411	339	362	387	345	
158	ウガンダ	..	..	0.366	0.361	0.409	..	..	227	261	
159	エリトリア	..	..	..	..	0.408	..	..	..	175	
160	アンゴラ	..	..	..	..	0.405	..	698	655	667	
161	ガンビア	0.269	0.301	0.331	0.352	0.396	356	376	378	374	
162	ギニア	..	..	..	..	0.394	..	..	..	532	
163	マラウイ	0.312	0.336	0.347	0.348	0.365	157	169	161	152	
164	ルワンダ	..	..	..	..	0.362	233	321	312	292	
165	マリ	0.248	0.277	0.293	0.314	0.360	268	301	271	249	



7 人間開発と  
1人当たり  
所得の動向

HDI順位	人間開発指数(HDI)					1人当たりGDP (1995年US\$)				
	1975	1980	1985	1990	1998	1975	1980	1985	1990	1998
166	0.332	0.350	0.371	0.372	0.371	454	417	410	363	341
167	0.253	0.253	0.296	0.323	0.367	252	176	235	228	230
168	..	0.302	0.297	0.328	0.341	..	166	115	144	188
169	0.250	0.252	0.283	0.307	0.331	226	169	203	223	173
170	0.281	0.306	0.334	0.339	0.321	162	176	193	206	147
171	..	..	0.265	0.287	0.309	..	..	91	100	110
172	0.227	0.247	0.270	0.280	0.303	196	207	224	225	259
173	0.236	0.259	0.257	0.273	0.293	298	328	242	235	215
174	..	..	..	..	0.252	316	320	279	279	150
全開発途上国	..	..	..	..	0.642	720	1,170	1,520	2,170	3,260
後開発途上国	..	..	..	..	0.435	..	..	690	890	1,050
アラブ諸国	..	..	..	..	0.635	1,480	2,670	2,990	3,850	4,520
東アジア	..	..	..	..	0.716	290	540	960	1,670	3,570
東アジア(中国を除く)	..	..	..	..	0.849	1,580	3,050	4,870	9,130	13,790
ラテンアメリカ・カリブ諸国	..	..	..	..	0.758	2,200	3,650	4,090	5,040	5,470
南アジア	..	..	..	..	0.560	510	720	990	1,450	2,110
南アジア(インドを除く)	..	..	..	..	0.550	740	930	1,260	1,630	2,210
東南アジア・太平洋諸国	..	..	..	..	0.691	590	1,070	1,370	2,220	3,160
ナハラ以南アフリカ	..	..	..	..	0.464	780	1,070	1,170	1,450	1,520
東欧・CIS諸国	..	..	..	..	0.777	..	..	..	7,500	5,620
OECD諸国	..	..	..	..	0.893	5,390	8,690	11,210	16,040	20,360
人間開発指数高位国	..	..	..	..	0.908	5,640	9,130	11,790	16,950	21,770
人間開発指数中位国	..	..	..	..	0.673	860	1,430	1,900	2,660	3,460
人間開発指数低位国	..	..	..	..	0.421	420	580	660	850	980
高所得国	..	..	..	..	0.920	6,200	10,040	13,060	18,770	23,900
中所得国	..	..	..	..	0.750	2,160	3,590	4,300	5,630	5,110
低所得国	..	..	..	..	0.602	350	560	830	1,300	2,220
全世界	..	..	..	..	0.712	1,880	2,970	3,740	5,150	5,400

出典：第1-5列：人間開発報告書事務局の算出。詳細はテクニカルノートを参照。第6-10列：世界銀行2000bのGDPと人口データをもとに算出。集計値は世界銀行が人間開発指数を算出するために計算したものの。

8 人間開発と  
経済成長の  
動向

HDI順位	人間開発指数の変化 (HDI)				1人当たりGDP (1995年US\$)		年平均 変化率 (%)					
	1975-80	1980-85	1985-90	1990-98	1975	1975-98*の 最高値						
<b>人間開発指数上位国</b>												
1	カナダ	0.016	0.022	0.022	0.010	14,535	14,535	1975	20,458	1998	20,458	1.5
2	ノルウェー	0.019	0.011	0.012	0.039	19,022	19,022	1975	36,806	1998	36,806	2.9
3	米国	0.020	0.013	0.014	0.020	19,364	19,364	1975	29,683	1998	29,683	1.9
4	オーストラリア	0.017	0.012	0.013	0.045	14,317	14,317	1975	21,881	1998	21,881	1.9
5	アイスランド	0.022	0.039	0.018	0.020	17,445	17,445	1975	29,488	1998	29,488	2.3
6	スウェーデン	0.010	0.010	0.009	0.037	21,157	20,889	1977	27,705	1998	27,705	1.2
7	ベルギー	0.017	0.013	0.019	0.035	18,620	18,620	1975	28,790	1998	28,790	1.9
8	オランダ	0.012	0.014	0.014	0.028	18,584	18,584	1975	26,154	1998	26,154	1.8
9	日本	0.024	0.015	0.016	0.020	23,296	23,296	1975	43,412	1997	42,081	2.6
10	英国	0.008	0.039	0.020	0.044	13,015	13,015	1975	20,237	1998	20,237	1.9
11	フィンランド	0.019	0.017	0.023	0.025	17,608	17,473	1977	26,075	1998	26,075	2.0
12	フランス	0.015	0.012	0.021	0.024	18,730	18,730	1975	27,975	1998	27,975	1.8
13	スイス	0.011	0.037	0.012	0.014	36,154	35,977	1976	45,951	1990	44,908	0.9
14	ドイツ	..	..	..	..	28,594 <sup>b</sup>	28,472	1993	31,141	1998	31,141	1.2
15	デンマーク	0.008	0.039	0.007	0.028	22,984	22,984	1975	37,449	1998	37,449	2.1
16	オーストリア	0.014	0.014	0.022	0.023	18,857	18,857	1975	30,869	1998	30,869	2.2
17	ルクセンブルク	0.015	0.014	0.023	0.038	21,650	21,650	1975	46,591	1998	46,591	3.4
18	アイルランド	0.013	0.015	0.024	0.050	8,605	8,587	1976	23,422	1998	23,422	4.4
19	イタリア	0.018	0.010	0.022	0.028	11,969	11,969	1975	19,574	1998	19,574	2.2
20	ニュージーランド	0.008	0.011	0.009	0.032	14,005	13,504	1977	16,690	1997	16,427	0.7
21	スペイン	0.019	0.016	0.020	0.030	10,040	10,040	1975	15,644	1998	15,644	1.9
22	キプロス	..	..	..	..	3,619	3,619	1975	12,857	1998	12,857	5.7
23	イスラエル	0.021	0.018	0.015	0.027	10,620	10,288	1977	15,978	1998	15,978	1.8
24	シンガポール	0.031	0.029	0.038	0.058	8,722	8,722	1975	31,276	1997	31,139	5.7
25	ギリシャ	0.021	0.020	0.010	0.026	8,302	8,302	1975	12,069	1998	12,069	1.6
26	香港(中国)	0.039	0.027	0.036	0.017	7,404	7,404	1975	23,554	1997	21,726	4.8
27	マルタ	0.035	0.027	0.035	0.053	2,996	2,996	1975	10,020	1998	10,020	8.3
28	ポルトガル	0.023	0.027	0.030	0.051	6,024	6,024	1975	11,672	1998	11,672	2.9
29	スロベニア	..	..	..	0.021	9,659 <sup>c</sup>	8,331	1992	10,637	1998	10,637	1.2
30	バルバドス	..	..	..	..	5,497	5,474	1976	7,894	1998	7,854	1.6
31	韓国	0.038	0.043	0.042	0.047	2,894	2,894	1975	11,925	1997	11,123	6.0
32	ブルネイ	..	0.005	0.014	0.023	21,758	17,654	1994	32,732	1979	18,038	-0.8
33	バハマ	..	..	..	..	8,030	8,030	1975	14,087	1989	12,444 <sup>d</sup>	2.2
34	チェコ	..	..	0.007	0.013	4,861 <sup>e</sup>	4,651	1993	5,335	1989	5,142	0.4
35	アルゼンチン	0.014	0.006	0.003	0.034	7,317	5,782	1990	8,475	1998	8,475	0.6
36	クウェート	..	..	..	..	21,838	9,913	1988	22,618	1979	16,756 <sup>f</sup>	-1.3
37	アンティグア・バーブーダ	..	..	..	..	3,296 <sup>g</sup>	3,296	1977	8,559	1998	8,559	4.6
38	チリ	0.034	0.017	0.027	0.046	1,842	1,842	1975	4,784	1998	4,784	4.2
39	ウルグアイ	0.020	0.005	0.020	0.028	4,092	3,932	1984	6,029	1998	6,029	1.7
40	スロバキア	..	..	0.006	0.013	3,529 <sup>h</sup>	2,912	1993	3,919	1989	3,822	0.6
41	バーレーン	..	0.029	0.019	0.023	12,022 <sup>i</sup>	8,257	1987	12,022	1980	9,260	-1.4
42	カタール	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
43	ハンガリー	0.016	0.012	-0.001	0.019	3,581	3,581	1975	5,018	1989	4,920	1.4
44	ポーランド	..	0.004	0.006	0.029	2,932 <sup>j</sup>	2,468	1982	3,877	1998	3,877	1.6
45	アラブ首長国連邦	0.032	0.011	0.023	0.006	37,520	16,666	1998	37,841	1980	16,666	-3.5
46	エストニア	..	0.008	-0.006	-0.005	4,022 <sup>k</sup>	3,064	1994	4,807	1989	3,951	-0.1
<b>人間開発指数中位国</b>												
47	セントクリストファー・ネイビス	..	..	..	..	2,074 <sup>l</sup>	2,074	1977	6,716	1998	6,716	5.8
48	コスタリカ	0.024	0.000	0.018	0.022	2,231	2,116	1983	2,800	1998	2,800	1.0
49	クロアチア	..	..	..	0.008	5,432 <sup>m</sup>	3,480	1993	5,432	1990	4,846	-1.4
50	トリニダード・トバゴ	0.032	0.019	0.006	0.016	3,302	3,302	1975	5,148	1982	4,618	1.5
51	ドミニカ	..	..	..	..	1,649 <sup>n</sup>	1,482	1979	3,310	1998	3,310	3.4
52	リトアニア	..	..	..	-0.020	2,606 <sup>o</sup>	1,782	1994	3,191	1990	2,197	-1.5
53	セイシェル	..	..	..	..	3,600	3,600	1975	7,192	1998	7,192	3.1
54	グレナダ	..	..	..	..	1,517 <sup>p</sup>	1,517	1977	3,347	1998	3,347	3.8
55	メキシコ	0.044	0.018	0.006	0.027	3,380	3,380	1975	4,459	1998	4,459	1.2



8 人間開発と  
経済成長の  
動向

HDI順位	人間開発指数の変化 (HDI)				1人当たりGDP (1995年US\$)							年平均 変化率 (%) '975-98'
	1975-80	1980-85	1985-90	1990-98	1975	1975-98*の 最小値	年	1975-98*の 最高値	年	1998		
56	キューバ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
57	ベラルーシ	..	..	..	-0.024	2,545 <sup>h</sup>	1,772	1995	2,831	1989	2,198	-1.3
58	ペリウ	..	0.008	0.035	0.028	1,624	1,589	1976	2,743	1993	2,725	2.3
59	パナマ	0.018	0.014	0.002	0.035	2,572	2,382	1985	3,200	1998	3,200	1.0
60	ブルガリア	..	0.020	0.001	-0.010	1,329 <sup>g</sup>	1,317	1997	1,895	1988	1,372	0.2
61	マレーシア	0.043	0.033	0.028	0.047	1,750	1,750	1975	4,705	1997	4,251	3.9
62	ロシア	..	0.010	-0.002	-0.041	2,555	2,138	1996	3,796	1989	2,138	-0.8
63	ラトビア	..	0.012	-0.001	-0.026	2,382	1,900	1993	3,731	1989	2,328	-0.1
64	ルーマニア	0.033	0.006	-0.018	-0.001	1,201	1,201	1975	1,909	1986	1,310	0.4
65	ベネズエラ	0.014	0.008	0.019	0.015	4,195	3,244	1985	4,473	1977	3,499	-0.8
66	フィジー	0.022	0.011	0.027	0.020	2,086	2,045	1987	2,603	1996	2,416	0.6
67	スリナム	..	..	..	..	888	647	1987	1,050	1978	818 <sup>g</sup>	-0.4
68	コロンビア	0.030	0.013	0.020	0.044	1,612	1,612	1975	2,423	1997	2,392	1.7
69	マケドニア	..	..	..	..	1,350 <sup>i</sup>	1,193	1994	1,350	1993	1,349	0.0
70	グルジア	..	..	..	..	1,788	545	1994	2,813	1985	703	-4.0
71	モーリシャス	0.026	0.031	0.036	0.042	1,531	1,531	1975	4,034	1998	4,034	4.3
72	リビア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
73	カザフスタン	..	..	..	-0.030	2,187 <sup>h</sup>	1,240	1995	2,235	1988	1,281	-4.7
74	ブラジル	0.034	0.013	0.019	0.041	3,464	3,464	1975	4,562	1997	4,508	1.2
75	サウジアラビア	0.059	0.026	0.036	0.038	9,658	6,516	1998	11,553	1980	6,516	-1.7
76	タイ	0.043	0.030	0.036	0.036	863	863	1975	2,957	1996	2,593	4.9
77	フィリピン	0.034	0.004	0.027	0.031	974	967	1985	1,195	1982	1,092	0.5
78	ウクライナ	..	..	..	-0.049	2,007 <sup>h</sup>	837	1998	2,119	1989	837	-7.6
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	..	..	..	..	1,155 <sup>i</sup>	1,155	1977	2,635	1998	2,635	4.0
80	ペルー	0.029	0.022	0.011	0.039	2,835	2,012	1990	2,903	1981	2,611	-0.4
81	パラグアイ	0.034	0.006	0.012	0.024	1,297	1,297	1975	1,971	1981	1,781	1.4
82	レバノン	..	..	..	0.058	2,462 <sup>j</sup>	1,387	1989	2,999	1998	2,999	2.0
83	ジャマイカ	0.003	0.002	0.028	0.015	1,819	1,353	1985	1,819	1975	1,559	-0.7
84	スリランカ	0.036	0.029	0.023	0.034	382	382	1975	802	1998	802	3.3
85	トルコ	0.024	0.037	0.032	0.049	1,898	1,898	1975	3,167	1998	3,167	2.3
86	オマーン	..	..	..	..	3,516	3,492	1979	5,668	1995	5,668 <sup>g</sup>	2.4
87	ドミニカ共和国	0.037	0.030	0.009	0.043	1,179	1,179	1975	1,799	1998	1,799	1.9
88	セントルシア	..	..	..	..	2,076 <sup>g</sup>	1,853	1982	3,907	1998	3,907	3.6
89	モルジブ	..	..	0.045	0.048	650 <sup>k</sup>	650	1985	1,247	1998	1,247	5.1
90	アゼルバイジャン	..	..	..	..	1,336 <sup>h</sup>	377	1995	1,336	1987	431	-9.8
91	エクアドル	0.046	0.021	0.010	0.026	1,301	1,301	1975	1,584	1997	1,582	0.8
92	ヨルダン	..	..	..	..	993	993	1975	1,880	1986	1,491	1.8
93	アルメニア	..	..	..	-0.029	1,541 <sup>o</sup>	687	1993	1,541	1990	892	-6.6
94	アルバニア	..	0.018	0.009	0.017	916 <sup>g</sup>	575	1992	958	1982	735	-0.8
95	西サモア	..	..	..	..	949 <sup>i</sup>	856	1994	1,045	1979	998	0.3
96	ガイアナ	0.003	-0.011	0.001	0.039	873	554	1990	882	1976	825	-0.2
97	イラン	0.007	0.043	0.037	0.056	1,611	953	1988	1,025	1976	1,275	-1.0
98	キルギス	..	..	..	..	1,311 <sup>o</sup>	737	1995	1,562	1990	853	-3.4
99	中国	0.030	0.036	0.034	0.087	138	134	1976	727	1998	727	7.5
100	トルクメニスタン	..	..	..	..	1,162 <sup>h</sup>	459	1997	1,259	1988	436	-7.6
101	チュニジア	0.052	0.047	0.032	0.061	1,373	1,373	1975	2,283	1998	2,283	2.2
102	モルドバ	..	0.022	0.018	-0.057	1,453 <sup>g</sup>	614	1998	1,825	1989	614	-4.7
103	南アフリカ	0.014	0.019	0.027	-0.009	4,574	3,798	1993	4,868	1981	3,918	-0.7
104	エルサルバドル	0.000	0.023	0.037	0.055	1,779	1,313	1982	1,955	1978	1,716	-0.2
105	カーボベルデ	..	..	0.040	0.076	792 <sup>h</sup>	792	1981	1,354	1998	1,354	3.2
106	ウズベキスタン	..	..	..	-0.003	1,263 <sup>h</sup>	975	1996	1,343	1989	1,017	-2.0
107	アルジェリア	0.048	0.051	0.035	0.041	1,460	1,448	1994	1,860	1985	1,521	0.2
108	ベトナム	..	..	0.022	0.069	180 <sup>o</sup>	130	1984	331	1998	331	4.4
109	インドネシア	0.062	0.052	0.040	0.051	385	385	1975	1,139	1997	972	4.1
110	タジキスタン	..	..	..	-0.050	788 <sup>m</sup>	321	1996	812	1988	345	-6.7

8 人間開発と  
経済成長の  
動向

HDI順位	人間開発指数の変化 (HDI)				1人当たりGDP (1995年US\$)							年平均 変化率 (%) '975-98'
	1975-80	1980-85	1985-90	1990-98	1975	1975-98*の 最小値	年	1975-98*の 最高値	年	1998		
111	シリア	0.042	0.034	0.018	0.036	907	907	1975	1,209	1998	1,209	1.3
112	スワジランド	0.031	0.028	0.049	0.042	1,073	975	1979	1,446	1990	1,409	1.2
113	ホンジュラス	0.049	0.032	0.022	0.029	614	614	1975	754	1979	722	0.7
114	ボリビア	0.034	0.026	0.024	0.048	1,010	797	1986	1,073	1978	964	-0.2
115	ナミビア	..	0.018	0.020	-0.012	2,384 <sup>g</sup>	1,948	1990	2,384	1980	2,133	-0.6
116	ニカラグア	0.011	0.008	0.008	0.035	999	419	1993	1,069	1977	452	-3.4
117	モンゴル	..	..	..	0.018	417 <sup>o</sup>	374	1993	525	1989	408	-0.1
118	バヌアツ	..	..	..	..	1,647 <sup>c</sup>	1,384	1992	1,683	1984	1,403	-0.8
119	エジプト	0.047	0.051	0.041	0.053	516	516	1975	1,146	1998	1,146	3.5
120	グアテマラ	0.036	0.012	0.024	0.042	1,371	1,239	1986	1,598	1980	1,533	0.5
121	ソロモン諸島	..	..	..	..	419	419	1975	866	1996	753	2.6
122	ボツワナ	0.062	0.057	0.040	-0.058	1,132	1,132	1975	3,611	1998	3,611	5.2
123	ガボン	..	..	..	..	6,480	3,798	1987	8,510	1976	4,630	-1.5
124	モロッコ	0.044	0.035	0.032	0.052	556	956	1975	1,300	1998	1,388	1.6
125	ミャンマー	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
126	イラク	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
127	レソト	0.040	0.025	0.031	0.008	220	220	1975	515	1997	486	3.5
128	インド	0.026	0.039	0.039	0.054	222	221	1976	444	1998	444	3.0
129	ガーナ	0.031	0.015	0.031	0.046	411	309	1983	419	1978	399	-0.1
130	ジンバブエ	0.027	0.060	-0.008	-0.044	686	575	1978	725	1991	703	0.1
131	赤道ギニア	..	..	..	..	352 <sup>k</sup>	322	1991	1,049	1996	1,049	8.8
132	サントメ・プリンシペ	..	..	..	..	380 <sup>m</sup>	337	1997	380	1986	337	-1.0
133	バプアニューギニア	0.019	0.020	0.010	0.046	1,046	888	1990	1,219	1994	1,085	0.2
134	カメルーン	0.046	0.052	0.014	0.010	616	566	1976	1,028	1986	646	0.2
135	パキスタン	0.031	0.037	0.042	0.060	274	274	1975	512	1996	511	2.7
136	カンボジア	..	..	..	0.048	225 <sup>h</sup>	225	1987	287	1996	279	2.0
137	ニモロ	..	0.022	0.038	0.014	499 <sup>g</sup>	403	1998	545	1984	403	-1.2
138	ケニア	0.046	0.022	0.021	-0.023	301	296	1976	355	1990	334	0.5
139	コンゴ	0.049	0.046	-0.012	0.004	709	615	1977	1,141	1984	821	0.6
人間開発指数低位国												
140	ラオス	..	..	..	0.069	275 <sup>i</sup>	275	1988	421	1998	421	4.3
141	マダガスカル	0.038	0.001	0.013	0.022	364	235	1996	364	1975	238	-1.8
142	ブータン	..	..	..	..	232 <sup>o</sup>	232	1980	493	1998	493	4.3
143	スーダン	0.027	0.022	0.016	0.071	237	198	1990	296	1998	296	1.0
144	ネパール	0.038	0.041	0.044	0.060	149	148	1980	218	1997	217	1.6
145	トーゴ	0.045	-0.005	0.017	0.014	411	271	1993	454	1980	338	-0.9
146	バングラデシュ	0.019	0.033	0.031	0.049	203	203	1975	348	1998	348	2.4
147	モーリタニア	0.038	0.020	0.008	0.051	549	432	1992	582	1976	478	-0.6
148	イエメン	..	..	..	0.050	266 <sup>o</sup>	231	1994	266	1990	254	-0.6
149	ジブチ	..	..	..	..	1,032 <sup>h</sup>	742	1998	1,032	1991	742	-4.6
150	ハイチ	..	..	..	0.003	500	360	1994	607	1980	370	-1.3
151	ナイジェリア	0.056	0.014	0.024	0.028	301	216	1994	328	1977	256	-0.7
152	コンゴ民主共和国	0.013	0.017	0.004	-0.020	392	127	1998	392	1975	127	-4.9
153	ザンビア	0.013	0.014	-0.019	-0.031	641	386	1995	659	1976	388	-2.2
154												



8 人間開発と  
経済成長の  
動向

1人当たりGDP  
(1995年US\$)

HD順位	人間開発指数の変化 (HDI)				1人当たりGDP (1995年US\$)						年平均 変化率 (%) 1975-98*
	1975-80	1980-85	1985-90	1990-98	1975	1975-98の 最小値	年	1975-98の 最高値	年	1998	
166	0.018	0.022	0.001	-0.001	454	317	1993	475	1977	341	-1.2
167	0.000	0.043	0.027	0.044	252	173	1981	256	1977	230	-0.4
168	..	-0.005	0.031	0.013	166 <sup>a</sup>	111	1986	188	1998	188	0.7
169	0.002	0.031	0.024	0.024	226	168	1980	246	1997	173	-1.1
170	0.025	0.028	0.005	-0.017	162	143	1997	211	1991	147	-0.4
171	..	..	0.021	0.023	117 <sup>a</sup>	85	1992	121	1983	110	-0.4
172	0.020	0.023	0.011	0.023	196	196	1975	259	1998	259	1.2
173	0.022	-0.002	0.016	0.021	298	205	1997	347	1979	215	-1.4
174	..	..	..	..	316	150	1998	320	1980	150	-3.2

a 期間中の全データの入手がでない場合は列の見出しに記載の期間より短い場合もある

- b 1991年のデータ
- c 1990年のデータ
- d 1995年のデータ
- e 1984年のデータ
- f 1977年のデータ
- g 1980年のデータ
- h 1987年のデータ
- i 1993年のデータ
- j 1988年のデータ
- k 1985年のデータ
- l 1978年のデータ
- m 1986年のデータ
- n 1981年のデータ
- o 1979年のデータ
- p 1982年のデータ
- q 1992年のデータ

出典：第1-4列：人間開発報告事務局の算出。詳細はテクニカルノートを参照；第5-11列：世界銀行2000bのGDPと人口に関するデータをもとに算出

9 生存状況の向上

出生時平均余命  
(歳)

乳児死亡率  
(出生1000人当たり)

5歳未満死亡率  
(出生1000人当たり)

50歳まで  
生存できないで  
あろう人の割合  
(%)<sup>a</sup>  
1995-2000

報告された  
妊産婦死亡率  
(出生10万件  
当たり)<sup>a</sup>  
1995-98

人間開発指数上位国

HD順位	1970-75	1995-2000	1970	1998	1970	1998	1995-2000	1995-98
1	73.2	79.0	19	6	23	6	9.3	..
2	74.4	78.1	13	4	15	4	9.1	6
3	71.3	76.7	20	7	26	8	12.6	8
4	71.7	78.3	17	5	20	5	8.9	..
5	74.3	79.0	13	5	14	5	8.4	..
6	74.7	78.6	11	4	15	4	8.7	5
7	71.4	77.2	21	6	29	6	10.1	..
8	74.0	77.9	13	5	15	5	9.3	7
9	73.3	80.0	14	4	21	4	8.2	8
10	72.0	77.2	18	6	23	5	9.8	7
11	70.7	76.8	13	4	18	5	11.3	6
12	72.4	78.1	18	5	24	5	11.3	10
13	73.8	78.7	15	5	18	5	9.8	5
14	71.0	77.2	22	5	26	5	10.7	8
15	73.6	75.7	14	5	19	5	12.8	10
16	70.6	77.0	26	5	33	5	10.9	..
17	70.7	76.7	19	5	26	5	10.6	0
18	71.3	76.4	20	6	27	7	10.0	6
19	72.1	78.2	30	6	33	6	9.0	7
20	71.7	76.9	17	5	20	6	11.1	15
21	72.9	78.0	27	5	34	6	10.1	6
22	71.4	77.8	29	8	33	9	10.0	0
23	71.6	77.8	24	6	27	6	9.3	5
24	69.5	77.1	22	4	27	5	10.6	6
25	72.3	78.1	38	6	54	7	8.9	1
26	..	..	..	..	..	..	..	..
27	70.6	77.2	25	6	32	7	8.4	..
28	68.0	75.3	53	8	62	9	12.6	8
29	69.8	74.5	25	5	29	5	14.6	11
30	69.4	76.4	40	13	54	15	11.6	0
31	62.6	72.4	43	5	54	5	16.7	20
32	68.3	75.5	58	8	78	9	11.0	0
33	66.6	73.8	38	18	49	21	17.5	..
34	70.0	73.9	21	5	24	6	14.2	9
35	67.1	72.9	59	19	71	22	16.5	38
36	67.3	75.9	49	12	59	13	10.3	5
37	..	..	..	17	..	20	..	150
38	63.4	74.9	77	11	96	12	13.8	23
39	68.7	73.9	48	16	57	19	15.5	21
40	70.0	73.0	25	9	29	10	16.4	9
41	63.5	72.9	67	16	93	20	14.6	46
42	62.6	71.7	71	15	93	18	15.6	10
43	69.3	70.9	36	10	39	11	21.6	15
44	70.5	72.5	32	10	36	11	17.3	8
45	62.5	74.9	61	9	83	10	11.0	3
46	70.5	68.7	21	18	26	22	23.8	50

人間開発指数中位国

47	..	..	..	30	..	37	..	130
48	67.9	76.0	58	14	77	13	11.6	29
49	69.6	72.6	34	8	42	9	15.4	12
50	65.9	73.8	49	16	57	13	15.0	..
51	..	..	..	17	..	20	..	65
52	71.3	69.9	23	19	28	23	23.3	18
53	..	..	..	14	..	18	..	..
54	..	..	..	23	..	28	..	0
55	62.4	72.2	79	28	110	34	18.9	48



9 生存状況の向上

HD順位	出生時平均寿命 (歳)		乳児死亡率 (出生1000人当たり)		5歳未満死亡率 (出生1000人当たり)		60歳まで生存できないであろう人の割合 (%)*	報告された妊産婦死亡率 (出生10万件当たり)†	
	1970-75	1995-2000	1970	1998	1970	1998	1995-2000	1990-98	
56	キューバ	70.7	75.7	34	7	43	8	13.4	27
57	ベラルーシ	71.5	68.0	22	22	27	27	26.1	22
58	ベリーズ	67.6	74.7	56	35	77	43	13.7	140
59	パナマ	66.2	73.6	48	18	71	20	15.1	85
60	ブルガリア	71.2	71.1	28	14	32	17	18.3	15
61	マレーシア	63.0	72.0	46	9	63	10	16.1	39
62	ロシア	68.2	66.6	29	21	36	25	29.7	50
63	ラトビア	70.1	68.4	21	18	26	22	25.0	45
64	ルーマニア	69.0	70.0	46	21	57	24	20.7	41
65	ベネズエラ	65.7	72.4	47	21	61	25	17.0	65
66	フィジー	65.1	72.7	50	19	61	23	14.6	38
67	スリナム	64.0	70.1	51	28	68	35	19.9	110
68	コロンビア	61.6	70.4	70	25	113	30	20.7	80
69	マケドニア	67.5	73.1	85	23	120	27	14.0	11
70	グルジア	69.2	72.7	36	19	46	23	17.5	70
71	モーリシャス	62.9	71.4	64	19	86	23	18.7	50
72	リビア	52.9	70.0	105	20	100	24	19.0	75
73	カザフスタン	64.4	67.6	50	36	66	43	25.8	70
74	ブラジル	59.6	66.8	95	36	135	42	26.8	160
75	サウジアラビア	53.9	71.4	118	22	185	26	16.8	..
76	タイ	59.6	68.8	74	30	102	37	25.8	44
77	フィリピン	57.8	68.3	80	32	90	44	21.8	170
78	ウクライナ	70.1	68.8	22	18	27	22	24.1	25
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	..	..	..	20	..	23	..	43
80	ペルー	55.5	68.3	115	43	178	54	23.0	270
81	パラグアイ	65.9	69.6	57	27	76	33	19.7	190
82	レバノン	65.0	69.9	40	29	50	35	19.0	100
83	ジャマイカ	69.0	74.8	47	10	62	11	13.3	120
84	スリランカ	65.0	73.1	55	17	100	19	15.3	60
85	トルコ	57.9	69.0	150	37	201	42	20.1	130
86	オマーン	49.0	70.9	126	15	200	18	17.7	19
87	ドミニカ共和国	59.8	70.6	91	43	128	51	19.0	230
88	セントルシア	..	..	..	18	..	21	..	30
89	モルジブ	51.4	64.5	157	62	255	87	27.6	350
90	アゼルバイジャン	69.0	69.9	41	36	53	46	22.1	37
91	エクアドル	58.8	69.5	94	30	140	39	21.5	160
92	ヨルダン	56.6	70.2	77	30	107	36	19.5	41
93	アルメニア	72.5	70.5	24	25	30	30	19.8	35
94	アルバニア	67.7	72.8	88	30	82	37	13.9	..
95	西サモア	58.5	71.4	106	22	160	27	17.7	..
96	ガイアナ	60.0	64.4	31	58	101	79	28.2	150
97	イラン	55.9	69.2	133	29	208	33	21.3	57
98	キルギス	63.1	67.6	111	56	146	66	25.4	65
99	中国	63.2	69.8	85	38	120	47	18.0	65
100	トルクメニスタン	60.7	65.4	82	53	120	72	27.6	110
101	チュニジア	55.6	69.5	135	25	201	32	19.6	70
102	モルドバ	64.8	67.5	46	28	61	35	25.7	42
103	南アフリカ	53.6	54.7	80	60	115	83	50.5	..
104	エルサルバドル	58.2	69.1	105	30	160	34	23.4	160
105	カーボベルデ	57.5	68.9	87	54	123	73	21.3	55
106	ウズベキスタン	64.2	67.5	66	45	90	58	25.1	21
107	アルジェリア	54.5	68.9	123	35	192	40	18.5	220
108	ベトナム	50.3	67.4	112	31	157	42	23.9	160
109	インドネシア	49.3	65.1	104	40	172	56	26.7	450
110	タジキスタン	63.4	67.2	78	55	111	74	25.3	65

9 生存状況の向上

HD順位	出生時平均寿命 (歳)		乳児死亡率 (出生1000人当たり)		5歳未満死亡率 (出生1000人当たり)		60歳まで生存できないであろう人の割合 (%)*	報告された妊産婦死亡率 (出生10万件当たり)†	
	1970-75	1995-2000	1970	1998	1970	1998	1995-2000	1990-98	
111	シリア	57.0	68.9	90	28	129	32	20.7	110
112	スワジランド	47.3	60.2	140	64	209	90	34.5	230
113	ホンジュラス	54.0	69.4	116	33	170	44	22.8	220
114	ボリビア	46.7	61.4	144	65	243	85	32.8	390
115	ナミビア	48.7	52.4	104	57	155	74	52.4	230
116	ニカラグア	55.1	67.9	113	39	165	48	24.3	150
117	モンゴル	53.8	65.9	105	64	150	82	25.9	150
118	バヌアツ	54.0	67.4	107	38	160	49	23.1	..
119	エジプト	52.1	66.3	157	51	235	69	23.0	170
120	グアテマラ	53.7	64.0	115	41	168	52	31.1	190
121	ソロモン諸島	62.0	71.7	71	22	99	26	16.2	550
122	ボツワナ	53.2	47.4	98	33	139	48	68.3	330
123	ガボン	45.0	52.4	140	85	232	144	48.6	600
124	モロッコ	52.9	66.6	120	57	187	70	23.0	230
125	ミャンマー	49.8	60.1	122	80	179	113	33.4	230
126	イラク	57.0	62.4	90	103	127	125	31.5	..
127	レント	49.5	56.0	125	94	190	136	43.3	..
128	インド	50.3	62.6	130	69	206	105	29.7	410
129	ガーナ	50.0	60.0	111	67	186	105	34.9	210
130	ジンバブエ	51.5	44.1	86	59	138	89	74.5	400
131	赤道ギニア	40.5	50.0	165	103	281	171	49.4	..
132	サントメ・プリンシペ	..	..	..	60	..	77	..	..
133	バプアニューギニア	47.7	57.9	90	79	130	112	41.2	370
134	カメルーン	45.8	54.7	127	94	215	153	46.2	430
135	パキスタン	60.6	64.0	118	95	183	136	26.7	..
136	カンボジア	40.3	53.4	155	104	244	163	46.6	470
137	コモロ	48.9	58.8	159	67	215	90	36.8	500
138	ケニア	51.0	52.0	96	75	156	117	56.3	590
139	コンゴ	46.7	48.6	100	81	160	108	59.4	..
人間開発指数低位国									
140	ラオス	40.4	53.2	145	96	218	116	44.9	550
141	マダガスカル	46.5	57.5	184	95	285	157	38.8	490
142	ブータン	43.2	60.7	156	84	267	116	33.8	380
143	スーダン	43.7	55.0	107	73	177	115	43.4	550
144	ネパール	43.3	57.3	156	72	234	100	39.1	540
145	トーゴ	45.5	48.8	128	81	216	144	58.9	480
146	バングラデシュ	44.9	58.1	148	79	239	106	37.9	440
147	モリタニア	43.5	53.5	150	120	250	183	44.4	550
148	イエメン	42.1	58.0	194	87	303	121	38.0	350
149	ジブチ	41.0	50.4	160	111	241	156	49.0	..
150	ハイチ	48.5	53.8	148	91	221	130	49.6	..
151	ナイジェリア	43.5	50.1	120	112	201	187	52.2	..
152	コンゴ民主共和国	46.1	50.8	147	128	245	207	52.4	..
153	ザンビア	47.3	40.1	109	112	181	202	79.5	650
154	コートジボワール	45.4	46.7	160	90	240	150	63.4	600
155	セネガル	41.8	52.3	164	70	279	121	47.0	560
156	タンザニア	46.5	47.9	129	91	218	142	61.1	530
157	ベナン	44.0	53.4	149	101	252	165	46.2	500
158	ウガンダ	46.5	39.6	110	84	185	134	76.3	610
159	エリトリア	44.3	50.8	150	70	225	112	51.5	1,000
160	アンゴラ	38.0	46.5	179	170	301	292	54.4	..
161	ガンビア	37.0	47.0	183	64	319	82	53.7	..
162	ギニア	37.3	46.5	197	124	345	197	54.4	670
163	マラウイ	41.0	39.3	189	134	330	213	72.5	620
164	ルワンダ	44.6	40.6	124	106	210	170	70.7	..
165	マリ	42.9	53.3	221	144	391	237	43.2	580



9 生存状況の向上

HD順位	出生時平均寿命 (歳)		乳児死亡率 (出生1000人当たり)		5歳未満死亡率 (出生1000人当たり)		60歳まで生存できないであろう人の割合 (%) <sup>a</sup>	報告された妊産婦死亡率 (出生10万人当たり) <sup>b</sup>
	1970-75	1995-2000	1970	1998	1970	1998	1995-2000	1990-98
166 中央アフリカ	43.0	44.9	149	113	248	173	64.7	1,100
167 チャド	39.0	47.2	149	118	252	198	56.1	830
168 モザンビーク	42.5	45.2	163	129	278	206	60.9	1,100
169 ギニアビサウ	36.5	45.0	186	130	316	205	57.7	910
170 ブルンジ	44.0	42.4	135	106	228	176	67.8	..
171 エチオピア	41.0	43.3	159	110	239	173	65.5	..
172 ブルキナファソ	40.9	44.4	163	109	278	165	64.3	..
173 ニジェール	39.0	48.5	197	166	330	280	51.6	590
174 シエラレオネ	35.0	37.2	206	182	363	316	69.5	..
全開発途上国	55.6	64.4	110	64	168	93	28.0	..
後開発途上国	44.2	51.6	150	104	242	161	50.1	..
アラブ諸国	52.4	65.6	126	55	193	72	25.2	..
東アジア	63.2	70.0	64	37	110	40	17.9	..
東アジア(中国を除く)	63.3	72.8	46	10	59	11	16.2	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国	61.1	69.5	86	32	123	39	22.4	..
南アジア	50.1	62.7	130	72	206	106	29.7	..
南アジア(インドを除く)	49.8	63.0	132	78	206	108	29.7	..
東南アジア・太平洋諸国	52.3	65.9	97	41	149	57	26.2	..
サハラ以南アフリカ	45.0	48.9	138	106	226	172	56.4	..
東欧・CIS諸国	60.0	60.7	37	26	47	33	24.6	..
OECD諸国	70.4	76.2	40	12	52	14	12.5	..
人間開発指数高位国	71.2	76.9	25	7	32	8	11.6	..
人間開発指数中位国	58.2	66.6	101	51	151	72	24.5	..
人間開発指数低位国	43.6	50.7	147	105	241	167	52.0	..
高所得国	72.0	77.7	21	6	26	6	10.6	..
中所得国	62.4	68.6	82	34	118	42	23.3	..
低所得国	54.6	63.1	114	72	177	108	29.7	..
全世界	58.9	66.7	97	58	148	84	25.2	..

a データは30歳まで生存しないであろう出生時の確率に100をかけたもの  
 b 妊産婦死亡率は各国政府によって報告されたもの。妊産婦の死亡数の過小報告や分類ミスといった明白になつてくる問題に対処したり、データの無い国の推計を出すため、UNICEFとWHOは定期的にこれらの評価と調整を行っている。この業務は現在進行中であり、まもなく成果が出るであろう  
 c UNICEF 2000  
 出典：第1、2、7列：UN1996c；第3、5列：UNICEF 2000；第4、6列：UNICEF 1999c；第8列：UNICEF 1999cとWHO、UNICEFのデータ

10 保健医療の状況

HD順位	低体重出生児 (%) 1990-97 <sup>a</sup>	1歳児完全予防接種率 (%)		結核治療法 (ORT) 利用率 (%)		貧血の妊婦 (%) 1975-91 <sup>a</sup>	結核患者 (10万人当たり) 1997	マラリア患者 (10万人当たり) 1997 <sup>b</sup>	HIV/AIDS患者		成人1人当たり収用量			
		結核	はしか	結核患者 (10万人当たり)	利用率 (%)				結核患者 (10万人当たり)	患者 (15-49歳の%)	年平均 (1994-97)	医師 (10万人当たり)	看護婦 (10万人当たり)	
1 カナダ	6	..	96	..	..	6.2 <sup>d</sup>	..	44,000	0.33	1,866	63	221	958	
2 ノルウェー	4	..	93*	..	..	4.7	..	1,300	0.06	759	92	..	..	
3 米国	7	..	89*	..	..	6.4	..	820,000	0.76	2,372	74	245	878	
4 オーストラリア	6	..	86	..	..	6.3	..	11,000	0.14	1,950	72	..	..	
5 アイスランド	..	98*	98*	..	..	3.6	..	200	0.14	2,234	71	..	..	
6 スウェーデン	5	12*	96*	..	..	5.2	..	3,000	0.07	1,185	69	299	1,048	
7 ベルギー	6	..	64	..	..	12.7	..	7,500	0.14	1,022	80	365	..	
8 オランダ	..	..	96	..	..	9.5	..	14,000	0.17	1,700	113	..	..	
9 日本	7	91	94	..	..	33.6	..	6,800	0.01	2,857	87	177	641	
10 英国	7	99	95	..	..	10.1	..	25,000	0.09	1,833	86	164	..	
11 フィンランド	4	99	98	..	..	11.1	..	500	0.02	1,222	66	269	2,184	
12 フランス	5	83	97	..	..	11.4	..	110,000	0.37	2,086	89	280	352	
13 スイス	5	..	..	..	..	10.3	..	12,000	0.32	2,040	110	301	..	
14 ドイツ	..	..	88	..	..	13.6	..	35,000	0.08	2,070	90	319	..	
15 デンマーク	6	..	84	..	..	10.6	..	3,100	0.12	1,843	88	283	..	
16 オーストリア	6	..	90	..	..	16.5	..	7,500	0.18	2,085	82	327	530	
17 ルクセンブルク	..	58	91	..	..	9.1	..	300	0.14	..	..	399	977	
18 アイルランド	4	..	..	..	..	12.0	..	1,700	0.09	2,411	94	167	..	
19 イタリア	5	..	55	..	..	8.5	..	90,000	0.31	1,855	78	..	..	
20 ニュージーランド	6	..	81	..	..	5.0	..	1,300	0.07	1,223	53	210	1,249	
21 スペイン	4	..	78*	..	..	17.5	..	120,000	0.57	2,428	87	400	..	
22 キプロス	..	..	90	..	..	6.1	..	..	0.26	..	..	231	425	
23 イスラエル	7	..	94	..	..	7.3	..	..	0.07	2,137	86	459	671	
24 シンガポール	7	98	96	..	..	57.5	..	3,100	0.15	1,275	57	147	416	
25 ギリシャ	6	70	90	..	..	7.3	..	7,500	0.14	3,923	111	387	278	
26 香港 (中国)	..	..	..	..	..	111.7	..	3,100	0.08	984	..	..	..	
27 マルタ	..	96	60	..	..	3.0	..	200	0.11	..	..	250	1,189	
28 ポルトガル	5	88	96	..	..	52.1	..	35,000	0.69	2,077	107	291	304	
29 スロベニア	..	98	93	..	..	25.0	..	<100	0.01	..	..	219	686	
30 バルバドス	10	..	92	..	..	2.3	..	4,300	2.89	837	127	113	323	
31 韓国	9	75	85	..	..	57.3	3.8	3,100	0.01	2,982	111	127	232	
32 ブルネイ	..	96	100	..	..	58.4 <sup>d</sup>	..	..	0.20 <sup>f</sup>	..	..	..	..	
33 パハマ	..	..	93	..	..	30.9	..	6,300	3.77	435	43	141	258	
34 チェコ	6	99	95	..	23	17.9	..	2,000	0.04	..	..	293	944	
35 アルゼンチン	7	99	99	..	26	34.6	1.7	120,000	0.69	1,555	83	268	54	
36 クウェート	7	..	100	..	40	30.5	..	..	0.12	2,524	80	178	468	
37 アンティグア・バーブーダ	8	..	100	..	..	7.6 <sup>d</sup>	..	..	..	..	..	76	233	
38 チリ	5	96	93	..	13	26.5	..	16,000	0.20	1,152	112	108	42	
39 ウルグアイ	8	99	92	..	20	22.0	..	5,200	0.33	1,530 <sup>d</sup>	..	309	61	
40 スロバキア	..	92	99	..	..	24.3	..	<100	(.)	..	..	325	..	
41 バーレーン	6	72	100	39	..	26.5	..	..	0.15	2,821	98	11	289	
42 カタール	..	100	90	54	..	37.3	..	..	0.09	..	..	143	354	
43 ハンガリー	9	100	100	..	..	42.4	..	2,000	0.04	2,499	77	337	..	
44 ポーランド	..	94	91*	..	..	36.2	..	12,000	0.06	3,143	93	..	..	
45 アラブ首長国連邦	6	98	95	42	..	22.4 <sup>d</sup>	4.3	..	0.18	..	..	168	321	
46 エストニア	..	100	89	..	..	51.1	..	<100	0.01	1,989	..	312	636	
人間開発指数中位国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
47 セントクリストファー・ネイビス	9	99	99	..	..	7.3 <sup>d</sup>	..	..	..	..	..	89	590	
48 コスタリカ	7	87	86	31	27	17.7	125.7	10,000	0.55	690	54	126	95	
49 クロアチア	..	93	91	5	..	45.7	..	..	0.01	2,674	..	201	470	
50 トリニダード・トバゴ	10	..	90	..	53	21.1	..	6,800	0.94	685	51	90	168	
51 ドミニカ	10	99	98	..	..	8.5	..	..	..	..	..	46	263	
52 リトアニア	..	99	97	..	..	78.7	..	<100	0.01	..	..	137	366	
53 セイシェル	10	100	93	..	..	26.7	..	..	..	..	..	104	417	
54 グレナダ	9	..	97	..	..	4.3	..	..	..	..	..	50	239	
55 メキシコ	7	93	89	80	41	25.0	5.4	180,000	0.35	821	69	85	241	



10 保健医療の状況

HDI順位	1歳児完全予防接種率			結核療法 (CRT)		HIV/AIDS患者			成人1人当たり喫煙量					
	低体重出生児 (%)	1990-97*	1995-98*	1995-98*	1990-98*	1995-98*	1997	1997	1997	1997	1997	1997	1997	1997
56	キューバ	7	99	99	..	47	13.0	..	1,400	0.02	..	..	5.8	752
57	ベラルーシ	..	98	98	..	..	56.4	..	9,000	0.17	1,434	..	379	1,160
58	ペリウ	4	93	84	..	..	39.7	1,789.7	2,100	1.89	1,095	101	47	76
59	パナマ	6	99	96	94*	..	39.2	18.6	9,000	0.61	..	..	1.9	98
60	ブルガリア	6	98	95	..	..	40.8	..	..	0.01	2,362	95	333	652
61	マレーシア	6	100	86	..	56	64.4	127.0	68,000	0.62	998	63	43	160
62	ロシア	6	95	98	..	30	82.3	..	40,000	0.05	1,369	..	380	659
63	ラトビア	..	100	97	..	..	81.0	..	<100	0.01	..	..	303	628
64	ルーマニア	7	100	97	..	31	107.7	..	5,000	0.01	1,681	..	176	430
65	ベネズエラ	9	80	94	..	29	26.3	98.3	82,000	0.69	1,240*	..	194	77
66	フィジー	12	95	75	..	..	21.1	..	260	0.06	1,022	83	38	215
67	スリナム	13	..	82	..	..	16.2	2,747.8	2,800	1.17	4,075	178	40	227
68	コロンビア	9	82	75	53	24	21.7	451.8	72,000	0.36	437	40	105	49
69	マケドニア	..	97	98	..	..	31.6	..	<100	0.01	..	..	213	..
70	グルジア	..	91	90	14	..	155.4	..	<100	(.)	..	..	436	863
71	モーリシャス	13	87	85	..	29	13.7*	5.7	..	0.08	1,636	86	11	27
72	リビア	7	100	92	49	..	22.9*	..	..	0.05	1,443*	..	219	334
73	カザフスタン	9	99	100	31	27	101.4	..	2,500	0.03	1,622	..	360	874
74	ブラジル	8	99	96	54	33	61.1	240.1	590,000	0.63	1,749*	..	104	41
75	サウジアラビア	7	92	93	53	..	16.1	105.9	..	0.01	1,731	76	166	348
76	タイ	6	98	91	95	57	51.2	163.3	780,000	2.23	1,120	125	24	99
77	フィリピン	9	91	71	64	48	294.5	58.8	24,000	0.06	1,844	99	11	43
78	ウクライナ	..	97	96	..	..	52.9	..	110,000	0.43	1,248	..	429	1,211
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	8	99	99	..	..	21.4*	..	..	..	..	..	46	187
80	ペルー	11	96	90	55	53	172.6	754.1	72,000	0.56	290	70	73	49
81	パラグアイ	5	83	..	33	44	39.2	11.1	3,200	0.13	1,604*	..	67	10
82	レバノン	10	..	91	82	49	22.3	..	..	0.09	..	..	191	122
83	ジャマイカ	10	90	88	..	40	4.7	..	14,000	0.99	789	94	57	69
84	スリランカ	25	90	91	34	39	35.7	1,196.0	6,900	0.07	399	73	23	112
85	トルコ	8	73	76	27	74	33.1	55.9	..	0.01	1,664	79	103	151
86	オマーン	8	96	98	61	54	9.8	44.5	..	0.11	..	..	120	290
87	ドミニカ共和国	13	86	95	39	..	69.2	10.1	83,000	1.89	784	78	77	20
88	セントルシア	8	85	90	..	..	10.3	..	..	..	..	..	35	177
89	モルジブ	13	99	98	18	..	63.4	3.8	..	0.05*	..	..	19	13
90	アゼルバイジャン	6	96	98	..	36	60.5	129.7	<100	(.)	1,102	..	390	1,081
91	エクアドル	13	96	88	64	17	79.8	137.1	18,000	0.26	269	31	111	34
92	ヨルダン	10	..	86	29	50	6.9	..	..	0.02	1,315	77	158	224
93	アルメニア	7	95	94	30	..	28.9	23.7	<100	0.01	1,181	..	312	831
94	アルバニア	7	87	89	..	..	19.1	..	<100	0.01	..	..	141	423
95	西サモア	6	100	100	..	..	19.0	..	..	..	1,497	..	38	186
96	ガイアナ	15	93	93	..	..	48.1	3,806.4	10,300	2.13	..	..	33	88
97	イラン	10	98	100	48	17	17.7	59.9	..	(.)*	785	66	..	..
98	キルギス	6	94	98	98*	..	119.3	..	<100	(.)	..	..	310	879
99	中国	9	96	97	85	52	33.7	2.2	400,300	0.06	1,802	114	115	88
100	トルクメニスタン	5	98	99	98	..	79.3	..	<100	0.01	..	..	353	1,195
101	チュニジア	8	91	94	81	38	26.1*	..	..	0.04	1,573	92	67	283
102	モルドバ	4	99	99	..	20	65.4	..	2,500	0.11	..	..	107	40
103	南アフリカ	..	95	76	..	37	242.7	75.2*	2,900,000	12.91	1,618*	..	59	175
104	エルサルバドル	11	99	98	69	14	28.0	..	18,000	0.58	484	57	91	38
105	カーゴベルデ	9	84	66	83	..	43.3	5.0	..	..	..	..	29	57
106	ウズベキスタン	..	97	96	37	..	54.8	..	<100	(.)	1,220	..	335	1,032
107	アルジェリア	9	95	75	98*	42	45.8	0.7	..	0.07	1,033	67	83	..
108	ベトナム	17	98	89	..	52	111.0	86.2	88,000	0.22	..	..	..	..
109	インドネシア	8	83	60	70	64	10.9	79.3	52,000	0.05	1,369	138	12	67
110	タジキスタン	..	98	95	..	50	30.7	507.2	<100	(.)	..	..	4	46

10 保健医療の状況

HDI順位	1歳児完全予防接種率			結核療法 (CRT)		HIV/AIDS患者			成人1人当たり喫煙量					
	低体重出生児 (%)	1990-97*	1995-98*	1995-98*	1990-98*	1995-98*	1997	1997	1997	1997	1997	1997	1997	1997
111	シリア	7	75	97	51	..	33.1	0.9	..	0.01	1,319	61	109	212
112	スワジランド	10	85	62	99*	..	441.9*	..	84,000	18.50	..	..	..	..
113	ホンジュラス	9	96	99	32	14	67.4	1,101.2	43,000	1.46	909*	..	22	17
114	ボリビア	5	85	51	48	54	126.7	662.2	2,600	0.07	270	150	51	25
115	ナミビア	16	85	63	100*	16	372.2	2,216.6	150,000	19.94	..	..	23	81
116	ニカラグア	9	96	71	58	36	64.5	915.2	4,100	0.19	1,131*	..	82	56
117	モンゴル	7	95	93	80	45	116.3	..	<100	0.01	..	..	263	452
118	バヌアツ	7	99	94	..	..	103.4	3,441.9	..	..	207	62	..	..
119	エジプト	10	97	98	95	24	21.7	0.0	..	0.03	1,214	78	202	222
120	グアテマラ	15	88	81	22	45	28.2	305.1	27,000	0.52	302	64	90	30
121	ソロモン諸島	20	72	64	..	..	78.7	16,853.8	..	..	628	287	..	141
122	ボツワナ	11	66	80	43	..	455.7	..	190,000	25.10	..	..	..	..
123	ガボン	..	72	32	38	..	80.6*	3,152.4	23,000	4.25	540	52	19	56
124	モロッコ	9	90	91	29	45	109.8	0.5	..	0.03	816	..	34	94
125	ミャンマー	24	91	85	96*	58	36.6	266.1	440,000	1.79	..	..	28	43
126	イラク	15	76	79	54*	18	125.6	66.1	..	(.)*	1,465	93	51	64
127	レソト	11	46	43	84*	7	257.2	..	85,000	8.35	..	..	5	33
128	インド	33	79	66	67*	68	118.3	275.3	4,100,000	0.82	117	72	48	..
129	ガーナ	8	86	62	36	64	58.6	11,943.9	210,000	2.38	235*	..	4	..
130	ジンバブエ	10	73	65	60	..	374.6	..	1,500,000	25.84	311	64	14	164
131	赤道ギニア	..	99	82	..	..	76.5*	..	2,400	1.21	..	..	21	34
132	サントメ・プリンシペ	7	80	59	74*	..	31.5*	..	..	..	..	..	32	..
133	バブアニューギニア	23	33	59	..	16	177.3	847.0	4,500	0.19	..	..	18	97
134	カメルーン	13	72	44	34	44	28.4	4,613.0	30,000	4.89	749*	..	7	..
135	パキスタン	25	66	55	97*	37	3.1*	53.8	84,000	0.09	562	85	52	32
136	カンボジア	..	76	63	48	..	140.6	1,095.5	130,000	2.40	..	..	58	136
137	コモロ	9	84	67	32	..	22.2*	2,422.4*	..	0.14	..	..	10	33
138	ケニア	15	94	71	69	35	133.9	..	1,600,000	11.64	339	66	15	23
139	コンゴ	16	29	18	41	..	133.4*	350.4	100,000	7.73	428*	..	27	49
人間開発指数低位国														
140	ラオス	18	56	71	32	62	37.0	1,075.8	1,100	0.04	416	75	..	..
141	マダガスカル	5	30	65	23	..	82.8*	..	8,600	0.12	332*	..	24	55
142	ブータン	..	94	71	85	..	70.1*	464.1	..	(.)*	..	..	20	6
143	スーダン	15	81	63	31	36	41.8	5,282.7	..	0.99	70*	..	10	70
144	ネパール	..	86	73	29	65	106.9	29.4	26,300	0.24	628	121	5	5
145	トーゴ	20	73	32	23	48	39.4*	..	170,000	8.52	453	59	6	31
146	バングラデシュ	50	91	62	61	63	52.0	55.9	21,000	0.03	237	87	18	5
147	モリタニア	11	69	20	51	24	158.4	..	6,100	0.52	327	..	356	1,020
148	イエメン	19	77	66	35	..	73.7	8,590.3	..	0.01	763	..	26	51
149	ジブチ	11	35	21	..	..	587.9	699.5	33,000	13.30	1,468*	..	20	..
150	ハイチ	15	28	22	31	64	136.8	..	190,000	5.17	230	92	16	13
151	ナイジェリア	16	27	26	86*	55	14.1	583.3	2,300,000	4.12	187*	..	21	142
152	コンゴ民主共和国	15	13	10	90*	..	98.3*	..	950,000	4.35	253*	..	..	..
153	ザンビア</													



10 保健医療の状況

HDI順位	1歳児完全予防接種率		経口補液療法 (ORT) 利用率		貧血の有病率 (%)	結核患者 (10万人当たり)	マラリア患者 (10万人当たり)	HIV/AIDS患者		成人1人当たり喫煙量		医師 (10万人当たり)	看護師 (10万人当たり)
	出生児 (%)	結核 (%)	ほか (%)	利用 (%)				総数 (0-49歳)	罹患率 (%)	年平均	1994-95年		
	1990-97*	1995-98*	1995-98*	1990-98*	1975-91*	1997	1997*	1997*	1993-97*	1993-97*	1992-95*	1992-95*	1992-95*
166 中央アフリカ	15	53	39	34	67	102.0 <sup>d</sup>	..	130,000	10.77	..	..	6	46
167 チャド	..	43	30	29	37	29.7 <sup>d</sup>	4,843.4	37,000	2.72	158	..	2	6
168 モザンビーク	20	99	87	49	58	103.2	..	1,220,000	14.17	..	..	..	..
169 ギニアビサウ	20	82	51	..	74	158.4 <sup>d</sup>	..	12,000	2.25	82	103	18	45
170 ブルンジ	..	58	44	38	68	61.0 <sup>d</sup>	..	250,000	8.30	115 <sup>d</sup>	..	6	17
171 エチオピア	16	74	46	95*	42	97.4	..	2,620,000	9.31	..	..	4	8
172 ブルキナファソ	21	72	46	18	24	14.0	..	370,000	7.17	233 <sup>d</sup>	..	..	..
173 ニジェール	15	46	27	21	41	38.9	10,025.6	35,000	1.45	..	..	3	17
174 シエラレオネ	11	79	68	..	31	71.4	..	58,000	3.17	461 <sup>d</sup>	..	..	..
全開発途上国	..	82	72	..	..	68.6	..	28,537,010 T	1.18	..	..	78	98
後開発途上国	..	72	55	..	..	88.4	..	11,425,200 T	4.13	..	..	30	78
アラブ諸国	..	88	84	..	..	49.6	..	..	0.16	..	..	109	179
東アジア	..	95	97	..	..	35.1	..	426,250 T	0.06	..	..	115	94
東アジア(中国を除く)	..	77	86	..	..	66.5	..	6,250 T	0.02	..	..	134	243
ラテンアメリカ・カリブ諸国	..	92	89	..	..	47.8	..	1,532,800 T	0.61	..	..	132	100
南アジア	..	79	66	..	..	93.6	..	..	0.62	..	..	44	24
南アジア(インドを除く)	..	80	65	..	..	29.8	..	..	0.06	..	..	33	24
東南アジア・太平洋諸国	..	88	73	..	..	81.0	..	1,590,960 T	0.58	..	..	19	75
サハラ以南アフリカ	..	63	48	..	..	106.4	..	20,736,100 T	7.58	..	..	32	135
東欧・CIS諸国	..	96	96	..	..	67.6	..	135,700 T	0.09	..	..	345	782
OECD諸国	..	..	87	..	..	18.4	..	1,555,800 T	0.32	..	..	222	..
人間開発指数高位国	..	..	90	..	..	18.4	..	1,534,150 T	0.34	..	..	246	..
人間開発指数中位国	..	87	80	..	..	68.1	..	14,732,660 T	0.67	..	..	105	177
人間開発指数低位国	..	65	49	..	..	78.7	..	13,842,800 T	4.44	..	..	27	93
高所得国	..	..	89	..	..	14.3	..	1,369,450 T	0.37	..	..	252	..
中所得国	..	92	88	..	..	70.1	..	..	0.75	..	..	172	297
低所得国	..	79	68	..	..	67.9	..	22,948,700 T	1.23	..	..	70	91
全世界	..	83	75	..	..	60.4	..	30,109,610 T	0.99	..	..	122	248

a 列の見出しに記載の期間内で入手可能な最も最近のデータ  
b 1997年末のデータ  
c 列の見出しに記載の期間内で3年の平均  
d 列の見出しに記載されていない以外の年のデータ  
e 各列の見出しに記載されている以外の年またはある期間のデータ、または標準的定義と異なるか、国の一部についてのデータ  
f データはHIV/AIDSの罹患状況についての1994年のデータを使用したWHO-UNAIDSの推計。  
出典：第1列：UNICEF1999c、WHOとUNICEFからのデータ；第2-4列：UNICEF1999c；第5列：世界銀行2000b；第6列：WHO1999c；第7列：WHO 1999d；第8、9列：UNAIDSとWHO 2000b；第10列：WHO 2000a；第11列：喫煙のWHO2000aのデータをもとに算出；第12、13列：WHO 2000b

11 教育状況

HDI順位	成人識字率 (15歳以上) (%)	若年層識字率 (15-24歳) (%)	年齢グループ別識字率 (調整値)		第5学年まで進級した児童 (%)	理系高等教育就学者 (高等教育全体に占める%)	公的教支出			
			初等学校年齢グループ (相当年齢者全体に占める%)	中等学校年齢グループ (相当年齢者全体に占める%)			対GNP比 (%)	政府支出総額に占める%	初等・中等教育に占める%	高等教育に占める%
	1998	1998	1997	1997	1993-97*	1995-97*	1995-97*	1994-97*	1994-97*	1994-97*
1 カナダ	..	..	99.9	95.2	..	..	6.9 <sup>c</sup>	12.9 <sup>c</sup>	64.7	35.3
2 ノルウェー	..	..	99.9	97.6	100	18	7.4	15.8	61.7	27.9
3 米国	..	..	99.9	96.3	..	..	5.4 <sup>c</sup>	14.4 <sup>c</sup>	74.8	25.2
4 オーストラリア	..	..	99.9	96.0	..	32	5.5	13.5	69.5	30.5
5 アイスランド	..	..	99.9	87.5	99	20	5.4	13.6	77.8	17.7
6 スウェーデン	..	..	99.9	99.9	97	31	6.3	12.2	72.8	27.2
7 ベルギー	..	..	99.9	99.9	..	25	3.1 <sup>d</sup>	6.0 <sup>d</sup>	75.4 <sup>d</sup>	21.5 <sup>d</sup>
8 オランダ	..	..	99.9	99.9	..	20	5.1	9.8	70.7	23.3
9 日本	..	..	99.9	99.9	100	23	3.6 <sup>e</sup>	9.9 <sup>e</sup>	81.2	12.1
10 英国	..	..	99.9	91.8	..	29	5.3	11.6	75.3	23.7
11 フィンランド	..	..	99.9	95.4	100	37	7.5	12.2	68.2	28.9
12 フランス	..	..	99.9	98.7	..	25	6.0	10.9	80.9	17.9
13 スイス	..	..	99.9	83.7	..	31	5.4	15.4	78.6	19.3
14 ドイツ	..	..	99.9	95.3	..	31	4.8	9.6	72.2	22.5
15 デンマーク	..	..	99.9	94.8	100	21	8.1	13.1	72.9	22.0
16 オーストリア	..	..	99.9	97.3	..	28	5.4	10.4	77.0	21.2
17 ルクセンブルク	..	..	..	..	..	..	4.0	15.1	95.3	4.7
18 アイルランド	..	..	99.9	99.9	100	30	6.0	13.5	73.7	23.8
19 イタリア	98.3	99.8	99.9	95.0	99	28	4.9	9.1	81.2	15.1
20 ニュージーランド	..	..	99.9	92.9	..	21	7.3	17.1	69.0	29.1
21 スペイン	97.4	99.0	99.9	91.9	98	31	5.0	11.0	81.3	16.6
22 キプロス	96.6	99.7	..	..	100	17*	4.5	13.2	87.5	6.5
23 イスラエル	95.7	99.6	..	..	..	27	7.6 <sup>e</sup>	12.3 <sup>e</sup>	79.5	18.2
24 シンガポール	91.8	99.7	91.4	75.6	..	..	3.0	23.4	60.3	34.8
25 ギリシャ	96.9	99.7	95.9	91.4	..	30	3.1	8.2	73.3	25.0
26 香港 (中国)	92.9	96.2	91.3	69.0	100	36	2.9	17.0	56.9	37.1
27 マルタ	91.5	98.4	99.9	85.2	100	13	5.1	10.0	54.5	10.9
28 ポルトガル	91.4	99.8	99.9	89.7	..	31	5.8	11.7	75.8	16.4
29 スロベニア	95.6	99.8	..	..	..	29	5.7	12.6	76.3	15.9
30 バルバドス	..	..	97.4	85.7	..	21	7.2	19.0	..	..
31 韓国	97.5	99.3	99.9	99.9	98	34	3.7	17.5	82.0	8.0
32 ブルネイ	90.7	99.3	87.9	81.9	92	6	..	..	..	..
33 パナマ	95.5	97.3	94.6	84.6	..	..	..	13.2	..	..
34 チェコ	..	..	99.9	99.9	..	34	5.1	13.6	81.5	15.8
35 アルゼンチン	96.7	98.5	99.9	76.9	..	30 <sup>c</sup>	3.5	12.6	80.5	19.5
36 クウェート	80.5	91.6	65.2	63.2	..	23	5.0	14.0	69.8	30.2
37 アンティグア・バーブーダ	..	..	..	..	..	..	..	..	67.2	12.7
38 チリ	95.4	98.7	90.4	85.2	100	43	3.6	15.5	77.1	16.1
39 ウルグアイ	97.6	99.3	94.3	83.8	98	24	3.3	15.5	61.3	19.6
40 スロバキア	..	..	..	..	..	43	5.0	..	68.6	12.7
41 バーレーン	86.5	98.0	98.2	87.2	95	39*	4.4	12.0	64.7	..
42 カタール	80.4	94.1	83.3	73.3	99	..	3.4 <sup>c</sup>	..	..	..
43 ハンガリー	99.3	99.8	97.5	96.9	..	32	4.6	6.9	83.1	15.5
44 ポーランド	99.7	99.8	99.4	86.5	57	29	7.5	24.8	52.7	11.1
45 アラブ首長国連邦	74.6	89.2	82.0	77.8	98	27	1.8	16.7	..	..
46 エストニア	..	..	99.9	86.1	90	32	7.2	25.5	69.2	17.9
人間開発指数中位国	..	..	..	..	..	57	3.8	8.8	80.6	11.4
47 セントクリストファー・ネイビス	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
48 コスタリカ	95.3	98.2	91.3	55.8	90	18 <sup>c</sup>	5.4	22.8	64.5	28.3
49 クロアチア	98.0	99.8	99.9	72.4	98	38	5.3	..	..	..
50 トリニダード・トバゴ	93.4	97.3	99.9	71.5	97	41	4.4	..	73.5	13.3
51 ドミニカ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
52 リトアニア	99.5	99.8	..	..	..	38	5.5	22.8	66.0	18.3
53 セイシェル	..	..	..	..	99	45	7.9	24.1	65.7	16.2
54 グレナダ	..	..	..	..	..	..	4.7	10.6	..	..
55 メキシコ	90.8	96.6	99.9	66.1	86	31	4.9	23.0	82.8	17.2



11 教育状況

HDI順位	年別グループ別就学率 (調整値)											公的教育支出			
	成人 就学率 (15歳以上 に占める%)	若年層 就学率 (15-24歳 に占める%)	初等学校 就学率 (相当年齢者 全体に 占める%)		中等学校 就学率 (相当年齢者 全体に 占める%)		第5学年まで 進出した 児童 (%)	高等教育者 (高等教育全 就学者に 占める%)	対GNP比 (%)						
			1997	1997	1995-97 <sup>a</sup>	1995-97 <sup>a</sup>			1995-97 <sup>a</sup>	1995-97 <sup>a</sup>	1995-97 <sup>a</sup>	1995-97 <sup>a</sup>	1995-97 <sup>a</sup>		
56	96.4	99.7	99.9	69.9	100	21	6.7	12.6	64.8	14.9					
57	99.5	99.8	..	..	..	33	5.9	17.8	72.5	11.1					
58	92.7	97.7	99.9	63.6	70	..	5.0	19.5	88.6	6.9					
59	91.4	95.6	89.9	71.3	..	27 <sup>c</sup>	5.1	16.3	50.9	26.1					
60	98.2	99.6	97.9	77.6	93	25	3.2	7.0	73.8	18.0					
61	86.4	97.1	99.9	64.0	99	..	4.9	15.4	63.3	25.5					
62	99.5	99.8	99.9	87.6	..	49	3.5	9.6	80.7	19.3					
63	99.8	99.8	99.9	80.6	..	29	6.3	14.1	71.0	12.2					
64	97.9	99.6	99.9	75.8	..	32	3.6	10.5	66.5	16.0					
65	92.0	97.7	82.5	48.9	89	..	5.2 <sup>c</sup>	22.4 <sup>c</sup>	29.5	34.7					
66	92.2	98.9	99.9	84.2	..	..	5.4 <sup>c, f</sup>	..	..	..					
67	..	..	99.9	..	..	..	3.5	..	..	..					
68	91.2	95.6	89.4	76.4	79	31	4.4 <sup>f</sup>	19.0 <sup>f</sup>	72.0	19.2					
69	..	..	..	..	95	38	5.1	20.0	78.0	22.0					
70	..	..	89.0	75.9	..	48	5.2 <sup>c</sup>	6.9 <sup>c</sup>	67.0	18.5					
71	83.8	93.5	96.5	68.0	99	17	4.6	17.4	67.3	24.7					
72	78.1	95.8	99.9	99.9	..	..	..	..	..	..					
73	..	..	..	..	..	42	4.4	17.6	70.2	13.9					
74	84.5	92.0	97.1	65.9	71	23 <sup>a</sup>	5.1	..	73.8	26.2					
75	75.2	92.0	60.1	58.7	89	18	7.5	22.8	84.4	15.6					
76	95.0	93.8	88.0	47.6	..	21	4.8	20.1	70.3	16.4					
77	94.8	93.4	99.9	77.8	..	31	3.4	15.7	79.3	18.0					
78	99.6	99.9	..	..	..	..	7.3	15.7	73.5	10.7					
79	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..					
80	89.2	95.4	93.8	83.9	..	..	2.8	19.2	56.4 <sup>f</sup>	16.0 <sup>f</sup>					
81	92.8	95.8	96.3	61.1	78	22	4.0 <sup>f</sup>	19.8 <sup>f</sup>	68.1 <sup>f</sup>	19.7 <sup>f</sup>					
82	85.1	94.6	76.1	..	..	17	2.5 <sup>f</sup>	8.2 <sup>f</sup>	68.9	16.2					
83	86.0	93.5	95.6	69.8	..	20	7.5	12.9	68.7	22.4					
84	91.1	95.5	99.9	76.0	..	29	3.4	8.9	74.8	9.3					
85	84.0	95.9	99.9	58.4	95	22	2.2	14.7	65.3	34.7					
86	68.8	93.6	67.7	66.6	96	31	4.5	16.4	92.3	7.0					
87	82.8	92.4	91.3	78.5	..	25	2.3	13.8	62.0	13.0					
88	..	..	..	..	..	..	9.8	22.2	69.3	12.5					
89	96.0	93.9	..	..	..	..	6.4	10.5	..	..					
90	..	..	..	..	..	38	3.0	18.8	78.6	7.5					
91	90.6	95.7	99.9	50.9	85	..	3.5	13.0	74.4	21.3					
92	88.6	99.3	..	..	98	27 <sup>g</sup>	7.9	19.8	64.5	33.0					
93	90.2	99.7	..	..	..	33	2.0	10.3	78.8	13.2					
94	83.5	97.6	..	..	82	22	3.1 <sup>g</sup>	..	84.5	10.3					
95	79.7	85.2	96.5	..	85	14	..	..	..	..					
96	98.3	99.8	92.8	74.9	91	25	5.0	10.0	71.3	7.7					
97	74.6	93.2	90.0	81.2	90	36	4.0	17.8	62.9	22.9					
98	..	..	99.5	77.8	..	28	5.3	23.5	74.6	14.1					
99	62.8	97.2	99.9	70.0	94	53	2.3	12.2	69.6	15.6					
100	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..					
101	68.7	92.0	99.9	74.3	91	27	7.7	19.9	79.7	18.5					
102	98.6	99.8	..	..	..	44	10.6	28.1	77.5	13.3					
103	84.6	90.8	99.9	94.9	..	18 <sup>g</sup>	8.0	23.9	73.1	14.3					
104	77.8	87.7	89.1	36.4	77	20	2.5	16.0	69.9	7.2					
105	72.9	87.8	99.9	36.6	..	..	..	..	..	..					
106	68.0	96.3	..	..	..	..	7.7	21.1	..	..					
107	65.5	87.3	96.0	68.5	94	50	5.1 <sup>h</sup>	16.4	95.3 <sup>h</sup>	..					
108	62.9	96.7	99.9	55.1	..	..	3.0	7.4	69.0	22.0					
109	65.7	97.3	99.2	56.1	88	28	1.4 <sup>f</sup>	7.9 <sup>f</sup>	73.5 <sup>f</sup>	24.4 <sup>f</sup>					
110	69.0	99.8	..	..	..	23	2.2	11.5	86.1	7.1					

11 教育状況

HDI順位	年別グループ別就学率 (調整値)											公的教育支出			
	成人 就学率 (15歳以上 に占める%)	若年層 就学率 (15-24歳 に占める%)	初等学校 就学率 (相当年齢者 全体に 占める%)		中等学校 就学率 (相当年齢者 全体に 占める%)		第5学年まで 進出した 児童 (%)	高等教育者 (高等教育全 就学者に 占める%)	対GNP比 (%)						
			1997	1997	1995-97 <sup>a</sup>	1995-97 <sup>a</sup>			1995-97 <sup>a</sup>	1995-97 <sup>a</sup>	1995-97 <sup>a</sup>	1995-97 <sup>a</sup>	1995-97 <sup>a</sup>		
111	72.7	85.9	94.7	42.3	94	31	3.1 <sup>h</sup>	13.6 <sup>h</sup>	71.7	25.9					
112	78.3	89.5	94.6	81.5	76	22	5.7	18.1	62.9	26.6					
113	73.4	82.4	87.6	36.0	60	26 <sup>c</sup>	3.6	16.5	74.0	16.6					
114	84.4	95.4	97.4	40.0	..	..	4.9	11.1	60.5	27.7					
115	80.8	91.0	91.4	80.7	66	4	9.1	25.6	86.9	13.1					
116	67.9	73.1	78.6	50.5	51	31	3.9 <sup>h</sup>	8.8 <sup>h</sup>	82.5 <sup>h</sup>	..					
117	61.4	77.8	85.1	55.9	..	25	5.7	15.1	75.9	14.3					
118	..	..	71.3	42.8	..	..	4.8	..	90.8	6.4					
119	53.7	68.3	95.2	75.1	..	15	4.6	14.9	66.7	33.3					
120	67.3	73.4	73.8	34.9	50	..	1.7 <sup>f</sup>	15.8 <sup>f</sup>	75.2 <sup>f</sup>	15.2 <sup>f</sup>					
121	..	..	..	..	81	29	..	..	..	..					
122	75.6	87.4	80.1	88.8	90	27	8.6	20.6	..	..					
123	..	..	..	..	59	..	2.9 <sup>h</sup>	..	..	..					
124	47.1	65.5	76.6	37.7	75	29	5.3 <sup>f</sup>	24.9 <sup>f</sup>	83.5 <sup>f</sup>	16.5 <sup>f</sup>					
125	84.1	93.5	99.3	54.2	..	37	1.2 <sup>c, f</sup>	14.4 <sup>c, f</sup>	88.0 <sup>f</sup>	11.7 <sup>f</sup>					
126	53.7	70.7	74.6	42.9	..	..	..	..	..	..					
127	82.4	89.9	68.6	72.9	80	13	8.4	..	70.4	28.7					
128	55.7	70.9	77.2	59.7	59	25	3.2	11.6	66.0	13.7					
129	69.1	89.5	43.4	..	..	..	4.2	19.9	..	..					
130	87.2	93.7	93.1	59.2	79	23	7.1 <sup>c</sup>	..	78.1	17.3					
131	81.1	95.2	79.3	68.5	..	..	1.7 <sup>c</sup>	5.6 <sup>c</sup>	..	..					
132	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..					
133	63.2	74.7	78.9	..	73	..	..	..	..	..					
134	73.6	92.9	61.7	39.8	..	..	..	..	86.8	13.2					
135	44.0	61.4	..	..	..	..	2.7	7.1	79.8	13.0					
136	37.4	58.9	99.9	38.8	49	23	2.8	..	..	..					
137	58.5	66.7	50.1	35.7	79	..	..	..	71.7	17.2					
138	80.5	94.3	65.0	61.1	..	..	6.5	16.7	..	..					
139	78.4	96.7	78.3	84.1	55	11	6.1	14.7	62.0	28.0					
人間開発指数低地位国															
140	46.1	67.5	73.0	63.4	55	45	2.1	8.7	78.9	7.4					
141	64.9	78.6	56.7	..	40	20	1.9	16.1	63.4	21.1					
142	..	..	13.2	..	82	..	4.1	7.0	79.6	20.4					
143	55.7	75.1	..	..	..	..	1.4	..	..	..					
144	39.2	57.3	78.4	54.6	52	14	3.2	13.5	64.1	19.0					
145	55.2	71.3	82.3	58.3	71	11	4.5	24.7	72.7	24.7					
146	40.1	49.6	75.1	21.6	..	..	2.2 <sup>f</sup>	..	88.6 <sup>f</sup>	7.9 <sup>f</sup>					
147	41.2	50.1	62.9	..	64	8	5.1 <sup>f</sup>	16.2 <sup>f</sup>	74.6 <sup>f</sup>	21.2 <sup>f</sup>					
148	44.1	62.6	..	..	..	6	7.0	21.6	..	..					
149	62.3	82.1	31.9	19.6	79	..	..	..	..	..					
150	47.8	62.5	19.4	34.2	..	..	..	..	..	..					
151	61.1	84.7	..	..	..	41 <sup>c</sup>	0.7	11.5	..	..					
152	58.9	79.7	58.2	37.1	64	..	..	..	..	..					
153	76.3	87.0	72.4	42.2	..	..	2.2	7.1	59.8	23.2					
154	44.6	62.3	58.3	34.1	75	26	5.0	24.9	81.4	18.6					
155	35.5	48.7	59.5	19.8	87	..	3.7	33.1	76.8	23.2					
156	73.6	89.9	47.4	..	81	39	..	..	..	..					
157	37.7	55.3	67.6	28.2	61	18	3.2	15.2	80.8	18.8					
158	69.0	77.5	..	..	..	15	2.6	21.4	..	..					
159	51.7	68.9	29.3	37.9	70	..	1.8	..	62.1 <sup>h</sup>	..					
160	..	..	34.7	31.2	..	..	..	..	..	..					
161	34.6	54.3	65.9	33.3	80	..	4.9	21.2	80.5	12.9					
162	..	..	45.6	14.6	54	42	1.9	26.8	64.7	26.1					
163	58.2	69.5	98.5	72.6	..	18	5.4	18.3	67.7	20.5					
164	64.0	81.5	78.3	..	..	..	..	..	..	..					
165	38.2	62.5	38.1	17.9	84	..	2.2	..	67.4	17.7					



## 11 教育状況

HDI順位	成人識字率 (15歳以上 に占める%) 1998	若年層 識字率 (15-24歳 に占める%) 1998	年齢グループ別識字率 (調整値)				公的教養支出					
			初等学校 学齢者 グループ (相当学齢者 全体に 占める%) 1997		中等学校 学齢者 グループ (相当学齢者 全体に 占める%) 1997		第5学年まで 進級した 児童 (%) 1995-97 <sup>a</sup>	理系高等 教育就学者 [高等教育全 就学者に 占める%] 1995-97 <sup>a</sup>	対GDP比			高等教育 (全レベルに 占める%) 1994-97 <sup>a</sup>
			初等学校 学齢者 グループ (相当学齢者 全体に 占める%) 1997	中等学校 学齢者 グループ (相当学齢者 全体に 占める%) 1997	対GDP比 (%) 1995-97 <sup>a</sup>	政府 支出総額に 占める% 1995-97 <sup>a</sup>			初等・中等 教育 (全レベルに 占める%) 1994-97 <sup>a</sup>			
165	中央アフリカ	44.0	64.5	45.2	19.0	..	..	..	..	69.6 <sup>f</sup>	24.0 <sup>f</sup>	
167	チャド	39.4	63.0	47.9	17.9	59	14	1.7 <sup>c</sup>	..	67.7	9.0	
168	モザンビーク	42.3	58.4	39.6	22.4	46	45	..	..	..	..	
169	ギニアビサウ	36.7	54.5	52.3	24.1	..	..	..	..	..	..	
173	ブルンジ	45.8	60.8	35.6	17.1	..	..	4.0	18.3	79.4	17.1	
171	エチオピア	36.3	51.5	35.2	24.8	51	35	4.0	13.7	69.9	15.9	
172	ブルキナファソ	22.2	32.5	32.3	12.8	79	19	3.6	11.1	81.7	18.3	
173	ニジェール	14.7	21.6	24.4	9.4	73	..	2.3 <sup>h</sup>	12.8 <sup>h</sup>	92.1 <sup>h</sup>	..	
174	シエラレオネ	..	..	44.0	..	..	30	..	..	..	..	
全開発途国												
後開発途国												
アラブ諸国												
東アジア												
東アジア(中国を除く)												
ラテンアメリカ・カリブ諸国												
南アジア												
南アジア(インドを除く)												
東南アジア・太平洋諸国												
サハラ以南アフリカ												
東欧・CIS諸国												
OECD諸国												
人間開発指数高位国												
人間開発指数中位国												
人間開発指数低位国												
高所得国												
中所得国												
低所得国												
全世界												

a 自然・応用科学系の識字率を示す

b 列の見出しに記載の期間内で最も最近の年のデータ

c 列の見出しに記載の年以外の年のデータ

d フランドル地方のみのデータ

e トルコの教育機関の支出は含まない

f データは教育省の支出のみ

g データはヨルダン川東岸地区のみ

h 高等教育の支出は含まない

i 中央政府のみのデータ

j この表ではUNESCOの識字のデータだけが掲載されているため、集計値は表1と異なるか量っていない。

出典：第1、2列：UNESCO 2000aの成人識字率をもとに計算；第3、4列：UNESCO 1999a；第5-10列：UNESCO 1999c

## 12 情報の利用

HDI順位	海外旅行者 指数 (1990 =100) 1997-98 <sup>a</sup> 1997-98 <sup>a</sup>		主要電話回線 (1000人当たり) 1990 1996-99 <sup>b</sup>		公衆電話 (1000人当たり) 1990 1996-99 <sup>b</sup>		携帯電話登録者 (1000人当たり) 1990 1996-99 <sup>b</sup>		テレビ台数 (1000人当たり) 1990 1996-99 <sup>b</sup>		パソコン台数 (1000人当たり) 1990 1996-99 <sup>b</sup>		インター ネット ホスト数 (1000人 当たり) 1998	
	1997-98 <sup>a</sup>	1997-98 <sup>a</sup>	1990	1996-99 <sup>b</sup>	1990	1996-99 <sup>b</sup>	1990	1996-99 <sup>b</sup>	1990	1996-99 <sup>b</sup>	1990	1996-99 <sup>b</sup>	1998	
	1997-98 <sup>a</sup>	1997-98 <sup>a</sup>	1990	1996-99 <sup>b</sup>	1990	1996-99 <sup>b</sup>	1990	1996-99 <sup>b</sup>	1990	1996-99 <sup>b</sup>	1990	1996-99 <sup>b</sup>	1998	
人間開発指数上位国														
1	カナダ	17,648	86	565	634	6.2	6.1	22	176	628	715	107	330	36.94
2	ノルウェー	3,120	117	503	660	3.0	2.8	46	474	422	579	..	373	71.75
3	米国	52,735	118	545	661	7.6	6.5	21	256	772	847	217	459	112.77
4	オーストラリア	3,161	146	459	512	..	4.3	11	288	522	639	150	412	40.09
5	アイスランド	227	160	510	546	4.1	3.5	39	331	317	356	39	326	89.83
6	スウェーデン	11,422	183	681	674	4.3	..	54	454	466	531	105	361	42.86
7	ベルギー	7,773	203	393	500	1.3	1.6	4	173	446	510	88	286	20.58
8	オランダ	12,860	143	464	593	0.5	1.4	5	213	482	543	94	318	39.75
9	日本	15,806	144	441	503	6.7	6.2	7	374	611	707	60	237	13.34
10	英国	50,872	163	441	556	6.2	5.7	19	252	433	645	108	263	24.59
11	フィンランド	4,743	406	534	554	4.0	4.1	45	572	494	640	100	346	69.17
12	フランス	18,077	93	495	570	3.2	4.0	5	188	539	601	71	208	8.57
13	スイス	12,213	127	574	675	7.1	7.7	18	235	396	535	87	422	34.61
14	ドイツ	82,975	147	441	567	2.2	1.9	4	170	525	600	91	305	17.67
15	デンマーク	4,972	127	567	660	1.3	1.5	29	364	535	585	115	377	56.29
16	オーストリア	13,263	156	418	491	4.1	3.7	10	249	473	516	65	233	21.20
17	ルクセンブルク	..	..	481	692	0.8	1.2	2	308	346	619	..	732	18.26
18	アイスランド	3,053	170	281	435	1.7	2.3	7	257	293	456	86	272	15.17
19	イタリア	14,327	89	388	451	7.5	6.6	5	355	420	486	36	173	6.71
20	ニュージーランド	1,166	163	434	479	1.3	1.3	16	203	443	501	..	282	35.20
21	スペイン	13,203	123	316	414	1.1	1.7	1	179	389	506	28	145	7.79
22	キプロス	417	183	428	585	3.9	2.9	5	168	183	167	9	..	7.94
23	イスラエル	2,983	338	343	471	3.1	6.9	3	359	259	318	63	217	19.15
24	シンガポール	3,745	303	390	562	9.6	6.1	19	346	379	348	74	458	21.20
26	ギリシャ	1,935	117	389	522	5.0	5.9	0	194	194	466	17	52	4.71
26	香港(中国)	4,197	205	450	558	0.7	1.7	24	475	282	431	47	254	12.38
27	マルタ	167	137	309	499	2.1	4.5	0	59	736	518	14	260	4.79
28	ポルトガル	2,425	107	243	413	2.5	4.0	1	339	186	542	27	61	5.60
29	スロベニア	..	..	211	375	1.2	1.7	0	84	275	356	..	251	11.51
30	バルバドス	..	..	281	424	1.6	2.1	0	45	265	283	..	75	0.16
31	韓国	3,067	196	310	433	5.5	13.1	2	302	210	346	37	157	4.01
32	ブルネイ	300	122	136	247	0.1	3.3	7	155	241	638	..	..	3.79
33	バハマ	..	..	274	352	2.2	4.8	8	27	223	896	..	..	1.63
34	チェコ	..	..	158	364	..	3.5	0	94	..	447	12	97	8.41
35	アルゼンチン	5,522	221	95	203	0.7	2.7	(.)	78	249	285	7	39	1.84
36	クウェート	..	..	247	236	..	0.3	15	138	432	491	7	106	3.44
37	アンティグア・バーブーダ	..	..	253	468	2.1	4.7	0 <sup>d</sup>	19	364	452	..	..	2.41
38	チリ	1,351	176	66	205	1.3	0.9	1	65	206	232	11	48	2.03
39	ウルグアイ	654	..	134	250	1.7	2.8	0	60	388	242	..	91	4.68
40	スロバキア	414	..	135	286	1.2	2.7	0	87	..	402	..	65	4.10
41	バーレーン	..	..	192	245	1.0	2.5	14	143	424	419	..	93	0.90
42	カタール	..	..	190	260	..	1.3	8	114	392	808	..	121	0.02
43	ハンガリー	12,317	91	96	336	2.5	4.3	(.)	105	417	437	10	59	9.41
44	ポーランド	49,328	223	86	228	0.7	1.6	0	50	295	413	8	44	3.37
45	アラブ首長国連邦	..	..	206	389	2.3	11.1	17	210	91	294	..	106	7.61
46	エストニア	1,659	..	204	343	..	1.9	0	170	344	480	..	34	16.62
人間開発指数中位国														
47	セントクリストファー・ネイビス	..	..	237	418	..	..	0 <sup>e</sup>	11	220	244	..	122	0.12
48	コスタリカ	330	173	101	172	2.2	0.5	0	28	221	387	..	(.)	0.05
49	クロアチア	..	..	172	348	0.8	2.6	(.)	41	215	267	..	112	2.12
50	トリニダード・トバゴ	250	98	141	206	0.6	1.6	0	20	331	331	..	47	1.52
51	ドミニカ	..	..	164	252	..	4.2	0	9	70	175	..	..	1.95
52	リトアニア	3,241	..	212	300	2.3	2.0	0	72	353	376	..	54	2.65
53	セイシェル	31	172	124	244	1.9	2.9	0	49	71	190	..	..	0.09
54	グレナダ	..	..	177	263	..	2.1	2	13	87	325	..	..	0.03
55	メキシコ	9,803	133	65	104	1.0	3.3	1	35	150	261	8	47	1.18



12 情報の利用

HDI順位	海外旅行者		主要電話回線		公衆電話		携帯電話登録者		テレビ台数		パソコン台数		インターネット	
	指数		(1000人当たり)		(1000人当たり)		(1000人当たり)		(1000人当たり)		(1000人当たり)		ホスト数	
	1997-98*	1997-98*	1990	1996-98*	1990	1996-98*	1990	1996-98*	1990	1996-98*	1990	1996-98*	(1000人当たり)	
56	キューバ	55	458	31	35	1.0	0.9	0	(.)	205	239	..	..	0.01
57	ベラルーシ	969	..	153	241	..	1.9	0	1	263	314	..	..	0.10
58	ペリール	..	..	92	138	0.0	2.8	0	15	164	180	..	..	1.10
59	パノマ	211	140	93	134	0.9	1.2	0	6	172	187	..	..	0.27
60	ブルガリア	3,059	128	242	329	1.5	1.9	0	15	250	366	..	..	1.23
61	マレーシア	25,631	172	89	198	1.4	8.2	5	99	149	166	8	59	2.16
62	ロシア	11,711	..	140	197	1.5	1.3	0	5	365	420	3	41	1.24
63	ラトビア	1,961	..	234	302	..	1.5	0	68	370	593	..	..	5.33
64	ルーマニア	5,893	61	102	167	1.2	1.0	0	29	194	226	(.)	10	1.05
65	パネズエラ	524	170	82	117	1.7	3.2	(.)	87	177	185	11	43	0.34
66	フィジー	78	128	57	97	0.5	1.1	0	10	15	97	..	..	0.27
67	スリナム	47	85	92	152	0.4	0.6	0	14	133	217	..	..	(.)
68	コロンビア	1,140	146	75	173	1.0	1.4	0	49	113	217	..	28	0.44
69	マケドニア	..	..	148	199	..	0.7	0	15	..	250	..	..	0.57
70	グルジア	433	..	99	115	0.9	0.1	0	11	201	472	..	..	0.14
71	モーリシャス	143	161	52	214	0.2	2.1	2	53	170	228	4	87	0.50
72	リビア	650	153	48	84	..	0.1	0	3	99	143	..	..	(.)
73	カザフスタン	..	..	80	104	..	0.4	0	2	282	234	..	..	0.09
74	ブラジル	4,598	387	65	121	1.6	3.0	(.)	47	213	316	3	30	1.30
75	サウジアラビア	..	..	77	143	0.4	2.1	1	31	249	260	24	50	0.02
76	タイ	1,412	160	24	84	0.4	1.9	1	32	103	236	4	22	0.34
77	フィリピン	1,817	160	10	37	0.1	0.2	0	22	49	108	3	15	0.13
78	ウクライナ	10,326	..	136	191	1.7	1.1	0	3	327	490	..	14	0.30
79	セントビンセント・グレナディアン諸島	..	..	124	188	0.7	1.5	0	7	142	162	..	..	0.00
80	ペルー	577	175	26	67	0.3	1.9	(.)	30	96	144	..	18	0.19
81	パラグアイ	498	..	27	55	0.3	0.2	0	41	52	101	..	(.)	0.22
82	レバノン	1,650	..	118	194	..	..	0	157	349	352	..	39	0.74
83	ジャマイカ	..	..	45	166	0.5	0.8	0	22	136	323	..	5	0.13
84	スリランカ	518	174	7	26	..	0.2	(.)	9	35	92	(.)	4	0.03
85	トルコ	4,601	158	121	254	0.7	1.2	1	53	230	286	5	23	0.73
86	オマーン	..	..	60	92	0.3	1.6	2	43	657	595	2	21	0.28
87	ドミニカ共和国	354	..	48	93	0.4	0.6	(.)	31	84	84	..	..	0.59
88	セントルシア	..	..	127	268	..	2.9	0	13	186	211	..	136	0.16
89	モルジブ	37	176	29	71	..	1.8	0	6	24	39	..	..	0.38
90	アゼルバイジャン	232	..	86	89	..	0.3	0	8	195	254	..	..	0.06
91	エクアドル	330	182	48	78	0.4	0.3	0	25	86	293	..	..	0.13
92	ヨルダン	1,347	118	58	86	..	0.6	(.)	12	76	52	..	9	0.06
93	アルメニア	..	..	157	157	..	0.1	0	2	210	217	..	4	0.27
94	アルバニア	18	..	12	37	0.2	0.1	0	2	86	161	..	..	0.05
95	西サモア	..	..	26	49	0.2	0.9	0	17	39	69	..	5	0.01
96	ガイアナ	..	..	16	70	..	..	0	2	35	59	..	..	0.08
97	イラン	1,354	172	40	112	..	1.3	0	6	66	157	..	32	(.)
98	キルギス	32	..	72	76	..	0.4	0	(.)	228	44	..	..	0.33
99	中国	3,426	..	6	70	(.)	2.1	(.)	19	156	272	(.)	9	0.01
100	トルクメニスタン	357	..	60	82	0.8	0.1	0	1	191	201	..	..	0.06
101	チュニジア	1,526	88	38	81	0.4	1.5	(.)	4	81	198	3	15	(.)
102	モルドバ	35	..	106	150	1.8	1.0	0	2	299	297	..	6	0.14
103	南アフリカ	3,080	500	87	115	1.1	3.5	(.)	56	97	125	7	47	3.26
104	エルサルバドル	868	165	24	80	0.5	0.9	0	18	92	250	..	..	0.14
105	カーボベルデ	..	..	24	98	..	1.0	0	3	3	45	..	..	(.)
106	ウズベキスタン	..	..	69	65	0.8	0.2	0	1	181	273	..	..	0.01
107	アルジェリア	1,377	36	32	53	0.2	0.2	(.)	1	68	68	1	4	(.)
108	ベトナム	168	..	1	26	..	(.)	0	2	39	180	..	6	(.)
109	インドネシア	2,200	320	6	27	0.1	1.0	(.)	5	61	106	1	0	0.07
110	タジキスタン	..	..	45	37	..	(.)	0	(.)	189	285	..	..	0.01

12 情報の利用

HDI順位	海外旅行者		主要電話回線		公衆電話		携帯電話登録者		テレビ台数		パソコン台数		インターネット	
	指数		(1000人当たり)		(1000人当たり)		(1000人当たり)		(1000人当たり)		(1000人当たり)		ホスト数	
	1997-98*	1997-98*	1990	1996-98*	1990	1996-98*	1990	1996-98*	1990	1996-98*	1990	1996-98*	(1000人当たり)	
111	シリア	2,750	264	40	95	0.2	0.2	0	0	60	68	..	2	(.)
112	スワジランド	..	..	17	30	0.2	0.9	0	5	19	107	..	..	0.29
113	ホンジュラス	202	103	17	36	0.1	0.4	0	5	72	90	..	..	0.02
114	ボリビア	298	123	28	66	..	0.6	0	27	113	115	..	..	0.08
115	ナミビア	..	..	39	66	0.7	1.3	0	12	22	32	..	19	1.60
116	ニカラグア	422	244	13	31	0.1	0.3	0	4	65	190	..	..	0.16
117	モンゴル	..	..	32	37	0.3	0.1	0	1	66	63	..	5	0.01
118	パヌアツ	12	200	18	26	..	..	0	1	9	13	..	..	0.43
119	エジプト	2,921	145	30	60	(.)	0.1	(.)	1	107	127	..	9	0.04
120	クアテマラ	391	135	21	41	0.3	..	(.)	10	53	126	..	..	0.08
121	ソロモン諸島	..	..	14	19	0.0	0.4	0	2	..	14	..	..	0.05
122	ボツワナ	460	240	21	56	0.2	1.3	0	15	16	27	..	25	0.42
123	ガボン	..	..	22	33	..	0.7	0	8	45	136	..	9	0.00
124	モロッコ	1,359	113	16	54	0.1	1.1	(.)	4	102	160	..	3	0.07
125	ミャンマー	..	..	2	5	..	(.)	0	(.)	3	7	..	..	(.)
126	イラク	..	..	37	31	..	..	0	0	72	82	..	..	0.00
127	レント	..	..	7	10	..	..	0	5	6	24	..	..	0.01
128	インド	3,811	167	6	22	0.1	0.4	0	1	32	69	(.)	3	0.01
129	ガーナ	..	..	3	8	..	0.1	0	1	15	115	(.)	2	0.01
130	ジンバブエ	123	62	12	17	0.1	0.2	0	4	30	29	(.)	9	0.08
131	赤道ギニア	..	..	4	13	..	(.)	0	1	9	162	..	2	0.00
132	サントメ・プリンシペ	..	..	19	22	..	0.1	0	0	..	227	..	..	0.82
133	バプアニューギニア	63	95	8	11	..	..	0	1	2	24	..	..	0.03
134	カメルーン	..	..	3	5	(.)	(.)	0	(.)	23	81	1	..	(.)
135	パキスタン	..	..	8	19	(.)	0.2	(.)	1	26	68	1	4	0.02
136	カンボジア	41	..	(.)	2	..	(.)	0	6	..	123	..	1	0.01
137	コモロ	..	..	8	9	..	0.2	0	0	2	4	(.)	..	0.01
138	ケニア	350	167	8	9	0.2	0.2	0	(.)	15	21	(.)	3	0.02
139	コンゴ	..	..	7	8	(.)	..	0	1	6	8	..	..	(.)
人間開発指数低位国														
140	ラオス	..	..	2	6	..	(.)	0	1	7	4	..	1	0.00
141	マダガスカル	35	103	2	3	(.)	(.)	0	1	19	46	..	1	(.)
142	ブータン	..	..	4	16	0.0	..	0	0	..	19	..	4	0.06
143	スーダン	200	..	3	6	..	0.1	0	(.)	73	141	..	2	0.00
144	ネパール	110	134	3	8	(.)	(.)	0	0	2	4	..	..	0.01
145	トーゴ	..	..	3	7	(.)	0.1	0	2	6	20	..	7	0.03
146	バングラデシュ	992	256	2	3	..	(.)	0	1	5	7	..	..	0.00
147	モーリタニア	..	..	3	6	0.1	0.3	0	0	14	91	..	6	0.01
148	イエメン	..	..	11	13	..	..	0	1	274	..	..	1	(.)
149	ジブチ	..	..	11	13	0.1	0.1	0	(.)	44	73	2	..	0.01
150	ハイチ	..	..	7	8	..	(.)	0	0	5	5	..	..	0.00
151	ナイジェリア	..	..	3	4	(.)	..	0	(.)	36	67	..	6	(.)
152	コンゴ民主共和国	..	..	1	(.)	..	..	0	(.)	1	43	..	..	(.)
153	ザンビア	..	..	9	9	0.1	0.1	0	1	34	137	..	..	0.03
154	コートジボワール	5	250	6	12	(.)	(.)	0	6	62	70	..	4	0.02
155	セネガル	..	..	6	16	..	1.0	0	2	36	41	2	11	0.02
156	タンザニア	150	50	3	4	(.)	(.)	0	1	2	21	..	2	(.)
157	ベナン	420	..	3	7	..	(.)	0	1	16	91	..	1	(.)
158	ウガンダ	..	..											



## 12 情報の利用

HD順位	海外旅行者										インター ネット ホスト数 (1000人 当たり)		
	指数		主要電話回線		公衆電話		携帯電話登録者		テレビ台数			パソコン台数	
	1997-98*	1997-98*	1996-98*	1996-98*	1996-98*	1996-98*	1996-98*	1996-98*	1996-98*	1996-98*		1996-98*	1996-98*
166 中央アフリカ	..	..	2	3	(.)	(.)	0	(.)	4	5	..	..	0.00
167 チャド	10	42	1	1	(.)	(.)	0	0	1	2	..	..	0.00
168 モザンビーク	..	..	3	4	..	(.)	0	(.)	3	4	..	2	0.01
169 ギニアビサウ	..	..	6	7	..	0.1	0	0	..	..	..	..	0.01
170 ブルンジ	16	67	2	3	(.)	(.)	0	(.)	1	10	..	..	0.00
171 エチオピア	140	157	3	3	(.)	(.)	0	0	2	5	..	..	(.)
172 ブルキナファソ	..	..	2	4	..	0.1	0	(.)	5	6	(.)	1	0.02
173 ニジェール	10	56	1	2	..	(.)	0	(.)	11	26	..	(.)	(.)
174 シエラレオネ	..	..	3	4	(.)	0.1	0	0	10	26	..	..	(.)
全開発途上国	..	..	21	58	..	1.3	..	18	95	162	..	..	0.26
後開発途上国	..	..	3	4	..	(.)	..	1	16	29	..	..	(.)
アラブ諸国	..	..	35	65	..	0.7	(.)	10	121	144	..	12	0.13
東アジア	15,690 T	..	19	85	0.2	2.5	(.)	31	158	275	2	15	0.22
東アジア(中国を除く)	7,264 T	..	314	431	4.8	11.2	4	310	212	344	38	162	4.85
ラテンアメリカ・カリブ諸国	..	..	62	118	1.1	2.4	(.)	43	170	252	..	..	0.96
南アジア	6,822 T	177	7	24	..	0.4	(.)	2	30	69	..	..	0.01
南アジア(インドを除く)	3,011 T	191	11	30	..	0.3	(.)	2	25	69	..	..	0.01
東南アジア・太平洋諸国	35,467 T	..	13	43	..	1.1	1	16	61	139	..	..	0.32
サハラ以南アフリカ	..	..	11	14	..	0.5	..	5	24	50	..	..	0.27
東欧・CIS諸国	102,985 T	..	125	193	..	1.3	(.)	18	306	379	..	..	1.65
OECD諸国	427,092 T	137	393	490	4.7	4.9	10	223	502	594	94	255	37.86
人間開発指数上位国	434,097 T	140	410	524	5.0	5.2	11	245	531	621	102	277	40.97
人間開発指数中位国	..	..	28	68	..	1.3	(.)	15	120	193	..	..	0.24
人間開発指数低位国	..	..	3	4	..	0.1	..	1	22	37	..	..	(.)
高所得国	359,785 T	134	470	569	5.5	5.1	13	266	577	674	118	315	48.18
中所得国	186,014 T	..	84	143	1.1	2.1	(.)	39	189	258	..	..	1.09
低所得国	..	..	6	36	..	1.0	..	8	80	145	..	..	0.02
全世界	..	..	99	142	1.3	1.9	..	54	186	253	..	..	7.42

a 列の見出しに記載の期間のうち入手可能な最新のデータ

b 1988年のデータ

c 1989年のデータ

出典：第1列：世界銀行2000b、World Tourism Organizationのデータ；第2列：世界銀行2000bの海外旅行についてのデータとWorld Tourism Organizationのデータをもとに算出；第3、4列：ITU1998の主要電話回線と人口に関するデータをもとに計算；第5、6列：ITU1998の公衆電話台数と人口に関するデータをもとに計算；第7、8列：ITU1998の携帯電話登録者数と人口に関するデータをもとに計算；第9、10列：ITU1998のテレビ台数と人口に関するデータをもとに計算；第11、12列：ITU1998のパソコンと人口に関するデータをもとに計算；第13列：ITU1998のインターネットホスト数と人口に関するデータをもとに計算

## 13 経済実績

HD順位	GNP (10億US\$)*	GNP 年間成長率(%)*		1人当たり GNP (US\$)*	1人当たりGNP 年間成長率(%)*		平均年間 インフレ率(%)		
		1975-95	1990-98		1975-90	1990-98	1990-98	1998	
<b>人間開発指数上位国</b>									
1	カナダ	580.9	2.9	2.0	19,170	1.7	0.9	1.4	-0.6
2	ノルウェー	152.0	3.1	4.0	34,310	2.7	3.4	1.8	-0.5
3	米国	7,903.0	2.8	2.8	29,240	1.8	1.8	1.9	1.0
4	オーストリア	387.0	2.7	3.9	20,640	1.3	2.7	1.7	0.6
5	アイスランド	7.8	3.8	2.6	27,830	2.7	1.6	2.9	1.7
6	スウェーデン	226.5	1.6	0.9	25,580	1.3	0.5	2.4	0.6
7	ベルギー	259.0	2.2	2.0	25,380	2.1	1.7	2.3	0.9
8	オランダ	389.1	2.3	2.7	24,780	1.7	2.1	2.1	2.9
9	日本	4,089.1	4.2	1.4	32,350	3.5	1.1	0.2	0.3
10	英国	1,264.3	2.3	1.9	21,410	2.1	1.6	3.0	2.5
11	フィンランド	125.1	2.9	1.6	24,280	2.3	1.2	1.7	1.4
12	フランス	1,465.4	2.6	1.7	24,900	2.1	1.2	1.7	0.2
13	スイス	284.1	2.0	0.6	39,980	1.7	-0.2	1.7	1.1
14	ドイツ	2,179.8	..	..	25,570	..	..	2.2	0.9
15	デンマーク	175.2	2.0	2.9	33,040	1.0	2.5	1.6	1.4
16	オーストリア	216.7	2.6	2.2	26,830	2.5	1.0	2.5	1.0
17	ルクセンブルク	19.2	4.5	3.3	45,100	4.1	1.9	2.2	1.7
18	アイスランド	69.3	3.1	6.7	18,710	2.4	6.0	2.0	2.4
19	イタリア	1,157.0	2.9	1.2	20,090	2.7	1.0	4.4	2.9
20	ニュージーランド	55.4	0.9	2.2	14,600	0.2	1.0	1.6	1.3
21	スペイン	555.2	2.5	2.0	14,100	1.9	1.8	4.2	2.2
22	キプロス	8.0	8.1	3.9	11,320	7.4	2.6	3.7	2.2
23	イスラエル	96.5	3.8	5.2	16,180	1.7	2.0	11.0	5.4
24	シンガポール	95.5	7.7	8.1	30,170	5.7	6.0	2.1	-1.5
25	ギリシャ	123.4	2.5	1.9	11,740	1.7	1.4	11.0	5.2
26	香港(中国)	158.2	8.3	3.9	23,630	6.4	1.8	6.4	1.1
27	マルタ	3.8	6.2	13.0	10,100	5.6	12.1	-5.5	0.5
28	ポルトガル	106.4	3.7	2.4	10,670	3.2	2.4	5.8	4.2
29	スロベニア	19.4	..	..	9,780	..	..	27.0	7.4
30	バルバドス	1.7 <sup>c</sup>	2.1	1.1	6,610 <sup>c</sup>	1.8	0.7	2.4	3.8
31	韓国	398.8	8.4	5.1	8,600	7.0	4.1	6.4	5.3
32	ブルネイ	7.8	..	1.2	24,630	..	-1.4	1.1	-0.2
33	バハマ	3.5 <sup>d</sup>	6.3	0.8	12,400 <sup>d</sup>	4.2	-0.9	2.9	..
34	チェコ	53.0	..	-1.7	5,150	..	-1.6	13.7	11.0
35	アルゼンチン	290.3	-0.1	6.3	8,030	-1.6	4.9	7.8	-2.0
36	クウェート	32.0 <sup>e</sup>	0.2	..	20,200 <sup>e</sup>	-4.7	..	..	..
37	アンティグア・バーブーダ	0.6	..	4.1	8,450	..	3.5	2.6	2.8
38	チリ	73.9	4.5	8.3	4,990	2.9	6.6	9.3	5.1
39	ウルグアイ	20.0	1.2	4.5	6,070	0.6	3.7	40.5	10.7
40	スロバキア	19.9	..	0.1	3,700	..	-0.1	11.4	5.1
41	バーレーン	4.9	..	4.5	7,640	..	1.4	-0.2	-4.9
42	カタール	7.9 <sup>e</sup>	1.3	..	12,000 <sup>e</sup>	-5.6	..	..	..
43	ハンガリー	45.7	1.7	-0.1	4,510	1.8	0.2	22.0	14.2
44	ポーランド	151.3	..	3.9	3,910	..	3.7	26.9	12.0
45	アラブ首長国連邦	48.7	5.3	2.0	17,870	-3.4	-2.8	2.4	1.6
46	エストニア	4.9	..	-2.8	3,360	..	-1.8	75.4	9.4
<b>人間開発指数中位国</b>									
47	セントクリストファー・ネイビス	0.3	..	4.1	6,190	..	4.5	2.9	3.3
48	コスタリカ	9.8	3.2	4.2	2,770	0.4	2.0	17.8	12.3
49	クロアチア	20.6	..	-2.2	4,620	..	-1.5	131.2	9.0
50	トリニダード・トバゴ	5.8	1.3	2.8	4,520	0.6	2.1	6.9	6.7
51	ドミニカ	0.2	11.0	1.5	3,150	10.9	1.4	3.2	-0.4
52	リトアニア	9.4	..	-4.9	2,540	..	-4.8	111.5	6.6
53	セイシェル	0.5	4.7	2.9	6,420	3.5	1.4	1.4	2.0
54	グレナダ	0.3	..	2.6	3,250	..	2.2	2.8	3.6
55	メキシコ	368.1	3.5	3.0	3,840	1.1	1.2	19.5	14.0



## 13 経済実績

HD順位	GNP (10億US\$) <sup>a</sup> 1998	GNP 年間成長率(%) <sup>b</sup>		1人当たり GNP (US\$) <sup>a</sup> 1998	1人当たりGNP 年間成長率(%) <sup>b</sup>		平均年間 インフレ率(%)		
		1975-95	1990-98		1975-90	1990-98	1990-98	1998	
56	キューバ	..	..	..	..	..	..	..	
57	ベラルーシ	22.3	..	-2.2	2,180	..	-2.2	449.9	74.2
58	ベリーズ	0.6	6.5	3.5	2,660	3.7	0.5	3.1	0.9
59	パナマ	8.3	1.5	4.7	2,990	-0.7	2.9	2.2	1.4
60	ブルガリア	10.1	..	-2.7	1,220	..	-2.0	116.9	22.2
61	マレーシア	81.3	6.7	6.4	3,670	3.9	3.8	5.1	9.1
62	ロシア	331.8	..	-7.1	2,260	..	-7.0	230.9	11.6
63	ラトビア	5.9	3.5	-6.6	2,420	3.0	-5.5	71.1	11.3
64	ルーマニア	30.6	2.5	-2.9	1,360	1.9	-2.6	113.8	46.6
65	ベネズエラ	82.1	1.2	2.8	3,530	-1.6	0.5	49.2	21.2
66	フィジー	1.7	2.5	0.8	2,210	0.9	-0.1	3.7	7.3
67	スリナム	0.7	0.1	0.8	1,660	-0.6	0.5	138.0	..
68	コロンビア	100.7	3.8	3.5	2,470	1.7	1.5	21.5	17.5
69	マケドニア	2.6	..	..	1,290	..	..	17.9	1.0
70	グルジア	5.3	1.8	-11.8	970	1.1	-11.7	709.3	3.4
71	モーリシャス	4.3	5.5	5.2	3,730	4.3	4.0	6.2	5.6
72	リビア	..	..	..	..	..	..	..	..
73	カザフスタン	20.9	..	-6.5	1,340	..	-5.9	330.7	4.9
74	ブラジル	767.6	2.7	2.7	4,630	0.6	1.3	347.4	3.7
75	サウジアラビア	143.4	3.9	1.6	6,910	-1.4	-1.8	1.4	-14.0
76	タイ	131.9	7.8	4.6	2,160	5.7	3.4	4.8	8.7
77	フィリピン	78.9	3.1	3.3	1,050	0.6	1.0	8.5	10.5
78	ウクライナ	49.2	..	10.4	980	..	10.1	440.0	13.2
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	0.3	..	3.3	2,560	..	2.6	2.5	2.3
80	ペルー	60.5	-0.3	5.8	2,440	-2.6	4.0	33.7	5.5
81	パラグアイ	9.2	5.6	2.3	1,760	2.4	-0.4	14.6	13.8
82	レバノン	15.0	..	7.2	3,560	..	5.3	24.0	8.0
83	ジャマイカ	4.5	-0.3	1.5	1,740	-1.5	0.6	29.1	5.0
84	スリランカ	15.2	4.6	5.0	610	3.0	3.7	9.7	0.0
85	トルコ	200.5	4.2	4.4	3,160	1.9	2.8	79.4	74.2
86	オマーン	10.6 <sup>c</sup>	8.4	..	4,940 <sup>d</sup>	3.8	..	-2.9	..
87	ドミニカ共和国	14.6	3.0	5.3	1,770	0.7	3.4	10.6	4.9
88	セントルシア	0.6	..	3.0	3,660	..	1.4	2.5	2.0
89	モルジブ	0.3	..	6.5	1,130	..	3.7	8.2	0.8
90	アゼルバイジャン	3.8	..	-9.6	480	..	-10.7	322.3	-8.3
91	エクアドル	18.4	3.2	3.4	1,520	0.5	1.3	32.0	25.8
92	ヨルダン	5.3	..	6.2	1,150	..	1.5	3.3	3.7
93	アルメニア	1.7	..	-5.7	460	..	-6.5	349.1	11.2
94	アルバニア	2.7	..	-0.3	810	..	-0.5	51.5	24.8
95	西サモア	0.2	..	1.8	1,070	..	1.1	4.3	4.0
96	ガイアナ	0.7	-4.5	9.8	780	-5.1	8.9	16.0	3.2
97	イラン	102.2	0.4	4.0	1,650	-2.8	2.3	28.3	15.9
98	キルギス	1.8	..	-6.2	380	..	-6.9	157.8	11.5
99	中国	923.6	8.4	10.4	750	6.8	9.2	9.7	-1.1
100	トルクメニスタン	3.0 <sup>e</sup>	..	..	650 <sup>f</sup>	..	..	663.4	13.5
101	チュニジア	19.2	4.5	4.5	2,060	1.9	2.7	4.8	3.5
102	モルドバ	1.7	..	..	380	..	..	173.9	8.0
103	南アフリカ	136.9	1.7	1.7	3,310	-0.7	-0.4	10.6	7.9
104	エルサルバドル	11.2	-0.3	5.2	1,850	-1.7	3.0	8.9	2.6
105	カーボベルデ	0.5	..	4.7	1,200	..	2.2	4.4	2.8
106	ウズベキスタン	22.9	..	..	950	..	..	356.7	33.2
107	アルジェリア	46.4	3.8	1.4	1,550	0.8	-0.9	21.1	-4.2
108	ベトナム	26.5	..	8.0	350	..	6.1	18.5	8.9
109	インドネシア	130.6	6.7	4.1	640	4.6	2.4	12.2	73.1
110	タジキスタン	2.3	..	-10.0	370	..	-11.6	500.0	49.9

## 13 経済実績

HD順位	GNP (10億US\$) <sup>a</sup> 1998	GNP 年間成長率(%) <sup>b</sup>		1人当たり GNP (US\$) <sup>a</sup> 1998	1人当たりGNP 年間成長率(%) <sup>b</sup>		平均年間 インフレ率(%)		
		1975-95	1990-98		1975-90	1990-98	1990-98	1998	
111	シリア	15.5	3.2	3.9	1,020	-0.1	0.9	8.9	7.0
112	スワジランド	1.4	0.0	3.0	1,400	2.7	-0.2	12.4	8.5
113	ホンジュラス	4.6	3.7	4.3	740	0.4	1.4	20.6	13.6
114	ボリビア	8.0	..	4.6	1,010	..	2.1	9.9	7.7
115	ナミビア	3.2	..	3.8	1,940	..	1.1	9.5	11.4
116	ニカラグア	1.9	-2.5	3.8	370	-5.2	0.9	38.9	12.9
117	モンゴル	1.0	..	0.1	390	..	-1.8	78.2	11.5
118	パヌアツ	0.2	..	-0.6	1,260	..	-3.3	4.3	3.1
119	エジプト	79.2	7.2	4.6	1,290	4.6	2.6	9.7	3.6
120	グアテマラ	17.8	2.5	4.4	1,640	-0.1	1.7	11.4	5.8
121	ソロモン諸島	0.3	6.1	2.8	760	2.5	-0.5	9.7	12.0
122	ボツワナ	4.8	12.3	3.9	3,070	8.5	1.4	10.3	7.9
123	ガボン	4.9	0.0	3.2	4,170	-3.2	0.5	7.2	-8.6
124	モロッコ	34.4	4.2	2.6	1,240	1.9	0.7	3.5	0.7
125	ミャンマー	..	..	..	..	..	..	25.9	34.0
126	イラク	..	..	..	..	..	..	..	..
127	レソト	1.2	4.6	3.2	570	2.0	0.9	7.7	3.7
128	インド	427.4	4.8	5.6	440	2.6	3.8	8.9	8.9
129	ガーナ	7.3	1.7	4.3	390	-1.1	1.5	28.6	17.6
130	ジンバブエ	7.2	3.0	1.8	620	-0.2	-0.5	21.9	29.8
131	赤道ギニア	0.5	..	17.7	1,110	..	14.8	12.7	-23.6
132	サントメ・プリンシペ	0.0	..	1.5	270	..	-1.1	57.5	37.1
133	パプアニューギニア	4.1	1.3	4.5	390	-1.0	2.1	7.1	10.3
134	カメルーン	6.7	5.4	0.5	610	2.5	-2.2	6.1	1.1
135	パキスタン	61.5	6.2	4.3	470	3.2	1.7	11.1	7.8
136	カンボジア	2.9	..	4.7	260	..	1.8	32.8	17.0
137	コモロ	0.2	3.8	-0.5	370	..	-3.0	3.9	3.0
138	ケニア	10.2	4.8	2.4	350	1.1	-0.3	15.8	10.6
139	コンゴ	1.9	3.8	1.5	680	0.9	-1.3	7.1	-16.9
人間開発指数並び位									
140	ラオス	1.6	..	6.2	320	..	3.5	16.3	84.0
141	マダガスカル	3.7	0.6	1.3	260	-2.0	-1.5	22.1	8.8
142	ブータン	0.4	..	5.1	470	..	2.0	9.7	5.9
143	スーダン	8.2	1.4	5.3	290	-1.3	3.1	74.4	26.9
144	ネパール	4.9	4.0	4.8	210	1.3	2.3	8.9	3.3
145	トーゴ	1.5	2.2	1.6	330	-0.7	-1.4	8.8	2.7
146	バングラデシュ	44.2	4.7	4.9	350	2.2	3.2	3.6	5.3
147	モーリタニア	1.0	2.0	4.1	410	-0.6	1.3	5.3	8.8
148	イエメン	4.6	..	2.8	280	..	-1.5	24.2	-4.6
149	ジブチ	..	..	..	..	..	..	4.4	3.0
150	ハイチ	3.2	1.6	-1.1	410	-0.3	-3.2	23.3	12.7
151	ナイジェリア	33.4	1.5	3.5	300	-1.5	0.9	38.7	10.5
152	コンゴ民主共和国	5.4	-0.2	-5.3	110	-3.3	-8.3	1,423.1	15.0
153	ザンビア	3.2	0.6	1.4	330	-2.5	-1.3	63.5	23.2
154	コートジボワール	10.2	1.3	4.1	700	-2.3	1.3	8.7	3.0
155	セネガル	4.7	2.4	3.2	520	-0.4	0.5	5.6	2.2
156	タンザニア	7.2	..	3.4	220	..	0.4	24.3	17.3
157	ベナン	2.3	3.0	4.8	380	0.0	1.8	10.1	4.2
158	ウガンダ	6.6	..	7.1	310	..	3.9	15.3	10.7
159	エリトリア	0.8	..	..	200	..	..	10.1	-0.9
160	アンゴラ	4.6	..	-3.3	380	..	-6.4	924.3	60.9
161	ガンビア	0.4	3.3	3.6	340	-0.2	0.1	4.4	1.8
162	ギニア	3.8	..	4.7	530	..	2.0	6.7	4.3
163	マラウイ	2.2	2.8	3.6	210	-0.5	0.9	33.2	23.2
164	ルワンダ	1.9	4.7	-1.4	230	1.5	-3.3	18.1	2.6
165	マリ	2.6	2.1	3.7	250	-0.3	0.8	9.3	4.8



13 経済実績

HDI順位	GNP (10億US\$) '998	GNP 年間成長率(%) <sup>a</sup>		1人当たり GNP (US\$) <sup>a</sup> 1998	1人当たりGNP 年間成長率(%) <sup>a</sup>		平均年間 インフレ率(%) <sup>b</sup>	
		1975-85	1990-98		1975-90	1990-98	1990-98	1998
166 中央アフリカ	1.1	0.8	1.3	300	-1.6	-0.8	5.4	1.8
167 チャド	1.7	1.6	3.1	230	-0.6	0.1	8.3	4.1
168 モザンビーク	3.5	-	5.8	210	-	3.5	41.1	3.8
169 ギニアビサウ	0.2	2.5	-1.2	160	-0.5	-3.4	41.8	7.7
170 ブルンジ	0.9	4.4	-1.9	140	1.7	-4.2	11.8	12.1
171 エチオピア	6.2	-	3.3	100	-	1.0	8.0	9.7
172 ブルキナファソ	2.6	3.2	4.1	240	0.6	1.7	6.6	3.1
173 ニジェール	2.0	1.5	2.4	200	-1.7	-1.0	6.8	3.0
174 シエラレオネ	0.7	0.6	-4.1	140	-1.4	-6.4	32.5	26.9
全開発途上国	5,698.5 T	3.9	5.1	1,250	1.7	3.3	-	-
後開発途上国	156.5 T	2.4	3.3	270	0.3	0.0	-	-
アラブ諸国	564.6 T	3.2	3.0	2,220	0.1	0.5	-	-
東アジア	1,481.6 T	8.7	8.2	1,140	7.1	7.1	-	-
東アジア(中国を除く)	558.1 T	8.0	5.6	10,020	6.5	4.4	-	-
ラテンアメリカ・カリブ諸国	1,903.9 T	2.2	3.6	3,830	0.1	1.9	-	-
南アジア	656.0 T	4.0	5.5	490	1.6	3.6	-	-
南アジア(インドを除く)	228.6 T	2.7	4.1	630	-0.1	2.1	-	-
東南アジア・太平洋諸国	574.2 T	5.6	6.1	1,190	0.4	4.3	-	-
サハラ以南アフリカ	310.8 T	2.0	2.3	530	-0.9	-0.4	-	-
東欧・CIS諸国	842.7 T	-4.3	-4.3	2,110	-4.3	-4.3	-	-
OECD諸国	23,008.0 T	2.9	2.2	20,900	2.0	1.5	-	-
人間開発指数高位国	23,338.4 T	2.9	2.3	22,690	2.1	1.7	-	-
人間開発指数中位国	4,902.1 T	3.8	3.1	1,200	1.9	1.6	-	-
人間開発指数低位国	194.8 T	1.8	3.3	280	-1.0	0.8	-	-
高所得国	22,273.3 T	2.8	2.2	25,870	2.2	1.6	-	-
中所得国	4,319.5 T	3.0	2.1	2,970	1.1	0.8	-	-
低所得国	1,830.6 T	6.0	7.3	530	3.9	5.5	-	-
全世界	28,423.5 T	3.0	2.4	4,910	1.2	1.0	-	-

a World Bank Atlas 法を使い計算したGNP (現在価格US\$)。詳細は世界銀行2000bを参照  
 b データは実質値 (1995年US\$)をもとに計算。年間成長率は各年の成長率合計の平均  
 c 1995年のデータ  
 d 1996年のデータ  
 e 1997年のデータ  
 出典：第1、4、7、8列：世界銀行2000b。集計値は人間開発報告事務局のために世界銀行が算出した；第2、3、5、6列：世界銀行2000bのGNPおよび1人当たりGNPのデータを使う計算。集計値は人間開発報告事務局のために世界銀行が算出

14 マクロ  
経済構造

HDI順位	GDP (10億US\$) 1998	農業 (%) (対GDP比) <sup>a</sup> 1993	工業 (%) (対GDP比) <sup>a</sup> 1998	サービス (%) (対GDP比) <sup>a</sup> 1998	消費		国内粗 投資額 (%) (対GDP比) 1998	国内粗 貯蓄額 (%) (対GDP比) 1998	中央政府		予算の 赤字・赤字 (%) (対GDP比) 1998
					民間 (%) (対GDP比) 1998	政府 (%) (対GDP比) 1998			収入 (%) (対GDP比) 1998	支出 (%) (対GDP比) 1998	
1 カナダ	580.6	-	-	-	58.7 <sup>d</sup>	20.0 <sup>d</sup>	19.7 <sup>d</sup>	21.3 <sup>d</sup>	18.1 <sup>d</sup>	24.7 <sup>d</sup>	-3.5 <sup>d</sup>
2 ノルウェー	145.9	2.0 <sup>d</sup>	32.1 <sup>d</sup>	65.9 <sup>d</sup>	47.5 <sup>d</sup>	20.2 <sup>d</sup>	25.2 <sup>d</sup>	32.3 <sup>d</sup>	34.1 <sup>d</sup>	35.7 <sup>d</sup>	0.7 <sup>d</sup>
3 米国	8,230.4	1.7 <sup>d</sup>	26.2 <sup>d</sup>	72.0 <sup>d</sup>	67.7 <sup>d</sup>	15.2 <sup>d</sup>	18.5 <sup>d</sup>	17.1 <sup>d</sup>	20.5 <sup>d</sup>	21.1 <sup>d</sup>	0.9 <sup>d</sup>
4 オーストラリア	361.7	3.2 <sup>d</sup>	26.2 <sup>d</sup>	70.6 <sup>d</sup>	62.1 <sup>d</sup>	16.7 <sup>d</sup>	21.8 <sup>d</sup>	21.3 <sup>d</sup>	22.7 <sup>d</sup>	24.5 <sup>d</sup>	2.8 <sup>d</sup>
5 アイスランド	7.9	-	25.7 <sup>d</sup>	63.0 <sup>d</sup>	61.1 <sup>d</sup>	20.5 <sup>d</sup>	17.8 <sup>d</sup>	18.5 <sup>d</sup>	25.2 <sup>d</sup>	29.2 <sup>d</sup>	0.4 <sup>d</sup>
6 スウェーデン	226.5	-	-	-	53.1 <sup>d</sup>	25.8 <sup>d</sup>	14.1 <sup>d</sup>	21.1 <sup>d</sup>	35.8 <sup>d</sup>	42.7 <sup>d</sup>	-1.6 <sup>d</sup>
7 ベルギー	248.2	1.1 <sup>d</sup>	27.6 <sup>d</sup>	71.2 <sup>d</sup>	63.3 <sup>d</sup>	14.4 <sup>d</sup>	17.0 <sup>d</sup>	22.3 <sup>d</sup>	43.3 <sup>d</sup>	46.6 <sup>d</sup>	-2.0 <sup>d</sup>
8 オランダ	381.0	3.1 <sup>d</sup>	26.9 <sup>d</sup>	70.0 <sup>d</sup>	59.1 <sup>d</sup>	13.7 <sup>d</sup>	20.2 <sup>d</sup>	27.2 <sup>d</sup>	42.7 <sup>d</sup>	47.6 <sup>d</sup>	-1.7 <sup>d</sup>
9 日本	3,783.0	1.7 <sup>d</sup>	37.2 <sup>d</sup>	61.1 <sup>d</sup>	60.3 <sup>d</sup>	9.7 <sup>d</sup>	28.7 <sup>d</sup>	29.9 <sup>d</sup>	-	-	-
10 英国	1,357.2	1.8 <sup>d</sup>	31.5 <sup>d</sup>	66.7 <sup>d</sup>	64.3 <sup>d</sup>	20.3 <sup>d</sup>	15.9 <sup>d</sup>	15.4 <sup>d</sup>	36.4 <sup>d</sup>	37.9 <sup>d</sup>	0.6 <sup>d</sup>
11 フィンランド	123.5	4.0 <sup>d</sup>	34.3 <sup>d</sup>	61.7 <sup>d</sup>	52.9 <sup>d</sup>	20.9 <sup>d</sup>	17.3 <sup>d</sup>	26.2 <sup>d</sup>	28.1 <sup>d</sup>	35.3 <sup>d</sup>	-2.5 <sup>d</sup>
12 フランス	1,427.0	2.3 <sup>d</sup>	26.2 <sup>d</sup>	71.5 <sup>d</sup>	59.9 <sup>d</sup>	19.3 <sup>d</sup>	16.8 <sup>d</sup>	20.7 <sup>d</sup>	39.2 <sup>d</sup>	46.6 <sup>d</sup>	-3.5 <sup>d</sup>
13 スイス	263.6	-	-	-	61.2 <sup>d</sup>	14.1 <sup>d</sup>	20.3 <sup>d</sup>	24.8 <sup>d</sup>	22.0 <sup>d</sup>	27.9 <sup>d</sup>	-1.3 <sup>d</sup>
14 ドイツ	2,134.2	1.1 <sup>d</sup>	-	44.1 <sup>d</sup>	57.8 <sup>d</sup>	19.4 <sup>d</sup>	21.3 <sup>d</sup>	22.8 <sup>d</sup>	26.5 <sup>d</sup>	32.9 <sup>d</sup>	-0.9 <sup>d</sup>
15 デンマーク	174.9	4.0 <sup>d</sup>	26.8 <sup>d</sup>	69.2 <sup>d</sup>	50.7 <sup>d</sup>	25.3 <sup>d</sup>	20.6 <sup>d</sup>	24.0 <sup>d</sup>	33.7 <sup>d</sup>	41.4 <sup>d</sup>	-1.9 <sup>d</sup>
16 オーストリア	211.9	1.4 <sup>d</sup>	30.5 <sup>d</sup>	68.1 <sup>d</sup>	56.2 <sup>d</sup>	19.0 <sup>d</sup>	25.3 <sup>d</sup>	24.8 <sup>d</sup>	34.8 <sup>d</sup>	40.5 <sup>d</sup>	-2.7 <sup>d</sup>
17 ルクセンブルク	17.4	0.8 <sup>d</sup>	-	-	48.0 <sup>d</sup>	12.4 <sup>d</sup>	23.6 <sup>d</sup>	39.6 <sup>d</sup>	41.9 <sup>d</sup>	41.0 <sup>d</sup>	2.1 <sup>d</sup>
18 アイルランド	81.9	5.6 <sup>d</sup>	-	-	60.6 <sup>d</sup>	13.1 <sup>d</sup>	19.6 <sup>d</sup>	37.4 <sup>d</sup>	31.6 <sup>d</sup>	35.5 <sup>d</sup>	-0.4 <sup>d</sup>
19 イタリア	1,171.3	2.6 <sup>d</sup>	30.5 <sup>d</sup>	66.9 <sup>d</sup>	61.8 <sup>d</sup>	16.3 <sup>d</sup>	17.5 <sup>d</sup>	21.9 <sup>d</sup>	38.6 <sup>d</sup>	44.6 <sup>d</sup>	-3.3 <sup>d</sup>
20 ニュージーランド	52.8	-	-	-	53.4 <sup>d</sup>	15.2 <sup>d</sup>	20.8 <sup>d</sup>	21.4 <sup>d</sup>	32.1 <sup>d</sup>	33.4 <sup>d</sup>	0.5 <sup>d</sup>
21 スペイン	553.2	3.5 <sup>d</sup>	-	25.1 <sup>d</sup>	62.0 <sup>d</sup>	16.2 <sup>d</sup>	20.7 <sup>d</sup>	21.9 <sup>d</sup>	28.1 <sup>d</sup>	36.1 <sup>d</sup>	-5.5 <sup>d</sup>
22 キプロス	9.0	-	-	-	63.4 <sup>d</sup>	18.0 <sup>d</sup>	25.1 <sup>d</sup>	18.6 <sup>d</sup>	24.7 <sup>d</sup>	37.0 <sup>d</sup>	-5.3 <sup>d</sup>
23 イスラエル	100.5	100.0 <sup>d</sup>	-	-	61.3 <sup>d</sup>	29.5 <sup>d</sup>	20.3 <sup>d</sup>	9.2 <sup>d</sup>	36.4 <sup>d</sup>	49.0 <sup>d</sup>	-1.2 <sup>d</sup>
24 シンガポール	84.4	0.1 <sup>d</sup>	35.2 <sup>d</sup>	64.6 <sup>d</sup>	38.7 <sup>d</sup>	10.0 <sup>d</sup>	33.5 <sup>d</sup>	51.3 <sup>d</sup>	16.1 <sup>d</sup>	16.8 <sup>d</sup>	11.7 <sup>d</sup>
25 キリシャ	120.7	10.6 <sup>d</sup>	17.7 <sup>d</sup>	71.7 <sup>d</sup>	73.4 <sup>d</sup>	14.0 <sup>d</sup>	20.1 <sup>d</sup>	11.8 <sup>d</sup>	20.6 <sup>d</sup>	34.0 <sup>d</sup>	-8.4 <sup>d</sup>
26 香港 (中国)	166.4	0.1 <sup>d</sup>	14.7 <sup>d</sup>	85.2 <sup>d</sup>	60.1 <sup>d</sup>	9.4 <sup>d</sup>	30.2 <sup>d</sup>	30.5 <sup>d</sup>	-	-	-
27 マルタ	3.5	-	-	-	62.4 <sup>d</sup>	20.0 <sup>d</sup>	23.0 <sup>d</sup>	17.6 <sup>d</sup>	29.0 <sup>d</sup>	41.6 <sup>d</sup>	-9.8 <sup>d</sup>
28 ポルトガル	106.7	3.9 <sup>d</sup>	35.2 <sup>d</sup>	60.9 <sup>d</sup>	64.5 <sup>d</sup>	18.6 <sup>d</sup>	25.6 <sup>d</sup>	16.9 <sup>d</sup>	32.1 <sup>d</sup>	40.8 <sup>d</sup>	-2.1 <sup>d</sup>
29 スロベニア	19.5	4.0 <sup>d</sup>	38.6 <sup>d</sup>	57.4 <sup>d</sup>	65.7 <sup>d</sup>	20.6 <sup>d</sup>	25.2 <sup>d</sup>	23.7 <sup>d</sup>	-	-	-
30 パルバドス	2.3	6.6 <sup>d</sup>	20.0 <sup>d</sup>	73.4 <sup>d</sup>	65.8 <sup>d</sup>	15.0 <sup>d</sup>	16.4 <sup>d</sup>	16.8 <sup>d</sup>	-	-	-
31 韓国	320.7	4.9 <sup>d</sup>	43.5 <sup>d</sup>	51.6 <sup>d</sup>	55.3 <sup>d</sup>	10.9 <sup>d</sup>	20.9 <sup>d</sup>	33.8 <sup>d</sup>	17.3 <sup>d</sup>	17.4 <sup>d</sup>	-1.3 <sup>d</sup>
32 ブルネイ	4.9	2.8 <sup>d</sup>	44.4 <sup>d</sup>	52.7 <sup>d</sup>	-	-	-	-	-	-	-
33 パパマ	3.7 <sup>d</sup>	-	-	-	-	-	-	-	16.3 <sup>d</sup>	19.3 <sup>d</sup>	-1.9 <sup>d</sup>
34 チェコ	56.4	4.2 <sup>d</sup>	39.2 <sup>d</sup>	56.6 <sup>d</sup>	52.2 <sup>d</sup>	19.3 <sup>d</sup>	29.9 <sup>d</sup>	28.5 <sup>d</sup>	31.6 <sup>d</sup>	35.0 <sup>d</sup>	-1.6 <sup>d</sup>
35 アルゼンチン	298.1	5.7 <sup>d</sup>	28.7 <sup>d</sup>	65.6 <sup>d</sup>	70.7 <sup>d</sup>	11.9 <sup>d</sup>	19.9 <sup>d</sup>	17.4 <sup>d</sup>	12.4 <sup>d</sup>	15.3 <sup>d</sup>	-1.5 <sup>d</sup>
36 クウェート	25.2	0.4 <sup>d</sup>	53.5 <sup>d</sup>	46.1 <sup>d</sup>	56.2 <sup>d</sup>	31.2 <sup>d</sup>	14.3 <sup>d</sup>	12.7 <sup>d</sup>	1.5 <sup>d</sup>	50.9 <sup>d</sup>	-
37 アンティグア・バーブーダ	0.6	4.0 <sup>d</sup>	18.9 <sup>d</sup>	77.1 <sup>d</sup>	-	-	32.2 <sup>d</sup>	24.1 <sup>d</sup>	-	-	-
38 チリ	78.7	7.4 <sup>d</sup>	30.4 <sup>d</sup>	62.2 <sup>d</sup>	65.0 <sup>d</sup>	9.8 <sup>d</sup>	26.5 <sup>d</sup>	25.2 <sup>d</sup>	18.4 <sup>d</sup>	21.6 <sup>d</sup>	0.4 <sup>d</sup>
39 ウルグアイ	20.6	8.5 <sup>d</sup>	27.5 <sup>d</sup>	64.0 <sup>d</sup>	71.0 <sup>d</sup>	13.7 <sup>d</sup>	15.8 <sup>d</sup>	15.3 <sup>d</sup>	30.0 <sup>d</sup>	33.3 <sup>d</sup>	-0.8 <sup>d</sup>
40 スロバキア	20.4	4.4 <sup>d</sup>	31.6 <sup>d</sup>	64.0 <sup>d</sup>	50.2 <sup>d</sup>	21.6 <sup>d</sup>	39.4 <sup>d</sup>	28.2 <sup>d</sup>	-	-	-
41 バーレーン	5.3	0.9 <sup>d</sup>	39.9 <sup>d</sup>	59.2 <sup>d</sup>	35.4 <sup>d</sup>	22.5 <sup>d</sup>	6.0 <sup>d</sup>	42.1 <sup>d</sup>	10.1 <sup>d</sup>	32.0 <sup>d</sup>	-5.8 <sup>d</sup>
42 カタール	9.2 <sup>d</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43 ハンガリー	47.8	6.0 <sup>d</sup>	34.0 <sup>d</sup>	60.0 <sup>d</sup>	61.3 <sup>d</sup>	10.3 <sup>d</sup>	31.0 <sup>d</sup>	26.4 <sup>d</sup>	31.4 <sup>d</sup>	43.4 <sup>d</sup>	-6.1 <sup>d</sup>
44 ポーランド	158.6	-	-	-	62.3 <sup>d</sup>	16.4 <sup>d</sup>	26.4 <sup>d</sup>	21.3 <sup>d</sup>	32.7 <sup>d</sup>	37.7 <sup>d</sup>	-1.0 <sup>d</sup>
45 アラブ首長国連邦	47.2	-	-	-	-	-	-	-	0.7 <sup>d</sup>	11.0 <sup>d</sup>	-0.3 <sup>d</sup>
46 エストニア	5.2	6.3 <sup>d</sup>	26.7 <sup>d</sup>	67.0 <sup>d</sup>	57.7 <sup>d</sup>	22.6 <sup>d</sup>	29.3 <sup>d</sup>	19.7 <sup>d</sup>	29.9 <sup>d</sup>	32.9 <sup>d</sup>	-0.1 <sup>d</sup>
47 セントクリストファー・ネイビス	0.3	4.6 <sup>d</sup>	24.3 <sup>d</sup>	71.1 <sup>d</sup>	38.1 <sup>d</sup>	42.3 <sup>d</sup>	45.4 <sup>d</sup>	19.6 <sup>d</sup>	-	-	-
48 コスタリカ	10.5	15.2 <sup>d</sup>	24.3 <sup>d</sup>	60.5 <sup>d</sup>	56.6 <sup>d</sup>	16.6 <sup>d</sup>	28.7 <sup>d</sup>	26.8 <sup>d</sup>	23.1 <sup>d</sup>	30.1 <sup>d</sup>	-3.8 <sup>d</sup>
49 クロアチア	21.8	8.9 <sup>d</sup>	32.4 <sup>d</sup>	58.7 <sup>d</sup>	59.6 <sup>d</sup>	26.2 <sup>d</sup>	23.2 <sup>d</sup>	14.2 <sup>d</sup>	43.3 <sup>d</sup>	45.6 <sup>d</sup>	0.6 <sup>d</sup>
50 トリニダード・トバゴ	6.4	1.8 <sup>d</sup>	47.5 <sup>d</sup>	50.7 <sup>d</sup>	81.8 <sup>d</sup>	11.2 <sup>d</sup>	22.1 <sup>d</sup>	7.1 <sup>d</sup>	23.3 <sup>d</sup>	28.2 <sup>d</sup>	0.2 <sup>d</sup>
51 ドミニカ	0.2	20.2 <sup>d</sup>	22.5 <sup>d</sup>	57.3 <sup>d</sup>	58.6 <sup>d</sup>	20.9 <sup>d</sup>	25.4 <sup>d</sup>	20.5 <sup>d</sup>	-	-	-
52 リトアニア	10.7	10.4 <sup>d</sup>	32.6 <sup>d</sup>	57.0 <sup>d</sup>	63.2 <sup>d</sup>	24.5 <sup>d</sup>	24.2 <sup>d</sup>	12.3 <sup>d</sup>	25.4 <sup>d</sup>	30.4 <sup>d</sup>	-0.4 <sup>d</sup>
53 セイシェル	0.5	4.1 <sup>d</sup>	23.6 <sup>d</sup>	72.4 <sup>d</sup>	46.5 <sup>d</sup>	33.2 <sup>d</sup>	37.5 <sup>d</sup>	20.3 <sup>d</sup>	34.3 <sup>d</sup>	68.3 <sup>d</sup>	1.4 <sup>d</sup>
54 グレナダ	0.3	8.4 <sup>d</sup>	22.2 <sup>d</sup>	69.4 <sup>d</sup>	65.7 <sup>d</sup>	17.2 <sup>d</sup>	40.6 <sup>d</sup>	17.1 <sup>d</sup>	23.1 <sup>d</sup>	28.1 <sup>d</sup>	2.3 <sup>d</sup>
55 メキシコ	393.5	4.9 <sup>d</sup>	26.6 <sup>d</sup>	68.4 <sup>d</sup>	68.2 <sup>d</sup>	9.4 <sup>d</sup>	24.4 <sup>d</sup>	22.4 <sup>d</sup>	13.0 <sup>d</sup>	15.3 <sup>d</sup>	-1.1 <sup>d</sup>

人間開発指数中位国



14 マクロ  
経済構造

HDI順位	GDP (10億US\$) (%) 1998	農業 (対GDP比) (%) 1998	工業 (対GDP比) (%) 1998	サービス (対GDP比) (%) 1998	消費		国内粗 投資額 (対GDP比) (%) 1998	国内粗 貯蓄額 (対GDP比) (%) 1998	中央政府		予算の 黒字・赤字 (%) 1998	
					民間 (対GDP比) (%) 1998	政府 (対GDP比) (%) 1998			税収入 (対GDP比) (%) 1998	歳出 (対GDP比) (%) 1998		
56	キューバ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	
57	ベラルーシ	22.6	13.4	46.1	40.5	60.4	19.5	26.1	20.1	28.7	32.2	-0.9
58	ペリデー	0.7	18.7	25.5	55.8	67.3	13.8	23.9	18.9	..	..	..
59	パナマ	9.1	7.9	16.4	73.6	60.0	16.5	32.8	23.5	16.4	27.0	3.2
60	ブルガリア	12.3	18.7	25.5	55.7	71.2	15.1	14.7	13.7	0.0	0.0	0.0
61	マレーシア	72.5	13.2	43.6	43.3	41.5	10.0	26.7	48.5	18.9	19.7	2.9
62	ロシア	275.6	7.3	35.3	57.4	64.9	13.8	16.3	21.2	18.4	25.4	-4.7
63	ラトビア	5.4	4.7	29.4	65.9	63.9	26.3	23.0	9.8	28.0	33.0	0.1
64	ルーマニア	38.2	16.4	40.1	43.4	76.1	14.7	17.7	9.2	24.4	31.9	-3.9
65	ベネズエラ	95.0	5.0	34.0	61.0	72.9	7.5	19.6	19.6	12.8	19.8	-2.8
66	フィジー	1.6	19.6	31.0	49.5	70.7	16.0	12.0	13.3	21.3	29.6	-4.9
67	スリナム	0.3	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
68	コロンビア	102.9	13.5	25.1	61.4	69.6	16.4	19.6	13.9	10.1	16.0	-4.7
69	マグドニア	2.5	11.4	28.3	60.3	75.4	17.5	22.8	7.1	..	..	..
70	グルジア	5.1	26.0	15.8	56.2	97.2	8.9	7.8	-6.1	4.6	8.6	-2.5
71	モーリシャス	4.2	8.6	33.1	56.3	65.0	11.0	24.1	24.0	17.7	22.4	0.9
72	リビア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
73	カザフスタン	22.0	9.2	31.2	59.6	76.3	10.9	17.3	12.8	..	..	..
74	ブラジル	773.2	8.4	28.8	62.8	63.6	17.8	21.3	18.6	..	..	..
75	サウジアラビア	123.9	7.0	47.6	45.4	41.3	32.5	21.0	26.2	..	..	..
76	タイ	111.3	11.2	41.2	47.7	47.5	10.7	25.3	41.8	14.5	18.6	-3.5
77	フィリピン	65.1	16.9	31.6	51.5	70.4	13.3	20.5	16.3	17.0	19.3	0.1
78	ウクライナ	43.6	14.4	34.4	51.2	56.2	26.1	20.7	17.7	..	..	..
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	0.3	10.9	26.9	62.2	70.5	18.8	31.8	10.7	26.6	42.3	-3.2
80	ペルー	62.7	7.1	36.8	56.1	71.6	8.9	24.3	19.5	13.7	16.4	-0.2
81	パラグアイ	8.6	24.9	26.2	48.9	72.9	10.5	21.0	16.6	..	..	..
82	レバノン	17.2	12.4	26.5	61.1	98.3	14.5	27.6	-12.8	12.7	32.1	-15.1
83	ジャマイカ	6.4	8.0	33.7	56.4	60.0	21.6	31.5	18.4	..	..	..
84	スリランカ	15.7	21.1	27.5	51.4	71.3	9.8	25.4	16.9	14.5	25.0	-8.0
85	トルコ	193.8	17.6	25.4	57.0	66.3	12.6	24.6	21.1	19.1	29.9	-8.4
86	オマーン	15.0	..	..	..	..	..	..	..	6.4	31.6	-6.6
87	ドミニカ共和国	15.9	11.6	32.8	55.6	74.9	8.2	25.8	16.9	15.5	16.7	0.4
88	セントルシア	0.6	8.1	18.9	72.9	68.6	15.2	13.3	16.1	..	..	..
89	モルジブ	0.4	16.4	..	..	..	..	..	..	20.6	51.1	-5.3
90	アゼルバイジャン	3.9	20.3	36.7	41.0	84.2	11.0	39.2	4.8	16.2	25.1	-3.9
91	エクアドル	18.4	12.9	35.2	51.9	68.2	12.6	26.6	19.3	..	..	..
92	ヨルダン	7.4	3.0	25.7	71.3	69.5	26.7	25.0	3.8	19.8	34.0	-3.3
93	アルメニア	1.9	32.9	31.8	35.3	..	11.2	19.0	-14.2	..	..	..
94	アルバニア	3.0	54.4	24.5	21.0	96.5	10.2	16.0	-6.7	14.8	29.8	-8.5
95	西サモア	0.2	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
96	ガイアナ	0.7	34.7	32.5	32.8	65.3	17.6	23.7	17.1	..	..	..
97	イラン	113.1	24.9	36.7	38.4	65.3	20.2	16.1	14.5	11.2	26.7	0.3
98	キルギス	1.7	46.0	23.6	30.4	82.1	15.7	18.3	2.2	..	..	..
99	中国	959.0	18.4	48.7	32.9	45.4	11.9	38.3	42.6	5.7	8.1	-1.5
100	トルクメニスタン	2.4	24.6	41.8	33.6	..	..	..	..	..	..	..
101	チュニジア	20.0	12.4	28.4	59.1	62.7	13.0	27.5	24.3	24.8	32.6	-3.1
102	モルドバ	1.6	28.9	31.3	39.8	84.4	18.4	26.0	-2.8	..	..	..
103	南アフリカ	103.5	4.0	31.6	64.3	63.0	20.2	15.6	16.9	24.6	29.7	-2.9
104	エルサルバドル	11.9	12.1	28.0	59.9	86.6	9.5	16.6	4.0	..	..	..
105	カーボベルデ	0.5	12.2	19.1	68.7	75.6	16.2	40.2	8.3	..	..	..
106	ウズベキスタン	20.4	31.2	27.0	41.9	59.4	21.6	19.2	19.0	..	..	..
107	アルジェリア	47.3	12.1	47.3	40.6	54.7	18.1	27.2	27.2	30.7	29.2	2.9
108	ベトナム	27.2	25.7	32.6	41.7	71.1	7.6	28.7	21.3	15.8	20.1	-1.1
109	インドネシア	94.2	19.5	45.3	35.2	70.2	5.8	14.0	24.1	15.6	17.9	-2.4
110	タジキスタン	2.2	5.7	29.7	64.6	75.7	9.1	14.7	15.2	..	..	..

14 マクロ  
経済構造

HDI順位	GDP (10億US\$) (%) 1998	農業 (対GDP比) (%) 1998	工業 (対GDP比) (%) 1998	サービス (対GDP比) (%) 1998	消費		国内粗 投資額 (対GDP比) (%) 1998	国内粗 貯蓄額 (対GDP比) (%) 1998	中央政府		予算の 黒字・赤字 (%) 1998	
					民間 (対GDP比) (%) 1998	政府 (対GDP比) (%) 1998			税収入 (対GDP比) (%) 1998	歳出 (対GDP比) (%) 1998		
111	シリア	17.4	..	..	..	70.3	11.4	29.5	18.3	16.4	24.6	-0.2
112	スワジランド	1.2	16.0	38.7	45.3	60.8	20.0	12.3	19.2	..	..	..
113	ホンジュラス	5.4	20.3	30.9	48.8	66.2	10.3	29.6	23.4	..	..	..
114	ボリビア	8.6	15.4	28.7	55.9	75.2	14.0	20.0	10.8	15.1	21.9	-2.3
115	ナミビア	3.1	10.0	34.2	55.9	55.7	25.5	19.0	18.8	..	..	..
116	ニカラグア	2.0	34.1	21.5	44.4	84.7	14.2	33.4	1.1	23.9	33.2	-0.6
117	モンゴル	1.0	32.8	27.6	39.6	62.6	17.6	26.8	20.0	13.6	23.0	-10.8
118	バヌアツ	0.2	24.7	12.2	63.2	..	..	..	..	..	..	..
119	エジプト	82.7	17.5	32.3	50.2	74.0	10.2	22.2	15.8	16.6	30.6	-2.0
120	グアテマラ	18.9	23.3	20.0	56.8	86.8	5.6	16.0	7.7	..	..	..
121	ソロモン諸島	0.3	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
122	ボツワナ	4.9	3.6	46.1	50.4	51.8	26.4	20.6	21.8	14.7	35.3	8.4
123	ガボン	5.5	7.3	60.3	32.5	41.9	14.9	32.3	43.2	..	..	..
124	モロッコ	35.5	16.6	32.0	51.4	67.2	18.2	22.6	14.7	23.8	33.3	-4.4
125	ミャンマー	..	53.2	9.0	37.8	..	..	11.7	11.1	4.5	8.9	-0.9
126	イラク	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
127	レソト	0.8	11.5	42.0	46.5	..	21.7	48.6	-42.7	38.7	55.8	-4.1
128	インド	430.0	29.3	24.7	45.9	68.6	10.5	23.6	20.9	8.6	14.4	-5.2
129	ガーナ	7.5	10.4	6.9	62.7	76.5	10.0	22.9	13.2	..	..	..
130	ジンバブエ	6.3	19.5	24.4	56.1	69.0	15.6	17.2	15.4	26.4	35.7	-5.0
131	赤道ギニア	0.5	21.8	66.4	11.8	65.9	20.9	84.6	13.2	..	..	..
132	サントメ・プリンシペ	0.0	21.3	16.7	62.0	90.2	25.6	41.3	-15.9	..	..	..
133	バブアニューギニア	3.7	24.4	42.3	33.3	51.0	20.7	30.3	23.3	..	..	..
134	カメルーン	8.7	42.4	21.6	35.9	71.0	9.2	18.4	19.9	9.4	12.7	0.2
135	パキスタン	50.4	26.4	24.7	48.9	78.3	11.0	17.1	12.7	12.6	21.4	-6.3
136	カンボジア	2.9	50.6	14.8	34.6	85.8	8.7	15.0	5.5	..	..	..
137	コモロ	0.2	38.7	12.8	48.5	93.8	11.6	19.8	-5.4	..	..	..
138	ケニア	11.6	26.1	16.2	57.7	77.2	16.1	14.4	6.7	23.5	29.0	-0.9
139	コンゴ	2.0	11.5	49.9	38.6	59.4	14.3	35.1	25.4	6.7	38.4	-8.6
人間開発指数低位国												
140	ラオス	1.3	52.6	22.0	25.4	71.1	5.1	24.9	23.7	..	..	..
141	マダガスカル	3.7	30.6	13.6	55.8	88.6	6.1	13.3	5.3	8.5	17.3	-1.3
142	ブータン	0.4	38.2	36.5	25.4	36.2	25.8	47.3	37.9	7.8	36.9	-0.4
143	スーダン	10.4	39.3	18.2	42.6	..	..	..	..	..	..	..
144	ネパール	4.8	40.5	22.2	37.3	80.3	9.3	21.7	10.5	8.8	17.5	-4.7
145	トーゴ	1.5	42.1	21.1	36.8	81.2	11.3	14.2	7.5	..	..	..
146	バングラデシュ	42.7	22.2	27.9	49.9	78.5	4.4	22.2	17.1	..	..	..
147	モーリタニア	1.0	24.8	29.5	45.7	78.2	13.8	21.0	8.0	..	..	..
148	イニメン	4.3	17.6	48.8	33.6	75.7	21.9	21.5	2.4	15.2	42.2	-2.6
149	ジブチ	0.5	3.6	20.5	75.8	78.3	27.9	9.5	-6.2	..	..	..
150	ハイチ	3.9	30.4	20.1	49.6	..	6.5	10.7	-6.9	..	..	..
151	ナイジェリア	41.4	31.7	41.0	27.3	77.5	10.7	20.0	11.8	..	..	..
152	コンゴ民主共和国	7.0	57.0	16.9	25.2	82.6	8.5	8.1	9.0	4.3	10.4	-0.8
153	ザンビア	3.4	17.3	26.4	56.3	83.8	10.8	14.3	5.3	..	..	..
154	コートジボワール	11.0	26.0	22.7	51.3	64.8	10.6	18.2	24.5	20.8	24.0	-1.3
155	セネガル	4.7	17.4	24.1	58.5	74.8	10.3	19.6	14.9	..	..	..
156	タンザニア	8.0	45.7	14.9	39.4	83.3	8.3	15.0	8.4	..	..	..
157	ベナン	2.3	38.6	13.5	47.9	82.1	9.7	17.1	8.3	..	..	..
1												



14 マクロ  
経済構造

HDI順位	GDP (10億US\$) (%)	農業 (対GDP比) (%)	工業 (対GDP比) (%)	サービス (対GDP比) (%)	消費		国内粗 投資額 (対GDP比) (%)	国内粗 貯蓄額 (対GDP比) (%)	中央政府		予算の 赤字・赤字 (対GDP比) (%)	
					民間 (対GDP比) (%)	政府 (対GDP比) (%)			税収入 (対GDP比) (%)	歳出 (対GDP比) (%)		
166	中央アフリカ	1.1	52.5	18.6	28.8	83.9	11.7	13.5	4.4	..	..	..
167	チャド	1.7	39.3	14.3	45.9	86.0	9.4	15.0	2.6	..	..	..
168	モザンビーク	3.9	34.3	20.8	44.8	89.0	9.3	20.4	1.7	..	..	..
169	ギニアビサウ	0.2	62.4	12.7	24.9	99.6	9.3	11.3	-8.9	..	..	..
170	ブルンジ	0.9	54.2	16.4	29.5	89.3	13.2	9.0	-2.5	12.7 <sup>d</sup>	24.0 <sup>d</sup>	-5.5 <sup>d</sup>
171	エチオピア	6.5	49.3	6.7	43.5	79.4	14.3	18.2	6.3	..	..	..
172	ブルキナファソ	2.6	33.3	27.2	39.5	73.0	14.7	28.6	12.4	..	..	..
173	ニジェール	2.0	41.4	17.0	41.7	83.9	12.7	10.4	3.3	..	..	..
174	シエラレオネ	0.6	44.2	23.9	32.0	92.9	8.4	8.1	-1.3	10.2 <sup>d</sup>	17.7 <sup>d</sup>	-6.0 <sup>d</sup>
全開発途上国												
後開発途上国												
アラブ諸国												
東アジア												
東アジア(中国を除く)												
ラテンアメリカ・カリブ諸国												
南アジア												
南アジア(インドを除く)												
東南アジア・太平洋諸国												
サハラ以南アフリカ												
東欧・CS諸国												
OECD諸国												
人間開発指数高位国												
人間開発指数中位国												
人間開発指数低位国												
高所得国												
中所得国												
低所得国												
全世界												

注：概数のため、農業、工業、サービス部門の数字を足しても100にならないことがある  
a GDPは市場価格（経常US\$）である  
b 付加価値のデータ  
c 歳入を含む  
d 1997年のデータ  
e 1995年のデータ  
f 1996年のデータ  
出典：第1-9列：世界銀行2000b；第9-11列：世界銀行2000およびIMFのデータ

15 資金の流れ

HDI順位	財・サービスの輸出 (対GDP比) (%)		財・サービスの輸入 (対GDP比) (%)		海外直接投資 (純額) (100万US\$)		証券投資 (純額) (100万US\$)		銀行・貿易付帯融資 (純額) (100万US\$)		長期 国債格付 <sup>a</sup> 1999	
	1990	1998	1990	1998	年平均 1987-92	1998	1990	1998	1990	1998		
人間開発指数上位国												
1	カナダ	26.1	40.7 <sup>d</sup>	26.0	39.0 <sup>d</sup>	5,899	16,500	..	..	..	..	AA+
2	ノルウェー	40.6	41.3 <sup>d</sup>	34.1	34.2 <sup>d</sup>	320	3,597	..	..	..	..	AAA
3	米国	9.9	12.1 <sup>d</sup>	11.3	13.5 <sup>d</sup>	46,211	193,375	..	..	..	..	AAA
4	オーストラリア	17.3	20.8 <sup>d</sup>	17.1	21.4 <sup>d</sup>	6,312	6,568	..	..	..	..	AA+
5	アイスランド	34.3	36.4 <sup>d</sup>	32.8	35.8 <sup>d</sup>	-2	112	..	..	..	..	A+
6	スウェーデン	29.9	43.8 <sup>d</sup>	29.5	36.8 <sup>d</sup>	2,070	19,358	..	..	..	..	AA+
7	ベルギー	68.1	72.9 <sup>d</sup>	65.9	68.4 <sup>d</sup>	7,214 <sup>e</sup>	20,889 <sup>e</sup>	..	..	..	..	AA+
8	オランダ	54.2	56.0 <sup>d</sup>	49.5	48.9 <sup>d</sup>	7,147	31,859	..	..	..	..	AAA
9	日本	10.7	11.1 <sup>d</sup>	10.0	9.9 <sup>d</sup>	911	3,192	..	..	..	..	AAA
10	英国	24.4	28.7 <sup>d</sup>	27.1	29.2 <sup>d</sup>	22,156	63,124	..	..	..	..	AAA
11	フィンランド	23.1	39.8 <sup>d</sup>	24.6	31.0 <sup>d</sup>	377	11,115	..	..	..	..	AA+
12	フランス	22.6	26.6 <sup>d</sup>	22.6	22.7 <sup>d</sup>	12,092	28,039	..	..	..	..	AAA
13	スイス	36.3	39.9 <sup>d</sup>	35.7	35.5 <sup>d</sup>	2,490	9,707	..	..	..	..	AAA
14	ドイツ	..	26.8 <sup>d</sup>	..	25.3 <sup>d</sup>	2,560	19,377	..	..	..	..	AAA
15	デンマーク	35.8	36.0 <sup>d</sup>	30.8	32.6 <sup>d</sup>	897	6,823	..	..	..	..	AA+
16	オーストリア	40.2	42.3 <sup>d</sup>	38.9	42.9 <sup>d</sup>	648	5,915	..	..	..	..	AAA
17	ルクセンブルク	101.9	101.2 <sup>d</sup>	96.8	85.2 <sup>d</sup>	..	..	..	..	..	..	AAA
18	アイルランド	58.7	79.7 <sup>d</sup>	52.8	61.9 <sup>d</sup>	615	6,820	..	..	..	..	AA+
19	イタリア	20.0	27.3 <sup>d</sup>	20.0	23.0 <sup>d</sup>	4,317	2,611	..	..	..	..	AA
20	ニュージーランド	27.6	28.9 <sup>d</sup>	26.9	28.2 <sup>d</sup>	1,625	1,160	..	..	..	..	AA+
21	スペイン	17.1	26.4 <sup>d</sup>	20.4	27.2 <sup>d</sup>	9,943	11,307	..	..	..	..	AA+
22	キプロス	51.5	..	57.1	..	83	200	..	..	..	..	A
23	イスラエル	34.7	31.9	45.4	43.1	187	1,839	..	..	..	..	A-
24	シンガポール	202.0	152.5	195.0	134.7	3,574	7,218	..	..	..	..	AAA
25	ギリシャ	16.8	15.7 <sup>d</sup>	28.1	24.0 <sup>d</sup>	938	700	..	..	..	..	..
26	香港(中国)	134.3	125.1	125.8	124.8	1,886	1,600	..	..	..	..	A
27	マルタ	85.2	88.5	98.9	93.9	46	130	..	..	..	..	A
28	ボルトガル	33.9	31.4 <sup>d</sup>	41.2	40.1 <sup>d</sup>	1,676	1,711	..	..	..	..	AA
29	スロベニア	..	56.7	..	58.1	37 <sup>f</sup>	165	..	..	..	..	A
30	バルバドス	49.1	65.4	51.7	65.0	10	16	-44	-23	30	(.)	A-
31	韓国	29.1	48.7	30.3	35.8	907	5,143	686	5,315	-413	-3,087	BBB
32	ブルネイ	..	..	..	..	1	4	..	..	..	..	..
33	バハマ	..	..	..	..	9	235	..	..	..	..	..
34	チェコ	45.2	60.0	42.6	61.4	533 <sup>f</sup>	2,540	0	606	669	-188	A-
35	アルゼンチン	10.4	10.4	4.6	12.9	1,803	5,697	-843	9,087	-1,196	3,662	BB
36	クウェート	44.9	45.1	58.1	46.7	7	-10	..	..	..	..	A
37	アンティグア・バーブーダ	89.0	74.8	87.0	82.9	15	20	..	..	..	..	..
38	チリ	34.6	27.5	31.4	28.9	927	4,792	313	799	1,194	3,825	A-
39	ウルグアイ	26.2	21.9	20.1	22.5	16	164	-16	336	-176	-5	BBB-
40	スロバキア	26.5	63.7	35.5	74.8	91 <sup>f</sup>	466	0	-570	278	1,488	BB+
41	バーレーン	122.0	115.4 <sup>d</sup>	99.7	79.3 <sup>d</sup>	58	10	..	..	..	..	..
42	カタール	..	..	..	..	10	70	..	..	..	..	BBB
43	ハンガリー	31.1	49.8	28.5	52.4	675	1,935	1,071	947	-1,379	1,800	BBB+
44	ポーランド	27.6	25.7 <sup>d</sup>	20.7	30.0 <sup>d</sup>	193	5,129	0	2,171	-18	1,117	BBB
45	アラブ首長国連邦	65.4	..	40.4	..	52	100	..	..	..	..	..
46	エストニア	..	79.8	..	89.4	..	581	..	70	..	63	BBB+
人間開発指数中位国												
47	セントクリストファー・ネイビス	52.7	51.4	84.3	77.2	..	25	0	0	(.)	-2	..
48	コスタリカ	34.6	49.0	41.4	50.8	146	552	-42	184	-99	57	BB
49	クローアチア	..	40.0	..	49.0	..	873	..	295	..	499	BBB-
50	トリニダード・トバゴ	43.7	41.3	27.2	56.4	117	800	-52	0	-126	31	BBB-
51	ドミニカ	54.5	55.4	80.5	60.3	..	20	0	0	(.)	0	..
52	リトアニア	52.1	47.2	60.6	59.1	..	926	..	0	..	57	BBB-
53	セイシェル	62.5	70.2	66.7	87.4	19	55	0	0	-6	6	..
54	グレナダ	42.4	37.9	62.8	61.4	..	20	0	0	(.)	0	..
55	メキシコ	18.6	31.2	19.7	33.2	4,310	10,238	1,224	3,158	4,396	9,732	BB



15 資金の流れ

HDI順位	財・サービスの輸出 (対GDP比) (%)		財・サービスの輸入 (対GDP比) (%)		海外直接投資 (純額) (100万US\$)		証券投資 (純額) (100万US\$)*		銀行・貿易付帯融資 (純額)*		長期 国債格付*	
	1990	1998	1990	1998	年平均 1987-92 1998		1990	1998	1990	1998		
56	キューバ	..	..	..	..	30	..	..	..	..	..	
57	ベラルーシ	46.3	62.0	44.1	68.0	..	144	..	0	-27	..	
58	ベリーズ	63.8	48.5	61.6	53.5	14	12	0	6	6	..	
59	パナマ	38.4	33.8	33.8	43.1	-113	1,186	-2	219	-4	BB+	
60	ブルガリア	33.1	45.2	36.7	46.3	34 <sup>†</sup>	431	65	9	-111	B	
61	マレーシア	76.4	114.4	74.3	92.6	2,387	3,727	-947	278	-617	3,017	BBB
62	ロシア	18.2	31.7	17.9	26.8	..	2,133	310	11,834	5,252	4,748	SD <sup>‡</sup>
63	ラトビア	47.7	47.7	49.0	61.0	..	274	..	4	..	5	BBB
64	ルーマニア	16.7	25.7	26.2	34.2	61 <sup>†</sup>	2,053	0	42	4	-247	B-
65	ベネズエラ	39.4	20.0	20.2	20.1	553	3,737	345	1,472	-922	959	B
66	フィジー	63.6	66.0	66.0	64.7	43	91	0	0	-16	9	..
67	スリナム	28.2	..	27.4	..	-119	10	..	..	..	..	B-
68	コロンビア	20.0	13.9	15.8	19.6	464	2,933	-4	1,778	-151	-1,187	BB+
69	マケドニア	..	41.0	..	56.6	..	119	..	0	..	72	..
70	グルジア	39.9	14.0	45.7	28.0	..	251	..	0	..	7	..
71	モーリシャス	65.2	64.8	72.5	65.0	25	13	0	8	45	-99	..
72	リビア	..	..	..	..	52	150	..	..	..	..	..
73	カザフスタン	..	30.5	..	35.1	17	1,158	..	100	..	725	B+
74	ブラジル	8.2	7.4	7.0	10.1	1,513	28,718	129	1,951	-556	20,521	B+
75	サウジアラビア	46.2	35.9	36.1	30.7	..	2,400	..	..	..	..	..
76	タイ	34.1	58.9	41.7	42.4	1,556	6,959	362	1,709	1,593	-826	BBB-
77	フィリピン	27.5	55.7	33.3	59.9	518	1,713	395	605	-286	269	BB+
78	ウクライナ	27.6	39.9	20.7	42.0	..	743	..	1,076	..	267	..
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	65.8	50.2	76.8	71.3	..	40	0	0	0	(.)	..
80	ペルー	12.0	12.0	11.6	16.7	50	1,930	0	174	18	620	BB
81	パラグアイ	22.8	45.0	28.3	49.4	51	195	0	0	-9	-20	B
82	レバノン	18.0	10.5	99.9	51.1	2	230	0	1,497	6	43	BB-
83	ジャマイカ	52.0	49.3	56.1	62.4	85	350	0	250	-46	-33	B
84	スリランカ	30.2	36.0	38.1	42.4	57	345	0	71	11	61	..
85	トルコ	13.3	24.3	17.6	28.2	578	807	632	345	466	357	B
86	オマーン	52.7	..	30.6	..	103	50	0	10	-400	-330	BBB-
87	ドミニカ共和国	33.8	30.5	43.7	39.5	127	691	0	70	-3	10	B+
88	セントルシア	72.6	64.9	84.2	68.2	..	40	0	0	-1	7	..
89	モルジブ	36.1	..	94.4	..	5	7	0	0	1	7	..
90	アゼルバイジャン	..	24.5	..	58.9	..	1,085	..	0	..	58	..
91	エクアドル	32.7	27.2	27.4	34.4	150	830	0	-10	57	-238	..
92	ヨルダン	61.9	49.2	92.7	70.3	21	223	0	1	216	-104	BB-
93	アルメニア	35.0	18.9	46.3	52.1	8 <sup>†</sup>	232	0	0	0	0	..
94	アルバニア	14.9	9.5	23.2	32.2	..	45	0	0	31	-3	..
95	西サモア	30.6	..	65.1	..	2	10	0	0	0	0	..
96	ガイアナ	62.7	95.3	79.9	107.5	49 <sup>†</sup>	44	-1	0	-16	-4	..
97	イラン	22.0	13.2	23.6	14.8	129	300	0	0	-30	564	..
98	キルギス	30.2	35.3	48.8	51.4	..	102	..	0	..	-2	..
99	中国	17.5	21.6	14.3	17.3	4,652	45,460	-48	2,860	4,668	-3,936	BBB
100	トルクメニスタン	..	..	..	..	..	80	..	0	..	343	..
101	チェルノブイリ	43.6	42.4	50.6	45.6	160	650	-60	40	-138	4	BBB-
102	モルドバ	48.8	46.5	51.2	75.3	..	85	..	0	..	-23	..
103	南アフリカ	24.4	25.8	18.6	24.5	-24	371	..	922	..	-689	BB+
104	エルサルバドル	18.6	23.1	31.2	35.7	15	200	0	0	6	230	BB+
105	カーボベルデ	12.7	24.9	43.7	56.9	1	15	0	0	(.)	-1	..
106	ウズベキスタン	28.8	22.2	47.8	22.5	..	85	..	0	..	392	..
107	アルジェリア	23.3	23.4	25.1	23.3	..	500	-16	2	-409	-1,328	..
108	ベトナム	26.4	43.6 <sup>‡</sup>	33.4	51.7 <sup>‡</sup>	206 <sup>†</sup>	1,900	0	0	0	-368	..
109	インドネシア	26.1	53.9	23.7	43.0	999	-356	338	109	1,804	-3,512	CCC+
110	タジキスタン	..	..	..	..	..	30	..	0	..	-21	..

15 資金の流れ

HDI順位	財・サービスの輸出 (対GDP比) (%)		財・サービスの輸入 (対GDP比) (%)		海外直接投資 (純額) (100万US\$)		証券投資 (純額) (100万US\$)*		銀行・貿易付帯融資 (純額)*		長期 国債格付*	
	1990	1998	1990	1998	年平均 1987-92 1998		1990	1998	1990	1998		
111	シリア	27.7	29.0	27.4	40.2	67	100	0	0	-53	-4	..
112	スワジランド	76.8	101.5	76.0	94.6	62	19	0	0	-2	0	..
113	ホンジュラス	36.4	45.8	39.8	52.1	47	99	0	-32	33	141	..
114	ボリビア	22.8	19.7	23.9	28.9	53	872	0	0	-24	-12	BB-
115	ナミビア	50.4	63.1	60.2	63.3	44	96	..	..	..	..	..
116	ニカラグア	24.9	39.1	46.3	71.5	3	184	0	0	21	-13	..
117	モンゴル	21.4	49.6	42.4	55.4	..	19	..	0	..	-12	B
118	パヌアツ	46.4	..	76.6	..	16	28	0	0	0	(.)	..
119	エジプト	20.0	16.8	32.7	23.3	806	1,079	-1	494	-35	-186	BBB-
120	グアテマラ	21.0	18.6	24.0	26.9	133	584	-11	-31	7	-21	..
121	ソロモン諸島	46.8	..	72.8	..	10	10	0	0	-3	(.)	..
122	ボツワナ	56.4	35.0	50.1	33.8	47	168	0	0	-19	-4	..
123	ガボン	46.0	51.2	30.9	40.2	56	300	0	0	29	-7	..
124	モロッコ	19.4	18.1	29.0	26.0	203	258	0	174	176	470	BB
125	ミャンマー	2.6	0.8 <sup>‡</sup>	4.8	1.3 <sup>‡</sup>	96	40	0	0	-8	83	..
126	イラク	..	..	..	..	2	..	..	..	..	..	..
127	レソト	14.1	33.5	115.2	124.7	11	30	0	0	(.)	16	..
128	インド	7.1	11.0	9.8	13.8	58	2,258	252	4,462	1,458	-946	BB
129	ガーナ	16.9	23.7	25.9	36.4	14	45	0	15	-20	-29	..
130	ジンバブエ	22.9	45.9	22.8	47.8	-8	444	-30	-27	127	-266	..
131	赤道ギニア	32.2	101.8	69.6	173.2	10	200	0	0	0	0	..
132	サントメ・プリンシペ	18.1	29.3	83.4	86.4	..	..	0	0	(.)	0	..
133	バブアニューギニア	40.6	68.2	48.9	70.2	138	30	0	0	49	120	B+
134	カメルーン	20.2	26.5	17.3	25.0	4	94	0	0	-12	-49	..
135	パキスタン	15.5	15.8	23.4	20.2	227	497	0	0	-53	306	B-
136	カンボジア	6.1	34.1	12.8	43.6	..	140	0	0	0	-3	..
137	コモロ	14.3	16.7	37.1	41.9	3	..	0	0	0	0	..
138	ケニア	26.2	24.6	31.4	32.3	31	42	0	4	65	-72	..
139	コンゴ	53.7	63.1	45.8	71.9	12	15	0	0	-100	0	..
人間開発指数低位国												
140	ラオス	11.3	3.7	24.5	4.9	4	45	0	0	0	0	..
141	マダガスカル	16.6	21.2	27.3	29.2	12	100	0	0	-15	-1	..
142	ブータン	28.3	33.2	32.3	42.6	..	..	0	0	-3	-2	..
143	スーダン	..	..	..	..	-5	10	0	0	0	0	..
144	ネパール	10.5	23.2	21.1	34.4	2	9	0	0	-14	-13	..
145	トーゴ	33.5	33.7	45.3	40.4	9	5	0	0	(.)	0	..
146	バングラデシュ	6.3	13.8	13.8	18.8	2	317	0	3	67	-23	..
147	モーリタニア	41.0	41.1	54.6	54.1	4	6	0	0	-1	-2	..
148	イエメン	14.6	34.5	20.5	53.6	198	100	0	0	161	0	..
149	ジブチ	..	41.3 <sup>‡</sup>	..	57.0 <sup>‡</sup>	..	25	0	0	-1	0	..
150	ハイチ	16.0	11.5	29.2	29.1	3	6	0	0	0	0	..
151	ナイジェリア	43.4	23.5	28.8	31.7	845	1,500	0	2	-121	-25	..
152	コンゴ民主共和国	29.5	24.0 <sup>‡</sup>	29.2	22.1 <sup>‡</sup>	-11	..	(.)	0	-12	0	..
153	ザンビア	35.9	29.4	36.5	38.4	102	222	0	0	-9	-32	..
154	コートジボワール	31.7	44.2	27.1	37.9	-1	250	-1	-17	10	-257	..
155	セネガル	25.4	33.3	30.3	38.0	18	20	0	0	-15	-16	..
156	タンザニア	12.1	18.4	35.5	25.0	3	172	0	0	4	-16	..
157	ベナン	21.8	23.3	30.5	32.1	3	26	0	0	(.)	0	..
158	ウガンダ	7.2	10.3	19.4	19.7	..	210	0	0	16	-2	..
159	エリトリア	..	19.9	..	89.7	..	..	..	0	..	0	..
160	アンゴラ	38.8	51.8	20.8	41.7	178	396	0	0	..	-320	..
161	ガンビア	59.9	51.1	71.6	62.1	6	14	0	0	-8	0	..
162	ギニア	30.9	21.6	30.6	23.4	20	15	0	0	-15	-10	..
163	マラウイ	24.9	30.5	34.9	43.8	12	70	0	24	2	-1	..
164	ルワンダ	5.5	5.4	14.1	22.9	12	7	0	0	-2	0	..
165	マリ	17.1	23.6	33.7	34.4	-1	30	0	0	-1	0	..



15 資金の流れ

HDI順位	財・サービスの輸出 (対GDP比) (%)		財・サービスの輸入 (対GDP比) (%)		専外直接投資 (純額) (100万US\$)		証券投資 (純額) (100万US\$)*		銀行・貿易付融資 (純額) <sup>b</sup>		長期 国債格付 <sup>c</sup>
	1990	1998	1990	1998	年平均 1987-92	1998	1990	1998	1990	1998	
166 中央アフリカ	14.8	15.9	27.6	25.0	..	4	0	0	-1	0	..
167 チャド	13.5	19.3	29.0	31.7	6	35	0	0	-1	0	..
168 モザンビーク	8.2	11.7	36.1	30.5	12	213	0	0	26	-4	..
169 ギニアビサウ	9.9	14.9	37.0	35.1	2	8	0	0	(.)	0	..
170 ブルンジ	7.9	8.1	27.8	19.6	..	..	0	0	-6	1	..
171 エチオピア	7.8	15.8	12.4	27.7	1	178	0	0	-57	2	..
172 ブルキナファソ	12.7	13.8	25.6	30.0	2	14	0	0	0	0	..
173 ニジェール	15.0	16.3	22.0	23.4	22	..	0	0	10	-24	..
174 シエラレオネ	24.0	22.0	17.3	31.5	12	30	0	0	4	0	..
全開発途上国	27.0	31.7	26.3	30.2	31,786 T	155,225 T	2,561 T	38,281 T	10,532 T	27,051 T	..
後開発途上国	16.0	20.2	20.9	20.0	763 T	2,747 T	..	27 T	130 T	-345 T	..
アラブ諸国	39.2	30.4	38.4	32.8	1,700 T	5,942 T	..	..	..	..	..
東アジア	37.0	40.2	34.9	33.4	7,445 T	52,222 T	..	8,176 T	..	-7,035 T	..
東アジア(中国を除く)	54.2	65.5	53.1	55.3	2,793 T	6,762 T	..	5,315 T	..	-3,059 T	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国	15.4	16.5	13.3	19.6	10,433 T	65,320 T	997 T	19,375 T	2,438 T	38,361 T	..
南アジア	10.6	12.7	14.2	15.7	222 T	3,733 T	252 T	4,536 T	1,428 T	-47 T	..
南アジア(インドを除く)	17.1	16.1	22.5	19.9	164 T	1,475 T	..	74 T	30 T	859 T	..
東南アジア・太平洋諸国	55.9	77.9	57.2	60.2	9,750 T	21,569 T	146 T	2,701 T	2,516 T	-1,250 T	..
サハラ以南アフリカ	27.3	28.4	24.7	30.7	1,575 T	5,432 T	-31 T	930 T	90 T	-1,850 T	..
東欧・CS諸国	24.8	36.6	25.2	38.0	..	21,695 T	..	16,944 T	..	11,218 T	..
OECD諸国	17.4	21.7	17.9	20.7	143,602 T	483,951 T	..	..	..	..	..
人間開発指数高位国	18.8	22.7	19.1	21.7	147,626 T	496,203 T	..	..	..	..	..
人間開発指数中位国	20.7	26.4	20.9	26.1	20,977 T	136,808 T	2,840 T	36,125 T	16,260 T	30,358 T	..
人間開発指数低位国	22.2	22.3	24.5	28.9	1,471 T	4,037 T	-1 T	11 T	14 T	-725 T	..
高所得国	18.5	22.1	18.8	21.2	142,408 T	469,710 T	..	..	..	..	..
中所得国	23.0	30.2	22.8	29.4	19,822 T	110,791 T	3,496 T	47,821 T	7,272 T	47,338 T	..
低所得国	17.2	23.1	17.5	21.9	7,844 T	56,547 T	511 T	7,404 T	7,985 T	-9,029 T	..
全世界	19.2	23.3	19.4	22.4	170,074 T	637,048 T	..	55,224 T	..	38,309 T	..

a 証券投資は純額で、非債務型証券(政府基金、預金受け取り、海外投資家による直接購入株式の合計)のフローと債務型証券のフロー(海外投資家による債券の購入)を含む  
 b 銀行・貿易関連融資は、商業銀行の融資、その他民間信用を含む  
 c 格付けは外国通貨債権に限り2000年2月現在のデータ  
 d 1997年のデータ  
 e ベルギーとルクセンブルクのデータ  
 f 年平均を求めた期間に列の見出しに記載の期間と若干異なる  
 g SDは、選択的債務不履行を示す。Standard & Poor'sが、ある特定の種類の債務に対し選択的に債務不履行を行っているが、その他の債務については定められた期間内の返済を引き続き行っていると思われる債務国にだけ付けられるもの  
 出典：第1-4、9、10列：世界銀行2000b；第5、6列：UNCTAD 1999b；第7、8列：世界銀行2000bの証券投資(債券・株式)に関するデータに基づき計算；第11列：Standard & Poor's 2000

16 資金の利用

HDI順位	教育への公共支出 (対GNP比) (%)		保健医療への 公共支出 (対GDP比) (%)		軍事支出 (対GDP比) (%)		通常兵器取引 (1990年価格)		全軍事力			
	1990	1995-97 <sup>a</sup>	1990	1996-98 <sup>b</sup>	1990	1990	輸入 指数 (1991 =100)	輸出 指数 (1991 =100)	全体に占 める割合 (%) <sup>c</sup>	1000人 =100		
1 カナダ	6.0	6.9 <sup>d</sup>	6.8	6.4	2.0	1.3	33	5	168	1.0	61	73
2 ノルウェー	7.3	7.4	6.5	6.2	2.9	2.3	170	52	..	0.1	29	78
3 米国	5.2	5.4 <sup>d</sup>	5.1	6.5	5.3	3.2	111	31	10,442	48.0	1,402	55
4 オーストラリア	5.3	5.5	5.5	5.5	2.2	1.9	341	235	298	0.6	57	82
5 アイスランド	5.6	5.4	6.9	7.0	..	..	..	..	..	..	..	..
6 スウェーデン	7.7	8.3	7.9	7.2	2.6*	2.2	79	343	157	0.6	53	81
7 ベルギー	5.0 <sup>f</sup>	3.1 <sup>g</sup>	6.7	6.8	2.4	1.5	37	42	28	0.5	44	48
8 オランダ	6.0	5.1	6.1	6.1	2.6	1.8	225	110	329	2.0	57	54
9 日本	..	3.6 <sup>d</sup>	4.7	5.9	1.0	1.0	1,089	74	..	(.)	249	100
10 英国	4.9	5.3	5.1	5.9	4.0	2.7	155	17	1,078	6.6	211	64
11 フィンランド	5.7	7.5	6.5	5.7	1.6*	1.5	821	1,346	16	(.)	32	87
12 フランス	5.4	6.0	6.6	7.1	3.6	2.8	105	11	1,701	10.5	359	77
13 スイス	4.9	5.4	5.7	7.1	1.8	1.2	508	134	58	0.3	26	132
14 ドイツ	..	4.8	..	8.3	2.8 <sup>h</sup>	1.5	126	17	1,334	5.5	334	70
15 デンマーク	7.1 <sup>i</sup>	8.1	7.0	6.7	2.1	1.6	137	120	..	(.)	32	108
16 オーストリア	5.4	5.4	5.3	6.0	1.0 <sup>j</sup>	0.8	48	1,600	37	0.1	46	83
17 ルクセンブルク	2.6 <sup>l</sup>	4.0	5.9	6.4	0.9	0.8	..	..	..	..	1	114
18 アイルランド	5.6	6.0	4.9	4.9	1.3	0.8	30	273	..	..	12	84
19 イタリア	..	4.9	6.3	5.3	2.1	2.0	..	..	533	1.8	298	77
20 ニュージーランド	6.5	7.3	5.8	5.9	1.6*	1.3	337	1,021	..	(.)	10	77
21 スペイン	4.4	5.0	5.4	5.6	1.8	1.4	289	318	43	0.9	194	61
22 キプロス	3.4	4.5	..	..	5.0	4.4 <sup>i</sup>	242	233	..	(.)	10	100
23 イスラエル	6.5	7.6 <sup>d</sup>	5.2	7.0	12.3	8.7	1,205	98	144	1.0	175	123
24 シンガポール	3.0	3.0	1.0	1.1	4.8	5.1*	163	56	1	0.1	73	132
25 キリシャ	2.5	3.1	3.5	5.3	4.7	4.8	633	135	1	0.1	169	84
26 香港(中国)	2.3	2.9	1.6	2.1	..	..	..	..	..	..	..	..
27 マルタ	4.0	5.1	..	..	0.9	0.8	..	..	..	..	2	238
28 ボルネオ	4.2 <sup>f</sup>	5.8	4.2	4.7	2.7	2.2	1	0	..	..	54	73
29 スロベニア	4.8 <sup>f</sup>	5.7	..	6.8	..	1.5	19	..	..	..	10	..
30 パルバドス	7.9	7.2	5.0	4.6	..	..	..	..	..	..	1	60
31 韓国	3.5	3.7	2.1	2.5	3.7	3.1	1,245	141	..	0.1	672	112
32 ブルネイ	2.5	..	1.6	0.8 <sup>d</sup>	..	7.6	..	..	..	..	5	122
33 パハマ	4.3	..	2.8	2.5	..	..	54	2,700	..	..	1	180
34 チェコ	..	5.1	4.8	6.4	..	2.1	..	..	124	0.5	59	..
35 アルゼンチン	3.4 <sup>i</sup>	3.5	4.2	4.7 <sup>d</sup>	1.3*	1.4	223	..	..	(.)	73	68
36 クウェート	3.5	5.0	4.0	2.9	48.5	9.3*	126	21	..	0.1	15	128
37 アンティグア・バーブーダ	..	..	2.0	0.4	..	..	..	..	..	..	(.)	200
38 チリ	2.7 <sup>f</sup>	3.6	2.0	2.4	2.4*	1.9	177	199	3	(.)	95	94
39 ウルグアイ	3.1	3.3	1.2	1.9	2.4	..	13	18	..	..	26	80
40 スロバキア	5.1	5.0	5.4	5.2	..	2.0	..	..	..	0.2	46	..
41 バーレーン	5.0	4.4	..	2.6	5.1	5.0	..	..	..	..	11	393
42 カタール	3.4	3.4 <sup>d</sup>	..	2.9	..	..	117	900	..	(.)	12	197
43 ハンガリー	6.1	4.6	..	4.1	2.5	1.3	56	181	..	0.1	43	41
44 ポーランド	5.4 <sup>f</sup>	7.5	..	4.2	2.7	2.1	1	1	51	0.3	241	75
45 アラブ首長国連邦	1.7	1.8	..	4.5 <sup>d</sup>	4.7	3.3	595	209	..	0.1	65	150
46 エストニア	..	7.2	2.1	5.1	..	1.2	..	..	..	(.)	4	..
人間開発指数中位国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
47 セントクリストファー・ネイビス	..	3.8	2.7	3.1	..	..	..	..	..	..	..	..
48 コスタリカ	4.6	5.4	6.6	6.7	0.4 <sup>e,k</sup>	0.6 <sup>e,l</sup>	..	..	..	..	..	..
49 クロアチア	6.0 <sup>f</sup>	5.3	9.5	8.1	..	6.2	..	..	..	..	56	..
50 トリニダード・トバゴ	4.0	4.4	2.8	2.8	..	..	..	..	..	..	3	124
51 ドミニカ	..	..	3.9	3.9	..	..	..	..	..	..	..	..
52 リトアニア	4.6	5.5	3.0	7.2	..	1.3	4	..	..	..	11	..
53 セイシェル	8.1	7.9	3.6	5.4	4.0	2.0	..	..	..	..	(.)	17
54 グレナダ	5.4	4.7	3.4	2.9	..	..	..	..	..	..	..	..
55 メキシコ	3.7	4.9	2.1	2.8	0.5*	0.6	14	67	..	..	175	136



15 資金の利用

HDI順位	教育への公共支出 (対GDP比) (%)		保健医療への 公共支出 (対GDP比) (%)		軍事支出 (対GDP比) (%)		通常兵器取引 (1990年価格)				全軍兵力		
	1990	1995-97 <sup>a</sup>	1990	1996-98 <sup>a</sup>	1990	1998	輸入		輸出		1998	1998	
							指数 (1991 =100)	100万US\$	100万J\$	全体に占 める割合 (%) <sup>b</sup>	1000人 =100	指数 (1985 =100)	
56	キューバ	6.6 <sup>m</sup>	6.7	4.9	8.2 <sup>d</sup>	..	..	..	..	..	60	37	
57	ベラルーシ	4.9	5.9	2.5	4.9	..	..	38	0.7	..	83	..	
58	ベリーズ	4.8	5.0	2.2	2.2	1.2	1.5 <sup>i</sup>	..	..	..	1	183	
59	パナマ	4.9	5.1	4.6	5.8	1.4	1.4 <sup>i</sup>	..	..	..	..	..	
60	ブルガリア	5.6	3.2	4.1	3.2	4.5	2.5	6	1	89	0.1	102	68
61	マレーシア	5.5	4.9	1.5	1.3	2.6	1.7	916	2349	..	(.)	110	100
62	ロシア	3.5	3.5	2.7	4.5	12.3 <sup>k</sup>	3.2 <sup>*</sup>	..	..	3,125	13.1	1,159	..
63	ラトビア	3.8	6.3	2.7	4.0	..	0.7	4	..	..	(.)	5	..
64	ルーマニア	2.8	3.6	2.8	2.9	3.5	2.2	35	81	19	(.)	220	116
65	ベネズエラ	3.1	5.2 <sup>d</sup>	2.0	1.0 <sup>d</sup>	2.0 <sup>i</sup>	1.3 <sup>i</sup>	142	55	..	..	56	114
66	フィジー	4.7 <sup>i</sup>	5.4 <sup>d,i</sup>	2.0	2.9	2.2	1.4	..	..	..	..	4	130
67	スリナム	8.3	3.5	3.5	2.0 <sup>d</sup>	..	..	12	..	..	..	2	90
68	コロンビア	2.6 <sup>i</sup>	4.4 <sup>i</sup>	1.0	1.5	2.6 <sup>*</sup>	2.6	40	83	..	..	146	221
69	マケドニア	..	5.1	..	7.8	..	2.4	95	..	..	..	20	..
70	グルジア	..	5.2 <sup>d</sup>	3.0	0.7	..	1.0 <sup>*</sup>	60	..	..	0.1	33	..
71	モーリシャス	3.6	4.6	..	1.9	0.3	0.2 <sup>i</sup>	..	..	..	..	..	..
72	リビア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	(.)	65	89
73	カザフスタン	3.2	4.4	3.2	2.1	..	1.0	259	..	155	0.2	55	..
74	ブラジル	..	5.1	3.0	3.4	1.3 <sup>i</sup>	1.4	22 <sup>i</sup>	201	..	0.1	313	114
75	サウジアラビア	6.0	7.5	..	6.4	12.8 <sup>*</sup>	12.8 <sup>*</sup>	1,23 <sup>i</sup>	104	..	(.)	163	260
76	タイ	3.6	4.8	1.0	1.7	2.2	2.1	185	43	..	..	306	130
77	フィリピン	2.9	3.4	1.5	1.7	1.4	1.4	..	..	..	..	118	103
78	ウクライナ	5.0	7.3	3.0	4.1	..	3.6	..	..	429	1.8	346	..
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	6.3 <sup>i</sup>	..	4.4	4.2	..	..	..	..	..	..	..	..
80	ペルー	2.3	2.9	1.0	2.2	2.0	..	108	114	..	..	125	98
81	パラグアイ	1.1 <sup>i</sup>	4.0 <sup>i</sup>	0.4	2.6	1.2	..	..	..	..	..	20	140
82	レバノン	..	2.5 <sup>i</sup>	..	3.0	5.0	3.2 <sup>*</sup>	..	..	..	..	55	317
83	ジャマイカ	5.4	7.5	2.6	2.3	..	..	5	..	..	..	3	157
84	スリランカ	2.7	3.4	1.7	1.4	2.1	4.2	26	25	..	..	115	532
85	トルコ	2.1 <sup>o</sup>	2.2	2.2	2.9	3.5	4.4	1,134	146	46	(.)	639	101
86	オマーン	3.5	4.5	2.0	2.1	18.3	11.6 <sup>i</sup>	..	..	..	(.)	44	149
87	ドミニカ共和国	..	2.3	1.6	1.6	..	..	3	..	..	..	25	110
88	セントルシア	..	9.8	2.1	2.5	..	..	..	..	..	..	..	..
89	モルジブ	6.3	6.4	4.9	5.1	..	..	..	..	..	..	..	..
90	アゼルバイジャン	7.0	3.0	2.6	1.2	..	2.7	..	..	..	..	72	..
91	エクアドル	3.1	3.5	1.5	2.5	1.9	..	24	12	..	..	57	134
92	ヨルダン	8.9	7.9	3.6	3.7 <sup>d</sup>	9.6	9.6	44	126	..	(.)	104	148
93	アルメニア	7.3	2.0	..	3.1	..	3.6	..	..	..	..	53	..
94	アルバニア	5.8	3.1 <sup>d</sup>	3.3	2.7	..	1.1	..	..	..	..	54	134
95	西サモア	4.2	..	3.9	4.8	..	..	..	..	..	..	..	..
96	ガイアナ	4.8	5.0	2.9	4.5	0.9	0.9 <sup>k,i</sup>	..	..	..	..	2	24
97	イラン	4.1	4.0	2.8	1.7	2.8	3.1	67	4	..	(.)	540	177
98	キルギス	8.3	5.3	4.2	2.7	..	1.4	..	..	..	0.1	12	..
99	中国	2.3	2.3	1.2	0.7	2.7 <sup>*</sup>	1.9 <sup>*</sup>	1,688	734	79	2.0	2,820	72
100	トルクメニスタン	4.3	..	3.9	3.5	..	3.6	..	..	..	..	19	..
101	チュニジア	6.2	7.7	3.0	3.0 <sup>d</sup>	2.7	1.8	..	..	..	..	35	100
102	モルドバ	5.6	10.6	4.4	4.8	..	0.6	..	..	0.3	11	..	..
103	南アフリカ	6.5	8.0	3.1	3.2 <sup>d</sup>	4.0	1.6	14	70	14	0.1	82	77
104	エルサルバドル	2.0	2.5	1.4	2.6	2.7	0.9	..	..	..	..	25	59
105	カーボベルデ	4.0 <sup>i</sup>	..	..	2.8 <sup>d</sup>	..	0.9	..	..	..	..	1	14
106	ウズベキスタン	9.5	7.7	4.6	3.3	..	1.4 <sup>k,i</sup>	..	..	..	..	80	..
107	アルジェリア	5.5 <sup>o</sup>	5.1 <sup>o</sup>	3.0	3.3 <sup>d</sup>	1.5 <sup>*</sup>	3.9	..	..	..	..	122	72
108	ベトナム	2.1	3.0	0.9	0.4	8.7	..	154	..	..	..	484	47
109	インドネシア	1.0 <sup>i</sup>	1.4 <sup>p</sup>	0.6	0.6	1.6	1.0	213	2,663	66	0.1	299	108
110	タジキスタン	9.7	2.2	4.3	6.6	..	1.2 <sup>i,i</sup>	..	..	..	..	9	..

15 資金の利用

HDI順位	教育への公共支出 (対GDP比) (%)		保健医療への 公共支出 (対GDP比) (%)		軍事支出 (対GDP比) (%)		通常兵器取引 (1990年価格)				全軍兵力		
	1990	1995-97 <sup>a</sup>	1990	1996-98 <sup>a</sup>	1990	1998	輸入		輸出		1998	1998	
							指数 (1991 =100)	100万US\$	100万US\$	全体に占 める割合 (%) <sup>b</sup>	1000人 =100	指数 (1985 =100)	
111	シリア	4.3	3.1 <sup>o</sup>	..	..	6.9	6.3 <sup>*</sup>	20	5	..	(.)	320	80
112	スワジランド	5.5	5.7	1.9	2.5	1.6	..	..	..	..	..	..	..
113	ホンジュラス	4.1 <sup>i</sup>	3.6	2.9	2.7	2.2	0.8 <sup>i</sup>	..	..	..	..	0	50
114	ボリビア	..	4.9	0.9	1.1	2.3	1.8	..	..	..	..	34	121
115	ナミビア	7.5	9.1	3.8	3.8	..	2.6	..	..	..	..	9	..
116	ニカラグア	3.4 <sup>o</sup>	3.9 <sup>o</sup>	1.0	4.4	2.1 <sup>i</sup>	1.2	..	..	..	(.)	17	27
117	モンゴル	12.9	5.7	6.0	4.3 <sup>o</sup>	5.7	2.2 <sup>*</sup>	..	..	..	..	10	30
118	パプアニューギニア	4.4	4.8	2.6	2.8 <sup>d</sup>	..	..	..	..	..	..	..	..
119	エジプト	3.8	4.8	1.8	1.8	4.0	2.9	748	106	..	(.)	450	101
120	グアテマラ	1.4 <sup>i</sup>	1.7 <sup>i</sup>	0.9	1.5	1.5	0.7 <sup>i</sup>	..	..	..	..	31	99
121	ソロモン諸島	3.8 <sup>i</sup>	..	5.0	4.2	..	..	..	..	..	..	..	..
122	ボツワナ	6.9	8.6	1.3	2.7	3.9	3.5	34	1,133	..	..	9	213
123	ガボン	..	2.9 <sup>o</sup>	..	0.6	..	0.3	..	..	..	..	5	196
124	モロッコ	5.5 <sup>i</sup>	5.3 <sup>i</sup>	0.9	1.3	4.1	..	..	..	..	..	196	132
125	ミャンマー	..	1.2 <sup>k,i</sup>	1.0	0.2	3.4	3.0	27	16	..	..	350	188
126	イラク	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	429	83
127	レソト	3.7	8.4	2.6	3.7 <sup>d</sup>	4.1	3.2	..	..	..	..	2	100
128	インド	3.9	3.2	0.2	0.6	2.9	2.1	566	43	..	(.)	1,175	93
129	ガーナ	3.3	4.2	1.4	1.6	0.4	0.8	..	..	..	..	7	46
130	ジンバブエ	8.0	7.1 <sup>d</sup>	..	3.1	4.5	2.6	..	..	..	..	39	95
131	赤道ギニア	..	1.7 <sup>o</sup>	5.8	..	..	..	..	..	..	..	1	59
132	サントメ・プリンシペ	..	..	..	6.1 <sup>o</sup>	..	..	..	..	..	..	..	..
133	パプアニューギニア	..	..	3.1	2.6	2.1	1.0	..	..	..	..	4	134
134	カメルーン	3.4	..	0.9	1.0	1.7 <sup>k</sup>	..	..	..	..	..	13	179
135	パキスタン	2.7	2.7	0.8	0.8 <sup>o</sup>	5.7	4.2	839	183	..	(.)	587	122
136	カンボジア	..	2.9	..	0.6	..	2.7	2	..	..	(.)	139	397
137	コモロ	..	..	..	3.1	..	..	..	..	..	..	..	..
138	ケニア	7.1	6.5	1.7	2.2 <sup>d</sup>	3.3	2.3 <sup>*</sup>	..	..	..	..	24	177
139	コンゴ	6.0	6.1	1.5	1.8	..	..	..	..	..	..	10	115
人間開発指数低位国													
140	ラオス	..	2.1	0.0	1.2	..	2.4 <sup>i</sup>	..	..	..	..	29	54
141	マダガスカル	2.2	1.9	..	1.1	1.2	1.4	..	..	..	..	21	100
142	ブータン	..	4.1	2.1	3.2	..	..	..	..	..	..	6	200
143	スーダン	..	1.4	..	..	3.5 <sup>*</sup>	1.0 <sup>i</sup>	10	26	..	..	95	167
144	ネパール	2.0	3.2	0.8	1.3	0.8	0.9	..	..	..	..	50	200
145	トーゴ	5.6	4.5	1.3	1.1	3.1	..	..	..	..	..	7	194
146	バングラデシュ	1.5 <sup>i</sup>	2.2 <sup>i</sup>	0.8	1.5	1.4	1.6	130	277	..	..	121	133
147	モーリタニア	..	5.1 <sup>i</sup>	..	1.3 <sup>d</sup>	3.8	2.3 <sup>i</sup>	..	..	..	..	16	185
148	イエメン	..	7.0	1.2	2.1	8.4	6.5	53	68	..	..	96	103
149	ジブチ	..	..	..	..	..	4.4	..	..	..	..	10	320
150	ハイチ	1.5	..	1.2	1.3	..	..	..	..	..	..	..	..
151	ナイジェリア	1.0	0.7	1.0	0.2	0.7	0.7	..	..	..	..	77	82
152	コンゴ民主共和国	..	..	..	1.2	..	..	..	..	..	..	50	104
153	ザンビア	2.6	2.2	2.6	2.3	3.7	1.8	..	..	..	..	22	133
154	コートジボワール	..	5.0	..	1.4 <sup>*</sup>	1.5	0.9 <sup>i</sup>	..	..	..	..	8	64
155	セネガル	4.1	3.7	2.8	2.6	2.0	1.4	..	..	..	..	11	109
156	タンザニア	3.4	..	1.8	1.3	..	1.4 <sup>*</sup>	..	..	..	..	34	84
157	ベナン	..	3.2	0.5	1.6	1.8	..	..	..	..	..	5	107
158	ウガンダ	1.5 <sup>i</sup>	2.6	..	1.8	2.5	2.2	..	..	..	..	40	200
159	エリトリア	..	1.8	..	2.9	..	13.5 <sup>i</sup>	..	..	..	..	47	..



16 資金の利用

HDI順位	教育への公共支出 (対GDP比) (%)		保健医療への 公共支出 (対GDP比) (%)		軍事支出 (対GDP比) (%)		通常兵器取引 (1990年価格) <sup>a</sup>				全軍勢力 指数 (1995 =100)	
	1990	1995-97 <sup>b</sup>	1990	1996-98 <sup>c</sup>	1990	1998	輸入		輸出		1000人	1998
							170万US\$ 1999	指数 (1991 =100) 1999	100万US\$ 1999	全体に占 める割合 (%) <sup>d</sup> 1995-99		
166 中央アフリカ	2.2 <sup>f</sup>	..	..	1.9	..	..	..	..	..	..	3	117
167 チャド	1.7 <sup>f</sup>	1.7 <sup>g</sup>	..	2.4	..	1.4	..	..	..	..	25	208
168 モザンビーク	4.1	..	3.6	2.1	10.1	4.2 <sup>h</sup>	..	..	..	..	6	39
169 ギニアビサウ	..	..	1.1	1.1 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	7	85
170 ブルンジ	3.4	4.0	0.8	0.6	3.4	5.8 <sup>i</sup>	..	..	..	..	40	769
171 エチオピア	3.4	4.0	1.0	1.6	10.4	3.8	13	..	..	..	120	55
172 ブルキナファソ	2.7	3.6	1.2	1.2	3.0	1.5	..	..	..	..	6	145
173 ニジェール	3.2 <sup>g</sup>	2.3 <sup>g</sup>	..	1.3	1.9	..	..	..	..	..	5	241
174 シエラレオネ	..	..	..	1.7	0.7	0.8 <sup>j</sup>	..	..	..	..	5	161
全開発途上国	3.5	3.8	1.9	2.2	..	..	..	..	..	..	13,159 T	95
後開発途上国	..	..	..	1.6	..	..	..	..	..	..	1,572 T	141
アラブ諸国	4.8	5.4	..	..	7.3	..	..	..	..	..	2,256 T	104
東アジア	2.8	2.9	1.6	1.5	3.2	2.3	..	..	..	..	3,502 T	77
東アジア(中国を除く)	3.3	3.5	2	2.4	3.7	3.1	..	..	..	..	682 T	108
ラテンアメリカ・カリブ諸国	3.4	4.5	2.7	3.1	..	..	..	..	..	..	1,297 T	98
南アジア	3.7	3.2	0.7	0.9	3.1	2.4	..	..	..	..	2,594 T	119
南アジア(インドを除く)	3.4	3.2	1.6	1.4	3.4	3.2	..	..	..	..	1,419 T	153
東南アジア・太平洋諸国	..	3.3	1	1.2	..	..	..	..	..	..	1,920 T	91
サハラ以南アフリカ	4.9	6.1	..	2.4	..	..	..	..	..	..	942 T	106
東欧・CIS諸国	..	4.9	3.2	4.5	..	2.5	..	..	..	..	2,804 T	..
OECD諸国	5.2	5.0	5.2	6.2	..	2.2	..	..	..	..	5,549 T	78
人間開発指数高位国	5.2	5.0	5.2	6.2	..	..	..	..	..	..	5,357 T	77
人間開発指数中位国	3.7	4.1	2.1	2.3	..	..	..	..	..	..	13,388 T	71
人間開発指数低位国	..	2.5	..	1.3	..	..	..	..	..	..	1,116 T	116
高所得国	5.3	5.0	5.3	6.4	..	2.2	..	..	..	..	4,087 T	74
中所得国	4.1	4.6	2.6	3.2	..	..	..	..	..	..	8,506 T	67
低所得国	..	2.5	0.9	0.8	..	..	..	..	..	..	7,267 T	85
全世界	4.9	4.8	4.7	5.6	..	..	..	..	..	..	19,860 T	74

a 数字は動向指標値である。国際的兵器取引量の指標であって、こうした取引の実額値ではない  
b 列の見出しに記載された期間の中で入手可能な最も最近の年  
c SIPRI 2000で定義されている主要通常兵器の輸出国および非国家主体の1995-99年の合計を使って計算  
d 列の見出しに記載された期間以前の年のデータ  
e SIPRI 2000による推計値  
f 教育省の支出に限る  
g フランドル地方のみのデータ  
h 統一前のドイツ連邦共和国のデータ  
i 1991年のデータ  
j SIPRI 2000によると不確定とされている推計  
k 国境警備、海空監視の費用  
l 1997年のデータ  
m 「社会総生産」に占める教育支出の割合  
n 旧ソ連のデータ  
o 高等教育への支出は含まない  
p 中央政府のデータのみ  
出典：第1、2列：UNESCO 1999c；第3、4列：世界銀行2000b；第5-7、9列：SIPRI 2000；第8、10列：SIPRI 2000の兵器取引に関するデータをもとに計算；第11列：IISS 1999；第12列：IISS1999の軍勢力に関するデータをもとに計算

17 DAC加盟国  
からの援助の流れ

HDI順位	政府開発援助(ODA) 支出総額			中央政府 の予算に 占める ODAの% 1997/98	援助国 1人当たりの ODA額 (1997年US\$)	GNPに 占める 多額開 ODAの% 1997/98	NGOを通じた ODAの% 1997/98	GNPに占める NGOによる 援助比(%)		後開発途上国に 対するODA (全体に対する%)			
	総額 (100万US\$) 1998	対GNP比 (%) 1998	1998					1987/88	1997/98	1987/88	1997/98	1987/88	1997/98
1 カナダ	1,691	0.48	0.29	0.7	93	64	0.11	7.7	0.05	0.03	25	20	
2 ノルウェー	1,321	1.11	0.91	2.0	270	309	0.25	..	0.07	0.06	35	37	
3 米国	8,786	0.21	0.10	0.3	52	29	0.03	..	0.35	0.03	14	15	
4 オーストラリア	960	0.41	0.27	0.8	68	59	0.07	(.)	0.02	0.04	13	16	
5 スウェーデン	1,573	0.87	0.72	1.2	207	189	0.24	6.6	0.07	0.02	34	28	
7 ベルギー	883	0.44	0.35	0.7	88	81	0.14	0.3	0.01	0.02	44	28	
6 オランダ	3,042	0.98	0.80	1.8	182	192	0.23	9.6	0.08	0.07	29	26	
9 日本	10,640	0.31	0.28	0.9	81	92	0.06	3.0	(.)	0.01	20	15	
10 英国	3,664	0.30	0.27	0.7	56	61	0.12	2.6	0.03	0.03	27	26	
11 フィンランド	396	0.55	0.32	0.6	114	76	0.15	0.7	0.03	0.01	36	26	
12 フランス	5,742	0.59	0.40	0.9	120	103	0.11	0.2	0.01	(.)	24	17	
13 スイス	898	0.31	0.32	0.8	112	127	0.11	3.7	0.05	0.04	33	29	
14 ドイツ	5,581	0.39	0.26	0.6	78	70	0.10	..	0.06	0.04	25	21	
15 デンマーク	1,704	0.88	0.99	1.8	222	318	0.39	0.4	0.02	0.02	34	33	
16 オーストリア	456	0.21	0.22	0.5	44	61	0.09	0.5	0.02	0.02	16	19	
17 ルクセンブルク	112	0.19	0.65	..	55	242	0.18	0.8	(.)	0.03	..	26	
18 アイルランド	199	0.20	0.30	0.8	19	53	0.11	0.9	0.09	0.08	32	46	
19 イタリア	2,278	0.37	0.20	0.3	63	31	0.10	1.0	(.)	(.)	44	56	
20 ニュージーランド	130	0.27	0.27	0.7	39	41	0.07	3.4	0.02	0.03	17	21	
21 スペイン	1,376	0.08	0.24	0.6	8	33	0.09	(.)	(.)	0.02	10	9	
28 ポルトガル	259	0.16	0.24	0.6	10	26	0.08	0.9	(.)	0.01	..	55	
CAC諸国 <sup>g</sup>	5,888 T	0.33	0.24	0.6	72	62	0.07	2.0	0.03	0.02	24	21	

注：DACとはOECDの開発援助委員会のこと。本表には、1999年12月加盟のギリシャは含まれていない  
a DAC非加盟国の中にもODA供与している国はある。OECD開発援助委員会2000によれば、1998年のチェコ、エストニア、ギリシャ、韓国、フウェート、ポーランド、サウジアラビア、台湾、トルコ、アラブ首長国連邦による支出総額は合計9億9000万ドルであった  
b 欧州諸国のデータは欧州連合を通じた支出を含む  
c NGOを通じたDAC諸国による支出を示す  
d 集計値はOECD開発援助委員会2000の計算による  
出典：第1-12列：OECD開発援助委員会2000



18 受取国別援助  
と債務状況

HDI順位	政府開発援助(ODA) 受取額(純支出額)						対外債務				債務元利 支払総額 (財・サービスの 輸出に対する%)	
	総額 (100万US\$)		対GNP比 (%)		1人当たり受取額 (US\$)		総額 (100万US\$)		対GNP比 (%)		1985 1998	
	1992	1998	1992	1998	1992	1998	1985	1998	1985	1998	1985	1998
<b>人間開発指数上位国</b>												
22	キプロス	26.4	31.6 <sup>b</sup>	0.4	0.4 <sup>b</sup>	36.7	41.9 <sup>b</sup>	..	..	..	..	..
23	イスラエル	2,065.8	1,065.9 <sup>b</sup>	3.0	1.1 <sup>b</sup>	411.0	178.5 <sup>b</sup>	..	..	..	..	..
24	シンガポール	19.9	1.6 <sup>b</sup>	(.)	(.) <sup>b</sup>	7.2	0.5 <sup>b</sup>	..	..	..	..	..
26	香港(中国)	-39.0	5.8 <sup>b</sup>	(.)	(.) <sup>b</sup>	-6.8	1.0 <sup>b</sup>	..	..	..	..	..
27	マルタ	4.8	21.9	0.2	0.6	13.2	57.9	..	..	..	..	..
29	スロベニア	..	39.6	..	0.2	..	20.0	..	..	..	..	..
30	バルバドス	0.4	15.6	(.)	0.7	1.4	58.9	457	608	38.4	..	6.3 6.2
31	韓国	12.2	103.7	(.)	(.)	-0.1	-1.1	47,133	139,097	51.6	44.0	27.8 12.9
32	ブルネイ	5.4	0.3 <sup>b</sup>	0.1	(.) <sup>b</sup>	20.0	1.0 <sup>b</sup>	..	..	..	..	..
33	バハマ	1.9	22.6 <sup>b</sup>	0.1	..	7.1	77.0 <sup>b</sup>	..	..	..	..	..
34	チェコ	130.0 <sup>b</sup>	447.1 <sup>b</sup>	0.5 <sup>b</sup>	0.9 <sup>b</sup>	12.6 <sup>b</sup>	43.5 <sup>b</sup>	3,459	25,301	12.5	45.5	.. 15.2
35	アルゼンチン	264.2	75.7	0.1	(.)	7.9	2.1	50,998	144,050	60.9	49.5	60.1 58.2
36	クウェート	2.0	5.9 <sup>b</sup>	(.)	(.) <sup>b</sup>	1.1	3.1 <sup>b</sup>	..	..	..	..	..
37	アンティグア・バーブーダ	4.8	9.9	1.2	1.7	73.1	147.6	..	..	..	..	..
38	チリ	133.3	104.5	0.3	0.2	9.8	7.1	20,384	36,302	141.7	47.6	48.4 22.3
39	ウルグアイ	69.3	24.1	0.6	0.1	22.1	7.3	3,919	7,600	89.7	37.3	42.6 23.5
40	スロバキア	63.6 <sup>b</sup>	154.5 <sup>b</sup>	0.6 <sup>b</sup>	0.8 <sup>b</sup>	12.0 <sup>b</sup>	28.7 <sup>b</sup>	1,108	9,893	8.2	49.0	.. 15.9
41	バーレーン	65.3	41.0	1.7	0.9	126.0	64.0	..	..	..	..	..
42	カタール	1.5	1.3 <sup>b</sup>	(.)	..	2.9	1.7 <sup>b</sup>	..	..	..	..	..
43	ハンガリー	222.9 <sup>b</sup>	208.8 <sup>b</sup>	0.6 <sup>b</sup>	0.5 <sup>b</sup>	21.7 <sup>b</sup>	20.6 <sup>b</sup>	13,957	28,580	70.6	62.2	39.3 27.3
44	ポーランド	1,430.0 <sup>b</sup>	901.6 <sup>b</sup>	1.7 <sup>b</sup>	0.6 <sup>b</sup>	37.6 <sup>b</sup>	23.3 <sup>b</sup>	33,307	47,708	48.7	30.4	15.5 9.7
45	アラブ首長国連邦	-9.7	4.0 <sup>b</sup>	(.)	(.) <sup>b</sup>	-5.5	1.5 <sup>b</sup>	..	..	..	..	..
46	エストニア	104.4 <sup>b</sup>	90.0 <sup>b</sup>	2.7 <sup>b</sup>	1.7 <sup>b</sup>	87.0 <sup>b</sup>	62.3 <sup>b</sup>	..	782	..	15.3	.. 2.1
<b>人間開発指数中位国</b>												
47	セントクリストファー・ネイビス	7.7	6.6	4.5	2.6	182.4	160.7	13	115	16.7	43.2	1.8 7.2
48	コスタリカ	138.2	27.3	2.1	0.3	43.8	7.8	4,400	3,971	21.0	39.0	41.5 7.6
49	クロアチア	..	39.0	..	0.2	..	8.5	..	8,297	..	38.4	.. 8.9
50	トリニダード・トバゴ	7.7	13.7	0.2	0.2	6.1	10.4	1,448	2,193	20.6	35.7	10.2 10.2
51	ドミニカ	12.1	19.5	6.6	8.8	170.3	263.6	54	109	55.8	46.5	7.6 6.7
52	リトアニア	93.8 <sup>b</sup>	127.6 <sup>b</sup>	1.7 <sup>b</sup>	1.2 <sup>b</sup>	25.3 <sup>b</sup>	34.5 <sup>b</sup>	..	1,950	..	18.6	.. 3.3
53	セイシェル	19.2	23.2	4.5	4.5	270.7	294.9	97	137	59.6	36.3	7.9 5.7
54	グレナダ	12.1	6.1	5.5	2.0	132.5	63.6	52	183	42.4	55.9	10.7 5
55	メキシコ	315.4	14.8	7.7	37.5	3.6	0.2	96,862	159,959	55.2	42.0	43.7 20.8
56	キューバ	24.8	79.7	..	..	2.3	7.2	..	..	..	..	..
57	ベラルーシ	273.1 <sup>b</sup>	28.3 <sup>b</sup>	0.9 <sup>b</sup>	0.1 <sup>b</sup>	26.8 <sup>b</sup>	2.8 <sup>b</sup>	..	1,120	..	5.0	.. 2
58	ベリーズ	24.6	15.0	5.3	2.4	123.8	63.8	118	338	59.4	51.9	11.6 12.9
59	パナマ	155.1	21.7	2.7	0.2	62.3	7.9	4,758	6,639	91.4	78.0	7.3 7.6
60	ブルガリア	147.7 <sup>b</sup>	232.3 <sup>b</sup>	1.4 <sup>b</sup>	2.3 <sup>b</sup>	16.6 <sup>b</sup>	28.2 <sup>b</sup>	3,852	9,907	22.0	83.0	10.2 22.1
61	マレーシア	203.9	202.0	0.4	0.3	11.0	9.1	20,269	44,773	69.9	65.3	30.4 8.7
62	ロシア	1,935.0 <sup>b</sup>	1,017.2 <sup>b</sup>	0.4 <sup>b</sup>	0.3 <sup>b</sup>	13.1 <sup>b</sup>	6.9 <sup>b</sup>	29,296	183,601	..	69.4	.. 12.1
63	ラトビア	80.3 <sup>b</sup>	96.8 <sup>b</sup>	1.2 <sup>b</sup>	1.3 <sup>b</sup>	30.6 <sup>b</sup>	39.7 <sup>b</sup>	..	756	..	11.7	.. 2.5
64	ルーマニア	257.9 <sup>b</sup>	355.9 <sup>b</sup>	1.0 <sup>b</sup>	1.1 <sup>b</sup>	11.4 <sup>b</sup>	15.8 <sup>b</sup>	7,008	9,513	..	25.3	18.7 23.5
65	ベネズエラ	34.1	36.6	0.1	(.)	1.7	1.6	35,334	37,003	58.4	39.5	25 27.4
66	フィジー	62.8	36.5	4.0	2.4	83.6	44.1	444	193	40.5	12.5	11.7 3.6
67	スリナム	79.0	50.0	19.5	0.9	195.2	142.4	..	..	..	..	..
68	コロンビア	233.3	165.6	0.5	0.2	6.7	4.1	14,245	33,263	42.5	33.1	41.9 30.7
69	マケドニア	..	92.0	..	3.5	..	45.8	..	2,392	..	96.7	.. 13
70	グルジア	5.3	162.4	0.2	3.2	1.0	29.9	..	1,674	..	31.9	.. 7.6
71	モーリシャス	45.5	39.6	1.5	1.0	42.1	34.2	629	2,482	61.1	59.6	24.3 11.3
72	リビア	5.6	7.1	..	..	1.1	1.3	..	..	..	..	..
73	カザフスタン	9.5	207.1	(.)	1.0	0.6	13.2	..	5,714	..	26.4	.. 13.0
74	ブラジル	-253.9	329.1	-0.1	(.)	-1.7	2.0	103,602	232,004	49.1	30.6	39.1 74.1
75	サウジアラビア	49.4	25.4	(.)	(.)	3.0	1.2	..	..	..	..	..
76	タイ	770.2	690.4	0.7	0.6	13.5	11.3	17,546	86,172	45.9	76.4	31.9 19.2

18 受取国別援助  
と債務状況

HDI順位	政府開発援助(ODA) 受取額(純支出額)						対外債務				債務元利 支払総額 (財・サービスの 輸出に対する%)	
	総額 (100万US\$)		対GNP比 (%)		1人当たり受取額 (US\$)		総額 (100万US\$)		対GNP比 (%)		1985 1998	
	1992	1998	1992	1998	1992	1998	1985	1998	1985	1998	1985	1998
77	フィリピン	1,715.7	606.6	3.2	0.9	27.1	8.1	26,637	47,817	69.1	70.1	31.6 11.8
78	ウクライナ	557.6 <sup>b</sup>	390.4 <sup>b</sup>	0.5 <sup>b</sup>	0.9 <sup>b</sup>	13.8 <sup>b</sup>	7.6 <sup>b</sup>	..	12,718	..	29.8	.. 11.4
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	14.4	20.5	6.4	7.5	131.9	180.8	25	420	22.3	138.9	3.8 13.7
80	ペルー	407.3	501.5	1.4	0.0	18.2	20.2	12,884	32,397	73.0	52.9	27.7 28.3
81	パラグアイ	96.5	76.0	1.5	0.9	21.2	14.6	1,817	2,304	58.0	26.6	19.7 5.3
82	レバノン	123.5	236.0	2.1	1.4	33.0	56.1	870	6,725	..	40.7	.. 18.7
83	ジャマイカ	118.6	18.5	4.1	0.3	48.5	7.2	4,103	3,995	225.6	63.1	37.6 12.8
84	スリランカ	690.0	489.9	5.6	3.2	36.2	26.1	3,540	8,526	59.5	54.9	16.5 6.6
85	トルコ	268.6	13.9	0.2	(.)	4.6	0.2	26,013	102,074	38.4	50.0	35.0 21.2
86	オマーン	35.4	26.6	0.4	0.2	18.6	11.5	2,329	3,629	26.3	..	5.4 ..
87	ドミニカ共和国	63.9	120.4	0.7	0.8	8.7	14.6	3,502	4,451	74.1	29.8	19.0 4.2
88	セントルシア	26.7	6.1	6.0	1.1	190.8	38.1	23	184	12.4	31.9	1.2 4.2
89	モルジブ	36.4	25.0	20.8	7.7	158.3	65.3	83	180	116.3	58.1	11.3 3.1
90	アゼルバイジャン	5.9	88.7	0.1	2.2	0.8	11.2	..	693	..	17.7	.. 2.3
91	エクアドル	242.0	176.1	2.0	0.9	22.6	14.5	8,703	15,140	50.9	82.5	33.0 28.8
92	ヨルダン	425.1	408.2	8.9	5.9	107.6	89.5	4,022	8,484	78.7	146.9	17.2 18.4
93	アルメニア	22.5	138.5	0.9	7.6	6.1	39.4	..	800	..	42.0	.. 8.9
94	アルバニア	389.7	242.2	49.4	8.9	116.4	72.1	..	821	..	26.4	.. 4.5
95	西サモア	49.2	36.4	32.6	20.6	303.5	206.4	76	180	88.8	102.1	15.1 3.9
96	ガイアナ	90.0	93.0	34.2	14.1	111.0	108.5	1,436	1,653	388.8	248.6	27.7 19.5
97	イラン	106.2	163.9	0.1	0.1	1.7	2.7	6,057	14,391	3.4	12.7	4.1 20.2
98	キルギス	3.5	216.1	0.1	13.1	0.8	46.0	..	1,148	..	69.4	.. 9.4
99	中国	3,045.7	2,358.9	0.7	0.3	2.6	1.9	16,696	154,599	5.5	15.4	8.3 8.6
100	トルクメニスタン	5.4	16.6	0.1	0.6	1.4	3.5	..	2,266	..	87.7	.. 42.0
101	チュニジア	390.1	148.3	2.6	0.7	46.1	18.8	4,864	11,078	60.6	58.0	25.0 15.1
102	モルドバ	9.7 <sup>b</sup>	33.3	0.3 <sup>b</sup>	1.9	2.2 <sup>b</sup>	7.8	..	1,095	..	62.5	.. 18.5
103	南アフリカ	..	512.3	..	0.5	..	12.4	..	24,711	..	18.9	.. 12.2
104	エルサルバドル	403.3	179.8	6.8	1.5	74.6	29.7	1,851	3,633	50.2	30.8	24.0 10.4
105	カーボベルデ	119.0	129.8	35.6	26.9	329.6	314.9	97	244	..	49.8	9.5 9.9
106	ウズベキスタン	1.4	144.3	(.)	1.0	0.1	6.0	..	3,162	..	15.6	.. 13.2
107	アルジェ											



18 受取国別援助  
と債務状況

HDI順位	政府開発援助(ODA) 受取額(純支出額) <sup>a</sup>						対外債務				債務元利 支払金額 (財・サービスの 輸出に対する%)	
	総額 (100万US\$)		対GNP比 (%)		1人当たり受取額 (US\$)		総額 (100万US\$)		対GNP比 (%)		1985	1998
	1992	1998	1992	1998	1992	1998	1985	1998	1985	1998		
131 赤道ギニア	61.8	24.9	41.8	3.9	187.1	57.8	132	306	175.7	75.7	..	1.4
132 サントメ・プリンシペ	56.5	23.3	148.6	72.9	470.4	199.6	63	246	..	684.0	29.1	31.9
133 パプアニューギニア	439.8	361.1	11.3	10.3	109.5	78.5	2,112	2,632	90.4	76.9	32.5	8.6
134 カメルーン	715.4	423.6	6.8	5.1	58.7	29.6	3,174	9,829	40.2	119.4	23.4	22.3
135 パキスタン	1,012.9	1,049.8	2.1	1.7	8.5	8.0	13,465	32,229	43.9	52.8	24.9	23.6
136 カンボジア	205.6	337.1	10.3	11.7	21.9	31.5	7	2,210	..	77.7	..	1.5
137 コモロ	48.1	35.3	18.2	18.0	105.0	66.5	134	203	118.4	103.3	8.9	13.4
138 ケニア	885.6	473.9	11.7	4.5	35.9	16.2	4,181	7,010	70.8	61.5	38.7	18.8
139 コンゴ	113.5	64.6	4.4	3.9	47.9	23.2	3,050	5,119	150.7	306.9	34.4	3.3
人間開発指数低位国												
140 ラオス	164.1	281.4	13.9	21.8	36.8	56.6	619	2,437	26.1	199.1	9.2	6.3
141 マダガスカル	362.7	494.2	12.7	13.4	29.3	33.9	2,529	4,394	92.7	119.5	41.7	14.7
142 ブータン	55.0	55.7	22.3	15.9	36.5	73.3	9	120	5.6	32.1	0	6.3
143 スーダン	540.9	209.1	9.2	2.3	20.9	7.4	8,955	16,843	75.1	182.7	12.8	9.6
144 ネパール	433.0	404.3	12.2	8.8	21.8	17.7	590	2,646	22.2	54.2	6.8	7.0
145 トーゴ	222.6	128.4	13.4	8.6	59.2	28.8	935	1,448	128.9	97.4	27.3	5.7
146 バングラデシュ	1,820.3	1,251.1	5.3	2.8	16.1	10.0	6,870	16,376	32.1	37.1	22.4	9.1
147 モーリタニア	200.1	171.1	17.8	18.3	95.0	67.7	1,454	2,580	108.7	272.5	25.3	27.7
148 イエメン	253.9	310.2	6.9	7.9	20.3	18.8	3,339	4,138	..	104.3	..	4.2
149 ジブチ	12.5	81.0	24.1	16.3	208.4	123.9	144	288	..	..	..	..
150 ハイチ	101.8	407.1	5.4	13.0	15.1	53.3	717	1,048	36.1	27.1	10.2	8.2
151 ナイジェリア	258.6	204.0	1.0	0.5	2.5	1.7	18,643	30,315	68.1	78.3	32.7	11.2
152 コンゴ民主共和国	269.1	125.6	3.3	2.0	6.7	2.6	6,171	12,929	93.0	208.2	24.8	1.2
153 ザンビア	1,035.3	348.7	36.2	11.0	119.7	36.1	4,499	6,065	226.5	217.4	15.9	17.7
154 コートジボワール	756.6	798.3	8.8	7.8	58.9	55.1	9,659	14,852	153.4	145.4	34.8	26.1
155 セネガル	670.3	502.1	11.4	10.5	87.0	55.6	2,566	3,861	104.7	83.1	20.8	23.2
156 タンザニア	1,338.4	997.8	28.6	12.9	49.3	31.1	9,107	7,603	..	94.3	40	20.8
157 ベナン	269.3	210.4	12.9	9.2	54.6	35.3	854	1,647	83.3	72.2	12.9	10.6
158 ウガンダ	725.0	470.8	26.3	7.1	41.2	22.5	1,232	3,935	35.5	58.2	38	23.6
159 エリトリア	..	158.2	..	20.5	..	40.6	..	149	..	19.4	..	1.5
160 アンゴラ	346.1	335.2	9.9	9.7	34.9	27.9	2,993	12,173	47.6	297.1	6.4	34.4
161 ガンビア	110.6	37.8	30.5	9.1	110.9	31.1	245	477	113.7	116.7	10.3	9.7
162 ギニア	448.4	359.2	15.9	10.3	73.3	50.7	1,466	3,546	..	102.0	..	19.5
163 マラウイ	572.4	433.7	31.5	27.2	57.0	41.2	1,021	2,444	94.6	137.5	39.8	14.7
164 ルワンダ	351.4	349.9	21.6	16.9	47.8	43.2	366	1,226	21.4	60.8	10.4	16.9
165 マリ	431.8	349.3	15.3	13.2	48.2	33.0	1,456	3,201	113.1	120.4	17.3	12.6
166 中央アフリカ	176.3	119.9	13.5	11.8	57.3	34.5	344	921	40.1	88.8	14.2	20.9
167 チャド	239.1	167.4	18.4	9.9	40.8	22.8	217	1,091	20.9	65.5	17.5	10.6
168 モザンビーク	1,462.9	1,039.3	140.1	27.9	98.9	61.3	2,871	8,208	65.9	223.0	34.5	18.0
169 ギニアビサウ	104.2	95.7	46.7	50.5	103.6	82.4	318	964	199.6	503.7	51.9	25.6
170 ブルンジ	310.5	76.5	28.9	8.1	53.1	11.6	455	1,119	40.2	128.3	20.4	40.0
171 エチオピア	1,177.4	647.5	12.1	10.0	23.4	10.6	5,206	10,352	78.0	160.4	28.4	11.3
172 ブルキナファソ	433.8	397.5	14.9	15.6	45.7	37.0	511	1,399	35.9	54.5	10.1	10.7
173 ニジェール	365.1	291.4	15.8	15.0	44.2	28.7	1,195	1,659	85.5	82.1	33.7	18.4
174 シエラレオネ	133.4	106.3	22.2	16.9	30.6	21.9	709	1,243	60.4	197.7	14.7	18.2

18 受取国別援助  
と債務状況

HDI順位	政府開発援助(ODA) 受取額(純支出額) <sup>a</sup>						対外債務				債務元利 支払金額 (財・サービスの 輸出に対する%)	
	総額 (100万US\$)		対GNP比 (%)		1人当たり受取額 (US\$)		総額 (100万US\$)		対GNP比 (%)		1985	1998
	1992	1998	1992	1998	1992	1998	1985	1998	1985	1998		
全開発途上国	45,205 T	34,449 T	1.9	3.2	11.1	7.6	857,562 T	2,051,435 T	41.3	42.8	28.3	20.1
後開発途上国	15,487 T	11,737 T	9.9	3.4	30.8	20.2	71,341 T	145,635 T	66.9	99.5	20.3	13.1
アラブ諸国	7,287 T	4,607 T	1.9	0.9	32.8	18.1	..	..	..	..	..	..
東アジア	3,142 T	2,678 T	0.4	0.2	2.6	1.9	..	294,435 T	..	24.8	..	10.5
東アジア(中国を除く)	96 T	319 T	(.)	0.1	1.6	2.9	..	139,836 T	..	44.1	..	12.9
ラテンアメリカ・カリブ諸国	4,705 T	4,388 T	2.5	7.3	10.4	8.8	387,738 T	751,223 T	58.0	39.2	36.8	33.7
南アジア	5,533 T	5,034 T	1.4	0.8	5.4	3.8	71,564 T	172,698 T	15.5	25.2	14.5	18.9
南アジア(インドを除く)	4,103 T	3,440 T	2.0	1.4	12.0	6.5	30,610 T	74,466 T	13.0	32.0	9.4	16.7
東南アジア・太平洋諸国	5,485 T	5,116 T	1.4	1.1	14.1	10.0	107,665 T	365,603 T	..	102.3	30.2	17.3
サハラ以南アフリカ	15,759 T	12,580 T	11.1	4.4	36.4	21.4	95,225 T	208,464 T	76.9	67.9	26.7	15.1
東欧・CIS諸国	5,768 T	5,565 T	0.6	0.7	14.8	14.0	..	360,899 T	..	48.8	..	13.5
OECD諸国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発指数高位国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発指数中位国	32,204 T	25,302 T	1.7	3.4	8.0	6.2	675,564 T	1,787,907 T	..	41.3	26.2	18.9
人間開発指数低位国	13,253 T	12,416 T	10.7	6.7	28.6	16.6	98,262 T	184,506 T	73.2	98.4	27.2	15.4
高所得国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
中所得国	20,766 T	15,948 T	1.4	3.7	15.8	10.9	715,433 T	1,708,360 T	..	44.1	29.4	20.2
低所得国	30,200 T	23,952 T	2.7	1.4	9.6	6.9	233,115 T	703,974 T	27.1	42.5	21.8	15.1
全世界	53,044 T	41,102 T	1.7	2.9	11.8	8.3	..	2,412,334 T	..	43.6	..	18.9

a 負数はODA融資返済額がODA受取額より多いことを示す

b 政府援助純額

出典：第1-6列：OECD開発援助委員会2000；第7-12列：世界銀行2000b



HDI順位	人口総数 (100万人)		年平均人口増加率 (%)		都市人口 (全体に占める%)			被扶養人口比率 (%)		65歳以上の人口 (全体に占める%)		合計特殊出生率		合計特殊出生率 (%)		
	1975	1998	1975-1998	1998-2015	1975	1998	2015	1998	2015	1998	2015	1970-1995	1995-1999			
	1975	1998	1975	1998	1975	1998	2015	1998	2015	1998	2015	1975	2000			
<b>人間開発指数上位国</b>																
1	カナダ	23.2	30.6	35.3	1.2	0.9	75.6	76.9	79.8	47.0	48.7	12.5	16.2	2.0	1.6	73 <sup>b</sup>
2	ノルウェー	4.0	4.4	4.7	0.4	0.4	68.2	73.8	78.0	54.4	54.8	15.7	18.0	2.2	1.9	76 <sup>b</sup>
3	米国	220.2	274.0	307.7	1.0	0.7	73.7	76.8	81.0	52.4	49.8	12.5	14.7	2.0	2.0	74 <sup>b</sup>
4	オーストラリア	13.9	18.5	21.5	1.3	0.9	85.9	84.7	86.0	49.6	50.3	12.1	15.2	2.5	1.8	76 <sup>b</sup>
5	アイスランド	0.2	0.3	0.3	1.0	0.7	86.6	92.0	93.8	54.2	51.4	11.4	13.7	2.8	2.1	..
6	スウェーデン	8.2	8.9	9.1	0.3	0.1	82.7	83.2	85.2	56.2	57.5	17.4	21.8	1.9	1.6	78 <sup>b</sup>
7	ベルギー	9.8	10.1	10.1	0.2	0.0	94.9	97.2	98.0	51.1	51.6	16.4	19.1	1.9	1.6	79
8	オランダ	13.7	15.7	15.9	0.6	0.1	88.4	89.2	90.9	46.8	49.2	13.6	18.5	2.0	1.5	80
9	日本	111.5	126.3	126.1	0.5	0.0	75.7	78.5	82.0	45.4	64.3	16.1	24.6	2.1	1.4	59
10	英国	56.2	58.6	59.6	0.2	0.1	88.7	89.4	90.8	54.0	54.1	16.0	18.7	2.0	1.7	82
11	フィンランド	4.7	5.2	5.3	0.4	0.1	58.3	64.3	70.9	49.6	56.9	14.6	20.1	1.6	1.7	80 <sup>b</sup>
12	フランス	52.7	58.7	61.1	0.5	0.2	73.0	75.2	79.4	53.0	55.5	15.6	18.4	2.3	1.7	75
13	スイス	6.3	7.3	7.6	0.6	0.3	55.7	61.9	68.3	47.4	49.6	14.5	18.7	1.8	1.5	71 <sup>b</sup>
14	ドイツ	78.7	82.1	81.6	0.2	0.0	81.2	87.1	89.9	46.6	49.7	15.9	20.3	1.6	1.3	75
15	デンマーク	5.1	5.3	5.3	0.2	0.0	81.8	85.5	87.8	49.0	54.4	15.2	19.2	2.0	1.7	78 <sup>b</sup>
16	オーストリア	7.6	8.1	8.3	0.3	0.1	65.2	64.5	68.5	47.1	46.8	14.7	17.8	2.0	1.4	71 <sup>b</sup>
17	ルクセンブルク	0.4	0.4	0.6	0.7	0.5	73.7	90.4	94.0	47.3	50.4	14.1	17.0	2.0	1.7	..
18	アイルランド	3.2	3.7	4.2	0.6	0.7	53.6	58.1	63.9	50.1	52.5	11.4	13.6	3.8	1.9	..
19	イタリア	55.4	57.4	54.4	0.1	-0.3	65.6	66.8	70.7	47.1	53.0	17.6	22.6	2.3	1.2	78 <sup>b</sup>
20	ニュージーランド	3.1	3.8	4.4	0.9	0.8	82.8	86.5	89.4	52.8	51.8	11.6	14.1	2.8	2.0	70 <sup>b</sup>
21	スペイン	35.6	39.6	38.5	0.5	-0.2	69.6	77.1	81.3	46.1	48.1	16.5	19.7	2.9	1.2	59 <sup>b</sup>
22	キプロス	0.6	0.8	0.9	1.0	0.7	43.4	55.7	64.6	55.1	51.9	11.4	14.9	2.5	2.0	..
23	イスラエル	3.5	5.0	7.6	2.4	1.4	66.6	91.0	92.0	61.3	52.4	9.7	11.3	3.6	2.7	..
24	シンガポール	2.3	3.5	4.0	1.9	0.8	100.0	100.0	100.0	41.0	41.3	6.8	12.4	2.6	1.7	74 <sup>b</sup>
25	ギリシャ	9.0	13.6	10.4	0.7	-0.1	55.3	59.7	65.1	48.6	52.4	17.1	21.4	2.3	1.3	..
26	香港 (中国)	4.4	5.7	7.7	1.8	0.8	89.7	95.4	96.7	39.5	38.4	10.2	13.7	2.9	1.3	..
27	マルタ	0.3	0.4	0.4	1.0	0.5	80.4	90.1	92.6	47.3	54.2	11.4	16.5	2.1	1.9	..
28	ポルトガル	9.1	9.9	9.7	0.4	-0.1	27.7	37.0	46.6	47.3	48.3	15.4	18.2	2.7	1.4	66 <sup>b</sup>
29	スロベニア	1.7	2.0	1.9	0.6	-0.2	42.4	52.0	58.8	43.2	44.7	13.2	17.6	2.2	1.3	..
30	バルバドス	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	38.6	48.9	58.4	49.1	39.6	11.0	11.3	2.7	1.5	55 <sup>b</sup>
31	韓国	35.3	43.1	51.1	1.2	0.6	48.0	84.5	92.2	39.3	41.4	6.2	10.6	4.3	1.7	79
32	ブルネイ	0.2	0.3	0.4	3.0	1.6	62.0	71.1	78.7	57.0	42.5	3.0	6.6	5.4	2.8	..
33	パナマ	0.2	0.3	0.4	2.0	1.4	73.4	87.8	91.5	55.3	48.5	5.1	7.7	3.4	2.6	62 <sup>b</sup>
34	チリ	10.0	10.3	9.9	0.1	-0.2	57.8	65.9	70.7	44.5	46.0	13.4	18.4	2.2	1.2	69
35	アルゼンチン	26.0	39.1	43.5	1.4	1.1	80.7	88.9	91.9	60.5	54.5	9.6	10.7	3.1	2.6	74 <sup>b</sup>
36	クウェート	1.0	1.8	2.6	2.6	2.2	83.8	97.4	98.2	61.4	44.4	1.9	5.6	6.9	2.9	35 <sup>b</sup>
37	アンティグア・バーブーダ	0.1	0.1	0.1	0.5	0.5	34.2	36.3	43.3	..	..	..	..	..	..	53 <sup>b</sup>
38	チリ	10.3	14.8	17.9	1.6	1.1	78.4	84.3	86.9	56.0	50.0	6.9	9.7	3.6	2.4	43 <sup>b</sup>
39	ウルグアイ	2.8	3.3	3.7	0.7	0.7	83.1	90.9	93.2	60.2	56.3	12.7	13.4	3.0	2.4	84
40	スロバキア	4.7	5.4	5.5	0.6	0.1	46.3	60.2	68.0	47.1	42.1	11.2	13.5	2.5	1.4	74
41	バーレーン	0.3	0.6	0.8	3.5	1.5	79.2	91.6	95.0	50.0	36.6	2.8	3.2	5.9	2.9	62
42	カタール	0.2	0.6	0.7	5.4	1.4	82.9	92.1	94.2	39.3	49.6	1.8	3.1	6.8	3.7	32 <sup>b</sup>
43	ハンガリー	10.5	10.1	9.4	-0.2	-0.4	52.8	66.0	73.2	46.8	45.5	14.5	17.2	2.1	1.4	73 <sup>b</sup>
44	ポーランド	34.0	38.7	39.3	0.6	0.1	55.4	64.8	71.4	47.8	44.5	11.6	14.3	2.2	1.5	75 <sup>b</sup>
45	アラブ首長国連邦	0.5	2.4	3.0	6.9	1.5	85.4	85.2	88.8	45.6	48.1	2.2	9.3	6.4	3.4	28
46	エストニア	1.4	1.4	1.2	0.0	-0.9	67.6	73.8	78.7	47.5	43.7	13.4	15.4	2.1	1.3	70
<b>人間開発指数中位国</b>																
47	セントクリストファー・ネイビス	(.)	(.)	(.)	-0.7	-0.5	35.0	34.0	39.3	..	..	..	..	..	..	41 <sup>b</sup>
48	コスタリカ	2.0	3.8	5.2	3.0	1.8	41.3	50.8	60.3	61.8	52.0	4.9	7.1	4.3	2.8	75
49	クロアチア	4.3	4.5	4.3	0.2	-0.2	45.1	56.9	64.4	46.6	50.2	14.0	17.6	2.0	1.6	..
50	トリニダード・トバゴ	1.0	1.3	1.4	1.0	0.6	83.0	73.2	79.3	50.8	41.4	6.5	9.5	3.4	1.7	53 <sup>b</sup>
51	ドミニカ	0.1	0.1	0.1	-0.1	0.1	55.3	70.3	76.0	..	..	..	..	..	..	50 <sup>b</sup>
52	リトアニア	3.3	3.7	3.5	0.5	-0.3	55.7	73.6	90.1	49.7	45.0	12.9	15.8	2.3	1.4	..
53	セイシェル	0.1	0.1	0.1	1.1	1.0	33.3	56.9	67.3	..	..	..	..	..	..	..
54	グレナダ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4	32.6	37.0	47.2	..	..	..	..	..	..	54
55	メキシコ	59.1	95.8	119.2	2.1	1.3	62.8	74.0	77.9	62.8	49.4	4.5	6.8	6.5	2.8	69

HDI順位	人口総数 (100万人)		年平均人口増加率 (%)		都市人口 (全体に占める%)			被扶養人口比率 (%)		65歳以上の人口 (全体に占める%)		合計特殊出生率		合計特殊出生率 (%)		
	1975	1998	1975-1998	1998-2015	1975	1998	2015	1998	2015	1998	2015	1970-1995	1995-1999			
	1975	1998	1975	1998	1975	1998	2015	1998	2015	1998	2015	1975	2000			
56	キューバ	9.3	11.1	11.6	0.8	0.3	64.2	77.1	82.7	45.2	44.0	9.3	14.1	3.5	1.6	82
57	ベラルーシ	9.4	10.3	9.8	0.4	-0.3	50.3	73.2	80.4	49.6	44.0	13.2	14.2	2.2	1.4	50
58	ベリーズ	0.1	0.2	0.3	2.4	1.9	50.2	46.4	51.0	81.5	51.0	4.3	4.4	6.3	3.7	47
59	パナマ	1.7	2.8	3.5	2.1	1.3	49.0	56.9	64.9	60.2	48.6	5.4	7.8	4.9	2.6	58 <sup>b</sup>
60	ブルガリア	8.7	8.3	7.5	-0.2	-0.6	57.5	69.4	75.4	48.2	46.3	15.4	18.4	2.2	1.2	76 <sup>b</sup>
61	マレーシア	12.3	21.4	27.5	2.5	1.5	37.7	55.8	66.2	63.5	46.6	4.0	6.4	5.2	3.2	48 <sup>b</sup>
62	ロシア	134.2	147.4	142.9	0.4	-0.2	66.4	77.0	82.0	46.3	42.6	12.3	13.7	2.0	1.3	..
63	フットビア	2.5	2.4	2.1	-0.1	-0.9	65.4	73.7	78.9	49.0	45.8	13.8	16.8	2.0	1.8	..
64	ルーマニア	21.2	22.5	21.1	0.2	-0.4	46.2	57.3	65.4	46.1	40.8	12.7	15.4	2.6	1.2	57
65	ベネズエラ	12.7	23.2	30.9	2.7	1.7	75.8	86.8	90.4	64.6	51.7	4.3	6.5	4.9	3.0	49 <sup>b</sup>
66	フィジー	0.5	0.8	1.0	1.4	1.3	36.7	41.6	50.5	58.6	49.4	4.3	7.3	4.2	2.7	32 <sup>b</sup>
67	スリナム	0.4	0.4	0.5	0.5	0.9	44.8	51.0	60.8	59.6	42.3	5.3	5.9	5.3	2.2	..
68	コロンビア	25.1	40.8	53.2	2.1	1.6	60.7									



19 人口動態

HDI順位	人口総数 (100万人)			年平均人口 増加率 (%)			都市人口 (全体に占める%)			被扶養人口 比率 (%)		65歳以上 の人口 (全体に占める%)		合計特殊 出生率		遷延 普及率 (%) 1990- 99*
	1975	1998	2015	1975-1998	1998-2015	1975-2015	1975	1998	2015	1998	2015	1975	1995	1990-		
111	シリア	7.4	15.3	22.6	3.2	2.3	45.1	59.5	62.1	83.6	56.0	3.0	3.4	7.7	4.0	36
112	スウヰランド	0.5	1.0	1.5	3.0	2.6	14.0	33.9	47.2	85.3	68.9	2.6	3.5	6.5	4.7	21 <sup>b</sup>
113	ホンジュラス	3.0	6.1	9.0	3.1	2.3	32.1	45.7	56.1	84.8	60.2	3.3	4.3	7.1	4.3	50
114	ボリビア	4.8	8.0	11.2	2.3	2.0	41.5	63.2	73.7	78.5	62.7	3.9	4.9	6.5	4.4	48
115	ナミビア	0.9	1.7	2.0	2.7	1.2	20.6	38.9	53.2	83.9	74.5	3.8	3.1	6.0	4.9	29
116	ニカラグア	2.5	4.8	7.3	2.9	2.5	50.3	63.7	71.3	87.6	64.3	3.1	3.8	6.8	4.4	60
117	モンゴル	1.4	2.6	3.3	2.5	1.5	48.7	62.4	70.5	67.5	43.5	3.9	4.5	7.3	2.6	..
118	バヌアツ	0.1	0.2	0.3	2.5	2.3	15.7	19.5	27.0	84.2	63.0	3.4	4.1	6.5	4.3	15
119	エジプト	38.8	66.0	85.2	2.3	1.5	43.5	45.3	53.5	68.5	47.3	4.0	5.2	5.5	3.4	55
120	グアテマラ	6.0	10.8	15.4	2.6	2.5	36.7	39.7	48.3	91.2	69.9	3.5	3.8	6.5	4.9	31
121	ソロモン諸島	0.2	0.4	0.7	3.5	2.8	9.1	18.6	28.6	86.6	68.9	2.9	3.8	7.2	4.9	25
122	ボツワナ	0.8	1.6	2.0	3.2	1.3	12.0	68.8	88.7	82.6	64.7	2.5	2.4	6.6	4.4	48
123	ガボン	0.6	1.2	1.7	3.0	2.1	29.2	53.2	66.2	93.5	77.9	5.9	5.4	4.3	5.4	..
124	モロッコ	17.3	27.4	34.8	2.0	1.4	37.7	54.0	64.3	60.7	46.2	4.3	5.3	6.9	3.1	59
125	ミャンマー	30.4	44.5	53.5	1.7	1.1	23.9	26.9	36.7	51.2	42.7	4.6	6.0	5.8	2.4	33
126	イラク	11.0	21.8	34.1	3.0	2.7	61.4	75.9	81.6	81.9	69.0	3.1	4.0	7.1	5.3	18 <sup>b</sup>
127	レソト	1.2	2.1	2.9	2.4	2.0	10.8	26.4	38.9	79.1	72.7	4.1	4.5	5.7	4.8	23
128	インド	620.7	982.2	1,211.7	2.0	1.2	21.3	27.7	35.9	64.1	47.3	4.8	6.4	5.4	3.1	41
129	ガーナ	9.0	19.2	29.0	2.9	2.6	30.1	37.3	47.8	86.7	73.3	3.1	3.7	6.6	5.2	22
130	ジンバブエ	6.1	11.4	13.6	2.7	1.0	19.6	33.9	45.9	82.1	56.3	2.8	2.4	7.2	3.8	66
131	赤道ギニア	0.2	0.4	0.6	2.9	2.4	27.1	45.9	61.4	89.7	77.2	4.0	3.7	5.7	5.6	..
132	サントメ・プリンシペ	0.1	0.1	0.2	2.4	1.8	26.9	45.2	56.2	..	..	..	..	..	..	10 <sup>b</sup>
133	バファニューギニア	2.7	4.6	6.5	2.3	2.0	11.9	16.8	23.7	72.5	61.2	3.0	3.7	6.1	4.6	26
134	カメルーン	7.5	14.3	21.5	2.8	2.4	26.9	47.3	58.9	90.0	79.8	3.6	3.5	6.3	5.3	19
135	パキスタン	74.7	148.2	222.6	3.0	2.4	26.4	35.9	46.7	83.4	64.0	3.1	3.8	7.0	5.0	17
136	カンボジア	7.1	10.7	14.4	1.8	1.8	10.3	22.2	32.9	81.8	58.8	3.1	4.0	5.5	4.6	13
137	コモロ	0.3	0.7	1.0	3.2	2.5	21.2	32.1	42.6	84.4	66.5	2.6	3.2	7.1	4.8	21
138	ケニア	13.7	29.0	37.6	3.3	1.5	12.9	31.3	44.5	89.7	62.1	3.0	2.5	8.1	4.5	39
139	コンゴ	1.4	2.8	4.4	2.9	2.7	34.8	61.0	70.1	97.9	84.9	3.2	2.8	6.3	6.1	..

人間開発指数低位国

140	ラオス	3.0	5.2	7.8	2.4	2.5	11.4	22.3	32.7	90.7	75.1	3.2	3.8	6.2	5.8	19
141	マダガスカル	7.8	15.1	23.4	2.9	2.6	16.1	28.3	39.3	89.9	71.2	2.9	3.1	6.6	5.4	19
142	ブータン	1.2	2.0	3.1	2.3	2.6	3.5	6.7	11.6	87.8	75.1	4.0	4.4	5.9	5.5	19
143	スーダン	16.0	28.3	39.8	2.5	2.0	18.9	34.2	48.7	77.3	64.7	3.1	4.2	6.7	4.6	8
144	ネパール	12.8	22.8	32.7	2.6	2.1	5.0	11.2	18.1	82.9	63.2	3.6	4.1	6.3	4.5	30
145	トーゴ	2.3	4.4	6.7	2.9	2.6	16.3	32.2	42.5	96.7	81.5	3.1	3.0	6.6	6.1	24
146	バングラデシュ	76.6	124.8	161.5	2.1	1.5	9.3	20.0	30.6	67.0	50.0	3.2	4.3	7.0	3.1	49
147	モーリタニア	1.4	2.5	3.9	2.7	2.6	20.3	55.3	68.6	88.8	75.0	3.2	3.4	6.5	5.5	4
148	イエメン	7.0	16.9	29.6	3.9	3.4	16.4	36.2	49.2	101.5	85.7	2.4	2.3	7.6	7.6	21
149	ジブチ	0.2	0.6	0.9	4.9	2.0	68.5	82.9	86.3	80.5	68.8	3.2	4.3	6.7	5.3	..
150	ハイチ	4.9	8.0	10.4	2.1	1.6	21.7	33.6	44.6	83.2	63.5	3.6	3.9	5.8	4.4	18
151	ナイジェリア	57.0	106.4	153.3	2.8	2.2	23.4	42.2	55.4	87.7	74.2	3.0	3.4	6.9	5.2	6
152	コンゴ民主共和国	23.3	49.1	80.3	3.3	2.9	29.5	29.6	39.3	103.1	89.2	2.8	2.8	6.3	6.4	8
153	ザンビア	4.8	8.8	12.8	2.6	2.2	34.8	43.9	51.5	99.7	78.5	2.2	1.8	6.9	5.6	26
154	コートジボワール	6.8	14.3	20.0	3.3	2.0	32.1	45.3	55.7	88.5	71.0	2.9	3.1	7.4	5.1	15
155	セネガル	4.8	9.0	13.7	2.8	2.5	34.2	45.7	56.5	90.4	75.5	2.5	2.7	7.0	5.6	13
156	タンザニア	15.9	32.1	47.2	3.1	2.3	10.1	26.4	38.3	93.5	78.8	2.6	2.7	6.8	5.5	18
157	ベナン	3.0	5.8	8.9	2.8	2.6	21.9	40.7	53.0	98.3	78.8	2.9	2.8	7.1	5.8	37
158	ウガンダ	11.2	20.6	34.5	2.7	3.1	8.3	13.5	20.7	108.3	94.7	2.2	1.7	6.9	7.1	15
159	エリトリア	2.1	3.6	5.5	2.4	2.6	12.2	18.0	26.2	89.2	75.5	2.8	3.4	6.5	5.7	8
160	アンゴラ	6.1	12.1	19.7	3.0	2.9	17.8	32.9	44.1	102.2	88.0	2.9	2.9	6.6	6.8	8
161	ガンビア	0.5	1.2	1.8	3.6	2.3	17.0	31.1	42.5	77.3	69.2	3.0	3.9	6.5	5.2	12
162	ギニア	4.1	7.3	10.5	2.5	2.1	16.3	31.3	42.9	90.3	73.8	2.7	3.0	7.0	5.5	29
163	マラウイ	5.2	10.3	15.8	3.0	2.5	7.7	14.6	22.7	99.6	86.1	2.7	2.5	7.4	6.8	22
164	ルワンダ	4.4	8.6	10.5	1.8	2.8	4.0	5.9	8.9	93.6	77.1	2.4	2.4	8.3	6.2	21
165	マリ	6.2	10.7	16.7	2.4	2.6	16.2	28.7	40.1	101.3	86.6	3.7	3.8	7.1	6.6	7

19 人口動態

HDI順位	人口総数 (100万人)			年平均人口 増加率 (%)			都市人口 (全体に占める%)			被扶養人口 比率 (%)		65歳以上 の人口 (全体に占める%)		合計特殊 出生率		遷延 普及率 (%) 1990- 99*
	1975	1998	2015	1975-1998	1998-2015	1975-2015	1975	1998	2015	1998	2015	1975	1995	1990-		
166	中央アフリカ	2.1	3.5	4.8	2.3	1.9	33.7	40.3	49.7	87.7	74.3	3.9	3.4	5.7	4.9	15
167	チャド	4.0	7.3	11.2	2.6	2.6	15.6	23.1	30.9	97.0	83.1	3.4	3.1	6.6	6.1	4
168	モザンビーク	10.5	18.9	25.2	2.6	1.7	8.6	37.8	51.5	92.8	84.5	3.3	2.6	6.5	6.3	10
169	ギニアビサウ	0.6	1.2	1.6	2.7	2.0	16.0	22.9	31.7	87.9	81.4	4.1	3.9	5.4	5.8	1 <sup>b</sup>
170	ブルンジ	3.7	6.5	9.5	2.5	2.3	3.2	8.4	14.5	97.2	75.2	2.7	2.3	6.8	6.3	9 <sup>b</sup>
171	エチオピア	32.2	59.6	90.9	2.7	2.5	9.5	16.7	25.8	95.8	86.6	2.9	2.7	6.8	6.3	4
172	ブルキナファソ	6.1	11.3	18.1	2.7	2.8	6.3	17.4	27.4	100.4	88.1	2.6	2.4	7.8	6.6	12
173	ニジェール	4.8	10.1	16.7	3.3	3.0	10.6	19.6	29.1	103.3	87.5	2.5	2.6	8.1	6.8	0
174	シエラレオネ	2.9	4.6	6.7	1.9	2.3	21.4	35.3	46.7	88.8	80.3	2.9	3.0	6.5	6.1	4 <sup>b</sup>
全開発途上国		2,928.0 T	4,575.4 T	5,750.8 T	2.0	1.4	26.1	39.0	49.1	61.7	50.7	4.9	6.4	5.4	3.0	..
後開発途上国		327.2 T	581.6 T	843.6 T	2.5	2.2	14.2	24.3	34.6	83.8	70.8	3.1	3.4	6.7	4.9	..
アジア諸国		137.4 T	258.4 T	365.1 T	2.3	2.1	42.1	56.2	65.4	73.0	57.4	3.6	4.5	6.6	4.1	..
東アジア		968.9 T	1,311.0 T	1,479.0 T	1.3	0.7	18.8	34.9	47.8	47.2	40.6	6.6	9.3	4.8	1.8	..
東アジア(中国を除く)		41.1 T	55.3 T	62.0 T	1.3	0.7	52.5	84.8	91.6	40.7	41.1	6.6	10.6	4.2	1.7	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国		317.9 T	498.2 T	624.9 T	2.0	1.3	61.2	74.6	79.9	60.5	50.2	5.2	7.1	5.1	2.7	..
南アジア		833.7 T	1,364.5 T	1,737.0 T	2.2	1.4	21.4	29.1	39.0	66.9	49.7	4.5	5.8	5.7	3.8	..
南アジア(インドを除く)		212.4 T	382.3 T	525.3 T	2.6	1.9	21.6	32.7	42.7	74.6	55.8	3.5	4.4	6.7	3.8	..
東南アジア・太平洋諸国		327.1 T	508.9 T	629.0 T	1.9	1.3	22.2	35.5	45.5	58.9	45.8	4.5	6.1	5.3	2.7	..
サハラ以南アフリカ		303.1 T	569.0 T	834.0 T	2.8	2.3	20.8	32.7	42.6	91.0	77.6	3.0	3.0	6.7	5.5	..
東欧・CIS諸国		353.8 T	398.6 T	399.9 T	0.5	0.0	57.5	67.0	72.5	50.2	44.7	11.5	13.0	2.4	1.6	..
OECD諸国		920.7 T	1,105.0 T	1,190.6 T	0.8	0.4	70.5	76.9	81.3	50.3	50.9	12.8	16.0	2.5	1.9	..
人間開発指数高位国		8														



20 エネルギーの利用

HDI順位	電力消費量*				在来燃料消費量		商業エネルギー消費量(石油相当量)				キロ当たり		エネルギー輸入量(純量)		
	総量 (100万 kWh)	指数 (1980 =100)	1人当たり		全エネルギー 消費に占める%		総量 (1000mt)	1人当たり		GDP産出 額 (US\$)	エネルギーの 消費に占める%		GDP産出 額 (US\$)	エネルギーの 消費に占める%	
			1997	1980	1997	1980		1997	1980		1997	1980		1997	1980
<b>人間開発指数上位国</b>															
1	カナダ	531,051	152	14,243	17,549	0.4	0.5	193,000	237,983	7,848	7,930	2.1	2.5	-7	-52
2	ノルウェー	115,369	139	20,327	26,214	0.4	10.1	18,819	24,226	4,600	5,501	5.1	6.6	-196	-778
3	米国	3,610,149	152	10,334	13,284	1.3	3.6	1,811,650	2,162,190	7,973	8,076	2.7	3.6	14	22
4	オーストラリア	183,069	190	6,599	9,866	3.8	3.7	70,372	101,626	4,790	5,484	3.3	3.8	-22	-86
5	アイスランド	5,586	177	13,838	20,387	..	..	1,469	2,330	6,443	8,566	3.5	3.3	43	36
6	スウェーデン	147,150	179	11,655	16,616	7.7	16.2	40,964	51,934	4,932	5,869	4.5	4.6	61	36
7	ベルギー	82,209	163	5,125	8,118	0.2	0.3	46,100	57,125	4,682	5,611	4.6	5.0	83	77
8	オランダ	99,270	154	4,560	6,358	(.)	0.1	65,000	74,910	4,594	4,800	4.5	5.7	-11	13
9	日本	1,040,108	130	4,944	8,252	0.1	0.4	346,491	514,898	2,967	4,084	9.3	10.6	88	79
10	英国	361,529	127	5,020	6,152	(.)	0.9	201,289	227,977	3,574	3,863	4.0	5.1	2	-18
11	フィンランド	76,828	192	8,351	14,944	4.3	5.1	25,413	33,075	5,317	6,435	3.7	4.2	73	64
12	フランス	450,072	131	4,615	7,693	1.3	1.0	190,111	247,534	3,528	4,224	6.1	6.4	75	48
13	スイス	56,048	151	5,855	7,697	0.9	1.6	20,861	26,218	3,301	3,699	12.1	11.9	66	58
14	ドイツ	544,063	..	..	6,630	0.3	0.3	360,441	347,272	4,603	4,231	..	7.2	48	60
15	デンマーク	41,128	159	5,054	7,825	0.4	2.3	19,734	21,107	3,852	3,994	6.7	9.1	95	4
16	オーストリア	56,082	149	4,988	6,925	1.2	3.1	23,450	27,761	3,105	3,439	7.2	8.7	67	71
17	ルクセンブルク	6,466	197	10,330	15,606	(.)	..	3,643	3,304	9,984	8,052	2.4	5.5	99	99
18	アイルランド	20,675	196	3,106	5,652	(.)	0.2	8,465	12,491	2,495	3,412	4.0	6.3	78	77
19	イタリア	289,607	153	3,357	5,045	0.8	0.8	138,629	163,315	2,456	2,839	6.0	6.8	86	82
20	ニュージーランド	36,219	165	7,061	9,630	0.2	(.)	9,251	16,679	2,972	4,435	4.7	3.8	41	15
21	スペイン	187,128	173	2,872	4,724	0.4	0.7	68,563	107,328	1,834	2,729	5.7	5.5	77	71
22	キプロス	2,711	262	1,692	3,553	(.)	(.)	945	2,074	1,547	2,777	4.1	4.4	99	99
23	イスラエル	34,010	275	3,167	5,004	(.)	(.)	0,609	17,591	2,220	3,014	5.1	5.2	90	97
24	シンガポール	26,183	382	2,836	7,642	0.4	(.)	6,062	26,878	2,656	8,661	4.4	3.6	..	100
25	ギリシャ	51,111	220	2,413	4,836	3.0	1.2	15,960	25,556	1,655	2,435	5.8	4.8	77	62
26	香港(中国)	36,260	294	2,449	5,569	0.9	0.7	5,518	14,121	1,095	2,172	10.3	10.8	99	100
27	マルタ	1,515	287	1,627	3,975	..	..	402	943	1,104	2,515	4.2	7.2	..	..
28	ポルトガル	37,083	217	1,750	3,760	1.2	0.9	10,291	20,400	1,054	2,051	6.8	5.5	86	89
29	スロベニア	11,470	..	..	5,749	..	0.9	4,313	6,360	2,269	3,213	..	3.2	62	55
30	バルバドス	673	204	1,333	2,539	25.0	6.7	..	..	..	..	..	..	..	..
31	韓国	248,653	621	1,051	5,437	4.0	0.7	41,238	176,351	1,082	3,834	3.5	3.1	77	86
32	ブルネイ	1,705	364	2,430	5,535	0.8	1.0	2,297	2,107	11,902	6,840	2.5	2.7	-855	-735
33	バハマ	1,414	166	4,062	4,859	(.)	..	..	..	..	..	..	..	..	..
34	チニコ	63,410	..	..	6,155	0.5	0.4	47,029	40,576	4,596	3,938	..	1.3	9	22
35	アルゼンチン	78,190	..	..	2,192	5.9	3.5	41,868	61,710	1,490	1,730	5.2	4.8	7	-30
36	クウェート	27,224	289	6,849	15,713	(.)	(.)	9,564	16,165	6,956	8,936	2.4	..	-884	-618
37	アンティグア・バーブーダ	99	165	984	1,500	(.)	(.)	..	..	..	..	..	..	..	..
38	チリ	33,292	283	1,054	2,276	12.3	12.7	9,525	23,012	854	1,574	2.8	3.0	41	65
39	ウルグアイ	7,003	207	1,163	2,145	11.1	26.0	2,636	2,683	905	883	5.5	6.6	71	62
40	スロバキア	28,877	..	..	5,375	..	0.6	20,810	17,216	4,175	3,198	..	1.1	84	73
41	バーレーン	5,041	304	4,784	8,647	(.)	(.)	3,324	8,487	9,952	13,689	1.2	0.7	-54	12
42	カタール	6,868	283	10,616	12,070	(.)	(.)	4,796	13,675	20,943	18,835	..	..	481	224
43	ハンガリー	37,545	120	2,920	3,697	2.0	1.5	28,870	25,311	2,696	2,492	1.6	1.9	49	50
44	ポーランド	140,576	116	3,419	3,633	0.4	0.4	124,806	105,155	3,508	2,721	0.8	1.4	2	4
45	アラブ首長国連邦	20,571	327	6,204	8,917	..	..	8,576	30,674	8,222	11,967	4.6	1.6	-995	-397
46	エストニア	8,244	..	..	5,697	..	2.8	6,275	5,556	4,240	3,811	0.9	1.0	-11	32
<b>人間開発指数中位国</b>															
47	セントクリストファー・ネイビス	90	..	..	2,308	50.0	50.0	..	..	..	..	..	..	..	..
48	コスタリカ	5,714	259	964	1,525	26.3	12.5	1,527	2,663	669	769	3.7	3.5	50	57
49	クロアチア	13,633	..	..	3,040	..	3.4	..	7,650	..	1,667	..	2.8	..	43
50	トリニダード・トバゴ	4,844	236	1,900	3,793	1.4	0.8	3,873	8,196	3,579	6,414	1.3	0.7	-239	-66
51	ドミニカ	38	345	149	535	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
52	リトアニア	12,105	..	..	3,207	..	5.9	11,701	8,606	3,428	2,376	..	0.9	95	55
53	セイシェル	148	296	794	1,973	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
54	グレナダ	108	432	281	1,161	..	(.)	..	..	..	..	..	..	..	..
55	メキシコ	172,212	255	999	1,827	5.0	5.5	98,898	141,520	1,464	1,501	2.8	2.9	-51	-58

20 エネルギーの利用

HDI順位	電力消費量*				在来燃料消費量		商業エネルギー消費量(石油相当量)				キロ当たり		エネルギー輸入量(純量)		
	総量 (100万 kWh)	指数 (1980 =100)	1人当たり		全エネルギー 消費に占める%		総量 (1000mt)	1人当たり		GDP産出 額 (US\$)	エネルギーの 消費に占める%		GDP産出 額 (US\$)	エネルギーの 消費に占める%	
			1997	1980	1997	1980		1997	1980		1997	1980		1997	
56	キューバ	14,087	141	1,029	1,273	27.9	26.0	14,570	14,273	1,501	1,291	..	..	73	49
57	ベラルーシ	33,677	..	..	3,254	..	0.8	2,385	25,142	247	2,449	..	0.8	-8	87
58	ベリーズ	192	356	370	857	50.0	40.0	..	..	..	..	..	..	..	..
59	パナマ	4,436	245	930	1,630	26.6	18.6	1,865	2,328	956	856	2.8	3.6	72	65
60	ブルガリア	39,253	101	4,371	4,677	0.5	1.2	28,673	20,616	3,236	2,480	0.4	0.5	73	52
61	マレーシア	58,638	576	740	2,795	15.7	6.0	11,128	48,473	909	2,237	2.9	2.1	-50	-53
62	ロシア	814,400	..	..	5,516	..	1.1	763,707	591,982	5,494	4,019	0.7	0.6	2	-57
63	ラトビア	6,323	..	..	2,569	..	24.1	566	4,460	222	1,806	12.6	1.2	54	63
64	ルーマニア	57,369	84	3,061	2,544	1.3	4.7	64,694	44,135	2,914	1,957	0.6	0.7	19	30
65	ベネズエラ	75,145	209	2,379	3,299	0.9	0.8	35,361	57,530	2,343	2,526	1.7	1.4	-277	-255
66	フィジー	545	176	489	693	45.0	50.0	..	..	..	..	..	..	..	..
67	スリナム	1,626	103	4,442	3,947	2.4	(.)	..	..	..	..	..	..	..	..
68	コロンビア	46,577	226	779	1,163	15.9	22.9	19,127	30,481	672	761	2.8	3.2	5	-122
69	マケドニア	6,719	..	..	3,381	..	5.2	..	..	..	..	..	..	..	..
70	グルジア	7,363	..	..	1,438	..	1.4	4,474	2,295	882	423	2.7	1.6	66	70
71	モーリシャス	1,278	274	482	1,128	59.1	32.4	..	..	..	..	..	..	..	..
72	リビア	10,300	379	1,588	3,512	2.3	0.9	7,173	15,090	2,357	2,909	..	..	-1	



20 エネルギーの利用

HDI順位	電力消費量*				在家庭料消費量 (全エネルギー消費に占める%)		商業エネルギー消費量 (石油相当量)				キロ当たり GDP産出 額 (US\$)		エネルギー 輸入量(純量) (商業用) エネルギーの 消費に占める%		
	総量 (100万 kWh)	指数 (1980 =100)	1人当たり (kWh)	1980	1997	1980	1997	1980	1997	1980	1997	1980	1997	1980	1997
	1997	1997	1997	1980	1997	1980	1997	1980	1997	1980	1997	1980	1997	1980	1997
111	シリア	18,259	484	433	1,222	(.)	(.)	5,348	14,642	614	983	1.7	1.2	-73	-124
112	スワジランド	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
113	ホンジュラス	3,252	352	259	544	55.3	50.0	1,878	3,182	526	532	1.4	1.4	30	37
114	ボリビア	3,380	216	202	435	10.3	13.4	2,287	4,254	427	548	2.4	1.7	85	40
115	ナミビア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
116	ニカラグア	2,069	195	380	442	49.2	43.4	1,558	2,573	533	551	1.3	0.8	42	41
117	モンゴル	3,096	186	1,119	1,220	14.4	3.8	..	..	..	..	..	..	..	..
118	ハヌアツ	30	150	171	169	(.)	(.)	..	..	..	..	..	..	..	..
119	エジプト	54,924	290	433	848	4.7	3.5	15,970	39,581	391	656	1.9	1.7	-114	-47
120	グアテマラ	4,044	242	242	364	54.6	50.6	3,754	5,633	550	530	2.3	2.0	33	21
121	ソロモン諸島	32	152	93	79	66.7	50.0	..	..	..	..	..	..	..	..
122	ボツワナ	..	..	..	..	35.7	..	..	..	..	..	..	..	..	..
123	ガボン	1,257	237	767	1,106	30.8	32.6	1,493	1,635	2,161	1,419	2.4	3.3	-532	-1,110
124	モロッコ	14,192	288	254	528	5.2	4.8	4,778	9,275	247	340	4.5	3.9	82	88
125	ミャンマー	4,211	293	44	96	69.3	63.9	9,430	13,009	279	296	..	..	-1	6
126	イラク	29,950	262	878	1,414	0.3	0.1	12,030	27,091	925	1,240	..	..	-1,036	-129
127	レソト	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
128	インド	465,867	391	173	482	31.5	21.2	242,024	461,032	352	479	0.7	0.9	3	12
129	ガーナ	6,426	132	451	344	43.7	78.1	4,071	6,896	379	383	1.0	1.0	19	15
130	ジンバブエ	10,930	150	1,020	975	27.6	23.4	6,488	9,926	926	866	0.7	0.8	12	18
131	赤道ギニア	20	111	83	48	80.0	66.7	..	..	..	..	..	..	..	..
132	サントメ・プリンシペ	15	157	96	109	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
133	バブアニューギニア	1,705	143	406	399	65.4	62.5	..	..	..	..	..	..	..	..
134	カメルーン	2,758	190	168	198	51.7	68.8	3,687	5,756	426	413	1.7	1.5	-53	-95
135	パキスタン	59,119	395	176	410	24.4	17.3	25,479	56,818	308	442	1.0	1.1	13	26
136	カンボジア	208	208	15	20	100.0	89.3	..	..	..	..	..	..	..	..
137	コモロ	17	170	26	27	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
138	ケニア	4,367	242	109	154	76.8	78.9	9,791	14,138	589	494	0.5	0.7	19	18
139	コンゴ	569	343	98	206	77.8	62.1	846	1,242	506	469	1.5	1.8	-370	-960

人間開発指数低位国

140	ラオス	495	228	68	98	72.3	86.5	..	..	..	..	..	..	..	..
141	マダガスカル	684	157	48	24	78.4	85.6	..	..	..	..	..	..	..	..
142	ブータン	415	1,896	17	213	100.0	76.5	..	..	..	..	..	..	..	..
143	スーダン	1,340	153	47	46	86.9	76.5	8,406	11,490	450	414	0.5	0.7	16	14
144	ネパール	1,262	507	17	57	94.2	90.9	4,663	7,160	322	321	0.5	0.7	3	8
145	トーゴ	414	215	74	97	35.7	71.0	..	..	..	..	..	..	..	..
146	バングラデシュ	12,820	433	30	105	81.3	43.3	14,900	24,327	172	197	1.3	1.7	11	10
147	モーリタニア	153	195	60	62	(.)	(.)	..	..	..	..	..	..	..	..
148	イエメン	2,482	..	..	152	..	2.0	1,424	3,355	167	208	..	1.2	96	-469
149	ジブチ	107	130	416	303	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
150	ハイチ	633	201	59	81	80.7	80.5	2,069	1,779	392	237	1.5	1.5	11	27
151	ナイジェリア	14,830	209	98	143	66.8	69.0	52,846	88,652	743	753	0.4	0.3	-181	-115
152	コンゴ民主共和国	4,431	102	161	90	73.9	90.8	8,706	14,539	322	311	1.0	0.4	(.)	1
153	ザンビア	6,315	98	1,125	736	37.4	73.1	4,551	5,987	793	634	0.7	0.6	8	7
154	コートジボワール	2,760	158	214	196	52.8	55.3	3,662	5,597	447	394	2.3	2.0	34	12
155	セネガル	1,184	186	115	135	50.8	56.3	1,921	2,770	347	315	1.6	1.8	46	40
156	タンザニア	1,744	228	41	56	92.0	91.4	10,260	14,258	553	455	..	0.4	8	5
157	ベナン	272	223	35	48	85.4	87.5	1,363	2,182	393	377	0.9	1.0	11	13
158	ウガンダ	678	186	28	34	93.6	90.6	..	..	..	..	..	..	..	..
159	エリトリア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
160	アンゴラ	1,895	126	214	162	64.9	69.3	4,538	6,848	647	587	1.1	0.9	-149	-505
161	ガンビア	77	171	70	65	72.7	78.6	..	..	..	..	..	..	..	..
162	ギニア	542	143	85	74	71.4	72.4	..	..	..	..	..	..	..	..
163	マラウイ	876	214	66	87	90.6	89.7	..	..	..	..	..	..	..	..
164	ルワンダ	175	105	32	29	89.8	88.3	..	..	..	..	..	..	..	..
165	マリ	391	372	15	37	86.7	88.6	..	..	..	..	..	..	..	..

20 エネルギーの利用

HDI順位	電力消費量*				在家庭料消費量 (全エネルギー消費に占める%)		商業エネルギー消費量 (石油相当量)				キロ当たり GDP産出 額 (US\$)		エネルギー 輸入量(純量) (商業用) エネルギーの 消費に占める%					
	総量 (100万 kWh)	指数 (1980 =100)	1人当たり (kWh)	1980	1997	1980	1997	1980	1997	1980	1997	1980	1997	1980	1997			
	1997	1997	1997	1980	1997	1980	1997	1980	1997	1980	1997	1980	1997	1980	1997			
166	中央アフリカ	104	153	25	30	88.9	91.4	..	..	..	..	..	..	..	..			
167	チャド	90	191	16	13	95.9	97.6	..	..	..	..	..	..	..	..			
168	モザンビーク	1,174	27	364	64	43.7	91.4	8,079	7,664	668	461	0.2	0.4	8	9			
169	ギニアビサウ	53	379	18	47	80.0	57.1	..	..	..	..	..	..	..	..			
170	ブルンジ	152	362	10	24	97.0	92.4	..	..	..	..	..	..	..	..			
171	エチオピア	1,332	193	18	22	89.6	93.0	11,157	17,131	296	257	..	0.4	5	5			
172	ブルキナファソ	294	260	16	27	91.3	87.4	..	..	..	..	..	..	..	..			
173	ニジェール	373	171	39	38	79.5	80.0	..	..	..	..	..	..	..	..			
174	シエラレオネ	242	120	62	55	90.0	84.2	..	..	..	..	..	..	..	..			
全開発途上国		0,977,263	T	329	366	884	..	..	..	..	..	..	..	..	..			
後開発途上国		46,800	T	162	76	82	..	..	..	..	..	..	..	..	..			
アラブ諸国		359,400	T	363	650	1,424	..	..	138,249	T	338,180	T	902	1,314	2.6	1.5	-716	-271
東アジア		1,415,365	T	398	346	1,105	..	..	645,384	T	1,303,522	T	630	1,017	0.6	1.2	4	14
東アジア(中国を除く)		289,009	T	531	1,211	5,257	..	..	46,756	T	190,472	T	1,083	3,627	4.3	3.7	79	87
ラテンアメリカ・カリブ諸国		857,795	T	240	990	1,749	..	..	377,189	T	575,389	T	1,063	1,180	..	..	-24	-37
南アジア		642,438	T	399	173	479	..	..	330,477	T	654,785	T	357	508	0.8	0.9	-5	-6
南アジア(インドを除く)		176,571	T	421	172	472	..	..	88,453	T	233,753	T	370	583	1.1	1.0	-42	-47
東南アジア・太平洋諸国		335,271	T	458	201	669	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
サハラ以南アフリカ		256,791	T	174	361	423	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
東欧・CIS諸国		1,633,184	T	..	..	4,095	..	..	1,317,672	T	1,173,943	T	3,630	2,963	..	0.7	7	-17
OECD諸国		3,797,811	T	163	5,762	8,008	..	..	4,062,191	T	5,067,515	T	4,248	4,643	3.9	4.9	29	25
人間開発指数高位国		8,849,547	T	162	6,330	8,623	..	..	4,067,499	T	5,104,294	T	4,438	5,003	4.0	5.0	25	22
人間開発指数中位国		4,763,559	T	303	415	1,167	..	..	2,684,855	T	4,036,213	T	892	1,003	..	..	-35	-30
人間開発指数低位国		60,869	T	166	86	96	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
高所得国		8,197,939	T	159	6,933	9,531	..	..	3,741,118	T	4,638,037	T	4,876	5,428	4.1	5.2	25	20
中所得国		3,558,916	T	245	1,096	2,464	..	..	2,001,642	T	2,600,178	T	1,849	1,630	..	..	-40	-39
低所得国		1,917,120	T	363	208	563	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
全世界		13,673,975	T	188	1,562	2,383	..	..	6,890,949	T	9,354,236	T	1,623	1,684	..	..	..	..

a データは見かけ上の消費量(減耗量を含む)である

b 実質GDP推定値(1995年価格)を商業エネルギー利用の石油相当量(kg)で割ったもの

c 負数はネットで輸出国であることを示す



21 環境状況

HDI順位	国内再生 可能水資源 (1人当たり 年間m³) 2000	年間淡水取水量		年間平均 森林伐採率 (%) 1980-90 1990-95	印刷・筆記 用紙消費量 (1人当たり の消費kg) 1997	CO <sub>2</sub> 排出量			1人当たり SO <sub>2</sub> 排出量 (kg) 1995-97		
		水資源に 占める% 1987-97*	1人当たり (m³) 1987-97*			総量 (100万m³) 1996	全世界 排出量に 占める% 1996	1人当たり (mt) 1996			
<b>人間開発指数上位国</b>											
1	カナダ	87,971	1.6	1,623	..	-0.1	95.2	410.0	1.7	13.8	89.8
2	ノルウェー	85,530	0.5	488	..	-0.3	90.0	67.1	0.3	15.4	6.8
3	米国	8,838	18.2	1,677	..	-0.3	145.9	5,309.7	22.2	19.7	63.8
4	オーストラリア	18,638	4.3	839	..	0.0	38.7	307.1	1.3	17.0	..
5	アイスランド	605,049	0.1	611	..	0.0	41.3	2.2	(.)	8.1	83.3
6	スウェーデン	19,977	1.5	310	..	0.0	77.9	54.2	0.2	6.2	7.8
7	ベルギー	1,181	75.3	917	..	0.0	122.7	106.2	0.4	10.5	21.4*
8	オランダ	697	71.0	522	..	0.0	93.5	155.4	0.6	10.0	7.9
9	日本	3,394	21.3	735	..	0.1	117.9	1,169.6	4.9	9.3	..
10	英国	2,465	6.4	160	..	-0.5	112.3	557.9	2.3	9.5	28.3
11	フィンランド	20,673	2.3	477	..	0.1	249.9	59.3	0.2	11.6	19.6*
12	フランス	3,047	22.6	700	..	-1.1	72.0	362.4	1.5	6.2	..
13	スイス	5,416	6.5	363	..	0.0	119.7	44.3	0.2	6.1	3.6
14	ドイツ	1,301	43.2	583	..	0.0	94.2	862.6	3.6	10.5	17.9
15	デンマーク	1,134	14.8	170	..	0.0	121.8	56.7	0.2	10.0	20.6
16	オーストリア	6,699	4.0	278	..	0.0	72.5	59.4	0.2	7.3	7.0
17	ルクセンブルク	2,090	6.3	140	..	..	..	8.3	(.)	20.2	20.0
18	アイルランド	13,136	2.4	326	..	-2.6	79.6	35.0	0.1	9.8	44.6*
19	イタリア	2,804	35.8	1,005	..	-0.1	67.8	403.9	1.7	7.1	23.0
20	ニュージーランド	84,673	0.6	545	..	-0.6	52.8	29.8	0.1	8.3	..
21	スペイン	2,821	31.8	697	..	0.0	55.1	232.9	1.0	5.9	48.7
22	キプロス	1,006	29.7	321	..	0.0	28.0	5.4	(.)	7.1	58.8
23	イスラエル	121	227.9	292	..	0.0	49.5	52.4	0.2	9.3	..
24	シンガポール	..	..	..	0.0	0.0	110.3	65.9	0.3	19.5	..
25	ギリシャ	5,073	13.0	688	..	-2.3	42.0	80.7	0.3	7.7	51.2*
26	香港(中国)	..	..	..	..	..	150.3	23.1	0.1	3.7	..
27	マルタ	129	359.4	149	..	0.0	35.4	1.8	(.)	4.8	..
28	ポルトガル	3,747	19.7	739	..	-0.9	42.6	48.0	0.2	4.9	37.7
29	スロベニア	9,317	..	..	..	0.0	22.1	13.1	0.1	6.8	60.0
30	バルバドス	303	98.8	305	..	0.0	18.4	0.8	(.)	3.2	..
31	韓国	1,384	36.5	531	-2.0	0.2	56.5	408.7	1.7	9.0	..
32	ブルネイ	25,908	1.1	319	..	0.6	1.9	5.1	(.)	16.9	..
33	バハマ	..	..	..	..	2.6	10.3	1.7	(.)	6.0	..
34	チェコ	1,464	16.8	244	..	0.0	36.2	126.9	0.5	12.4	68.1
35	アルゼンチン	9,721	7.6	822	0.6	0.3	15.9	130.1	0.5	3.7	..
36	クウェート	10	2,690.0	307	-33.8	0.0	14.3	42.7	0.2	25.3	..
37	アンティグア・バーブーダ	770	9.6	78	..	..	3.6	0.3	(.)	4.9	..
38	フリ	51,007	2.3	1,634	0.1	0.4	13.8	48.9	0.2	3.4	..
39	ウルグアイ	17,680	7.1	1,352	-0.2	0.0	11.1	5.7	(.)	1.8	..
40	スロバキア	2,413	10.8	263	..	-0.1	40.9	39.7	0.2	7.4	37.4*
41	バーレーン	7	5,980.3	474	..	0.0	17.0	10.6	(.)	18.6	..
42	カタール	85	558.8	530	..	0.0	4.6	29.2	0.1	52.3	..
43	ハンガリー	598	104.3	612	..	-0.5	27.0	59.6	0.2	6.0	64.4
44	ポーランド	1,419	21.9	313	..	-0.1	20.5	357.4	1.5	9.3	56.4
45	アラブ首長国連邦	61	1,405.3	954	-46.6	0.0	18.7	82.0	0.3	36.3	..
46	エストニア	9,105	1.2	106	..	-1.0	38.3	16.4	0.1	11.2	..
<b>人間開発指数中位国</b>											
47	セントクリストファー・ネイビス	..	..	..	..	..	4.1	0.1	(.)	2.5	..
48	コスタリカ	27,936	5.1	1,540	2.8	3.1	8.4	4.7	(.)	1.4	..
49	クロアチア	8,429	..	..	..	0.0	12.4	17.6	0.1	3.9	17.8
50	トリニダード・トバゴ	..	..	..	1.6	1.6	19.3	22.3	0.1	17.2	..
51	ドミニカ	0	..	240	..	..	15.5	0.1	(.)	1.1	..
52	リトアニア	4,240	1.6	68	..	-0.6	6.4	13.9	0.1	3.7	20.8
53	セイシェル	..	..	..	..	..	3.4	0.2	(.)	2.3	..
54	グレナダ	0	0.0	0	..	..	0.8	0.2	(.)	1.8	..
55	メキシコ	4,136	19.0	812	-0.4	0.9	11.6	348.7	1.5	3.7	..

21 環境状況

HDI順位	国内再生 可能水資源 (1人当たり 年間m³) 2000	年間淡水取水量		年間平均 森林伐採率 (%) 1980-90 1990-95	印刷・筆記 用紙消費量 (1人当たり の消費kg) 1997	CO <sub>2</sub> 排出量			1人当たり SO <sub>2</sub> 排出量 (kg) 1995-97		
		水資源に 占める% 1987-97*	1人当たり (m³) 1987-97*			総量 (100万m³) 1996	全世界 排出量に 占める% 1996	1人当たり (mt) 1996			
56	キューバ	3,393	13.7	475	0.2	1.2	2.8	31.2	0.1	2.8	..
57	ベラルーシ	3,634	7.3	266	..	-1.0	0.6	61.8	0.3	6.0	20.0
58	ベリーズ	66,470	0.6	469	0.3	0.3	0.9	0.4	(.)	1.6	..
59	パナマ	51,616	1.1	685	1.9	2.2	6.3	6.7	(.)	2.5	..
60	ブルガリア	2,188	..	..	..	0.0	7.8	55.4	0.2	6.5	162.5
61	マレーシア	26,074	2.2	633	2.1	2.4	27.6	119.3	0.5	5.6	..
62	ロシア	29,358	1.8	520	..	0.0	5.2	1,582.1	6.6	10.7	16.6 <sup>1</sup>
63	ラトビア	7,104	1.7	111	..	-0.9	17.6	9.3	(.)	3.7	23.6
64	ルーマニア	1,657	..	..	..	0.0	4.8	119.5	0.5	5.3	40.5
65	ベネズエラ	35,003	0.5	382	1.1	1.1	8.5	144.7	0.6	6.5	..
66	フィジー	..	..	..	-0.2	0.4	4.4	0.8	(.)	1.0	..
67	スリナム	476,467	0.2	1,220	0.1	0.1	2.2	2.1	(.)	4.9	..
68	コロンビア	50,400	0.4	228	0.6	0.5	7.4	65.4	0.3	1.8	..
69	マケドニア	2,965	..	..	..	0.0	7.0	12.7	0.1	5.9	8.5 <sup>9</sup>
70	ブルンジ	11,702	6.0	635	..	0.0	0.6	3.0	(.)	0.6	..
71	モーリシャス	1,908	15.3	410	-1.2	0.0	4.3	1.7	(.)	1.5	..
72	リビア	143	486.3	783	-3.2	0.0	0.3	40.6	0.2	7.3	..
73	カザフスタン	4,649	44.6	2,019	..	-1.9	1.2	174.1	0.7	10.4	..
74	ブラジル	31,849	1.0	359	0.6	0.5	13.4	273.8	1.1	1.7	..
75	サウジアラビア	111	706.3	1,002	0.7	0.8	6.2	268.3	1.1	14.2	..
76	タイ	3,420	15.8	596	3.1	2.6	13.5	205.7	0.9	3.5	..
77	フィリピン	6,305	11.6	811	3.3	3.5	5.0	64.7	0.3	0.9	..
78	ウクライナ	1,052	48.9	501	..	-0.1	3.7	397.9	1.7	7.7	22.2
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	..	..	91	..	..	0.2	0.1	(.)	1.1	..
80	ペルー	68,039	1.1	849	0.3	0.3	4.1	26.2	0.1	1.1	..
81	パラグアイ	17,102	0.5	112	2.5	2.6	4.6	3.7	(.)	0.7	..
82	レバノン	1,463	26.6	444	0.7	8.1	18.3	14.2	0.1	4.6	..
83	ジャマイカ	3,640	9.6	371	7.1	7.5	7.3	10.1	(.)	4.0	..
84	スリランカ	2,656	19.5	573	1.0	1.1	2.8	7.1	(.)	0.4	..
85	トルコ	2,943	18.1	560	..	0.0	7.0	176.6	0.7	2.9	..
86	オマーン	388	121.8	646	..	0.0	2.1	15.2	0.1	6.6	..
87	ドミニカ共和国	2,472	39.7	1,085	-1.8	1.6	6.3	12.9	0.1	1.6	..
88	セントルシア	..	..	88	..	..	7.2	0.2	(.)	1.3	..
89	モルジブ	105	11.2	17	..	..	3.6	0.3	(.)	1.1	..
90	アゼルバイジャン	1,049	203.7	2,196	..	0.0	0.4	30.1	0.1	4.0	..
91	エクアドル	34,952	3.8	1,423	1.7	1.6	3.1	24.5	0.1	2.1	..
92	ヨルダン	102	144.7	187	-0.3	2.5	5.9	13.6	0.1	2.5	..
93	アルメニア	2,577	32.2	817	..	-2.7	0.4	3.7	(.)	1.0	0.1
94	アルバニア	8,646	6.2	441	..	0.0	6.2	1.9	(.)	0.6	..
95	西サモア	..	..	..	..	1.1	0.6	0.1	(.)	0.8	..
96	ガイアナ	279,799	0.6	1,811	..	0.0	1.4	1.0	(.)	1.1	..
97	イラン	1,898	54.5	1,165	1.8	1.8	3.9	267.1	1.1	3.8	..
98	キルギス	9,884	21.7	2,219	..	0.0	0.7	6.1	(.)	1.4	..
99	中国	2,201	18.7	439	-0.6	0.1	7.8	3,369.0	14.1	2.8	..
100	トルクメニスタン	305	1,748.5	5,947	..	0.0	0.1	34.			



21 環境状況

HDI順位	国内再生可能水資源 (1人当たり年間m³) <sup>a</sup>		年間淡水取水量		年間平均森林伐採率 (%) <sup>d</sup>		印刷・筆記用紙消費量 (1人当たりの消費kg) 1997	CO <sub>2</sub> 排出量			
	2000	1987-97 <sup>b</sup>	1人当たり	1987-97 <sup>b</sup>	1980-90	1990-95		総量 (100万m³)	全世界		1人当たり SO <sub>2</sub> 排出量 (kg) 1995-97
									排出量に占める%	1人当たり (mt)	
111	シリア	434	205.9	1,069	2.5	2.2	3.0	44.4	0.2	3.1	..
112	スワジランド	2,619	25.0	1,178	0.0	0.0	..	0.3	(.)	0.4	..
113	ホンジュラス	14,818	1.6	293	2.1	2.3	7.4	4.0	(.)	0.7	..
114	ボリビア	37,941	0.4	210	0.8	1.2	1.2	10.1	(.)	1.3	..
115	ナミビア	3,592	4.0	185	0.3	0.3	..	..	..	..	..
116	ニカラグア	37,484	0.7	267	1.4	2.5	1.0	2.9	(.)	0.7	..
117	モンゴル	13,073	1.2	182	0.0	0.0	0.3	8.9	(.)	3.5	..
118	バヌアツ	..	..	..	..	0.6	0.3	0.1	(.)	0.4	..
119	エジプト	34	2,395.7	920	-1.8	0.0	3.2	98.0	0.4	1.5	..
120	グアテマラ	11,805	0.9	126	1.7	2.0	4.2	6.8	(.)	0.6	..
121	ソロモン諸島	..	..	..	0.2	0.2	0.0	0.2	(.)	0.4	..
122	ボツワナ	1,788	3.8	81	0.5	0.5	..	2.1	(.)	1.4	..
123	ガボン	133,755	0.0	70	0.6	0.5	0.4	3.7	(.)	3.3	..
124	モロッコ	1,058	36.8	454	0.3	0.3	2.3	27.9	0.1	1.0	..
125	ミャンマー	19,306	0.4	102	1.2	1.4	0.6	7.3	(.)	0.2	..
126	イラク	1,523	121.6	2,368	0.0	0.0	0.3	91.5	0.4	4.4	..
127	レソト	2,430	1.0	31	-14.6	0.0	0.0	..	..	..	..
128	インド	1,244	39.7	588	-1.1	0.0	2.2	999.0	4.2	1.1	..
129	ガーナ	1,499	1.0	35	1.3	1.3	0.6	4.1	(.)	0.2	..
130	ジンバブエ	1,208	8.7	136	0.7	0.6	1.9	18.4	0.1	1.6	..
131	赤道ギニア	66,275	0.0	30	0.4	0.5	0.0	0.1	(.)	0.4	..
132	サントメ・プリンシペ	14,853	..	..	..	0.0	0.2	0.1	(.)	0.6	..
133	パプアニューギニア	166,645	0.0	28	-0.1	0.4	0.8	2.4	(.)	0.6	..
134	カメルーン	17,766	0.1	38	0.6	0.6	0.8	3.5	(.)	0.3	..
135	パキスタン	542	183.6	1,269	3.1	2.6	1.4	94.6	0.4	0.7	..
136	カンボジア	10,795	0.4	66	2.4	1.6	0.1	0.5	(.)	(.)	..
137	コモロ	1,469	..	..	..	5.8	0.7	0.1	(.)	0.1	..
138	ケニア	672	10.1	87	0.4	0.3	1.8	6.8	(.)	0.3	..
139	コンゴ	75,387	0.0	20	0.2	0.2	0.3	5.0	(.)	1.9	..

人間開発指数低位国

140	ラオス	35,049	0.5	260	..	1.2	0.1	0.3	(.)	0.1	..
141	マダガスカル	21,140	5.8	1,694	0.9	0.8	0.3	1.2	(.)	0.1	..
142	ブータン	44,728	0.0	13	0.6	0.3	0.0	0.3	(.)	0.2	..
143	スーダン	1,187	50.9	669	1.0	0.8	0.1	3.5	(.)	0.1	..
144	ネパール	8,282	14.6	1,397	0.9	1.1	0.1	1.6	(.)	0.1	..
145	トーゴ	2,484	0.8	28	1.6	1.4	0.2	0.8	(.)	0.2	..
146	バングラデシュ	813	13.9	134	1.8	0.9	1.1	23.0	0.1	0.2	..
147	モーリタニア	150	4,075.0	8,046	0.0	0.0	0.2	3.0	(.)	1.3	..
148	イエメン	226	71.5	253	0.0	0.0	0.6	17.0	0.1	1.1	..
149	ジブチ	471	2.5	19	..	0.0	0.5	0.4	(.)	0.6	..
150	ハイチ	1,473	8.1	139	4.3	3.5	0.5	1.1	(.)	0.2	..
151	ナイジェリア	1,982	1.8	46	1.6	0.9	0.6	83.5	0.3	0.7	..
152	コンゴ民主共和国	18,101	0.0	8	0.7	..	0.1	2.3	(.)	(.)	..
153	ザンビア	8,747	2.1	214	0.9	0.8	0.4	2.4	(.)	0.3	..
154	コートジボワール	5,187	0.9	66	7.7	0.6	0.5	13.1	0.1	0.9	..
155	セネガル	2,785	5.7	205	0.6	0.7	0.2	3.1	(.)	0.4	..
156	タンザニア	2,387	1.5	40	1.1	1.0	0.5	2.4	(.)	0.1	..
157	ベナン	1,690	1.4	28	1.4	1.2	0.3	0.7	(.)	0.1	..
158	ウガンダ	1,791	0.6	30	0.9	0.9	0.3	1.0	(.)	(.)	..
159	エリトリア	727	..	..	..	0.0	0.0	0.1	(.)	11.2	..
160	アンゴラ	14,288	0.3	57	0.6	1.0	0.1	5.1	(.)	0.4	..
161	ガンビア	2,298	1.0	33	1.1	0.9	0.2	0.2	(.)	0.2	..
162	ギニア	30,416	0.3	141	1.1	1.1	0.1	1.1	(.)	0.2	..
163	馬拉ウイ	1,806	5.4	98	1.2	1.6	0.1	0.7	(.)	0.1	..
164	ルワンダ	815	12.2	134	-1.7	0.2	0.1	0.5	(.)	0.1	..
165	マリ	5,341	2.3	164	0.8	1.0	0.2	0.5	(.)	(.)	..

21 環境状況

HDI順位	国内再生可能水資源 (1人当たり年間m³) <sup>a</sup>		年間淡水取水量		年間平均森林伐採率 (%) <sup>d</sup>		印刷・筆記用紙消費量 (1人当たりの消費kg) 1997	CO <sub>2</sub> 排出量			1人当たり SO <sub>2</sub> 排出量 (kg) 1995-97
	2000	1987-97 <sup>b</sup>	1人当たり	1987-97 <sup>b</sup>	1980-90	1990-95		総量 (100万m³)	全世界		
									排出量に占める%	1人当たり (mt)	
166	中央アフリカ	39,001	0.0	26	0.4	0.4	0.0	0.2	(.)	0.1	..
167	チャド	1,961	1.3	33	0.7	0.8	0.0	0.1	(.)	(.)	..
168	モザンビーク	5,081	0.6	40	0.7	0.7	0.0	1.0	(.)	0.1	..
169	ギニアビサウ	13,189	0.1	17	-0.8	0.4	0.1	0.2	(.)	0.2	..
170	ブルンジ	538	2.8	20	-2.2	0.4	0.0	0.2	(.)	(.)	..
171	エチオピア	1,753	2.0	50	..	0.5	0.2	3.4	(.)	(.)	..
172	ブルキナファソ	1,466	2.1	39	0.7	0.7	0.1	1.0	(.)	0.1	..
173	ニジェール	326	14.3	65	0.0	0.0	0.0	1.1	(.)	0.1	..
174	シエラレオネ	52,960	0.2	98	2.8	3.0	0.8	0.4	(.)	0.1	..
全開発途上国	5,235	..	..	..	..	..	6.1	8,716.5 T	36.4	2.1	..
後発開発途上国	8,976	..	..	..	..	..	0.4	85.7 T	0.4	0.2	..
アラブ諸国	522	..	..	..	..	..	3.1	910.0 T	3.8	3.7	..
東アジア	2,194	..	..	..	..	..	10.2	3,809.7 T	15.9	3.0	..
東アジア(中国を除く)	2,013	..	..	..	..	..	65.1	440.7 T	1.8	8.2	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国	27,328	..	..	..	..	..	10.4	1,195.6 T	5.0	2.5	..
南アジア	1,361	..	..	..	..	..	2.1	1,392.0 T	5.8	1.0	..
南アジア(インドを除く)	1,660	..	..	..	..	..	1.7	393.9 T	1.6	1.0	..
東南アジア・太平洋諸国	12,478	..	..	..	..	..	7.4	755.6 T	3.2	3.1	..
サハラ以南アフリカ	6,202	..	..	..	..	..	2.2	468.7 T	2.0	0.9	..
東欧・CIS諸国	12,470	..	..	..	..	..	7.9	3,249.6 T	13.6	8.2	..
OECD諸国	7,828	..	..	..	..	..	89.0	11,902.6 T	49.7	10.9	46.1
人間開発指数高位国	9,374	..	..	..	..	..	96.6	11,550.2 T	49.9	11.7	..
人間開発指数中位国	6,890	..	..	..	..	..	5.8	10,316.3 T	43.1	2.8	..
人間開発指数低位国	5,162	..	..	..	..	..	0.4	176.5 T	0.7	0.3	..
高所得国	9,458	..	..	..	..	..	109.3	10,745.1 T	44.9	12.5	..
中所得国	14,360	..	..	..	..	..	10.3	6,622.1 T	27.7	4.6	..
低所得国	3,578	..	..	..	..	..	4.1	5,075.8 T	21.2	1.8	..
全世界	7,122	..	..	..	..	..	21.4	22,443.0 T	93.8 <sup>h</sup>	4.1	..

a これらの年間平均では、季節や年による大幅な変動や長期的な変動は隠されてしまう

b 列の見出しの期間内で入手可能な最も最近のデータ

c 正数は森林面積の減少を、負数は増加を示す

d ベルギーのデータはルクセンブルクのデータを含む

e 暫定値

f 移動性の発生源(自動車など)も含む

g 数値はスコピエのみのもの

h 報告のない国は省いてあること、また、ここで算定に使った世界合計には、各国の全体量には含まれていない他の排出量(たとえば船舶用燃料からの排出や非燃料用炭化水素の燃焼)が含まれているため、世界合計は100にはならない

出典: 第1-3列: WRI 2000b; 第4, 5列: WRI 1999; 第6列: UNESCO 1999c; 第7-9列: CDIAC 1999; 第10列: EMEP 1999



HDI順位	おもな保護地 (国土面積に 占める%) <sup>a</sup> 1999	植廃棄物 (重金属のmt数) <sup>b</sup> 1998	有害廃棄物 (1000mt) <sup>c</sup> 1991-97 <sup>d</sup>	市町村で 発生する廃棄物 (1人当たりkg) 1997 <sup>e</sup>	サービスを利用する人口		ゴミのリサイクル (見かけの消費に占める%)		
					市町村の ゴミ処理 (%) 1992-97 <sup>f</sup>	公的衛生 サービス (%) 1993-97 <sup>g</sup>	紙・段ボール 1992-97 <sup>h</sup>	ガラス 1992-97 <sup>h</sup>	
<b>人間開発指数上位国</b>									
1	カナダ	9.1	1,510	5,396	490	99	91	33	17
2	ノルウェー	8.5	..	883	630	98	80	44	79
3	米国	13.1	2,700 <sup>f</sup>	172,732	720	100	..	41	26
4	オーストラリア	7.0	..	426	..	..	..	..	42
5	アイスランド	9.5	..	5	560	99	90	..	75
6	スウェーデン	8.1	232 <sup>f</sup>	..	360	100	93	62	76
7	ベルギー	2.8	141	776	480	100	75	16	75
8	オランダ	5.7	12	511	560	100	98	62	82
9	日本	8.8	1,061	..	400	100	55	54	56
10	英国	20.4	786 <sup>f</sup>	2,077	480	100	96	40	26
11	フィンランド	5.5	72	559	410	100	77	57	62
12	フランス	13.5	1,165	..	480	100	79	41	52
13	スイス	25.7	64	388	600	99	94	63	91
14	ドイツ	25.9	430	10,780	460	100	92	70	79
15	デンマーク	32.0 <sup>g</sup>	..	254	560	100	87	50	70
16	オーストリア	29.2	..	806	510	100	76	69	88
17	ルクセンブルク	14.4	..	139	460	100	88	..	38
18	アイルランド	0.9	..	248	560	..	68	12	38
19	イタリア	7.3	..	2,708	460	..	..	31	34
20	ニュージーランド	23.4	..	479	..	..	..	66	36
21	スペイン	0.4	97 <sup>f</sup>	3,394	390	..	..	42	37
25	ギリシャ	3.6	..	280	370	85	68	29	26
28	ポルトガル	8.6	..	1,365	380	98	56	40	44
29	スロベニア	5.9	..	..	..	..	..	..	..
31	韓国	8.9	370	1,912	400	98	..	57	68
34	チェコ	15.8	45	1,265	310	85	74	33	..
40	スロバキア	22.1	..	1,500	340	96	53	34	40
43	ハンガリー	7.0	53	2,588	500	85	45	49	..
44	ポーランド	9.1	..	4,007	320	..	54	13	..
46	エストニア	11.1	..	..	..	..	..	..	..
<b>人間開発指数中位国</b>									
49	クロアチア	7.4	..	..	..	..	..	..	..
52	リトアニア	9.9	..	..	..	..	..	..	..
55	メキシコ	3.4	43	12,700	300	77	65	2	4
57	ベラルーシ	6.3	..	..	..	..	..	..	..
60	ブルガリア	4.5	..	..	..	..	..	..	..
62	ロシア	3.1	..	89,390	340	73	..	..	..
63	ラトビア	12.5	..	..	..	..	..	..	..
64	ルーマニア	4.6	..	..	..	..	..	..	..
69	マケドニア	7.1	..	..	..	..	..	..	..
70	グルジア	2.8	..	..	..	..	..	..	..
73	カザフスタン	2.7	..	..	..	..	..	..	..
78	ウクライナ	1.6	..	..	..	..	..	..	..
85	トルコ	1.3	..	..	330	72	63	36	20
90	アゼルバイジャン	5.5	..	..	..	..	..	..	..
93	アルメニア	7.6	..	..	..	..	..	..	..
94	アルバニア	2.9	..	..	..	..	..	..	..
98	キルギス	3.5	..	..	..	..	..	..	..
100	トルクメニスタン	4.1	..	..	..	..	..	..	..
102	モルドバ	1.4	..	..	..	..	..	..	..
106	ウズベキスタン	1.8	..	..	..	..	..	..	..
110	タジキスタン	4.1	..	..	..	..	..	..	..

HDI順位	おもな保護地 (国土面積に 占める%) <sup>a</sup> 1999	植廃棄物 (重金属のmt数) <sup>b</sup> 1998	有害廃棄物 (1000mt) <sup>c</sup> 1991-97 <sup>d</sup>	市町村で 発生する廃棄物 (1人当たりkg) 1997 <sup>e</sup>	サービスを利用する人口		ゴミのリサイクル (見かけの消費に占める%)	
					市町村の ゴミ処理 (%) 1992-97 <sup>f</sup>	公的衛生 サービス (%) 1993-97 <sup>g</sup>	紙・段ボール 1992-97 <sup>h</sup>	ガラス 1992-97 <sup>h</sup>
<b>全開発途上国</b>								
<b>東欧・CIS諸国</b>								
<b>OECD諸国</b>								
<b>全世界</b>								

注：本表の指標に適したデータが入手できるのはOECD諸国、東欧、CISに限られるので、この表ではこれらの国だけが掲載されている

a 各国の分類は異なることがある。保護地区には別の指定地区として重複して指定されている場合があるため、予想以上に高い割合になっている可能性がある。本データは島嶼以外に10km<sup>2</sup>以上のものしか含んでいない。断りのない限り、World Conservation Union (IUCN)の管理分類I-Vのデータ

b 植廃棄物の一部である使用済燃料

c 主に産業廃棄物を指す。これは、適切な管理を怠ると土壌、水、大気の汚染を引き起こす可能性がある

d 列の見出しに記載の期間内で入手可能な最も最近の年のデータ

e 1997年あるいは入手可能な最も最近の年のデータ

f 暫定値

g デンマークの合計にはグリーンランドの保護地区は含まれていない。グリーンランドには保護地が2カ所あり、総面積は9025万haになる

h 集計値はOECD1999cによる

出典：第1列：WRI 2000a；第2-8列：OECD 1999a



23 食糧の確保と  
栄養摂取状況

HDI順位	1日1人当たり カロリー供給量*		1日1人当たり たんぱく質供給量*		1日1人当たり 脂肪供給量*		食糧生産 指数 (1989-91 =100)	食糧輸入 (商品輸入に 占める%)	穀物による 食糧援助 (1000mt)	食糧消費 (全家族消費 に占める%)	
	1970	1997	合計 (g)	変化率 (%)	合計 (g)	変化率 (%)					
<b>人間開発指数上位国</b>											
1	カナダ	2,963	3,119	93	3.2	126	8.4	121	6	..	9
2	ノルウェー	3,022	3,357	104	18.5	136	3.0	101	7	..	13
3	米国	2,965	3,699	112	18.4	143	22.8	121	5	..	8
4	オーストラリア	3,251	3,224	107	-0.7	132	11.4	131	5	..	14
5	アイスランド	3,016	3,117	113	-8.9	121	2.8	91	10	..	13
6	スウェーデン	2,877	3,194	100	14.4	134	14.8	100	7	..	10
7	ベルギー	3,125	3,619	102	10.8	160	24.5	..	10	..	15
8	オランダ	3,024	3,234	106	22.7	141	6.4	97	11	..	11
9	日本	2,704	2,932	96	17.9	83	52.3	93	16	..	11
10	英国	3,282	3,276	95	2.0	141	-0.5	98	9	..	11
11	フィンランド	3,121	3,100	101	13.4	127	2.8	85	7	..	11
12	フランス	3,300	3,518	113	8.3	164	29.7	106	10	..	12
13	スイス	3,480	3,223	88	-2.9	144	-3.6	97	6	..	12
14	ドイツ	3,166	3,332	96	8.3	144	12.8	93	9	..	11
15	デンマーク	3,157	3,407	108	38.7	132	-5.8	103	12	..	10
16	オーストリア	3,227	3,536	103	15.4	161	29.8	106	6	..	13
17	ルクセンブルク	..	..	..	..	..	..	..	..	..	10
18	アイルランド	3,445	3,565	111	4.6	133	6.5	107	7	..	14
19	イタリア	3,422	3,507	109	11.7	147	31.9	101	11	..	14
20	ニュージーランド	2,941	3,395	108	12.9	137	17.7	127	9	..	12
21	スペイン	2,733	3,310	107	28.1	145	52.7	109	12	..	17
22	キプロス	3,061	3,429	109	27.4	147	40.0	108	20	..	..
23	イスラエル	3,014	3,276	105	7.9	113	14.8	107	7	..	..
24	シンガポール	..	..	..	..	..	..	29	4	..	14
25	ギリシャ	3,137	3,649	115	14.7	153	42.1	98	14	..	28
26	香港(中国)	2,912	3,206	100	18.7	135	44.3	19	5	..	10
27	マルタ	3,147	3,398	110	16.6	107	6.4	125	11	..	..
28	ポルトガル	2,930	3,667	113	38.0	132	70.9	93	13	..	20
29	スロベニア	..	3,101	103	..	102	..	97	7	..	13
30	バルバドス	2,854	3,176	92	20.2	109	35.5	88	17	..	..
31	韓国	2,786	3,155	86	21.1	80	229.5	121	6	..	21
32	ブルネイ	2,366	2,857	83	52.7	83	96.7	167	14 <sup>d</sup>	..	..
33	パナマ	2,600	2,443	78	-0.3	81	-3.4	148	16	..	..
34	チェコ	..	3,244	96	..	111	..	82	6	..	15
35	アルゼンチン	3,347	3,093	95	-10.4	110	-2.7	134	5	..	..
36	クウェート	2,607	3,096	97	29.0	95	38.1	153	16	..	..
37	アンティグア・バーブーダ	2,554	2,365	81	27.2	93	12.1	99	..	..	33
38	チリ	2,637	2,796	77	10.9	82	34.6	132	7	..	..
39	ウルグアイ	3,045	2,816	84	-10.7	104	-11.8	132	11	..	..
40	スロバキア	..	2,984	81	..	105	..	74 <sup>d</sup>	6	..	17
41	バーレーン	..	..	..	..	..	..	92	12 <sup>d</sup>	..	..
42	カタール	..	..	..	..	..	..	179	15 <sup>d</sup>	..	..
43	ハンガリー	3,331	3,313	85	-8.0	137	18.8	77	4	..	14
44	ポーランド	3,445	3,366	99	-3.8	112	7.0	92	8	..	20
45	アラブ首長国連邦	3,229	3,390	104	17.3	109	36.5	257	10 <sup>d</sup>	..	..
46	エストニア	..	2,849	95	..	91	..	45	16	..	..
<b>人間開発指数中位国</b>											
47	セントクリストファー・ネイビス	1,989	2,771	75	69.2	95	56.7	114	19	..	30
48	コスタリカ	2,370	2,649	68	17.6	80	50.9	129	8	..	..
49	クオアチア	..	2,445	63	..	69	..	60	10	(.)	17
50	トリニダード・トバゴ	2,486	2,661	59	-7.1	71	13.4	87	11	..	20
51	ドミニカ	2,051	3,059	86	72.1	78	65.4	90	26	..	32
52	リトアニア	..	3,261	98	..	83	..	66	11	..	..
53	セイシェル	1,930	2,487	79	52.5	72	112.7	143	20 <sup>d</sup>	..	..
54	グレナダ	2,251	2,768	67	15.6	93	41.5	109	23	..	26
55	メキシコ	2,706	3,097	83	18.1	88	49.4	126	6	..	..

23 食糧の確保と  
栄養摂取状況

HDI順位	1日1人当たり カロリー供給量*		1日1人当たり たんぱく質供給量*		1日1人当たり 脂肪供給量*		食糧生産 指数 (1989-91 =100)	食糧輸入 (商品輸入に 占める%)	穀物による 食糧援助 (1000mt)	食糧消費 (全家族消費 に占める%)	
	1970	1997	合計 (g)	変化率 (%)	合計 (g)	変化率 (%)					
56	キューバ	2,640	2,480	52	-23.9	49	-27.7	61	..	11	..
57	ベラルーシ	..	3,225	94	..	96	..	67	11	..	16
58	ベリーズ	2,266	2,907	65	14.0	76	21.7	161	20	..	26
59	パナマ	2,267	2,430	65	14.0	68	35.4	96	12	..	..
60	ブルガリア	3,465	2,686	80	-15.5	90	8.4	69	9	12	15
61	マレーシア	2,560	2,977	75	48.3	87	59.4	123	6	..	..
62	ロシア	..	2,904	90	..	81	..	59	17	1,332	18
63	ラトビア	..	2,864	79	..	87	..	46	13	..	..
64	ルーマニア	2,882	3,253	100	16.1	82	14.3	95	8	..	24
65	ベネズエラ	2,352	2,321	59	0.3	66	22.5	115	12	..	..
66	フィジー	2,423	2,365	74	39.5	106	71.8	107	16 <sup>d</sup>	..	30
67	スリナム	2,225	2,665	65	16.2	55	22.6	89	15	..	..
68	コロンビア	1,938	2,597	63	40.5	65	65.5	111	12	1	..
69	マケドニア	..	2,664	69	..	75	..	97	16 <sup>d</sup>	..	..
70	グルジア	..	2,614	69	..	39	..	81	..	94	..
71	モーリシャス	2,355	2,917	72	43.2	87	72.0	109	16	..	24
72	リビア	2,453	3,209	78	31.4	106	44.1	130	23	..	..
73	カザフスタン	..	3,085	97	..	66	..	49	11	..	..
74	ブラジル	2,409	2,974	76	26.5	84	81.9	128	10	..	..
75	サウジアラビア	1,895	2,763	78	61.4	79	155.1	80	18 <sup>d</sup>	..	..
76	タイ	2,123	2,360	54	7.6	47	59.7	113	5	..	23
77	フィリピン	1,753	2,366	56	30.5	47	41.8	125	9	3	33
78	ウクライナ	..	2,795	78	..	72	..	47	..	3	21
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	2,331	2,472	65	22.9	69	16.3	77	25	..	24
80	ペルー	2,198	2,302	60	9.5	50	52.8	144	16	133	..
81	パラグアイ	2,585	2,566	77	4.8	79	32.6	124	20	..	..
82	レバノン	2,336	3,277	85	43.1	108	69.5	146	..	..	..
83	ジャマイカ	2,538	2,553	63	-6.1	77	23.8	117	17	..	26
84	スリランカ	2,266	2,302	52	1.6	46	-6.1	114	..	26	38
85	トルコ	3,053	3,525	98	7.2	101	38.7	115	5	..	23
86	オマーン	..	..	..	..	..	..	111	17	..	..
87	ドミニカ共和国	2,003	2,288	50	14.7	74	52.9	104	..	14	..
88	セントルシア	2,008	2,734	80	58.2	72	26.1	75	26	..	39
89	モルジブ	1,607	2,485	88	69.9	47	29.9	115	..	..	..
90	アゼルバイジャン	..	2,236	66	..	38	..	59	..	12	..
91	エクアドル	2,188	2,679	59	13.2	98	94.1	134	12	13	..
92	ヨルダン	2,418	3,014	75	15.9	86	52.0	153	..	100	..
93	アルメニア	..	2,371	65	..	54	..	75	31	11	..
94	アルバニア	2,424	2,961	99	41.4	79	50.7	..	27	26	..
95	西サセア	..	..	..	..	..	..	94	..	..	..
96	ガイアナ	2,281	2,530	69	20.0	54	10.8	176	7 <sup>d</sup>	35	..
97	イラン	2,051	2,036	75	37.9	63	48.0	160	..	1	23
98	キルギス	..	2,447	82	..	47	..	103	21 <sup>d</sup>	1	..
99	中国	2,019	2,897	78	62.4	71	213.5	157	5	..	..
100	トルクメニスタン	..	2,306	65	..	64	..	118	9	..	..
101	チュニジア	2,255	3,283	88	55.0	93	45.6	122	10	..	35
102	モルドバ	..	2,567	69	..	48	..	48	8	..	28
103	南アフリカ	2,831	2,990	77	2.9	77	12.8	97	5	..	..
104	エルサルバドル	1,830	2,562	64	37.4	55	43.5	119	16	8	..



23 食糧の確保と  
栄養摂取状況

HDI順位	1日1人当たり カロリー供給量*		1日1人当たり たんぱく質供給量*		1日1人当たり 脂肪供給量*		食糧生産 指数 (1989-91 =100)	食糧輸入 (商品輸入に 占める%)	穀物による 食糧供給 (1000mt)	食糧消費 (全家庭消費 に占める%)	
	1970	1997	合計 (g)	変化率 (%) 1970-97	合計 (g)	変化率 (%) 1970-97					
111	シリア	2,319	3,351	86	35.6	95	64.9	164	21	16	..
112	スワジランド	2,347	2,483	60	-9.4	42	-0.4	96	..	..	27
113	ホンジュラス	2,155	2,403	58	2.9	62	54.0	117	16	47	..
114	ボリビア	1,998	2,174	57	13.7	57	31.6	136	8	144	..
115	ナミビア	2,162	2,183	60	-7.7	36	-12.6	124	..	1	..
116	ニカラグア	2,338	2,196	49	-31.4	47	6.7	125	18	110	..
117	モンゴル	2,133	1,917	71	-13.5	72	-17.7	90	14 <sup>d</sup>	45	..
118	バヌアツ	2,513	2,700	60	-9.7	93	4.6	118	20 <sup>d</sup>	..	..
119	エジプト	2,356	3,287	89	39.1	56	21.1	141	21	13	44
120	グアテマラ	2,097	2,339	61	7.1	46	18.7	128	12	31	..
121	ソロモン諸島	2,249	2,122	51	-9.1	41	-6.1	121	16 <sup>d</sup>	..	..
122	ボツワナ	2,103	2,183	70	-6.5	60	38.0	91	..	..	25
123	ガボン	2,183	2,556	73	18.7	55	44.4	111	19 <sup>d</sup>	..	37
124	モロッコ	2,468	3,078	82	26.9	61	38.5	110	17	4	45
125	ミャンマー	2,020	2,852	72	38.5	47	44.8	138	..	2	..
126	イラク	2,261	2,619	55	-8.3	77	82.0	99	..	17	..
127	レソト	1,986	2,243	64	6.4	33	46.7	100	..	4	..
128	インド	2,082	2,496	59	12.9	45	46.5	120	6	327	..
129	ガーナ	2,242	2,611	49	-0.4	32	-20.5	144	..	27	..
130	ジンバブエ	2,225	2,145	52	-14.6	53	6.8	93	7	82	28
131	赤道ギニア	..	..	..	..	..	..	97	..	1	..
132	サントメ・プリンシペ	2,119	2,138	44	-5.2	76	15.8	188	..	3	..
133	バブアニューギニア	1,899	2,224	43	23.8	42	58.3	112	..	11	..
134	カメルーン	2,301	2,111	43	-20.6	44	-2.5	119	14 <sup>d</sup>	10	38
135	パキスタン	2,202	2,476	61	10.6	66	91.6	142	21	..	40
136	カンボジア	2,109	2,048	47	-1.5	33	55.6	133	..	31	..
137	コモロ	1,860	1,858	43	26.5	42	7.6	114	..	4	..
138	ケニア	2,187	1,976	52	-19.0	47	40.2	105	14	71	38
139	コンゴ	2,030	2,143	43	22.6	50	14.5	112	21 <sup>d</sup>	2	36
<b>人間開発指数低位国</b>											
140	ラオス	2,093	2,108	52	-0.7	26	22.8	135	..	12	..
141	マダガスカル	2,424	2,021	46	-24.2	32	-4.8	109	15	26	..
142	ブータン	..	..	..	..	..	..	107	21 <sup>d</sup>	4	..
143	スーダン	2,170	2,395	75	23.1	75	9.9	156	..	233	..
144	ネパール	1,959	2,366	61	17.8	32	18.1	118	12	46	37
145	トーゴ	2,293	2,499	59	19.8	50	43.8	131	..	3	..
146	バングラデシュ	2,197	2,085	45	-4.5	22	41.0	112	15	1,557	41
147	モーリタニア	1,910	2,622	74	-1.7	64	21.8	103	..	11	..
148	イエメン	1,768	2,051	54	9.5	36	27.9	129	29 <sup>d</sup>	158	..
149	ジブチ	1,846	2,084	44	2.9	61	55.1	86	..	8	..
150	ハイチ	1,644	1,869	41	-8.3	40	49.1	95	..	127	..
151	ナイジェリア	2,392	2,735	62	11.1	71	23.9	149	..	..	48
152	コンゴ民主共和国	2,178	1,755	28	-25.3	28	-19.2	95	..	10	..
153	ザンビア	2,173	1,970	52	-19.2	30	-27.1	94	10 <sup>d</sup>	33	47
154	コートジボワール	2,460	2,610	50	-6.0	55	29.6	127	17 <sup>d</sup>	4	35
155	セネガル	2,577	2,418	61	-8.6	86	22.8	99	..	12	52
156	タンザニア	1,770	1,995	49	14.4	31	13.2	103	17	36	..
157	ベナン	1,958	2,487	59	25.8	44	-1.7	148	..	11	45
158	ウガンダ	2,319	2,085	45	-10.9	28	-19.6	113	..	57	..
159	エリトリア	..	1,622	51	..	20	..	142	..	101	..
160	アンゴラ	2,103	1,903	40	-9.8	37	9.9	143	..	113	..
161	ガンビア	2,114	2,350	50	-7.0	62	20.4	92	..	6	..
162	ギニア	2,217	2,231	48	-0.4	50	-11.7	143	..	22	32
163	マラウイ	2,359	2,043	54	-25.0	30	-28.6	116	..	41	45
164	ルワンダ	2,324	2,056	46	-18.6	22	30.3	82	..	144	..
165	マリ	2,195	2,029	61	-4.7	42	-16.9	116	..	12	48

23 食糧の確保と  
栄養摂取状況

HDI順位	1日1人当たり カロリー供給量*		1日1人当たり たんぱく質供給量*		1日1人当たり 脂肪供給量*		食糧生産 指数 (1989-91 =100)	食糧輸入 (商品輸入に 占める%)	穀物による 食糧供給 (1000mt)	食糧消費 (全家庭消費 に占める%)	
	1970	1997	合計 (g)	変化率 (%) 1970-97	合計 (g)	変化率 (%) 1970-97					
166	中央アフリカ	2,387	2,016	44	22.7	54	14.3	129	12 <sup>d</sup>	10	..
167	チャド	2,108	2,032	59	-8.2	60	22.1	157	24 <sup>d</sup>	7	..
168	モザンビーク	1,896	1,832	35	-0.2	32	13.0	140	22 <sup>d</sup>	112	..
169	ギニアビサウ	2,002	2,430	49	19.1	61	5.9	113	..	21	..
170	ブルンジ	2,104	1,685	51	-30.8	11	26.7	92	..	1	..
171	エチオピア	..	1,858	54	..	23	..	121	14 <sup>c</sup>	589	..
172	ブルキナファソ	1,765	2,121	62	13.7	47	54.1	136	..	57	..
173	ニジェール	1,992	2,097	61	11.3	39	29.8	127	..	55	..
174	シエラレオネ	2,449	2,035	44	-11.3	56	-13.6	101	..	72	48
<b>全開発途上国</b>											
全開発途上国											
後開発途上国											
アラブ諸国											
東アジア											
東アジア(中国を除く)											
ラテンアメリカ・カリブ諸国											
南アジア											
南アジア(インドを除く)											
東南アジア・太平洋諸国											
サハラ以南アフリカ											
東欧・CIS諸国											
OECD諸国											
人間開発指数高位国											
人間開発指数中位国											
人間開発指数低位国											
高所得国											
中所得国											
低所得国											
全世界											

a 人間が消費可能な量。1人当たりの供給とは、国民全体への平均供給可能量を示すもので、個人が実際にどのくらい消費しているかを示すものではない  
b 列の見出しに記載の期間内で人手が最も最近の年のデータ  
c 家計消費に占める食糧購入費の割合を示すもので、PPPに換算したもの  
d 列の見出しに記載の期間以外の年あるいは期間のもの  
出典：第1-3、5列：FAO 1999；第4、6列：FAO 1999の脂肪とたんぱく質供給量に関するデータをもとに計算；第7列：世界銀行2006およびFAOのデータ；第8列：世界銀行2006；第9列：FAO 2000；第10列：世界銀行1999



24 雇用の確保

HDI順位	失業率*			長期失業率*		パートタイム労働者 (全雇用における%)		不本意な パートタイム労働者 (全パートタイム 労働者における%)		失業給付 公的支出 (GDPに 占める%) 1997-98 <sup>g</sup>	
	失業者 (1000人) 1998	全体		女性	男性	女性	男性	女性	男性		
		(労働人口に 占める%)	指数 (1994=100)								
<b>人間開発指数上位国</b>											
1	カナダ	1,303	8.3	90	8.3	11.5	28.6	10.5	29.8	34.9	0.46
2	ノルウェー	75	3.3	50	8.6	10.0	35.9	8.1	15.2	17.2	..
3	米国	6,204	4.5	74	7.1	8.8	19.1	8.2	8.0	7.4	..
4	オーストラリア	756	8.0	82	29.3	36.5	40.7	14.4	8.5	17.0	0.25
5	アイスランド	4	2.7 <sup>d</sup>	50 <sup>d</sup>	18.1	13.5	38.6	9.8	..	..	2.29
6	スウェーデン	278	8.2	87	30.1	36.3	22.0	5.6	31.3	34.7	..
7	ベルギー	505	8.8	88	64.7	60.3	32.2	4.9	..	..	1.17
8	オランダ	287	4.0	56	45.2	51.4	54.8	12.4	4.6	8.2	..
9	日本	2,814	4.1	141	12.4	25.3	39.0	12.9	4.0 <sup>e</sup>	18.9 <sup>e</sup>	0.72
10	英国	1,812	6.3	86	24.5	38.4	41.2	8.2	9.5	23.8	..
11	フィンランド	285	11.4	98	23.1	31.7	13.0	6.8	40.2	32.8	2.29
12	フランス	3,051	11.7	95	44.9	43.2	25.0	5.8	38.8	52.9	1.86
13	スイス	143	4.2 <sup>f</sup>	111 <sup>f</sup>	31.9	37.9	45.8	7.2	5.8	8.4	..
14	ドイツ	4,279	9.4	112	52.5	51.9	32.4	4.6	12.6	17.8	0.42
15	デンマーク	183	5.1	82	30.7	25.3	25.4	9.9	13.9	13.1	1.07
16	オーストリア	237	4.7	124	30.7	27.5	22.8	2.7	..	..	0.43
17	ルクセンブルク	6	2.8	88	27.2	30.0	29.6	2.6	..	..	..
18	アイルランド	125	7.8	55	46.3 <sup>f</sup>	63.3 <sup>f</sup>	..	..	..	..	1.64
19	イタリア	2,801	12.2	107	67.0	66.4	22.7	5.5	..	..	0.50
20	ニュージーランド	139	7.5	93	15.3	22.5	37.6	10.6	..	..	..
21	スペイン	3,060	16.8	78	59.1	48.0	16.6	2.9	..	..	..
25	ギリシャ	432	9.6 <sup>f</sup>	108 <sup>f</sup>	62.2 <sup>f</sup>	45.3 <sup>f</sup>	15.9	5.3	36.0	50.2	1.47
28	ポルトガル	234	4.9	70	45.5	43.5	15.8	5.2	24.1	16.1	..
29	スロベニア	127 <sup>g</sup>	14.6 <sup>g</sup>	103 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	..
31	韓国	1,462	7.1 <sup>g</sup>	284 <sup>g</sup>	0.8	1.9	9.3	6.2	..	..	..
34	チェコ	336	6.5	171	31.5	30.9	5.4	1.7	3.7	1.8	1.50
40	スロバキア	427 <sup>g</sup>	15.6 <sup>g</sup>	105 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	..
43	ハンガリー	313	8.0	73	49.2	50.2	5.0	1.9	..	..	0.68
44	ポーランド	1,809	10.6	74	41.3	32.5	16.6	8.0	..	..	..
46	エストニア	35 <sup>g</sup>	5.1 <sup>g</sup>	100 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	2.35
<b>人間開発指数中位国</b>											
49	クロアチア	303 <sup>g</sup>	18.6 <sup>g</sup>	108 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	..
52	リトアニア	123 <sup>g</sup>	6.9 <sup>g</sup>	153 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	1.77
55	メキシコ	803	3.0 <sup>g</sup>	68 <sup>g</sup>	0.4	1.2	28.3	8.2	..	..	..
57	ベラルーシ	106 <sup>g</sup>	2.3 <sup>g</sup>	110 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	1.91
60	ブルガリア	465 <sup>g</sup>	12.2 <sup>g</sup>	95 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	3.14
62	ロシア	9,728 <sup>g</sup>	13.3 <sup>g</sup>	177 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	..
63	ラトビア	111 <sup>g</sup>	9.2 <sup>g</sup>	142 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	..
64	ルーマニア	1,025 <sup>g</sup>	10.3 <sup>g</sup>	94 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	..
69	マケドニア	265 <sup>g</sup>	41.4 <sup>g</sup>	138 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	..
70	グルジア	99 <sup>g</sup>	4.2 <sup>g</sup>	111 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	1.16
73	カザフスタン	252 <sup>g</sup>	3.7 <sup>g</sup>	370 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	0.02
78	ウクライナ	1,003 <sup>g</sup>	4.3 <sup>g</sup>	1,433 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	..
85	トルコ	1,429	6.6 <sup>g</sup>	80 <sup>g</sup>	46.1	37.5	13.3	3.4	..	..	..
90	アゼルバイジャン	42 <sup>g</sup>	1.4 <sup>g</sup>	156 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	2.06
93	アルメニア	134 <sup>g</sup>	8.9 <sup>g</sup>	148 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	0.49
94	アルバニア	235 <sup>g</sup>	17.6 <sup>g</sup>	98 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	1.02
98	キルギス	56 <sup>g</sup>	3.1 <sup>g</sup>	388 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	0.24
100	トルクメニスタン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
102	モルドバ	32 <sup>g</sup>	1.9 <sup>g</sup>	190 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	..
106	ウズベキスタン	33 <sup>g</sup>	0.4 <sup>g</sup>	133 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	..
110	タジキスタン	54 <sup>g</sup>	2.9 <sup>g</sup>	161 <sup>g</sup>	..	..	..	..	..	..	..

24 雇用の確保

HDI順位	失業率*			長期失業率*		パートタイム労働者 (全雇用における%)		不本意な パートタイム労働者 (全パートタイム 労働者における%)		失業給付 公的支出 (GDPに 占める%) 1997-98 <sup>g</sup>
	失業者 (1000人) 1998	全体		女性	男性	女性	男性	女性	男性	
		(労働人口に 占める%)	指数 (1994=100)							
<b>全開発途上国</b>										
<b>東欧・CIS諸国</b>										
<b>OECD諸国</b>										
<b>全世界</b>										
	34,965 <sup>h</sup>	7.0 <sup>i</sup>	86 <sup>i</sup>	34.2 <sup>i</sup>	31.7 <sup>i</sup>	24.0 <sup>i</sup>	7.0 <sup>i</sup>	..	..	..

注：この表にはOECD諸国、東欧・CIS諸国のみが含まれる

a 替に断りのない限り、各国間での経時的比較ができるようOECDの失業率は標準化されている

b 12か月以上の失業

c 列の見出しに記載の期間内で入手可能な最も最近のデータ

d データは標準化された割合ではない

e 1996年のデータ

f 1997年のデータ

g 各国統計に基づいた国連欧州経済委員会(UNECE)による推計。データは失業として登録されているもので、実際より低く出ている可能性がある

h 集計値はOECD 1999aの算定

i 集計値はOECD 1999bの算出したもので、標準化された失業率数値のある国のデータ

j 集計はOECD 1999bの算定

出典：第1、2列：OECD 1999aとUNECE 2000；第3列：OECD 1999bの失業率に関するデータに基づく算出およびUNECE 2000；第4-10列：OECD 1999b



25 政治生活の  
状況

HDI順位	下院/一院制議会		上院議会		最近の選挙の 投票率 (%) <sup>a</sup>	国会に議席をもつ政党数	
	最近の選挙 /任命実施日	議員の被選出(E)か 被任命(A)かの別	最近の選挙 /任命実施日	議員の被選出(E)か 被任命(A)かの別		下院/一院制議会	上院議会
<b>人間開発指数上位国</b>							
1	カナダ	06 1997	E	—	A	69	5 <sup>b</sup> 2 <sup>b</sup>
2	ノルウェー	09 1997	E	—	—	78	7 <sup>b</sup> —
3	米国	11 1998	E	11 1998	E	36	2 <sup>b</sup> 2
4	オーストラリア	10 1998	E	10 1998	E	95	3 <sup>b</sup> 5 <sup>b</sup>
5	アイスランド	05 1999	E	—	—	84	5 —
6	スウェーデン	09 1998	E	—	—	81	7 —
7	ベルギー	06 1999	E	06 1999	E + A	91	11 10
8	オランダ	05 1998	E	05 1998	E	73	9 8 <sup>b</sup>
9	日本	10 1996	E	07 1998	E	59	7 <sup>b</sup> 9 <sup>b</sup>
10	英国	05 1997	E	—	A	72	10 <sup>a</sup> 3 <sup>a</sup>
11	フィンランド	03 1999	E	—	—	65	7 <sup>b</sup> —
12	フランス	05 1997	E	09 1998	E	71	9 8 <sup>b</sup>
13	スイス	10 1999	E	10 1998	E	43	8 <sup>b</sup> 4
14	ドイツ	09 1998	E	01 2000	A	82	5 —
15	デンマーク	03 1998	E	—	—	86	10 —
16	オーストリア	10 1999	E	11 1994 <sup>a</sup>	E	80	5 <sup>b</sup> 3
17	ルクセンブルク	06 1999	E	—	—	86	6 —
18	アイルランド	06 1997	E	08 1997	E + A	66	7 <sup>b</sup> 5 <sup>b</sup>
19	イタリア	04 1996	F	04 1996	F + A	83	4 <sup>b</sup> 6 <sup>b</sup>
20	ニュージーランド	11 1999	E	—	—	90	7 —
21	スペイン	03 1996	E	03 1996	E	77	8 <sup>b</sup> 4 <sup>b</sup>
22	キプロス	05 1996	E	—	—	93	5 —
23	イスラエル	05 1999	E	—	—	79	15 <sup>b</sup> —
24	シンガポール	01 1997	E + A	—	—	41	3 —
25	ギリシャ	09 1996	E	—	—	76	5 —
26	香港(中国)	—	—	—	—	—	—
27	マルタ	09 1998	E	—	—	95	2 —
28	ポルトガル	10 1999	E	—	—	62	5 —
29	スロベニア	11 1996	E	—	—	74	8 —
30	バルバドス	01 1999	E	01 1999	A	63	2 —
31	韓国	04 1996	E	—	—	64	4 <sup>b</sup> —
32	ブルネイ	—	—	—	—	—	—
33	バハマ	03 1997	E	03 1997	A	68 <sup>a</sup>	2 2
34	チェコ	06 1998	E	11 1998	E	74	5 4
35	アルゼンチン	10 1999	E	10 1998	E	81	4 <sup>b</sup> —
36	クウェート	07 1999	E	—	—	80	0 —
37	アンティグア・バーブーダ	03 1999	E	03 1999	A	64	3 <sup>b</sup> —
38	チリ	12 1997	E	12 1997	E + A	86	7 <sup>b</sup> 6 <sup>b</sup>
39	ウルグアイ	10 1999	E	10 1999	E	92	3 <sup>b</sup> 3 <sup>b</sup>
40	スロバキア	09 1998	E	—	—	84	6 —
41	バーレーン	12 1973 <sup>f</sup>	E	—	—	—	—
42	カタール	—	—	—	—	—	—
43	ハンガリー	05 1998	E	—	—	56	6 <sup>b</sup> —
44	ポーランド	09 1997	E	09 1997	E	48	6 6
45	アラブ首長国連邦	12 1997	A	—	—	—	—
46	エストニア	03 1999	E	—	—	57	7 —
<b>人間開発指数中位国</b>							
47	セントクリストファー・ネイビス	07 1995	E + A	—	—	68 <sup>a</sup>	4 —
48	コスタリカ	02 1998	E	—	—	70	7 —
49	クロアチア	01 2000	E	04 1997	E + A	—	13 <sup>b</sup> 6
50	トリニダード・トバゴ	11 1995	E	11 1995	A	63	3 2 <sup>b</sup>
51	ドミニカ	01 2000	E + A	—	—	75 <sup>a</sup>	3 —
52	リトアニア	10 1998	E	—	—	53	6 <sup>b</sup> —
53	セイシェル	03 1998	E	—	—	87	3 —
54	グレナダ	01 1999	E	01 1999	A	57	1 —
55	メキシコ	07 1997	E	07 1997	E	57	5 <sup>b</sup> 5 <sup>b</sup>

25 政治生活の  
状況

HDI順位	下院/一院制議会		上院議会		最近の選挙の 投票率 (%) <sup>a</sup>	国会に議席をもつ政党数	
	最近の選挙 /任命実施日	議員の被選出(E)か 被任命(A)かの別	最近の選挙 /任命実施日	議員の被選出(E)か 被任命(A)かの別		下院/一院制議会	上院議会
53	キューバ	01 1998	E	—	—	98	1 —
57	ベラルーシ	11 1996 <sup>a</sup>	E	02 1997	E + A	—	— 2 <sup>b</sup>
58	ベリーズ	08 1998	E	08 1996	A	90	2 —
59	パナマ	05 1999	E	—	—	76	9 —
60	ブルガリア	04 1997	E	—	—	68	5 —
61	マレーシア	11 1999	E	03 1998	E + A	—	4 <sup>b</sup> —
62	ロシア	12 1999	E	—	A	62	7 <sup>b</sup> —
63	ラトビア	10 1998	E	—	—	72	6 —
64	ルーマニア	11 1996	E	11 1996	E	76	7 6
65	ベネズエラ	11 1998	E	—	—	—	8 <sup>b</sup> —
66	フィジー	05 1999	E	06 1999	A	75 <sup>a</sup>	5 <sup>b</sup> —
67	スリナム	05 1996	E	—	—	67 <sup>a</sup>	5 —
68	コロンビア	03 1998	E	03 1998	E	45	2 <sup>b</sup> 2 <sup>b</sup>
69	マケドニア	10 1998	E	—	—	73	7 <sup>b</sup> —
70	グルジア	10 1999	E	—	—	69	3 —
71	モーリシャス	12 1995	E + A	—	—	80	5 —
72	リビア	03 1997	E	—	—	—	1 —
73	カザフスタン	10 1999	E	09 1999	E + A	63	5 <sup>b</sup> —
74	ブラジル	10 1998	E	10 1998	E	—	12 <sup>b</sup> 9
75	サウジアラビア	—	—	—	—	—	—
76	タイ	11 1996	E	03 1996	A	62	11 —
77	フィリピン	05 1998	E	05 1998	E	79	5 <sup>b</sup> 2 <sup>b</sup>
78	ウクライナ	03 1998	E	—	—	70	9 <sup>b</sup> —
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	06 1998	E + A	—	—	—	2 —
80	ベルー	04 1995	E	—	—	63 <sup>a</sup>	13 —
81	パラグアイ	05 1998	E	05 1998	E	80	2 2 <sup>b</sup>
82	レバノン	08 1996	E	—	—	44	10 <sup>b</sup> —
83	ジャマイカ	12 1997	E	12 1997	A	65	2 —
84	スリランカ	08 1994	E + A	—	—	76	7 <sup>b</sup> —
85	トルコ	04 1999	E	—	—	87	5 <sup>b</sup> —
86	オマーン	—	—	—	—	—	—
87	ドミニカ共和国	05 1998	E	05 1998	E	86	3 3
88	セントルシア	05 1997	E	05 1997	A	66	2 2 <sup>b</sup>
89	モルジブ	11 1999	E + A	—	—	74	—
90	アゼルバイジャン	11 1995	E	—	—	86	9 <sup>b</sup> —
91	エクアドル	05 1998	E	—	—	—	8 <sup>b</sup> —
92	ヨルダン	11 1997	E	11 1997	A	47	—
93	アルメニア	05 1999	E	—	—	52	6 <sup>b</sup> —
94	アルバニア	06 1997	E	—	—	75	6 <sup>b</sup> —
95	西サモア	04 1996	E	—	—	86	2 <sup>b</sup> —
96	ガイアナ	12 1997	E	—	—	98	5 <sup>b</sup> —
97	イラン	02 2000	E	—	—	83	2 <sup>b</sup> —
98	キルギス	02 2000	E	02 2000	E	61 <sup>b</sup>	— 6
99	中国	11 1997	E	—	—	—	1 —
100	トルクメニスタン	12 1999	E	—	—	99	1 —
101	チュニジア	10 1999	E	—	—	92	6 —
102	モルドバ	03 1998	E	—	—	72	4 —
103	南アフリカ	06 1999	E	06 1999	E	89	9 <sup>b</sup> 7
104	エルサルバドル	03 1997	E	—	—	89	9 —
105	カーボベルデ	12 1995	E	—	—	77	3 —
106	ウズベキスタン	12 1999	E	—	—	93	5 <sup>b</sup> —
107	アルジェリア	06 1997	E	12 1997	E + A	96	10 <sup>b</sup> 4
108	ベトナム	07 1997	E	—	—	100	1 <sup>b</sup> —
109	インドネシア	05 1999	E + A	—	—	93	3 <sup>b</sup> —
110	タジキスタン	02 2000	E	—	—	—	—



25 政治生活の  
状況

HDI順位	下院/一院制議会		上院議会		最近の選挙の 投票率 (%) <sup>a</sup>	国会に議席をもつ政党数	
	最近の選挙 /任命実施日	議員の選出(E)か 被任命(A)かの別	最近の選挙 /任命実施日	議員の選出(E)か 被任命(A)かの別		下院/一院制議会	上院議会
111	シリア	11 1998	E	—	82	1 <sup>b</sup>	—
112	スワジランド	10 1998	E + A	09 1993	E + A	—	—
113	ホンジュラス	11 1997	E	—	73 <sup>c</sup>	5	—
114	ボリビア	06 1997	E	06 1997	E	7	5
115	ナミビア	11-12 1999	E	11-12 1998	E	5	..
116	ニカラグア	10 1996	E	—	77	4 <sup>b</sup>	—
117	モンゴル	06 1996	E	—	88	4 <sup>b</sup>	—
118	パナマ	03 1998	E	—	75	3 <sup>b</sup>	—
119	エジプト	11 1995	E + A	—	48	6 <sup>b</sup>	—
120	グアテマラ	11 1999	E	—	54	4	—
121	ソロモン諸島	08 1997	E	—	64 <sup>c</sup>	2	—
122	ボツワナ	10 1999	E	—	77	3	—
123	ガボン	12 1996	E	01-02 1997	E	7 <sup>b</sup>	6 <sup>b</sup>
124	モロッコ	11 1997	E	12 1997	E	15	13
125	ミャンマー	04 1990 <sup>d</sup>	E	—	—	—	—
126	イラク	03 1996	E	—	94	4 <sup>b</sup>	—
127	レソト	05 1998	E	05 1998	A	2	..
128	インド	09-10 1999	E + A	03 1998	E + A	36 <sup>b</sup>	8 <sup>b</sup>
129	ガーナ	12 1996	E	—	65	4	—
130	ジンバブエ	04 1995	E + A	—	57	2	—
131	赤道ギニア	03 1999	E	—	95	3	—
132	サントメ・プリンシペ	11 1998	E	—	65	3	—
133	バブアニューギニア	06 1997	E	—	81 <sup>c</sup>	9 <sup>b</sup>	—
134	カメルーン	05 1997	E	—	76	4 <sup>b</sup>	—
135	パキスタン	02 1997 <sup>e</sup>	E	03 1997 <sup>f</sup>	E	35	4 <sup>b</sup> 9 <sup>b</sup>
136	カンボジア	07 1998	E	03 1990	A	3	3
137	コモロ	12 1996 <sup>g</sup>	E	..	20	2 <sup>b</sup>	..
138	ケニア	12 1997	E + A	—	65	10	—
139	コンゴ	01 1998 <sup>h</sup>	A	—	—	—	—

人間開発指数低位国

140	ラオス	12 1997	E	—	99	1 <sup>b</sup>	—
141	マダガスカル	05 1998	E	—	..	9 <sup>b</sup>	—
142	ブータン	1998	E + A	—	..	—	—
143	スーダン	03 1996 <sup>i</sup>	E	..	55	—	..
144	ネパール	05 1999	E	06 1999	E + A	66	3 <sup>b</sup> 4
145	トーゴ	03 1999	E	—	..	1 <sup>b</sup>	—
146	バングラデシュ	06 1996	E	—	74	4 <sup>b</sup>	—
147	モーリタニア	10 1996	E	04 1998	E	39 <sup>c</sup>	3
148	イエメン	04 1997	E	—	61	5 <sup>b</sup>	—
149	ジブチ	12 1997	E	—	57	1	—
150	ハイチ	06 1995	E	04 1997	E	31	6 <sup>b</sup> ..
151	ナイジェリア	02 1999	E	02 1999	E	41	3 3
152	コンゴ民主共和国	10 1993 <sup>j</sup>	E	..	..	..	..
153	ザンビア	11 1996	E + A	..	40	4 <sup>b</sup>	..
154	コートジボワール	11 1995 <sup>k</sup>	E	..	71 <sup>l</sup>	2	..
155	セネガル	05 1998	E	01 1999	E + A	39	6 3
156	タンザニア	10 1995	E	—	77 <sup>c</sup>	5	—
157	ベナン	03 1999	E	—	70	9 <sup>b</sup>	—
158	ウガンダ	06 1996	E	—	59 <sup>c</sup>	..	—
159	エリトリア	02 1994	E	—	..	..	—
160	アンゴラ	09 1992	E	—	91	12	—
161	ガンビア	01 1997	E + A	—	69	4 <sup>b</sup>	—
162	ギニア	06 1995	E	—	62	5 <sup>b</sup>	—
163	マラウイ	06 1999	E	—	92	3 <sup>b</sup>	—
164	ルワンダ	11 1994 <sup>l</sup>	A	—	—	9	—
165	マリ	07-08 1997	E	—	22	8	—

25 政治生活の  
状況

HDI順位	下院/一院制議会		上院議会		最近の選挙の 投票率 (%) <sup>a</sup>	国会に議席をもつ政党数	
	最近の選挙 /任命実施日	議員の選出(E)か 被任命(A)かの別	最近の選挙 /任命実施日	議員の選出(E)か 被任命(A)かの別		下院/一院制議会	上院議会
166	中央アフリカ	11 1998	E	—	..	3 <sup>b</sup>	—
167	チャド	01 1997	E	—	49	10	—
168	モザンビーク	12 1999	E	—	80	2	—
169	ギニアビサウ	11 1999	E	—	80	8	—
170	ブルンジ	06 1993	E + A	—	91	2	—
171	エチオピア	05 1995	E	05 1995	E	1 <sup>b</sup>	..
172	ブルキナファソ	05 1997	E	12 1995	E + A	4	..
173	ニジェール	11 1999	E	—	..	5	..
174	シエラレオネ	02 1996	E	—	50	6	—

注：情報は2000年3月1日現在のもの

a 下院または一院制議会のもの

b 国会に議席をもたない独立政党などもある

c データは1997年現在有効

d 国会が未だかつて開かれたことのない国

e 1990年代の平均投票率。公式のデータは入手できない。数字はIDEA 1997からとった

f パーレーン初の立法府は1975年8月26日の首長命により解散した

g 1996年11月24日の国民投票を受けて、1995年11-12月に選出されたソ連最高議会は二院制国民議会にとって代われ、最高議会議員の一部は引き続き国民議会議員となった

h 前回の選挙の投票率

i 1994年の憲法改正によって上院である国民議会議が設置された。選挙は2000年3月23日に実施

j 1990年選出の議会は議会採集も開催もされず、多くの議員が逮捕あるいは、国外追放になった

k 議会が解散あるいは無期延期になったもの

l 勅命による暫定一院制議会

m 1997年5月の政権交代を受けて解散した暫定一院制議会

出典：第1-4、6、7列：IPU 2000a；第5列：IPU 2000aとInternational IDEA 1997



26 犯罪

HDI順位	凶人 (10万人 当たり) 1994	未成年有罪者 (有罪者に 占める%) 1994	犯罪報告総数 (10万人 当たり) <sup>a)</sup> 1994	麻薬犯罪 報告総数 (10万人 当たり) <sup>a)</sup> 1994	レイプ報告 件数 (15歳以上の 女性10万人 当たり) 1994	殺人報告総数			
						国内 (10万人 当たり) 1994	最大都市 (10万人 当たり) 1994	最大都市名	
<b>人間開発指数上位国</b>									
1	カナダ	117.9	41.0	9,582	207.2	267.3	2.0	2.8	トロント
2	ノルウェー	..	..	..	..	..	..	..	..
3	米国	553.9	..	5,367	..	96.8	9.0	21.3	ニューヨーク
4	オーストラリア	94.5	..	..	..	199.1	4.9	..	..
5	アイスランド	..	..	..	..	..	..	..	..
6	スウェーデン	70.4	19.3	12,671	350.6	49.0	12.0	20.9	ストックホルム
7	ベルギー	74.1	..	5,733	148.4	21.1	3.4	..	..
8	オランダ	56.8	7.3	..	..	..	..	..	..
9	日本	37.0	0.4	1,493	18.5	3.0	1.4	1.5	東京
10	英国	..	..	..	..	..	..	..	..
11	フィンランド	62.4	10.5	7,641	116.3	16.1	10.5	14.6	ヘルシンキ
12	フランス	..	..	6,787	93.3	27.1	..	..	..
13	スイス	..	11.2	5,115	573.9	9.2	..	11.4	チューリッヒ
14	ドイツ	..	12.0	..	..	..	..	..	..
15	デンマーク	67.4	..	10,508	300.9	21.8	5.1	8.7	コペンハーゲン
16	オーストリア	91.5	4.9	6,283	149.0	16.3	3.5	5.3	ウィーン
17	ルクセンブルク	109.2	..	5,254	..	..	..	..	..
18	アイルランド	..	..	..	..	..	..	..	..
19	イタリア	89.6	1.8	3,800	66.9	3.4	5.3	4.1	ローマ
20	ニュージーランド	..	..	..	..	..	..	..	..
21	スペイン	..	..	1,770	..	7.2	..	..	..
22	キプロス	25.1	5.0	590	13.4	2.5	1.6	1.3	ニコシア
23	イスラエル	188.5	6.8	1,408	163.6	28.4	7.2	..	..
24	シンガポール	254.9	..	1,734	62.9	6.4	1.7	..	..
25	ギリシャ	16.4	6.8	2,909	24.3	5.8	2.9	3.1	アテネ
26	香港(中国)	199.1	5.6	1,449	76.2	4.2	1.6	1.6	香港
27	マルタ	56.0	..	2,114	67.6	6.8	3.0	..	..
28	ポルトガル	102.1	15.0	..	..	..	..	..	..
29	スロベニア	52.3	14.0	2,247	21.0	28.6	5.7	6.3	リュブリャナ
30	バルバドス	..	..	..	..	..	..	..	..
31	韓国	137.3	6.0	2,945	3.9	36.2	10.2	8.4	ソウル
32	ブルネイ	312.0	..	..	..	..	..	..	..
33	バハマ	..	..	7,759	272.6	220.5	82.9	..	..
34	チェコ	181.5	9.7	..	..	..	..	..	..
35	アルゼンチン	..	..	..	..	..	..	..	..
36	クウェート	2.0	..	1,171	130.2	1.8	58.0	..	..
37	アンティグア・バーブーダ	..	..	..	..	..	..	..	..
38	チリ	155.9	0.6	8,784	62.9	19.1	4.5	3.1	リントアゴ
39	ウルグアイ	101.9	..	2,342	45.3	..	..	..	..
40	スロバキア	138.6	12.2	2,582	1.6	10.0	3.8	6.2	ブラチスラバ
41	バーレーン	..	..	..	..	..	..	..	..
42	カタール	..	2.9	851	3.1	13.1	2.2	..	..
43	ハンガリー	123.7	9.7	3,795	2.5	16.8	4.6	5.2	ブダペスト
44	ポーランド	..	..	..	..	..	..	..	..
45	アラブ首長国連邦	..	..	..	..	..	..	..	..
46	エストニア	263.6	16.1	2,384	2.2	463.6	25.7	26.2	タリン
<b>人間開発指数中位国</b>									
47	セントクリストファー・ネイビス	..	..	..	..	..	..	..	..
48	コスタリカ	119.0	..	1,487	13.8	26.4	9.7	8.4	サンホセ
49	クロアチア	49.9	6.5	1,422	19.0	4.9	8.1	14.6	ザグレブ
50	トリニダード・トバゴ	..	..	..	..	..	..	..	..
51	ドミニカ	..	..	..	..	..	..	..	..
52	リトアニア	278.3	17.5	1,576	9.0	10.5	15.0	..	..
53	セイシェル	..	..	..	..	..	..	..	..
54	グレナダ	..	..	..	..	..	..	..	..
55	メキシコ	92.8	..	..	..	..	..	..	..

26 犯罪

HDI順位	凶人 (10万人 当たり) 1994	未成年有罪者 (有罪者に 占める%) 1994	犯罪報告総数 (10万人 当たり) <sup>a)</sup> 1994	麻薬犯罪 報告総数 (10万人 当たり) <sup>a)</sup> 1994	レイプ報告 件数 (15歳以上の 女性10万人 当たり) 1994	殺人報告総数			
						国内 (10万人 当たり) 1994	最大都市 (10万人 当たり) 1994	最大都市名	
56	キューバ	..	..	..	..	..	..	..	..
57	ベラルーシ	477.8	11.4	1,161	13.9	15.3	9.9	6.3	ミンスク
58	ベリーズ	..	..	..	..	..	..	..	..
59	パナマ	215.2	..	..	115.3	34.1	12.5	..	..
60	ブルガリア	99.1	7.1	2,361	..	25.3	11.2	10.5	ソフィア
61	マレーシア	122.8	0.7	390	53.1	15.5	..	..	..
62	ロシア	560.2	12.1	1,779	50.5	22.1	23.2	..	..
63	ラトビア	359.7	10.5	1,608	10.9	11.5	16.2	17.9	リガ
64	ルーマニア	..	..	1,042	1.2	15.1	7.6	..	..
65	ベネズエラ	..	..	..	..	..	..	..	..
66	フィジー	..	..	..	..	..	..	..	..
67	スリナム	..	..	..	..	..	..	..	..
68	コロンビア	85.2	..	614	40.0	15.2	78.6	71.4	ボゴタ
69	マケドニア	62.8	22.9	1,094	5.4	5.1	3.7	4.1	スコピエ
70	グルジア	140.9	..	323	20.4	2.9	14.4	..	..
71	モーリシャス	96.0	..	3,607	177.0	8.5	3.4	4.8	ポートルイス
72	リビア	..	..	..	..	..	..	..	..
73	カザフスタン	..	2.5	1,185	56.3	30.3	15.6	21.9	アルマアタ
74	ブラジル	..	..	..	..	..	..	..	..
75	サウジアラビア	..	..	..	..	..	..	..	..
76	タイ	..	..	..	..	..	..	..	..
77	フィリピン	25.8	..	139	..	12.2	9.5	..	..
78	ウクライナ	..	..	1,102	54.7	7.6	9.6	..	..
79	セントビンセント、グレナディーン諸島	..	..	7,202	..	..	14.4	..	..
80	ペルー	84.0	..	..	..	..	..	..	..
81	パラグアイ	..	..	..	..	..	..	..	..
82	レバノン	..	..	..	..	..	..	..	..
83	ジャマイカ	..	..	2,114	236.2	127.8	29.8	62.4	キングストン
84	スリランカ	..	..	..	..	..	..	..	..
85	トルコ	74.4	4.6	360	3.8	2.5	2.9	4.0	イスタンブール
86	オマーン	..	..	..	..	..	..	..	..
87	ドミニカ共和国	..	..	..	..	..	..	..	..
88	セントルシア	..	..	..	..	..	..	..	..
89	モルジブ	..	..	..	..	..	..	..	..
90	アゼルバイジャン	..	5.2	248	29.9	2.9	8.9	14.2	バクー
91	エクアドル	..	..	521	143.6	26.4	18.5	28.8	グアヤキル
92	コルダン	..	..	707	..	2.4	5.7	..	..
93	アルメニア	..	..	..	..	..	..	..	..
94	アルバニア	..	..	..	..	..	..	..	..
95	西サモア	140.9	..	741	70.7	18.9	6.1	3.0	アピア
96	ガイアナ	174.5	..	..	..	..	..	..	..
97	イラン	..	..	..	..	..	..	..	..
98	キルギス	299.7	..	895	55.4	27.0	12.3	..	..
99	中国	..	..	..	..	..	..	..	..
100	トルクメニスタン	..	..	..	..	..	..	..	..
101	チュニジア	..	..	..	..	..	..	..	..
102	モルドバ	215.1	11.2	858	6.6	15.6	9.5	..	..
103	南アフリカ	..	10.3	..	..	..	..	..	..
104	エルサルバドル	109.0	..	..	..	..	..	..	..
105	カーボベルデ	..	..	..	..	..	..	..	..
106	ウズベキスタン	..	..	..	..	..	..	..	..
107	アルジェリア	..	..	..	..	..	..	..	..
108	ベトナム	..	..	..	..	..	..	..	..
109	インドネシア	22.6	50.6	80	0.4	2.6	..	..	..
110	タジキスタン	..	..	..	..	..	..	..	..



26 犯罪

HDI順位	囚人 (10万人 当たり) 1994	未成年有罪者 (有罪者に 占める%) 1994	犯罪報告総数 (10万人 当たり) <sup>a</sup> 1994	麻薬犯罪 報告総数 (10万人 当たり) <sup>b</sup> 1994	レイプ報告 件数 (15歳以上の 女性10万人 当たり) 1994	殺人報告総数		
						国内 (10万人 当たり) 1994	最大都市 (10万人 当たり) 1994	最大都市名
111	シリア	..	16	19.4	2.7	1.3	..	..
112	スワジランド	..	..	..	..	..	..	..
113	ホンジュラス	..	..	..	..	..	..	..
114	ボリビア	..	789	1.6	102.8	23.3	31.7	ラパス
115	ナミビア	..	..	..	..	..	..	..
116	ニカラグア	74.3	1,072	22.4	109.7	25.6	18.7	マナグア
117	モンゴル	..	..	..	..	..	..	..
118	バヌアツ	..	..	..	..	..	..	..
119	エジプト	..	22.9	36	152.2	(.)	0.7	カイロ
120	グアテマラ	..	..	..	..	..	..	..
121	ソロモン諸島	..	..	..	..	..	..	..
122	ボツワナ	..	..	..	..	..	..	..
123	ガボン	..	..	..	..	..	..	..
124	モロッコ	..	855	55.7	11.2	1.8	..	..
125	ミャンマー	..	88.4	..	..	..	..	..
126	イラク	..	..	..	..	..	..	..
127	レソト	..	..	..	..	..	..	..
128	インド	..	600	2.2	4.6	7.9	4.1	ムンバイ
129	ガーナ	..	..	..	..	..	..	..
130	ジンバブエ	..	6,220	94.1	101.2	16.0	..	..
131	赤道ギニア	..	..	..	..	..	..	..
132	サントメ・プリンシペ	79.2	1,005	..	..	..	..	..
133	パプアニューギニア	..	..	..	..	..	..	..
134	カメルーン	..	..	..	..	..	..	..
135	パキスタン	..	..	..	..	..	..	..
136	カンボジア	..	..	..	..	..	..	..
137	コモロ	..	..	..	..	..	..	..
138	ケニア	..	..	..	..	..	..	..
139	コンゴ	..	..	..	..	..	..	..
<b>人間開発指数低位国</b>								
140	ラオス	..	..	..	..	..	..	..
141	マダガスカル	151.4	75	2.2	1.3	0.4	1.8	アンタナナリボ
142	ブータン	..	..	..	..	..	..	..
143	スーダン	24.1	1,830	6.0	8.1	3.5	..	..
144	ネパール	..	..	..	..	..	..	..
145	トーゴ	..	..	..	..	..	..	..
146	バングラデシュ	..	..	..	..	..	..	..
147	モーリタニア	..	..	..	..	..	..	..
148	イエメン	..	..	..	..	..	..	..
149	ジブチ	..	..	..	..	..	..	..
150	ハイチ	..	..	..	..	..	..	..
151	ナイジェリア	..	..	..	..	..	..	..
152	コンゴ民主共和国	..	..	..	..	..	..	..
153	ザンビア	294.1	779	3.7	15.7	15.8	20.2	ルサカ
154	コートジボワール	..	..	..	..	..	..	..
155	セネガル	..	..	..	..	..	..	..
156	タンザニア	..	..	..	..	..	..	..
157	ベナン	..	..	..	..	..	..	..
158	ウガンダ	54.4	..	..	..	..	..	..
159	エリトリア	..	..	..	..	..	..	..
160	アンゴラ	..	..	..	..	..	..	..
161	ガンビア	..	..	..	..	..	..	..
162	ギニア	..	..	..	..	..	..	..
163	馬拉ウイ	..	..	..	..	..	..	..
164	ルワンダ	..	..	..	..	..	..	..
165	マリ	..	..	..	..	..	..	..

26 犯罪

HDI順位	囚人 (10万人 当たり) 1994	未成年有罪者 (有罪者に 占める%) 1994	犯罪報告総数 (10万人 当たり) <sup>a</sup> 1994	麻薬犯罪 報告総数 (10万人 当たり) <sup>b</sup> 1994	レイプ報告 件数 (15歳以上の 女性10万人 当たり) 1994	殺人報告総数		
						国内 (10万人 当たり) 1994	最大都市 (10万人 当たり) 1994	最大都市名
166	中央アフリカ	..	..	..	..	..	..	..
167	チャド	..	..	..	..	..	..	..
168	モザンビーク	..	..	..	..	..	..	..
169	ギニアビサウ	..	..	..	..	..	..	..
170	ブルンジ	..	..	..	..	..	..	..
171	エチオピア	..	..	..	..	..	..	..
172	ブルキナファソ	..	..	..	..	..	..	..
173	ニジェール	..	..	..	..	..	..	..
174	シエラレオネ	..	..	..	..	..	..	..

注：各国から国連に報告されたデータ。そのため各国の国内法施行と報告に関する制度に大きく依っている

a 報告された犯罪総数

b 報告された麻薬犯罪総数で麻薬所持・取引も含む

出典：第1-4、6列：UN 2000dのデータをもとに計算；第5列：UN 2000dのデータをもとにした算出、UN 1998c；第7列：UN 2000dのデータをもとにした算出、UN 1995b；第8列：UN 2000d



27 個人の不幸・災難

HDI順位	路上事故による負傷と死亡 (10万人当たり)					災害による死者*				難民*		
	自殺 (10万人当たり)		離婚 (結婚件数に占める%) <sup>g</sup>	20歳未満の女性の出生率 (%)	最悪の災害による死者数	国内避難民 (100人)	受入人数 (1000人)	送出国数 (1000人)	1997	1998	1999	1999 <sup>e</sup>
	男性	女性										
<b>人間開発指数上位国</b>												
1	カナダ	741	21.5	5.4	45	6.3	1,411	329	..	135.7	..	..
2	ノルウェー	276	19.1	6.2	43	2.8	634	160	..	45.3	..	..
3	米国	1,266	19.3	4.4	49	12.8	11,539	1,265	..	524.1	..	..
4	オーストラリア	..	19.0	5.1	..	4.9	647	75	..	61.8	..	..
5	アイスランド	552	16.4	3.8	39	5.2	38	20	..	0.3	..	..
6	スウェーデン	246	20.0	8.5	64	2.0	300	200	..	178.8	..	..
7	ベルギー	700	26.7 <sup>g</sup>	11.0 <sup>g</sup>	56	2.9	345	193	..	36.1	..	..
8	オランダ	82	13.1	6.5	41	1.3	143	48	..	131.8	..	..
9	日本	..	24.3	11.5	..	1.4	9,005	5,502	..	1.9	..	..
10	英国	559	11.0	3.2	53	7.3	1,805	329	..	116.1	..	..
11	フィンランド	183	38.7	10.7	56	2.4	930	912	..	12.3	..	..
12	フランス	304	30.4	10.8	43	1.8	1,553	178	..	140.2	..	..
13	スイス	384	30.9	12.2	40	1.3	223	105	..	81.9	..	..
14	ドイツ	621	22.1	8.1	41	2.6	575 <sup>h</sup>	101 <sup>h</sup>	..	949.2	..	..
15	デンマーク	192	24.3	9.8	35	..	389	158	..	70.0	..	..
16	オーストリア	651	30.0	10.0	38	4.0	180	38	..	80.3	..	..
17	ルクセンブルク	374	29.0	9.8	39	2.0	0	0	..	0.7	..	..
18	アイルランド	371	17.9	4.6	..	5.5	438	329	..	0.6	..	..
19	イタリア	483	12.7	4.0	12	2.3	4,197	2,614	..	68.3	..	..
20	ニュージーランド	..	23.6	5.8	..	7.6	45	10	..	4.1	..	..
21	スペイン	330	12.5	3.7	17	3.1	1,916	340	..	6.0	0.2	..
22	キプロス	603	..	..	13	3.6	56	52	265	0.1	..	..
23	イスラエル	810	8.2	2.6	26	3.4	179	73	..	..	..	..
24	シンガポール	..	14.3	8.0	..	1.8	27	24	..	(.)	..	..
25	ギリシャ	330	5.7	1.2	18	4.3	1,804	1,000	..	5.9	..	..
26	香港(中国)	..	15.9	9.1	..	2.0	509	130	..	1.0	..	..
27	マルタ	203	5.9	2.1	..	4.8	12	12	..	0.6	..	..
28	ポルトガル	694	10.3	3.1	21	6.8	502	144	..	0.3	0.2	..
29	スロベニア	453	48.0	13.9	26	4.3	0 <sup>i</sup>	0 <sup>i</sup>	..	3.5	3.3	..
30	バルバドス	..	9.5	3.7	..	14.1 <sup>g</sup>	0	0	..	..	..	..
31	韓国	..	14.5	6.7	..	0.8	3,942	458	..	..	..	..
32	ブルネイ	..	..	..	..	6.3	..	..	..	..	..	..
33	バハマ	..	2.2	0.0	..	13.8	105	100	..	0.1	..	..
34	チェコ	371	24.0	6.8	61	7.7	48 <sup>i</sup>	29 <sup>i</sup>	..	1.8	0.4	..
35	アルゼンチン	..	10.6	2.9	..	15.7	762	79	..	10.9	..	..
36	クウェート	..	1.8	1.9	..	4.0	2	2	..	4.2	..	..
37	アンティグア・バーブーダ	..	0.0	0.0	..	15.8	7	2	..	..	..	..
38	チリ	..	10.2	1.4	..	15.7	1,221	180	..	0.3	7.4	..
39	ウルグアイ	..	16.6 <sup>g</sup>	4.2 <sup>g</sup>	..	16.5	109	74	..	0.2	..	..
40	スロバキア	249	..	..	34	..	67 <sup>i</sup>	54 <sup>i</sup>	..	0.4	..	..
41	バーレーン	..	..	..	..	..	10	10	..	..	..	..
42	カタール	..	..	..	..	3.4	..	..	..	..	..	..
43	ハンガリー	257	49.2	15.6	46	10.2	63	40	..	5.4	2.1	..
44	ポーランド	234	24.1	4.5	19	7.6	1,160	500	..	0.9	5.5	..
45	アラブ首長国連邦	..	..	..	..	..	209	112	..	0.5	..	..
46	エストニア	146	64.3	14.1	102	12.9	909 <sup>i</sup>	909 <sup>i</sup>	..	..	0.4	..
<b>人間開発指数中位国</b>												
47	セントクリストファー・ネイビス	..	0.0	0.0	..	..	6	5	..	..	..	..
48	コスタリカ	..	8.0	1.3	..	18.9	263	69	..	23.0	..	..
49	クロアチア	378	34.2	11.3	15	5.1	45 <sup>i</sup>	35 <sup>i</sup>	72	29.0	334.6	..
50	トリニダード・トバゴ	..	17.4	5.0 <sup>i</sup>	..	13.7	13	6	..	..	..	..
51	ドミニカ	..	..	..	..	25.7 <sup>g</sup>	14	11	..	..	..	..
52	リトアニア	187	73.7	13.7	55	11.0	16	10	..	(.)	0.4	..
53	セイシェル	..	..	..	..	16.2	5	5	..	..	..	..
54	グレナダ	..	..	..	..	..	0	0	..	..	..	..
55	メキシコ	..	5.4	1.0	..	15.6	16,456	8,776	..	28.3	..	..

27 個人の不幸・災難

HDI順位	路上事故による負傷と死亡 (10万人当たり)					災害による死者*				難民*		
	自殺 (10万人当たり)		離婚 (結婚件数に占める%) <sup>g</sup>	20歳未満の女性の出生率 (%)	最悪の災害による死者数	国内避難民 (100人)	受入人数 (1000人)	送出国数 (1000人)	1997	1998	1999	1999 <sup>e</sup>
	男性	女性										
56	キューバ	..	25.6	14.9	..	13.8	978	359	..	1.1	2.0	..
57	ベラルーシ	86	48.7	9.6	68	14.1	74 <sup>i</sup>	54 <sup>i</sup>	..	0.1	..	..
58	ベリーズ	..	12.0	0.9	..	17.6	22	22	..	3.4	..	..
59	パナマ	..	..	..	..	13.4	260	57	..	1.2	..	..
60	ブルガリア	94	25.3	9.7	28	20.4	124	50	..	0.2	1.9	..
61	マレーシア	..	..	..	..	3.0	1,300	200	..	50.6	..	..
62	ロシア	139	72.9	13.7	65	..	5,264 <sup>i</sup>	1,989 <sup>i</sup>	172	128.6	5.2	..
63	ラトビア	211	59.5	11.8	63	9.3	..	..	..	..	0.9	..
64	ルーマニア	46	21.1	4.3	24	15.0	719	161	..	1.0	4.2	..
65	ベネズエラ	..	8.3	1.9	..	19.9	31,487	30,000	..	0.2	..	..
66	フィジー	..	..	..	..	11.2 <sup>g</sup>	173	28	..	..	..	..
67	スリナム	..	16.6 <sup>g</sup>	7.2 <sup>i</sup>	..	17.2	169	169	..	..	..	..
68	コロンビア	..	5.6	1.5	..	22.7 <sup>g</sup>	28,369	21,800	..	0.2	1.0	..
69	マケドニア	170	..	..	5	10.1	196 <sup>i</sup>	115 <sup>i</sup>	..	1.7	11.3	..
70	グルジア	49	5.4 <sup>g</sup>	2.0 <sup>i</sup>	12	19.7	461 <sup>i</sup>	270 <sup>i</sup>	277	(.)	34.5	..
71	モーリシャス	..	20.6	6.4	..	10.6	166	159	..	..	0.1	..
72	リビア	..	..	..	..	3.0	310	157	..	10.6	..	..
73	カザフスタン	95	51.9	9.5	39	12.0	218 <sup>i</sup>	118 <sup>i</sup>	..	8.3	19.7	..
74	ブラジル	..	5.6 <sup>g</sup>	1.6 <sup>g</sup>	..	18.8	7,345	934	..	2.3	..	..
75	サウジアラビア	..	..	..	..	..	2,822	1,426	..	5.5	..	..
76	タイ	..	5.6	2.4	..	11.6	4,482	458	..	138.3	20.5	..
77	フィリピン	..	2.5	1.7	..	..	31,540	4,884	..	0.3	45.1	..
78	ワクファイナ	94	38.2 <sup>g</sup>	9.2 <sup>i</sup>	63	..	581 <sup>i</sup>	204 <sup>i</sup>	..	6.1	2.8	..
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	..	..	..	..	21.5	3	3	..	..	..	..
80	ペルー	..	..	..	..	13.3 <sup>g</sup>	16,267	8,000	..	0.4	2.6	..
81	パラグアイ	..	3.4	1.2	..	4.5	132	76	..	(.)	..	..
82	レバノン	..	..	..	..	..	90	45	..	3.7	5.4	..
83	ジャマイカ	..	..	..	..	23.7	367	187	..	(.)	..	..
84	スリランカ	..	44.7	16.6	..	8.3	1,422	325	603	(.)	87.3	..
85	トルコ	176	..	..	6	12.0	22,310	17,127	..	2.5	32.7	..
86	オマーン	..	..	..	..	..	26	26	..	..	..	..
87	ドミニカ共和国	..	0.0	0.0	..	7.8	343	288	..	0.6	..	..
88	セントルシア	..	..	..	..	..	54	45	..	..	..	..
89	モルジブ	..	..	..	..	10.0	10	10	..	..	..	..
90	アゼルバイジャン	38	1.5	0.3	15	9.5	498 <sup>i</sup>	293 <sup>i</sup>	576	221.6	328.5	..
91	エクアドル	..	6.4	3.2	..	16.4	8,075	4,000	..	0.3	..	..
92	ヨルダン	..	..	..	..	..	33	15	..	0.8	..	..
93	アルメニア	48	3.6 <sup>g</sup>	1.0 <sup>g</sup>	18	18.1	106 <sup>i</sup>	35 <sup>i</sup>	..	310.0	190.2	..
94	アルバニア	19	2.9	1.7	7	2.9 <sup>g</sup>	187	68	..	22.3	1.5	..
95	西サモア	..	..	..	..	..	21	13	..	..	..	..
96	ガイアナ	..	14.6	6.5	..	..	0	0	..	..	..	..
97	イラン	..	0.3 <sup>g</sup>	0.1 <sup>g</sup>	..	..	46,170	36,000	..	1,931.3	52.2	..
98	キルギス	96	17.6	3.8	25	11.3	236 <sup>i</sup>	111 <sup>i</sup>	..	14.6		



27 個人の不幸・災難

HDI順位	路上事故による負傷と死亡 (10万人当たり)		離婚 (結婚件数に占める%) <sup>a</sup>	20歳未満の女性の出生率 (%)	災害による死者 <sup>b</sup>		国内避難民 (1000人)	難民 <sup>c</sup>			
	自殺 (10万人当たり)				最悪の災害による死者数	国内避難民		受入人数 (1000人)	送出入数 (1000人)		
	男性	女性								死者総数	最悪の災害による死者数
1997	1993-98 <sup>d</sup>	1993-98 <sup>d</sup>	1996	1993-98 <sup>e</sup>	1980-99	1980-99	1998 <sup>f</sup>	1998	1998 <sup>f</sup>		
111	シリア	..	..	..	..	99	37	..	20.9	3.6	
112	スワジランド	..	..	..	..	663	503	..	0.6	..	
113	ホンジュラス	..	..	..	..	6,776	5,657	..	(.)	0.1	
114	ボリビア	..	..	..	..	1,231	329	..	0.4	..	
115	ナミビア	..	..	..	..	120	103	..	3.5	1.9	
116	ニカラグア	..	4.7	2.2	..	19.3 <sup>g</sup>	3,188	2,447	..	0.5	18.9
117	モンゴル	..	..	..	..	7.5	312	41	..	..	..
118	パヌアツ	..	..	..	..	..	108	43	..	..	..
119	エジプト	..	..	..	..	2.4	4,087	603	..	6.3	0.1
120	グアテマラ	..	..	..	..	..	2,012	620	..	0.8	27.6
121	ソロモン諸島	..	..	..	..	..	138	101	..	0.2	..
122	ボツワナ	..	..	..	..	..	211	183	..	2.1	..
123	ガボン	..	..	..	..	..	142	72	..	1.1	..
124	モロッコ	..	..	..	..	9.2	918	243	..	0.3	0.1
125	ミャンマー	..	..	..	..	..	2,558	730	..	..	129.6
126	イラク	..	..	..	..	..	869	700	..	104.1	590.8
127	レソト	..	..	..	..	..	40	22	..	..	..
128	インド	..	11.4	8.0	..	..	110,131	9,843	..	185.5	0.1
129	ガーナ	..	..	..	..	..	3,169	1,270	..	14.6	12.4
130	ジンバブエ	..	10.6 <sup>g</sup>	5.2 <sup>g</sup>	..	14.5	2,221	1,311	..	0.8	..
131	赤道ギニア	..	..	..	..	..	15	15	..	..	0.2
132	サントメ・プリンシペ	..	..	..	..	..	181	150	..	..	..
133	パプアニューギニア	..	..	..	..	..	3,423	2,182	..	8.2	0.2
134	カメルーン	..	..	..	..	..	4,890	1,734	..	47.7	1.6
135	パキスタン	..	..	..	..	9.0	10,742	1,229	..	1,232.5	0.4
136	カンボジア	..	..	..	..	..	922	506	..	(.)	73.1
137	コモロ	..	..	..	..	..	318	127	..	..	..
138	ケニア	..	..	..	..	..	4,905	1,000	..	238.2	4.8
139	コンゴ	..	..	..	..	..	690	220	..	26.4	16.8
<b>人間開発指数低位国</b>											
140	ラオス	..	..	..	..	..	908	500	..	..	13.5
141	マダガスカル	..	..	..	..	..	1,702	304	..	..	..
142	ブータン	..	..	..	..	..	39	22	..	..	105.7
143	スーダン	..	..	..	..	..	157,579	150,000	..	391.5	374.2
144	ネパール	..	..	..	..	..	10,398	1,300	..	126.1	..
145	トーゴ	..	..	..	..	..	948	600	..	11.8	2.7
146	バングラデシュ	..	..	..	..	11.4 <sup>g</sup>	186,935	138,866	..	22.3	1.2
147	モリタニア	..	..	..	..	..	2,521	2,243	..	23.1	67.6
148	イエメン	..	..	..	..	..	4,298 <sup>h</sup>	2,800 <sup>h</sup>	..	61.4	1.4
149	ジブチ	..	..	..	..	..	261	145	..	23.6	3.0
150	ハイチ	..	..	..	..	..	4,812	1,800	..	..	2.4
151	ナイジェリア	..	..	..	..	..	30,028	10,391	..	7.9	1.1
152	コンゴ民主共和国	..	..	..	..	..	3,663	500	..	240.3	152.4
153	ザンビア	..	..	..	..	..	3,162	1,231	..	168.6	..
154	コートジボワール	..	..	..	..	..	298	49	..	119.0	..
155	セネガル	..	..	..	..	..	1,189	472	..	60.8	9.5
156	タンザニア	..	..	..	..	..	5,441	1,871	..	543.9	..
157	ベナン	..	..	..	..	..	655	228	..	2.9	..
158	ウガンダ	..	..	..	..	..	1,248	197	..	204.5	9.0
159	エリトリア	..	..	..	..	..	130	72	..	2.5	345.4
160	アンゴラ	..	..	..	..	..	4,162	2,168	..	10.6	315.9
161	ガンビア	..	..	..	..	..	292	120	..	10.3	..
162	ギニア	..	..	..	..	..	1,121	356	..	413.7	0.3
163	マラウイ	..	..	..	..	14.9 <sup>g</sup>	1,273	700	..	0.4	..
164	ルワンダ	..	..	..	..	..	483	237	625	33.4	73.4
165	マリ	..	..	..	..	15.6 <sup>g</sup>	7,128	3,615	..	11.6	3.6

27 個人の不幸・災難

HDI順位	路上事故による負傷と死亡 (10万人当たり)		離婚 (結婚件数に占める%) <sup>a</sup>	20歳未満の女性の出生率 (%)	災害による死者 <sup>b</sup>		国内避難民 (1000人)	難民 <sup>c</sup>		
	自殺 (10万人当たり)				最悪の災害による死者数	国内避難民		受入人数 (1000人)	送出入数 (1000人)	
	男性	女性								死者総数
1997	1993-98 <sup>d</sup>	1993-98 <sup>d</sup>	1996	1993-98 <sup>e</sup>	1980-99	1980-99	1998 <sup>f</sup>	1998	1998 <sup>f</sup>	
160	中央アフリカ	..	..	..	..	94	56	..	43.0	0.2
167	チャド	..	..	..	..	4,918	3,000	..	8.8	59.3
168	モザンビーク	..	..	..	..	113,974	100,000	..	0.1	..
169	ギニアビサウ	..	..	..	..	1,455	781	196	6.6	8.9
170	ブルンジ	..	..	..	..	398	220	..	25.1	500.0
171	エチオピア	..	..	..	..	311,502	300,000	..	262.0	53.2
172	ブルキナファソ	..	..	..	..	9,496	4,071	..	0.6	..
173	ニジェール	..	..	..	..	6,137	3,022	..	3.7	..
174	シエラレオネ	..	..	..	..	1,427	352	670	9.9	411.0
<b>全開発途上国</b>					1,377,318 T	..	..	7,419.0 T	..	..
<b>後開発途上国</b>					853,130 T	..	..	2,662.5 T	..	..
<b>アラブ諸国</b>					175,509 T	..	..	799.2 T	..	..
<b>東アジア</b>					65,312 T	..	..	293.3 T	..	..
<b>東アジア(中国を除く)</b>					4,763 T	..	..	1.0 T	..	..
<b>ラテンアメリカ・カリブ諸国</b>					134,667 T	..	..	74.2 T	..	..
<b>南アジア</b>					365,847 T	..	..	3,467.7 T	..	..
<b>南アジア(インドを除く)</b>					255,716 T	..	..	3,282.2 T	..	..
<b>東南アジア・太平洋諸国</b>					76,954 T	..	..	212.7 T	..	..
<b>サハラ以南アフリカ</b>					536,163 T	..	..	2,569.4 T	..	..
<b>東欧・CIS諸国</b>					137	..	..	774.9 T	..	..
<b>OECD諸国</b>					703	..	..	2,690.6 T	..	..
<b>人間開発指数高位国</b>					..	..	..	2,681.7 T	..	..
<b>人間開発指数中位国</b>					..	..	..	5,313.8 T	..	..
<b>人間開発指数低位国</b>					..	..	..	2,850.9 T	..	..
<b>高所得国</b>					788	..	..	5,415.4 T	..	..
<b>中所得国</b>					..	..	..	2,769.1 T	..	..
<b>低所得国</b>					..	..	..	1,120,002 T	..	..
<b>全世界</b>					..	..	..	10,846.3 T	..	..

a 自然災害と技術的災害を指す  
b 1998年末のデータ。パレスチナ難民は含まない  
c 列の見出しに記載の期間内で最も最近のデータ  
d 1996年の離婚・結婚件数  
e 国連高等難民弁務官(UNHCR)が国連管轄機関の要請に従って援助を行った難民のみを含む  
f 難民の出身国が不明あるいは未報告である。多くの出身国別人数は実際より少なく見積もられている  
g 列の見出しに記載されている期間以外の年あるいは期間のデータ  
h 1990年以前のデータはドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国のデータを足したものである  
i 列の見出しに記載の期間より短い期間のデータ  
j 1991年以前のデータはイエメンアラブ共和国とイエメン人民民主主義共和国のデータを足したものである  
出典：第1列：UNECEの路上事故による負傷・死亡と人口データをもとに算出；第2、3列：WHO 1999d；第4列：UNECE 1999b；第5列：UN 2000a；第6、7列：OFDAとCRED 2000の災害死者についてのデータをもとに計算；第8、9列：UNHCR 1999c；第10列：UNHCR 1999a



28 ジェンダーと教育

HDI順位	成人女性識字			女性の初等教育年齢グループの就学(調整値)			女性の中等教育年齢グループの就学(調整値)			女性の理系高等教育就学率(高等教育女子学生に占める%)					
	識字率 (15歳以上の女性に占める%)	指数 (1985=100)	男性 識字率に 対する%	就学率 (初等教育 年齢の 女性に 占める%)	指数 (1985=100)	男性 識字率に 対する%	就学率 (中等教育 年齢の 女子全体に 対する%)	指数 (1985=100)	男性 識字率に 対する%	高等教育を受ける女性					
										女性 10万人 当たり	指数 (1985=100)	男性に 対する%	女性 10万人 当たり	指数 (1985=100)	男性に 対する%
<b>人間開発指数上位国</b>															
1	カナダ	..	..	..	99.9	100	100	94.4	103	98	6,280	92	112	..	
2	ノルウェー	..	..	..	99.9	103	100	98.0	112	101	4,722	201	126	28.9	
3	米国	..	..	..	99.9	106	100	96.2	100	100	5,847	112	121	..	
4	オーストラリア	..	..	..	99.9	100	100	95.0	108	100	5,736	255	102	28.2	
5	アイスランド	..	..	..	99.9	100	100	88.1	115	101	3,427	157	142	27.4	
6	スウェーデン	..	..	..	99.9	100	100	96.9	117	100	3,445	159	124	31.0	
7	ベルギー	..	..	..	99.9	100	100	99.9	100	100	3,473	155	96	..	
8	オランダ	..	..	..	99.9	100	100	99.9	100	100	2,878	127	91	18.7	
9	日本	..	..	..	99.9	100	100	99.9	104	100	2,706	203	76	13.0	
10	英国	..	..	..	99.9	100	100	93.2	103	103	3,289	203	103	25.3	
11	フィンランド	..	..	..	99.9	100	100	96.2	103	102	4,551	184	106	23.8	
12	フランス	..	..	..	99.9	100	100	98.6	99	100	3,798	167	116	30.9	
13	スイス	..	..	..	99.9	100	100	80.3	106	92	1,543	146	69	15.8	
14	ドイツ	..	..	..	99.9	100	100	94.9	112	99	2,323	..	60	22.9	
15	デンマーク	..	..	..	99.9	100	100	95.4	112	101	3,571	162	114	29.3	
16	オーストリア	..	..	..	99.9	100	100	97.1	108	99	2,855	144	91	25.6	
17	ルクセンブルク	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	
18	アイルランド	..	..	..	99.9	100	100	99.9	103	100	3,797	221	105	33.9	
19	イタリア	97.9	102	99	96.9	100	100	96.0	136	102	3,462	185	111	34.5	
20	ニュージーランド	..	..	..	99.9	100	100	94.0	107	102	5,093	190	130	33.0	
21	スペイン	96.5	103	98	99.9	100	100	93.0	104	102	4,405	188	108	32.9	
22	キプロス	94.7	107	96	..	..	..	..	..	..	1,471	317	125	27.4	
23	イスラエル	93.7	105	96	..	..	..	..	..	..	3,522	137	108	..	
24	シンガポール	87.6	112	91	90.5	93	98	74.8	112	98	2,255	202	81	..	
25	ギリシャ	95.5	106	97	99.9	100	100	93.1	114	104	3,256	185	89	..	
26	香港(中国)	99.1	111	93	93.2	95	104	71.5	97	107	1,437*	..	79*	..	
27	マルタ	92.0	107	101	99.9	103	100	83.3	101	96	2,254	820	107	20.8	
28	ポルトガル	89.0	111	94	99.9	100	100	91.0	151	103	3,532	325	121	37.3	
29	スロベニア	99.6	100	100	..	..	..	..	..	..	2,885	179	119	30.3	
30	バルバドス	..	..	..	94.5	95	95	83.1	105	94	2,920	..	138	46.2	
31	韓国	95.9	105	97	99.9	100	100	99.9	116	100	4,629	217	61	17.1	
32	ブルネイ	86.7	119	92	88.5	113	101	83.9	100	105	636	196	156	36.1	
33	パナマ	96.5	102	102	99.9	101	113	95.9	103	130	..	..	..	..	
34	チェコ	..	..	..	99.9	100	100	99.9	108	100	1,896	224	89	24.8	
35	アルゼンチン	96.6	102	100	99.9	103	100	79.6	107	108	..	..	..	..	
36	クウェート	78.5	117	94	64.0	75	96	63.2	74	100	2,214	120	169	42.7	
37	アンティグア・バーブーダ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	
38	チリ	95.2	103	100	89.2	96	97	87.2	115	105	2,372	169	84	29.1	
39	ウルグアイ	98.0	102	101	94.8	107	101	88.7	110	112	..	..	..	..	
40	スロバキア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	1,860	..	96	32.9	
41	バーレーン	81.2	122	90	98.8	99	101	90.8	93	108	1,975*	135*	187*	..	
42	カタール	81.7	114	102	84.5	88	103	72.0	90	97	3,278	116	531	..	
43	ハンガリー	99.1	101	100	96.7	99	99	98.2	134	103	1,942	200	104	27.6	
44	ポーランド	99.7	100	100	99.3	100	100	88.5	113	105	2,055	155	123	..	
45	アラブ首長国連邦	77.1	118	105	81.3	103	98	79.9	153	105	1,722	200	608	42.3	
46	エストニア	..	..	..	99.9	100	100	87.4	87	103	2,990	169	102	26.2	
<b>人間開発指数中位国</b>															
47	セントクリストファー・ネイビス	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	
48	コスタリカ	95.4	103	100	92.5	110	102	56.9	109	104	2,541	..	82	..	
49	クロアチア	96.9	104	98	99.9	100	100	73.0	88	102	1,879	..	97	26.8	
50	トリニダード・トバゴ	91.5	105	96	99.9	103	100	72.2	97	102	559	150	72	38.2	
51	ドミニカ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	
52	リトアニア	99.4	101	100	..	..	..	..	..	..	2,530	78	130	37.9	
53	セイシェル	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	
54	グレナダ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	
55	メキシコ	88.7	108	96	99.9	100	100	64.0	104	94	1,645	136	90	28.4	

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

28 ジェンダーと教育

HDI順位	成人女性識字			女性の初等教育年齢グループの就学(調整値)			女性の中等教育年齢グループの就学(調整値)			女性の理系高等教育就学率(高等教育女子学生に占める%)					
	識字率 (15歳以上の女性に占める%)	指数 (1985=100)	男性 識字率に 対する%	就学率 (初等教育 年齢の 女性に 占める%)	指数 (1985=100)	男性 識字率に 対する%	就学率 (中等教育 年齢の 女子全体に 対する%)	指数 (1985=100)	男性 識字率に 対する%	高等教育を受ける女性					
										女性 10万人 当たり	指数 (1985=100)	男性に 対する%	女性 10万人 当たり	指数 (1985=100)	男性に 対する%
56	キューバ	96.3	103	100	99.9	107	100	72.6	96	108	1,223	48	152	29.8	
57	ベラルーシ	99.4	101	100	..	..	..	..	..	..	3,313	..	110	..	
58	ベリーズ	92.5	109	99	99.9	112	100	62.6	105	97	..	..	..	..	
59	パナマ	91.5	105	99	90.2	100	101	71.7	111	101	3,224	108	149	35.9	
60	ブルガリア	97.6	103	99	99.2	102	103	75.4	78	95	3,729	271	151	45.7	
61	マレーシア	82.0	119	90	99.9	100	100	68.5	129	115	646*	121*	91*	..	
62	ロシア	99.3	101	100	99.9	107	100	90.7	91	107	3,157	78	111	34.3	
63	ラトビア	99.8	100	100	99.9	100	100	80.5	87	100	2,474	128	125	36.4	
64	ルーマニア	96.9	103	98	99.9	115	100	76.3	80	101	1,893	304	109	33.6	
65	ベネズエラ	91.4	107	99	83.6	96	103	54.2	181	124	..	..	..	..	
66	フィジー	85.9	109	95	99.9	103	100	84.4	130	100	..	..	..	..	
67	スリナム	..	..	..	99.9	106	100	..	..	..	..	..	..	..	
68	コロンビア	91.2	106	100	89.4	132	100	78.2	126	105	1,632	141	105	33.5	
69	マケドニア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	1,696	..	120	35.9	
70	グルジア	..	..	..	83.6	99	99	75.3	75	99	3,116	..	98	39.6	
71	モーリシャス	80.3	112	92	96.6	97	100	69.9	141	106	568	684	101	..	
72	リビア	65.4	159	73	99.9	106	100	99.9	122	100	1,542*	..	92*	..	
73	カザフスタン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	3,090	..	118	39.2	
74	ブラジル	84.5	110	100	94.3	121	94	67.0	136	103	1,172	..	116	34.0	
75	サウジアラビア	64.4	155	78	58.0	137	93	52.9	127	82	1,529	190	109	43.8	
76	タイ	93.2	108	96	89.2	101	103	46.9	191	97	2,138*	..	111*	..	
77	フィリピン	94.6	105	100	99.9	102	100	78.5	118	102	3,383	..	133	..	
78	ウクライナ	99.4	100	100	..	..	..	..	..	..	2,963*	..	111*	..	
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	
80	ペルー	84.3	112	90	90.3	98	99	81.1	106	94	..	..	..	..	
81	パラグアイ	91.5	107	97	97.0	107	101	60.1	164	97	976	..	106	47.0	
82															



28 ジェンダーと教育

HDI順位	成人女性識字												女性の初等教育学齢グループの就学(調整値)						女性の中等教育学齢グループの就学(調整値)						女性の理系高等教育学齢女子学生に占める%			
	識字率(15歳以上の女性に占める%)		指数(1985=100)		男性識字率に対する%		女性識字率に対する%		初等教育学齢の女子に占める%		中等教育学齢の女子全体に占める%		高等教育を受ける女性(10万人当たり)		女性に占める%		女性に占める%		女性に占める%		女性に占める%							
	1990	1998	1985	1997	1985	1997	1985	1997	1985	1997	1985	1997	1994-97	1994-97	1994-97	1994-97	1985	1997	1985	1997	1985	1997						
111	シリア	58.1	142	67	90.6	98	92	39.4	79	87	1,298	106	72	31.0														
112	スワジランド	77.3	120	97	95.3	118	102	78.8	126	93	627	..	99	12.3														
113	ホンジュラス	73.5	115	100	88.6	95	103	37.9	77	111	871	131	79	25.9														
114	ボリビア	77.8	121	85	94.9	115	95	37.1	89	86	..	..	..	..														
115	ナミビア	79.7	118	97	94.0	98	106	33.9	113	108	890	..	154	35.2														
116	ニカラグア	69.3	109	105	80.2	106	104	52.6	102	108	1,264	132	110	34.7														
117	モンゴル	51.0	150	71	87.5	88	108	63.7	69	132	2,747	104	216	53.6														
118	バヌアツ	..	..	..	69.2	96	95	38.8	111	84	..	..	..	..														
119	エジプト	41.8	143	64	90.6	122	91	70.1	153	88	1,467	141	64	29.4														
120	グアテマラ	59.7	122	80	70.2	115	91	31.7	122	83	..	..	..	..														
121	ソロモン諸島	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..														
122	ボツワナ	78.2	120	107	82.6	87	106	91.3	165	106	545	349	87	23.9														
123	ガボン	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..														
124	モロッコ	34.0	171	56	67.2	137	78	31.9	103	74	971	179	70	28.4														
125	ミャンマー	79.5	113	90	98.5	131	99	53.0	149	96	717	140	156	60.6														
126	イラク	43.2	169	66	69.6	80	38	33.8	74	66	..	..	..	..														
127	レソト	92.9	107	131	74.3	90	118	80.3	93	122	250	208	115	31.3														
128	インド	43.5	139	65	71.0	111	86	48.0	133	68	479	133	61	30.4														
129	ガーナ	58.9	155	76	41.8	107	93	..	..	..	53 <sup>c</sup>	96 <sup>c</sup>	27 <sup>c</sup>	..														
130	ジンバブエ	82.9	120	90	92.2	92	98	56.3	111	91	386	..	41	14.0														
131	赤道ギニア	71.5	137	73	79.9	80	102	64.8	92	90	41 <sup>a</sup>	..	14 <sup>c</sup>	..														
132	サントメ・プリンシペ	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..														
133	バブアニューギニア	55.1	126	78	72.5	121	85	..	..	..	209	294	50	..														
134	カメルーン	67.1	151	84	59.1	86	92	34.7	90	77	..	..	..	..														
135	パキスタン	28.9	168	50	..	..	..	..	..	..	220 <sup>c</sup>	153 <sup>c</sup>	59 <sup>c</sup>	..														
136	カンボジア	19.9	193	35	99.9	103	100	30.9	109	66	32	..	23	11.0														
137	コモロ	51.6	121	79	45.4	85	83	32.2	100	82	33	..	40	..														
138	ケニア	73.5	141	84	66.6	86	105	57.4	102	89	79 <sup>c</sup>	139 <sup>c</sup>	39 <sup>c</sup>	..														
139	コンゴ	71.5	149	83	75.8	77	94	74.3	74	79	192 <sup>c</sup>	114 <sup>c</sup>	22 <sup>c</sup>	..														

人間開発指数低位国

140	ラオス	30.2	207	49	69.2	104	90	52.9	113	72	158	148	44	..								
141	マダガスカル	57.8	130	80	59.4	82	102	..	..	..	166	58	80	29.9								
142	ブータン	..	..	..	12.3	119	88	..	..	..	..	..	..	..								
143	スーダン	43.4	174	64	..	..	..	..	..	..	253 <sup>c</sup>	196 <sup>c</sup>	87 <sup>c</sup>	..								
144	ネパール	21.7	216	38	62.5	167	67	39.7	187	58	274 <sup>c</sup>	..	32 <sup>c</sup>	..								
145	トーゴ	38.4	161	53	70.2	144	74	40.0	167	52	108	230	21	6.5								
146	バングラデシュ	28.6	145	56	69.6	149	87	15.6	125	58	129 <sup>c</sup>	71 <sup>c</sup>	20 <sup>c</sup>	..								
147	モーリタニア	31.0	131	60	59.8	212	91	..	..	..	126	..	21	..								
148	イエメン	22.7	266	35	..	..	..	..	..	..	105	..	14	16.7								
149	ジブチ	51.4	159	69	27.4	104	75	15.6	103	66	23	..	77	..								
150	ハイチ	45.6	142	91	19.9	39	105	33.2	75	95	..	..	..	..								
151	ナイジェリア	52.5	177	75	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..								
152	コンゴ民主共和国	47.1	174	66	47.3	91	70	28.6	99	53	..	..	..	..								
153	ザンビア	69.1	131	82	71.7	84	98	34.9	104	71	13 <sup>c</sup>	233	39	..								
154	コートジボワール	35.7	202	68	50.3	114	76	23.6	84	53	263	306	31	..								
155	セネガル	25.8	173	57	53.6	136	82	15.5	120	65	140 <sup>c</sup>	167 <sup>c</sup>	32 <sup>c</sup>	..								
156	タンザニア	64.3	150	77	48.0	85	102	..	..	..	22	367	24	9.1								
157	ベナン	22.6	174	42	50.4	140	59	18.3	104	48	96	137	23	12.6								
158	ウガンダ	54.2	146	71	..	..	..	..	..	..	113	369	46	16.7								
159	エリトリア	38.2	169	58	27.9	..	91	34.3	..	83	24	..	16	..								
160	アンゴラ	..	..	..	34.1	70	97	28.0	73	82	..	..	..	..								
161	ガンビア	27.5	101	66	56.2	119	79	25.1	244	60	106	..	55	..								
162	ギニア	..	..	..	33.2	189	58	6.9	73	31	24	47	12	6.5								
163	マラウイ	44.1	139	60	99.7	244	102	53.9	211	59	34	179	42	..								
164	ルワンダ	56.8	157	79	78.6	134	101	..	..	..	..	..	..	..								
165	マリ	31.1	239	68	31.2	217	69	12.9	222	56	52	236	24	..								

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

28 ジェンダーと教育

HDI順位	成人女性識字												女性の初等教育学齢グループの就学(調整値)						女性の中等教育学齢グループの就学(調整値)						女性の理系高等教育学齢女子学生に占める%			
	識字率(15歳以上の女性に占める%)		指数(1985=100)		男性識字率に対する%		女性識字率に対する%		初等教育学齢の女子に占める%		中等教育学齢の女子全体に占める%		高等教育を受ける女性(10万人当たり)		女性に占める%		女性に占める%		女性に占める%		女性に占める%							
	1990	1998	1985	1997	1985	1997	1985	1997	1985	1997	1985	1997	1994-97	1994-97	1994-97	1994-97	1985	1997	1985	1997	1985	1997						
166	中央アフリカ	31.7	206	55	37.8	80	69	12.7	68	50	35 <sup>c</sup>	167 <sup>c</sup>	16 <sup>c</sup>	..														
167	チャド	30.6	227	63	35.2	185	58	9.6	135	37	13	217	14	5.6														
168	モザンビーク	27.0	186	46	34.3	79	76	17.1	74	62	19	380	31	20.0														
169	ギニアビサウ	17.3	197	30	38.8	111	59	16.4	162	51	..	..	..	..														
170	ブルンジ	37.5	171	68	32.9	93	86	14.1	155	70	38 <sup>c</sup>	136 <sup>c</sup>	34 <sup>c</sup>	..														
171	エチオピア	30.5	198	72	27.0	110	62	17.6	109	55	30	125	25	12.1														
172	ブルキナファソ	12.6	214	39	25.2	146	64	9.4	196	58	38	158	29	7.7														
173	ニジェール	7.4	194	33	18.5	108	61	6.5	193	53	..	..	..	..														
174	シエラレオネ	..	..	..	38.8	86	79	..	..	..	..	..	..	..														
全開発途上国	64.5	122	80	82.7	108	94	54.8	128	83	..	..	..	..	..														
後開発途上国	41.0	145	67	54.7	116	83	24.6	119	66	..	..	..	..	..														
アラブ諸国	47.3	155	66	82.1	113	91	50.8	130	85	..	..	..	..	..														
東アジア	75.5	122	83	99.8	113	100	66.4	143	88	..	..	..	..	..														
東アジア(中国を除く)	95.1	106	96	98.2	99	101	94.5	111	102	..	..	..	..	..														
ラテンアメリカ・カリブ諸国	86.7	108	98	92.4	108	98	35.8	116	102	..	..	..	..	..														
南アジア	42.3	140	64	72.1	116	86	..	..	..	..	..	..	..	..														
南アジア(インドを除く)	38.8	142	63	..	134	..	..	..	..	..	..	..	..	..														
東南アジア・太平洋諸国	85.0	113	92	97																								



29 ジェンダーと  
経済活動

HDI順位	女性の経済活動比率 (15歳以上)			失業率 (%)*				女性の無報酬 家族内労働者 (全体に 対する%) <sup>†</sup>	
	活動比率 (%) 1998	指数 (1985=100) 1998	男性活動比率に 対する% 1998	全体 (15-64歳)		若年層 (15-24歳)			
				女性 1998	男性 1998	女性 1998	男性 1998		
<b>人間開発指数上位国</b>									
1	カナダ	59.6	110.0	80.6	8.2	8.6	13.7	16.6	71
2	ノルウェー	58.5	113.4	83.1	3.2	3.3	9.4	9.5	71
3	米国	58.2	109.9	79.9	4.7	4.5	9.8	11.1	63
4	オーストラリア	55.3	113.3	74.9	7.3	8.4	13.2	15.7	50
5	アイスランド	67.9	103.4	85.4	3.3	2.3	5.6	6.4	50
6	スウェーデン	62.9	108.4	88.8	8.0	8.8	16.1	17.5	67
7	ベルギー	39.7	112.1	64.5	11.7	7.6	23.0	18.3	..
8	オランダ	45.1	119.3	65.2	5.5	3.5	8.7	7.8	84
9	日本	51.0	105.5	66.4	4.2	4.3	7.3	8.2	82
10	英国	52.4	109.6	73.2	5.3	6.9	10.5	13.8	72
11	フィンランド	57.5	109.8	85.7	12.1	10.9	24.5	20.0	40
12	フランス	47.8	106.5	75.2	13.9	10.3	30.0	21.9	..
13	スイス	51.4	111.7	65.2	4.3	3.2	7.0	4.7	..
14	ドイツ	48.4	105.4	68.7	8.7	8.5	8.2	10.4	77
15	デンマーク	61.9	103.8	83.6	6.4	3.9	7.7	6.7	..
16	オーストリア	44.4	103.8	64.3	5.6	5.4	7.6	7.4	69
17	ルクセンブルク	37.6	108.8	56.6	4.2	1.9	7.1	5.8	..
18	アイルランド	35.9	115.8	50.5	7.5	8.2	11.1	11.9	59
19	イタリア	38.2	110.9	57.3	16.4	9.5	37.2	28.1	..
20	ニュージーランド	56.5	121.4	77.2	7.4	7.7	13.5	15.6	70
21	スペイン	36.9	118.6	54.9	26.7	13.7	43.4	27.1	60
22	キプロス	49.2	109.8	61.6	..	..	..	..	..
23	イスラエル	47.7	118.6	66.0	..	..	..	..	73
24	シンガポール	50.4	105.2	63.9	..	..	..	..	77
25	ギリシャ	37.2	118.4	56.8	17.8	8.1	42.4	23.1	73
26	香港(中国)	49.0	102.7	62.8	..	..	..	..	..
27	マルタ	25.2	118.3	35.4	..	..	..	..	..
28	ポルトガル	50.6	105.7	70.0	6.0	4.0	10.9	8.3	59
29	スロベニア	53.9	96.3	79.6	..	..	..	..	58
30	バルバドス	58.6	107.9	76.6	..	..	..	..	..
31	韓国	52.6	109.4	68.6	5.8	7.9	12.8	20.8	90
32	ブルネイ	48.5	129.0	59.9	..	..	..	..	..
33	バハマ	68.1	112.9	84.2	..	..	..	..	..
34	チェコ	62.3	102.0	84.4	8.2	5.0	14.6	10.6	70
35	アルゼンチン	34.3	118.2	44.4	..	..	..	..	..
36	クウェート	40.2	127.7	51.4	..	..	..	..	..
37	アンティグア・バーブーダ	..	..	..	..	..	..	..	..
38	チリ	36.6	124.2	47.1	..	..	..	..	..
39	ウルグアイ	47.4	123.4	55.0	..	..	..	..	..
40	スロバキア	62.9	102.9	84.5	..	..	..	..	44
41	バーレーン	31.8	133.3	37.0	..	..	..	..	..
42	カタール	35.5	136.0	39.4	..	..	..	..	..
43	ハンガリー	48.4	98.7	71.5	6.9	8.1	11.6	14.8	65
44	ポーランド	57.2	97.7	79.3	12.6	9.5	25.2	21.5	59
45	アラブ首長国連邦	31.8	128.3	36.3	..	..	..	..	..
46	エストニア	61.7	95.8	82.2	..	..	..	..	62
<b>人間開発指数中位国</b>									
47	セントクリストファー・ネイビス	..	..	..	..	..	..	..	..
48	コスタリカ	36.3	125.2	44.6	..	..	..	..	38
49	クロアチア	48.4	103.1	71.6	..	..	..	..	74
50	トリニダード・トバゴ	43.2	113.5	57.0	..	..	..	..	77
51	ドミニカ	..	..	..	..	..	..	..	..
52	リトアニア	58.0	94.7	79.3	..	..	..	..	56
53	セイシエル	..	..	..	..	..	..	..	..
54	グレナダ	..	..	..	..	..	..	..	..
55	メキシコ	38.4	116.6	46.1	3.6	2.6	6.4	4.7	47

29 ジェンダーと  
経済活動

HDI順位	女性の経済活動比率 (15歳以上)			失業率 (%)*				女性の無報酬 家族内労働者 (全体に 対する%) <sup>†</sup>	
	活動比率 (%) 1998	指数 (1985=100) 1998	男性活動比率に 対する% 1998	全体 (15-64歳)		若年層 (15-24歳)			
				女性 1998	男性 1998	女性 1998	男性 1998		
55	キューバ	48.5	123.4	63.3	..	..	..	..	..
57	ベラルーシ	59.0	96.1	81.3	..	..	..	..	..
58	ベリーズ	26.3	118.4	30.7	..	..	..	..	..
59	パナマ	42.6	114.9	53.9	..	..	..	..	25
60	ブルガリア	57.4	96.2	86.7	..	..	..	..	..
61	マレーシア	47.5	110.3	59.7	..	..	..	..	..
62	ロシア	59.0	96.3	80.8	..	..	..	..	..
63	ラトビア	61.2	95.7	81.4	..	..	..	..	54
64	ルーマニア	51.0	91.7	76.1	..	..	..	..	71
65	ベネズエラ	42.1	121.2	51.9	..	..	..	..	..
66	フィジー	34.6	151.6	42.4	..	..	..	..	..
67	スリナム	35.3	127.6	47.1	..	..	..	..	..
68	コロンビア	47.3	132.7	59.1	..	..	..	..	74
69	マケドニア	50.1	108.5	70.7	..	..	..	..	..
70	グルジア	55.7	95.0	79.9	..	..	..	..	..
71	モリシヤス	37.4	121.0	47.1	..	..	..	..	54
72	リビア	24.3	113.7	31.7	..	..	..	..	..
73	カザフスタン	60.5	98.3	80.2	..	..	..	..	..
74	ブラジル	44.0	110.6	52.3	..	..	..	..	..
75	サウジアラビア	20.1	160.6	24.9	..	..	..	..	..
76	タイ	73.1	97.4	84.6	..	..	..	..	56
77	フィリピン	49.2	106.6	60.2	..	..	..	..	..
78	ウクライナ	55.3	94.4	79.0	..	..	..	..	63
79	セントビンセント・グレナディーン諸島	..	..	..	..	..	..	..	..
80	ペルー	33.5	122.2	42.2	..	..	..	..	66
81	パラグアイ	36.3	109.6	42.3	..	..	..	..	..
82	レバノン	28.7	130.5	37.5	..	..	..	..	..
83	ジャマイカ	69.1	103.1	85.2	..	..	..	..	95
84	スリランカ	41.9	117.0	54.4	..	..	..	..	56
85	トルコ	48.7	109.4	59.4	6.7	6.6	12.7	14.5	..
86	オマーン	18.0	169.8	23.3	..	..	..	..	..
87	ドミニカ共和国	39.3	122.2	45.8	..	..	..	..	92
88	セントルシア	..	..	..	..	..	..	..	..
89	モルジブ	65.9	104.2	78.5	..	..	..	..	..
90	アゼルバイジャン	54.0	96.4	73.5	..	..	..	..	..
91	エクアドル	31.8	126.3	37.7	..	..	..	..	63
92	ヨルダン	24.9	154.8	32.4	..	..	..	..	..
93	アルメニア	62.1	99.8	85.9	..	..	..	..	..
94	アルバニア	59.5	104.5	72.5	..	..	..	..	..
95	図サモア	..	..	..	..	..	..	..	..
96	ガイアナ	41.0	124.9	48.4	..	..	..	..	..
97	イラン	27.6	133.0	35.2	..	..	..	..	..
98	キルギス	60.4	101.0	82.7	..	..	..	..	..
99	中国	73.2	101.0	86.2	..	..	..	..	..
100	トルクメニスタン	61.7	100.4	80.1	..	..	..	..	..
101	チェルノブイリ	36.4	110.5	45.9	..	..	..	..	..
102	モルドバ	60.1	94.5	82.8	..	..	..	..	..
103	南アフリカ	46.2	103.5	58.7	..	..	..	..	..
104	エルサルバドル	44.5	129.4	52.6	..	..	..	..	33
105	カーボベルデ	45.3	113.8	51.7	..	..	..	..	..
106	ウズベキスタン	61.8	101.2	83.6	..	..	..	..	..
107	アルジェリア	27.6	147.4	36.3	..	..	..	..	..
108	ベトナム	73.8	100.6	89.6	..	..	..	..	..
109	インドネシア	54.6	114.2	66.2	..	..	..	..	..
110	タジキスタン	56.5	100.1	77.3	..	..	..	..	..



29 ジェンダーと  
経済活動

HDI順位	女性の経済活動比率 (15歳以上)			失業率 (%) <sup>a</sup>				女性の無報酬 家内労働者 (全体に 対する%) <sup>b</sup>
	活動比率 (%) 1998	指数 (1985=100) 1998	男性活動比率に 対する% 1998	全体 (15-64歳)		若年層 (15-24歳)		
				女性 1998	男性 1998	女性 1998	男性 1998	
111	シリア	27.7	119.4	35.5	..	..	..	..
112	スワジランド	41.9	105.0	51.9	..	..	..	..
113	ホンジュラス	39.2	119.9	45.7	..	..	..	32
114	ボリビア	47.5	111.8	57.0	..	..	..	67
115	ナミビア	53.9	100.8	67.1	..	..	..	..
116	ニカラグア	46.2	123.0	54.2	..	..	..	..
117	モンゴル	73.1	101.1	87.0	..	..	..	..
118	パヌアツ	..	..	..	..	..	..	..
119	エジプト	34.0	116.5	43.2	..	..	..	..
120	グアテマラ	34.6	125.4	39.6	..	..	..	..
121	ソロモン諸島	80.9	96.0	91.4	..	..	..	..
122	ボツワナ	64.7	95.0	77.6	..	..	..	44
123	ガボン	62.6	97.9	75.2	..	..	..	..
124	モロッコ	40.9	108.2	51.5	..	..	..	..
125	ミャンマー	65.9	98.4	74.7	..	..	..	..
126	イラク	17.8	118.7	23.9	..	..	..	..
127	レソト	47.1	100.2	55.8	..	..	..	..
128	インド	41.8	98.0	49.3	..	..	..	..
129	ガーナ	80.6	98.5	98.4	..	..	..	..
130	ジンバブエ	66.6	99.6	78.0	..	..	..	..
131	赤道ギニア	45.3	98.2	50.9	..	..	..	..
132	サントメ・プリンシペ	..	..	..	..	..	..	..
133	バブアニューギニア	67.0	98.0	77.5	..	..	..	..
134	カメルーン	49.0	102.9	57.3	..	..	..	..
135	パキスタン	34.4	123.3	40.5	..	..	..	36
136	カンボジア	81.7	99.4	95.7	..	..	..	..
137	コモロ	62.5	96.7	72.8	..	..	..	..
138	ケニア	74.5	99.6	84.0	..	..	..	..
139	コンゴ	58.5	100.8	70.6	..	..	..	..
<b>人間開発指数低位国</b>								
140	ラオス	74.6	100.0	84.0	..	..	..	..
141	マダガスカル	69.1	98.3	77.9	..	..	..	..
142	ブータン	57.9	100.1	64.5	..	..	..	..
143	スーダン	34.0	110.8	39.8	..	..	..	..
144	ネパール	56.8	100.4	66.4	..	..	..	..
145	トーゴ	53.4	100.2	61.6	..	..	..	..
146	バングラデシュ	65.8	99.0	76.2	..	..	..	74
147	モリタニア	63.4	94.7	73.6	..	..	..	..
148	イエメン	29.9	107.2	36.2	..	..	..	..
149	ジブチ	..	..	..	..	..	..	..
150	ハイチ	56.8	95.2	69.5	..	..	..	..
151	ナイジェリア	48.0	99.9	55.7	..	..	..	..
152	コンゴ民主共和国	61.1	97.2	72.4	..	..	..	..
153	ザンビア	65.4	97.9	76.2	..	..	..	..
154	コートジボワール	43.8	100.3	50.3	..	..	..	..
155	セネガル	61.3	100.3	71.8	..	..	..	..
156	タンザニア	82.1	97.8	92.9	..	..	..	..
157	ベナン	74.1	97.9	89.8	..	..	..	..
158	ウガンダ	80.1	98.4	88.1	..	..	..	..
159	エリトリア	74.8	98.5	86.7	..	..	..	..
160	アンゴラ	73.1	97.8	81.7	..	..	..	..
161	ガンビア	69.7	100.6	77.7	..	..	..	..
162	ギニア	77.6	97.5	89.4	..	..	..	..
163	マラウイ	78.3	97.7	90.3	..	..	..	..
164	ルワンダ	83.2	98.9	89.0	..	..	..	..
165	マリ	71.9	98.2	80.5	..	..	..	..

29 ジェンダーと  
経済活動

HDI順位	女性の経済活動比率 (15歳以上)			失業率 (%) <sup>a</sup>				女性の無報酬 家内労働者 (全体に 対する%) <sup>b</sup>
	活動比率 (%) 1998	指数 (1985=100) 1998	男性活動比率に 対する% 1998	全体 (15-64歳)		若年層 (15-24歳)		
				女性 1998	男性 1998	女性 1998	男性 1998	
166	中央アフリカ	68.2	94.4	78.6	..	..	..	..
167	チャド	67.0	101.7	76.2	..	..	..	..
168	モザンビーク	83.0	97.7	91.8	..	..	..	..
169	ギニアビサウ	56.8	100.2	62.7	..	..	..	..
170	ブルンジ	82.6	99.4	88.7	..	..	..	..
171	エチオピア	57.5	98.4	67.3	..	..	..	..
172	ブルキナファソ	76.3	96.4	90.6	..	..	..	..
173	ニジェール	69.5	90.1	75.0	..	..	..	..
174	シエラレオネ	44.2	103.5	52.9	..	..	..	..
<b>全開発途上国</b>								
後開発途上国								
アラブ諸国								
東アジア								
東アジア(中国を除く)								
ラテンアメリカ・カリブ諸国								
南アジア								
南アジア(インドを除く)								
東南アジア・太平洋諸国								
サハラ以南アフリカ								
OECD諸国								
人間開発指数高位国								
人間開発指数中位国								
人間開発指数低位国								
高所得国								
中所得国								
低所得国								
全世界								

a データは労働力人口で失業者数を割ったもの。国によって年齢の幅は若干異なる  
b 家内労働者で働く労働者のデータで、通常同一世帯内の親族が経営する仕事で無報酬で働く人を指す。国によって年齢の幅は若干異なる  
c 列の見出しに記載の期間内で入手が最も最近の年のデータ  
d 推計値はOECD/999bで算出のもの  
出典：第1-3列：ILO 1996の男女経済活動に関するデータをもとに算出；第4-7列：OECD 1999b；第8列：ILO 1999c



30 ジェンダー  
労働量と  
時間配分

年	労働量				時間配分 (%)					
	労働時間 (1日当たりの時間:分)		男性の労働時間に対する女性の%		総労働時間		市場活動		非市場活動	
	女性	男性	女性	男性	市場活動	非市場活動	女性	男性	女性	男性
<b>開発途上国</b>										
<b>都市部</b>										
コロンビア	1993	399	356	112	46	51	24	77	76	23
インドネシア	1992	398	366	109	60	40	35	86	65	14
ケニア	1986	590	572	103	46	54	41	79	59	21
ネパール	1978	579	554	105	58	42	25	67	75	33
ベネズエラ	1983	440	416	106	59	41	30	87	70	13
平均		431	453	106	54	46	31	79	69	21
<b>農村部</b>										
バングラデシュ	1990	545	496	110	52	48	35	70	65	30
グアテマラ	1977	678	579	117	59	41	37	84	63	16
ケニア	1988	676	500	135	56	44	42	76	58	24
ネパール	1978	641	547	117	56	44	46	67	54	33
高地	1978	632	586	118	59	41	52	66	48	34
山岳地域	1978	649	534	122	56	44	48	65	52	35
農村丘陵地	1978	593	520	112	52	48	37	70	63	30
フリピン	1975-77	546	452	121	73	27	29	84	71	16
平均		617	515	120	59	41	38	76	62	24
<b>国全体</b>										
韓国	1990	438	480	102	45	55	34	56	66	44
上記開発途上国平均		544	483	113	54	46	34	76	66	24
<b>OECD諸国*</b>										
オーストラリア	1992	443	443	100	44	56	28	61	72	39
オーストリア	1992	438	393	111	49	51	31	71	69	29
カナダ	1992	429	430	100	52	48	39	65	61	35
デンマーク	1907	449	458	98	68	32	58	79	42	21
フィンランド	1987/88	430	410	105	51	49	39	64	61	36
フランス	1985/86	429	388	111	45	55	30	62	70	38
ドイツ	1991/92	440	441	100	44	56	30	61	70	39
イスラエル	1991/92	375	377	99	51	49	29	74	71	26
イタリア	1988/89	470	367	128	45	55	22	77	78	23
オランダ	1987	377	345	109	35	65	19	52	81	48
ノルウェー	1990/91	445	412	108	50	50	30	64	62	36
英国	1985	413	411	100	51	49	37	68	63	32
米国	1985	453	428	106	50	50	37	63	63	37
上記OECD諸国の平均*		430	408	105	49	51	34	66	66	34

注：市場活動とは1993年に改訂の国連国民会計システムによる市場志向生産活動を指す  
 \* イスラエルはOECD諸国ではないが、この調査には含まれている  
 出典：Goldschmidt-Clermont and Pagnossin Aligaskis 1995；Harvey 1995

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

31 女性の政治参加

HDI順位	女性が国会議員に初めて選出(E)または任命(A)された年			女性が増利を得た年*	政府における女性*		
	選挙権	被選挙権	女性が増利を得た年*		全体 (%) 1998	閣僚レベル (%) 1998	選任レベル (%) 1998
<b>人間開発指数上位国</b>							
1	カナダ	1917	1950	1920, 1960	1921 E	-	-
2	ノルウェー	1907, 1913	1907, 1913	1911 A	22.2	20.0	22.9
3	米国	1920, 1960	1920, 1960	1917 E	33.0	26.3	33.4
4	オーストラリア	1902, 1962	1902, 1962	1943 E	16.5	14.3	17.1
5	アイスランド	1915	1915	1922 E	6.8	7.7	6.6
6	スウェーデン	1861, 1921	1907, 1921	1921 E	31.7	43.5	24.3
7	ベルギー	1919, 1948	1921, 1948	1921 A	5.3	3.3	6.3
8	オランダ	1919	1917	1918 E	13.9	27.8	9.8
9	日本	1945, 1947	1945, 1947	1946 E	2.2	0.0	2.8
10	英国	1918, 1928	1918, 1920	1918 E	20.0	23.8	19.4
11	フィンランド	1906	1906	1907 E	16.2	28.6	13.1
12	フランス	1944	1944	1945 E	12.4	11.8	12.4
13	スイス	1971	1971	1971 E	9.4	16.7	8.3
14	ドイツ	1918	1918	1919 E	5.2	8.3	4.7
15	デンマーク	1915	1915	1918 E	16.8	40.9	11.9
16	オーストリア	1918	1918	1919 E	6.5	20.0	4.3
17	ルクセンブルク	1919	1919	1919 E	17.7	25.0	15.2
18	アイルランド	1918, 1928	1918, 1928	1918 E	10.9	21.1	8.2
19	イタリア	1945	1945	1946 E	9.3	13.0	8.3
20	ニュージーランド	1893	1919	1933 E	27.3	6.3	30.7
21	スペイン	1931	1931	1931 E	8.0	17.6	5.6
22	キプロス	1960	1960	1963 E	2.7	0.0	4.3
23	イスラエル	1946	1948	1949 E	7.8	0.0	10.0
24	シンガポール	1947	1947	1963 E	6.7	0.0	8.3
25	ギリシャ	1927, 1952	1927, 1952	1662 E	6.1	4.5	6.7
26	香港 (中国)	-	-	-	-	-	-
27	マルタ	1947	1947	1936 E	6.5	0.0	7.9
28	ポルトガル	1931, 1976	1931, 1976	1934 E	11.1	10.0	11.4
29	スロベニア	1945	1945	1992 E <sup>d</sup>	15.8	0.0	19.2
30	バルバドス	1950	1950	1966 A	21.6	27.3	20.0
31	韓国	1948	1948	1943 E	-	-	-
32	ブルネイ	-*	-*	-*	4.7	0.0	6.1
33	バハマ	1961, 1964	1961, 1964	1977 A	35.6	16.7	43.9
34	チェコ	1920	1920	1992 E <sup>d</sup>	14.1	16.7	13.5
35	アルゼンチン	1947	1947	1951 E	9.1	8.3	9.2
36	クウェート	-*	-*	-*	5.0	0.0	6.7
37	アンティグア・バーブーダ	1951	1951	1984 A	28.9	0.0	40.7
38	チリ	1931, 1949	1931, 1949	1951 E	9.8	13.7	8.5
39	ウルグアイ	1932	1932	1942 E	12.0	6.7	14.3
40	スロバキア	1920	1920	1992 E <sup>d</sup>	22.4	19.0	23.0
41	バーレーン	1973 <sup>f</sup>	1973 <sup>f</sup>	- <sup>f</sup>	0.8	0.0	1.0
42	カタール	-*	-*	-*	0.0	0.0	0.0
43	ハンガリー	1953	1958	1945 E	10.9	5.3	12.1
44	ポーランド	1918	1918	1919 E	11.1	17.2	9.1
45	アラブ首長国連邦	-*	-*	-*	0.0	0.0	0.0
46	エストニア	1918	1918	1919 E	16.4	11.3	17.1
<b>人間開発指数中位国</b>							
47	セントクリストファー・ネイビス	1951	1951	1984 E	9.4	0.0	15.0
48	コスタリカ	1949	1949	1953 E	19.0	15.0	20.9
49	クロアチア	1945	1945	1962 E <sup>d</sup>	18.9	12.0	19.9
50	トリニダード・トバゴ	1946	1946	1962 E + A	16.9	13.6	18.6
51	ドミニカ	1951	1951	1980 E	31.0	20.0	33.3
52	リトアニア	1921	1921	1920 A	10.1	5.6	10.8
53	セイシェル	1948	1948	1976 E + A	20.3	33.3	17.5
54	グレナダ	1951	1951	1976 E + A	29.7	13.3	40.9
55	メキシコ	1947	1953	1952 A	6.6	5.0	6.8

そしてすべての女性と男性の平等を達成する



31 女性の政治参加

HD順位	女性が権利を得た年*		女性が国会議員に 初めて選出(E) または任命(A) された年	政府における女性 <sup>o</sup>		
	選挙権	被選挙権		全体	閣僚レベル	準閣僚レベル
				(%) 1998	(%) 1998	(%) 1998
56	1934	1934	1940 E	8.9	5.1	10.7
57	1919	1919	1990 E <sup>d</sup>	8.0	2.0	9.5
58	1954	1954	1984 E + A	12.2	0.0	16.7
59	1941, 1946	1941, 1946	1945 E	5.3	5.9	4.8
60	1944	1944	1945 E	12.2	15.0	9.5
61	1957	1957	1959 E	13.7	15.6	12.9
62	1918	1918	1993 E <sup>d</sup>	4.7	7.5	4.3
63	1918	1918	-	25.2	6.7	27.3
64	1929, 1946	1929, 1946	1945 E	9.3	7.7	9.8
65	1946	1946	1948 E	8.2	3.2	13.3
66	1963	1963	1970 A	14.5	9.5	16.4
67	1948	1948	1975 E	12.3	5.3	15.8
68	1954	1954	1954 A	26.1	17.6	28.0
69	1946	1946	1990 E <sup>d</sup>	20.0	8.7	23.9
70	1918, 1921	1918, 1921	1992 E <sup>d</sup>	5.3	3.8	5.9
71	1956	1956	1975 E	..	..	..
72	1964	1964	-	5.6	6.7	0.0
73	1924, 1993	1924, 1993	1990 E <sup>d</sup>	2.3	5.0	1.5
74	1934	1934	1933 E	11.9	4.2	13.0
75	-*	-*	-*	0.0	0.0	0.0
76	1932	1932	1948 A	6.3	4.0	6.8
77	1937	1937	1941 E	17.0	9.5	18.8
78	1919	1919	1990 E <sup>d</sup>	3.0	5.4	2.4
79	1951	1951	1979 E	12.5	10.0	14.3
80	1955	1955	1956 E	19.3	10.5	21.9
81	1961	1961	1963 E	6.6	7.1	6.4
82	1952	1952	1991 A	0.0	0.0	0.0
83	1944	1944	1944 E	18.2	11.1	21.6
84	1931	1931	1947 E	6.7	13.3	4.8
85	1930	1934	1935 A	13.3	5.0	19.0
86	-*	-*	-*	3.8	0.0	4.4
87	1942	1942	1942 E	14.3	10.0	15.8
88	1924	1924	1979 A	8.0	10.0	6.7
89	1932	1932	1979 E	10.5	5.6	12.1
90	1921	1921	1990 E <sup>d</sup>	6.0	10.0	4.7
91	1929, 1967	1929, 1967	1956 E	8.9	20.0	5.7
92	1974	1974	1989 A	1.1	1.6	0.0
93	1921	1921	1990 E <sup>d</sup>	3.5	0.0	4.9
94	1920	1920	1945 E	11.1	10.5	12.5
95	1990	1990	1975 A	10.5	7.1	11.6
96	1953	1945	1968 E	19.6	15.0	23.1
97	1963	1963	1963 E + A	0.4	0.0	0.5
98	1918	1918	1990 E <sup>d</sup>	3.4	4.3	2.8
99	1949	1949	1954 E	3.7	2.6	4.0
100	1927	1927	1990 E <sup>d</sup>	2.5	4.0	0.0
101	1957, 1959	1957, 1959	1959 E	7.7	3.2	10.0
102	1978, 1993	1978, 1993	1990 E	10.8	0.0	15.3
103	1930, 1994	1930, 1994	1933 E	15.6	14.8	15.9
104	1939	1939	1961 E	23.5	6.3	28.8
105	1975	1975	1975 E	26.1	13.3	50.0
106	1938	1938	1990 E <sup>d</sup>	5.3	3.3	12.5
107	1962	1962	1962 A	5.5	0.0	9.8
108	1946	1946	1975 E	3.0	0.0	4.7
109	1945	1945	1950 A	1.6	3.4	1.3
110	1924	1924	1990 E <sup>d</sup>	6.2	6.5	6.1

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

31 女性の政治参加

HD順位	女性が権利を得た年*		女性が国会議員に 初めて選出(E) または任命(A) された年	政府における女性 <sup>o</sup>		
	選挙権	被選挙権		全体	閣僚レベル	準閣僚レベル
				(%) 1998	(%) 1998	(%) 1998
111	1949, 1953	1953	1973 E	3.3	7.5	0.0
112	1968	1968	1972 E + A	11.9	5.9	16.0
113	1955	1955	1957 †	15.5	11.1	17.5
114	1938, 1952	1938, 1952	1966 E	8.3	5.9	12.5
115	1989	1989	1989 E	15.1	8.3	16.5
116	1955	1955	1972 E	10.6	5.3	13.0
117	1924	1924	1951 E	2.4	0.0	3.4
118	1975, 1980	1975, 1980	1997 E	5.5	0.0	7.3
119	1956	1956	1957 E	4.9	6.3	4.2
120	1946	1946	1956 E	9.8	0.0	15.4
121	1974	1974	1963 E	6.7	5.6	8.3
122	1965	1965	1979 E	19.0	14.3	20.4
123	1956	1956	1961 E	6.5	3.4	9.1
124	1963	1963	1993 E	5.8	0.0	8.0
125	1935	1946	1947 E	0.0	0.0	0.0
126	1900	1980	1980 E	0.0	0.0	0.0
127	1965	1965	1965 A	13.3	6.3	14.9
128	1950	1950	1952 E	4.9	7.9	4.2
129	1954	1954	1960 A †	8.9	9.4	8.7
130	1957	1978	1980 E + A	8.5	12.0	5.9
131	1963	1963	1968 E	4.0	3.7	4.3
132	1975	1975	1975 E	15.0	0.0	37.5
133	1964	1964	1977 E	4.5	0.0	7.9
134	1946	1946	1960 E	6.4	6.3	6.4
135	1947	1947	1973 E	3.3	7.1	1.4
136	1955	1955	1958 E	6.0	8.3	6.0
137	1956	1956	1993 E	4.0	6.7	0.0
138	1919, 1963	1919, 1963	1969 E + A	6.9	0.0	8.8
139	1963	1963	1993 E	5.4	6.1	0.0
人間開発指数低位国						
140	1958	1958	1958 E	0.0	0.0	0.0
141	1959	1959	1965 E	14.3	18.8	8.3
142	1953	1953	1975 E	5.3	0.0	8.3
143	1964	1964	1964 E	0.0	0.0	0.0
144	1951	1951	1952 A	1.3	3.1	0.0
145	1945	1945	1961 E	7.4	9.1	0.0
146	1972	1972	1973 E	1.1	5.3	0.0
147	1961	1961	1975 E	5.7	4.3	6.1
148	1967 <sup>o</sup>	1967 <sup>o</sup>	1990 E †	0.0	0.0	0.0
149	1946	1986	-	2.5	0.0	2.9
150	1950	1950	1961 E	10.0	0.0	16.0
151	1958	1958	..	4.8	6.5	4.1
152	1967	1970	1970 E	3.7	4.0	0.0
153	1962	1962	1964 E + A	9.9	3.3	12.1
154	1952	1952	1965 E	3.1	3.1	3.1
155	1945	1945	1963 E	8.0	3.3	15.0
156	1959	1959	..	11.8	12.9	11.1
157	1956	1956	1979 E	9.5	13.0	5.3
158	1962	1962	1962 A	11.2	13.2	9.8
159	1955	1955	1934 E	5.7	5.3	5.9
160	1975	1975	1980 E	11.1	13.8	10.2
161	1960	1960	1962 E	18.9	28.6	16.7
162	1958	1958	1963 E	13.6	8.3	20.0
163	1961	1961	1964 E	3.8	4.2	3.7
164	1961	1961	1965 E	14.5	5.0	20.0
165	1956	1956	1964 E	16.1	20.8	0.0

そしてすべての女性と男性の平等を達成する



31 女性の政治参加

HDI順位	女性が権利を得た年*			政府における女性 <sup>a</sup>		
	女性が権利を得た年*		女性が国会議員に初めて選出(E)または任命(A)された年	全体 (%) 1998	閣僚レベル (%) 1998	準閣僚レベル (%) 1998
	選挙権	被選挙権				
166	1986	1986	1987 E	5.4	4.0	6.5
167	1958	1958	1962 E	3.9	0.0	6.5
168	1975	1975	1977 E	13.7	0.0	15.8
169	1977	1977	1972 A	16.4	17.6	15.8
170	1961	1961	1982 E	5.0	7.7	0.0
171	1955	1955	1957 E	13.7	5.0	16.0
172	1958	1958	1978 E	10.0	10.0	9.9
173	1948	1948	1989 E	8.3	9.5	7.8
174	1961	1961	..	10.0	9.1	10.5

† 情報の入手も確認もできない  
 a 選挙権または被選挙権が全員に同一条件で認められた年を示す。二つの年が併記されている場合は、初めの数字は部分的に選挙権あるいは被選挙権が認められた年、閣僚レベルには大臣、閣僚、中央銀行総裁、内閣レベル機関の長が含まれる。準閣僚レベルには副大臣（それに相当する職）、事務次官（それに相当する職）、副事務次官、局長、政府顧問（それに相当する職）が含まれる  
 c 女性全員の被選挙権が認められた年についての情報が無い。しかし憲法では本権利のジェンダーによる区別には言及していない  
 d 女性が国会に選出された年を示す  
 e 女性の投票権と立候補権は承認されていない。ブルネイ、オマーン、カタール、サウジアラビアは議会をもったことがない  
 f 1973年に発効の憲法では全国民は法の前に平等であるが、バーレーンで1973年実施された唯一の立法議会選挙では女性は選挙権の行使ができなかった。バーレーン最初の立法府は1975年8月26日の首長会で解散された  
 g 旧イエメン民主人民共和国  
 h 未だに女性を国会議員に選出または任命していない国  
 出典：第1-3列：IPJ 1995、2000b；第4-6列：UN 2000b

32 他の国連加盟国の基本指標

	総人口 (1000人) 1998	出生時平均余命 (歳) 1995-2000	乳児死亡率 (出生1000人当たり) 1998	5歳未満の死亡率 (出生1000人当たり) 1998	合計特殊出生率 1995-2000	成人識字率 (15歳以上) 占める% 1998	GNP <sup>a</sup>		1人1日当たりカロリー供給量 1997	安全な水を利用できない人口 (%) 1990-98 <sup>b</sup>	出身国別の難民送出人数 (1000人) 1998
							総額 (100万US\$) 1998	1人当たり (US\$) 1998			
アフガニスタン	21,354	45.5	165	257	6.9	35	..	.. <sup>c</sup>	1,745	94	2,633.9
アンドラ	72 <sup>d</sup>	..	5	6	..	..	..	.. <sup>e</sup>	..	..	..
ボスニア・ヘルツェゴビナ	3,675	73.3	16	19	1.4	..	..	.. <sup>f</sup>	2,265	..	471.5
キリバス	81 <sup>g</sup>	60.0 <sup>h,d</sup>	54	74	4.5 <sup>h,d</sup>	93 <sup>d,e</sup>	101	1,170	2,851	..	..
北朝鮮	23,348	72.2	23	30	2.1	..	..	.. <sup>c</sup>	1,837	0	..
リベリア	2,666	47.3	157	235	6.3	51	..	.. <sup>c</sup>	2,044	54	100.2
リヒテンシュタイン	32 <sup>g</sup>	..	10	11	..	..	..	.. <sup>e</sup>	..	..	..
マーシャル諸島	60 <sup>g</sup>	..	63	92	..	91 <sup>d,g</sup>	96	1,540	..	18	..
ミクロネシア	114 <sup>g</sup>	67.0 <sup>h,d</sup>	20	24	4.0 <sup>h,d</sup>	81 <sup>d,g</sup>	204	1,800	..	78	..
モナコ	33 <sup>g</sup>	..	5	5	..	..	..	.. <sup>e</sup>	..	..	..
ナウル	11 <sup>g</sup>	..	25	30	..	..	..	..	..	..	..
パラオ	19 <sup>g</sup>	..	28	34	..	98 <sup>d,g</sup>	..	.. <sup>h</sup>	..	12	..
サンマリノ	26 <sup>g</sup>	..	6	6	..	..	..	..	..	..	..
ソマリア	9,237	47.0	125	211	7.3	24 <sup>d,g</sup>	..	.. <sup>c</sup>	1,566	69	480.3
トンガ	98 <sup>g</sup>	71.0 <sup>h,d</sup>	19	23	3.6 <sup>h,d</sup>	99 <sup>d,g</sup>	173	1,750	..	5	..
ユーゴスラビア	10,635	72.3	18	21	1.8	98 <sup>d,g</sup>	..	.. <sup>i</sup>	3,031	24	100.2

注：表はここまでの指標表に載っていない国々についてのデータを示す  
 a World Bank Atlas法を使って算出したGNP（現価価格US\$）。詳細については世界銀行2000bを参照  
 b 列の見出しに記載されている年以外の年または期間のデータ、または標準的定義と異なるか、国の一部についてのデータである  
 c 世界銀行の推計では低所得（780\$以下）である  
 d UNICEF 1999c  
 e 世界銀行の推計では高所得（9361\$以上）である  
 f 世界銀行の推計では中所得下位（751-3030\$）である  
 g 列の見出しに記載されている年以外の年または期間のデータ、または標準的定義と異なるか、国の一部についてのデータである  
 h 世界銀行の推計では中所得上位（3031-9300\$）である  
 出典：第1、2、5列：特に断りのない限りUN 1998c；第3、4、10列：UNICEF 1999c；第6列：特に断りのない限りUNESCO 2000a；第7、8列：特に断りのない限り世界銀行 2000b；第9列：FAO 1999；第11列：UNHCR 1999a



## テクニカルノート：指数の求め方について

### 人間開発指数 (HDI)

HDIは、次の三つの指標に基づき算出されたものである。すなわち、出生時平均余命で測定される寿命、成人識字率 (2/3の加重) および初・中・高等教育の総就学率 (1/3の加重) によって測定される教育達成度、1人当たりの実質GDP (PPP\$) で測定される生活水準、である。

#### 最低値・最高値を決める

人間開発指数作成にあたっては、それぞれの指標について一定の最低値と最高値を次のように定める。

- 出生時平均余命：最低値25年、最高値85年
- 成人識字率 (15歳以上)：最低値0%、最高値100%
- 総就学率：最低値0%、最高値100%
- 1人当たり実質GDP (PPP\$)：最低値10PPP\$、最高値40000PPP\$

HDIの基になった個々の指標すべては、次の一般式にしたがって求めることができる。

$$\text{指数} = \frac{\text{実際の値} - \text{最低の値}}{\text{最高の値} - \text{最低の値}}$$

たとえば、ある国の出生時平均余命が65歳の場合、この国の平均寿命指数は、

$$\text{平均寿命指数} = \frac{65 - 25}{85 - 25} = \frac{40}{60} = 0.667$$

#### 所得の扱い方

所得指数の作成はこれよりやや複雑である。所得は、長命で健康な生活および知識以外の人間開発のあらゆる側面を示すための代用指数としてHDIに組み込まれているもので、簡単にいえば、人間らしい生活水準を示す代替値である。所得の扱いは人間開発のある程度のよい水準を達成するのに、無制限の所得は必要ないという事実を基本的な根拠としている。この考え方を反映して、HDIの算出では次の方程式に従い所得を割り引きしている。

$$W(y) = \frac{\log y - \log y_{\min}}{\log y_{\max} - \log y_{\min}}$$

#### HDI算出方法について

HDIの算出法を2カ国一先進国としてアイルランド、途上国としてベトナムを例に使用して説明する。

国名	成人識字率		1人当たり 実質GDP (PPP\$)
	平均寿命 (歳)	(15歳以上) (%)	
アイルランド	76.6	99.0	21,482
ベトナム	67.8	92.9	1,689

#### 平均寿命指数

$$\text{アイルランド} = \frac{76.6 - 25}{85 - 25} = \frac{51.6}{60} = 0.860$$

$$\text{ベトナム} = \frac{67.8 - 25}{85 - 25} = \frac{42.8}{60} = 0.713$$

#### 成人識字指数

$$\text{アイルランド} = \frac{99.0 - 0}{100 - 0} = \frac{99.0}{100} = 0.990$$

$$\text{ベトナム} = \frac{92.9 - 0}{100 - 0} = \frac{92.9}{100} = 0.929$$

#### 統合総就学指数

$$\text{アイルランド} = \frac{91.4 - 0}{100 - 0} = 0.914$$

$$\text{ベトナム} = \frac{62.9 - 0}{100 - 0} = 0.629$$

#### 教育達成度指数

$$\text{アイルランド} = [2(0.990) + 1(0.914)]/3 = 0.965$$

$$\text{ベトナム} = [2(0.929) + 1(0.629)]/3 = 0.829$$

#### 調整済1人当たりGDP (PPP\$) 指数

$$\text{アイルランド} = \frac{\log(21,482) - \log(100)}{\log(40,000) - \log(100)} = 0.896$$

$$\text{ベトナム} = \frac{\log(1,689) - \log(100)}{\log(40,000) - \log(100)} = 0.472$$

#### 人間開発指数

HDIは平均寿命指数、教育達成度指数、調整済1人当たりGDP (PPP\$) 指数の単純平均であり、これらの三つの指数の合計を3で割って求められる。

国名	調整済実質			3 指数 合計	HDI
	平均寿 命指数	教育達成 度指数	GDP (PPP\$) 指数		
アイルランド	0.860	0.965	0.896	2.721	0.907
ベトナム	0.713	0.829	0.472	2.014	0.671

#### ジェンダー開発指数 (GDI) とジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)

国と国の比較を可能とするために、GDIとGEMの計測は国際的に一般に入手可能なデータに限られている。本年の報告書では、最新かつ信頼がおり、整合性のあるデータを使用することを心がけた。ジェンダーに関する男女別の、より広範の信頼性の高いデータを集めることは、国際社会が正面から取り組むべき問題である。これらもできる限り正確な推計を行うことで、引き続きGDIおよびGEMの結果を発表していくつもりである。またそうすることで、このようなデータの必要性を高めることも期待できよう。

GDIとGDMの作成にあたっては、HDI作成の所得変数と同様に、それぞれの所得変数を男性1人当たりのGDP (PPP\$) と女性1人当たりのGDP (PPP\$) とする必要がある。1999年以前の「人間開発報告書」では、GDIと

GDMの変数は男女の1人当たりのGDP (PPP\$) を反映しておらず、2重に割引されていた。この矛盾については、Bardhan and Klasen (1999) で指摘され、1999年版の人間開発報告書では修正されている。

#### ジェンダー開発指数

GDIはHDIと同様の変数を使用して計測されている。違いは、GDIでは、女性と男性の達成度の差に合わせて、寿命、教育達成度、所得における国別平均達成度を調整している点である。(GDI算出方法についての詳しい説明は「人間開発報告書1999」のテクニカルノート1を参照のこと) このジェンダーを考慮した調整のために、加重パラメータ $\epsilon$ を2に設定して、ある程度不平等を考慮した加重式を使っている。これは男性値と女性値の調和平均である。

GDIはまた、女性は男性より長生きすることを考慮して、寿命の最大・最小値を調整している。女性の最大値は87.5歳、最小値は27.5歳、男性の最大値は82.5歳、最小値は22.5歳である。

所得指数の計算はかなり複雑である。男女の1人当たり実質GDP値 (PPP\$) は、女性の所得の割合 ( $s_f$ ) と男性の所得の割合 ( $s_m$ ) から算出している。またそれぞれの割合の推計は、男性の賃金 ( $w_m$ ) に対する女性の賃金 ( $w_f$ ) の比率と経済活動人口における女性の割合 ( $ea_f$ ) と男性の割合 ( $ea_m$ ) についてのデータをもとにした。賃金比率についてデータが入手できない場合は、賃金データのあるすべての国の賃金比率の加重平均である75%を使用している。男女の1人当たり所得の推計 (PPP\$) は、HDIにおいてと同様の処理をした後、等分布所得指数の算出に使われる。

$$\text{女性の賃金比率} = \frac{(w_f/w_m) \times ea_f}{[(w_f/w_m) \times ea_f] + ea_m}$$

女性の所得比率が女性の賃金比率とまったく同一であると仮定すると次のようになる。

$$s_f = \frac{(w_f/w_m) \times ea_f}{[(w_f/w_m) \times ea_f] + ea_m}$$

ここで、ある国のGDP総額 (PPP\$) ( $Y$ ) もまた女性と男性の間で $s_f$ に基づき分配すると仮定すると、女性が受け取るGDP総額 (PPP\$) は ( $s_f \times Y$ ) で、男性のGDP (PPP\$) は [ $Y - (s_f \times Y)$ ] で求められる。

女性の1人当たりGDP (PPP\$) は、女性の全人口を  $N_f$  としたとき、 $y_f = s_f \times Y / N_f$  となる。男性の1人当たりGDP (PPP\$) は、男性の全人口を  $N_m$  としたとき、 $y_m = [Y - (s_f \times Y)] / N_m$  となる。

HDIと同様の処理を所得に対し行うと、女性の調整済所得  $W(y_f)$  が次の式で得られる。

$$W(y_f) = \frac{\log y_f - \log y_{\min}}{\log y_{\max} - \log y_{\min}}$$

男性の調整済所得  $W(y_m)$  は次の式で得られる。

$$W(y_m) = \frac{\log y_m - \log y_{\min}}{\log y_{\max} - \log y_{\min}}$$

等分布所得指数は次の式で得られる。

$$[[\text{女性の人口比率} \times (\text{女性の調整済1人当たりPPP\$ GDP})^{-1}] + [\text{男性の人口比率} \times (\text{男性の調整済1人当たりPPP\$ GDP})^{-1}]^{-1}$$

最終的GDI値を出すために、平均寿命、教育達成度、所得の各指数を同一の比重で合計している。

#### GDI算出方法について

エクアドルの例を使って、ジェンダー開発指数の算出過程を説明してみる。不平等を示すパラメータ $\epsilon$ は2である。

#### 人口 (100万)

合計	12.175
女性	6.060
男性	6.115

#### 全人口に占める割合 (%)

女性	49.8
男性	50.2

#### ステップ1 等分布平均寿命指数を求める

##### 出生時平均余命 (歳)

女性	72.7
男性	67.5

##### 平均寿命指数

女性	$(72.7 - 27.5) / 60 = 0.753$
男性	$(67.5 - 22.5) / 60 = 0.750$

#### 等分布平均寿命指数

$$[[\text{女性の人口比率} \times (\text{女性の平均寿命指数})^{-1}] + [\text{男性の人口比率} \times (\text{男性の平均寿命指数})^{-1}]^{-1} = [0.498(0.753)^{-1} + 0.502(0.750)^{-1}]^{-1} = 0.752$$

#### ステップ2 等分布教育達成度指数を求める

##### 成人識字率 (%)

女性	88.7
男性	92.5

##### 成人識字指数

女性	$(88.7 - 0) / 100 = 0.887$
男性	$(92.5 - 0) / 100 = 0.925$

##### 統合総就学率 (%)

女性	72.0
男性	75.3

##### 統合総就学指数

女性	$(72.0 - 0) / 100 = 0.720$
男性	$(75.3 - 0) / 100 = 0.753$

##### 教育達成度指数

2/3(成人識字指数) + 1/3(統合総就学指数)	
女性	$2/3(0.887) + 1/3(0.720) = 0.832$
男性	$2/3(0.925) + 1/3(0.753) = 0.868$

#### 等分布教育達成度指数



$$\begin{aligned} & \left[ \frac{[\text{女性の人口比率} \times (\text{女性の教育達成度指数})^{-1}] + [\text{男性の人口比率} \times (\text{男性の教育達成度指数})^{-1}]}{[0.498(0.832)^{-1} + 0.502(0.868)^{-1}]^{-1}} \right]^{-1} \\ & = 0.849 \end{aligned}$$

ステップ3 等分布所得指数を求める  
経済活動人口の男女別比率 (%)

女性 (ea<sub>f</sub>) 27.5

男性 (ea<sub>m</sub>) 72.5

男性非農業就業者の賃金に対する女性の非農業就業者の賃金の比率 (W<sub>f</sub>/W<sub>m</sub>): 0.837

1人当たりGDP: 3,003\$ (PPP\$)  
GDP総額 (PPP\$): 3,003\$ (PPP\$) × 12.175百万人  
= 36,566百万\$ (PPP\$)

$$\begin{aligned} s_f &= \frac{0.637 \times 0.275}{(0.637 \times 0.275) + 0.725} \\ &= \frac{0.175}{0.175 + 0.725} \\ &= 0.194 \end{aligned}$$

女性のGDP総額 (PPP\$) = 0.194 × 36,566百万\$ (PPP\$)  
= 7,106百万\$ (PPP\$)

男性のGDP総額 (PPP\$) = 36,566百万\$ (PPP\$)  
- 7,106百万\$ (PPP\$)  
= 29,460百万\$ (PPP\$)

女性1人当たりGDP (PPP\$) = 7,106百万\$ / 6.060百万人  
= 1,173百万\$ (PPP\$)

男性1人当たりGDP (PPP\$) = 29,460百万\$ / 6.115百万人  
= 4,818百万\$ (PPP\$)

$$\begin{aligned} W(y_f) &= [\log(1,173) - \log(100)] / [\log(40,000) - \log(100)] \\ &= (3.069 - 2.000) / (4.502 - 2.000) \\ &= 1.069 / 2.502 \\ &= 0.411 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} W(y_m) &= [\log(4,818) - \log(100)] / [\log(40,000) - \log(100)] \\ &= (3.683 - 2.000) / (4.602 - 2.000) \\ &= 1.683 / 2.602 \\ &= 0.647 \end{aligned}$$

等分布所得指数

$$\begin{aligned} & \left( \frac{[\text{女性の人口比率} \times [W(y_f)]^{-1}] + [\text{男性の人口比率} \times [W(y_m)]^{-1}]}{[0.498 \times (0.411)^{-1} + 0.502 \times (0.647)^{-1}]^{-1}} \right)^{-1} \\ &= [0.498 \times 2.433 + 0.502 \times 1.546]^{-1} \\ &= [1.988]^{-1} \\ &= 0.503 \end{aligned}$$

ステップ4 GDIを求める

$$1/3(0.752 + 0.849 + 0.503) = 0.701$$

ジェンダー・エンパワーメント指数

GEMは、系統的に算出されたさまざまな変数を使い政治、経済活動領域における女性と男性のエンパワーメント

(能力と機会の拡大の程度) を比較測定するものである。  
まず、男女のそれぞれが行政職・管理職に占める割合および専門職・技術職に占める割合という二つの変数が経済活動への参加と政策決定力を示すために選ばれた。これらは、広い範囲にわたる柔軟性のある職業分類となっている。二つの変数に対する人口がそれぞれ異なるため、それぞれについて別個の指数を計算した後にこの二つを足し合わせている。第三の変数である議会における男女比率は、政治参加と政策決定力を示すために選ばれた。

この三つの変数について、我々は人口加重 (1-ε) 平均法を採用し、男女合わせた等分布対応比率 (EDEP) を導き出している。各変数はEDEPを50%で割り指数を求めている。

経済力 (経済資源に対する力) を表すために所得変数が使われている。これは、調整済GDPではなく調整以前のGDPが使われている以外は、GDIと同様の方法で算出されている。

経済参加と政策決定、政治参加と政策決定、経済力 (経済資源に対する力) を表す三つの指数を足し合わせて、最終的なGEM値が求められる。

GEM算出方法について

GEMの算出過程をリトアニアを使って説明する。不平等のパラメータεは2である。

人口 (100万人)

合計 3,694  
女性 1,949  
男性 1,745

人口比率 (%)

女性 52.77  
男性 47.23

ステップ1 国会代表と行政・管理職および専門・技術職についての指数を計算する

国会代表比率 (%)

女性 17.52  
男性 82.48

行政・管理職比率 (%)

女性 35.67  
男性 64.33

専門・技術職比率 (%)

女性 69.74  
男性 30.26

国会代表のEDEPを算出

$$[0.528(17.52)^{-1} + 0.472(82.48)^{-1}]^{-1} = 27.9$$

行政・管理職のEDEPを算出

$$[0.528(35.7)^{-1} + 0.472(64.3)^{-1}]^{-1} = 45.2$$

専門・技術職のEDEPを算出

$$[0.528(69.7)^{-1} + 0.472(30.3)^{-1}]^{-1} = 43.2$$

国会代表の指数を出す

$$27.9/50 = 0.558$$

行政・管理職の指数を出す

$$45.2/50 = 0.903$$

専門・技術職の指数を出す

$$43.2/50 = 0.863$$

行政・管理職の指数と専門・技術職の指数を総合する

$$(0.903 + 0.863) / 2 = 0.883$$

ステップ2 男女の所得指数を算出する

経済活動人口比率 (%)

女性 (ea<sub>f</sub>) 47.9

男性 (ea<sub>m</sub>) 52.1

男性の非農業賃金に対する女性の非農業賃金比率 (W<sub>f</sub>/W<sub>m</sub>): 0.764

1人当たりGDP (PPP\$): 6,436\$ (PPP\$)

GDP総額 (PPP\$): 6,436\$ × 3.694百万人  
= 23,772百万\$ (PPP\$)

$$\begin{aligned} s_f &= \frac{0.764 \times 0.479}{(0.764 \times 0.479) + 0.521} \\ &= \frac{0.366}{0.366 + 0.521} \\ &= 0.413 \end{aligned}$$

女性GDP総額 (PPP\$) = 0.413 × 23,772百万\$ (PPP\$)  
= 9,818百万\$ (PPP\$)

男性GDP総額 (PPP\$) = 23,772百万\$ (PPP\$)  
- 9,818百万\$ (PPP\$)  
= 13,954百万\$ (PPP\$)

女性1人当たりGDP (PPP\$) = 9,818百万\$ / 1.949百万人  
= 5,037\$ (PPP\$)

男性1人当たりGDP (PPP\$) = 13,954百万\$ / 1.745百万人  
= 7,998\$ (PPP\$)

$$\begin{aligned} \text{女性1人当たりGDP指数} &= \frac{5,037 - 100}{40,000 - 100} \\ &= \frac{4,937}{39,900} \\ &= 0.124 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{男性1人当たりGDP指数} &= \frac{7,998 - 100}{40,000 - 100} \\ &= \frac{7,898}{39,900} \\ &= 0.198 \end{aligned}$$

等分布所得指数を計算する

$$[0.528(0.124)^{-1} + 0.472(0.198)^{-1}]^{-1} = 0.150$$

ステップ3 GEMを求める

$$1/3(0.558 + 0.883 + 0.150) = [1/3(1.591)] = 0.531$$

人間貧困指数 (HPI)

開発途上国の人間貧困指数を算出する

開発途上国の人間貧困指数 (HPI-1) はすでにHDIに反映されている人間の生活の基本的側面における剥夺状況

(長命、知識、人間らしい生活水準) に注目する。第一の剥夺は生存に関するものである。つまり、比較的若年に死亡する可能性の高さである。第二は知識つまり、読解やコミュニケーションによって成立する世界からの排除についてである。第三は、全体的な経済資源供給という点でみた人間らしい生活水準を示す。

HPI-1を計算するにあたって、長命の剥夺は40歳まで生きられない人の割合 (P<sub>1</sub>) によって、知識の剥夺は読み書きできない成人の割合 (P<sub>2</sub>) によって表す。生活水準上の剥夺は、安全な水が得られない人の割合 (P<sub>31</sub>)、保健医療サービスが利用できない人の割合 (P<sub>32</sub>)、5歳未満の中等度・重度の低体重児の割合 (P<sub>33</sub>) の三つの変数の合成指数 (P<sub>3</sub>) によって表される。

合成指数P<sub>3</sub>は、三つの変数P<sub>31</sub>、P<sub>32</sub>、P<sub>33</sub>の単純平均をとることで作成される。よって、

$$P_3 = \frac{(P_{31} + P_{32} + P_{33})}{3}$$

『人間開発報告書1997』テクニカルノート1に従い、HPI-1の算出式は次のように表される。

$$HPI-1 = [1/3(P_1^3 + P_2^3 + P_3^3)]^{1/3}$$

例として、ザンビアのHPI-1を計算してみる。

国名	P <sub>1</sub> (%)	P <sub>2</sub> (%)	P <sub>31</sub> (%)	P <sub>32</sub> (%)	P <sub>33</sub> (%)
ザンビア	46.2	23.7	62.0	25.0	24.0

ステップ1 P<sub>3</sub>を求める

$$P_3 = \frac{62 + 25 + 24}{3} = 37.0$$

ステップ2 HPI-1を求める

$$\begin{aligned} HPI-1 &= [1/3(46.2^3 + 23.7^3 + 37.0^3)]^{1/3} \\ &= [1/3(98,611.2 + 13,312 + 50,653)]^{1/3} \\ &= [1/3(162,576.2)]^{1/3} \\ &= 54,192.067^{1/3} \\ &= 37.9 \end{aligned}$$

先進加盟国の人間貧困指数を算出する

先進国の人間貧困指数 (HPI-2) は人間の生活の四つの側面における剥夺状況 (長命、知識、人間らしい生活水準、社会的疎外) に注目するもので、HDIで示される側面と類似している (HPI-2はチェコ、ハンガリー、メキシコ、ポーランド、韓国、トルコを除くすべてのOECD加盟国に適用される)。第一の剥夺状況は生存にかかわるもので、比較的若年において死亡する可能性を示している。第二は知識について、つまり、読解やコミュニケーションによって成立する世界が奪われていることである。第三は、全体的な経済資源供給という点でみた人間らしい生活水準を示す。第四は参加できないか、あるいは疎外されている状況に関したものである。

HPI-2を作成するにあたって、長命の剥夺状況は60歳ま



で生きられないであろう人の割合 ( $P_1$ ) によって、知識の剥夺状況はOECDの定義による機能的非識字である人の割合 ( $P_2$ ) が使われている。生活水準に関する剥夺状況は個人可処分所得の中間値の50%を所得貧困ラインとし、それを満たさない人々の割合 ( $P_3$ ) によって表される。第四の不参加あるいは疎外という剥夺状況は、労働力に占める12か月以上の長期失業者の比率 ( $P_4$ ) によって測定される。「人間開発報告書1998」のテクニカルノート1に従い、HPI-2の算出式は以下のようになされる。

$$HPI-2 = [1/4(P_1^3 + P_2^3 + P_3^3 + P_4^3)]^{1/3}$$

例として、オーストラリアのHPI-2を計算してみる。

国名	$P_1$ (%)	$P_2$ (%)	$P_3$ (%)	$P_4$ (%)
オーストラリア	8.8	17.0	2.7	11.9

オーストラリア | 8.8 17.0 2.7 11.9

#### HPI-2を算出する

$$\begin{aligned} HPI-2 &= [1/4(8.8^3 + 17.0^3 + 2.7^3 + 11.9^3)]^{1/3} \\ &= [1/4(681.5 + 4,913.0 + 19.68 \\ &\quad + 1,685.2)]^{1/3} \\ &= [1/4(7,299.38)]^{1/3} \\ &= 1,824.85^{1/3} \\ &= 12.2 \end{aligned}$$

注：本表のデータに基づく計算は四捨五入しているため、既出の数値と異なる結果となる可能性がある。(PPP\$はすべてPPFUS\$)

## 基本統計資料

- CDIAC (Carbon Dioxide Information Analysis Center). 1999. "CO2 Emissions." [http://cdiac.esd.ornl.gov/ftp/ndp030/global96.ems]. February 1999.
- Child Info. 2000. "Child Mortality: Mongolia." [http://www.childinfo.org/cmr/cmrngl.html]. March 2000.
- EMEP (Co-operative Programme for Monitoring and Evaluation of the Long-Range Transmission of Air Pollutants in Europe). 1999. "Tables of Anthropogenic Emissions in the ECE Region." [http://www.emep.int/emis\_tables/tab1.html]. November 1999.
- FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations). 1999. "Food Balance Sheets." [http://apps.fao.org/lim500/nph-rap.pl?foodBalanceSheet&Domain=FoodBalanceSheet]. October 1999.
- . 2000. "Food Aid." [http://www.fao.org]. February 2000.
- Goldschmidt-Clermont, Luisella, and Elisabetta Pagrossin Aligisakis. 1995. "Measures of Unrecorded Economic Activities in Fourteen Countries." Background paper for UNDP, *Human Development Report 1995*. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.
- Harvey, Andrew S. 1995. "Market and Non-Market Productive Activity in Less Developed and Developing Countries: Lessons from Time Use." Background paper for UNDP, *Human Development Report 1995*. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.
- Heston, Alan, and Robert Summers. 1999. Correspondence on data on GDP per capita (PPP US\$). University of Pennsylvania, Department of Economics, Philadelphia. March.
- IISS (International Institute for Strategic Studies). 1999. *The Military Balance 1999-2000*. Oxford: Oxford University Press.
- ILO (International Labour Organization). 1996. *Estimates and Projections of the Economically Active Population, 1950-2010*. 4th ed. Diskette. Geneva.
- . 1997d. *Yearbook of Labour Statistics 1997*. Geneva.
- . 1999c. *Yearbook of Labour Statistics 1999*. Geneva.
- . 2000. ILO database on international labour standards (ILOLEX). [http://ilolex.ilo.ch:1567/public/english/30normes/irfleg/iloeng/index.htm]. April 2000.
- International IDEA (Institute for Democracy and Electoral Assistance). 1997. *Voter Turnout from 1945 to 1997: A Global Report*. Stockholm.
- IPU (Inter-Parliamentary Union). 1995. *Women in Parliament 1945-1995: A World Statistical Survey*. Geneva.
- . 2000a. Correspondence on date of latest elections, political parties represented and voter turnout. March. Geneva.
- . 2000b. Correspondence on year women received the right to vote and stand for election, and the year the first woman was elected or appointed to parliament. March. Geneva.
- . 2000c. "Parline Database." [http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp]. March 2000.
- . 2000d. "Women in Parliament." [http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm]. February 2000.
- ITU (International Telecommunication Union). 1998. *World Telecommunication Indicators Database*. Geneva.
- LIS (Luxembourg Income Study). 2000. "Population below Income Poverty Line." [http://lisy.cepi.lu/lim.htm]. January 2000.
- Milanovic, Branko. 1998. *Income, Inequality and Poverty during the Transition from Planned to Market Economy*. Washington, D.C.: World Bank.
- OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development). 1999a. *Economic Outlook Paris*.
- . 1999b. *Employment Outlook 1999*. Paris.
- . 1999c. *Environmental Data Compendium 1999*. Paris.
- OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development). Development Assistance Committee. 2000. *Development Co-operation 1999 Report*. Paris.
- OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development) and Statistics Canada. 2000. *Literacy in the Information Age—Final Report on the LALS*. Paris.
- OFDA (Office of U.S. Foreign Disaster Assistance) and CRED (Centre for Research on the Epidemiology of Disasters). 2000. "EM-DAT: The OFDA/CRED International Disaster Database." Université Catholique de Louvain, Brussels, Belgium. [http://www.md.ucl.ac.be/cred]. March 2000.
- Psacharopoulos, George, and Zafiris Tzannatos, eds. 1992. *Case Studies on Women's Employment and Pay in Latin America*. Washington, D.C.: World Bank.
- SIPRI (Stockholm International Peace Research Institute). 2000. *SIPRI Yearbook 2000—Armaments, Disarmament and International Security*. Oxford: Oxford University Press.
- Smeeding, Timothy. 1997. "Financial Poverty in Developed Countries: The Evidence from the



Luxembourg Income Study." In UNDP, *Human Development Papers 1997: Poverty and Human Development*. New York.

Standard & Poor's 2000. "Sovereign Long-Term Debt Ratings." [http://www.standardandpoors.com/ratings/sovereigns/index.htm], February 2000.

UN (United Nations). 1995b. *World Urbanization Prospects: The 1994 Revision, Database*. Population Division, New York.

—. 1996b. *World Urbanization Prospects: The 1995 Revision Database*. Population Division, New York.

—. 1998b. "Principles and Recommendations for Population and Housing Censuses. (Revision 1)" Statistical Papers Series M, No. 57/Rev. 1. Statistics Division, New York.

—. 1998c. *World Population Prospects 1950-2050: The 1998 Revision Database*. Population Division, New York.

—. 2000a. Correspondence on births to mothers under 20. Statistics Division, January, New York.

—. 2000b. Correspondence on women in government. UN Secretariat and Department for Economic and Social Affairs, Division for the Advancement of Women, March, New York.

—. 2000c. *Energy Statistics Yearbook 1997*. New York.

—. 2000d. Fifth United Nations Survey of Crime Trends and Operations of Criminal Justice Systems. United Nations Office at Vienna, Crime Prevention and Criminal Justice Division, Vienna. [http://www.unicj.org/]. March 2000.

—. 2000e. "Multilateral Treaties Deposited with the Secretary-General." [http://untreaty.un.org]. February 2000.

UNAIDS (Joint United Nations Programme on HIV/AIDS) and WHO (World Health Organization). 2000b. *Report on the Global HIV/AIDS Epidemic*. [http://www.who.int/emc-hiv/global\_report/index.html], March 2000.

UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development). 1999b. *World Investment Report 1999 - Foreign Direct Investment and the Challenge of Development*. Geneva.

UNEP (United Nations Economic Commission for Europe). 1999a. Correspondence on injuries and deaths from road accidents. March, Geneva.

—. 1999b. *Trends in Europe and North America 1998-99*. Geneva.

—. 2000. Correspondence on secretariat estimates of unemployment based on national statistics. March, Geneva.

UNESCO (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization). 1999a. Correspondence on age group enrolment ratios. February, Paris.

—. 1999b. Correspondence on female tertiary science

enrolment. December, Paris.

—. 1999c. *Statistical Yearbook 1999*. Paris.

—. 2000a. Correspondence on adult literacy rates. January, Paris.

—. 2000b. Correspondence on female tertiary students. February, Paris.

—. 2000c. Correspondence on gross enrolment ratios. February, Paris.

UNHCR (United Nations High Commissioner for Refugees). 1999a. Correspondence on refugees by country of origin. December, Geneva.

—. 1999c. *Refugees and Others of Concern to UNHCR: 1998 Statistical Overview*. Geneva.

UNICEF (United Nations Children's Fund). 1996. *The State of the World's Children 1997*. New York: Oxford University Press.

—. 1998. *The State of the World's Children 1999*. New York: Oxford University Press.

—. 1999c. *The State of the World's Children 2000*. New York: Oxford University Press.

—. 2000. Correspondence on infant mortality and under-five mortality rates. February, New York.

WHO (World Health Organization). 1995b. Correspondence on suicide rates. December, Geneva.

—. 1999c. *Global Tuberculosis Control. WHO Report 1999*. Geneva.

—. 1999d. *Weekly Epidemiological Record 74: 263-272*. [http://www.who.int]. August 1999.

—. 2000a. Correspondence on cigarette consumption per adult. February, Geneva.

—. 2000b. "WHO Estimates of Health Personnel." [http://www.who.int/vhosis]. March 2000.

World Bank. 1998. *World Development Indicators 1998*. Washington, D.C.

—. 1999a. Correspondence on unpublished World Bank data on GDP per capita (PPP US\$) for 1997. Development Economics Data Group, February, Washington, D.C.

—. 1999b. *World Development Indicators 1999*. Washington, D.C.

—. 2000a. Correspondence on unpublished World Bank data on GDP per capita (PPP US\$) for 1998. Development Economics Data Group, February, Washington, D.C.

—. 2000b. *World Development Indicators 2000*. CD-ROM. Washington, D.C.

WRI (World Resources Institute). 1999. *World Resources 1998-99*. New York: Oxford University Press.

—. 2000a. Correspondence on major protected areas. February, Washington, D.C.

—. 2000b. Correspondence on water resources. February, Washington, D.C.

## 指標項目の定義

以下は報告書で使われた統計指標のおもなものの簡単な説明である。詳細な定義については、それぞれの統計の出典を参照されたい。

### 安全な水 (の入手)

家庭へ配管されてる水道水、公共水道、掘り抜きまたはポンプ式の水場、防護柵または覆いつき井戸、防護柵つき泉のいずれかの水を飲用水として利用している人の割合。

### 医師

医師および、あらゆる医学分野（臨床、教育、管理、研究など）の医学関連学部のすべての卒業生。

### 1日1人当たりカロリー供給量

その国の純食糧供給量（国内生産量に輸入量を加え輸出量を引いたもの）をカロリーに換算し、それを人口数で割った1日当たりの量。

### 印刷・文書用紙

「紙（印刷・筆記用）の使用量」の項を参照。

### インターネットホスト

インターネットに接続されたコンピュータシステムのこと。直接接続されたターミナル単体のことも、多数のユーザーのネットワークサービスへの接続を可能とするコンピュータのことも指す。

### インフレ

一般物価水準の継続的上昇を反映し起こる貨幣購買力の低下で、通常小売物価指数で測られる。

### 衛生施設 (の利用)

住居・集合住宅内の下水システムに接続しているトイレ、その他の水洗トイレ、改良簡易トイレまたは伝統的トイレを備えている人の割合。

### NGOを通して供与されるODAの割合

非政府組織 (NGO) を通じ配分される政府開発援助 (この項を参照) の割合。

### エネルギー使用単位当たりGDP

商業エネルギーが石油1kg相当量当たりで産出する実質GDP US\$価格 (1995年価格)。

### 援助

政府開発援助 (ODA)、あるいは公的援助 (official aid) としての条件を満たす資金の流れを指す。

### おもな保護地

「保護地 (主要)」の項を参照。

### 海外直接投資

受入国にある関連会社に海外直接投資家 (親会社) から供給される資本。このことは、海外直接投資家は、他国の会社関係者の管理に大きな影響力を行使することを意味する。供与される資金には、株式資本、再投資収益あるいは内債がある。

### 海外旅行への出発

居住している国からその他の国に、報酬をとまなう活動以外の何らかの目的で出発する人々の数。

### 核廃棄物

使用済み燃料、燃料サイクルの各段階 (ウラン採取・精製、燃料の濃縮、原子炉の運転、使用済み燃料の再加工) で発生する放射性廃棄物の一部を指す。本データは、放射性廃棄物すべてを示したものではない。また、発生の使用済み燃料の量は、エネルギー供給における原子力発電への依存量と採用している原子力発電技術によって左右される。

### 紙 (印刷・筆記用) の使用量

新聞の印刷、その他の印刷用あるいは筆記用の紙。ここには、便せん・封筒、ノート、記録紙など印刷用紙を使った製品は含まれない。

### 機能的非識字率

25~65歳の成人で国際成人識字調査 (IALS) の文章識字基準でレベル1の人口。

### 教育への公共支出

初等、中等、高等レベルの公立の教育に対する支出に、私立の教育への補助金を加えたもの。この中には、全レベル (中央、地方、地域) の行政費用を含む。

### 教育指数

人間開発指数の算出に必要な三つの指標の一つで



ある。これは、初等、中等、高等教育の総就学数と成人識字率をもとにしたものである。この指数がどのように算出されるかについての詳細は、テクニカルノートを参照されたい。

#### 教育水準（レベル）

教育は国際標準教育分類（ISCED）に従って初等、中等、高等に分類されてきた。初等教育（ISCEDレベル1）は、小学校のような施設で教育の基礎を与えるものである。中等教育（ISCEDレベル2、3）は、レベル1での少なくとも4年間の教育の上に、中学校、高校および中等レベルの教員養成学校、職業専門学校などの施設で、一般または専門分野あるいは両方の教育を行うものである。高等教育（ISCEDレベル5、6、7）は、大学、教員養成大学および高等レベルの専門学校での教育を指す。これらの学校へ入学するには、最低条件として少なくとも中等レベルの教育を修了しているか、同等レベルの知識を有する証明が必要である。

#### 行政職・管理職

国際標準職業分類（ISCO-1968）に従い定義したものである。

#### 銀行・貿易付帯融資

商業銀行の貸付およびその他の民間融資を含む。

#### 軍事支出

国防省やまたは他の省庁が、徴兵や軍事訓練、軍需物資や機材の購入、建設に使うすべての費用。軍事支援は供与国の軍事支出に含まれる。

#### 経口補液療法利用率

5歳未満子どもの下痢のうち、経口補水塩療法を受けたか、家庭での補液を指導された、もしくはその両方を受けた割合。

#### 経済活動人口比率

一定の期間に、経済財およびサービスの生産のために労働力を提供する特定の集団の人口。

#### 経常収支

(a) 財・サービスの輸出と海外援助を除いた無償移転受取りの合計と、(b) 財・サービスの輸入と、海外への無償移転の合計、との差額。

#### 携帯電話登録者

音声、あるいはデータが電波によって転送される通信サービスに使用登録をしている人々。

#### 工業生産

鉱業、製造業、建設業、電気、水、ガス産業の付加価値をもつ生産。

#### 合計特殊出生率

もし1人の女性が通常の年齢別出生率通りに子どもを出産した場合に、生涯出生するであろう子どもの平均の数。

#### 公的援助

「政府開発援助（ODA）」（この項を参照）と同様の基準を満たす無償および有償援助。ただし、援助受取国についてはODAの援助適格国とは一致しない。開発援助委員会の被援助国リストII部はこれらの国を示している。

#### 購買力平価（PPP\$）

購買力平価（PPP\$）レートでは、1\$は、米国のGDPに対しUS\$がもつと同等の購買力を自国GDPに対してもつ。購買力平価はまた、US\$以外の通貨または特別引出権（SDR）でも表すことができる。従来の物価指数が、ある期間の実価の比較を可能とするように、PPPレートは、各国間の実物物価レベルの標準化した比較を可能とする。通常の交換レートでは購買力が過大、過小評価される可能性がある。

#### 国内再生可能水資源

国内の降水によって発生する河川の水量および地下水涵養量の年間平均。

#### 国内総生産（GDP）

経済活動で最終利用のために、居住者/非居住者双方によって生産される財・サービスの総産出額であり、国内消費か海外輸出かは問わない。物的資本の原価償却や天然資源の減少、劣化による控除は含まれない。

#### 国内粗貯蓄額

GDPと消費総額との差として算出したもの。

#### 国内粗投資額

一国の経済の固定資産の増加分と純在庫変化額を足したもの。

#### 国内避難民

自らの国の中で避難を余儀なくされ、また、国連のその他の機関からの特別要請に応じて国連難民高等弁務官が供与する保護や援助、あるいはその両方の対象となっている人々。

#### 5歳未満死亡率

誕生から5歳までに死亡する確率に1000を乗じた数。

#### 5歳未満低体重児

5歳未満の中程度あるいは重度の低体重の子どもの割合で、体重平均値から標準偏差2を引いた値よりさらに低いものと定義されている。

#### 高等教育

「教育水準」の項を参照。

#### 国民総生産（GNP）

GDPに海外からの純要素所得、つまり、居住者が要素サービス（労働および資本）に対して海外から受け取る所得額を加算し、国内の経済活動に寄与した非居住者に対する同様の支払い額を差し引いたもの。

#### 穀類の食糧援助

援助国、および世界食糧計画や国際小麦委員会などの国際機関が供給する穀類量で、1収穫年（7月から翌年の6月）に報告されたもの。

#### 財・サービスの輸出

海外に供給されるすべての財および非要素サービスの価値であり、貨物運賃、保険、旅費、その他の非要素サービスを含む。

#### 災害

自然および技術的災害を含む。自然災害には雪崩、寒波、サイクロン、ハリケーン、台風、早魃、地震、伝染病、飢饉（信頼できるデータがないため、紛争により発生した飢饉は除く）。技術的災害には事故、化学薬品事故、都市の火災がある。

#### 債務元利支払金総額

長期債務に対する外国通貨や財、あるいはサービスで実際に支払われた元本返済額と利息、短期債務の利息、国際通貨基金（IMF）への返済金の総額。債務返済総額は、一国の対外債務返済の相対的負担を測るのに重要な指標である。

#### 在来燃料消費

薪、炭、砂糖キビの絞りかす、動物の排泄物・植物残渣の推計消費量。全エネルギー使用量は、商業エネルギー使用量と伝統的燃料使用量からなる。

#### 殺人

他人が故意に行う意図的な殺人。

#### サービスの生産

国際標準工業分類（ISIC 改訂2）の第50-99区分に分類された生産を指す。

#### GNP

国民総生産（gross national product）の項を参照。

#### GDP

国内総生産（gross domestic product）の項を参照。

#### GDP指数

人間開発指数の算出に使う三つの指標の一つである。これは、1人当たり実質GDP（PPP\$）をもとにしたものである。この指数算出法の詳細はテクニカルノートを参照。

#### ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）

政治経済分野の活動における女性と男性の相対的なエンパワーメント（能力と機会の拡大の程度）を測定するために作られた変数を使った複合指数である。最終GEM値は、経済参加と意思決定、政治参加と意思決定、および経済力を測るための三つの指数を足し合わせて得られる。

#### ジェンダー開発指数（GDI）

人間開発指数と同じ変数を使った複合指数である。相違点は、GDIでは、女性と男性の達成度の格差に合わせ、平均寿命、教育達成度、所得について各国の平均達成度の調整を行っていることである。指数算出方法の詳細についてはテクニカルノートを参照。

#### 時間配分と使い方

国連国民経済システム（SNA）の定義に従った市場活動（SNA）と非市場活動（non-SNA）の間の時間の配分。

#### 識字率（成人）

15歳以上で、日常生活に関する短く簡単な文章を、内容を理解しながら読み書きできる人の割合。

#### 失業

失業者とは、一定の年齢より上の人で有給の職業または自営業に就いていないが、それらの職業に就くことが可能であり、求職のために何らかの手段を今までとってきた人すべてを指す。

#### 文出履行額

援助国へのコストとして評価された資金や財・サービスの実際の国際移転を記録するもの。

#### 市町村のゴミ

市町村が収集した、あるいはその指示のもとに収集されたゴミのこと。家庭、商業活動、オフィスビル、学校、官公庁ビル、中小企業などから出るゴミを含む。

#### 就学率：学齢別（調整値）

初等教育学齢就学率とは、公的に定められた初等教育学齢人口に占める、初等教育学齢者の就学（生徒の就学するレベルには関係ない）の割合である。中等教育学齢就学率とは、公的に定められた中等教育学齢人口に占める、中等教育学齢者の



就学（生徒の就学するレベルには関係ない）の割合である。調整値とは、就学率を計算するのに使われた学齢集団は各国の教育制度の実情に合わせたものであることを示す。

#### 囚人

刑務所に入っている人の数。刑務所とは公的または民間資金によって運営される機関で、ここでは人々は自由を剥奪されている。こうした機関には、これだけに限らないが、懲役、矯正、精神療法の施設が備えられている場合が多い。

#### 出生時低体重児

出生体重が2500g以下の乳児の割合。

#### 出生時平均余命

新生児の出生時の死亡率パターンが、この新生児の生涯を通じて変わらないとした場合の生存年数。

#### 主要電話回線

加入者を電話交換機に接続している電話回線をいう。

#### 商業エネルギーの消費量

第1次商業エネルギーの国内供給量のこと。国内生産量に輸入分や純在庫分を足し、輸出分や国際船舶燃料分を差し引いたもの。

#### 証券投資の流れ（純額）

債務を発生させない証券投資の流れ（国家ファンド、預託受取、海外投資者による株の直接購入の総額）、および証券債務の流れ（海外投資家が購入の債券）。

#### 女性が占める議席

女性が占める下院または一院制議会、および上院の議席（またはそれに相当する議席）を指す。

#### 初等教育

「教育水準（レベル）」の項を参照。

#### 所得あるいは消費の割合

全世帯所得合計あるいは消費合計によって順位づけられた、世帯に生じる所得あるいは消費の分布をパーセントで表したものの。

#### 人口

合法的身分や市民権のあるなしにかかわらず、居住者すべてを含む。ただし、受入国に永住しない難民は通常出生した国の人口の一部と考えられているため、こうした難民を除く。データは年間中央期の推計値。

#### 森林伐採

永続的に農業や、定住、基礎施設、鉱業などその他の土地利用のために森林を完全に切り開くこ

と、選択的な伐採のように森林に部分的に手を加えることは含まない。

#### 税収入

中央政府により公共目的のために徴収される受取金で、強制的、無報酬かつ払い戻しなしのもの。

#### 成人1人当たり喫煙量

タバコの生産量と輸入量の合計から輸出量を引いたものを15歳以上の人口で割ったもの。

#### 政府開発援助（ODA）

開発援助委員会（DAC）援助受け取り国リストの（I部）に掲載されている、援助適格国や領土に対し、経済発展と福祉の促進を主要目標として、譲許的融資条件のもと公的部門によって行われる無償または有償の資金協力。

#### 政府歳出

非償還経常・資本支出を含む。この中には、政府貸付あるいは、政府への返済や公共政策的目的のため政府が行った株式取得に対する返済は含まれない。

#### 政府消費

国営企業の大半は別として、政府の全レベルで行う財・サービスの購入のための全経常支出を含む。

#### 全軍事力

戦略軍、陸海空軍、指令・管理部門および、後方支援の部隊。また、武装兵、税関官吏、国境警備員なども、軍事戦術訓練を受けている場合は準軍事力として含める。

#### 専門職および技術者

国際標準職業分類（ISCO-1968）による定義である。

#### 総合総就学率

「総就学率」の項を参照。

#### 総就学率

あるレベルの公的に定められた学齢人口に対し、年齢に関係なくそのレベルの教育に就学している生徒の数の割合を指す。初等、中等、高等教育の総合総就学率とは、これらのレベルの公的に定められた学齢人口に対する、これらのレベルに就学の全学生数の割合を指す。

#### 対外債務

非居住者に対し、外国通貨、財、またはサービスによって返済すべき一国の負う債務。

#### 第5学年まで進級した児童

初等学校に入学した児童のうち、第5学年（初等教育期間が4年間の場合には第4学年）に進級し

た児童の割合。連続した2年間の入学人数と留年人数に関するデータを使用するコホート再構成法により算出した推定値。

#### 淡水抽出量

貯水時の蒸発損を含まない水の汲み上げ総量をいう。再生不能地下水、外国からの河水、海水淡水化工場で処理された水などが主要な水源となっている国ではこのような水源からの水も抽出量を含む。

#### 中等教育

「教育水準」の項を参照。

#### 長期国債格付

格付け会社スタンダード・アンド・プアーズによって決定される、一定の条件に従った債務返済に対するある国の能力と意欲を査定したもの。格付けはAAAからCCの範囲で行われる（投資に適しているのはAAAからBBB-まで、BB+以下は投機的とされる）。

#### 通常兵器の移転（兵器取引）

航空機、装甲車、大砲、自動誘導装置・レーダシステム、ミサイル、船舶などのおもな通常兵器の発注および配達（締結された契約ではない）を指す。兵器は、他国の軍事部隊、軍事支援部隊、諜報部に向けて、自発的に供給者から移転されなければならない。

#### 通常兵器の輸出

「通常兵器取引」での定められたとおりの兵器の輸出（「通常兵器取引」の項を参照）。

#### 通常兵器の輸入

「通常兵器取引」で定められた兵器の輸入（「通常兵器取引」の項を参照）。

#### 電力消費量

熱発電所、および水力発電所の発電量から発電所で使用する電力と送電時の損失を引いたもの。

#### 投票率

投票権をもつ人の数に対する投票（白票および無効票を含む）した人の割合。

#### 都市人口

それぞれの国で都市と定義される地域に住み、国連に報告されている年中央期の人口。データは、各国ごとの都市あるいは首都圏の定義に従っているため、国際比較をする場合には注意が必要である。

#### 難民

人種、宗教、国籍、特定の社会集団の構成員であること、または政治的意見などを理由に迫害を受

けるおそれが十分にあるため、自国を逃れた人々で、自国に帰れない、あるいは帰ることを望まない人々。

#### 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）の排出量

硫酸化合物として硫化ガスおよび各種酸化化合物に含まれる窒素ガスの排出量。これが一緒になって酸性雨となり、農産物、森林、水性動植物の生息地および建築材耐用に悪影響を与える。

#### 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量

化石燃料の燃焼やセメントの生産など人為的要因による二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量。排出量は固形燃料、液体燃料、気体燃料、ガス放射などの消費データをもとに算出している。

#### 乳児死亡率

誕生から満1歳までに死亡する確率に1000を乗じた数。

#### 妊産婦死亡率

出生10万件に対し、妊娠に関連した原因で死亡した女性の年間数。

#### 人間開発指数（HDI）

出生時平均余命で測られる「寿命」、成人識字（2/3加重）と初等・中等・高等教育総合総就学率（1/3加重）を足し合わせたもので測られる「教育達成度」、1人当たり実質GDP（PPP\$）で測られる「生活水準」の三つの指標に基づく複合指数。指数算出方法についての詳細はテクニカルノートを参照。

#### 人間貧困指数（HPI）

開発途上国向け人間貧困指数（HPI-1）は、人間の生活における三つの側面（寿命、知識、人間らしい生活水準）での制約状況を測定するものである。先進工業国向け人間貧困指数は（HPI-2）は、前述の三つの側面に社会的疎外を加えたものである。この二つの指数の算出方法についての詳細はテクニカルノートを参照。

#### 農業生産

国際標準産業分類（ISIC改訂2）の第1-5区分の生産を指す。

#### パートタイム労働

通常1週間に主とする仕事で30時間未満しか労働しない人々。このデータは通常の稼働時間を自己申告した人だけが含まれている。

#### 廃棄物のリサイクル

廃棄物の過程から引き上げた物資の再利用で、工場内での再利用や燃料としての再利用は含まない。



### 非識字率（成人）

100から成人識字率を引いて算出（「識字率（成人）」の項を参照）。

### 1人当たりのGDP（購買力平価、PPP\$）

購買力平価の交換レートを基準にしたUS\$に換算したある国の1人当たりのGDP。

### 避妊普及率

既婚で出産可能年齢の女性（15～49歳）またはその夫が、方法の新旧には関係なく何らかの避妊法を用いている率。

### 被扶養人口比率

15歳以上64歳以下の労働年齢人口に対する、15歳未満および65歳以上の被扶養者と定義されている人口の比率。

### 貧困ライン以下の人口

次のようなある一定の貧困ライン以下で生活する人々の割合を示す。

- ・1日1\$：国際購買力平価（PPP）で調整の1993年国際価格で換算
- ・1日2\$：国際購買力平価（PPP）で調整の1993年国際価格で換算
- ・1日4\$：国際購買力平価（PPP）で調整の1990年国際価格で換算
- ・1日14.40\$：国際購買力平価（PPP）で調整の1985年国際価格で換算
- ・国別貧困ライン：各国政府によって適切とみなされた貧困ライン
- ・所得中間値の1/2：国際購買力平価（PPP）で調整の1993年国際価格の場合

### 平均寿命指数

人間開発指数の算出に使われる三つの指標の一つである。この指数算出法の詳細はテクニカルノートを参照。

### 不本意なパートタイム労働者

常勤の仕事が見つからないためにパートタイムで働いていると言っているパート労働者。

### 保健医療サービスの利用

各国の医薬リストに載っている基本的薬剤の入手

を含む、徒歩1時間以内で一般的な病気の治療を受けることのできる人口の割合。

### 保健医療への公共支出

中央および地方政府予算、海外借入金および贈与（国際機関やNGOの寄付を含む）、社会健康保険基金からの経常および資本支出。

### 保護地区（主要）

少なくとも1000ha以上の面積を有する全面的、または部分的に保護されている自然地区。

### 麻薬犯罪

麻薬の不法仲介、耕作、配達、流通、抽出、輸出・輸入、密売の申し出、生産、購入、製造、販売、取引、輸送、または使用を含む、麻薬にかかわるすべての犯罪。

### 民間消費

世帯や非営利団体が購入、あるいは現物支給として受け取った耐久財を含むすべての財・サービス市場価格で表したものを。

### 無報酬の家庭内労働者

家族の一員で、家庭で消費する農作物を作る自給自足的、あるいは非市場的な無報酬活動を行っている者。または、市場用製品を製造する家内工業に携わる世帯で報酬のない労働を1人以上が行っている場合などがある。

### 有害廃棄物

「有害廃棄物の越境移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約」によって規制される廃棄物の流れを指す。本書で扱うデータは必ずしも全有害廃棄物を示すわけでも、またその潜在的な有害性を示す訳でもない。

### 予算の黒字・赤字

中央政府の経常収入、資本収入、贈与受取額の合計から、支出総額および貸付額から返済額をマイナスした額を差し引いたもの。

### 40（60）歳までの生存可能性

もし、出生時の年齢別死亡率の一般的パターンが一生変化しないとした場合の、新生児が40（60）歳まで生存する可能性。

## 各国の分類

### 人間開発指数別分類

人間開発指数上位国 (HDI0.800以上)	人間開発指数中位国 (HDI0.500から0.799)	人間開発指数低位国 (HDI0.500以下)
---------------------------	--------------------------------	---------------------------

アンティグア・バーブーダ	アルバニア	リビア	ベネズエラ	アンゴラ
アルゼンチン	アルジェリア	リトアニア	ベトナム	バングラデシュ
オーストラリア	アルメニア	マケドニア	ジンバブエ	ベナン
オーストリア	アゼルバイジャン	マレーシア		ブータン
バハマ	ベラルーシ	モルディヴ		ブルキナファソ
バーレーン	ベリーズ	モーリシャス		ブルンジ
バルバドス	ボリビア	メキシコ		中央アフリカ
ベルギー	ボツワナ	モルドバ		チャド
ブルネイ	ブラジル	モンゴル		コンゴ民主共和国
カナダ	ブルガリア	モロッコ		コートジボアール
チリ	カンボジア	ミャンマー		ジブチ
キプロス	カメルーン	ナミビア		エリトリア
チェコ	カーボベルデ	ニカラグア		エチオピア
デンマーク	中国	オマーン		ガンビア
エストニア	コロンビア	パキスタン		ギニア
フィンランド	コモロ	パナマ		ギニアビサウ
フランス	コンゴ	バブアニューギニア		ハイチ
ドイツ	コスタリカ	パラグアイ		ラオス
ギリシャ	クロアチア	ペルー		マダガスカル
香港	キューバ	フィリピン		マラウイ
ハンガリー	ドミニカ	ルーマニア		マリ
アイスランド	ドミニカ共和国	ロシア		モーリタニア
アイルランド	エクアドル	セントクリストファー・ネイビス		モザンビーク
イスラエル	エジプト	セントルシア		ネパール
イタリア	エルサルバドル	セントビンセント・グレナディーン諸島		ニジェール
日本	赤道ギニア	西サモア		ナイジェリア
韓国	フィジー	サントメ・プリンシペ		ルワンダ
クウェート	ガボン	サウジアラビア		セネガル
ルクセンブルク	グルジア	セイシェル		シニラレオネ
マルタ	ガーナ	ソロモン諸島		スーダン
オランダ	グレナダ	南アフリカ		タンザニア
ニュージーランド	グアテマラ	スリランカ		トーゴ
ノルウェー	ガイアナ	スリナム		ウガンダ
ポーランド	ホンジュラス	スワジランド		イエメン
ポルトガル	インド	シリア		ザンビア
カタール	インドネシア	タジキスタン		
シンガポール	イラン	タイ		
スロバキア	イラク	トリニダード・トバゴ		
スロベニア	ジャマイカ	チュニジア		
スペイン	ヨルダン	トルコ		
スウェーデン	カザフスタン	トルクメニスタン		
スイス	ケニア	ウクライナ		
アラブ首長国連邦	キルギス	ウズベキスタン		
英国	ラトビア	バヌアツ		
米国	レバノン			
ウルグアイ	レソト			



所得別分類<sup>a</sup>

高所得国 (1998年価格で 1人当たりGNPが 9,361ドル以上)	中所得国 (1998年価格で 1人当たりGNPが 761~9,360ドル)	低所得国 (1998年価格で1人当たりGNPが 750ドル以下)
オーストラリア	アルバニア	アンゴラ
オーストリア	アルジェリア	アルメニア
バハマ	アンティグア・バーブーダ	アゼルバイジャン
ベルギー	アルゼンチン	バングラデシュ
ブルネイ	バーレーン	ベナン
カナダ	バルバドス	ブータン
キプロス	ベラルーシ	ブルキナファソ
デンマーク	ベリーズ	ブルンジ
フィンランド	ボリビア	カンボジア
フランス	ボツワナ	カメルーン
ドイツ	ブラジル	中央アフリカ
ギリシャ	ブルガリア	チャド
香港	カーボベルデ	中国
アイスランド	チリ	コモロ
アイルランド	コロンビア	コンゴ
イスラエル	コスタリカ	コンゴ民主共和国
イタリア	キューバ	コートジボアール
日本	チェコ	エリトリア
クウェート	ジブチ	エチオピア
ルクセンブルク	ドミニカ	ガンビア
マルタ	ドミニカ共和国	ガーナ
オランダ	エクアドル	ギニア
ニュージーランド	エジプト	ギニアビサウ
ノルウェー	エルサルバドル	ハイチ
ポルトガル	赤道ギニア	ホンジュラス
カタール	エストニア	インド
シンガポール	フィジー	インドネシア
スロベニア	ガボン	ケニア
スペイン	グルジア	キルギス
スウェーデン	グレナダ	ラオス
スイス	グアテマラ	レソト
アラブ首長国連邦	ガイアナ	マダガスカル
英国	ハンガリー	マラウイ
米国	イラン	マリ
	イラク	モリタニア
	ジャマイカ	モルドバ
	ヨルダン	モンゴル
	カザフスタン	モザンビーク
	韓国	ミャンマー
	ラトビア	ネパール
	レバノン	ニカラグア
		ニジェール

a 世界銀行の分類に基づく (2000年7月までの有効値)

世界の国グループ別分類 (開発途上国/東欧・CIS/OECD諸国)

開発途上国	OECD諸国
アルジェリア	オーストラリア
アンゴラ	オーストリア
アンティグア・バーブーダ	ベルギー
アルゼンチン	カナダ
バハマ	チェコ
バーレーン	デンマーク
バングラデシュ	フィンランド
レバノン	フランス
クウェート	ドイツ
ラオス	ギリシャ
レバノン	ハンガリー
レソト	アイスランド
リビア	アイルランド
マダガスカル	イタリア
マラウイ	日本
マレーシア	韓国
モルドバ	ルクセンブルク
マリ	ハンガリー
モリタニア	カザフスタン
モリシャス	メキシコ
メキシコ	オランダ
モンゴル	ニュージーランド
モロッコ	ノルウェー
モザンビーク	ポーランド
ミャンマー	ポルトガル
ナミビア	スペイン
ネパール	スウェーデン
ニカラグア	スイス
ニジェール	トルコ
ナイジェリア	英国
オマーン	米国
パキスタン	
パナマ	
バプアニューギニア	
パラグアイ	
ペルー	
フィリピン	
カタール	
ルワンダ	
エクアドル	
エジプト	
エルサルバドル	
赤道ギニア	
エリトリア	
エチオピア	
フィジー	
ガボン	
ガンビア	
ガーナ	
グレナダ	
グアテマラ	
ギニア	
ギニアビサウ	
ガイアナ	
ハイチ	
ホンジュラス	
香港	
インド	
インドネシア	
イラン	
イラク	
ジャマイカ	
ヨルダン	
ケニア	
韓国	
クウェート	
ラオス	
レバノン	
リビア	
マダガスカル	
マラウイ	
マリ	
モリタニア	
モルドバ	
モンゴル	
モザンビーク	
ミャンマー	
ネパール	
ニカラグア	
ニジェール	
ナイジェリア	
オマーン	
パキスタン	
パナマ	
バプアニューギニア	
パラグアイ	
ペルー	
フィリピン	
カタール	
ルワンダ	
エクアドル	
エジプト	
エルサルバドル	
赤道ギニア	
エリトリア	
エチオピア	
フィジー	
ガボン	
ガンビア	
ガーナ	
グレナダ	
グアテマラ	
ギニア	
ギニアビサウ	
ガイアナ	
ハイチ	
ホンジュラス	
香港	
インド	
インドネシア	
イラン	
イラク	
ジャマイカ	
ヨルダン	
ケニア	
韓国	
クウェート	
ラオス	
レバノン	
リビア	
マダガスカル	
マラウイ	
マリ	
モリタニア	
モルドバ	
モンゴル	
モザンビーク	
ミャンマー	
ネパール	
ニカラグア	
ニジェール	
ナイジェリア	
オマーン	
パキスタン	
パナマ	
バプアニューギニア	
パラグアイ	
ペルー	
フィリピン	
カタール	
ルワンダ	
エクアドル	
エジプト	
エルサルバドル	
赤道ギニア	
エリトリア	
エチオピア	
フィジー	
ガボン	
ガンビア	
ガーナ	
グレナダ	
グアテマラ	
ギニア	
ギニアビサウ	
ガイアナ	
ハイチ	
ホンジュラス	
香港	
インド	
インドネシア	
イラン	
イラク	
ジャマイカ	
ヨルダン	
ケニア	
韓国	
クウェート	
ラオス	
レバノン	
リビア	
マダガスカル	
マラウイ	
マリ	
モリタニア	
モルドバ	
モンゴル	
モザンビーク	
ミャンマー	
ネパール	
ニカラグア	
ニジェール	
ナイジェリア	
オマーン	
パキスタン	
パナマ	
バプアニューギニア	
パラグアイ	
ペルー	
フィリピン	
カタール	
ルワンダ	
エクアドル	
エジプト	
エルサルバドル	
赤道ギニア	
エリトリア	
エチオピア	
フィジー	
ガボン	
ガンビア	
ガーナ	
グレナダ	
グアテマラ	
ギニア	
ギニアビサウ	
ガイアナ	
ハイチ	
ホンジュラス	
香港	
インド	
インドネシア	
イラン	
イラク	
ジャマイカ	
ヨルダン	
ケニア	
韓国	
クウェート	
ラオス	
レバノン	
リビア	
マダガスカル	
マラウイ	
マリ	
モリタニア	
モルドバ	
モンゴル	
モザンビーク	
ミャンマー	
ネパール	
ニカラグア	
ニジェール	
ナイジェリア	
オマーン	
パキスタン	
パナマ	
バプアニューギニア	
パラグアイ	
ペルー	
フィリピン	
カタール	
ルワンダ	
エクアドル	
エジプト	
エルサルバドル	
赤道ギニア	
エリトリア	
エチオピア	
フィジー	
ガボン	
ガンビア	
ガーナ	
グレナダ	
グアテマラ	
ギニア	
ギニアビサウ	
ガイアナ	
ハイチ	
ホンジュラス	
香港	
インド	
インドネシア	
イラン	
イラク	
ジャマイカ	
ヨルダン	
ケニア	
韓国	
クウェート	
ラオス	
レバノン	
リビア	
マダガスカル	
マラウイ	
マリ	
モリタニア	
モルドバ	
モンゴル	
モザンビーク	
ミャンマー	
ネパール	
ニカラグア	
ニジェール	
ナイジェリア	
オマーン	
パキスタン	
パナマ	
バプアニューギニア	
パラグアイ	
ペルー	
フィリピン	
カタール	
ルワンダ	
エクアドル	
エジプト	
エルサルバドル	
赤道ギニア	
エリトリア	
エチオピア	
フィジー	
ガボン	
ガンビア	
ガーナ	
グレナダ	
グアテマラ	
ギニア	
ギニアビサウ	
ガイアナ	
ハイチ	
ホンジュラス	
香港	
インド	
インドネシア	
イラン	
イラク	
ジャマイカ	
ヨルダン	
ケニア	
韓国	
クウェート	
ラオス	
レバノン	
リビア	
マダガスカル	
マラウイ	
マリ	
モリタニア	
モルドバ	
モンゴル	
モザンビーク	
ミャンマー	
ネパール	
ニカラグア	
ニジェール	
ナイジェリア	
オマーン	
パキスタン	
パナマ	
バプアニューギニア	
パラグアイ	
ペルー	
フィリピン	
カタール	
ルワンダ	
エクアドル	
エジプト	
エルサルバドル	
赤道ギニア	
エリトリア	
エチオピア	
フィジー	
ガボン	
ガンビア	
ガーナ	
グレナダ	
グアテマラ	
ギニア	
ギニアビサウ	
ガイアナ	
ハイチ	
ホンジュラス	
香港	
インド	
インドネシア	
イラン	
イラク	
ジャマイカ	
ヨルダン	
ケニア	
韓国	
クウェート	
ラオス	
レバノン	
リビア	
マダガスカル	
マラウイ	
マリ	
モリタニア	
モルドバ	
モンゴル	
モザンビーク	
ミャンマー	
ネパール	
ニカラグア	
ニジェール	
ナイジェリア	
オマーン	
パキスタン	
パナマ	
バプアニューギニア	
パラグアイ	
ペルー	
フィリピン	
カタール	
ルワンダ	
エクアドル	
エジプト	
エルサルバドル	
赤道ギニア	
エリトリア	
エチオピア	
フィジー	
ガボン	
ガンビア	
ガーナ	
グレナダ	
グアテマラ	
ギニア	
ギニアビサウ	
ガイアナ	
ハイチ	
ホンジュラス	
香港	
インド	
インドネシア	
イラン	
イラク	
ジャマイカ	
ヨルダン	
ケニア	
韓国	
クウェート	
ラオス	
レバノン	
リビア	
マダガスカル	
マラウイ	
マリ	
モリタニア	
モルドバ	
モンゴル	
モザンビーク	
ミャンマー	
ネパール	
ニカラグア	
ニジェール	
ナイジェリア	
オマーン	
パキスタン	
パナマ	
バプアニューギニア	
パラグアイ	
ペルー	
フィリピン	
カタール	
ルワンダ	
エクアドル	
エジプト	
エルサルバドル	
赤道ギニア	
エリトリア	
エチオピア	
フィジー	
ガボン	
ガンビア	
ガーナ	
グレナダ	
グアテマラ	
ギニア	
ギニアビサウ	
ガイアナ	
ハイチ	
ホンジュラス	
香港	
インド	
インドネシア	
イラン	
イラク	
ジャマイカ	
ヨルダン	
ケニア	
韓国	
クウェート	
ラオス	
レバノン	
リビア	
マダガスカル	
マラウイ	
マリ	
モリタニア	
モルドバ	
モンゴル	
モザンビーク	
ミャンマー	
ネパール	
ニカラグア	
ニジェール	
ナイジェリア	
オマーン	
パキスタン	
パナマ	
バプアニューギニア	
パラグアイ	
ペルー	
フィリピン	
カタール	
ルワンダ	
エクアドル	
エジプト	
エルサルバドル	
赤道ギニア	
エリトリア	
エチオピア	
フィジー	
ガボン	
ガンビア	
ガーナ	
グレナダ	
グアテマラ	
ギニア	
ギニアビサウ	
ガイアナ	
ハイチ	
ホンジュラス	
香港	
インド	
インドネシア	
イラン	
イラク	
ジャマイカ	
ヨルダン	
ケニア	
韓国	
クウェート	
ラオス	
レバノン	
リビア	
マダガスカル	
マラウイ	
マリ	
モリタニア	
モルドバ	
モンゴル	
モザンビーク	
ミャンマー	
ネパール	
ニカラグア	
ニジェール	
ナイジェリア	
オマーン	
パキスタン	
パナマ	
バプアニューギニア	
パラグアイ	
ペルー	
フィリピン	
カタール	
ルワンダ	
エクアドル	
エジプト	
エルサルバドル	
赤道ギニア	
エリトリア	
エチオピア	
フィジー	
ガボン	
ガンビア	
ガーナ	
グレナダ	
グアテマラ	
ギニア	
ギニアビサウ	
ガイアナ	
ハイチ	
ホンジュラス	
香港	
インド	
インドネシア	
イラン	
イラク	
ジャマイカ	
ヨルダン	
ケニア	
韓国	
クウェート	
ラオス	
レバノン	
リビア	
マダガスカル	
マラウイ	
マリ	
モリタニア	
モルドバ	
モンゴル	
モザンビーク	
ミャンマー	
ネパール	
ニカラグア	
ニジェール	
ナイジェリア	
オマーン	
パキスタン	
パナマ	
バプアニューギニア	
パラグアイ	
ペルー	
フィリピン	
カタール	
ルワンダ	
エクアドル	
エジプト	
エルサルバドル	
赤道ギニア	
エリトリア	
エチオピア	
フィジー	
ガボン	
ガンビア	
ガーナ	
グレナダ	
グアテマラ	
ギニア	
ギニアビサウ	
ガイアナ	
ハイチ	
ホンジュラス	
香港	
インド	
インドネシア	
イラン	
イラク	
ジャマイカ	
ヨルダン	
ケニア	
韓国	
クウェート	
ラオス	
レバノン	
リビア	
マダガスカル	
マラウイ	
マリ	
モリタニア	
モルドバ	



アラブ諸国	アジア・大洋州およびオセアニア	ラテンアメリカ・カリブ諸国 (メキシコを含む)	南欧	サハラ以南アフリカ
アルジェリア	東アジア	アンティグア・バーブーダ	キプロス	アンゴラ
バーレーン	中国	アルゼンチン	トルコ	ベナン
シブチ	香港	バハマ		ボツワナ
エジプト	韓国	バルバドス		ブルキナファソ
イラク	モンゴル	ベリーズ		ブルンジ
ヨルダン		ボリビア		カメルーン
クウェート	東南アジア・太平洋諸国	ブラジル		カーボベルデ
レバノン		チリ		中央アフリカ
リビア	ブルネイ	コロンビア		チャド
モロッコ	カンボジア	コスタリカ		コモロ
オマーン	フィジー	キューバ		コンゴ
カタール	インドネシア	ドミニカ		コンゴ民主共和国
サウジアラビア	ラオス	ドミニカ共和国		コートンボール
スーダン	マレーシア	エクアドル		赤道ギニア
シリア	ミャンマー	エルサルバドル		エリトリア
チュニジア	バブアニューギニア	グレナダ		エチオピア
アラブ首長国連邦	フィリピン	グアテマラ		ガボン
イエメン	西サモア	ガイアナ		ガンビア
	シンガポール	ハイチ		ガーナ
	ソロモン諸島	ホンジュラス		ギニア
	タイ	ジャマイカ		ギニアビサウ
	バヌアツ	メキシコ		ケニア
	ベトナム	ニカラグア		レソト
		パナマ		マダガスカル
	南アジア	パラグアイ		マラウイ
	バンラデシュ	ペルー		マリ
	ブータン	セントクリストファー・ネイビス		モーリタニア
	インド	セントルシア		モーリシャス
	イラン	セントビンセント・グレナディーン諸島		モザンビーク
	モルディブ	スリナム		ナミビア
	ネパール	トリニダード・トバゴ		ニジェール
	パキスタン	ウルグアイ		ナイジェリア
	スリランカ	ベネズエラ		ルワンダ
				サントメ・プリンシペ
				セネガル
				セイシェル
				シエラレオネ
				南アフリカ
				スワジランド
				タンザニア
				トーゴ
				ウガンダ
				ザンビア
				ジンバブエ

指標項目一覧

指標	表番号	指標	表番号
<b>あ</b>		財・サービスの輸出(対GDP比)	15
医師	10	財・サービスの輸入(対GDP比)	15
インターネットホスト	12	債務:対外:総額	18
インフレ率:年間平均	13	:対GNP比	18
HIV/エイズ:患者総数	10	債務:財・サービスの輸出総額に対する	18
:成人罹患率	10	:長期国債格付	15
エネルギー消費:商業~総消費量	20	在来燃料消費量:全エネルギー消費量に占める%	20
:1キロ当たりGDP産出額	20	殺人報告総数:国別	26
:1人当たり	20	:最大都市	26
エネルギー輸入量(純量)	20	GNP:総額	13,32
		:年間成長率	13
		:1人当たり	13,32
		:1人当たり年間成長率	13
<b>か</b>		GDP:総額	14
海外旅行者:総数	12	:1人当たり	8
:指数	12	GDP:総額	14
紙:印刷・筆記用:消費量	21	:動向	7
カロリー供給量:1日1人当たり	23,32	:1人当たり(PPUS\$)	1
看護婦	10	:女性	3
喫煙量:成人1人当たり年間平均量	10	:男女別	2
:指数	10	GDP指数	1
教育支出:公的~(GNP比)	11,16	ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)	3.6
:高等教育全レベルに占める%	11	GEM:国グループ別の最高値~	6
:就学前・初等・中等教育全レベルに占める%	11	:順位	3
:政府支出総額に占める%	11	ジェンダー開発指数(GDI)	2.6
教育指数	1	GDI:国グループ別の最高値~	6
軍事支出(対GDP比)	16	:順位	2
軍事力:総数	15	識字率:成人	1,11,32
:指数	15	:若年層~	11
経口補液療法(ORT)の利用率	10	:女性~	2,28
経済活動人口比率:活動比率:女性	29	:女性の識字指数	28
:指数:女性	29	:男性~	2
:女性の男性に対する%	29	:男性識字率に対する女性の%	28
結核患者	10	自殺:男女	27
工業生産(対GDP比)	14	失業:長期失業者:全~	5
公的衛生サービス:利用できる人口	22	:男女別	24
:利用できない人口	4	失業給付:公的支出	24
国内避難民	27	失業者	24
5歳未満の低体重児	4	失業率:全~	24
5歳未満死亡率	9,32	:指数	24
雇用:パートタイム労働者:男女	24	:男女別~	29
:不本意なパートタイム労働者	24	:若年層:男女別	29
コンピュータ:パソコン	12	脂肪:1日1人当たり供給量	23
		:変化率	23
<b>さ</b>		就学率	
サービス業(対GDP比)	14	高等教育:女性の男性に対する%	28
災害:死亡者総数	27	高等教育指数:女性	28
:最悪の災害による死亡者数	27	高等教育全就学者:女性	28



指標	表番号	指標	表番号
初等学校学齢グループ別～(調整値)	11	政府開発援助 (ODA) 受取：総額	18
：女性	28	：対GNP比	18
初等学校学齢グループ別～指数：女性	28	：1人当たり	18
初等学校学齢グループ別～指数：男性に対する%	28	政府開発援助 (ODA) 支出：総額	17
全レベルの総～	1	：NGOを通じた～対GNP比	17
全レベルの総～：男女別	2	：NGOを通じた～比率	17
中等学校学齢グループ別～(調整値)	11	：援助国1人当たり	17
：女性	28	：後発開発途上国～	17
中等学校学齢グループ別～指数：女性	28	：多国間～	17
中等学校学齢グループ別～指数：男性に対する%	28	政府歳出 (対GDP比)	14
理系高等教育～	11	政府税収入 (対GDP比)	14
：女性	28	選挙：議員の被選出か被任命の別	25
囚人	26	：最近の実施日 (選挙/任命)	25
出生時低体重児	10	：最近の投票率	25
出生：20歳未満の女性の出産	27	専門職・技術者：女性	3
出生率：合計特殊出生率	19,32		
消費		た	
政府～(対GDP比)	14	第5学年まで進級した児童	11
民間～(対GDP比)	14	たんぱく質：1日1人当たり供給量	23
食糧援助：穀物	23	：摂取動向	23
食糧消費：全家計消費に占める%	23	貯蓄：国内組～額 (対GDP比)	14
食糧生産指数	23	テレビ台数	12
食糧輸入：商品輸入に占める%	23	電力消費量：総量	20
女性：政府における～		：指数	20
：関係レベル	31	：1人当たり	20
：国会の議席数	3	電話：携帯電話登録者	12
：準関係レベル	31	：公衆	12
：選挙権を得た年	31	：主要回線	12
：全体	31	投資：海外直接～(純額)	15
：初めて選出/任命された年	31	：国内組～額 (対GDP比)	14
：被選挙権を得た年	31	：証券～(純額)	15
女性の行政職・管理職	3		
所得・消費のシェア：最貧困層20%の～	4,5	な	
：最貧困層20%に対する～	4,5	難民：受入人数	27
：最富裕層20%の～	4,5	：送人数	27,32
人権に関する国際協定の現状	A2.1	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) 排出量：1人当たり	21
人口：総数	19,32	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) 排出量：総量	21
：都市	19	：全排出量に占める%	21
：年平均増加率	19	：1人当たり	21
：65歳以上	19	乳児死亡率	9,32
森林伐採率：年間平均	21	人間開発指数 (HDI)	1,6
税収入 (対GDP比)	14	国グループ別の高位置に対する%	6
生存		動向	7
40歳まで生存できないであろう人の割合	4	変化	8
60歳まで生存できないであろう人の割合	5,9	人間貧困指数 (HPI)：国グループ別の最低値に～	6
政党：議席をもつ政党：下院・一院制議会	25	人間貧困指数 (HPI-1)	4,6
：上院	25	順位	4
政府開発援助 (ODA)：対GNP比	17	人間貧困指数 (HPI-2)	5,6
政府開発援助 (ODA)：中央政府の予算に～	17	順位	5

指標	表番号	指標	表番号
妊産婦死亡率 (報告された～)	9	保健医療への公共支出：対GDP比	16
農業生産：対GDP比	14	保護地域 (おもな)：国土面積に占める%	22
は		ま	
廃棄物：有害～	22	麻薬犯罪：報告総数	26
：核～	22	マラリア患者	10
：市町村～	22	水：安全な水を利用できない人口	4,32
廃棄物(ゴミ)：～のリサイクル：ガラス、紙、段ボール	22	水：年間淡水取水量	21
廃棄物：市町村のゴミ処理サービスを利用できる人口	22	：1人当たり	21
犯罪：報告総数	26	水資源：国内再生可能～	21
非識字率：成人	4	無報酬の家庭内労働者：女性	29
：機能的非識字の人	5		
避妊普及率	19	や	
被扶養人口比率	19	有罪者：未成年者	26
貧血の妊婦の%	10	融資：銀行・貿易付帯～(純額)	15
貧困		予算の黒字・赤字：対GDP比	14
所得貧困ライン以下の人口：所得中間値の50%	5	予防接種率：はしか	10
：1日1\$～	4	：結核	10
：1日4\$～	5		
：1日14.40\$～	5	ら	
：国別貧困ライン	4	離婚：結婚件数に占める%	27
兵器：通常～の輸出：総額	16	レイプ：報告件数	26
：通常～の輸出：全体に占める%	16	労働	
兵器：通常～の輸入：総額	16	労働時間配分：市場と非市場活動	30
：通常～の輸入：指数	16	：男女別	30
平均寿命：出生時平均余命	1,9,32	労働量：男女別	30
：男女別	2	：男性に対する女性の%	30
平均寿命指数	1	労働権に関する国際条約基本的条約の批准	A2.2
保健医療サービスを利用できない人口	4	路上事故による負傷と死亡	27



# 各国の人間開発順位

## アラブ諸国

アルジェリア 1998, 1999  
 バーレーン 1998  
 エジプト 1994, 1995, 1996, 1997-98  
 イラク 1995  
 クウェート 1997, 1999  
 レバノン 1997, 1998, 1999  
 モロッコ 1997, 1999  
 パレスチナ占領地区 1997  
 ソマリア 1998  
 スーダン 1998  
 シリア 1999  
 チュニジア 1999  
 アラブ首長国連邦 1998  
 イエメン 1998

## アジア・太平洋諸国

バングラデシュ 1992, 1993, 1994, 1995, 1996, 1997, 1998  
 カンボジア 1997, 1998, 1999  
 中国 1997, 1999  
 インド カルナタカ 1999  
 インド メディアブラデシュ 1995, 1998  
 インドネシア 1997  
 イラン 1999  
 クオス 1998  
 モルディブ 1999  
 モンゴル 1997, 2000  
 ミャンマー 1998  
 ネパール 1998, 1999  
 パキスタン 1992  
 パプアニューギニア 1999  
 フィリピン 1994, 1997, 2000  
 西サモア 1998  
 スリランカ 1998  
 タイ 1999  
 ツバル 1999  
 バヌアツ 1996

## 欧州・CIS

アルバニア 1995, 1996, 1997, 1998  
 アルメニア 1995, 1996, 1997, 1998  
 アゼルバイジャン 1995, 1996, 1997, 1998, 1999  
 ベラルーシ 1995, 1996, 1997, 1998, 1999  
 ボスニア・ヘルツェゴビナ 1998, 1999  
 ブルガリア 1995, 1996, 1997, 1998, 1999  
 ブルガリア ソフィア 1997  
 クロアチア 1997, 1998  
 チェコ 1996, 1997, 1998  
 エストニア 1995, 1996, 1997, 1998, 1999

グルジア 1995, 1996, 1997, 1998, 1999  
 ハンガリー 1995, 1996, 1998  
 カザフスタン 1995, 1996, 1997, 1998, 1999  
 キルギス 1995, 1996, 1997, 1998, 1999  
 ラトビア 1995, 1996, 1997, 1998, 1999  
 リトアニア 1995, 1996, 1997, 1998, 1999  
 マケドニア 1997, 1998  
 マルタ 1996  
 モルドバ 1995, 1996, 1997, 1998  
 ポーランド 1995, 1996, 1997, 1998, 1999  
 ルーマニア 1995, 1996, 1997, 1998  
 ロシア 1995, 1996, 1997, 1998, 1999  
 セントヘレナ 1999  
 スロバキア 1995, 1997, 1998  
 スロベニア 1998  
 タジキスタン 1995, 1996, 1997, 1998, 1999  
 トルコ 1995, 1996, 1997, 1998  
 トルクメニスタン 1995, 1996, 1997, 1998, 1999  
 ウクライナ 1995, 1996, 1997, 1998  
 ウズベキスタン 1995, 1996, 1997, 1998  
 ユーゴスラビア 1996, 1997

## ラテンアメリカ・カリブ諸国

アルゼンチン 1995, 1996, 1997, 1998, 1999  
 アルゼンチン・ブエノスアイレス 1996, 1997, 1998, 1999  
 ベリーズ 1997, 1998  
 ボリビア 1998, 2000  
 ボリビア コチャバンバ 1995  
 ボリビア ラパス 1995  
 ボリビア サンタクルス 1995  
 ブラジル 1996  
 チリ 1996, 1998, 2000  
 コロンビア 1998, 1999  
 コスタリカ 1995, 1996, 1997, 1998  
 キューバ 1996, 1999  
 ドミニカ共和国 1997, 1999  
 エクアドル 1999  
 エルサルバドル 1997, 1999  
 グアテマラ 1998, 1999  
 ガイアナ 1996  
 ホンジュラス 1998, 1999  
 ニカラグア 1997  
 パラグアイ 1995, 1996  
 ペルー 1997

ウルグアイ 1999  
 ベネズエラ 1995, 1996, 1997, 1998, 1999

## サハラ以南アフリカ

アンゴラ 1997, 1998, 1999  
 ベナン 1997, 1998, 1999  
 ボツワナ 1993, 1997  
 アルキナファソ 1997, 1998  
 ブルンジ 1997, 1999  
 カメルーン 1992, 1993, 1996, 1998  
 カーボベルデ 1997, 1998  
 中央アフリカ 1996  
 チャド 1997  
 コモロ 1997  
 コートジボアール 1997  
 赤道ギニア 1996, 1997  
 エナオビア 1997, 1998  
 ガボン 1998, 1999  
 ガンビア 1997  
 ガーナ 1997, 1999  
 ギニア 1997  
 ギニアビサウ 1997  
 ケニア 1999  
 レソト 1998  
 リベリア 1997  
 マダガスカル 1997, 1999  
 マラウイ 1997, 1998  
 マリ 1995, 1997, 1998, 1999  
 モーリタニア 1996, 1997  
 モーリシャス 1998  
 モザンビーク 1998  
 ナミビア 1995, 1997, 1998  
 ニジェール 1997, 1998  
 ナイジェリア 1996, 1998  
 サントメ・プリンシペ 1998  
 セネガル 1998  
 シエラレオネ 1996  
 南アフリカ 1998  
 スイス 1997, 1998  
 タンザニア 1997  
 トーゴ 1995, 1997  
 ウガンダ 1996, 1998  
 ザンビア 1997, 1998  
 ジンバブエ 1998

## 地域別報告書

アフリカ 1995  
 中央アメリカ 1999  
 欧州・CIS 1995, 1996, 1999  
 太平洋地域 1994, 1999  
 南アジア 1997, 1998, 1999  
 南部アフリカ開発共同体 1998

## HDI順位

54 アルバニア	66 フィジー	168 モザンビーク	100 トルクメニスタン
107 アルジェリア	11 フィンランド	125 ミャンマー	158 ウガンダ
160 アンゴラ	12 フランス	115 ナミビア	78 ウクライナ
37 アンティグア・バーブーダ	123 ガボン	144 ネパール	45 アラブ首長国連邦
35 アルゼンチン	161 ガンビア	8 オランダ	10 英国
83 アルメニア	70 グルジア	20 ニュージーランド	3 米国
4 オーストラリア	14 ドイツ	116 ニカラグア	39 ウルグアイ
16 オーストリア	129 ギーナ	173 ニジェール	106 ウズベキスタン
90 アゼルバイジャン	25 ギリシャ	151 ナイジェリア	118 バヌアツ
33 バハマ	54 グレナダ	2 ノルウェー	65 ベネズエラ
41 バーレーン	120 グアテマラ	86 オマーン	108 ベトナム
146 バングラデシュ	162 ギニア	135 パキスタン	148 イエメン
30 バルバドス	169 ギニアビサウ	59 パナマ	153 ザンビア
57 ベラルーシ	96 ガイアナ	133 パプアニューギニア	130 ジンバブエ
7 ベルギー	150 ハイチ	81 パラグアイ	
58 ベリーズ	113 ホンジュラス	80 ペルー	
157 ベナン	26 香港	77 フィリピン	
142 ブータン	43 ハンガリー	44 ポーランド	
114 ボリビア	5 アイスランド	28 ポルトガル	
122 ボツワナ	128 インド	42 カタール	
74 ブラジル	109 インドネシア	64 ルーマニア	
32 ブルネイ	97 イラン	62 ロシア	
61 ブルガリア	126 イラク	164 ルワンダ	
172 ブルキナファソ	18 アイルランド	47 セントクリストファー・	
170 ブルンジ	23 イスラエル	ネイビス	
135 カンボジア	19 イタリア	88 セントルシア	
134 カメルーン	83 ジャマイカ	79 セントビンセント・	
1 カナダ	9 日本	グレナディーン諸島	
105 カーボベルデ	92 ヨルダン	95 西サモア	
166 中央アフリカ	73 カザフスタン	132 サントメ・プリンシペ	
167 チャド	138 ケニア	75 サウジアラビア	
38 チリ	31 韓国	155 セネガル	
99 中国	36 クウェート	53 セイシェル	
68 コロンビア	98 キルギス	174 シエラレオネ	
137 コモロ	140 ラオス	24 シンガポール	
139 コンゴ	63 ラトビア	40 スロバキア	
152 コンゴ民主共和国	82 レバノン	29 スロベニア	
48 コスタリカ	127 レソト	121 ソロモン諸島	
154 コートジボアール	72 リビア	103 南アフリカ	
49 クロアチア	52 リトアニア	21 スペイン	
56 キューバ	17 ルクセンブルク	84 スリランカ	
22 キプロス	69 マケドニア	143 スーダン	
34 チェコ	141 マダガスカル	67 スリナム	
15 デンマーク	163 マラウイ	112 スワジランド	
149 ジブチ	61 マレーシア	6 スウェーデン	
51 ドミニカ	89 モルディブ	13 スイス	
87 ドミニカ共和国	165 マリ	111 シリア	
91 エクアドル	27 マルタ	110 タジキスタン	
119 エジプト	147 モーリタニア	156 タンザニア	
104 エルサルバドル	71 モーリシャス	76 タイ	
131 赤道ギニア	55 メキシコ	145 トーゴ	
159 エリトリア	102 モルドバ	50 トリニダード・トバゴ	
46 エストニア	117 モンゴル	101 チュニジア	
171 エチオピア	124 モロッコ	85 トルコ	

注：2000年3月31日発行の報告書  
 出典：人間開発報告書事務局



『人間開発報告書1990-2000』基本論文の全文は<http://www.undp.org/hdro>に掲載されています。

『人間開発報告書 2000』CD-ROM (Human Development Report 2000 CD-ROM)：『報告書』全文をはじめ、表やカラーチャート作成に役立つ統計データベース、全参考文献その他さまざまな資料を網羅。英語、フランス語、スペイン語版あり。

『人間開発報告書』CD-ROM：1990-1999年人間開発報告書の10年 (Human Development Report CD-ROM : 10 years of Human Development Reports, 1990-1999)：1990-1999年の『人間開発報告書』を読者に使いやすく一つにまとめたもので、1999年版の全統計データ (interactive format)、重要語、測定方法、データ収集方法についての参考資料その他も収録。英語版のみ。

上記二つのCD-ROMは下記を通じて入手できます。

United Nations Publications  
Room DC2-853  
Dept. D099  
New York, NY 10017  
USA

Telephone : +1 800 253 9646  
Email : publications@un.org  
<http://www.un.org/Publications>

#### Journal of Human Development

年2回発行の新刊雑誌。

グローバルな視点、各国独自の視点、そして地域に密着した視点から人間開発の概念や測定方法、活動を分析し、独自の活動や疑問への取り組みについて伝えます。

この雑誌は、政策決定者、研究者、NGOや開発に携わる人々に開かれた意見交換の場を提供することで、人間開発における概念や測定手法の今後の研究開発への刺激剤となることをめざしています。

この雑誌は下記で入手できます。

Taylor & Francis Ltd.  
Rankine Road  
Basingstoke  
Hants, RG24 8PR  
UK  
Tel : +44 (0)1256 813000  
Fax : +44 (0)1256 330245  
Email : orders@tandf.co.uk  
<http://www.tandf.co.uk>

または  
Taylor & Francis Ltd.  
47 Runway Road, Suite G  
Levittown, PA 19057-4700  
USA  
Tel : +1 800 821 5329  
Fax : +1 215 269 0363

#### 『人間開発報告書』のテーマ

1990年	人間開発の概念と測定
1991年	人間開発の財政
1992年	人間開発の地球的側面
1993年	人びとの社会参加
1994年	「人間の安全保障」の新しい側面
1995年	ジェンダーと人間開発
1996年	経済成長と人間開発
1997年	貧困と人間開発
1998年	消費パターンと人間開発
1999年	グローバリゼーションと人間開発
2000年	人権と人間開発



ISBN4-906352-27-8 C1033 ¥3800E

定価(本体3,800円+税)

人権と人間開発は、すべての人々に自由と福利と尊厳を保障するという共通のビジョンと目的をもって  
いる。人権の課題と開発の課題は、冷戦によって分断され、平行線をたどってきた。今日この二つの課  
題の異なる戦略と伝統が歩み寄ることで、人間の自由獲得の闘いに新たな力を与えることができる。「人  
間開発報告書2000」は、人権を開発の本質的な一部とするとともに、開発を人権実現の手段であるとし  
ている。本書は、人権が説明責任と社会正義の原則を人間開発の過程にどのようにもたらすかを示すも  
のである。

20世紀における人権の進展は、めざましいものだった。しかし、重大な人権侵害は、あからさまな形で、  
あるいはひそかに執拗に続いている。本報告書は21世紀に向けた新しい人権課題を模索するとともに、  
社会正義を実現する政治的経済的ガバナンスの大胆で新しい取り組みを提言する。広がりつつある地球  
規模の貧困格差を是正し、特に困難な状況にある人々や国を支援するために、次のようないっそう強力  
な国際行動が求められている。

- 少数民族の保護、権力の分立および公的機関の説明責任の確保を通じて、あらゆる人権を実現するた  
めの最適な政治形態として包括的民主政治を推進する。
- 開発の目標としてのみならず、人権実現の中核課題として、貧困撲滅を推進する。
- 政府を対象とした説明責任モデルを、企業、国際金融機関、国際機関を含む非政府機関の義務にまで  
拡大する。
- 人権実現に向け、説明責任の文化を築くために統計を活用し、不信感を払拭し、政治と行動の変革を  
推進する。

すべての国のすべての人々にすべての権利を実現するためには、すべての社会の中心的担い手が行動をも  
って示し、責任をもって取り組むことが必要である。今年の人間開発報告書は、人権闘争の軌跡をたど  
りながら、経済的、政治的既得権益に立ち向かうことによって、21世紀は人権が前進されるだろうと結  
んでいる。

「人間開発報告書2000」の作成には、優秀なエコノミストならびに卓越した開発専門家からなるチーム  
があたった。チーム・メンバーには、Philip Alston, Sudhir Anand, Abdullahi A. An-Na'im,  
Radhika Coomaraswamy, Meghnad Desai, Cees Flinterman, Savitri Goonesekere, Vitit  
Muntarbhorn, Makau Mutua, Joseph Oloka-Onyango, Amartya Sen等が名を連ねる。また、  
UNDP総裁特別顧問のRichard Jolly、人間開発報告書事務局ディレクターのSakiko Fukuda-Parrが作  
成チームを指揮統括した。

